

社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会

第14回議事次第

平成24年3月21日（水）

17:30～19:30

厚生労働省専用第23会議室（19階）

1. 開会

2. 議題

- (1) 施設運営指針及び里親等養育指針について
- (2) 社会的養護関係施設の第三者評価について
- (3) 里親委託の推進・里親支援の充実について
- (4) 人員配置の引上げに伴う設備運営基準の改正について
- (5) その他

3. 閉会

配布資料一覧

- 資料 1－1 施設運営指針及び里親等養育指針の検討について
- 資料 1－2 児童養護施設運営指針案
- 資料 1－3 乳児院運営指針案
- 資料 1－4 情緒障害児短期治療施設運営指針案
- 資料 1－5 児童自立支援施設運営指針案
- 資料 1－6 母子生活支援施設運営指針案
- 資料 1－7 里親及びファミリーホーム養育指針案

- 資料 2－1 社会的養護関係施設の第三者評価について
- 資料 2－2 第三者評価基準案（児童養護施設版）
- 資料 2－3 第三者評価基準案（乳児院版）
- 資料 2－4 第三者評価基準案（情緒障害児短期治療施設版）
- 資料 2－5 第三者評価基準案（児童自立支援施設版）
- 資料 2－6 第三者評価基準案（母子生活支援施設版）
- 資料 2－7 利用者調査の実施方法案
- 資料 2－8 第三者評価結果の公表事項案

- 資料 3－1 里親支援の充実について
- 資料 3－2 里親委託ガイドラインの見直しについて
- 資料 3－3 里親等委託率を大きく増加させた自治体における里親推進の取組事例

- 資料 4 人員配置の引上げに伴う設備運営基準の改正について
- 資料 5 社会的養護の充実のための平成 24 年度の主な取組について

- （参考資料）
- 資料 6 社会的養護の課題と将来像への取組
- 資料 7 社会的養護の現状について
- 資料 8 児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドラインについて
- 資料 9 平成 22 年度における民間養子縁組あっせん事業の状況について
- 資料 10 IFCO 2013 大阪世界大会について（星野委員提出資料）

社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会委員

平成24年3月現在

氏 名	所 属 等
相 澤 仁	全国児童自立支援施設協議会顧問 国立武蔵野学院施設長
犬 塚 峰 子	大正大学人間学部臨床心理学科教授、児童精神科医
今 田 義 夫	全国乳児福祉協議会副会長 日本赤十字社医療センター 附属乳児院施設長
大 塩 孝 江	全国母子生活支援施設協議会会長 倉明園施設長
◎ 柏 女 靈 峰	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授
高 田 治	全国情緒障害児短期治療施設協議会副会長 横浜いずみ学園施設長
伊 達 直 利	全国児童養護施設協議会副会長 旭児童ホーム施設長
坪 田 真起子	大阪府東大阪子ども家庭センター所長
林 浩 康	日本女子大学人間社会学部教授
平 井 誠 敏	全国自立援助ホーム協議会事務局長 自立援助ホーム 慈泉寮施設長
平 倉 秀 夫	東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課長
藤 井 美 憲	全国児童家庭支援センター協議会副会長 愛泉こども家庭センター施設長
ト 蔵 康 行	日本ファミリーホーム協議会会長 ファミリーホーム ざおうホーム
星 野 崇	全国里親会副会長
宮 島 清	日本社会事業大学専門職大学院准教授
吉 田 恒 雄	駿河台大学法学部教授
渡 井 さゆり	特定非営利活動法人日向ぼっこ理事長

(◎ : 委員長、 敬称略、 五十音順、 17名)

施設運営指針及び里親等養育指針について

○社会的養護の現状では、施設等の運営の質の差が大きいことから、「社会的養護の課題と将来像」では、施設運営等の質の向上を図るため、

- ①各施設種別ごとに、運営理念等を示す「指針」と、具体的な「手引書（指針の解説書）」を作成し、
- ②「自己点検」とともに、社会的養護の専門性を踏まえた外部の目を入れる「第三者評価」を義務づけることとした。

○平成24年3月に、種別ごとの指針を策定するとともに、第三者評価のガイドラインを改定。

平成23年度に指針を作成し、平成24年度から手引書の作成。順次改定して高めていく。

施設種別毎の「施設運営指針」、及び「里親等養育指針」の作成

- ・保育所保育指針に相当するものが、社会的養護の施設には無いことから、施設種別ごとの検討チームを設置して、作成

種別毎の「手引書（指針の解説書）」の作成

- ・従来、施設ごとの経験の積み重ねで、ノウハウが蓄積されてきたが、施設により取り組みの質の差が大きい。
- ・このため、施設種別毎に、実践的な技術や知恵を言語化した手引書（指針の解説書）を作成。

指針等を踏まえ、自己点検と第三者評価を推進し、質を高めていく。（平成24年度から実施）

「自己点検（自己評価）」の推進

- ・各施設で、施設長や基幹的職員（スーパーバイザー）を中心に、全職員が参加して自己点検を行う。

「第三者評価」の義務づけ

- ・社会福祉共通で任意の第三者評価が行われているが、子どもが施設を選べない措置施設で、施設長の親権代行もある社会的養護の施設では、質の向上の取り組みとして、3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表を義務づける。（平成23年9月省令改正済、24年4月施行）
- ・評価基準の見直しと評価者の研修を行う

施設運営指針、里親及びファミリーホーム養育指針案について

- 第Ⅰ部総論は、社会的養護の基本理念と原理、施設の役割、対象児童、養育等のあり方の基本、将来像など
※「社会的養護の基本理念と原理」の部分は、6つの指針に共通
- 第Ⅱ部各論は、施設の指針では、第三者評価のガイドラインの評価項目に対応させる構成。
- 各指針は、目指すべき方向であり、第三者評価のA評価の内容に対応。

<指針の基本構成>

第Ⅰ部 総論

1. 目的
2. 社会的養護の基本理念と原理
3. 施設の役割と理念
4. 対象児童等
5. 養育、支援等のあり方の基本
6. 施設の将来像

第Ⅱ部 各論

1. 養育、支援等
2. 家族への支援
3. 自立支援計画、記録
4. 権利擁護
5. 事故防止と安全対策
6. 関係機関連携・地域支援
7. 職員の資質向上
8. 施設の運営

○社会的養護の基本理念

- ①子どもの最善の利益、
- ②すべての子どもを社会全体で育む

○社会的養護の原理

- ①家庭的養護と個別化、
- ②発達の保障と自立支援、
- ③回復を目指した支援、
- ④家族との連携協働、
- ⑤継続的支援と連携アプローチ
- ⑥ライフサイクルを見通した支援

○各指針案の特徴

- ・児童養護施設： 養育論、関係性の回復、養育を担う人の原則
- ・乳児院： 乳幼児期の重要性、愛着関係、家族への支援
- ・情短施設： 心理治療、児童心理治療施設の通称
- ・児童自立支援施設： 生活環境づくり、生活の中の教育
- ・母子生活支援施設： 入所者支援の充実
- ・里親・ファミリーホーム： 養育者の家庭に迎え入れる家庭養護、地域とのつながり

○第Ⅱ部は、施設の指針では、第三者評価のガイドラインの評価項目に対応（児童養護98、乳児院80、情短96、児童自立96、母子施設85項目）

○各指針は第Ⅰ部・第Ⅱ部全体で、2万字～2万5千字。

指針策定及び第三者評価ガイドラインのワーキンググループ等による検討経過

- 平成23年8月末に6つのワーキングを設置して、12月までに指針の素案を作成し、1月の社会的養護専門委員会で議論。
 - さらに、3月上旬までに、第三者評価ガイドラインの見直しを検討。指針案も引き続き検討。
 - 里親・ファミリーホームWGでは、里親支援のあり方、里親委託ガイドラインの見直しを検討。
 - 3月の社会的養護専門委員会で議論の上、3月末に指針、ガイドラインを策定。
- ・[児童養護WG] 9/27、10/11、10/25、11/16、11/28、1/26、2/7、2/20(8回)
 - ・[乳児院WG] 9/28、10/24、11/7、11/29、1/23、2/6、2/21(7回)
 - ・[情短施設WG] 9/26、10/20、11/8、11/21、1/24、2/13、2/22 (7回)
 - ・[児童自立支援施設WG] 9/13、10/18、11/8、11/22、1/31、2/7、2/15 (7回)
 - ・[母子生活支援施設WG] 9/20、10/18、11/17、11/28、1/30、2/15、2/24 (7回)
 - ・[里親・ファミリーホームWG] 9/30、10/12、10/26、11/14、11/25、1/30、2/14 (7回)
 - ・[全体会合] 8/30、11/1、3/1 (3回)
 - ・[分科会] 11/1、3/1 (2回)
 - ・[第三者評価基準等委員会] 3/6
- 第三者評価については、平成24年度前半に、評価者研修等を行い、実質的に平成24年度の後半から実施予定。

<施設運営指針等の策定>

社会保障審議会 児童部会
社会的養護専門委員会

施設運営指針等ワーキング全体会議
柏女霊峰委員長 + 6WG座長

<第三者評価基準ガイドラインの見直し>

福祉サービス第三者評価事業に関する
評価基準等委員会(全社協)

社会的養護施設関係分科会
分科会長:石井哲夫 児童部会長
+福田敬第三者評価基準部会長+5WG座長

施設運営指針等ワーキンググループ

◎は座長

- 児童養護施設WG (◎桑原教修、太田一平、菅原ますみ、伊達直利、福田雅章、村瀬嘉代子、渡井さゆり)
- 乳児院WG (◎平田ルリ子、青木紀久代、今田義夫、増沢高、山本朝美、横川哲)
- 情緒障害児短期治療施設WG (◎高田治、青木正博、滝川一廣、竹中哲夫、辻亨、平田美音)
- 児童自立支援施設WG (◎相澤仁、田中康雄、豊岡敬、野田正人、吉川正美)
- 母子生活支援施設WG (◎菅田賢治、青戸和喜、大澤正男、芹沢出、森脇晋、山辺朗子、湯澤直美)
- 里親・ファミリーホームWG (◎星野崇、木ノ内博道、長縄良樹、林浩康、卜蔵康行、宮島清、横堀昌子)

<p>児童養護施設WG</p>	<p>○桑原 教修 伊達 直利 太田 一平 福田 雅章 菅原 ますみ 村瀬 嘉代子 渡井 さゆり</p>	<p>全国児童養護施設協議会副会長、舞鶴学園施設長 全国児童養護施設協議会副会長、旭児童ホーム施設長 全国児童養護施設協議会研修部長、八楽児童寮施設長 養徳園施設長 お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科教授 北翔大学大学院教授 特定非営利活動法人日向ぼっこ理事長</p>
<p>乳児院WG</p>	<p>○平田 ルリ子 今田 義夫 横川 哲 山本 朝美 青木 紀久代 増沢 高</p>	<p>全国乳児福祉協議会副会長、清心乳児園施設長 全国乳児福祉協議会副会長、日本赤十字社医療センター附属乳児院施設長 全国乳児福祉協議会制度対策研究委員長、麦の穂乳幼児ホームかがやき施設長 全国乳児福祉協議会広報・研修委員会副委員長、小鳩乳児院施設長 お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科准教授 子どもの虹情報研修センター研修部長</p>
<p>情緒障害児短期 治療施設WG</p>	<p>○高田 治 辻 亨 平田 美音 青木 正博 滝川 一廣 竹中 哲夫</p>	<p>全国情緒障害児短期治療施設協議会副会長、横浜いずみ学園施設長 全国情緒障害児短期治療施設協議会副会長、さざなみ学園施設長 名古屋市くすのき学園施設長 大阪市立児童院施設長 学習院大学文学部教授 日本福祉大学大学院名誉教授</p>
<p>児童自立支援 施設WG</p>	<p>○相澤 仁 豊岡 敬 吉川 正美 野田 正人 田中 康雄</p>	<p>全国児童自立支援施設協議会顧問、国立武蔵野学院施設長 全国児童自立支援施設協議会副会長、東京都立萩山実務学校施設長 滋賀県立淡海学園 立命館大学産業社会学部教授 北海道大学大学院教育学研究所付属子ども発達臨床研究センター教授</p>
<p>里親・ファミリー ホームWG</p>	<p>○星野 崇 木ノ内 博道 ト蔵 康行 長縄 良樹 林 浩康 宮島 清 横堀 昌子</p>	<p>全国里親会副会長 全国里親会理事 日本ファミリーホーム協議会会長 全国児童家庭支援センター協議会会長、子ども家庭支援センターぎふ・はこぶね施設長 日本女子大学人間社会学部教授 日本社会事業大学専門職大学院准教授 青山学院女子短期大学子ども学科准教授</p>
<p>母子生活支援施設 WG</p>	<p>○菅田 賢治 大澤 正男 芹沢 出 青戸 和喜 森脇 晋 山辺 朗子 湯澤 直美</p>	<p>全国母子生活支援施設協議会副会長、仙台つばさ荘施設長 全国母子生活支援施設協議会副会長、葛飾区ふたば荘施設長 全国母子生活支援施設協議会制度政策委員長、野菊荘施設長 全国母子生活支援施設協議会研修広報委員長、岡崎市いちょうの家施設長 全国母子生活支援施設協議会総務委員長、白百合パークハイム施設長 龍谷大学社会学部教授 立教大学コミュニティ福祉学部教授</p>
<p>全体会合座長：柏女霊峰 淑徳大学総合福祉学部教授</p>		

施設運営指針及び里親等養育指針の構成

児童養護施設	乳児院	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親・ファミリーホーム
第 I 部 総論	第 I 部 総論	第 I 部 総論	第 I 部 総論	第 I 部 総論	第 I 部 総論
1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的
2. 社会的養護の基本理念と原理					
(1)社会的養護の基本理念 (2)社会的養護の原理 (3)社会的養護の基盤づくり					
3. 児童養護施設の役割と理念	3. 乳児院の役割と理念	3. 情緒障害児短期治療施設の役割と理念 (1) 情緒障害児短期治療施設の役割 (2)情緒障害児短期治療施設の運営理念と「児童心理治療施設」の通称	3. 児童自立支援施設の役割と理念 (1) 児童自立支援施設の目的 (2) 自立支援の主な目標	3. 母子生活支援施設の役割と理念	3. 里親・ファミリーホームの役割と理念 (1) 里親・ファミリーホームの役割 (2) 里親・ファミリーホームの理念
4. 対象児童 (1)子どもの特徴と背景 (2)子どもの年齢等	4. 対象児童 (1)子どもと保護者の特徴と背景 (2)子どもの年齢等	4. 対象児童 (1)子どもの特徴と背景 (2)子どもの年齢等	4. 対象児童 (1)子どもの特徴と背景 (2)子どもの年齢等	4. 利用対象 (1)母子生活支援施設の利用対象と留意事項 (2)母親と子どもの年齢等	4. 対象児童
5. 養育のあり方の基本 (1)関係性の回復をめざして (2)養育のいとなみ (3)養育を担う人の原則 (4)家族と退所者への支援	5. 養育のあり方の基本 (1)養育の基本と原則 (2)養育のいとなみ (3)養育を担う人 (4)家庭・里親への支援 (5)地域支援・地域連携	5. 治療・支援のあり方の基本 (1)基本的な考え方 (2)治療の場といとなみ (3)治療・支援を担う人 (4)家族と退所児童への支援 (5)地域支援・地域連携	5. 支援のあり方の基本 (1)基本的な考え方 (2)保護・養育・教育・心理的ケアのあり方 (3)子どもの支援を担う人 (4)家族と退所者への支援 (5)地域支援・地域連携	5. 支援のあり方の基本 (1)基本的な考え方 (2)支援のあり方 (3)支援を担う人の原則	5. 家庭養護のあり方の基本 (1)基本的な考え方(家庭の要件) (2)家庭養護の養育 (3)地域とのつながりと連携
6. 児童養護施設の将来像 (1)施設の小規模化と施設機能の地域分散化 (2)施設機能の高度化と地域支援	6. 乳児院の将来像 (1)専門的機能、保護者支援・地域支援・子育て支援機能の充実 (2)養育単位の小規模化	6. 情緒障害児短期治療施設の将来像 (1)設置推進と専門的機能の充実 (2)短期入所、通所機能の活用、外来機能の充実	6. 児童自立支援施設の将来像 (1)専門的機能の充実等 (2)相談、通所、アフターケア機能	6. 母子生活支援施設の将来像 (1)入所者支援の充実 (2)広域利用の確保等	6. 里親等の支援

施設運営指針及び里親等養育指針の構成

児童養護施設	乳児院	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親・ファミリーホーム
第Ⅱ部 各論 1 養育・支援 (1)養育・支援の基本 (2)食生活 (3)衣生活 (4)住生活 (5)健康と安全 (6)性に関する教育 (7)自己領域の確保 (8)主体性、自律性を尊重した日常生活 (9)学習・進学支援、就労支援 (10)行動上の問題及び問題状況への対応 (11)心理的ケア (12)継続性とアフターケア	第Ⅱ部 各論 1 養育・支援 (1)養育・支援の基本 (2)食生活 (3)衣生活 (4)睡眠環境等 (5)発達段階に応じた支援 (6)健康と安全 (7)心理的ケア (8)継続性とアフターケア	第Ⅱ部 各論 1 治療・支援 (1)治療 (2)生活の中での支援 (3)食生活 (4)衣生活 (5)住生活 (6)健康と安全 (7)性に関する教育 (8)行動上の問題及び問題状況への対応 (9)自主性、主体性を尊重した日常生活 (10)学習支援、進路支援等 (11)継続性とアフターケア (12)通所による支援	第Ⅱ部 各論 1 支援 (1)支援の基本 (2)食生活 (3)衣生活 (4)住生活 (5)健康と安全 (6)性に関する教育 (7)行動上の問題に対する対応 (8)心理的ケア (9)主体性、自律性を尊重した日常生活 (10)学習支援、進路支援、作業支援等 (11)継続性とアフターケア (12)通所による支援	第Ⅱ部 各論 1 支援 (1)支援の基本 (2)入所初期の支援 (3)母親への日常生活支援 (4)子どもへの支援 (5)DV 被害からの回避・回復 (6)子どもの虐待状況への対応 (7)家族関係への支援 (8)特別な配慮の必要な母親、子どもへの支援 (9)主体性を尊重した日常生活 (10)就労支援 (11)継続性とアフターケア	第Ⅱ部 各論 1 養育・支援 (1)養育の開始 (2)「中途からの養育」であることへの理解 (3)家族の暮らし方、約束ごとについての理解 (4)子どもの名前、里親の呼称等 (5)幼稚園や学校、医療機関等との関係 (6)子どもの自己形成 (7)実親との関係 (8)衣食住などの安定した日常生活 (9)実子を含む家族一人一人の理解と協力 (10)子どもの選択の尊重 (11)健康管理と事故発生時の対応 (12)教育の保障と社会性の獲得支援 (13)行動上の問題についての理解と対応 (14)進路選択の支援 (15)委託の解除、解除後の交流 (16)養子縁組
2 家族への支援 (1)家族とのつながり (2)家族に対する支援	2 家族への支援 (1)家族とのつながり (2)家族に対する支援	2 家族への支援 (1)家族とのつながり (2)家族に対する支援	2 家族への支援 (1)家族とのつながり (2)家族に対する支援		(13)行動上の問題についての理解と対応 (14)進路選択の支援 (15)委託の解除、解除後の交流 (16)養子縁組
3 自立支援計画、記録 (1)アセスメントの実施と自立支援計画の策定 (2)子どもの養育・支援に関する適切な記録	3 自立支援計画、記録 (1)アセスメントの実施と自立支援計画の策定 (2)子どもの養育・支援に関する適切な記録	3 自立支援計画、記録 (1)自立支援計画の策定 (2)子どもの治療・支援に関する適切な記録	3 自立支援計画、記録 (1)アセスメントの実施と自立支援計画の策定 (2)子どもの支援に関する適切な記録	2 自立支援計画、記録 (1)アセスメントの実施と自立支援計画の策定 (2)母親と子どもの支援に関する適切な記録	2 自立支援計画と記録 (1)自立支援計画 (2)記録と養育状況の報告

施設運営指針及び里親等養育指針の構成

児童養護施設	乳児院	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親・ファミリーホーム
4 権利擁護 (1)子どもの尊重と最善の利益の考慮 (2)子どもの意向への配慮 (3)入所時の説明等 (4)権利についての説明 (5)子どもが意見や苦情を述べやすい環境 (6)被措置児童等虐待対応 (7) 他者の尊重	4 権利擁護 (1)子どもの尊重と最善の利益の考慮 (2)保護者の意向への配慮 (4)入所時の説明等 (5)保護者が意見や苦情を述べやすい環境 (6)被措置児童等虐待対応	4 権利擁護 (1)子どもの尊重と最善の利益の考慮 (2)子どもの意向や主体性への配慮 (3)入所時の説明等 (4)権利についての説明 (5)子どもが意見や苦情を述べやすい環境 (6)被措置児童等虐待対応 (7) 他者の尊重	4 権利擁護 (1)子どもの尊重と最善の利益の考慮 (2)子どもの意向や主体性への配慮 (3)入所時の説明等 (4)権利についての説明 (5)子どもが意見や苦情を述べやすい環境 (6)被措置児童等虐待対応 (7) 他者の尊重	3 権利擁護 (1)母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮 (2)母親と子どもの意向や主体性の配慮 (3)入所時の説明等 (4)母親や子どもが意見や苦情を述べやすい環境 (5)権利侵害への対応	3 権利擁護 (1)子どもの尊重と最善の利益の考慮 (2)子どもを尊重する姿勢 (3)守秘義務 (4)子どもが意見や苦情を述べやすい環境 (5)体罰の禁止 (6)被措置児童等虐待対応
5 事故防止と安全対策	5 事故防止と安全対策	5 事故防止と安全対策	5 事故防止と安全対策	4 事故防止と安全対策	
6 関係機関連携・地域支援 (1)関係機関等の連携 (2)地域との交流 (3)地域支援	6 関係機関連携・地域支援 (1)関係機関等の連携 (2)地域との交流 (3)地域支援	6 関係機関連携・地域支援 (1)関係機関等の連携 (2)地域との交流 (3)地域支援	6 関係機関連携・地域支援 (1)関係機関等との連携 (2)地域との交流 (3)地域支援	5 関係機関連携・地域支援 (1)関係機関等との連携 (2)地域社会への参加・交流の促進 (3)地域支援	4 関係機関・地域との連携 (1)関係機関等との連携 (2)地域との連携
7 職員の資質向上	7 職員の資質向上	7 職員の資質向上	7 職員の資質向上	6 職員の資質向上	5 養育の技術向上等 (1)養育技術の向上 (2)振り返り(自主評価)の実施
8 施設の運営 (1)運営理念、基本方針の確立と周知 (2)中・長期的なビジョンと計画の策定 (3)施設長の責任とリーダーシップ (4)経営状況の把握 (5)人事管理の体制整備 (6)実習生の受入れ (7)標準的な実施方法の確立 (8)評価と改善の取組	8 施設の運営 (1)運営理念、基本方針の確立と周知 (2)中・長期的なビジョンと計画の策定 (3)施設長の責任とリーダーシップ (4)経営状況の把握 (5)人事管理の体制整備 (6)実習生の受入れ (7)標準的な実施方法の確立 (8)評価と改善の取組	8 施設の運営 (1)運営理念、基本方針の確立と周知 (2)中・長期的なビジョンと計画の策定 (3)施設長の責任とリーダーシップ (4)経営状況の把握 (5)人事管理の体制整備 (6)実習生の受入れ (7)標準的な実施方法の確立 (8)評価と改善の取組	8 施設の運営 (1)運営理念、基本方針の確立と周知 (2)中・長期的なビジョンと計画の策定 (3)施設長の責任とリーダーシップ (4)経営状況の把握 (5)人事管理の体制整備 (6)実習生の受入れ (7)標準的な実施方法の確立 (8)評価と改善の取組	7 施設の運営 (1)運営理念、基本方針の確立と周知 (2)中・長期的なビジョンと計画の策定 (3)施設長の責任とリーダーシップ (4)経営状況の把握 (5)人事管理の体制整備 (6)実習生の受入れ (7)標準的な実施方法の確立 (8)評価と改善の取組	

児童養護施設運営指針案

第 I 部 総論

1. 目的

- ・この「運営指針」は、児童養護施設における養育・支援の内容と運営に関する指針を定めるものである。社会的養護を担う児童養護施設における運営の理念や方法、手順などを社会に開示し、質の確保と向上に資するとともに、また、説明責任を果たすことにもつながるものである。
- ・この指針は、そこで暮らし、そこから巣立っていく子どもたちにとって、よりよく生きること (well-being) を保障するものでなければならない。また社会的養護には、社会や国民の理解と支援が不可欠であるため、児童養護施設を社会に開かれたものとし、地域や社会との連携を深めていく努力が必要である。さらに、そこで暮らす子どもたちに一人一人の発達を保障する取組を創出していくとともに、児童養護施設が持っている支援機能を地域へ還元していく展開が求められる。
- ・家庭や地域における養育機能の低下が指摘されている今日、社会的養護のあり方には、養育のモデルを示せるような水準が求められている。子どもは子どもとして人格が尊重され、子ども期をより良く生きることが大切であり、また、子ども期における精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験は、発達の基礎となると同時に、その後の成人期の人生に向けた準備でもある。
- ・この指針は、こうした考え方に立って、社会的養護の様々な担い手との連携の下で、社会的養護を必要とする子どもたちへの適切な支援を実現していくことを目的とする。

2. 社会的養護の基本理念と原理

(1) 社会的養護の基本理念

①子どもの最善の利益のために

- ・児童福祉法第 1 条で「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と規定され、児童憲章では「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、良い環境の中で育てられる。」とうたわれている。
- ・児童の権利に関する条約第 3 条では、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」と規定されている。
- ・社会的養護は、子どもの権利擁護を図るための仕組みであり、「子どもの最善の利益のために」をその基本理念とする。

②すべての子どもを社会全体で育む

- ・社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うものである。
- ・子どもの健やかな育成は、児童福祉法第1条及び第2条に定められているとおり、すべての国民の努めであるとともに、国及び地方公共団体の責任であり、一人一人の国民と社会の理解と支援により行うものである。
- ・児童の権利に関する条約第20条では、「家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。」と規定されており、児童は権利の主体として、社会的養護を受ける権利を有する。
- ・社会的養護は、「すべての子どもを社会全体で育む」をその基本理念とする。

(2) 社会的養護の原理

社会的養護は、これを必要とする子どもと家庭を支援して、子どもを健やかに育成するため、上記の基本理念の下、次のような考え方で支援を行う。

①家庭的養護と個別化

- ・すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら、養育されるべきである。
- ・一人一人の子どもが愛され大切にされていると感じることができ、子どもの育ちが守られ、将来に希望が持てる生活の保障が必要である。
- ・社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、社会的養護を地域から切り離して行ったり、子どもの生活の場を大規模な施設養護としてしまうのではなく、できるだけ家庭あるいは家庭的な環境で養育する「家庭的養護」と、個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進めていく「個別化」が必要である。

②発達の保障と自立支援

- ・子ども期のすべては、その年齢に応じた発達の課題を持ち、その後の成人期の人生に向けた準備の期間でもある。社会的養護は、未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指して行われる。
- ・特に、人生の基礎となる乳幼児期では、愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要である。子どもは、愛着関係や基本的な信頼関係を基盤にして、自分や他者の存在を受け入れていくことができるようになる。自立に向けた生きる力の獲得も、健やかな身体的、精神的及び社会的発達も、こうした基盤があって可能となる。
- ・子どもの自立や自己実現を目指して、子どもの主体的な活動を大切にするとともに、様々な生活体験などを通して、自立した社会生活に必要な基礎的な力を形

成していくことが必要である。

③回復をめざした支援

- ・社会的養護を必要とする子どもには、その子どもに応じた成長や発達を支える支援だけでなく、虐待体験や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアなどの治療的な支援も必要となる。
- ・また、近年増加している被虐待児童や不適切な養育環境で過ごしてきた子どもたちは、虐待体験だけでなく、家族や親族、友達、近所の住人、保育士や教師など地域で慣れ親しんだ人々との分離なども経験しており、心の傷や深刻な生きづらさを抱えている。さらに、情緒や行動、自己認知・対人認知などでも深刻なダメージを受けていることも少なくない。
- ・こうした子どもたちが、安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感（自尊心）を取り戻していけるようにしていくことが必要である。

④家族との連携・協働

- ・保護者の不在、養育困難、さらには不適切な養育や虐待など、「安心して自分をゆだねられる保護者」がいない子どもたちがいる。また子どもを適切に養育することができず、悩みを抱えている親がいる。さらに配偶者等による暴力（DV）などによって「適切な養育環境」を保てず、困難な状況におかれている親子がいる。
- ・社会的養護は、こうした子どもや親の問題状況の解決や緩和をめざして、それに対応するため、親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく包括的な取り組みである。

⑤継続的支援と連携アプローチ

- ・社会的養護は、その始まりからアフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育が望まれる。
- ・児童相談所等の行政機関、各種の施設、里親等の様々な社会的養護の担い手が、それぞれの専門性を発揮しながら、巧みに連携し合って、一人一人の子どもの社会的自立や親子の支援を目指していく社会的養護の連携アプローチが求められる。
- ・社会的養護の担い手は、同時に複数で連携して支援に取り組んだり、支援を引き継いだり、あるいは元の支援主体が後々までかわりを持つなど、それぞれの機能を有効に補い合い、重層的な連携を強化することによって、支援の一貫性・継続性・連続性というトータルなプロセスを確保していくことが求められる。
- ・社会的養護における養育は、「人とのかわりをもとにした営み」である。子どもが歩んできた過去と現在、そして将来をより良くつなぐために、一人一人の子どもに用意される社会的養護の過程は、「つながりのある道すじ」として子

ども自身にも理解されるようなものであることが必要である。

⑥ライフサイクルを見通した支援

- ・社会的養護の下で育った子どもたちが社会に出てからの暮らしを見通した支援を行うとともに、入所や委託を終えた後も長くかかわりを持ち続け、帰属意識を持つことができる存在になっていくことが重要である。
- ・社会的養護には、育てられる側であった子どもが親となり、今度は子どもを育てる側になっていくという世代を繋いで繰り返されていく子育てのサイクルへの支援が求められる。
- ・虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援が求められている。

(3) 社会的養護の基盤づくり

- ・社会的養護は、かつては親のない、親に育てられない子どもを中心とした施策であったが、現在では、虐待を受けた子ども、何らかの障害のある子ども、DV被害の母子などが増え、その役割・機能の変化に、ハード・ソフトの変革が遅れている。
- ・社会的養護は、大規模な施設養護を中心とした形態から、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるような社会的な資源として、ハード・ソフトともに変革していかなければならない。
- ・社会的養護は、家庭的養護を推進していくため、原則として、地域の中で養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホームを優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設養護も、できる限り小規模で家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていくことが必要である。
- ・また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが重要である。
- ・施設は、社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、社会的養護の下で育った人への自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化し、総合的なソーシャルワーク機能を充実していくことが求められる。
- ・ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要である。
- ・社会的養護の役割はますます大きくなっており、これを担う人材の育成・確保が重要な課題となっている。社会的養護を担う機関や組織においては、その取り組みの強化と運営能力の向上が求められている。

3. 児童養護施設の役割と理念

- ・児童養護施設は、児童福祉法第41条の規定に基づき、保護者のない児童、虐待

されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設である。

- ・また、第48条の2の規定に基づき、地域の住民に対して、児童の養育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める役割も持つ。
- ・児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行う。
- ・生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行う。
- ・学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行う。
- ・職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行う。
- ・家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行う。

4. 対象児童

(1) 子どもの特徴と背景

①複雑な背景

- ・児童養護施設における入所理由は、父母の死別又は生死不明の児童、父母から遺棄された児童など保護者のない子どもは一部に過ぎず、半数以上は保護者から虐待を受けたために保護された子どもであり、次に、親の疾患、離婚等により親の養育が受けられない子どもも多い。
- ・また、子どもの入所理由の背景は単純ではなく、複雑・重層化している。ひとつの虐待の背景をみても、経済的困難、両親の不仲、精神疾患、養育能力の欠如など多くの要因が絡み合っている。そのため、入所に至った直接の要因が改善されても、別の課題が明らかになることも多い。
- ・こうしたことを踏まえ、子どもの背景を十分に把握した上で、必要な心のケアも含めて養育を行っていくとともに、家庭環境の調整も丁寧に行う必要がある。

②障害を有する子ども

- ・虐待は閉ざされた養育空間の中で、子育てに行き詰ったときに発生することが多く、発達上に問題を抱える子どもであれば、そのリスクはさらに高まることが指摘されている。

- ・障害を有する子どもについては、その高い養護性にかんがみて、障害への対応も含めて最大限の支援を行うことが必要である。その場合、医療や他の福祉サービスの利用など関連機関との連携が欠かせない。

(2) 子どもの年齢等

①年齢要件と柔軟な対応

- ・児童養護施設は、乳児を除く18歳に至るまでの子どもを対象としてきたが、特に必要がある場合は乳児から対象にできる。
- ・また、20歳に達するまで措置延長ができることから、子どもの最善の利益や発達状況をかんがみて、必要がある場合は18歳を超えても対応していくことが望ましい。
- ・義務教育終了後、進学せず、又は高校中退で就労する者であっても、その高い養護性を考慮して、でき得る限り入所を継続していくことが必要である。

②高齢児への対応

- ・入所時の年齢が高くなるほど、その養護性の問題は見逃されがちだが、親からの虐待を自ら訴える子どもの存在、高校進学したくても行けなかった子どもの存在など、年齢は高くなっていても児童養護施設の養育を必要としている子どもたちへの対応が求められている。

③再措置への対応

- ・児童養護施設は、対象となる子どもの背景が多岐にわたっていると同時に、子どもの年齢も幅広く、社会的養護を担う施設のなかでは中核的存在となっている。
- ・児童養護施設から里親、情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設などへの措置変更の際には、そうした子どもが再び児童養護施設での養育が必要と判断された場合、養育の連続性の意味からも入所していた施設に再措置されることが望ましい。家庭復帰した場合も同様である。
- ・また、18歳に達する前に施設を退所し自立した子どもについては、まだ高い養護性を有したままであることを踏まえ、十分なアフターケアとともに、必要な場合には再入所の措置がとられることが望ましい。

5. 養育のあり方の基本

(1) 関係性の回復をめざして

- ・子どもにとって、大人は「共に居る」時間の長短よりも「共に住まう」存在であることが大切である。子どもは、「共に住まう」大人(「起居を共にする職員」との関係性の心地よさを求めつつ自らを創っていく。
- ・社会的養護は、従来の「家庭代替」の機能から、家族機能の支援・補完・再生を重層的に果たすさらなる家庭支援(ファミリーソーシャルワーク)に向けた転

換が求められている。親子間の関係調整、回復支援の過程は、施設と親とが協働することによって果たされる。

- ・児童養護施設では、多かれ少なかれ複数の子どもが生活空間を共有している。子どもと大人の関係だけでなく、子ども同士の関係にも十分に配慮したい。虐待体験や分離体験を経た子どもには、子ども同士の関係の中に力に基づく関係がみられたり、対人関係そのものを避ける傾向がみられたりする。
- ・児童養護施設の職員は、様々な工夫を凝らして、子ども同士の関係にも適切に働きかけなければならない。子どもは、ぶつかり合い、助け合い、協力し合うといった体験を通して、他者を信頼する気持ちが芽生え、社会性や協調性を身につけていくのである。

(2) 養育のいとなみ

- ・社会的養護は〈養育のいとなみ〉である。子どもたちとともにする日々の生活の中から紡ぎ出されてくる、子どもたちの求めているもの、さらには子どもたちが容易には言葉にしない思いをもくみ取ろうとするようないとなみが求められている。子どもにとっての「切実さ」「必要不可欠なもの」に気づいていくことが大切である。
- ・社会的養護のもとで養育される子どもにとって、その子にまつわる事実は、その多くが重く、困難を伴うものである。しかし、子どもが未来に向かって歩んでいくためには、自身の過去を受け入れ、自己の物語を形成することが極めて重要な課題である。
- ・子どもが自分の生を受けとめるためには、あるがままの自分を受け入れてもらえる大人との出会いが必要である。「依存」と「自立」はそうした大人との出会いによって導き出され、成長を促される。
- ・社会的養護には、画一化されたプログラムの日常ではなく、子どもたち個々の興味や関心を受けとめる環境が求められる。そこでは子どもの個性や能力が引き出され、子どもが本来持っている成長力や回復力が促進される。
- ・子どもたちが将来に希望をもって、様々な体験を積み増しながら、夢をふくらませていくことは大切なことである。生活は、子どもにとって育ち（発達）の根幹となるものである。やがては子ども時代の生活を通して会得したこと、学習したことを意識的、無意識的な記憶の痕跡として再現していくことになる。

(3) 養育を担う人の原則

- ・養育とは、子どもが自分の存在について「生まれてきてよかった」と意識的・無意識的に思い、自信を持てるようになることを基本の目的とする。そのためには安心して自分を委ねられる大人が存在が必要となる。
- ・子どもの潜在可能性は、開かれた大人が存在によって引き出される。子どもの可能性に期待をいだきつつ寄り添う大人が存在は、これから大人に向かう子ども

にとってのモデルとなる。

- ・ケアのはじまりは、家庭崩壊や親からの虐待に遭遇した子どもたちの背負わされた悲しみ、苦痛に、どれだけ思いを馳せることができるかにある。子どもの親や家族への理解はケアの「引き継ぎ」や「連続性」にとって不可避的課題である。
- ・子どもたちを大切にしている大人の姿や、そこで生まれ、健やかに育っている子どもの姿に触れることで、親の変化も期待される。親のこころの中に、子どもの変化を通して「愛」の循環が生まれるように支えていくことも大切である。
- ・養育者は、子どもたちに誠実にかかわりコミュニケーションを持たない心情や理屈では割り切れない情動に寄り添い、時間をかけ、心ひらくまで待つこと、かかわっていくことを大切にする必要がある。分からないことは無理に分かろうと理論にあてはめて納得してしまうよりも、分からなさを大切にし、見つめ、かかわり、考え、思いやり、調べ、研究していくことで分かる部分を増やしていくようにする。その姿勢を持ち続けることが、気づきへの感性を磨くことになる。
- ・子どもの養育を担う専門性は、養育の場で生きた過程を通して培われ続けなければならない。経験によって得られた知識と技能は、現実の養育の場面と過程のなかで絶えず見直しを迫られることになるからである。養育には、子どもの生活をトータルにとらえ、日常生活に根ざした平凡な養育のいとなみの質を追求する姿勢が求められる。

(4) 家族と退所者への支援

①家庭支援

- ・被措置児童の家庭は、地域や親族からも孤立していることが多く、行政サービスとしての子育て支援が届きにくい。こうした家庭に対して施設は、その養育機能を代替することはもちろんのこと、養育機能を補完するとともに子育てのパートナーとしての役割を果たしていくことが求められている。その意味では、児童養護施設は、子どもの最善の利益を念頭に、その家庭も支援の対象としなければならない。その場合、地域の社会資源の利用や関係者との協働が不可欠である。

②退所した者への支援

- ・児童養護施設は、退所した者に対する相談その他の自立のための援助も目的としていることから、その施設を退所した者は支援の対象となる。家庭復帰にしても進学・就職にしても、退所後の生活環境は施設と比べて安定したものではなく、自立のための援助を適切に行うためにも、退所した者の生活状況について把握しておく必要がある。

6. 児童養護施設の将来像

(1) 施設の小規模化と施設機能の地域分散化

- ・ 今日、社会的養護を必要とする子どもたちは、ますます大きな生きづらさや困難さを抱えて、児童養護施設へ入所している。児童養護施設は、こうした子どもたちの心身の健やかな成長と、子どもたちの生きづらさからの克服を支え続けていくことが求められる。
- ・ 児童養護施設には、配慮された生活の継続性が重要である。配慮のなされた生活体験は、将来に向かって子どもの人生に豊かさを育んでいく。日常の生活では特定の養育者が個別的な関係を持つとともに、生活感と温かみを実感できる居場所が必要である。社会的養護における生活は、その環境が子ども・大人相互の信頼に足るものであることが大切である。
- ・ 児童養護施設の将来像は、平成23年7月の社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会によるとりまとめ「社会的養護の課題と将来像」のように、本体施設のすべてを小規模グループケアにしていくとともに、本体施設の定員を少なくし、地域のグループホームに移していく方向に進むべきである。
- ・ また、家庭養護を優先する社会的養護の原則の下、児童養護施設は、家庭養護の担い手である里親やファミリーホームを支援していく。
- ・ 小規模化と地域分散化の取り組みを進めていくためには、一人一人の職員に、養育のあり方についての理解や力量の向上が求められ、また、職員を孤立化させない組織運営力の向上やスーパーバイズの体制が必要となることから、中長期的計画を立てて、地域の中で養育の機能を果たす児童養護施設への転換を目指していく。

(2) 施設機能の高度化と地域支援

- ・ 児童養護施設は、施設機能の地域分散化を図りながら、本体施設は、地域のセンター施設として、その機能を高度化させていく。
- ・ 児童養護施設では、虐待を受けたことや発達障害などのために専門的なケアを必要としている子どもの養育を行うことから、その専門性を高めていく。
- ・ また、早期の家庭復帰を実現するための親子関係の再構築の支援、虐待防止のための親支援、地域の里親等への支援、ショートステイなどによる地域の子育て支援など、地域支援の機能を高めていく。
- ・ ケアワークの機能に加えて、ソーシャルワークの機能を充実し、関係機関との連携を強めていく。
- ・ 親や家族から離れて生活する子どもへの、親や家族との心理的、物理的な関係の配慮や養育の過程のはからいは、子どもの生活を安心、安全の場とするために欠かせない。

第Ⅱ部 各論

1. 養育・支援

(1) 養育・支援の基本

- ①子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解する。
 - ・職員は高い専門性に基づく深い洞察力をもって子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもの課題把握に努める。
 - ・被虐待体験や分離体験など子どもが抱える苦痛やいかりを理解する。
 - ・子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、理由や背景を理解する。
- ②基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援する。
 - ・基本的な信頼感を獲得するなど良好な人間関係を築くために職員と子どもが個別にふれあう時間を確保する。
 - ・子ども一人一人の充足すべき基本的欲求を把握する。
 - ・基本的欲求の充足において、子どもの希望や子どもと職員との関係性を重視する。
 - ・職員は、基本的欲求の充足のプロセスにおいて子どもとの関係性をより深める。
- ③子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障する。
 - ・過干渉にならず、つまずきや失敗の体験を大切にし、子どもが主体的に解決していくプロセスを通して、自己肯定感を形成し、自己を向上発展させられるよう養育・支援する。
- ④発達段階に応じた学びや遊びの場を保障する。
 - ・年齢や発達段階に応じた図書や、玩具などの遊具、遊びの場を用意する。
 - ・幼稚園の就園等、可能な限り施設外で教育を受ける機会を保障する。
 - ・子どもの発達段階や学校適応状況を勘案して、必要に応じて特別支援教育を受ける機会を保障する。
- ⑤秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援する。
 - ・職員の指示や声掛けは適切に行い、穏やかで秩序ある生活が営めるようにする。
 - ・普段から職員が振る舞いや態度で模範を示す。
 - ・施設生活・社会生活の規範等守るべきルール、「しなければならないこと」と「してはいけないこと」を理解できるよう子どもに説明し、責任ある行動をとるよう養育・支援する。
 - ・子どもが社会生活を営む上での必要な様々な知識や技術を日常的に伝え、子どもが生活技術や能力を習得できるよう養育・支援する。

(2) 食生活

- ①食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫する。
 - ・食事の時間が、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫する。
 - ・クラブ活動等子どもの事情に応じて、温かいものは温かく食べられるなど、配慮された食事環境とする。
 - ・無理なく楽しみながら食事ができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮する。
 - ・施設外での食事、来客を迎えての食事など、食事を楽しむ多様な機会を設ける。
- ②子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供する。
 - ・子どもの年齢、障害のある子ども、また、食物アレルギーの有無など子どもの心身の状態や日々の健康状態に応じ、適切に対応する。
 - ・定期的に残食の状況や子どもの嗜好を調査し、栄養摂取量を勘案し献立に反映する。
- ③子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進する。
 - ・日常的に食材の買い出しから後片付けまでに触れることで、食生活に必要な知識及び技能を習得し、基本的な食習慣を身につけることができるよう食育を推進する。
 - ・日々提供される食事について献立の提示等食に関する情報提供等を行う。
 - ・偏食の指導を適切に行う。
 - ・食事の準備や配膳、簡単な調理など基礎的な調理技術を習得できるようにする。
 - ・郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会をもち、食文化を継承できるようにする。

(3) 衣生活

- ①衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものを提供する。
 - ・常に衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものが着用できるようにする。
- ②子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援する。
 - ・気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣の習得を支援する。
 - ・発達段階や好みに合わせて、四季を通じて子ども自身が衣服を購入する機会を設ける。

(4) 住生活

- ①居室等施設全体がきれいに整美されているようにする。

- ・建物の内外装、設備、家具什器、庭の樹木、草花など、子どもの取り巻く住環境から、そこに暮らす子どもが大切にされているというメッセージを感じられるようにする。
- ・軽度の修繕は迅速に行う。
- ・発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにする。

- ②子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにする。
- ・小規模グループケアを行う環境づくりに配慮する。
 - ・家庭的な環境としてくつろげる空間を確保する。
 - ・中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保する。

(5) 健康と安全

- ①発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援する。

- ・幼児については、常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事摂取、排泄等の状況を職員がきちんと把握する。
- ・発達段階に応じて、排泄後の始末や手洗い、うがい、洗面、洗髪、歯磨きなどの身だしなみ等について、自ら行えるように支援する。
- ・寝具や衣類などを清潔に保つなど、自ら健康管理できるよう支援する。
- ・夜尿のある子どもについて、常に寝具や衣類が清潔に保てるよう支援する。

- ②医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応する。

- ・健康上特別な配慮を要する子どもについて、医療機関と連携するなど、子どもの心身の状態に応じて、健康状態並びに心身の状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握する。
- ・受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう説明する。
- ・感染症に関する対応マニュアル等を作成し、感染症や食中毒が発生し、又は、まん延しないように必要な措置を講じるよう努める。また、あらかじめ関係機関の協力が得られるよう体制整備をしておく。

(6) 性に関する教育

- ①子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設ける。

- ・性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答える。
- ・年齢・発達段階に応じた性教育を実施する。
- ・日頃から職員間で性教育のあり方等を検討し、職員の学習会を行う。
- ・必要に応じて外部講師を招いて、学習会などを職員や子どもに対して実施する。

(7) 自己領域の確保

- ①でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とする。
 - ・食器や日用品などが子どもの好みに応じて個々に提供する。
 - ・個人の所有物について記名する場合は、年齢や子どもの意向に配慮する。
 - ・個人の所有物が保管できるよう個々にロッカー、タンス等を整備する。
- ②成長の記録（アルバム）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにする。
 - ・子ども一人一人の成長の記録を整理し、自由に見ることができるように個人が保管し、必要に応じて職員と共に振り返る。

(8) 主体性、自律性を尊重した日常生活

- ①日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援する。
 - ・子ども自身が自分たちの生活について主体的に考えて、自主的に改善していくことができるような活動（施設内の自治会活動等）が行えるよう支援する。
 - ・行事などの企画・運営に子どもが主体的にかかわり、子どもの意見を反映させる。
- ②主体的に余暇を過ごすことができるよう支援する。
 - ・子ども興味や趣味に合わせて、自発的活動ができるよう支援する。
 - ・学校のクラブ活動、外部のサークル活動、子どもの趣味に応じた文化やスポーツ活動は、子どもの希望を尊重し、可能な限り参加を認める。
- ③子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援する。
 - ・計画的な小遣いやアルバイト代の使用、金銭の自己管理ができるように支援する。
 - ・退所を見据え、一定の生活費の範囲で生活することを学ぶプログラムを実施する。

(9) 学習・進学支援、就労支援

- ①学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行う。
 - ・不適切な学習環境にいた子どもが多いことを踏まえて、その学力に応じて学習の機会を確保し、よりよき自己実現に向けて学習意欲を十分に引き出す。
 - ・公立・私立、全日制・定時制にかかわらず高校進学を保障する。また、障害を有する子どもについては特別支援学校高等部への進学を支援するなど、子どもの学習権を保障する。
- ②「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援する。
 - ・進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、十分に話し合う。
 - ・高校卒業後の進学についてもでき得る限り支援する。

- ・中卒児・高校中退児に対して、就労させながら施設入所を継続することで十分な社会経験を積めるよう支援する。

③職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組む。

- ・事業主等と密接に連携するなど、職場実習の効果を高めるよう支援する。
- ・子どもの希望に応じてアルバイト等就労体験を積めるよう支援する。

(10) 行動上の問題及び問題状況への対応

①子どもが暴力、不適応行動などを行った場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応する。

- ・子どもの特性等あらかじめ職員間で情報の共有化し、連携して対応する。
- ・問題行動をとる子どもへの対応だけでなく、施設の日々の生活の持続的安定の維持が子どもの問題行動の軽減に寄与することから、損なわれた秩序の回復、一緒に暮らす成員間の関係修復、生活環境の立て直しなど子どもの問題行動によって引き起こされる問題状況への対応を行う。
- ・子どもの行動上の問題に対しては、子どもが訴えたいことを受けとめるとともに、多角的に検証して原因を分析した上で、適切に対応する。また、記録にとどめ、以後の対応に役立てる。
- ・パニックなどで自傷や他害の危険度の高い場合に、タイムアウトを行うなどして子どもの心身を傷つけずに対応するとともに、周囲の子どもの安全を守る。

②施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組む。

- ・日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方を職員が模範となって示す。
- ・子ども間の暴力、いじめ、差別などが施設内で生じないようにするための予防策や、発生してしまった場合に、問題克服へ向けた取組を施設全体で行う。
- ・施設内での重要なルールとして「暴力防止」を掲げ、日頃から他者の権利を守ることの大切さを子どもと話し合う機会を持つ。
- ・子どもの遊びにも職員が積極的に関与するなどして子ども同士の関係性の把握に努め、いじめなどの不適切な関係に対しては適時介入する。
- ・生活グループの構成には、子ども同士の関係性に配慮する。
- ・暴力やいじめについての対応マニュアルを作成するなど、問題が発覚した場合は、全職員が適切な対応ができる体制を整える。

③虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努める。

- ・強引な引き取りへの対応について、あらかじめ施設で統一的な対応が図られるよう周知徹底する。
- ・生活する場所が安全であることを、子どもが意識できるようにする。

(1 1) 心理的ケア

- ①心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行う。
- ・心理的な支援を必要とする子どもは、自立支援計画に基づきその解決に向けた心理支援プログラムを策定する。
 - ・施設における他の専門職種との多職種連携を強化するなどにより、心理的支援に施設全体で有効に取り組む。
 - ・治療的な援助の方法について施設内で研修を実施する。

(1 2) 継続性とアフターケア

- ①措置変更又は受入れに当たり、継続性に配慮した対応を行う。
- ・子どもの特性を理解するための情報の共有化やケース会議を実施し、切れ目のない養育・支援に努める。
 - ・措置変更に当たり、引き継ぎを行う施設、里親等と丁寧な連携を行う。そのために日頃より、それぞれの施設や里親の役割を十分に理解し、連絡協議会や合同研修会の開催など相互に連携に努める。
 - ・継続的な支援を行うための育ちの記録を作成する。
 - ・前任の養育者や施設の担当者から後任の者へ適切に引き継ぐ。
 - ・里親、児童自立支援施設などへの措置変更されたケースについて、再び児童養護施設での養育が必要と判断された場合、入所していた施設は再措置に対応する。
 - ・18歳に達する前に施設を退所し自立した子どもについては、まだ高い養護性を有したままであることを踏まえ、必要に応じて再入所の措置に対応する。
- ②家庭引取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行う。
- ・退所に当たって、ケース会議を開催し、子ども本人や保護者の意向を踏まえて、児童相談所や関係機関等と協議の上、適切な退所時期や退所後の生活を検討する。
 - ・子どもが退所する地域の市町村や関係機関と連携し、退所後の生活の支援体制の構築に努める。
 - ・退所後も施設として子どもと保護者が相談できる窓口を設置し、子どもと保護者に伝える。
 - ・子どもや家庭の状況の把握に努め、退所後の記録を整備する。
- ③できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援する。
- ・子どもの最善の利益や発達状況をかながみて、高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもへの措置継続や、18歳から20歳までの措置延長を利用して自立支援を行う。

- ④子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援を積極的に行う。
- ・アフターケアは施設の業務であり、退所後も施設に相談できることを伝える。
 - ・退所者の状況を把握し、退所後の記録を整備する。
 - ・必要に応じて、児童相談所、市町村の担当課、地域の関係機関、自立援助ホームやアフターケア事業を行う団体等と積極的な連携を図りながら支援を行う。
 - ・施設退所者が集まれるような機会を設けたり、退所者グループの活動を支援し、参加を促す。

2. 家族への支援

(1) 家族とのつながり

- ①児童相談所や家族の住む市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり家族からの相談に応じる体制づくりを行う。
- ・家庭支援専門相談員を独立した専門職として配置し、その役割を明示する。
 - ・家族との関係調整については、定例的かつ必要に応じて児童相談所と家族の状況や入所後の経過について情報を共有し、協議を行い、また、家族の所在する市町村と協議を行う。
- ②子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行う。
- ・家族に対して、面会、外出、一時帰宅はもちろん、学校行事等への参加を働きかける。
 - ・一時帰宅は児童相談所と協議を行う。
 - ・親子が必要な期間を一緒に過ごせるような宿泊設備を施設内に設ける。
 - ・家族等との交流の乏しい子どもには、週末里親やボランティア家庭等での家庭生活を体験させるなど配慮する。

(2) 家族に対する支援

- ①親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組む。
- ・子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に支援を行う。
 - ・子どものために行う保護者への援助を支援として位置付け、積極的に取り組む。
 - ・親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施など、子どもと保護者との関係回復に向けた支援を行う。

3. 自立支援計画、記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定

- ①子どもの心身の状況や、生活状況等を正確に把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示する。

- ・ 児童相談所との話し合いや関係書類、子ども本人との面接などで、子どもの心身の状況や生活状況、保護者の状況など家庭環境、学校での様子などを必要な情報を収集し、統一した様式に則って記録する。
 - ・ 把握した情報を総合的に分析・検討し、課題を具体的に明示する。
 - ・ アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行う。
- ②アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させる。
- ・ 自立支援計画策定の責任者（基幹的職員等）を設置する。
 - ・ 児童相談所と援助方針等について打ち合わせ、自立支援計画に反映させる。
 - ・ また、策定した自立支援計画を児童相談所に提出し、共有する。
 - ・ 自立支援計画は、ケース会議で合議して策定する。
 - ・ 自立支援計画には、支援上の課題と、課題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定める。
 - ・ 支援目標は、子どもに理解できる目標として表現し、努力目標として子どもに説明する。
 - ・ 策定された自立支援計画を、全職員で共有し、養育・支援は統一かつ統合されたものとする。
- ③自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施する。
- ・ 自立支援計画の見直しは、子どもとともに生活を振り返り、子どもの意向を確認し、併せて保護者の意向を踏まえて、それらを反映させつつ、子どもの最善の利益を考慮して行う。
 - ・ 計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努めし、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築する。
 - ・ アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行う。

（2）子どもの養育・支援に関する適切な記録

- ①子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録する。
- ・ 入所からアフターケアまでの養育・支援の実施状況を、家族及び関係機関とのやりとり等を含めて適切に記録する。
 - ・ 記録内容について職員間でばらつきが生じないよう工夫する。
- ②子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行う。
- ・ 記録の管理について個人情報保護と情報開示の観点から、研修を実施する。

- ・ 守秘義務の遵守を職員に周知する。
- ③子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行う。
- ・ 施設における情報の流れを明確にし、情報の分別や必要な情報が的確に届く仕組みを整備する。
 - ・ 施設の特性に応じて、ネットワークシステム等を利用して、情報を共有する仕組みを作る。

4. 権利擁護

(1) 子ども尊重と最善の利益の考慮

- ①子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行う。
- ・ 施設長や職員が子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加し、人権感覚を磨くことで、施設全体が権利擁護の姿勢を持つ。
 - ・ 子どもを尊重した姿勢を、個々の養育・支援の標準的な実施方法等に反映させる。
- ②社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践する。
- ・ 人権に配慮した養育・支援を行うために、職員一人一人の倫理観、人間性並びに職員としての職務及び責任の理解と自覚を持つ。
 - ・ 施設全体の質の向上を図るため、職員一人一人が、養育実践や研修を通じて専門性を高めるとともに、養育実践や養育の内容に関する職員の共通理解や意見交換を図り、協働性を高めていく。
 - ・ 職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って養育・支援に当たる。
 - ・ 子どもの意向に沿うことが結果として子どもの利益につながらないこともあることを踏まえ、適切に導く。
 - ・ 受容的・支持的なかかわりを基本としながらも、養育者として伝えるべきメッセージは伝えるなど、子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう、常に子どもの利益を考慮し真摯に向き合う。
- ③子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせる。
- ・ 子どもが自己の生い立ちを知ることは、自己形成の視点から重要であり、子どもの発達等に応じて、可能な限り事実を伝える。
 - ・ 家族の情報の中には子どもに知られたくない内容があることも考慮し、伝え方等は職員会議等で確認し、共有し、また、児童相談所と連携する。

- ④子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行う。
 - ・通信、面会に関するプライバシー保護や、生活場面等のプライバシー保護について、規程やマニュアル等の整備や設備面等の工夫などを行う。
- ⑤子どもや保護者の思想や信教の自由を、保障する。
 - ・子どもの思想・信教の自由については、最大限に配慮し保障する。
 - ・保護者の思想・信教によってその子どもの権利が損なわれないよう配慮する。

(2) 子どもの意向への配慮

- ①子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行う。
 - ・日常的な会話のなかで発せられる子どもの意向をくみ取り、また、子どもの意向調査、個別の聴取等を行い、改善課題の発見に努める。
 - ・改善課題については、子どもの参画のもとで検討会議等を設置して、改善に向けて具体的に取り組む。
- ②職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。
 - ・生活全般について日常的に話し合う機会を確保し、生活改善に向けての取組を行う。
 - ・生活日課は子どもとの話し合いを通じて策定する。

(3) 入所時の説明等

- ①子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報提供する。
 - ・施設の様子がわかりやすく紹介された印刷物等を作成し、希望があれば見学にも応じるなど養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行う。
 - ・子どもや保護者等が、情報を簡単に入手できるような取組を行う。
- ②入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて、子どもや保護者等にわかりやすく説明する。
 - ・入所時の子どもや保護者等への説明を施設が定めた様式に基づき行う。
 - ・施設生活での規則、保護者等の面会や帰宅に関する約束ごとなどについて、子どもや保護者等にわかりやすく説明する。
 - ・未知の生活への不安を解消し、これからの生活に展望がもてるようにわかりやすく説明している。
- ③子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図る。

- ・入所の相談から施設での生活が始まるまで、子どもや保護者等への対応についての手順を定める。
- ・子どもと保護者等との関係性を踏まえて、分離に伴う不安を理解し受けとめ、子どもの意向を尊重しながら今後のことについて説明する。
- ・入所の際には、温かみのある雰囲気の中で、子どもを迎えるよう準備する。

(4) 権利についての説明

- ①子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明する。
 - ・権利ノートやそれに代わる資料を使用して施設生活の中で守られる権利について随時わかりやすく説明する。
 - ・子どもの状況に応じて、権利と義務・責任の関係について理解できるように説明する。

(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境

- ①子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行う。
 - ・複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを、わかりやすく説明した文書を作成・配布する。
 - ・子どもや保護者等に十分に周知し、日常的に相談窓口を明確にした上で、内容をわかりやすい場所に掲示する。
- ②苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させる。
 - ・苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受け付け担当者の設置、第三者委員の設置）を整備する。
 - ・苦情解決の仕組みを文書で配布するとともに、わかりやすく説明したものを掲示する。
- ③子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応する。
 - ・苦情や意見・提案に対して迅速な対応体制を整える。
 - ・苦情や意見を養育や施設運営の改善に反映させる。
 - ・子どもの希望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明する。

(6) 被措置児童等虐待対応

- ①いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底する。
 - ・就業規則等の規程に体罰等の禁止を明記する。
 - ・子どもや保護者に対して、体罰等の禁止を周知する。

- ・体罰等の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、体罰等を伴わない援助技術を職員に習得させる。
- ②子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組む。
- ・暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底する。
 - ・不適切なかかわりを防止するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことの確認や、職員体制の点検と改善を行う。
 - ・子どもが自分自身を守るための知識、具体的な方法について学習する機会を設ける。
- ③被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応する。
- ・被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合、都道府県市の指導に従い、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなど、施設運営の改善を行い、再発防止に努める。

(7) 他者の尊重

- ①様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援する。
- ・同年齢、上下の年齢などの人間関係を日常的に経験できる生活状況を用意し、人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重できる人間性を育成する。
 - ・幼児や障害児など弱い立場にある仲間はもちろんのこと、共に暮らす仲間に対しては、思いやりの心をもって接するように支援する。

5. 事故防止と安全対策

- ①事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させる。
- ・事故発生対応マニュアル、衛生管理マニュアル等を作成し、職員に周知する。定期的に見直しを行う。
- ②災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行う。
- ・グループホームを含め立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じる。
 - ・災害時の対応体制を整える。
 - ・食料や備品類などの備蓄リストを作成し、備蓄を進める。
- ③子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためのリスクを把握し、対策を実施する。
- ・安全確保・事故防止に関する研修を行う。

- ・災害や事故発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施する。
- ・外部からの不審者等の侵入防止のための対策や訓練など不測の事態に備えて対応を図るとともに、地域の関係機関等と連携し、必要な協力が得られるよう努める。

6. 関係機関連携・地域支援

(1) 関係機関等の連携

- ①施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有する。
 - ・地域の社会資源に関するリストや資料を作成し、職員間で情報の共有化を図る。
- ②児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行う。
 - ・子どもや家族の支援について、関係機関等と協働して取り組む体制を確立する。
 - ・関係機関・団体のネットワーク内での共通の課題に対し、ケース検討会や情報の共有等を行い、解決に向けて協働して具体的な取組を行う。
 - ・児童相談所と施設は子どもや家族の情報を相互に提供する。
 - ・要保護児童対策地域協議会などへ参画し、地域の課題を共有する。
- ③幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にする。
 - ・子どもに関する情報をでき得る限り共有し、協働で子どもを育てる意識を持つ。
 - ・子どもについて、必要に応じて施設の支援方針と教育機関の指導方針を互いに確認し合う機会を設ける。
 - ・PTA活動や学校行事等に積極的に参加する。

(2) 地域との交流

- ①子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行う。
 - ・学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境作りを行う。
 - ・地域のボランティア活動の参加や、お祭りなど地域社会の活動への参加を支援する。
 - ・町内会、子ども会、老人会など地域の諸団体と連絡を取り、施設の行事に地域住民を招待する。
- ②施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行う。
 - ・地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布し、地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にする取組を行う。

- ・地域へ施設を開放するための規程を設け、施設のスペースを開放し、地域の活動の場として提供する。

③ボランティアの受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備する。

- ・ボランティア受入れについて、登録手続き、事前説明等に関する項目などマニュアルを整備する。
- ・ボランティアに対して必要な研修を行う。

(3) 地域支援

①地域の具体的な福祉のニーズを把握するための取組を積極的に行う。

- ・地域住民に対する相談事業を実施すること等を通じて、具体的な福祉ニーズの把握を行う。
- ・社会的養護の施設の責務を果たすべく、地域に対して開かれた施設運営を行う。

②地域の福祉のニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行う。

- ・施設が有する専門性を活用し、地域の子育ての相談・助言や市町村の子育て事業の協力をする。
- ・地域の里親支援、子育て支援等に取り組むなど、施設のソーシャルワーク機能を活用し、地域の拠点となる取組を行う。

7. 職員の資質向上

(1) 職員の質の向上に向けた体制の確立

①組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢を明示する。

- ・施設が目指す養育・支援を実現するため、基本方針や中・長期計画の中に、施設が職員に求める基本的姿勢や意識、専門性や専門資格を明示する。

②職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画を策定し、計画に基づいた具体的な取組を行う。

- ・職員一人一人について、援助技術の水準、知識の質や量、専門資格の必要性などを把握する。
- ・施設内外の研修を体系的、計画的に実施するなど、職員の自己研鑽に必要な環境を確保する。
- ・職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や関係機関など、様々な人とのかかわりの中で共に学び合う環境を醸成する。

③定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させる。

- ・研修を終了した職員は、報告レポートの作成や研修内容の報告会などで発表し、共有化する。
 - ・研修成果を評価し、次の研修計画に反映させる。
- ④スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上に努める。
- ・施設長、基幹的職員などいつでも相談できる体制を確立する。
 - ・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する。
 - ・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人一人が援助技術を向上させ、施設全体の養育・支援の質を向上させる。

8. 施設の運営

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知

- ①法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割を反映させる。
- ・理念には子どもの権利擁護や家庭的養護の推進の視点を盛り込み、施設の使命や方向、考え方を反映させる。
- ②法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針を明文化する。
- ・基本方針は、「児童養護施設運営指針」を踏まえ、理念と整合性があり、子どもの権利擁護や家庭的養護の推進の視点を盛り込み、職員の行動規範となる具体的な内容とする。
- ③運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。
- ④運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。

(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定

- ①施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画を策定する。
- ・理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にし、養育・支援の内容や組織体制等の現状分析を行う。
 - ・施設の小規模化と地域分散化による家庭的養護の推進を図るため、本体施設は小規模グループケア化するとともに小規模化し、併せて、家庭的養護の推進に向け、施設機能を地域に分散させるグループホームやファミリーホームへの転換を行う移行計画を策定する。
 - ・本体施設は、専門的ケアや地域支援の拠点機能を強化し、地域の里親支援や家庭支援を行う体制を充実させる。
- ②各年度の事業計画を、中・長期計画の内容を反映して策定する。

- ③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定するとともに、実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行う。
 - ・ 事業計画の実施状況については、子ども等の意見を聞いて、評価を行う。
- ④ 事業計画を職員に配布、説明して周知を図るとともに、十分な理解を促すための取組を行う。
 - ・ 事業計画をすべての職員に配布し、会議や研修において説明する。
- ⑤ 事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。
 - ・ 事業計画をわかりやすく説明した資料を作成し、子どもや保護者への周知の方法に工夫や配慮をする。

(3) 施設長の責任とリーダーシップ

- ① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮する。
 - ・ 施設長は、社会的養護の使命を自覚し、自らの役割と責任について文書化するとともに、会議や研修において表明する。
 - ・ 施設長は、職員の模範となるよう自己研鑽に励み、専門性の向上に努める。
- ② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードする。
 - ・ 施設長は、法令遵守の観点での施設運営に関する研修や勉強会に参加する。
 - ・ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行う。
- ③ 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮する。
 - ・ 施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行う。
 - ・ 施設長は、養育・支援の質の向上について職員の意見を取り入れるとともに、施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画する。
- ④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮する。
 - ・ 施設長は、施設の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等を行う。
 - ・ 施設長は、経営や業務の効率化や改善のために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に参画する。

(4) 経営状況の把握

- ① 施設運営を取りまく環境を的確に把握するための取組を行う。
 - ・ 施設運営を長期的視野に立って進めていくために、社会的養護の動向、施設が位

置する地域での福祉ニーズの動向、子どもの状況の変化、ニーズ等を把握する。

- ②運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行う。
 - ・運営状況や改善すべき課題について、職員に周知し、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定する等、施設全体での取組を行う。
- ③外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善を実施する。
 - ・事業規模等に応じ、2年あるいは5年に1回程度、外部監査を受けることが望ましい。

（5）人事管理の体制整備

- ①施設が目標とする養育・支援の質の確保をするため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランを確立させ、それに基づいた人事管理を実施する。
 - ・各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努める。
 - ・職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して組織として養育・支援に取り組む体制を確立する。
 - ・基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員等の専門職員の機能を活かす。
- ②客観的な基準に基づき、定期的な人事考課を行う。
- ③職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みを構築する。
 - ・勤務時間、健康状況を把握し、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整える。
 - ・困難ケースの抱え込みの防止や休息の確保などに取り組む。
- ④職員処遇の充実に図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行う。
 - ・職員の心身の健康に留意し、定期的に健康診断を行う。
 - ・臨床心理士や精神科医などに職員が相談できる窓口を施設内外に確保するなど、職員のメンタルヘルスに留意する。

（6）実習生の受入れ

- ①実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的に取り組む。
 - ・受入れの担当者やマニュアルを整えるとともに、受入れの意義や方針を全職員が理解する。
 - ・学校等と連携しながら、実習内容全般を計画的に学べるプログラムを策定する。

(7) 標準的な実施方法の確立

- ①養育・支援について、標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行う。
 - ・標準的な実施方法を職員に周知し、共通の認識を持って一定の水準の養育・支援を行う。
 - ・マニュアルは、子どもの状態に応じて職員が個別に柔軟に対応できるものにする。
- ②標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行う。
 - ・標準的な実施方法の見直しは、職員や子ども等からの意見や提案、子どもの状況等に基づいて養育・支援の質の向上という観点から行う。
 - ・見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し必要な見直しを行う。

(8) 評価と改善の取組

- ①施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させる。
 - ・3年に1回以上第三者評価を受けるとともに、定められた評価基準に基づいて、毎年自己評価を実施する。
 - ・職員の参画による評価結果の分析・検討する場を設け、実行する。
- ②評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施する。
 - ・分析・検討した結果やそれに基づく課題を文書化し、職員間で共有し、改善に取り組む。

乳児院運営指針案

第 I 部 総論

1. 目的

- ・この「運営指針」は、乳児院における養育・支援の内容と運営に関する指針を定めるものである。社会的養護を担う乳児院における運営の理念や方法、手順などを社会に開示し、質の確保と向上に資するとともに、また、説明責任を果たすことにもつながるものである。
- ・この指針は、乳児院で生活する子どもたちがよりよく生きること (well-being) を保障するものでなければならない。また、社会的養護には、社会や国民の理解と支援が不可欠であるため、乳児院を社会に開かれたものとし、地域や社会との連携を深めていく努力が必要である。さらに、そこに暮らす子どもたちにとって必要な生活を保障する取組を創出していくとともに、乳児院が持っている機能を地域に還元していく展開が求められる。
- ・家庭や地域における養育機能の低下が指摘されている今日、社会的養護のあり方には、養育のモデルを示せるような水準が求められている。子どもは子どもとして人格が尊重され、子ども期をより良く生きることが大切であり、また、子ども期における精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験は、発達の基礎となると同時に、その後の成人期の人生に向けた準備でもある。
- ・この指針は、こうした考え方に立って、社会的養護の様々な担い手との連携の下で、社会的養護を必要とする子どもたちへの適切な支援を実現していくことを目的とする。

2. 社会的養護の基本理念と原理

(1) 社会的養護の基本理念

①子どもの最善の利益のために

- ・児童福祉法第 1 条で「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と規定され、児童憲章では「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、良い環境の中で育てられる。」とうたわれている。
- ・児童の権利に関する条約第 3 条では、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」と規定されている。
- ・社会的養護は、子どもの権利擁護を図るための仕組みであり、「子どもの最善の利益のために」をその基本理念とする。

②すべての子どもを社会全体で育む

- ・社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うものである。
- ・子どもの健やかな育成は、児童福祉法第1条及び第2条に定められているとおり、すべての国民の努めであるとともに、国及び地方公共団体の責任であり、一人一人の国民と社会の理解と支援により行うものである。
- ・児童の権利に関する条約第20条では、「家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。」と規定されており、児童は権利の主体として、社会的養護を受ける権利を有する。
- ・社会的養護は、「すべての子どもを社会全体で育む」をその基本理念とする。

(2) 社会的養護の原理

社会的養護は、これを必要とする子どもと家庭を支援して、子どもを健やかに育成するため、上記の基本理念の下、次のような考え方で支援を行う。

①家庭的養護と個別化

- ・すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら、養育されるべきである。
- ・一人一人の子どもが愛され大切にされていると感じることができ、子どもの育ちが守られ、将来に希望が持てる生活の保障が必要である。
- ・社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、社会的養護を地域から切り離して行ったり、子どもの生活の場を大規模な施設養護としてしまうのではなく、できるだけ家庭あるいは家庭的な環境で養育する「家庭的養護」と、個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進めていく「個別化」が必要である。

②発達の保障と自立支援

- ・子ども期のすべては、その年齢に応じた発達の課題を持ち、その後の成人期の人生に向けた準備の期間でもある。社会的養護は、未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指して行われる。
- ・特に、人生の基礎となる乳幼児期では、愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要である。子どもは、愛着関係や基本的な信頼関係を基盤にして、自分や他者の存在を受け入れていくことができるようになる。自立に向けた生きる力の獲得も、健やかな身体的、精神的及び社会的発達も、こうした基盤があって可能となる。
- ・子どもの自立や自己実現を目指して、子どもの主体的な活動を大切にするとともに、様々な生活体験などを通して、自立した社会生活に必要な基礎的な力を形

成していくことが必要である。

③回復をめざした支援

- ・社会的養護を必要とする子どもには、その子どもに応じた成長や発達を支える支援だけでなく、虐待体験や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアなどの治療的な支援も必要となる。
- ・また、近年増加している被虐待児童や不適切な養育環境で過ごしてきた子どもたちは、虐待体験だけでなく、家族や親族、友達、近所の住人、保育士や教師など地域で慣れ親しんだ人々との分離なども経験しており、心の傷や深刻な生きづらさを抱えている。さらに、情緒や行動、自己認知・対人認知などでも深刻なダメージを受けていることも少なくない。
- ・こうした子どもたちが、安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感（自尊心）を取り戻していけるようにしていくことが必要である。

④家族との連携・協働

- ・保護者の不在、養育困難、さらには不適切な養育や虐待など、「安心して自分をゆだねられる保護者」がいない子どもたちがいる。また子どもを適切に養育することができず、悩みを抱えている親がいる。さらに配偶者等による暴力（DV）などによって「適切な養育環境」を保てず、困難な状況におかれている親子がいる。
- ・社会的養護は、こうした子どもや親の問題状況の解決や緩和をめざして、それに対応するため、親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく包括的な取り組みである。

⑤継続的支援と連携アプローチ

- ・社会的養護は、その始まりからアフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育が望まれる。
- ・児童相談所等の行政機関、各種の施設、里親等の様々な社会的養護の担い手が、それぞれの専門性を発揮しながら、巧みに連携し合って、一人一人の子どもの社会的自立や親子の支援を目指していく社会的養護の連携アプローチが求められる。
- ・社会的養護の担い手は、同時に複数で連携して支援に取り組んだり、支援を引き継いだり、あるいは元の支援主体が後々までかわりを持つなど、それぞれの機能を有効に補い合い、重層的な連携を強化することによって、支援の一貫性・継続性・連続性というトータルなプロセスを確保していくことが求められる。
- ・社会的養護における養育は、「人とのかわりをもとにした営み」である。子どもが歩んできた過去と現在、そして将来をより良くつなぐために、一人一人の子どもに用意される社会的養護の過程は、「つながりのある道すじ」として子ども

も自身にも理解されるようなものであることが必要である。

⑥ライフサイクルを見通した支援

- ・社会的養護の下で育った子どもたちが社会に出てからの暮らしを見通した支援を行うとともに、入所や委託を終えた後も長くかかわりを持ち続け、帰属意識を持つことができる存在になっていくことが重要である。
- ・社会的養護には、育てられる側であった子どもが親となり、今度は子どもを育てる側になっていくという世代を繋いで繰り返されていく子育てのサイクルへの支援が求められる。
- ・虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援が求められている。

(3) 社会的養護の基盤づくり

- ・社会的養護は、かつては親のない、親に育てられない子どもを中心とした施策であったが、現在では、虐待を受けた子ども、何らかの障害のある子ども、DV被害の母子などが増え、その役割・機能の変化に、ハード・ソフトの変革が遅れている。
- ・社会的養護は、大規模な施設養護を中心とした形態から、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるような社会的な資源として、ハード・ソフトともに変革していかなければならない。
- ・社会的養護は、家庭的養護を推進していくため、原則として、地域の中で養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホームを優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設養護も、できる限り小規模で家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていくことが必要である。
- ・また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが重要である。
- ・施設は、社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、社会的養護の下で育った人への自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化し、総合的なソーシャルワーク機能を充実していくことが求められる。
- ・ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要である。
- ・社会的養護の役割はますます大きくなっており、これを担う人材の育成・確保が重要な課題となっている。社会的養護を担う機関や組織においては、その取り組みの強化と運営能力の向上が求められている。

3. 乳児院の役割と理念

- ・乳児院は、児童福祉法第37条の規定に基づき、乳児（保健上、安定した生活環

境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。

- ・また、第48条の2の規定に基づき、地域の住民に対して、児童の養育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める役割も持つ。
- ・乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。また、乳幼児期は緊急的な対応を求められる場面も多いことから、適切な養育環境が速やかに手厚く保障されるよう努めなければならない。
- ・養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排泄、沐浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含む。
- ・乳児院における家族環境調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行う。

4. 対象児童

(1) 子どもと保護者の特徴と背景

- ・乳児院の入所理由は、母親の疾病（精神疾患を含む）、虐待、ネグレクト、父母就労、受刑などであるが、近年母親の精神疾患や虐待による入所が増加傾向にある。
- ・入所の理由は単純ではなく、複雑で重層化している。主たる理由が改善されても別の課題が明らかになることも多く、家庭環境の調整は丁寧に行う必要がある。また、乳児院は児童相談所の一時保護所を経由せずに直接入所するため、ネグレクトのように虐待が入所後に判明することも多い。乳児のアセスメントは重要であり、乳児院の一時保護機能の充実が必要である。
- ・乳児院の子どもは、入所当初から心身に何らかの問題を抱えている場合が多く、入所児の約半数が病児・虚弱児、障害児、被虐待児である。発達上困難を抱える子どもは、年齢的に診断名がつかないが「育てにくさ」という養育上の課題をもち、手厚いかかわりが必要となる。また、疾病や障害などを抱える子どもは、その子どもの状態に応じて医療的・療育的ケアと養育に個別的な対応をすることが求められる。入所後の乳児院のリハビリや病院の通院件数や入院件数は年々増加している現状にある。
- ・乳児院で生活している子どものほとんどは保護者がおり、退所児の約60%は家庭に復帰している。乳児院の在所期間は、短期と長期に両極化している特徴がある。
- ・短期の在所は乳児院が家庭機能を補完する子育て支援の役割であり、長期の在所では、乳幼児の養育のみならず、保護者支援、退所後のアフターケアを含む親子関係再構築支援の役割が求められる。それらの保護者は、精神障害、若年・

未婚の母、借金などの生活上の困難、孤立などの様々な困難を抱えており、入所から退所後に至る保護者への支援は、乳児院の重要な課題でもある。

(2) 子どもの年齢等

- ・乳児院は、原則として乳児（1歳未満）を入所させて養育する施設であるが、実際には2歳あるいは3歳まで入所していることも多く、低年齢児を養育するところに特色がある。特に乳児の保護は常に生命の危険をはらんでおり、緊急かつ突発的に行われることが多い。
- ・平成16年の児童福祉法改正により、「保健上、安定した生活環境の確保その他の理由による特に必要のある場合」には就学前までの入所が可能となった。乳児院の在所期間の半数が6か月未満と短期であるが、長期在籍となる3歳以上の子どものほとんどは重い障害のある子どもやきょうだいが同じ施設にいる子どもなど保育看護の環境が必要な子どもである。
- ・子どもは、様々な環境との相互作用により発達していく。職員は子どもの発達の特性や発達過程を理解し、発達と生活の連続性に配慮して養育を行わなければならない。また、子どもの発達過程は同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人一人の子どもの発達過程としてとらえるべきものである。

5. 養育のあり方の基本

(1) 養育の基本と原則

- ・乳児院の養育は、乳幼児の生命を守り、言葉で意思表示ができず、ひとりでは生活できない乳幼児の生活とその発達を保障するものでなければならない。
- ・乳幼児期は、人生の出発点であり、人生の土台となる極めて大切な時期である。また、この時期は発達のテンポが速く、環境の影響も受けやすい。従って、乳幼児の保護や養育は、緊急かつ安定性のある専門的な養育が必要である。
- ・乳幼児は、安全で安心感のある環境のもと、周囲の豊かな愛情と、応答的で継続的なかわりを通しておとなや世界に対する絶対的な信頼を獲得していく。それは、この時期が、子どもの心身の傷を癒し、発育・発達を改善していく回復可能性の高い時期であり、乳幼児期の適切な手厚い支援の重要性を示している。
- ・社会的養護の場は、従来の「家庭代替」から、家族機能の支援・補完・再生を重層的に果たすさらなる家庭支援の場へと転換が求められている。親子間の関係調整、家庭機能の回復支援の過程は、施設と保護者が協働することによって果たされる。
- ・乳児院では乳児の一時保護委託が常態化している。「養育保障のための子どものアセスメント」「家族再構築のための親子の関係性アセスメント」「養育の場をつなぐための社会資源アセスメント」など、児童相談所との連携の下で、乳児

院のアセスメント機能の充実を図る必要がある。

(2) 養育のいとなみ

- ・乳児院における養育の基本は、子どもが養育者とともに、時と場所を共有し、共感し、応答性のある環境のなかで、生理的・心理的・社会的に要求が充足されることである。家族、地域社会と連携を密にし、豊かな人間関係を培い社会の一員として参画できる基礎づくりを行っていくべきである。
- ・職員は、個々の子どもの状態や家庭的背景を知った上で、子どもをあたたかく受け入れ、適切な養育を行い、子どもが職員に対して安心と信頼を抱ける存在になっていく。そして、子どもが必要とするときに、その要求に気づき応じられる、応答的な存在としての職員が求められる。
- ・養育単位を小規模化し、落ち着いた雰囲気安定した生活リズムによって、養育担当者との深い継続的な愛着関係を築きながら、乳児期初期からの非言語的コミュニケーションを保障することにより、情緒、社会性、言語をはじめとする全面的な発達を支援する。乳児院の小規模化は、1対1のかかわりを理想とする少人数制による養育である。
- ・乳児院には、被虐待児も多く入所している。乳幼児の虐待は生命への危険、その後の人格形成に及ぼす影響は大きい。しかし、その回復力の可能性も高く、乳幼児期の虐待対応は極めて重要である。また、身体発育不良、精神運動発達の遅滞、感情表出、養育者との関係などに広範な問題を抱えており専門的な対応が必要である。
- ・近年、入所が増加傾向にある病児・虚弱児や障害児は、心身ともに特別なかかわりを必要とする。日常的な全身状態のチェックや看護的かかわりなど医療的かかわりのほか、リハビリなどの療育的かかわり、その特性に応じた養育の個別ステップをつくっていく治療的かかわりも必要である。
- ・乳児院の養育では、子どもの健康と安全には最大限留意している。乳児を養育するには、保育に関連した生理的特性や病気や看護についての十分な理解が不可欠であるとともに、看護師にも保育への理解が求められる。乳児院の養育の専門性を表す「保育看護」の質の向上が求められる。

(3) 養育を担う人

- ・養育とは、子どもが自分の存在について「生まれてきてよかった」と意識的・無意識的に思い、自信を持てるようになることを基本の目的とする。そのためには安心して自分を委ねられる大人の存在が必要となる。
- ・子どもの潜在可能性は、開かれた大人の存在によって引き出される。子どもの可能性に期待をいだきつつ寄り添う大人の存在は、これから大人に向かう子どもにとってのモデルとなる。
- ・ケアのはじまりは、家庭崩壊や親からの虐待に遭遇した子どもたちの背負わされ

た悲しみ苦痛に、どれだけ思いを馳せることができるかにある。子どもの親や家族への理解はケアの「引き継ぎ」や「連続性」にとって重要な課題である。

- ・子どもたちを大切にしている大人の姿や、そこで生まれ、健やかに育てている子どもの姿にふれることで、親の変化も期待される。親のこころの中に、子どもの変化を通して「愛」の循環が生まれるように支えていくことも大切である。
- ・養育者は、子どもたちに誠実にかかわりコミュニケーションを持たない心情や理屈では割り切れない情動に寄り添い、時間をかけ、心ひらくまで待つこと、かかわっていくことを大事にしたい。分からないことは無理に分かろうと理論にあてはめて納得してしまうよりも、分からなさを大切にし、見つめ、かかわり、考え、思いやり、調べ、研究していくことで分かる部分を増やしていくようにする。その姿勢を持ち続けることが、気づきへの感性を磨くことになる。
- ・子どもの養育を担う専門性は、養育の場で生きた過程を通して培われ続けなければならない。経験によって得られた知識と技能は、現実の養育の場面と過程のなかで絶えず見直しを迫られることになるからである。養育には、子どもの生活をトータルにとらえ、日常生活に根ざした養育のいとなみの質を追求する姿勢が求められる。

(4) 家庭・里親への支援

①親子の関係調整

- ・子育てに課題がある、またかかわりが難しい保護者を含む支援を必要とする家族が増えており、アフターケアを含む親子との関係性や親子短期入所などの再構築支援機能の充実が必要である。

②親への支援

- ・子育ての不安、家庭生活の困難感、子育てのあり方等、保護者の悩みや抱えた課題を受け止め、解決に向けた手だてを共に考えるカウンセリングやコンサルテーション、他機関と協働による具体的な資源の提供等のソーシャルワーク等、家庭支援における専門機能の充実を図る。

③里親支援と関係調整

- ・乳児院は、里親支援の拠点としての地域支援機能が期待されている。家庭支援専門相談員に加え、里親支援専門相談員が、自らの施設の措置児童の里親委託を推進するのみならず、希望する地域の里親を登録して、相談やレスパイトを行うなど、継続的な支援体制を整備する。

(5) 地域支援・地域連携

- ・地域社会は子どもと家庭の援助や支援においても重要な資源である。乳児院は、①家族・子どものサポートのために地域社会の諸資源を活用する、②ボランティア活動などの地域社会の資源を乳児院が活用する、③地域社会に対して子

育て支援など乳児院機能を活用してもらうなど、地域社会にある他機関との連携に取り組んでいく。

- ・具体的には、保護者による養育が緊急的・一時的にできなくなった乳幼児を預かるショートステイ（短期入所生活援助事業）等の子育て支援機能は、虐待予防にも役立つ乳児院の重要な機能であり、今後とも推進を図る必要がある。

6. 乳児院の将来像

（1）専門的機能、保護者支援・地域支援・子育て支援機能の充実

- ・乳児院は、乳幼児の生命を守り、その心身と社会性の健全な発達を促進する施設であり、地域の中で、その役割と使命は重要である。
- ・乳児院の将来像は、平成23年7月の社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会によるとりまとめ「社会的養護の課題と将来像」にあるように、乳幼児については里親委託等の家庭養護を優先させながら、乳児院は、①乳児について児童相談所から一時保護委託を受け、アセスメントを含めた一時保護を担う機能、②被虐待児・病児・障害児などに対する治療・療育的な専門的養育機能、③児童虐待防止のための保護者支援の機能、④地域の里親やファミリーホームを支援する機能、⑤地域の育児相談やショートステイ、トワイライトステイなどの子育て支援機能を充実させていく。
- ・乳児院の支援は、子ども・家族との出会いから再出発までの一連の支援過程に沿って展開されるものである。展開過程の節目ごとに、子どもや家庭のニーズをくみ取り、支援していくことが求められる。そのためには展開過程に即した適切なアセスメントを行うために、心理士も含めた良質なチームアプローチが求められる。

（2）養育単位の小規模化

- ・乳児院は、一部を除き、比較的小規模な施設が多く、乳児院における小規模化は、養育単位の小規模化が重要な課題である。
- ・乳幼児期の集団養育や交代制による養育は、心の発達への負の影響が大きいことから、養育単位の小規模化を推進し、落ち着いた雰囲気の中で安定した生活リズムといとなみによって、養育担当者との個別的で深い継続的な愛着関係を築き、乳幼児期からの非言語的コミュニケーションにより、情緒、社会性、言語をはじめ、全面的な発達を支援していく。

第Ⅱ部 各論

1 養育・支援

(1) 養育・支援の基本

- ①子どものこころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育む。
 - ・保護者から離れて暮らす乳幼児が心身の成長のために欠かせない、特定のおとなとの愛着関係を築くために、保護者や担当養育者、里親等との個別のかかわりを持つことができる体制を整備する。
 - ・日常の養育において「担当養育制」を行い、特別な配慮が必要な場合を除いて、基本的に入所から退所まで一貫した担当制とする。
 - ・乳幼児に対する受容的・応答性の高いかかわりを心がける。
 - ・被虐待経験のある乳幼児など特別な配慮が必要な乳幼児に対しては、個々の状態に応じた関係づくりを行う。
- ②子どもの遊びや食、生活体験に配慮し、豊かな生活を保障する。
 - ・個々に応じて柔軟に遂行される日々のいとなみを心がける。
 - ・安全で使いやすい遊具、満足しきれぬ養育者との遊びの時間や自然と触れ合える外遊びを養育者との十分な交流を交えて提供する。
 - ・他児と区別された「自分のもの」といえる玩具、食器、衣類、戸棚など個別化を図る。
- ③子どもの発達を支援する環境を整える。
 - ・子どもの心の発達が順調に進み、心理的に健康であるよう、子どもが安全であると感じ、安心感を持てるように配慮する。
 - ・養育者は子どもの情緒の表出に心を響かせ、タイミングよく、仕草や言葉で応答し、子どもが、自分の思いを共有してもらい他者の存在を獲得できるようにする。

(2) 食生活

- ①乳幼児に対して適切な授乳を行う。
 - ・発達に応じた量や時間の間隔、排気のさせ方などの基本的な援助方法についてマニュアル等を作成し、施設内での共通理解を持つ。
 - ・一人一人の乳幼児の個性やその日の体調などに合わせて個別に対応し、乳幼児が安心した状態でいられるように配慮する。
 - ・乳幼児を抱きながら、目を合わせ、優しく言葉をかけ、授乳を行う。
- ②離乳食を進めるに際して十分な配慮を行う。
 - ・基本的な知識・離乳食の意義・具体的な援助方法などについてマニュアル等を作成し、施設内での共通理解を持つ。

- ・ 個々の状態に合わせて離乳を開始し、様々な食べ物に慣れさせる。
- ・ 在胎期間も含め、入所に至るまでの経過や発育、発達状況を踏まえ、一人一人に合わせた食の取組を行う。

③食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫する。

- ・ 乳幼児が自分で食べようとする意欲を育てられるように、おいしい食事をゆっくりと、くつろいで楽しい雰囲気ですべて食べることができる環境づくりや配慮を行う。
- ・ 乳幼児の嗜好を把握し、献立に反映する。
- ・ 栄養士、調理員等が、食事の様子をみたり、介助するなか、一人一人の発育状況や体調を考慮した調理を工夫する。
- ・ 日々の食生活を通じて、①お腹がすくリズムがもてる、②食べたいもの、好きなものが増える、③一緒に食べたい人がいる、④食事づくり、準備にかかわる、⑤食べ物を話題にする子どもを育てる。
- ・ 食後の歯みがきが習慣として定着するよう支援する。

④栄養管理に十分な注意を払う。

- ・ 乳幼児の体調、疾病、アレルギー等に配慮しながら、栄養士の専門的知識に基づいた献立作成を行う。
- ・ 残食調査を行うなど栄養摂取量の把握に努め、献立に反映する。

(3) 衣生活

①気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を提供し、適切な衣類管理を行う。

- ・ 気候や場面の变化や心身の発達に応じて清潔な衣類を提供し、乳幼児が常に快適な状態でいられるように支援する。
- ・ 材質、サイズ、動きやすさ、着脱のしやすさなどに配慮し、個々の発達状態に応じた衣類管理を行う。
- ・ 一人一人の乳幼児に個別に衣類を用意する。

(4) 睡眠環境等

①乳幼児が十分な睡眠をとれるように工夫する。

- ・ 睡眠時の状況を観察し、安定した睡眠のために、個々の乳幼児の発達・心理や安全に配慮した支援を行う。
- ・ 安心した心地よい入眠やさわやかな目覚めを支援する。

②快適な睡眠環境を整えるように工夫する。

- ・ 環境面での不備が皮膚疾患や呼吸器系の疾病など直接健康を害する原因となり、心身の発達を妨げる要因となることを防ぐために、ベッド、寝具、照明、換気、室内の温度・湿度などについて環境整備を行う。

③快適な入浴・沐浴ができるようにする。

- ・乳幼児の年齢に適した入浴方法をと、適切な入浴・沐浴によって清潔を保つ。
- ・養育者（担当職員）とのふれあいや心地よい体験から、基本的な信頼関係の育みや精神的安定・成長を支援する。

（５）発達段階に応じた支援

- ①乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫する。
 - ・おむつ交換のときに、言葉をかけながら身体をさするなどして、おむつ交換が心地よいものであることを伝える。
 - ・発達段階に応じて、排泄への興味が持てるように配慮する。
 - ・発達段階に応じて、おむつが濡れていないときは、便座に誘導するなど自分から便座に座る意欲を持てるように配慮する。
 - ・発達段階に応じて、個々の幼児のリズムに合わせて誘導を行う。
- ②発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫する。
 - ・個々の乳幼児の発達状況や個性に配慮し、専門的視点から遊びの計画や玩具を用意し、遊びを通じた好奇心の育みや身体機能の発達を支援する。
 - ・模倣遊びや職員や他の乳幼児とのふれあい遊びを通して、情緒の育成を図り、人との豊かなかかわりができるように配慮する。
 - ・一部の玩具について個別化をするなど、家庭と異なる環境にある乳幼児に対しての細やかな配慮を行う。
 - ・おもちゃの個別化を認め、個人別に収納場所を設け、自分の所有物という認識・喜びを与え、自分で片づけるという意欲を育てる。

（６）健康と安全

- ①一人一人の乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応する。
 - ・体温測定やその評価法などの日常的な健康管理に関するマニュアルを作成するとともに、日々の健康観察記録を行い、一人一人の健康状態の変化を把握する。
 - ・身体発育の状態や精神・運動発達・情緒的問題等について嘱託医による定期的・総合的な診察を行い、日常生活において異常所見が見られた場合には速やかに医師に相談するなど、医療機関との連携に取り組む。
- ②病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとる。
 - ・日々の健康状態の把握や、服薬その他留意すべき事項の確実な実施に取り組み、状態が変化した場合には速やかに対応できる体制を整える。
 - ・専門医との連携により、乳幼児の健康状態に応じた発達支援プログラムの作成や支援の実施、定例的な診断を行う。
- ③感染症などへの予防策を講じる。
 - ・感染症に関する対応マニュアル等を作成し、感染症や食中毒が発生し、又は、ま

ん延しないように必要な措置を講じるよう努める。また、あらかじめ関係機関の協力が得られるよう体制整備をしておく。

- ・乳幼児突然死症候群（SIDS）や窒息の予防策に関するマニュアルを整備し、職員の知識習得や応急処置のスキル向上のための取組を行う。

（７）心理的ケア

①乳幼児と保護者に必要な心理的支援を行う。

- ・心理的な支援を必要とする乳幼児については、保護者への支援も視野に入れて、自立支援計画に基づき心理支援プログラムを策定する。
- ・施設で生活する乳幼児への心理的ケアだけでなく、親子関係の構築、家族との再統合など保護者への支援を行う。
- ・心理士を配置したり、必要に応じて外部の専門家から支援を受けるなどの体制を整備する。

（８）継続性とアフターケア

①措置変更又は受入れに当たり、継続性に配慮した対応を行う。

- ・子どもの特性を理解するための情報の共有化やケース会議を実施し、切れ目のない養育・支援に努める。
- ・退所先の地域の関係機関と連携し、退所後の生活が安定するよう努める。
- ・措置変更等に当たり、引き継ぎを行う施設、里親等と丁寧な連携を行う。そのため日頃より、それぞれの施設や里親の役割を十分に理解し、連絡協議会や合同研修会の開催など相互の連携に努める。
- ・継続的な支援を行うための育ちの記録を作成する。
- ・前任の養育者や施設の担当者から後任の者へ適切に引き継ぐ。

②家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰の支援を行う。

- ・退所に当たってはケース会議を開催し、保護者の意向を踏まえて、児童相談所や関係行政機関と協議のうえ、適切な退所時期や退所後の生活を検討する。
- ・子どもが退所する地域の関係機関と連携し、退所後の生活の支援体制の構築に努める。
- ・退所後も施設として保護者や子どもが相談できる窓口を設置し、保護者や子どもに伝える。

③子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行う。

- ・児童相談所との連携のなかで、退所後のリスクアセスメントを踏まえて十分な検討を行い、復帰後の安全性への確認と、危機的状況が生じた場合の対応について検討し、具体的な手立てを明確化しておく。
- ・子どもの状況や家庭の状況を把握し、退所後の記録を整備する。

2 家族への支援

(1) 家族とのつながり

①児童相談所と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行う。

- ・家庭支援専門相談員をケアワークとは独立した専門職として配置し、その役割を明示する。
- ・家族との関係調整については、定例的かつ必要に応じて児童相談所と家族の状況や入所後の経過について情報を共有し、適切な支援に向けた協議を行う。
- ・児童相談所と協働し、乳幼児と家族及び施設と家族とのつながりの維持と関係の調整を図る。
- ・乳幼児の協働養育者として、日常生活の様子を伝えたり、家庭訪問をする等して家族との協力関係を構築する。
- ・児童相談所と協働し、家庭内で虐待の発生につながるようなリスク要因を取り除くための手立てを検討する。
- ・児童相談所を中心とした他機関との協働により、虐待の未然防止と家族機能の再生に向けてのサービス資源の提供などのソーシャルワークを行う。

②子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行う。

- ・一時帰宅は児童相談所と協議を行う。
- ・面会、外出、施設宿泊、一時帰宅などを計画的に設定し、乳幼児と保護者との関係性が好転し、保護者の養育意欲が向上するよう支える。
- ・帰宅や面会前後などの乳幼児の様子や保護者の言動に注意をはらい、不適切な状況に素早く気づけるよう努める。

(2) 家族に対する支援

①親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組む。

- ・保護者の相談に積極的に対応するための保護者面接の設定等、専門的なカウンセリング機能の充実に努める。
- ・保護者と子どもとの愛着関係が築けるよう関係調整に向けた専門的アプローチを行う。
- ・課題の内容によっては適切な機関につなげられるよう、地域の精神、心理相談のできる機関を十分に把握し、連携をとる。
- ・家族の不安や抱えた心理的課題を受け止め、寄り添い、解決に向けた具体的な示唆ができるよう専門性を高める。
- ・面会時に親子関係再構築のために、保護者に適切な助言ができるよう専門性を高める。

3 自立支援計画、記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定

- ①子どもの心身の状況や、生活状況等を正確に把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示する。
 - ・子どもの心身の状況や生活状況、保護者の状況など家庭環境等の必要な情報を収集し、統一した様式に則って記録する。
 - ・乳幼児については、かかわりながらの行動観察、保護者からの聞き取り、関係機関からの情報が重要であるため、児童相談所と連携し、乳幼児の疾患や障害の有無、妊娠期の状況、出産後の生育歴、乳幼児が生活していた家庭環境等の情報を把握する。
 - ・家族についても、児童相談所と協働し、家族構成、家族状況等必要な情報を把握する。
 - ・把握した情報を総合的に分析・把握し、課題を適切に把握する。
 - ・アセスメントは、乳幼児の担当職員をはじめ、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行う。
- ②アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させる。
 - ・自立支援計画策定の責任者（基幹的職員等）を設置する。
 - ・発達理論、障害に関する等様々な科学的知見に基づいて、乳幼児の抱えている課題について理解を深める。
 - ・関係性に関する理論や虐待発生リスクやメカニズム等の知見に基づいて、家族の抱えている課題について理解を深める。
 - ・乳幼児や家族の抱えている課題の理解に基づいて、自立支援計画をケース会議で合議して策定する。
 - ・自立支援計画には、支援上の課題と、課題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定める。
 - ・策定された自立支援計画を、全職員で共有し、養育や支援は統一かつ総合されたものとする。
 - ・アセスメントについて適切な理解を深めるために、職員は様々な理論や知見について学び、専門性を高めておく必要がある。施設はそのための職員研修の充実に努める。
- ③自立支援計画について、定期的に実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施する。
 - ・自立支援計画の見直しは、保護者の意向を踏まえて、それらを反映させつつ、子どもの最善の利益を考慮して行う。
 - ・計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に反映させる仕組みを構築する。

- ・ アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行う。

(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録

- ①子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録する。
 - ・ 入所からアフターケアまでの養育・支援の実施状況を、保護者等及び関係機関とのやりとり等を含めて適切に記録する。
 - ・ 記録内容について職員間でばらつきが生じないように工夫する。
- ②子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行う。
 - ・ 記録の管理について個人情報保護と情報開示の観点から、研修を実施する。
 - ・ 守秘義務の遵守を職員に周知する。
- ③子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行う。
 - ・ 施設における情報の流れを明確にし、情報の分別や必要な情報が的確に届く仕組みを整備する。
 - ・ 施設の特性に応じて、ネットワークシステム等を利用して、情報を共有する仕組みを作る。

4 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

- ①子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行う。
 - ・ 施設長や職員が子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加し、人権感覚を磨くことで、施設全体で権利擁護の姿勢を持つ。
 - ・ 子どもを尊重した姿勢を、個々の養育・支援の標準的な実施方法等に反映させる。
- ②社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践する。
 - ・ 人権に配慮した養育・支援を行うために、職員一人一人の倫理観、人間性並びに職員としての職務及び責任の理解と自覚を持つ。
 - ・ 施設全体の養育・支援の質の向上を図るため、職員一人一人が、養育実践や研修を通じて専門性などを高めるとともに、養育実践や養育の内容に関する職員の共通理解や意見交換を図り、協働性を高めていく。
 - ・ 職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って養育・支援に当たる。

- ③子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行う。
- ・通信、面会に関するプライバシー保護や、生活場面等のプライバシー保護について、規程やマニュアル等の整備や設備面等の工夫などを行う。

(2) 保護者の意向への配慮

- ①保護者の意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育や支援の内容の改善に向けた取組を行う。
- ・日常的な会話のなかで発せられる子どもの意向をくみ取り、また、保護者等個別の聴取等を行い、改善課題の発見に努める。

(3) 入所時の説明等

- ①保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報提供する。
- ・施設の内容がわかりやすく紹介された印刷物を作成し、希望があれば見学に応じるなど養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行う。
 - ・保護者等、また、関係機関が情報を簡単に入手できるような取組を行う。
- ②入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて保護者等にわかりやすく説明する。
- ・保護者と（子ども）の不安を解消し、施設生活や入所中の面会や外泊等を理解できるように説明し、担当者が温かみのある雰囲気の中で、保護者（子ども）に安心感を与えるように適切に援助する。

(4) 保護者が意見や苦情を述べやすい環境

- ①保護者が相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、保護者に伝えるための取組を行う。
- ・複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを、わかりやすく説明した文書を作成・配布する。
 - ・保護者（子ども）等に十分に周知し、日常的に相談窓口を明確にした上で、内容をわかりやすい場所に掲示する。
- ②苦情解決の仕組みを確立し、保護者に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させる。
- ・苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受け付け担当者の設置、第三者委員の設置）を整備する。
 - ・苦情解決の仕組みを文書で配布するとともに、わかりやすく説明したものを掲示する。

- ③保護者からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応する。
- ・苦情や意見・提案に対して迅速な対応体制を整える。
 - ・苦情や意見を養育や施設運営の改善に反映させる。
 - ・保護者（子ども）の希望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明する。

（6）被措置児童等虐待対応

- ①いかなる場合においても体罰等や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底する。
- ・就業規則等の規程に体罰等の禁止を明記する。
 - ・保護者に対して、体罰等の禁止を周知する。
 - ・体罰等の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行ない、体罰等を伴わない援助技術を職員に習得させる。
- ②子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組む。
- ・暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底する。
 - ・不適切なかかわりを防止するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことの確認や、職員体制の点検と改善を行う。
- ③被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応する。
- ・被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合、都道府県市の指導に従い、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなど、施設運営の改善を行い、再発防止に努める。

5 事故防止と安全対策

- ①事故、感染症の発生時などの緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させる。
- ・事故発生対応マニュアル、衛生管理マニュアル等を作成し、職員に周知する。定期的に見直しを行う。
- ②災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行う。
- ・立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じる。
 - ・災害時の対応体制を整える。
 - ・食料や備品類などの備蓄リストを作成し、備蓄を進める。
- ③子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためのリスクを把握し、対策を実施する。
- ・安全確保・事故防止に関する研修を行う。
 - ・災害や事故発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施する。

- ・外部からの不審者等の侵入防止のための対策や訓練など不測の事態に備えて対応を図るとともに、地域の関係機関等と連携し、必要な協力が得られるよう努める。

6 関係機関連携・地域支援

(1) 関係機関等の連携

- ①施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有する。
 - ・地域の社会資源に関するリストや資料を作成し、職員間で情報の共有化を図る。
- ②児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な課題や事例検討を行う。
 - ・子どもや家族の支援について、関係機関等と協働して取り組む体制を確立する。
 - ・地域の関係機関・団体のネットワーク内での共通の課題に対して、ケース会議や情報の共有等を行い、解決に向けて協働して具体的な取組を行う。
 - ・児童相談所と施設は子どもや家族の情報を相互に提供する。
 - ・要保護児童対策地域協議会などへ参画し、地域の課題を共有する。

(2) 地域との交流

- ①子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行う。
 - ・子どもが地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制を整える。
 - ・町内会、子ども会、老人会など地域の諸団体と連絡を取り、施設の行事に地域住民を招待する。
- ②施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行う。
 - ・地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布し、地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にする取組を行う。
 - ・地域へ施設を開放するための規程を設け、施設のスペースを開放し、地域の活動の場として提供する。
- ③ボランティアの受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備する。
 - ・ボランティア受入れについて、登録手続き、事前説明等に関する項目などマニュアルを整備する。
 - ・ボランティアに対して必要な研修を行う。

(3) 地域支援

- ①地域の具体的な福祉のニーズを把握するための取組を積極的に行う。
 - ・地域住民に対する相談事業を実施すること等を通じて、具体的な福祉ニーズの把握を行う。
 - ・社会的養護の施設の責務を果たすべく、地域に対して開かれた施設運営を行う。
- ②地域の福祉のニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行う。
 - ・施設が有する専門性を活用し、地域の子育ての相談・助言や市町村の子育て事業の協力をする。
 - ・地域の里親支援、子育て支援等に取組など、施設のソーシャルワーク機能を活用し、地域の拠点となる取組を行う。

7 職員の資質向上

- ①組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢を明示する。
 - ・施設が目指す養育を実現するため、基本方針や中・長期計画の中に、施設が職員に求める基本的姿勢や意識を明示する。
- ②職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画を策定し、計画に基づいた具体的な取組を行う。
 - ・職員一人一人について、援助技術の水準、知識の質や量、専門資格の必要性などを把握する。
 - ・施設内外の研修を体系的、計画的に実施するなど、職員の自己研鑽に必要な環境を確保する。
 - ・職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や関係機関など、様々な人とのかかわりの中で共に学び合う環境を醸成する
- ③定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させる。
 - ・研修を終了した職員は、報告レポートの作成や研修内容の報告会などで発表し、共有化する。
 - ・研修成果を評価し、次の研修計画に反映させる。
- ④スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援する。
 - ・施設長、基幹的職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などのスーパーバイザーに、いつでも相談できる体制を確立する。
 - ・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する。
 - ・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人一人が援助技術を向上させ、施設全体の養育・支援の質を向上させる。

8 施設運営

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知

- ①法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割を反映させる。
 - ・理念には子どもの権利擁護や家庭的養護の推進の視点を盛り込み、施設の使命や方向、考え方を反映させる。
- ②法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針を明文化する。
 - ・基本方針は、「乳児院運営指針」を踏まえて、理念と整合性があり、子どもの権利擁護や家庭的養護の推進の視点を盛り込み、職員の行動規範となる具体的な内容とする。
- ③運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。
- ④運営理念や基本方針を保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。

(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定

- ①施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画を策定する。
 - ・理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にし、養育・支援の内容や組織体制等の現状分析を行う。
 - ・養育単位の小規模化による家庭的養護の推進や早期に家庭復帰が見込めない乳幼児には個々の状況に応じて里親委託を推進し、併せて里親支援機能の充実などの計画を明確にする。
 - ・医療や療育の必要な子どもに対する専門的ケアや地域支援の拠点機能を強化し、地域の里親支援やショートステイなど家庭支援を行う体制を充実させる。
- ②各年度の事業計画を、中・長期計画の内容を反映して策定する。
- ③事業計画を、職員等の参画のもとで策定するとともに、実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行う。
- ④事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。
 - ・事業計画をすべての職員に配布し、会議や研修において説明する。
- ⑤事業計画を保護者に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。
 - ・事業計画をわかりやすく説明した資料を作成し、保護者への周知の方法に工夫や配慮をする。

(3) 施設長の責任とリーダーシップ

- ①施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮する。
 - ・施設長は、社会的養護の使命を自覚し、自らの役割と責任について文書化するとともに、会議や研修において表明する。
 - ・施設長は、職員の模範となるよう自己研鑽に励み、専門性の向上に努める。
- ②施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードする。
 - ・施設長は、法令遵守の観点での施設運営に関する研修や勉強会に参加する。
 - ・施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取り組みを行う。
- ③施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮する。
 - ・施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行う。
 - ・施設長は、養育・支援の質の向上について職員の意見を取り入れるとともに、施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画する。
- ④施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮する。
 - ・施設長は、施設の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等を行う。
 - ・施設長は、経営や業務の効率化や改善のために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画する。

(4) 経営状況の把握

- ①施設運営を取りまく環境を的確に把握するための取組を行う。
 - ・施設運営を長期的視野に立って進めていくために、社会的養護の全体の動向、施設が位置する地域での福祉ニーズの動向、子どもの状況の変化、ニーズ等を把握する。
- ②運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行う。
 - ・運営状況や改善すべき課題について、職員に周知し、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定する等、施設全体での取り組みを行う。
- ③外部監査(外部の専門家による監査)を実施し、その結果に基づいた運営改善を実施する。
 - ・事業規模に応じ、2年あるいは5年に1回程度、外部監査を受けることが望ましい。

(5) 人事管理の体制整備

- ①施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランを確立させ、それに基づいた人事管理を実施する。
 - ・各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員配置の充実に努める。
 - ・職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して組織として養育・支援に取り組む体制を確立する。
 - ・基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員等の機能を活かす。
- ②客観的な基準に基づき、定期的な人事考課を行う。
- ③職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みを構築する。
 - ・勤務時間、健康状況を把握し、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整える。
- ④職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行う。
 - ・職員の心身の健康に留意し、定期的に健康診断を行う。

(6) 実習生の受入れ

- ①実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的に取り組む。
 - ・受入れの担当者やマニュアルを整えるとともに、受入れの意義や方針を全職員が理解する。
 - ・学校等と連携しながら、実習内容全般を計画的に学べるプログラムを準備する。

(7) 標準的な実施方法の確立

- ①養育・支援について、標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行う。
 - ・標準的な実施方法を職員に周知し、共通の認識を持って一定の水準の養育・支援を行う。
 - ・マニュアルは、子どもの状態に応じて職員が個別に柔軟に対応できるものにする。
- ②標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行う。
 - ・標準的な実施方法の見直しは、職員や保護者等の意見や提案、子どもの状況等に基づいて養育・支援の質の向上の観点から行う。
 - ・見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し必要な見直しを行う。

(8) 評価と改善の取組

- ①施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させる。
 - ・ 3年に1回以上第三者評価を受けるとともに、定められた評価基準に基づいて、毎年自己評価を実施する。
 - ・ 職員の参画による評価結果の分析・検討する場を設け、実行する。
- ②評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施する。
 - ・ 分析・検討した結果やそれに基づく課題を文書化し、職員間で共有し、改善に取り組む。

情緒障害児短期治療施設運営指針案

第 I 部 総論

1. 目的

- ・この「運営指針」は、情緒障害児短期治療施設（通称、児童心理治療施設）における治療・支援の内容と運営に関する指針を定めるものである。社会的養護を担う情緒障害児短期治療施設における運営の理念や方法、手順などを社会に開示し、質の確保と向上に資するとともに、また、説明責任を果たすことにもつながるものである。
- ・この指針は、心理的困難や苦しみを抱え日常生活の多岐にわたり生きづらさを感じて心理治療を必要とする子どもたちが、地域で生き生きと自信を持って生活していけるような心理治療・支援を保障するものでなければならない。また社会的養護には、社会や国民の理解と支援が不可欠であるため、施設等を社会に開かれたものとし、地域や社会との連携を深めていく努力が必要とされ、施設が持っている支援機能を地域へ還元していく展開が求められる。
- ・家庭や地域における養育機能の低下が指摘されている今日、社会的養護のあり方には、養育のモデルを示せるような水準が求められている。子どもは子どもとして人格が尊重され、子ども期をより良く生きることが大切であり、また、子ども期における精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験は、発達の基礎となると同時に、その後の成人期の人生に向けた準備でもある。
- ・この指針は、こうした考え方に立って、社会的養護の様々な担い手との連携の下で、社会的養護を必要とする子どもたちへの適切な支援を実現していくことを目的とする。

2. 社会的養護の基本理念と原理

(1) 社会的養護の基本理念

①子どもの最善の利益のために

- ・児童福祉法第 1 条で「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と規定され、児童憲章では「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、良い環境の中で育てられる。」とうたわれている。
- ・児童の権利に関する条約第 3 条では、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」と規定されている。
- ・社会的養護は、子どもの権利擁護を図るための仕組みであり、「子どもの最善の

利益のために」をその基本理念とする。

②すべての子どもを社会全体で育む

- ・社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うものである。
- ・子どもの健やかな育成は、児童福祉法第1条及び第2条に定められているとおり、すべての国民の努めであるとともに、国及び地方公共団体の責任であり、一人一人の国民と社会の理解と支援により行うものである。
- ・児童の権利に関する条約第20条では、「家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。」と規定されており、児童は権利の主体として、社会的養護を受ける権利を有する。
- ・社会的養護は、「すべての子どもを社会全体で育む」をその基本理念とする。

(2) 社会的養護の原理

社会的養護は、これを必要とする子どもと家庭を支援して、子どもを健やかに育成するため、上記の基本理念の下、次のような考え方で支援を行う。

①家庭的養護と個別化

- ・すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら、養育されるべきである。
- ・一人一人の子どもが愛され大切にされていると感じることができ、子どもの育ちが守られ、将来に希望が持てる生活の保障が必要である。
- ・社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、社会的養護を地域から切り離して行ったり、子どもの生活の場を大規模な施設養護としてしまうのではなく、できるだけ家庭あるいは家庭的な環境で養育する「家庭的養護」と、個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進めていく「個別化」が必要である。

②発達保障と自立支援

- ・子ども期のすべては、その年齢に応じた発達の課題を持ち、その後の成人期の人生に向けた準備の期間でもある。社会的養護は、未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指して行われる。
- ・特に、人生の基礎となる乳幼児期では、愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要である。子どもは、愛着関係や基本的な信頼関係を基盤にして、自分や他者の存在を受け入れていくことができるようになる。自立に向けた生きる力の獲得も、健やかな身体的、精神的及び社会的発達も、こうした基盤があって可能となる。
- ・子どもの自立や自己実現を目指して、子どもの主体的な活動を大切にするとともに

に、様々な生活体験などを通して、自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成していくことが必要である。

③回復をめざした支援

- ・社会的養護を必要とする子どもには、その子どもに応じた成長や発達を支える支援だけでなく、虐待体験や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアなどの治療的な支援も必要となる。
- ・また、近年増加している被虐待児童や不適切な養育環境で過ごしてきた子どもたちは、虐待体験だけでなく、家族や親族、友達、近所の住人、保育士や教師など地域で慣れ親しんだ人々との分離なども経験しており、心の傷や深刻な生きづらさを抱えている。さらに、情緒や行動、自己認知・対人認知などでも深刻なダメージを受けていることも少なくない。
- ・こうした子どもたちが、安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感（自尊心）を取り戻していけるようにしていくことが必要である。

④家族との連携・協働

- ・保護者の不在、養育困難、さらには不適切な養育や虐待など、「安心して自分をゆだねられる保護者」がいない子どもたちがいる。また子どもを適切に養育することができず、悩みを抱えている親がいる。さらに配偶者等による暴力（DV）などによって「適切な養育環境」を保てず、困難な状況におかれている親子がいる。
- ・社会的養護は、こうした子どもや親の問題状況の解決や緩和をめざして、それに対応するため、親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく包括的な取り組みである。

⑤継続的支援と連携アプローチ

- ・社会的養護は、その始まりからアフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育が望まれる。
- ・児童相談所等の行政機関、各種の施設、里親等の様々な社会的養護の担い手が、それぞれの専門性を発揮しながら、巧みに連携し合って、一人一人の子どもの社会的自立や親子の支援を目指していく社会的養護の連携アプローチが求められる。
- ・社会的養護の担い手は、同時に複数で連携して支援に取り組んだり、支援を引き継いだり、あるいは元の支援主体が後々までかわりを持つなど、それぞれの機能を有効に補い合い、重層的な連携を強化することによって、支援の一貫性・継続性・連続性というトータルなプロセスを確保していくことが求められる。
- ・社会的養護における養育は、「人とのかわりをもとにした営み」である。子どもが歩んできた過去と現在、そして将来をより良くつなぐために、一人一人の

子どもに用意される社会的養護の過程は、「つながりのある道すじ」として子ども自身にも理解されるようなものであることが必要である。

⑥ライフサイクルを見通した支援

- ・社会的養護の下で育った子どもたちが社会に出てからの暮らしを見通した支援を行うとともに、入所や委託を終えた後も長くかかわりを持ち続け、帰属意識を持つことができる存在になっていくことが重要である。
- ・社会的養護には、育てられる側であった子どもが親となり、今度は子どもを育てる側になっていくという世代を繋いで繰り返されていく子育てのサイクルへの支援が求められる。
- ・虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援が求められている。

(3) 社会的養護の基盤づくり

- ・社会的養護は、かつては親のない、親に育てられない子どもを中心とした施策であったが、現在では、虐待を受けた子ども、何らかの障害のある子ども、DV被害の母子などが増え、その役割・機能の変化に、ハード・ソフトの変革が遅れている。
- ・社会的養護は、大規模な施設養護を中心とした形態から、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるような社会的な資源として、ハード・ソフトともに変革していかなければならない。
- ・社会的養護は、家庭的養護を推進していくため、原則として、地域の中で養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホームを優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設養護も、できる限り小規模で家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていくことが必要である。
- ・また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが重要である。
- ・施設は、社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、社会的養護の下で育った人への自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化し、総合的なソーシャルワーク機能を充実していくことが求められる。
- ・ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要である。
- ・社会的養護の役割はますます大きくなっており、これを担う人材の育成・確保が重要な課題となっている。社会的養護を担う機関や組織においては、その取り組みの強化と運営能力の向上が求められている。

3. 情緒障害児短期治療施設の役割と理念

(1) 情緒障害児短期治療施設の役割

- ・情緒障害児短期治療施設（以下、情短施設と記す。）は、児童福祉法第43条の5の規定に基づき、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者のもとから通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所したものについて相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。
- ・また、第48条の2の規定に基づき、地域の住民に対して児童の養育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める役割も持つ。
- ・情短施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるように行う。
- ・治療は、心を癒す体験を積み上げながら、健全な社会生活を営むことができるようになることを目指して行う。
- ・生活指導は、治療的観点から、児童の自主性を尊重しつつ、安定した生活の場を提供し、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行う。
- ・学校教育、学習指導は、児童がその適性、能力等に応じ、主体的に学習に取り組むことができるよう、特別な支援を行う学校教育の場を用意して行う。
- ・家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の緊張を緩和し、親子関係の再構築等が図られるように行う。

(2) 情緒障害児短期治療施設の運営理念と「児童心理治療施設」の通称

- ・情短施設は、心理的困難や苦しみを抱え日常生活の多岐にわたり生きづらさを感じて心理治療を必要とする子どもたちを入所又は通所させて治療を行う施設である。入所治療は原則として数か月から2～3年程度の期間とし、家庭復帰、児童養護施設などへの措置変更を行い、通所、アフターケアとしての外来治療を行いながら地域で生活していくことを支援していく。
- ・「情緒障害児短期治療施設」という名称に関して、本来「情緒をかき乱されている」といった意味の英語 *emotionally disturbed* を「情緒障害」と訳したため、どういった子どもを表すのかが伝わりにくい。障害という言葉で心理的な困難を抱える子どもたちを表してよいのか、また、子どもたちや家族がその名称を嫌うなどの問題がある。また、平均在所期間が2年半を超えている現状で「短期」と名乗ることが誤解を与える。
- ・このような理由から、名称変更を求める意見が多く、当面、「児童心理治療施設」という通称を用いることができることとする。

4. 対象児童

(1) 子どもの特徴と背景

- ・情短施設の対象は、心理的困難や苦しみを抱え日常生活に生きづらさを感じている子どもたちであり、心理治療が必要とされる子どもたちである。
- ・知的障害児や重度の精神障害児は、他の支援機関を検討する。発達障害児の入所は増えているが、虐待や発達障害などを背景とする問題に対する治療・支援が主となる。
- ・子どもの家族や退所した子どもたちは、アフターケアとしての通所や外来治療を中心とした治療・支援の対象となる。

(2) 子どもの年齢等

- ・情短施設は、概ね学童期から18歳に至るまでの子どもを対象としている。必要がある場合は、20歳に達するまでの措置延長ができる。就学前の子どもについては、設備等の整備も含め今後検討していく必要がある。
- ・広い年齢層の子どもが対象であり、心身の発達や発育、成長は個々様々である。発達が滞っていたり、アンバランスである子どもも多い。
- ・情短施設の平均入所期間は、概ね2.5年であるが、在籍期間の長い子どももいる。治療はできるだけ短期間で終え、家庭復帰や児童養護施設等へ措置変更することが望ましいが、子どもの状態によっては高校を卒業するまで特別な配慮のある環境が必要であることもあり、自立まで支援する必要がある子どももいる。

5. 治療・支援のあり方の基本

(1) 基本的な考え方

①治療の原理

- ・情短施設で行われる治療は、心理的困難を抱え生きづらさを感じている子どもに、まずは生きやすいと感じられる生活の場を提供することから始まる。
- ・それまでの生活から、例えば、周囲の人は自分を責め脅かすと感じ警戒心を解けない子どもが、この場は安全で安心できると感じられるようになるためには、一般に安全と考えられる環境を整えるだけでは足りず、その子どもに合わせた特別に配慮された生活と個別の支援が必要である。子どもはそのような環境で安全か確かめ、徐々に安心した生活を送ることができるようになり、周囲に心を開くようになる。そして、施設の中の職員や子どもたちとの生活の中で、相手や状況に合わせて自分をコントロールする力、お互いに折り合う力また人に頼り相談する力など、地域社会で暮らしていくための力を身につけていく。
- ・しかし、特別な配慮のある生活環境でも、眠れない、強い不安がある、些細なきっかけでパニックになる、虐待を受けたことによる後遺症などの症状がある

場合は、精神科治療や心理治療を行う。また、心の動きを落ち着いて見つめることができない、自分の思いや感じたことを言葉にできないなど、人とのかわりから学ぶために必要な能力が育っていない場合は、その力がつくような長期にわたる特別な配慮と支援を行う。

- ・虐待を受けた子どもは、将来の夢を持ち前向きに生きていくために、今まで生きてきた過去を振り返り、その中で生き抜いてきた自分を見出すことが必要になることが多く、そのための心理支援が必要になる。

②総合環境療法

- ・情短施設における治療は、福祉、医療、心理、教育の協働により、施設での生活を治療的な経験にできるように、日常生活、学校生活、個人心理治療、集団療法、家族支援、施設外での社会体験などを有機的に結びつけた総合的な治療・支援（総合環境療法）である。
- ・情短施設の治療の基盤は、治療的に配慮された日々の生活にある。生活支援は治療的観点からそれぞれの子どものニーズに沿ったかわりを行う。
- ・治療には、教育的な支援も重要であり、教育機関とも綿密な連携を保ちながら、それぞれの子どもに応じた特別な教育支援を行う。

③治療目標

- ・心理療法は個人療法、集団療法など様々な技法から治療目標に合わせて組み合わせられるほか、心理教育や性教育プログラムなど特別なプログラムも必要に応じて行われる。
- ・治療目標は子どもの状況に応じて子ども、保護者及び児童相談所等の関係者と相談しながら決めていく。それぞれの子どもの治療目標はあるが、共通の目標は、子どもの心の葛藤や混乱を和らげながら、子どもが社会の中でいきいきと自信をもって自分の生活を送れるようになることである。
- ・子どもへの治療は、医学的、心理学的、社会学的アセスメントに基づき、個別のニーズに沿って、説明と同意のもとに行われる。治療は、子どもの同意のみならず、保護者を治療協力者ととらえ、保護者に児童の状態及び能力を説明し治療方針の同意を得ながら進めていく。

(2) 治療の場といとなみ

①養育とは

- ・情短施設における養育は、治療的な観点から行われるが、養育の基本を意識することが必要である。養育の基本は、「人とのかわりをもとにした営み」であり、「ともに成長しようとする大人」の存在がまず求められる。
- ・幼少期に良い人間関係を心地よく経験すると、子どもはその心地よさを保っていく。本施設には、これを経験できなかった、また継続できなかった子どもが多い。

- ・家庭から分離された子どもは、不安や落胆、悲しみ、苦痛、怒りを抱えながらも、安心して自分を委ねられる「おとなの存在」を求めている。養育のはじまりの時期には、子どもが大人の手助けを表面的に拒むようなことがあっても、手助けを求めたくても大人から手助けを受けることに恐れを抱いてしまう子どもの心情を理解し、慎重に関係を築いていくことが必要である。

②日常生活

- ・子どもたちが、安心感、安全感を抱けるような生活、雰囲気を作ることが何よりも必要である。子どもが脅かされたと感じないように、睡眠や休息が妨げられないこと、一人でのんびりできる時間空間が保証されること、できないことをやらされると感じないように日課の設定などが必要である。
- ・ほぼ変わらずに流れ、子どもたちが見通しを持って行動ができる日課が、安心感につながる。生活のルールは明確で公平であり、原則として職員によって対応が変わることが無いようにする。
- ・子どもがいきいきと自信をもって生活を送ることができるように支援することが治療的な養育の基本である。そのために、自分の生活に関して選択できる機会を多く取り入れることが必要である。
- ・相談できる力を養うことも生きていくために必要である。子どもが、日常生活で迷ったり困ったりした時に相談できる関係を築いていく。

③建物、設備等

- ・自分の居場所が確保され、安全、安心を感じることができるための工夫が必要である。いじめや支配被支配関係が起きにくいように目の届かない死角を減らすなどの工夫も考えられる。
- ・他の子どもたちから離れ、落ち着きを取り戻せるような空間、部屋を確保することも必要である。

④子ども集団の中での経験

- ・子ども集団の中に居場所を得て、「みんなと一緒に」という感覚を持つ経験が、子どもの成長には欠かせない。子どもは他の子どもとのかかわりの中で、自分をコントロールし、対人関係技能を習得する。
- ・遊びやレクリエーション、サークル活動は、自由に創造的な思考・活動を醸成したり、単調になりがちな日常生活に潤いをもたらす。また、職員が子どもと体験や心情を共有することで、関係性の構築が図られる。
- ・仲間との活動を通じて集団への帰属意識を醸成するが、一方でいじめなどの人間関係上の問題を内在しやすいため、大人の配慮が必要である。
- ・食事場面は、人間関係形成上の大きな要素である。食卓を囲み、一緒に食べることは、コミュニケーションの基本であり社会生活を営む上で必要となる。家庭での食生活が偏っていたり、豊かでなかった子どもたちにとって、食を楽しむようになることは治療的にも大変重要である。日々の食事の他にも調理を職

員と行い周りの人に振る舞うなどの経験が子どもの成長を促す。

⑤学校教育、学習

- ・それまでの生育環境に恵まれず、基礎学力の不足など多くの課題を抱えている子どもにとって、主体的に学ぶ姿勢を養い、さらには高校や大学などに進学する学力を獲得することは、自尊心や自信を回復し、自立への歩みを踏み出す契機として重要な課題である。
- ・個々子どもの学力等に応じた教育的支援が必要であり、小集団での教育保障と習熟度別学習システムの導入が望ましい。

⑥退所を視野に入れた支援

- ・退所後の進路決定に際しては、子どもの力や希望を考慮し、子どもを取り巻く状況と照らし合わせ最善の選択ができるよう支援する。
- ・子どもが退所後の生活にうまく適応できるように環境を調整する。
- ・高校生など高学齢児の場合、自立を視野に入れた疑似自立体験が行える活動プログラム及び設備も必要である。また、社会生活におけるマナーや食事場面での適切な振る舞いが身につけられるような工夫も必要である。
- ・治療の場における日々の暮らしの中で十分な信頼関係を構築することによって、退所後も気軽に相談でき、ときには支援してもらえるとという安心感を築く。

(3) 治療・支援を担う人

①ケアワーカーに求められること

- ・施設職員は、自分自身の基準で子どもを評価的にとらえるのではなく、全体として子どもを尊重し、受け止めようとする姿勢が求められる。まず、その子の今の現実を事実として、見つめ、考え、思いやることから始める。
- ・人は自分に向けられる他者のまなざしには敏感である。欠点ばかりに目を向けず、子どもの潜在的な可能性に気づこうとするまなざしが、子どもの自尊心の回復に必須の意味を持つ。
- ・子どもが未来に向かって歩んでゆくためには、自分が歩んできた過去があって今があるという感覚が必要である。子ども自身の成育の過程、親の病気や不具合、施設で生活することとなった理由について、子どもが事実を受け入れ、受けとめることが必要である。そのためには、施設職員が、子どもの心情を理解し、寄り添うことが必要である。
- ・子どもの可能性に期待をいただきつつ寄り添うおとなの歩みは、子どもにとっての将来のモデルになる。
- ・施設の職員は、子どもと一緒に行動してくれる人、生活に根ざした知恵や感性をもち、ユーモアのセンスのある人、善悪の判断をきっぱりと示し、いざという時に頼りになる存在であることが望まれる。
- ・子どもが生きている幸せを感じられるようなさりげない配慮がこもった日常生活

が営めるための創意工夫が望まれる。そのための職員間の協力、スーパービジョン、マネジメントが必要である。

- ・ケアワークの専門性は、現場での子どもたちとの日常生活の過程の中で子どもを理解し、より適切なかかわりを獲得し、たえず見直さなければならない。そのためには、繰り返し研修を重ね、自らの経験や行き詰まりに対しての理解や納得を得ることや、ケースカンファレンス、養育の実践と研究の並列的な推進が必要である。

②心理士に求められるもの

- ・情短施設の心理士に求められるものは、総合的な治療・支援の中心的な役割を担うことであり、そのために、
 - (a) 医師と協働して、発達の、精神病理学的観点から子どものアセスメントを行い、生活の場の様子、家族や施設の職員、子どもたちとの関係を考慮して、治療方針を考えること（ケースフォーミュレーション）、
 - (b) 家族、施設のケアワーカー、医師、児童相談所の児童福祉司や学校の教員など、子どもの関係者に治療方針を伝え、それぞれの支援者の子どもへの支援が齟齬がなく協働できるように調整すること（ケースコーディネート）、
 - (c) このような総合的な治療を進めていくこと（ケースマネジメント）、
 - (d) そして、子どもとどうかかわるかなどについて、ケアワーカーや学校の教員の相談にのること（コンサルテーション）
 などが求められる。
- ・心理士は、子どもや家族がどのように周りの世界を見て感じているか、そのような状況でどう振舞おうとするかを常に理解しようとする真摯な態度を保つことが基本として求められる。そして、考えたことを相手に理解できるように伝えることが求められる。また、その子どもや家族が様々な困難や苦境の中今まで生きてきたことに対する畏敬の念を持って、かかわることが基本である。
- ・その上で、治療方針を立て、治療を進めるために、スーパービジョンを受けたり、研修、研究を積み重ねて、自分の実践を振り返り、専門性を高めることが必要である。

③職員のチームワーク

- ・治療は、多職種専門家による協働作業であり、それぞれの専門性を生かせるようなシステム作りが必要である。
- ・職員はお互いに尊重し支えあい、子どもが自然と人にかかわってみたいくなるような雰囲気を作り、子どもが人にかかわることを促す。そして、子どもはそのような職員の姿をモデルにし、人と協調することを身につけていく。
- ・特定職員による子どもの抱え込みや職員の孤立化を避けるためにも、相互補完的な関係のチームワークが必要である。

(4) 家族と退所児童への支援

①家族への支援

- ・保護者への支援も子どもの治療には不可欠である。児童相談所や関係諸機関等と連携しながら、福祉的、心理的支援を行っていく。家族は社会的に孤立していることが多いので、親とのつながりを断たないように支援を進める。
- ・親を心の中でどう受けとめているかは、個人のあり方を大きく特色づける。子どもの立場に立った親子関係への理解は、子どものケアに避けられない課題である。
- ・社会的養護は、従来の家庭の代替だけでなく、家族機能の支援・補完・回復のための家庭支援を行う。施設と親とが子どもの養育を協働し、親子の関係が回復することを目標に支援する。また、家族が孤立せずコミュニティの一員として生活できるような支援も行う。そのような親と施設の協働の姿が、子どもたちの周りの大人たちへの安心感を取り戻し、社会参加を促す。

②退所児童への支援

- ・入所による治療を終えた後、通所機能や、外来機能を使って治療を続けることが必要である。また、その後も、アフターケアを行っていく必要がある。
- ・退所児童だけでなく、家族への支援も続け、必要に応じ学校、児童相談所などの関係機関との連携を行う。

(5) 地域支援・地域連携

- ・情短施設は都道府県、政令市単位の広域な地域を基盤とし、児童相談所や社会的養護関連の施設との連携が必要である。
- ・施設のアセスメント機能、蓄積された治療・支援の知見などを地域に還元することが必要であり、様々な施設、機関へのコンサルテーション、実習の受け入れや研修会の講師派遣などを積極的に行う。
- ・外来機能などを充実させ、地域の子どもや家族、関係機関の相談に応じる。

6. 情緒障害児短期治療施設の将来像

(1) 設置推進と専門的機能の充実

- ・情短施設の将来像は、平成23年7月の社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会によるとりまとめ「社会的養護の課題と将来像」にあるように、各都道府県に最低1カ所、人口の多い地域では複数設置を推進する。
- ・情短施設は、現在、主に学童期以上の子どもを対象としているが、子どもの問題が低年齢化しており、低年齢のうちから手厚い治療をすることが重要であることから、幼児期への対応も検討する。
- ・情短施設はこれまで、不登校、家庭内暴力、被虐待児の心理的不調、発達障害を

背景にした問題と、時代の中で注目される子どもの心の問題の治療に先駆的に取り組んできた。これからも新たな問題に対応し治療法を開拓できる体制の充実を図る。

- ・情短施設は、都道府県、政令市単位の広域の中核施設として、社会的養護機関の相談を受けたり、心理支援のネットワークの中心的な役割を目指す。社会的養護の分野における心理支援のセンターとして、特別支援学校や子どもの心の診療拠点病院など他領域のセンターとのネットワークを作り、支援の幅を広げるとともに、研究や研修などを行うことを目指す。

(2) 短期入所、通所機能の活用、外来機能の充実

- ・児童養護施設や里親で一時的に不安定となり不適応を起こしている子どもを、短期間一時的に、情短施設に措置変更してケアし、落ち着きがみられるようになってから元の施設等に戻すといった短期利用も有意義である。
- ・通所の子どもは、施設内の分級など学校教育を利用することもできる。入所前や退所後の子どもへの支援だけでなく、地域の心理的問題の大きい子どもへの支援機能としても重要である。また、児童養護施設や里親などで心理的問題を起こしている子どもの一時的な支援の場としても活用できる。
- ・入所前や退所後の支援、家族への支援、また、地域の子育て支援のためにも、児童精神科の診療所を併設し、外来機能を充実させることが望まれる。社会的養護の施設の生活に詳しい医師がいることで、児童養護施設や里親の下で暮らす子どもにも適切な診療ができる。

第Ⅱ部 各論

1 治療・支援

(1) 治療

- ①子どもに対して適切な心理治療を行う。
 - ・子ども個々に心理治療の担当者を決め、定期的を実施し、効果について査定する。
 - ・心理治療を必要とする保護者に対して、その解決に向けた心理治療方針を策定し、実施、結果について評価する。
 - ・必要に応じて心理検査などを行い、ケース会議を通じて、治療結果について評価する。
 - ・外部の専門家等によるスーパービジョンを必要に応じて受ける。
 - ・治療的な観点から集団活動など活動を控えさせるなど特別な対応を行う場合は、権利侵害に当たらないか十分に職員間で吟味し、子ども、保護者及び児童相談所等へ目的、対応の内容、予想される期間等を明示し、同意をとるようにする。
- ②子どもの心身の状況や、生活状況等を正確に把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示する。
 - ・子どもの心身の状況や生活状況、保護者の状況など家庭環境等の必要な情報を把握し、統一した様式に則って記録する。
 - ・把握した情報を総合的に分析・検討し、課題を適切に把握する。
 - ・アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行う。必要に応じて医学的、心理学的、社会学的な観点からのスーパービジョンをうける。
 - ・発達段階や情緒・行動上の問題を課題とする場合は、子どもにとって、理解できる目標として言語化することが大切である。
 - ・子どもの心身状況や、生活状況等を正確に把握するため、手順を定めて計画的なアセスメントを行う。
 - ・アセスメントの定期的な見直しの時期と手順を定める。
 - ・アセスメントに当たり、必要に応じて児童相談所と調整を行う。
- ③心理治療は、自立支援計画に基づき子どもの課題の解決に向けた心理治療方針を策定する。
 - ・心理治療方針において個別・具体的方法を明示し、実施する。
 - ・心理治療方針は子ども、保護者への説明と同意に基づいて行う。
 - ・必要に応じて医学、心理学などの専門家から直接的支援を受ける体制を整える。
- ④ケース会議を必要に応じて実施する。
 - ・ケース会議には、心理療法担当職員、児童指導員や保育士、医師のほか、必要に応じて児童相談所、学校の関係者の参加を求めて行う。

- ・ ケース会議は、必要に応じて外部のスーパーバイザーの参加を求め、指導や助言を受けながら行う。

⑤ 医師による治療が必要な子どもに対する適切な治療及び職員の支援を実施する。

- ・ 子どもに対する心理治療等について医師による職員へのスーパービジョンや研修を実施し、生活・心理治療など各部門の職員とともに心理治療計画の策定・見直しを行う。
- ・ 医療的ケアの必要な子どもに対して定期的かつ必要に応じて児童精神科医等の診療を行い、緊急時等には医師を中心としてチーム対応ができる体制を確保する。
- ・ 入院治療が必要となる場合に備え、外部の医療機関と連携し、必要に応じて話し合い等を行う。
- ・ 子どもの症状、行動によって児童精神科領域での治療や服薬が必要となる場合、子どもの訴えに基づき、保護者及び児童相談所等に対して目的や治療内容等を理解できるように説明をし、同意をとるようにする。

(2) 生活の中での支援

① 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、常に子どもの発達段階や課題に考慮した支援を行う。

- ・ 生活する場所が安全であることを子どもが意識できるようにする。
- ・ 施設における支援は子どもの信頼感を構築することが不可欠であり、職員の高い専門性に基づく受容的・支持的なかかわりや課題把握と対応を安定的・持続的に行う。
- ・ 子どもの発達段階や課題に対する正しい理解のもと、子どもの個別性に十分配慮したかかわりを行う。

② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てる。

- ・ 普段から職員が振る舞いや態度で模範を示す。
- ・ 施設生活・社会生活の規範等守るべきルール、約束ごとを理解できるように子どもに説明し、責任ある行動をとるよう支援する。
- ・ 他者への心づかいや配慮する心が育まれるよう支援する。

③ 多くの生活体験を積む中で、子どもがその課題の自主的な解決等を通して、子どもの健全な自己の成長や問題解決能力を形成できるように支援する。

- ・ 生活体験（創作活動など）を通して、ものごとを広い視野で具体的総合的にとらえる力や、豊かな情操が育まれるような活動を行う。
- ・ つまずきや失敗の体験を大切に、子どもが主体的に解決していくプロセスを通して、自己肯定感などを形成し、自己を向上発展させるための態度を身につけられるよう支援する。

(3) 食生活

- ①食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行う。
 - ・子どもの年齢、障害のある子ども等の個人差や食物アレルギーの有無など子どもの心身の状態や日々の健康状態に応じ、適切に対応する。
 - ・定期的に残食の状況や子どもの嗜好を調査し、嗜好や栄養摂取量を勘案し、献立に反映する。
 - ・栄養士を中心に、日々提供される食事内容や食事環境に十分に配慮するとともに、子どもに対する献立の提示等食に関する情報提供を行う。
- ②子どもの生活時間にあわせた食事の時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じて食習慣を習得するための支援を適切に行う。
 - ・クラブ活動等子どもの事情に応じて、食事時間以外の時間でも個別の食事を提供する。
 - ・無理なく楽しみながら食事ができるように、年齢や個人差に応じた食事時間に配慮する。
 - ・子どもが日々の食生活に必要な知識及び判断力を習得し、基本的な食習慣を身につけることができるよう食育を推進する。
 - ・食事の準備や配膳、食後の後片付けなどの習慣や簡単な調理など基礎的な調理技術を習得できるよう支援する。
 - ・施設外での食事の機会など、多様な機会を設け、食事を楽しむとともに、食習慣の習得ができるようにする。
 - ・郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会を持ち、食文化を継承できるようにする。

(4) 衣生活

- ①衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものを提供する。
 - ・常に衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものが着用できるようにする。
- ②子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援する。
 - ・気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣の習得を支援する。
 - ・発達段階や好みに合わせて、子ども自身が衣服を購入する機会を設ける。

(5) 住生活

- ①居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにする。
 - ・くつろげる空間を確保する。
 - ・居室の清掃をはじめ、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努める。
- ②発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援する。

- ・子どもの自立に向けては、基本的な生活習慣・生活技術を身につけることが必要であり、個々の子どもの発達段階等に応じて支援する。

(6) 健康と安全

- ①発達段階に応じ、身体への健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援する。
 - ・常に良好な健康状態を保持できるよう、職員が把握する。
 - ・発達段階に応じて、排泄後の始末や手洗い、うがい、洗面、入浴、歯磨きなど清潔を保つことを自ら行えるように支援する。
 - ・寝具や衣類などを清潔に保つなど、自ら健康管理できるよう支援する。
- ②医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応する。
 - ・健康上特別な配慮を要する子どもについて、医療機関と連携するなど、子どもの心身の状態に応じて、健康状態並びに心身の状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握する。
 - ・受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう説明する。
 - ・感染症に関する対応マニュアル等を作成し、感染症や食中毒が発生し、まん延しないように必要な措置を講じる。また、あらかじめ関係機関の協力が得られるよう体制整備をする。

(7) 性に関する教育

- ①子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設ける。
 - ・性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答える。
 - ・日頃から職員間で性教育のあり方等を検討し、職員の学習会を行う。
 - ・必要に応じて外部講師を招いて、学習会などを職員や子どもに対して実施する。

(8) 行動上の問題及び問題状況への対応

- ①子どもが暴力、不適応行動など行った場合に適切に対応する。
 - ・子どもの特性等あらかじめ職員間で情報を共有化し、連携して対応する。
 - ・子どもの行動上の問題に対しては、子どもが訴えたいことを受けとめるとともに、多角的に検証して原因を分析した上で、適切に対応する。また、記録にとどめ、以後の対応に役立てる。
 - ・パニックなどで自傷や他害の危険度が高い場合に、その場から離すなどして、子どもの心身を傷つけずに対応するとともに、周囲の子どもの安全を図る。
- ②施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底する。

- ・問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方についても点検を行うとともに、課題を持った子ども、入所間もない子どもについては観察を密にし、個別支援を行う。
- ・暴力やいじめについての対応マニュアルを作成するなど、問題が発覚した場合は、全職員が適切な対応ができる体制を整える。

- ③虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努める。
- ・強引な引き取りのための対応について、施設で統一的な対応が図られるよう周知徹底する。

(9) 自主性、主体性を尊重した日常生活

- ①日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援する。
- ・行事などの企画・運営に子どもが主体的にかかわり、子どもの意見を反映させる。
 - ・子ども一人一人の選択を尊重する。
 - ・子どもの自治会組織の育成支援を行う。
- ②子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など様々な生活技術が身につくよう支援する。
- ・計画的な小遣いの使用、金銭の自己管理ができるように支援する。
 - ・地域での生活を見据えて、様々な生活技術を学ぶプログラムを実施する。

(10) 学習支援、進路支援等

- ①学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行う。
- ・できる限り公平なスタートラインに立って社会に自立していけるよう、支援する。
 - ・学習権を保障し、学習に主体的に取り組む意欲を十分に引き出し、適切な学習機会を確保する。
 - ・子どもの学力、学習態度に応じた個別の教育的な対応を受けられるように、個別の支援など適切な学校教育の場を設ける。
- ②「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援する。
- ・進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供するとともに、子ども・学校・施設関係者だけではなく、保護者を含め十分に話し合い決定する。
 - ・進路決定後のフォローアップを行う。
- ③施設と学校との親密な連携のもとに子どもに対して学校教育を保障する。
- ・学校・施設間で日々の子どもの状況の変化等に関する情報を確実に伝達するシステムを確立し、生活支援、学習支援及び進路支援等を相互に協力して実施する。
 - ・学校で生じた子どもの行動上の問題に対しては、学校に協力して対応する。

- ・学校との協議に基づいて個々の子どもの学習支援計画を立て、それに応じた支援や計画の見直しを行う。
- ・個別のケース会議には原則として施設と学校の担当者が参加するなど、適切な連携をとる。

(11) 継続性とアフターケア

- ①子どもの状況に応じて退所後の生活を見据えた見立てを行い支援する。
 - ・退所後の地域での生活を見通して、年齢、発達や治療の状況など個々の状態に応じた社会性の獲得ができるよう、子どもの自主性や主体性を尊重した支援を計画的に行う。
 - ・社会人としての生活を目標にする場合は、社会人としての自覚が持てる様な取り組みを行い、困った時に頼れる人、機関があるという認識が持てるように支援する。
- ②措置変更又は受入れを行うに当たり、継続性に配慮した対応を行う。
 - ・子どもの特性を理解するための情報の共有化やケース会議を実施し、切れ目のない養育・支援に努める。
 - ・措置変更等に当たり、引き継ぎを行う施設、里親等と丁寧な連携を行う。そのため日頃より、それぞれの施設や里親の役割を十分に理解し、連絡協議会や合同研修会の開催など相互に連携に努める。
 - ・継続的な支援を行うための育ちの記録を作成する。
 - ・前任の養育者や施設の担当者から後任の者へ適切に引き継ぐ。
- ③家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行う。
 - ・退所に当たってはケース会議を開催し、子ども本人や保護者の意向を踏まえて、児童相談所や関係機関等と協議の上、適切な退所時期や退所後の生活を検討する。
 - ・家庭引き取りの場合は、子どもや家庭の状況把握や支援など関係機関との役割を明確にする。
 - ・退所後も施設として子どもが相談できる窓口を設置し、子どもと保護者に伝える
 - ・子どもや家庭の状況の把握に努め、退所後の記録を整備する。
- ④子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行う。
 - ・通所機能や外来機能を利用して、退所後の支援を継続して行う。
 - ・アフターケアは施設の業務であり、退所後何年たっても施設に相談できることを伝える。
 - ・退所者の状況を把握し、退所後の記録を整備する。
 - ・子どもとともに退所する地域の関係機関と連携し、退所後の生活の支援体制の構築に努める。
 - ・施設退所者が集まれるような機会を設ける。

(12) 通所による支援

- ①施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行う。
 - ・子どもの生活実態を的確にとらえ、在宅支援として適切な通所支援を実施する。
 - ・必要に応じて訪問による支援を実施する。
 - ・様々なプログラム課程を策定し、子どもの社会性の向上や自立を支援する。

2 家族への支援

(1) 家族とのつながり

- ①児童相談所と連携し、子どもと家族との関係調整や家族からの相談に応じる体制づくりを行う。
 - ・家庭支援専門相談員を独立した専門職として配置し、その役割を明示する。
 - ・家族との関係調整については、定例的かつ必要に応じて児童相談所と家族の状況や入所後の経過について情報を共有し、協議、連携を行う。
 - ・自立支援計画、心理治療方針、服薬などの医療等について、入所後も適宜、家族と確認する機会を設けるなど家族への働きかけを行い、親子関係の継続や修復に努める。
- ②子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的、かつ適切に行う。
 - ・一時帰宅は児童相談所と協議を行う。
 - ・面会、外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、家族からその時の様子を聞くなどして、家族関係を把握する。
 - ・親子が必要な期間を一緒に過ごせるような設備を施設内に設ける。
 - ・家族等との交流の乏しい子どもには、週末里親やボランティア家庭等での家庭生活を体験させるなど配慮する。

(2) 家族に対する支援

- ①親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組む。
 - ・子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に支援を行う。
 - ・家族支援計画を立てたり、家族等と定期的に面接やカウンセリングを行うなど、家族の抱える課題に対して、具体的な支援を行う。
 - ・家族療法事業の実施など、子どもと家族との関係回復に向けた支援を行う。
 - ・子どもが早期に家庭復帰が可能となるように、児童相談所と協力して家庭復帰等のプログラムを継続的に実施する。

3 自立支援計画、記録

(1) 自立支援計画の策定

- ① アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させる。
 - ・ 自立支援計画策定の責任者（基幹的職員等）を設置する。
 - ・ 児童相談所と援助方針について打ち合わせ、自立支援計画に反映させる。また、策定した自立支援計画を児童相談所に提出し、共有する。
 - ・ 自立支援計画は、ケース会議で合議して策定する。
 - ・ 自立支援計画には、支援上の課題と、課題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定める。
 - ・ 支援目標は、子どもに理解できる目標として表現し、努力目標として子どもに説明する。
 - ・ 策定された自立支援計画は、全職員で共有し、支援は統一かつ統合されたものとする。
- ② 自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施する。
 - ・ 自立支援計画の見直しは、子どもとともに生活を振り返り、子どもの意向を確認し、併せて保護者の意向を踏まえて、それらを反映させつつ、子どもの最善の利益を考慮して行う。
 - ・ 計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築する。
 - ・ アセスメントと計画の評価・見直しは少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行う。

(2) 子どもの治療・支援に関する適切な記録

- ① 子ども一人一人の治療・支援の実施状況を適切に記録する。
 - ・ 入所からアフターケアまでの支援の実施状況を家族及び関係機関とのやり取り等を含めて適切に記録する。
 - ・ 記録内容について職員間でばらつきが生じないように工夫する。
- ② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行う。
 - ・ 記録の管理について個人情報保護と情報開示の観点から、研修を実施する。
 - ・ 守秘義務の遵守を職員に周知する。
- ③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行う。

- ・施設における情報の流れを明確にし、情報の分別や必要な情報が的確に届く仕組みを整備する。
- ・施設の特性に応じて、ネットワークシステム等を利用して、情報を共有する仕組みを作る。

4 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

- ①子どもを尊重した治療・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行う。
 - ・施設長や職員が子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加し、人権感覚を磨くことで、施設全体で権利擁護の姿勢を持つ。
 - ・子どもを尊重した姿勢を、個々の治療・支援の標準的な実施方法等に反映させる。
- ②社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の治療・支援において実践する。
 - ・職員一人一人の倫理観、人間性並びに職員としての職務及び責任の理解と自覚を持つ。
 - ・施設全体の質の向上を図るため、職員一人一人が、治療実践や研修を通じて専門性などを高めるとともに、治療実践や治療の内容に関する職員の共通理解や意見交換を図り、協働性を高めていく。
 - ・職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め、意欲を持って治療・支援に当たる。
 - ・子どもの意向に沿うことが結果として子どもの利益につながらないこともあることを踏まえ、子どもにそのことを説明し理解を得るなど適切に導く。
 - ・受容的・支持的なかかわりを基本としながらも毅然とすべきところでは毅然と対応するなど、子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう、常に子どもの利益を考慮し真摯に向き合う。
- ③子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせる。
 - ・子どもの発達段階や治療過程に応じて、可能な限り事実を伝える。
 - ・家族の情報の中には子どもに知られたくない内容があることも考慮し、伝え方等は職員会議等で確認し、共有し、また、児童相談所と連携する。
- ④子どもの行動の自由などの規制については、子どもの安全の確保等のために、他に取るべき方法がない場合であって子どもの最善の利益になる場合にのみ、適切に実施する。
 - ・やむを得ず子どもの行動の自由や無断で居室に立ち入るなどのプライバシーを最小限の範囲で規制するケア等について、マニュアルなどを作成し、職員の共通

認識のもとに対応する。

- ・マニュアル等は、定期的な検証や必要な見直しを行う。
- ・子どもが納得できない場合、苦情解決制度を通じて意見を述べることを知らせる。

⑤子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行う。

- ・通信、面会に関するプライバシー保護や、生活場面等のプライバシー保護について、規程やマニュアル等の整備や設備面等の工夫などを行う。

⑥子どもや保護者の思想や信教の自由を保障する。

- ・子どもの思想・信教の自由については、最大限に配慮し保障する。
- ・保護者の思想・信教によってその子どもの権利が損なわれないよう配慮する。

(2) 子どもの意向や主体性への配慮

①子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、治療や支援の内容の改善に向けた取組を行う。

- ・日常的な会話のなかで発せられる子どもの意向をくみ取り、また、子どもの意向調査、個別の聴取等を定期的に行い、改善課題の発見に努める。
- ・改善課題については、子どもの参画のもとで検討会議等を設置し、改善に向けて具体的に取り組む。

②子ども自身が生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組む。

- ・活動を通して、子どもの自己表現力、自律性、責任感などが育つよう、必要な支援を行う。

③施設が行う支援について事前に説明し、子どもが主体的に選択（自己決定）できるよう支援する。

- ・子どもの知る権利を守り、主体的に問題解決に立ち向かう力を高めるため、子どもに対して適切な情報提供を行う。
- ・子どもの発達段階に応じて自己決定できるよう支援する。

(3) 入所時の説明等

①子どもや保護者等に対して、治療・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行う。

- ・施設の内容がわかりやすく紹介された印刷物を作成し、希望があれば見学に応じるなど治療内容や集団生活上での守るべきルールなどが正しく理解できるような工夫を行う。
- ・子どもや保護者等、又は関係機関が、情報を簡単に入手できるような取組を行う。

- ②入所時に、施設で定めた様式に基づき治療・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明する。
- ・子どもの不安を解消し、施設生活や入所中の面会や外泊等を理解できるよう説明を加えながら、担当者が子どもに安心感を与えるように適切に支援する。
 - ・子どもが施設における治療を主体的に受けられるように動機付けを行う。
 - ・保護者が子どもの治療の協力者となるように動機付けを行う。

(4) 権利についての説明

- ①子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明する。
- ・権利ノートやそれに代わる資料を使用して施設生活の中で守られる権利について随時わかりやすく説明する。
 - ・子どもの状態に応じて、権利と義務、責任の関係について、理解できるように説明する。

(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境

- ①子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行う。
- ・複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを、わかりやすく説明した文書を作成・配布する。
 - ・子どもや保護者等に十分に周知し、日常的に相談窓口を明確にした上で、内容をわかりやすい場所に掲示する。
- ②苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させる。
- ・苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受け付け担当者の設置、第三者委員の設置）を整備する。
 - ・苦情解決の仕組みを文書で配布するとともに、わかりやすく説明したものを掲示する。
- ③子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応する。
- ・苦情や意見・提案に対して迅速な対応体制を整える。
 - ・苦情や意見を治療や施設運営の改善に反映させる。
 - ・子どもの希望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明する。

(6) 被措置児童等虐待対応

- ①いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底する。
- ・就業規則等の規程に体罰等の禁止を明記する。

- ・子どもや保護者に対して、体罰等の禁止を周知する。
- ・体罰等の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行ない、体罰等を伴わない支援技術を職員に習得させる。

②子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組む。

- ・暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底する。
- ・不適切なかかわりを防止するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことの確認や、職員体制や密室・死角等の建物構造の点検と改善を行う。
- ・子どもが自分自身を守るための知識、具体的な方法について学習する機会を設ける。

③被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応する。

- ・被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合、都道府県市の指導に従い、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなど、施設運営の改善を行い、再発防止に努める。

(7) 他者の尊重

①様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援する。

- ・信頼感を獲得するなど良好な人間関係を築くために職員と子どもが個別的にふれあう時間を確保する。
- ・同年齢、上下の年齢関係などの人間関係を日常的に経験できる生活環境を用意し、人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重できる人間性を育成する。

5 事故防止と安全対策

①事故、感染症の発生時などの緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させる。

- ・事故発生対応マニュアル、衛生管理マニュアル等を作成し、職員に周知する。定期的に見直しを行う。

②災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行う。

- ・立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じる。
- ・災害時の対応体制を整える。
- ・食料や備品類などの備蓄リストを作成し、備蓄を進める。

③子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためのリスクを把握し、対策を実施する。

- ・安全確保・事故防止に関する研修を行う。

- ・災害や事故発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施する。
- ・外部からの不審者等の侵入防止のための対策や訓練など不測の事態に備えて対応を図るとともに、地域の関係機関等と連携し、必要な協力が得られるよう努める。

6 関係機関連携・地域支援

(1) 関係機関等の連携

- ①施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有する。
 - ・地域の社会資源に関するリストや資料を作成し職員間で情報の共有化を図る。
- ②児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な課題や事例検討を行う。
 - ・子どもや家族の支援について、関係機関と協働して取り組む体制を確立する。
 - ・地域の関係機関・団体のネットワーク内での共通の課題に対して、ケース会議や情報の共有等を行い、解決に向けて協働して具体的な取組を行う。
 - ・通所機能や短期入所機能を活用し、心理的問題を起こしている子どもの一時的な支援など、社会的養護の分野における心理的ケアのセンター的な役割として他施設等への支援を行う。
 - ・児童相談所と施設は子どもや家族の情報を相互に提供する。
 - ・要保護児童対策地域協議会などへ参画し、地域の課題を共有する。

(2) 地域との交流

- ①子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを適切に行う。
 - ・子どもが地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制を整える。
- ②施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行う。
 - ・地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布し、地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にする取組を行う。
 - ・地域へ施設を開放するための規程を設け、施設のスペースを開放し、地域の活動の場として提供する。
 - ・通所、外来機能を活用し、地域の心理治療を要する子どもへの支援を行う。
- ③ボランティアの受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備する。

- ・ ボランティア受入れについて、登録手続き、事前説明等に関する項目などマニュアルを整備する。
- ・ ボランティアに対して必要な研修を行う。

(3) 地域支援

- ①地域の具体的な福祉のニーズを把握するための取組を積極的に行う。
 - ・ 地域住民に対する相談事業を実施すること等を通じて、具体的な福祉ニーズの把握を行う。
 - ・ 社会的養護の施設の責務を果たすべく、開かれた施設運営を行う。
- ②地域の福祉のニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行う。
 - ・ 施設が有する専門性を活用し、地域の子育ての相談・助言や市町村の子育て事業の協力をする。
 - ・ 地域の里親支援、子育て支援等に取組など、施設のソーシャルワーク機能を活用し、地域の拠点となる取組を行う。

7 職員の資質向上

- ①組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢を明示する。
 - ・ 施設が目指す治療・支援を実現するため、基本方針や中・長期計画の中に、施設が職員に求める基本的姿勢や意識、専門性や専門資格を明示する。
- ②職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画を策定し、計画に基づいた具体的な取組を行う。
 - ・ 職員一人一人の援助技術の水準、知識の質や量、専門資格の必要性などを把握する。
 - ・ 施設内外の研修を体系的、計画的に実施するなど、職員の自己研鑽に必要な環境を確保する。
 - ・ 職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や関係機関など、様々な人とのかかわりの中で共に学び合う環境を醸成する。
 - ・ 医学、心理学などの専門家の助言を受けられるようにする。
- ③定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させる。
 - ・ 研修を終了した職員は、報告レポートの作成や研修内容の報告会などで発表し、共有化する。
 - ・ 研修成果を評価し、次の研修計画に反映させる。
- ④スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援する。

- ・施設長、基幹的職員などの立場にある人に、いつでも相談できる体制を確立する。
- ・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する。
- ・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人一人が援助技術を向上させ、施設全体の治療・支援の質を向上させる。

8 施設運営

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知

- ①法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割を反映させる。
 - ・理念には子どもの権利擁護の推進の視点を盛り込み、施設の使命や方向、考え方を反映させる。
- ②法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針を明文化する。
 - ・基本方針は、「情緒障害児短期治療施設運営指針」を踏まえて、理念と整合性があり、子どもの権利擁護の視点を盛り込み、職員の行動規範となる具体的な内容とする。
- ③運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。
- ④運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。

(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定

- ①施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画を策定する。
 - ・理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にし、治療・支援の内容や組織体制等の現状分析を行う。
 - ・専門的機能の充実や社会的養護の分野での心理支援のセンター的な役割、また、通所機能を活用した地域支援などの計画を明確にする。
- ②各年度の事業計画を、中・長期計画の内容を反映して策定する。
- ③事業計画は、職員等の参画のもとで策定するとともに、実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行う。
 - ・事業計画の実施状況については、子ども等の意見を聞いて、評価を行う。
- ④事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。
 - ・事業計画をすべての職員に配布し、会議や研修において説明する。
- ⑤事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。
 - ・事業計画をわかりやすく説明した資料を作成し、子どもや保護者への周知の方法に工夫や配慮をする。

(3) 施設長の責任とリーダーシップ

- ①施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮する。
 - ・施設長は、社会的養護の使命を自覚し、自らの役割と責任について文書化するとともに、会議や研修において表明する。
 - ・施設長は、職員の模範となるよう自己研鑽に励み、専門性の向上に努める。
- ②施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードする。
 - ・施設長は、法令遵守の観点での施設運営に関する研修又は勉強会等に参加する。
 - ・施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行う。
- ③施設長は、治療・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮する。
 - ・施設長は、治療・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行う。
 - ・施設長は、治療・支援の質の向上について職員の意見を取り入れるとともに、施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画する。
- ④施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮する。
 - ・施設長は、施設の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等を行う。
 - ・施設長は、経営や業務の効率化や改善のために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画する。

(4) 経営状況の把握

- ①施設運営を取りまく環境を的確に把握するための取組を行う。
 - ・施設運営を長期的視野に立って進めていくために、社会的養護の全体の動向、施設が位置する地域での福祉ニーズの動向、子どもの状況の変化、ニーズ等を把握する。
- ②運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行う。
 - ・経営状況や改善すべき課題について、職員に周知し、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定する等、施設全体での取組を行う。
- ③外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善を実施する。
 - ・事業規模等に応じ、2年あるいは5年に1回程度、外部監査を受けることが望ましい。

(5) 人事管理の体制整備

- ①施設が目標とする養育・支援の質の確保をするため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランを確立させ、それに基づいた人事管理を実施する。
 - ・各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努める。
 - ・職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して組織として支援に取り組む体制を確立する。
 - ・基幹的職員、家庭支援専門相談員等の機能を活かす。
- ②客観的な基準に基づき、定期的な人事考課を行う。
- ③職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みを構築する。
 - ・勤務時間、健康状況を把握し、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整える。
 - ・困難ケースの抱え込みの防止や休息の確保などに取り組む。
- ④職員処遇の充実に図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行う。
 - ・職員の心身の健康に留意し、定期的に健康診断を行う。
 - ・臨床心理士や精神科医などに職員が相談できる窓口を施設内外に確保するなど、職員のメンタルヘルスに留意する。

(6) 実習生の受入れ

- ①実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的に取り組む。
 - ・受入れの担当者やマニュアルを整えるとともに、受入れの意義や方針を全職員が理解する。
 - ・学校等と連携しながら、実習内容全般を計画的に学べるプログラムを準備する。

(7) 標準的な実施方法の確立

- ①治療・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行う。
 - ・標準的な実施方法を職員に周知し、共通の認識を持って一定の治療・支援を行う
 - ・マニュアルは、子どもの状態に応じて職員が個別に柔軟に対応できるものにする。
- ②標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行う。
 - ・標準的な実施方法の見直しは、職員や子ども等からの意見や提案、子どもの状況等に基づいて治療・支援の質の向上という観点から行う。
 - ・見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し必要な見直しを行う。

(8) 評価と改善の取組

- ①施設運営や治療・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させる。
 - ・ 3年に1回以上第三者評価を受けるとともに、定められた評価基準に基づいて、毎年自己評価を実施する。
 - ・ 職員の参画による評価結果の分析・検討する場を設け、実行する。
- ②評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施する。
 - ・ 分析・検討した結果やそれに基づく課題を文書化し、職員間で共有し、改善に取り組む。

児童自立支援施設運営指針案

第 I 部 総論

1. 目的

- ・この「運営指針」は、児童自立支援施設における支援の内容と運営に関する指針を定めるものである。社会的養護を担う本施設における運営の理念や方法、手順などを社会に開示し、質の確保と向上に資するとともに、また、説明責任を果たすことにもつながるものである。
- ・この指針は、そこで暮らし、そこから巣立っていく子どもたちにとって、よりよく生きること (well-being) を保障するものでなければならない。また社会的養護には、社会や国民の理解と支援が不可欠であるため、本施設を社会に開かれたものとし、地域や社会との連携を深めていく努力が必要である。さらにそこで暮らす子どもたちに健やかな育ちを保障する取組を創出していくとともに、本施設が持っている支援機能を地域へ還元していく展開が求められる。
- ・家庭や地域における養育機能の低下が指摘されている今日、社会的養護のあり方には、養育のモデルを示せるような水準が求められている。子どもは子どもとして人格が尊重され、子ども期をより良く生きることが大切であり、また、子ども期における精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験は、発達の基礎となると同時に、その後の成人期の人生に向けた準備でもある。
- ・この指針は、こうした考え方に立って、社会的養護の様々な担い手との連携の下で、社会的養護を必要とする子どもたちへの適切な支援を実現していくことを目的とする。

2. 社会的養護の基本理念と原理

(1) 社会的養護の基本理念

①子どもの最善の利益のために

- ・児童福祉法第 1 条で「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と規定され、児童憲章では「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、良い環境の中で育てられる。」とうたわれている。
- ・児童の権利に関する条約第 3 条では、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」と規定されている。
- ・社会的養護は、子どもの権利擁護を図るための仕組みであり、「子どもの最善の利益のために」をその基本理念とする。

②すべての子どもを社会全体で育む

- ・社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うものである。
- ・子どもの健やかな育成は、児童福祉法第1条及び第2条に定められているとおり、すべての国民の努めであるとともに、国及び地方公共団体の責任であり、一人一人の国民と社会の理解と支援により行うものである。
- ・児童の権利に関する条約第20条では、「家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。」と規定されており、児童は権利の主体として、社会的養護を受ける権利を有する。
- ・社会的養護は、「すべての子どもを社会全体で育む」をその基本理念とする。

(2) 社会的養護の原理

社会的養護は、これを必要とする子どもと家庭を支援して、子どもを健やかに育成するため、上記の基本理念の下、次のような考え方で支援を行う。

①家庭的養護と個別化

- ・すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら、養育されるべきである。
- ・一人一人の子どもが愛され大切にされていると感じることができ、子どもの育ちが守られ、将来に希望が持てる生活の保障が必要である。
- ・社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、社会的養護を地域から切り離して行ったり、子どもの生活の場を大規模な施設養護としてしまうのではなく、できるだけ家庭あるいは家庭的な環境で養育する「家庭的養護」と、個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進めていく「個別化」が必要である。

②発達の保障と自立支援

- ・子ども期のすべては、その年齢に応じた発達の課題を持ち、その後の成人期の人生に向けた準備の期間でもある。社会的養護は、未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指して行われる。
- ・特に、人生の基礎となる乳幼児期では、愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要である。子どもは、愛着関係や基本的な信頼関係を基盤にして、自分や他者の存在を受け入れていくことができるようになる。自立に向けた生きる力の獲得も、健やかな身体的、精神的及び社会的発達も、こうした基盤があって可能となる。
- ・子どもの自立や自己実現を目指して、子どもの主体的な活動を大切にするとともに、様々な生活体験などを通して、自立した社会生活に必要な基礎的な力を形

成していくことが必要である。

③回復をめざした支援

- ・社会的養護を必要とする子どもには、その子どもに応じた成長や発達を支える支援だけでなく、虐待体験や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアなどの治療的な支援も必要となる。
- ・また、近年増加している被虐待児童や不適切な養育環境で過ごしてきた子どもたちは、虐待体験だけでなく、家族や親族、友達、近所の住人、保育士や教師など地域で慣れ親しんだ人々との分離なども経験しており、心の傷や深刻な生きづらさを抱えている。さらに、情緒や行動、自己認知・対人認知などでも深刻なダメージを受けていることも少なくない。
- ・こうした子どもたちが、安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感（自尊心）を取り戻していけるようにしていくことが必要である。

④家族との連携・協働

- ・保護者の不在、養育困難、さらには不適切な養育や虐待など、「安心して自分をゆだねられる保護者」がいない子どもたちがいる。また子どもを適切に養育することができず、悩みを抱えている親がいる。さらに配偶者等による暴力（DV）などによって「適切な養育環境」を保てず、困難な状況におかれている親子がいる。
- ・社会的養護は、こうした子どもや親の問題状況の解決や緩和をめざして、それに対応するため、親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく包括的な取り組みである。

⑤継続的支援と連携アプローチ

- ・社会的養護は、その始まりからアフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育が望まれる。
- ・児童相談所等の行政機関、各種の施設、里親等の様々な社会的養護の担い手が、それぞれの専門性を発揮しながら、巧みに連携し合って、一人一人の子どもの社会的自立や親子の支援を目指していく社会的養護の連携アプローチが求められる。
- ・社会的養護の担い手は、同時に複数で連携して支援に取り組んだり、支援を引き継いだり、あるいは元の支援主体が後々までかわりを持つなど、それぞれの機能を有効に補い合い、重層的な連携を強化することによって、支援の一貫性・継続性・連続性というトータルなプロセスを確保していくことが求められる。
- ・社会的養護における養育は、「人とのかわりをもとにした営み」である。子どもが歩んできた過去と現在、そして将来をより良くつなぐために、一人一人の子どもに用意される社会的養護の過程は、「つながりのある道すじ」として子ども

も自身にも理解されるようなものであることが必要である。

⑥ライフサイクルを見通した支援

- ・社会的養護の下で育った子どもたちが社会に出てからの暮らしを見通した支援を行うとともに、入所や委託を終えた後も長くかかわりを持ち続け、帰属意識を持つことができる存在になっていくことが重要である。
- ・社会的養護には、育てられる側であった子どもが親となり、今度は子どもを育てる側になっていくという世代を繋いで繰り返されていく子育てのサイクルへの支援が求められる。
- ・虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援が求められている。

(3) 社会的養護の基盤づくり

- ・社会的養護は、かつては親のない、親に育てられない子どもを中心とした施策であったが、現在では、虐待を受けた子ども、何らかの障害のある子ども、DV被害の母子などが増え、その役割・機能の変化に、ハード・ソフトの変革が遅れている。
- ・社会的養護は、大規模な施設養護を中心とした形態から、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるような社会的な資源としてハード・ソフトともに変革していかなければならない。
- ・社会的養護は、家庭的養護を推進していくため、原則として、地域の中で養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホームを優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設養護も、できる限り小規模で家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていくことが必要である。
- ・また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが重要である。
- ・施設は、社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、社会的養護の下で育った人への自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化し、総合的なソーシャルワーク機能を充実していくことが求められる。
- ・ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要である。
- ・社会的養護の役割はますます大きくなっており、これを担う人材の育成・確保が重要な課題となっている。社会的養護を担う機関や組織においては、その取り組みの強化と運営能力の向上が求められている。

3. 児童自立支援施設の役割と理念

(1) 児童自立支援施設の目的

- ・本施設は、児童福祉法第44条に基づき、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所又は通所させて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所者について相談等の援助を行うことを目的とする施設である。
- ・また、本施設は、第48条の2の規定に基づき、地域の住民に対して、児童の養育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める役割も持つ。
- ・本施設における自立支援は、安定した生活環境を整えるとともに、個々の児童について、児童の適性、能力やその家庭の状況等を勘案して、自立支援計画を策定し、児童の主体性を尊重して、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ、児童への養育や心理的ケア等により、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行う。
- ・生活指導は、児童の自主性の尊重、基本的な生活習慣の確立、豊かな人間性・社会性の形成、将来の自立生活のための必要な知識経験の獲得ができるよう行う。
- ・学科指導は、学校教育法の規定による学習指導要領を準用して行う。
- ・職業指導は、勤労の基礎的な能力・態度の育成、適性、能力等に応じた職業選択のための相談等の支援を行う。
- ・家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等を図る。

(2) 自立支援の主な目標

施設・職員は、社会的養護の理念に基づき、次のような目標が達成できるように、支援を行う。

①子どもの自立支援の目標

- ・健康な心身を育み、人や社会との基本的信頼感を確立し、自己肯定感、自尊心、自主性、自律性等を形成する。
- ・自他の生命、人格の尊厳、固有の権利を尊重し、自然、社会、人間などあらゆるものと、発展していく動的な調和を図りながら共生できる人間性を育成する。
- ・よりよい創造的な問題解決に必要な力量、態度及び自立した社会人としての基本的な生活力、生活態度を形成する。
- ・個性や潜む力を開発しつつ、自己実現を図ることをめざし、自己の不完全さや不健全さを超克しようと自己変革し続ける人間性を育成する。
- ・行動上の問題の再発防止に向け、自ら行った加害行為などと向き合う取組を通じて自身の加害性、被害性の改善や被害者への責任を果たす人間性を育成する。

②保護者・家族支援の目標

- ・保護者や家族との信頼関係を確立し、子どもとともに培ってきた保護者や家族との絆を大切に、子どもの健全育成や家庭環境の調整などを図り、可能な限り早期の家族再統合や家族の養育機能の再生を実現する。

- ・ その家族が抱えている問題や課題に対して、関係機関と連携して支援するなど、その改善や解決を図る。

③地域社会支援の目標

- ・ 日常的な地域住民との交流により、相互理解を深め、信頼、連携、支援関係等の構築や発展を図り、地域社会に根ざした開かれた施設を目指す。
- ・ 地域住民の社会資源となれるよう、地域住民の福祉ニーズの把握に努め、それに応じた質の高い福祉サービスの提供を推進する。

4. 対象児童

(1) 子どもの特徴と背景

- ・ 本施設の対象の子どもは、不良行為をなし、又はなすおそれのある子ども及び生活指導等を要する子どもであるが、①虐待など不適切な養育を行った家庭や多くの問題を抱える養育環境で育った子ども、②乳幼児期の発達課題である基本的信頼関係の形成ができていない子ども、③トラウマを抱えている子ども、④知的障害やADHD（注意欠陥多動性障害）、広汎性発達障害などの発達障害のある子ども、⑤抑うつ・不安といった問題を抱えている子ども、などが少なくない。

(2) 子どもの年齢等

- ・ 本施設は、18歳に至るまでの子どもを対象としており、必要がある場合は20歳に達するまでの措置延長をとることができる。
- ・ 本施設に入所している子どもは、12歳～15歳の中学生年齢の子どもが多いが、中学卒業した児童も対象であり、受け入れて支援することが求められている。

5. 支援のあり方の基本

(1) 基本的な考え方

- ・ 子どもへの支援は、子どもを権利の行使の主体者として、その人格を尊重し、相互交流における納得、合意を基本にした支援を中心に展開しなければならない。
- ・ 一人一人の子どもの健全で自主的な生活を志向しながら、良質な集団生活の安定性を確保した保護・支援が重要となる。
- ・ 施設内での生活という限定された時間的・空間的な枠組みの中で、子どもの自立を支援するための一定の「枠のある生活」とも言うべき保護・支援基盤が重要である。ただし、規則の押し付けや管理のためとなってはならない。
- ・ 子ども発達段階や個別性などに応じた衣食住等を保障し、施設全体が愛情と理解のある雰囲気になれ、子どもが愛され大切にされているという実感が持てる家庭的・福祉的なアプローチによって、子どもの基本的信頼感の形成、社会

性の発達や基礎学力の獲得、生活自立や心理的自立の発達、アイデンティティの獲得やキャリア願望の発達など「育ち・育てなおし」を行っていく。

- ・安心感・安全感のある生活の中で、一人一人の子どもを受容し真摯に向き合い、子どもと職員との間で信頼関係を深めながら、自立を支援していく。

(2) 保護・養育・教育・心理的ケアのあり方

①生活の中の保護

- ・施設は、子どもの健やかな成長・発達を阻害し、行動上の問題を引き起こすような不適切な養育環境や社会的な有害環境から、子どもを保護する。
- ・施設は、自ら希望して入所していない多くの子どもを、安定性のある生活の中で、保護する。
- ・子どもの示す行動上の問題は、自分自身にある課題の表現でもある。課題をより明確にし、適切な対応を生み出すには、一人で考えるだけでなく、第三者、特に信頼できる大人との対話が役立つ。施設は、こうした新しい関係性を構築する生活の場所でもある。

②生活環境づくり（場づくり）

- ・子どもが職員の支援を受動的に受ける上下関係ではなく、生徒会などの自主的な活動を活用し、施設全体が相互の人格を尊重した養育・教育を展開するための生活共同体として機能することが大切である。
- ・多くの子どもは、日常生活場面において、これまでの対人関係や感情体験を背景にして、職員への挑発行動など様々な行動上の問題を表出するが多い。
- ・このような子どもに有効に機能する雰囲気づくりや安心・安全な居場所づくり、人的・空間的・時間的・規範的な面などから構造化された「枠のある生活」など、効果的に影響を与える支援的・教育的・治療的働きかけとしての良質な生活環境（物的・人的・自然環境）を整備する。

③生活の中の養育・教育

- ・施設における養育・教育は、「人とのかかわりを基本にした営み」であり、「共生共育（共に生活する場の中で行われる生きた言葉・態度などの相互交流によって共に育ちあう）をしていくおとなや他の子ども」の存在が求められる。
- ・養育・教育は、あるがままの子どもを理屈抜きに純粋に受け入れるなど、良い人間関係によるこちよさの経験・保持へのおとなからの配慮から始まる。
- ・その息の長い継続的な積み重ねが、「生まれてきてよかった」「生きてきてよかった」という感覚や認識の形成や、自分が背負ってきた境遇など自身の過去を受け入れアイデンティティを獲得することに、重要な役割を果たす。
- ・子どもとのかかわりの営みにおいては、言語的コミュニケーションは重要であるが、ごく一部であり、言葉にばかり依存しすぎることなく、非言語的コミュニケーションや意識化されないかかわりを大切にす。

- ・養育・教育の始まりの時期には、思春期の子どもは職員との関係を持ちたがらない態度をとることがある。まず職員が、かかわりあいを避けようとする心情や理屈ではわかっていても納得できない気持ちを理解し、じっくりとかかわりながら子どもが心を開くまで待つという態度で寄り添いながら、よりよき「つながりの契機」を見いだす努力をする。安定した生活の中で、職員や他の子どもとの受容的な交流に努めることが、以後の関係形成に重要な意味をもつ。
- ・アセスメントにより個々の子どものニーズを把握し、その子どもにあった自立支援計画を策定し、オーダーメイドの養育・教育をしていく。
- ・子どもの強みや潜在的な能力を伸ばすことも重要である。子どもの良さや強みを見つけてほめること。問題や欠点ばかりに目を向けず、潜在的な可能性を発見しようとするまなざしが、子どもの自尊心の回復に必須の意味を持つ。また、目が行きにくい子どもへのまなざしを忘れてはならない。
- ・生きるという過程は、「社会化を促進し、規範や慣習に則っていくこと」と「成員の個性の尊重、人格を認めること」など対立する課題について試行錯誤を繰り返す、バランスのとれた解決をしようとする過程でもある。
- ・子どもは、日常生活で直面する困難な問題を解決していく過程で生じた苦悩、葛藤、熟考、理解、判断などによって、知性、道徳性、情緒などを育てていく。
- ・子どもの同士の影響力は非常に大きいため、人格を相互に尊重し、ほめ合う・認め合う・助け合う・励まし合う、切磋琢磨できる良質な集団形成が大切である。
- ・施設は、子どもの行動上の問題の発生を抑制しすぎることなく、小さな行動上の問題が発生する枠組みを整えて、大きな問題の発生に至らないように早期発見・早期対応による適切な支援を行う。それを通して、子ども自身がその問題の原因や背景について検討し、自己認識を深め、自己責任感を育てる。

④学校教育との連携・協働

- ・施設は、学校教育と綿密な連携をもちながら、子どもが認められ活躍できる居場所となるように、子どもの学力などに応じた支援を行う。
- ・施設は、高校進学などで子どもが不利益を被らないよう、施設内学校はもとより、出身学校（原籍校）や関係機関と連携しながら、対応する。
- ・子どもが日々学び知ることによって生じる有能感や達成感を大切にしたい。学んだことが実際の生活で役立つような学校と施設の生活をつなぐ連携が求められる。

⑤生活の中の治療・心理的ケア

- ・子どもへの心理的ケアは、アセスメントに基づき、個別のニーズに沿った支援目標を立て、子どもや保護者への説明と同意のもとに行われる。
- ・本施設における心理的ケアは、福祉、心理、教育、医療の協働により、良質な生活環境づくりを行い、施設での生活そのものが治療的な経験となるような生活環境の提供など、日常生活や学校生活及び個別的な心理療法などを有機的に結びつけて行われる総合的なケアである。
- ・有効性を測定しつつ、見直しを行いながら、継続的に展開していく。

- ・心理的ケアには、カウンセリング、生活場面面接、認知行動療法、環境療法など様々な方法があるが、個々の子どもの状態に応じて、有効な方法を柔軟に組み合わせ、創意工夫した総合的な心理的ケアを行う。

(3) 子どもの支援を担う人

①子どもの支援を担う人

- ・職員は、よりよい「支援の質」を追求する姿勢を持ち、「共生共育をするおとな」として存在しなければならない。
- ・子どもの働きかけに対する職員の適時適切な応答・コミュニケーションの積み重ねが、子どもの生きる心の体力を育むのであり、「大切にされている」「理解してくれている」という感じを与える良質な対応が大切である。
- ・職員は、どのような場面でどのような言語的・非言語的コミュニケーションが必要かについての深い理解と良い技術、子どもと楽しみながら生活できるセンスやバランスのある豊かな生活者としての人間性を持つ必要がある。
- ・ケアワークの専門性は、現場の生きた実践過程の中で獲得し、たえず評価し見直さなければならない。職員は、常に自らのあり方を問いつづけ、自己変革していくことが求められる。
- ・そのため、繰り返し研修を重ね、自らの経験や行き詰まりに対して理解や納得を得ることや、スーパービジョン、ケースカンファレンス、自立支援の実践と研究の並列的な推進が必要である。

②職員のチームワーク

- ・施設における良きチームワークは、職員の心情や養育環境を豊かにするとともに、子どもが人の協調する姿に気づき、おとなへの信頼を学ぶ機会を生む。
- ・抱え込みを避けるためにも、相互補完的な関係のチームワークが必要である。

(4) 家族と退所者への支援

①家族への支援

- ・施設は、保護者や家族に対して、子どもへの養育が不適切であったとしても、一人の人間として尊重した交流を行うことが重要である。
- ・保護者や家族なりの努力や配慮をしてきたことへの共感的な理解に努め、信頼関係を構築し、保護者や家族とともに協働して子どもの育成に取り組む。
- ・保護者や家族を支援する上で、その保護者や家族の問題性はもとより、潜在的な可能性や回復力、あるいは活用すべき強みを把握することも重要である。
- ・自立支援計画の策定に当たっては、保護者・家族の達成すべき目標は、重点的かつ具体的で、しかも達成しやすい課題であることが望ましい。保護者とその重要性について納得していることが大切である。
- ・施設は、子どもや保護者・家族の状況を踏まえながら、面会、通信、一時帰宅な

どの方法を用いて、子どもと保護者・家族との関係を調整する。また、家族との再統合が不可能な子どもには、特別な配慮が必要である。

②退所者への支援

- ・退所後も、子どもは、スモールステップによって社会適応をしていくことが大切であり、適切な支援の継続した提供が重要である。
- ・アフターケアについては、入所以前の段階から子どもの支援にかかわってきた関係者や保護者、可能であれば子ども本人を含めて協議を行い、入所中の支援のあり方（保護者や中心的な支援者との関係の維持など）を含め、退所後の支援のあり方（方針や施設と関係機関の役割分担など）などについて検討し、その基盤を作っておくことが必要である。

（５）地域支援・地域連携

①地域支援や社会の理解と連携

- ・施設は、地域や社会に開かれることとともに、これまでの実践で培ってきた支援のノウハウなどについて、地域住民に還元していくことが求められている。
- ・子どもの無断外出時における反社会的行動による被害など地域住民に損害を与えることも生じるため、地域連絡協議会などを定期的を開催して、施設運営や利用等についての意見交換を行うなど、地域との連携を深める。

②地域とのネットワーク

- ・子どもが安心して地域に戻るためには、地域のよりより理解が求められる。日頃から非行少年の本質的な心についてきちんと伝え、正しい理解をしてもらう啓発活動が求められる。

6. 児童自立支援施設の将来像

（１）専門的機能の充実等

- ・虐待を受けた経験や発達障害・行為障害等の障害をもつ子どもなど、特別なケアが必要なケースが増加している。児童自立支援施設の将来像は、平成23年7月の社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会によるとりまとめ「社会的養護の課題と将来像」にあるように、子どもの抱える問題の複雑さに対応し、個別支援や心理治療的なケアなど、より高度で専門的なケアを提供する機能強化が課題である。
- ・このため、心理士の複数配置など手厚い人員配置を行うとともに、職員の専門性の向上を図る研修を充実しながら、支援の質の一層の向上を図る。
- ・現状では、中卒や高校生に対応していない施設もあり、年長の対応の難しい児童の自立支援機能の充実に取り組む。
- ・施設内の分校、分教室の設置等、学校教育への就学義務への対応を図る。

- ・家庭的な形態である小舎夫婦制や小舎交替制の維持発展を図る。

(2) 相談、通所、アフターケア機能

- ・施設が蓄積してきた非行相談等の知見や経験を活かし、地域の子どもの非行や生活について相談援助などを実施するため、相談、通所、アフターケア機能などの自立支援機能を充実させる。
- ・子どもの立ち直りや社会的自立のため、家族との交流・関係調整などの支援や、地域社会におけるネットワークなどの資源を活用したサポートを確立させる。

第Ⅱ部 各論

1 支援

(1) 支援の基本

- ①子どもを理解・尊重し、その思い・ニーズをくみ取りながら、子どもの発達段階や課題に考慮した上で、子どもと職員との信頼関係の構築を目指す。
 - ・施設での支援は子どもの基本的信頼感を構築することが不可欠であり、職員の高い専門性に基づく受容的・支持的かわりを行う。
 - ・子どもの発達段階や課題に対する正しい理解のもと、子どもの個別性に十分配慮したかわりを行う。
- ②子どものニーズをみたすことのできる日常的で良質なあたりまえの生活を営みつつ、職員がモデルとなることで、子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てる。
 - ・普段から職員が振る舞いや態度で模範を示す。
 - ・施設生活・社会生活の規範等守るべきルール、約束ごとを理解できるよう子どもに説明し、責任ある行動をとるよう支援する。
 - ・他者への心づかいや配慮する心が育まれるよう支援する。
- ③集団生活の安定性を確保しながら、施設全体が愛情と理解のある雰囲気に入れられ、子どもが愛され大切にされていると感じられるような家庭的・福祉的アプローチを行う。
 - ・規則の押し付けや過度の管理に陥ることなく、支援基盤というべき一定の「枠のある生活」である集団生活の安定性を確保するように取り組む。
 - ・職員は被包感のある雰囲気づくりを行い、子どもが愛され大切にされていると感じることができる支援を行う。
- ④発達段階に応じて食事、睡眠、排泄、服装、掃除等の基本的な生活習慣や生活技術が定着するよう支援する。
 - ・子どもの自立に向けては、基本的な生活習慣・生活技術を身につけることが必要であり、個々の子どもの発達段階等に応じて支援する。
 - ・子どもが社会生活を営む上で必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。
- ⑤多くの生活体験を積む中で、子どもがその問題や事態の自主的な解決等を通して、子どもの健全な自己の成長や問題解決能力を形成できるように支援する。
 - ・生活体験（創作活動など）を通して、ものごとを広い視野で具体的総合的にとらえる力や、豊かな情操が育まれるような活動を行う。
 - ・つまづきや失敗の体験を大切に、子どもが主体的に解決していくプロセスを通

して、自己肯定感などを形成し、自己を向上発展させるための態度を身につけられるよう支援する。

- ⑥子どもの行動上の問題を改善するために、自ら行った加害行為などと向き合う取組を通して自身の加害性・被害性の改善や被害者への責任を果たす人間性を形成できるように支援する。
- ・子どもが入所前に行った行動上の問題により被害を受けた人や自分自身に対する影響について深く考えさせ、人間性の回復や開発に結びつくよう支援する。
 - ・個別的な時間を確保し、子どもと職員との信頼関係形成や家族調整を行うことにより、自己肯定感などを体得させるように努める。
 - ・子どもの発達段階や状態に配慮し、加害行為を行った子どもに自分の非行について振り返り、向き合わせる取組を行う。

(2) 食生活

- ①団らんの場として和やかな雰囲気の中で、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、子どもの嗜好や栄養管理にも十分な配慮を行う。
- ・和気あいあいとした会話のある食事に心がけるなど、団らんの場として明るく楽しい雰囲気の中で食事ができるように工夫する。
 - ・温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供への配慮など、食を通して、個々の子どもがその存在を大切にされていることを実感できるように工夫する。
 - ・子どもの年齢、障害のある子ども、また、食物アレルギーの有無など子どもの心身の状態や日々の健康状態に応じ、適切に対応する。
 - ・定期的に残食の状況や子どもの嗜好を調査し、栄養摂取量を勘案し献立に反映する。
- ②子どもの生活時間にあわせた食事の時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じて食習慣を習得するための支援を適切に行う。
- ・高校通学、就職実習等子どもの事情に応じて、食事時間以外の時間でも個別の食事を提供する。
 - ・無理なく楽しみながら食事ができるよう年齢や個人差に応じた食事時間に配慮する。
 - ・子どもが日々の食生活に必要な知識及び判断力を習得し、基本的な食習慣を身につけることができるよう食育を推進する。
 - ・食事の準備や配膳、簡単な調理など基礎的な調理技術を習得できるよう援助する。
 - ・施設外での食事の機会など、多様な機会を設け、食事を楽しむとともに、食習慣の習得ができるようにする。
 - ・郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会をもち、食文化を継承できるようにする。
 - ・子どもが農作業で収穫した作物を使い、作業・収穫のよろこびや達成感をより味わえる食事を提供する。

③自立に向けた食育への支援を行う。

- ・調理実習などを通して、一人で簡単な食事をつくることができるように支援する。

(3) 衣生活

①衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものを提供し、衣習慣を習得できるように支援する。

- ・常に衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものが着用できるようにする。
- ・年齢に応じて、TPOに合わせた服装ができるよう配慮する。

(4) 住生活

①居室等施設全体を、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにする。

- ・建物の内外装、設備、家具什器、庭の樹木、草花など、子どもの取り巻く住環境から、そこにくらす子どもが大切にされているというメッセージを感じられるようにする。
- ・小規模グループケアを行う環境づくりに配慮する。
- ・家庭的な環境としてくつろげる空間を確保する。

(5) 健康と安全

①発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援する。

- ・常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事摂取、排泄等の状況を職員がきちんと把握する。
- ・発達段階に応じて、排泄後の始末や手洗い、うがい、洗面、洗髪、歯磨きなどの身だしなみ等について、自ら行えるよう支援する。
- ・寝具や衣類などを清潔に保つなど、自ら健康管理ができるよう支援する。

②医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応する。

- ・健康上特別な配慮を要する子どもについて、医療機関と連携するなど、子どもの心身の状態に応じて、健康状態並びに心身の状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握する。
- ・受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう説明する。
- ・感染症に関する対応マニュアル等を作成し、感染症や食中毒が発生し、又は、まん延しないように必要な措置を講じるよう努める。また、あらかじめ関係機関の協力が得られるよう体制整備をしておく。

(6) 性に関する教育

- ①子どもの年齢、発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設ける。
- ・性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答える。
 - ・日頃から職員間で児童自立支援施設に相応しい性教育のあり方等を検討し、職員の学習会を行う。
 - ・必要に応じて外部講師を招いて、学習会などを職員や子どもに対して実施する。

(7) 行動上の問題に対する対応

- ①子どもが暴力、不適応行動・無断外出などの行動上の問題を行った場合には、関係のある子どもも含めて適切に対応する。
- ・子どもの特性等あらかじめ職員間で情報を共有化し、連携して対応する。
 - ・行動上の問題は子どもからの必死なサインであることを理解する。
 - ・子どもの行動上の問題に対しては、子どもが訴えたいことを受けとめるとともに、多角的に検証して原因を分析した上で、適切に検討する。また、記録とどめ、以後の対応に役立てる。
 - ・パニックなどで自傷や他害の危険度の高い場合に、タイムアウトを行うなどして、子どもの心身を傷つけずに対応するとともに、周囲の子どもの安全を図る。
 - ・緊急事態に対する対応マニュアル等を作成し、組織的な対応を行う。
 - ・児童相談所、警察機関などの関係機関と日常的に連絡を取るなど、緊急事態への対応が円滑に進むよう対策を図る。
- ②施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底する。
- ・日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方を職員が模範となって示す。
 - ・特に弱い子どもに対する暴力、いじめ、差別などに対しては、状況に応じた適切な対応をとり、重大な人権侵害であることを理解させ、職員は人権意識を持って子どもにかかわる。
 - ・暴力やいじめについての対応マニュアルを作成するなど、問題が発覚した場合は、全職員が適切な対応ができる体制を整える。
- ③虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努める。
- ・強引な引き取りのための対応について、施設で検討し、統一的な対応が図られるよう周知徹底する。
 - ・生活する場所が安全であることを、子どもが意識できるようにする。

(8) 心理的ケア

- ①被虐待児など心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行う。
- ・心理的な支援を必要とする子どもには、自立支援計画に基づきその解決に向けた心理支援プログラムを策定する。

- ・心理支援プログラムにおいて個別・具体的方法を明示し、実施する。

(9) 主体性、自律性を尊重した日常生活

- ①日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援する。
 - ・行事などの企画・運営に子どもが主体的にかかわり、子どもの意見を反映させる。
- ②子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念や生活技術が身につくよう支援する。
 - ・様々な生活技術の習得を子どもの発達段階に応じて支援する。
 - ・計画的な小遣いの使用等、金銭の自己管理ができるように支援する。
 - ・退所を見据え、一定の生活費の範囲で生活することを学ぶプログラムを実施する。

(10) 学習支援、進路支援、作業支援等

- ①学習環境の整備を行い、個々の学力等に応じた学習支援を行う。
 - ・学習権を保障し、よりよき自己実現に向けて学習意欲を十分に引き出し、適切な学習機会を確保する。
- ②「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援する。
 - ・進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、十分に話し合う。
 - ・進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する。
- ③作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して、豊かな人間性や職業観の育成に取り組む。
 - ・事業主等と密接に連携するなど、職場実習の効果を高めるよう支援する。
 - ・子どもが、作物などの育成過程を通して、協働して作業課題を達成する喜びを体験し、勤労意欲の向上、心身の鍛練を図れるように支援する。
 - ・仲間との共同作業などを通して、人間的ふれあいや生命の尊厳及び相互理解を深め、社会性や協調性などを培うように支援する。
 - ・働く体験を積み重ねることで、根気よく最後まで取り組む姿勢など社会人として自立するために必要な態度や行動を育てる。
 - ・自然の環境の中での作業体験を通して、情操の育成が図られるように支援する。
- ④施設と学校との親密な連携のもとに子どもに対して学校教育を保障する。
 - ・日々の子どもの状況の変化等に関する情報が、学校・施設間で確実に伝達するシステムを確立し、生活支援、学習支援及び進路支援等を相互に協力して実施する。
 - ・原籍校との連携を図り、子どもが不利益を被らないように、学習・進路等の支援を行う。
 - ・学校との協議に基づいて個々の子どもの学習計画を立て、それに応じた支援や計画の見直しを行う。

- ⑤スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を図るとともに、忍耐力、責任感、協調性、達成感などを養うように支援する。
- ・子どもの持っている興味・関心を把握し、子どもの個性を伸ばせるように、スポーツ・文化活動を実施して、豊かな人間性の育成に努める。
 - ・ルールを尊重するとともに、子ども間の協力やチームワークなど、子どもの社会性の発達を支援する。
 - ・子どもが自主性や自発性を持った活動を行い、最後までやり通せるように支援する。

(11) 継続性とアフターケア

- ①措置変更又は受入れを行うに当たり、継続性に配慮した対応を行う。
- ・子どもの特性を理解するための情報の共有化やケース会議を実施し、切れ目のない養育・支援に努める。
 - ・措置変更に当たり、引き継ぎを行う相手の施設、里親等と丁寧な連携を行う。そのため日頃より、それぞれの施設や里親の役割を十分に理解し、連絡協議会や合同研修会の開催など相互に連携に努める。
 - ・社会人としての生活を目指している場合は、社会の一員であり、信頼できる人に支えられていることの自覚が持てるように支援する。
 - ・継続的な支援を行うための育ちの記録を作成する。
 - ・前任の養育者や担当者から後任の者へ適切に引き継ぐ。
- ②家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行う。
- ・退所に当たってはケース会議を開催し、子ども本人や保護者の意向を踏まえて、児童相談所や関係機関等と協議の上、適切な退所時期や退所後の生活を検討する。
 - ・家庭引き取りの場合は、子どもや家庭の状況把握や支援など関係機関との役割を明確にする。
 - ・退所後も施設として子どもが相談できる窓口を設置し、子どもと保護者に伝える。
- ③子どもが安定した社会生活を送ることができるよう通信、訪問、通所などにより、退所後の支援を行う。
- ・アフターケアは施設の業務であり、退所後何年たっても施設に相談できることを伝える。
 - ・必要に応じて、児童相談所と協議の上、市町村の担当課と情報共有し、地域の関係機関、団体等と積極的な連携を図る。
 - ・退所した子どもに対して、定期的かつ必要に応じて、手紙、訪問、通所や短期間の宿泊などの支援を行う。
 - ・子どもとともに退所する地域の関係機関と連携し、退所後の生活支援体制の構築に努める。
 - ・施設退所者が集まれるような機会を設け、退所した子どもの来所を温かく受け入

れる。

(12) 通所による支援

①地域の子どもの通所支援を行う。

- ・施設が蓄積してきた非行相談等の知見や経験をいかし、通所機能を活用して地域や他の施設の子どもについての相談支援などを実施する。

2 家族への支援

(1) 家族とのつながり

①児童相談所と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行う。

- ・家庭支援専門相談員をケアワークとは独立した専門職として配置し、その役割を明示する。
- ・家族との関係調整については、定例的かつ必要に応じて児童相談所と家族の状況や入所後の経過について情報を共有し、協議を行う。

②子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行う。

- ・面会、外出、一時帰宅については、施設の定める規程に基づいて実施する。
- ・一時帰宅は児童相談所と協議を行う。
- ・親子が必要な期間を一緒に過ごせるような宿泊設備を施設内に設ける。
- ・家族との関係づくりが困難な子どもに対しては、特別な配慮をする。

(2) 家族に対する支援

①親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組む。

- ・児童相談所と協力して、退所後の家族と子どもを支えるためのサポート体制づくりに取り組む。
- ・子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に支援を行う。
- ・子どものために行う保護者への援助を支援として位置付け、積極的に取り組む。
- ・家族療法事業の実施など、子どもと保護者との関係回復に向けた支援を行う。

3 自立支援計画、記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定

①子どもの心身の状況や、生活状況等を正確に把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、アセスメントに基づき、子どもの個々の課題を具体的に明示する。

- ・子どもが抱えている非行等の行動上の問題や課題を受け止め、児童相談所等との連携のもと、自立支援計画策定のための総合的なアセスメントを組織的に行う。

- ・子どもの心身の状況や、生活状況を、保護者の状況など家庭環境等の必要な情報を把握し、統一した様式に則って記録する。
 - ・把握した情報を総合的に分析・検討し、課題を適切に把握する。
 - ・アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行う。
- ②アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させる。
- ・自立支援計画策定の責任者（基幹的職員等）を設置する。
 - ・児童相談所と支援方針について打ち合わせ、自立支援計画に反映させる。また、策定した自立支援計画を児童相談所に提出し、共有する。
 - ・自立支援計画は、ケース会議で合議して策定する。
 - ・自立支援計画には、支援上の課題と、課題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定める。
 - ・支援目標は、子どもに理解できる目標として表現し、努力目標として子どもに説明する。
 - ・策定された自立支援計画は、全職員で共有し、支援は統一かつ統合されたものとする。
- ③自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施する。
- ・自立支援計画の見直しは、子どもとともに生活を振り返り、子どもの意向を確認し、併せて保護者の意向を踏まえて、それらを反映させつつ、子どもの最善の利益を考慮して行う。
 - ・計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築する。
 - ・アセスメントと計画の評価・見直しは少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行う。

（２）子どもの支援に関する適切な記録

- ①子ども一人一人の支援の実施状況を適切に記録する。
- ・入所からアフターケアまでの支援の実施状況を、家族及び関係機関とのやりとり等を含めて適切に記録し、確認する。
 - ・記録内容について職員間でばらつきが生じないように工夫する。
 - ・行動上の制限等を行った時など個別支援に関する記録を整備する。
- ②子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行う。
- ・記録の管理について個人情報保護と情報開示の観点から、研修を実施する。

- ・ 守秘義務の遵守を職員に周知する。
- ③子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行う。
- ・ 施設における情報の流れを明確にし、情報の分別や必要な情報が的確に届く仕組みを整備する。
 - ・ 施設の特性に応じて、ネットワークシステム等を利用して、情報を共有する仕組みを作る。

4 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

- ①子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行う。
- ・ 施設長や職員が子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加し、人権感覚を磨くことで、施設全体で権利擁護の姿勢を持つ。
 - ・ 子どもを尊重した姿勢を、個々の支援の標準的な実施方法等に反映させる。
- ②社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践する。
- ・ 人権に配慮した養育・支援を行うために、職員一人一人の倫理観、人間性並びに職員としての職務及び責任の理解と自覚を持つ。
 - ・ 施設全体の質の向上を図るため、職員一人一人が、実践や研修を通じて専門性などを高めるとともに、養育・支援実践や養育・支援の内容に関する職員の共通理解や意見交換を図り、協働性を高めていく。
 - ・ 職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って支援に当たる。
 - ・ 子どもの意向に沿うことが結果として子どもの利益につながらないこともあることを踏まえ、適切に導く。
 - ・ 受容的・支持的なかかわりを基本としながらも、養育者として伝えるべきメッセージはきちんと伝えるなど、子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう、常に子どもの利益を考慮し真摯に向き合う。
- ③子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせる。
- ・ 子どもの発達段階等に応じて、可能な限り事実を伝える。
 - ・ 家族の情報の中には子どもに知られたくない内容があることも考慮し、伝え方等は職員会議等で確認し、共有し、また、児童相談所と連携する。
- ④特別プログラムなど子どもの行動の自由などの規制については、子どもの安全の

確保等のために、他に取るべき方法がない場合であって子どもの最善の利益になる場合にのみ、適切に実施する。

- ・ やむを得ず子どもの行動の自由などを規制するケアについて、マニュアルなどを作成し、職員の共通認識のもとに対応する。
- ・ マニュアル等は定期的な検証や必要な見直しを行う。
- ・ 子どもが納得できない場合、苦情解決制度を通じて意見を述べるができることを知らせる。

⑤子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行う。

- ・ 通信、面会に関するプライバシー保護や、生活場面等のプライバシー保護について、規程やマニュアル等の整備や設備面等の工夫などを行う。

⑥子どもや保護者の思想や信教の自由を保障する。

- ・ 子どもの思想・信教の自由については、最大限に配慮し保障する。
- ・ 保護者の思想・信教によってその子どもの権利が損なわれないよう配慮する。

(2) 子どもの意向や主体性への配慮

①子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、支援内容の改善に向けた取組を行う。

- ・ 日常的な会話のなかで発せられる子どもの意向をくみ取り、また、子どもの意向調査、個別の聴取等を行い、改善課題の発見に努める。
- ・ 子どもの意向調査、個別の聴取、面接など、定期的に行い、改善課題の発見、対応策を実施する。
- ・ 改善課題については、子どもの参画のもとで検討会議等を設置し、改善に向けて具体的に取り組む。

②子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善や自立する力の伸長に向けて積極的に取り組む。

- ・ 活動を通して、子どもの自己表現力、自律性、責任感などが育つよう支援を行う。

③施設が行う支援について事前に説明し、子どもが主体的に選択（自己決定）できるよう支援する。

- ・ 子どもの知る権利を守り、主体的に問題解決を行う力を高めるため、子どもに対して適切な情報提供を行う。
- ・ 子どもの発達段階に応じて自己決定できる力が備わるよう支援する。

(3) 入所時の説明等

①子どもや保護者等に対して、支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報提供する。

- ・施設の内容がわかりやすく紹介された印刷物を作成し、希望があれば見学に応じるなど養育内容を正しく理解できるような工夫を行う。

②入所時に、施設で定めた様式に基づき支援の内容や施設での約束ごとについて、子どもや保護者等にわかりやすく説明する。

- ・子どもの不安を解消し安心感を与えるように、担当者が温かみのある雰囲気の中で施設生活や入所中の面会や外泊等を理解できるよう説明する。
- ・施設生活における規則や行動に一定の制限があることについても説明し、事前に理解してもらうようにする。
- ・家庭裁判所の審判決定により入所する子どもについては、抗告の手続について説明し、抗告の意思表示があれば適正に取り扱うなど、配慮ある対応をする。

(4) 権利についての説明

①子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明する。

- ・権利ノートやそれに代わる資料を使用して施設生活の中で守られる権利について随時わかりやすく説明する。
- ・子どもの状態に応じて、権利と義務・責任の関係について理解できるように説明する。

(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境

①子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行う。

- ・複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを、わかりやすく説明した文書を作成・配布する。
- ・子どもや保護者等に十分に周知し、日常的に相談窓口を明確にした上で、内容をわかりやすい場所に掲示する。

②苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させる。

- ・苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受け付け担当者の設置、第三者委員の設置）を整備する。
- ・苦情解決の仕組みを文書で配布するとともに、分かりやすく説明したものを掲示する。

③子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応する。

- ・苦情や意見・提案に対して迅速な対応体制を整える。
- ・苦情や意見を養育や施設運営や支援の改善に反映させる。
- ・子どもの希望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明する。

(6) 被措置児童等虐待対応

- ①いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底する。
 - ・就業規則等の規程に体罰の禁止を明記する。
 - ・子どもや保護者に対して、体罰の禁止を周知する。
 - ・体罰の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行ない、体罰を伴わない援助技術を職員に習得させる。
 - ・施設内の常識を常に麻痺化させない努力や体罰や子どもの人格を辱めるような行為へと気づかないうちに発展していかないように十分な振り返りを行う。
 - ・職員が相互に、迷いや過剰な対応をいさめ指摘できる関係を作る。
 - ・子どもの挑発に乗らないでその背景にある痛みを見据えて対応できるようにする。
- ②子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組む。
 - ・暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底する。
 - ・不適切なかかわりを防止するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことの確認や、職員体制や密室・死角等の建物構造の点検と改善を行う。
 - ・子どもが自分自身を守るための知識、具体的な方法について学習する機会を設ける。
- ③被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応する。
 - ・被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合、都道府県市の指導に従い、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなど、施設運営の改善を行い、再発防止に努める。

(7) 他者の尊重

- ①様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援する。
 - ・信頼感を獲得するなど良好な人間関係を築くために職員と子どもが個別的にふれあう時間を確保する。
 - ・同年齢、上下の年齢関係などの人間関係を日常的に経験できる生活環境を用意し、人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重して共生できる人間性を育成する。

5 事故防止と安全対策

- ①事故、感染症の発生時などの緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させる。
 - ・事故発生対応マニュアル、衛生管理マニュアル等を作成し、職員に周知する。定期的に見直しを行う。

- ②災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行う。
 - ・立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じる。
 - ・災害時の対応体制を整える。
 - ・食料や備品類などの備蓄リストを作成し、備蓄を進める。
- ③子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためのリスクを把握し、対策を実施する。
 - ・安全確保・事故防止に関する研修を行う。
 - ・災害や事故発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施する。
 - ・外部からの不審者等の侵入防止のための対策や訓練など不測の事態に備えて対応を図るとともに、地域の関係機関等と連携し、必要な協力が得られるよう努める。

6 関係機関連携・地域支援

(1) 関係機関等の連携

- ①施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有する。
 - ・地域の社会資源に関するリストや資料を作成し、職員間で情報の共有化を図る。
- ②児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な課題や事例検討を行う。
 - ・子どもや家族の支援について、関係機関等と協働して取り組む体制を確立する。
 - ・地域の関係機関・団体のネットワーク内での共通の課題に対して、ケース会議や情報の共有を行い、解決に向けて協働して具体的な取組を行う。
 - ・児童相談所と施設は子どもや家族の情報を相互に提供する。
 - ・要保護児童対策地域協議会などへ参画し、地域の課題を共有する。

(2) 地域との交流

- ①子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行う。
 - ・子どもが地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制を整える。
 - ・町内会、子ども会、老人会など地域の諸団体と連絡を取り、施設の行事に地域住民を招待する。
- ②施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行う。
 - ・思春期問題に関する講習会や研修会、地域住民の生活に役立つ講演会など開催し、参加を呼びかける。
 - ・地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布し、地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発に

する取組を行う。

- ・地域へ施設を開放するための規程を設け、施設のスペースを開放し、地域の活動の場として提供する。

③ボランティアの受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備する。

- ・ボランティア受入れについて、登録手続き、事前説明等に関する項目などマニュアルを整備する。
- ・ボランティアに対して必要な研修を行う。

(3) 地域支援

①地域の具体的な福祉のニーズを把握するための取組を積極的に行う。

- ・地域住民に対する相談事業を実施すること等を通じて、具体的な福祉ニーズの把握を行う。
- ・社会的養護の施設の責務を果たすべく、開かれた施設運営を行う。

②地域の福祉のニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行う。

- ・施設が有する専門性を活用し、地域の非行や子育ての相談・助言や市町村の少年育成の研修会などの事業に協力する。
- ・地域の里親支援、少年等の育成等に取り組むなど、施設のソーシャルワーク機能を活用し、地域の拠点となる取り組みを行う。

7 職員の資質向上

①組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢を明示する。

- ・施設が目指す支援を実現するため、基本方針や中・長期計画の中に、施設が職員に求める基本的姿勢や意識、専門性や専門資格を明示する。

②職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画を策定し、計画に基づいた具体的な取組を行う。

- ・職員一人一人について、支援技術の水準、知識の質や量、専門資格の必要性などを把握する。
- ・施設内外の研修を体系的、計画的に実施するなど、職員の自己研鑽に必要な環境を確保する。
- ・職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や関係機関など、様々な人とのかかわりの中で共に学び合う環境を醸成する。

③定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させる。

- ・研修を終了した職員は、報告レポートの作成や研修内容の報告会などで発表し、共有化する。

- ・研修成果を評価し、次の研修計画に反映させる。
- ④スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援する。
 - ・施設長、基幹的職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などのスーパーバイザーに、いつでも相談できる体制を確立する。
 - ・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する。
 - ・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人一人が援助技術を向上させ、施設全体の養育・支援の質を向上させる。

8 施設運営

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知

- ①法人や施設の運営理念を明文化し、施設の使命や役割を反映させる。
 - ・理念には子どもの権利擁護や家庭的養護の推進の視点を盛り込み、施設の使命や方向、考え方を反映させる。
- ②法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針を明文化する。
 - ・基本方針は、「児童自立支援運営指針」を踏まえ、理念と整合性があり、子どもの権利擁護や家庭的養護の推進の視点を盛り込み、職員の行動規範となる具体的な内容とする。
- ③運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。
- ④運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。

(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定

- ①施設の運営理念や基本方針の実現に向けた中・長期計画を策定する。
 - ・理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にし、実施する支援の内容や組織体制等の現状分析を行う。
 - ・専門的ケアや地域支援の機能を強化する取り組みを明確にする。
- ②各年度の事業計画を、中・長期計画の内容を反映して策定する。
- ③事業計画を、職員等の参画のもとで策定するとともに、実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行う。
 - ・事業計画の実施状況については、子ども等の意見を聞いて、評価を行う。
- ④事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。
 - ・事業計画はすべての職員に配布し、会議や研修において説明する。

- ⑤事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。
- ・事業計画をわかりやすく説明した資料を作成し、子どもや保護者へ周知の方法に工夫や配慮をする。

(3) 施設長の責任とリーダーシップ

- ①施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮する。
- ・施設長は、社会的養護の使命を自覚し、自らの役割と責任について文書化するとともに、会議や研修において表明する。
 - ・施設長は、職員の模範となるよう自己研鑽に励み、専門性の向上に努める。
- ②施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードする。
- ・施設長は、法令遵守の観点での施設運営に関する研修や勉強会に参加する。
 - ・施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取り組みを行う。
- ③施設長は、支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮する。
- ・施設長は、支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行う。
 - ・施設長は、支援の質の向上について、職員の意見を取り入れるとともに、施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画する。
- ④施設長は、施設の経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに十分な指導力を発揮する。
- ・施設長は、施設の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等を行う。
 - ・施設長は、経営や業務の効率化や改善のために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画する。

(4) 経営状況の把握

- ①施設運営を取りまく環境を的確に把握するための取組を行う。
- ・施設運営を長期的視野に立って進めていくために、社会的養護の全体の動向、施設が位置する地域での福祉ニーズの動向、子どもの状況の変化、ニーズ等を把握する。
- ②運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行う。
- ・運営状況や改善すべき課題について、職員に周知し、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定する等、施設全体での取組を行う。

- ③外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善を実施する。
- ・事業規模等に応じ、2年あるいは5年に1回程度、外部監査を受けることが望ましい。

（５）人事管理の体制整備

- ①施設が目標とする支援の質の確保をするため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランを確立させ、それに基づいた人事管理を実施する。
- ・加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努める。
 - ・職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して組織として支援に取り組む体制を確立する。
 - ・基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員等の機能を活かす。
- ②客観的な基準に基づき、定期的な人事考課を行う。
- ③職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みを構築する。
- ・勤務時間、健康状況を把握し、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整える。
 - ・困難ケースの抱え込みの防止や休息の確保などに取り組む。
- ④職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行う。
- ・職員の心身の健康に留意し、定期的に健康診断を行う。
 - ・臨床心理士や精神科医などに職員が相談できる窓口を施設内外に確保するなど、職員のメンタルヘルスに留意する。

（６）実習生の受入れ

- ①実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的に取り組む。
- ・受入れの担当者やマニュアルを整えたとともに、受入れの意義や方針を全職員が理解する。
 - ・学校等と連携しながら、実習内容全般を計画的に学べるプログラムを準備する。

（７）標準的な実施方法の確立

- ①支援について、標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行う。
- ・標準的な実施方法を職員に周知し、共通の認識を持って、一定の水準の支援を行う。
 - ・マニュアルは、子どもの状態に応じて職員が個別に柔軟に対応できるものにする。
- ②標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的にできるよ

うな仕組みを定め、検証・見直しを行う。

- ・標準的な実施方法の見直しは、職員や子ども等からの意見や提案、子どもの状況等に基づいて支援の質の向上という観点から行う。
- ・見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し必要な見直しを行う。

(8) 評価と改善の取組

- ①施設運営や支援内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させる。
 - ・3年に1回以上第三者評価を受けるとともに、定められた評価基準に基づいて、毎年自己評価を実施する。
 - ・職員の参画による評価結果の分析・検討する場を設け、実行する。
- ②評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施する。
 - ・分析・検討した結果やそれに基づく課題を文書化し、職員間で共有し、改善に取り組む。

母子生活支援施設運営指針案

第 I 部 総論

1. 目的

- ・この「運営指針」は、母子生活支援施設における支援の内容と運営に関する指針を定めるものである。社会的養護を担う母子生活支援施設における運営の理念や方法、手順などを社会に開示し、支援の質の確保と向上に資するとともに、また説明責任を果たすことにもつながるものである。
- ・この指針は、施設で暮らし、退所していく母親と子どもにとって、よりよく生きること (well-being) を保障するものでなければならない。また、社会的養護には、社会や国民の理解と支援が不可欠であるため、母子生活支援施設を社会にひらかれたものとし、地域や社会との連携を深めていく努力が必要である。さらに、そこで暮らす母親と子どもに「安定した生活の営み」を保障する取組を創出していくとともに、母子生活支援施設が持っている支援機能を地域へ還元していく展開が求められる。
- ・家庭や地域における養育機能の低下が指摘されている今日、社会的養護のあり方には、養育のモデルとなる専門的な水準が求められている。子どもは子どもとして人格が尊重され、子ども期をより良く生きることが大切である、また、子ども期における精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験は、発達の基礎となると同時に、その後の成人期の人生に向けた準備でもある。
- ・この指針は、こうした考え方に立って、社会的養護の様々な担い手との連携の下で、社会的養護を必要とする子どもたちとその母親への適切な支援を実現していくことを目的とする。

2. 社会的養護の基本理念と原理

(1) 社会的養護の基本理念

①子どもの最善の利益のために

- ・児童福祉法第 1 条で「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と規定され、児童憲章では「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、良い環境の中で育てられる。」とうたわれている。
- ・児童の権利に関する条約第 3 条では、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」と規定されている。
- ・社会的養護は、子どもの権利擁護を図るための仕組みであり、「子どもの最善の利益のために」をその基本理念とする。

②すべての子どもを社会全体で育む

- ・社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うものである。
- ・子どもの健やかな育成は、児童福祉法第1条及び第2条に定められているとおり、すべての国民の努めであるとともに、国及び地方公共団体の責任であり、一人一人の国民と社会の理解と支援により行うものである。
- ・児童の権利に関する条約第20条では、「家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。」と規定されており、児童は権利の主体として、社会的養護を受ける権利を有する。
- ・社会的養護は、「すべての子どもを社会全体で育む」をその基本理念とする。

(2) 社会的養護の原理

社会的養護は、これを必要とする子どもと家庭を支援して、子どもを健やかに育成するため、上記の基本理念の下、次のような考え方で支援を行う。

①家庭的養護と個別化

- ・すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら、養育されるべきである。
- ・一人一人の子どもが愛され大切にされていると感じることができ、子どもの育ちが守られ、将来に希望が持てる生活の保障が必要である。
- ・社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、社会的養護を地域から切り離して行ったり、子どもの生活の場を大規模な施設養護としてしまうのではなく、できるだけ家庭あるいは家庭的な環境で養育する「家庭的養護」と、個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進めていく「個別化」が必要である。

②発達の保障と自立支援

- ・子ども期のすべては、その年齢に応じた発達の課題を持ち、その後の成人期の人生に向けた準備の期間でもある。社会的養護は、未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指して行われる。
- ・特に、人生の基礎となる乳幼児期では、愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要である。子どもは、愛着関係や基本的な信頼関係を基盤にして、自分や他者の存在を受け入れていくことができるようになる。自立に向けた生きる力の獲得も、健やかな身体的、精神的及び社会的発達も、こうした基盤があって可能となる。
- ・子どもの自立や自己実現を目指して、子どもの主体的な活動を大切にするとともに、様々な生活体験などを通して、自立した社会生活に必要な基礎的な力を形

成していくことが必要である。

③回復をめざした支援

- ・社会的養護を必要とする子どもには、その子どもに応じた成長や発達を支える支援だけでなく、虐待体験や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアなどの治療的な支援も必要となる。
- ・また、近年増加している被虐待児童や不適切な養育環境で過ごしてきた子どもたちは、虐待体験だけでなく、家族や親族、友達、近所の住人、保育士や教師など地域で慣れ親しんだ人々との分離なども経験しており、心の傷や深刻な生きづらさを抱えている。さらに、情緒や行動、自己認知・対人認知などでも深刻なダメージを受けていることも少なくない。
- ・こうした子どもたちが、安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感（自尊心）を取り戻していけるようにしていくことが必要である。

④家族との連携・協働

- ・保護者の不在、養育困難、さらには不適切な養育や虐待など、「安心して自分をゆだねられる保護者」がいない子どもたちがいる。また子どもを適切に養育することができず、悩みを抱えている親がいる。さらに配偶者等による暴力（DV）などによって「適切な養育環境」を保てず、困難な状況におかれている親子がいる。
- ・社会的養護は、こうした子どもや親の問題状況の解決や緩和をめざして、それに対応するため、親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく包括的な取り組みである。

⑤継続的支援と連携アプローチ

- ・社会的養護は、その始まりからアフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育が望まれる。
- ・児童相談所等の行政機関、各種の施設、里親等の様々な社会的養護の担い手が、それぞれの専門性を発揮しながら、巧みに連携し合って、一人一人の子どもの社会的自立や親子の支援を目指していく社会的養護の連携アプローチが求められる。
- ・社会的養護の担い手は、同時に複数で連携して支援に取り組んだり、支援を引き継いだり、あるいは元の支援主体が後々までかわりを持つなど、それぞれの機能を有効に補い合い、重層的な連携を強化することによって、支援の一貫性・継続性・連続性というトータルなプロセスを確保していくことが求められる。
- ・社会的養護における養育は、「人とのかわりをもとにした営み」である。子どもが歩んできた過去と現在、そして将来をより良くつなぐために、一人一人の子どもに用意される社会的養護の過程は、「つながりのある道すじ」として子ども

も自身にも理解されるようなものであることが必要である。

⑥ライフサイクルを見通した支援

- ・社会的養護の下で育った子どもたちが社会に出てからの暮らしを見通した支援を行うとともに、入所や委託を終えた後も長くかかわりを持ち続け、帰属意識を持つことができる存在になっていくことが重要である。
- ・社会的養護には、育てられる側であった子どもが親となり、今度は子どもを育てる側になっていくという世代を繋いで繰り返されていく子育てのサイクルへの支援が求められる。
- ・虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援が求められている。

(3) 社会的養護の基盤づくり

- ・社会的養護は、かつては親のない、親に育てられない子どもを中心とした施策であったが、現在では、虐待を受けた子ども、何らかの障害のある子ども、DV被害の母子などが増え、その役割・機能の変化に、ハード・ソフトの変革が遅れている。
- ・社会的養護は、大規模な施設養護を中心とした形態から、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるような社会的な資源として、ハード・ソフトともに変革していかなければならない。
- ・また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが重要である。
- ・社会的養護は、家庭的養護を推進していくため、原則として、地域の中で養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホームを優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設養護も、できる限り小規模で家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていくことが必要である。
- ・ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要である。
- ・施設は、社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、社会的養護の下で育った人への自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化し、総合的なソーシャルワーク機能を充実していくことが求められる。
- ・社会的養護の役割はますます大きくなっており、これを担う人材の育成・確保が重要な課題となっている。社会的養護を担う機関や組織においては、その取り組みの強化と運営能力の向上が求められている。

3. 母子生活支援施設の役割と理念

- ・母子生活支援施設は、児童福祉法第38条の規定に基づき、配偶者のない女子又

はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所したものについて相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。

- ・また、第48条の2の規定に基づき、地域の住民に対して、児童の養育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める役割も持つ。
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）第3条の4に定める被害者を一時保護する委託施設としての役割もある。
- ・母子生活支援施設の支援においては、母親と子どもへのあらゆる人権侵害を許さず、その尊厳を尊重し、生活を守ることを徹底して追求する。
- ・母子生活支援施設における生活支援は、母親と子どもが共に入所できる施設の特性を生かしつつ、親子関係の調整、再構築等と退所後の生活の安定を図り、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。
- ・また、個々の家庭生活や稼働の状況に応じ、就労、家庭生活や子どもの養育に関する相談、助言並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援を行わなければならない。
- ・この目的を達成するため、母子生活支援施設は、入所中の個々の母親と子どもについて、その家庭の状況を勘案し、よりよい支援につなげるため母親と子どもの意向を尊重したうえで、自立支援計画を策定しなければならない。

4. 利用対象

(1) 母子生活支援施設の利用対象と留意事項

- ・母子生活支援施設の利用者は、未婚や離婚・死別などの配偶者のない女性の他に、DV、児童虐待、夫からの遺棄、夫の行方不明・拘置などにより、夫婦が一緒に住むことができない事情にある女子で、養育すべき児童を有している世帯である。
- ・日本はひとり親世帯の貧困率がOECD加盟国の中でも高く、格差社会の拡大が母子世帯等の自立を困難にしている現状がある。また、利用世帯の中にはそれまでの生活環境の厳しさから、心身に不調をきたしている利用者、様々な疾患や障害を有する利用者や外国籍の利用者も増加しており、そのニーズは多岐にわたる。そのため、利用者の課題を正しく理解し、必要な支援を高い専門性をもって提供する必要がある。

(2) 母親と子どもの年齢等

- ・母子生活支援施設は、乳児から18歳に至るまでの子どもを対象としている。また18歳を超えても、必要があると認められる場合は、20歳に達するまで利用を延長することができる。

- ・さらに、支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦にあつては、婦人相談所が行う一時保護委託として保護することができる。子どもの最善の利益や発達状況をかながみて、妊産婦の利用期間の延長や一時保護の受託に対応していくことが望ましい。
- ・母子生活支援施設を利用する子どもは、妊産婦をも含む全年齢層の子どもであることから、その心身の発達や発育、成長は一人一人異なる。また、子どもの生活体験も多様であり、その環境や大人とのかかわりが、心身の成長に影響を与えることを踏まえ、子どもの状態に応じた支援を行わなければならない。
- ・母子生活支援施設は児童福祉施設でありながら、その母親も一緒に世帯単位で入所していることが大変重要な点である。母親の年齢は16歳～60歳代と子ども以上に年齢幅が大きい。抱える課題も様々であり、母子生活支援施設はこれらの幅広い年齢の多岐にわたる課題を抱える世帯に対して、日常生活支援を中心として「生活の場」であることに軸足を置いた支援を展開する必要がある。
- ・退所の時期は、それぞれの抱える課題が解決でき、地域での生活が安定して送ることができる見込みができた時点であり、それぞれの抱える課題の内容や数、活用できる資源によって必要な在籍期間は様々である。また、退所については、利用者・福祉事務所・施設の三者で課題の解決状況について確認したうえで決定することが必要である。

5. 支援のあり方の基本

(1) 基本的な考え方

- ・母子生活支援施設における支援は、母親と子どもの最善の利益を保障するために行われる。それは、暴力や貧困などの危機的な状態から抜け出すだけでなく、母親と子どもが自分の意思で課題と向き合っ解決できるよう支え、さらに自身がもつ将来の夢や希望、つまり自己実現に向けた途を歩めるよう寄り添うことである。
- ・支援におけるかかわりは母親と子どものそれぞれの人格と個性を尊重し、人としての尊厳を重視したものでなければならない。また、様々な支援の局面があるとしても、合理的で計画的な一貫した専門的支援を行う。このことは、支援の効果を高め、それぞれの関係者に対する説明責任を果たす根拠ともなる。さらにコンプライアンスの遵守にもつながる。
- ・また、対利用者、連携等における専門的対人援助スキルの発現を徹底する。

(2) 支援のあり方

①生活の場であればこそできる支援

- ・支援は、できるだけ親子、家庭のあり方を重視して行われることが重要であることから、母子生活支援施設は、入所型の施設の特性を生かし、母親と子どもに

対して生活の場であればこそできる日常生活支援を提供する。

- ・入所に当たっての支援、入所初期の生活の安定への支援、就労支援、心理的問題への対応、問題を抱えたときの個別支援、退所支援、その後のアフターケアという一連の過程において、利用者の意向を意識しつつ目標設定を行い、切れ目のない支援を計画的に展開する。
- ・利用者の課題を正しく理解し、必要な支援を高い専門性をもって提供する必要がある。
- ・それは、「課題解決」と日常の「生活支援」を組み合わせ、母親と子どもの生活の安定と自立、子どもの健康な発達と自立を目指し、その時どきの個別のニーズや課題に対して利用者と共に取り組んでいく支援、日常のかかわりの中でその母親と子どもが元来もつニーズの充足をめざす支援、日常の様々な事象における利用者にとっての意味を見だし、実践の意味を確認しつつ進めていく支援であり、ソーシャルワークの考え方を基盤とした総合的支援である。

②母親と子どもへの支援を行ううえでの職員の配慮

- ・様々な事由で入所してくる母親と子どもに対しては、入所時には質的にも量的にも最も濃密な支援を必要とする。その後、母親と子どものニーズに即した自立に向けた中、長期の支援を行う配慮が求められる。
- ・母親と子どもは、ともに入所前の厳しい生活環境のなかで自己肯定感が低められたり、社会や他者への信頼を傷つけられている場合も多い。そのため、母親と子どもが、ともに自己肯定感を回復し高める支援が重要である。また、「自分は自分のままでよい」という安心と癒しの場の提供に心がけ、「ひとを信じても良い」と思えるようなかかわりを職員は醸成していかなければならない。

(3) 支援を担う人の原則

①母親に対する支援

- ・複合的な生活課題や心理的課題に対して、生活を共にする視点から、母親と子どもの生活の場に身を置き、その立場に立った支援に努めることが求められる。
- ・孤独感や自己否定からの回復のため、人は本来回復する力をもっているという視点（ストレンクス視点）に基づいた支援を行い、母親のエンパワーメントへつなげることが必要である。
- ・子どもの発達段階に応じた子育ての技術を母親に伝え、子育て支援を行っていく。
- ・母親に対し、親役割の遂行という視点からのみ支援するのではなく、ひとりの人間としての自己実現をめざすことを支持し、共感する視点も大切にしながら支援を行う。また、母親自身が厳しい生活環境のなかで子ども期を過ごし、子どもに必要な福祉が阻害されてきた場合も多いため、母親自身の生活史における思いや願いに寄り添った支援も求められる。
- ・支援や子どもの育ちにおいて、常に母親と子どものパートナーであることを意識することが求められる。

②子どもに対する支援

- ・職員は、子どもとの関係づくりにおいて、常に自らのあり方を問われている。専門的なかわりや知識、技法の修得や、子どもと一緒に行動する人、生活に根ざした知恵や感性をもち、ユーモアのセンスのある人、善悪の判断を適切に示し、いざというときに頼りになる人、など子どもに求められる大人像に応える努力が望まれる。
- ・子どもが生きている幸せを感じられるようなさりげない配慮がこもった日常生活のために、創意工夫が望まれる。そのための職員間の協力、スーパービジョン、マネジメントが必要である。また、子どもが持っている力や強み（ストレングス）に着目し、エンパワーメントしていくことも重要である。

③母親と子どもの関係性における支援

- ・ひとつの家族として関係が安定するよう双方の代弁や調整を行い、親子関係の強化、再構築を図っていく。
- ・家族の課題や状態を見極め、その現象の背後にある事実や思いを把握するとともに、母親と子どもの相互作用を活用し、不適切な関係を調整し良好な関係を構築していく。
- ・ハイリスクで緊急を要する状況の場合には、ただちに危機介入を行うことが求められる。

④支援を担う人

- ・支援の知識、支援の技術、支援の価値を理解した専門家となることを追求するとともに、「ともに成長しようとする大人」としての存在であることが求められる。
- ・職員の専門性は、たえず見直されなければならない。そのため、研修を活用するとともに、他職種によるケースカンファレンス、支援の実践と研究の並列的な推進が必要である。
- ・職員は、自己の感情を適切にコントロールして支援にあたることを求められる。また、自分自身の基準で利用者进行评估的にとらえるのではなく、あるがままに理解し、受け止めようとする姿勢が求められる。
- ・母親と子どもへの支援はチームで行なわなければならない。また、個人的力量で対応したり、経験や勘のみに頼ったりすることは、独りよがりですぐれた支援に陥るおそれがある。チームでの支援をシステムとして構築し、質の高いチームづくりをすることが重要である。
- ・職員は、利用者に様々なニーズに対応する適切な支援を保障し、「支援の質」の向上を意識することが求められる。そのために職員が専門職として成長する、スーパービジョンの体制構築が重要である。

6. 母子生活支援施設の将来像

(1) 入所者支援の充実

- ・母子生活支援施設は、かつては母子寮という名称であった。生活に困窮する母子家庭に住む場所を提供し保護することが主な機能であった時期を経て、平成9年の児童福祉法改正では名称変更とともに「自立の促進のために生活を支援する」という施設目的が追加された。近年では、DVや虐待による入所、障害のある母親や子どもの入所が増えている。
- ・母子生活支援施設は、施設による取り組みの差が大きく、入所者の生活支援・自立支援に積極的に取り組む施設がある一方、従来型の住む場所の提供にとどまる施設も多い。母子生活支援施設の将来像は、平成23年7月の社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会によるとりまとめ「社会的養護の課題と将来像」にあるように、すべての施設に、人権擁護を基盤とした、母親に対する支援、子どもに対する支援、虐待の防止やDV被害者への支援、児童養護施設等からの子どもの引き取りによる母子再統合への支援、アフターケア、地域支援などの支援機能を充実させていく必要がある。

(2) 広域利用の確保等

- ・DV被害者は、加害者から逃れる等のために遠隔地の施設を利用する必要性が高い場合がある。そのために円滑な広域利用を推進することが重要である。
- ・母子生活支援施設の利用のための事務は、母子福祉施策等との連携のため、福祉事務所で行われているが、児童虐待防止やDV被害者保護の役割があることから、児童相談所や配偶者暴力相談支援センターと連携、協働しながら、その支援機能を果たしていくことが重要である。

第Ⅱ部 各論

1 支援

(1) 支援の基本

- ①母親と子どもそれぞれの個別の課題に対して、専門的支援を行う。
- ・母親と子どもがそれぞれ抱える個別の課題に対して、目的や目標を明確にした合理的で計画的な一貫した専門的支援を行う。
 - ・母親と子どもの課題を正しく理解し、できる限り、親子、家庭のあり方を重視した支援を行う。
 - ・母親と子どもが、自己の意思で課題を解決できるように個々の気持ちに寄り添った支援を行う。
 - ・資料等を使いながら、必要な手続きをわかりやすく説明し、必要に応じて職員が機関等への同行及び代弁を行う。

(2) 入所初期の支援

- ①入所に当たり、母親と子どもそれぞれの生活課題・ニーズを把握し、生活の安定に向けた支援を行う。
- ・母親と子どもが安心して施設を利用し、課題の解決に向かえるように、委託機関等と連携して情報提供に努める。
 - ・安心して施設の生活ができ、精神的に落ち着ける環境の提供、維持に努める。
 - ・子どもが保育所・学校に速やかに入所・入学できるよう支援する。
 - ・必要に応じて、生活用具、家財道具等の貸し出しを行う。
- ②新しい生活環境に適応できるよう、精神的な安定をもたらす支援を行う。
- ・休日・夜間でも相談できるよう配慮し、不安・悩みの軽減、心の安定に向けた相談支援を行い、必要に応じて専門機関と連携する。
 - ・入所直後は心理的に不安定になりやすいため、コミュニケーションに心がけ、心理面に十分配慮する。
 - ・施設を自分の居場所として実感できるよう、職員や入所者とのよりよい人間関係の構築に向けて支援する。

(3) 母親への日常生活支援

- ①母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行う。
- ・母親の生育歴、現在の生活スキル等を踏まえ、安定した生活に必要な基本的な生活習慣の維持や獲得に向けて衣食住の生活スキルの向上への支援を行う。
 - ・家庭の営みは、経験を通して反映されるため、経験に乏しい母親には共に行うことで経験を補う。

- ・健康に不安を持つ母親や子どもには、相談に応じたり、医療機関への受診を勧めたりするとともに、ニーズに応じて健康管理の支援を行う。
- ・入所前に適切な医療を受けられなかった母親や子どもには、既往歴等を確認しながら適切な医療の受診を促す。

②母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援する。

- ・母親の育児に関する不安や悩み等の発見に努め、その軽減に向けた相談や助言、介助等を行うとともに、必要に応じて保育提供や保育所へつなぐ支援を行う。
- ・母親の状況に応じ、子どもの保育所・学校等への送迎の支援を行う。
- ・母親が病気の時には、母親の看病や子どもの保育等の支援を行う。
- ・母親が子どもを客観的に理解できるように、発達段階や発達課題について示し、適切な子育て・かわりについてわかりやすく説明する。
- ・虐待や不適切なかわりを発見した時は職員が介入し、必要に応じて専門機関との連携を行う。

③母親が安定した対人関係を築くための支援を行う。

- ・職員と信頼関係を築くことにより人とのつながりを実感し、施設に自分の居場所を得られるよう支援する。
- ・社会との関係をとることの難しさから対人関係にストレスを生じている場合は、そのストレスの軽減が図られるよう、相談に応じる。

(4) 子どもへの支援

①健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行う。

- ・子どもの成長段階、発達段階に応じた養育支援を行う。
- ・母親と子どもの関係を構築するための保育、保育所に入所できない子どもの保育や早朝・夜間・休日等の保育、子どもの病気・けが等の際の保育、母親が体調の悪いときの保育等、ニーズに応じた様々な施設内での保育支援を行う。
- ・放課後の子どもの生活の安定や活動を保障し、活動場所、プログラム等を用意するとともに、日常生活上必要な知識や技術の伝達、遊びや行事等を行う。
- ・DVを目撃した子どもを含め、被虐待児等や発達障害を含む様々な障害等の特別な配慮が必要な子どもに対しては、必要に応じて個別に対応し、子どもの状況に応じた支援を行う。

②子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行う。

- ・落ち着いて学習に取り組める環境を整え、適切な学習支援を行い、学習の習慣を身につけるとともに、学習への動機づけを図る。
- ・安心して学校に通えるように、宿題、支度等の学校生活に関する支援を行う。

- ・自由に意見や要望等を表明できるよう信頼関係づくりに努め、日常生活の子どもの表情や態度から、悩みや意見の発見に努める。
 - ・進学への支援は、母親と子ども双方の意向をくみ取り、学校と連携して情報提供を行いながら、具体的な目標を定めて行う。
 - ・進学や就職など、子どもの意向を尊重した進路への支援を行う。
 - ・学費の負担軽減のため、各種の奨学金や授業料の減免制度等の活用への支援を行う。
- ③子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援する。
- ・母親以外のおとなにも受け入れられたり、甘えられたりする経験を増やし、おとなとの信頼関係が構築できるよう支援する。
 - ・社会の様々な価値観、多様な生き方への理解を進めるために、ボランティアや実習生など、様々なおとなとの出会いの機会を設ける。
 - ・おとなに信頼感を持てるように、悪意や暴力のないおとなモデルを提供する。
 - ・自分の気持ちをことばで適切に表現し、相手に伝える方法について、日常生活の中で意識的に伝え、その能力が向上するよう支援する。
 - ・子どもどうしの育ちあう力を活用し、協調性や社会性が身につくよう、集団活動やレクリエーション活動などのグループワークを積極的に取り入れる。
 - ・自分自身を守るために必要な知識や、具体的な方法などの学習の機会を設ける。
- ④子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行う。
- ・性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に正確な知識をもって応える。
 - ・必要に応じて外部講師を招くなど、職員間で性教育に関する知識や、性についてのあり方などの学習会を行う。

(5) DV被害からの回避・回復

- ①母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備する。
- ・24時間の受け入れや広域利用など、広く母親と子どもの緊急利用を受け入れる。
 - ・DV防止法に基づく一時保護委託の依頼の場合は、速やかに受け入れを行い、安心で安定した生活が営めるように体制を整える。
 - ・役割分担と責任の所在を明確にし、配偶者暴力相談支援センター・警察署・福祉事務所等との連絡調整体制を整える。
 - ・被害者が施設で生活していることをDV加害者に知られないように配慮を徹底する。
- ②母親と子どもの安全確保のためにDV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行う。

- ・DV加害者に居所が知れ、母親と子どもに危険が及ぶ可能性がある場合には、母親と子どもの意向を確認した上で、速やかに関係機関と連携し、保護命令の手続きや他の施設への転居等の支援を行う。
- ・保護命令制度や支援措置の活用について、情報提供を行うとともに、必要に応じて法的手続きのための同行等の支援を行う。
- ・弁護士や法テラスの紹介や調停・裁判などへの同行等、さらに必要に応じて代弁等の支援を行う。

③母親と子どもの安全確保を適切に行うために、必要な体制を整備する。

- ・安全確保を第一とした支援を行うため、職員による夜間の安全管理体制を整える。
- ・子どもの安全を保障するため、区域外就学も含め、教育委員会等の関係機関との連携を行う。
- ・夫等から子どもとの面会交流を求められた場合は、家庭問題情報センター（FPIC）等の利用も含めて、母親と子どもの安全と安心を最優先にした支援を行う。

④心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援する。

- ・DVについての正しい情報と知識を提供し、DV被害者の理解を促し、自己肯定感を回復するための支援を行う。
- ・DVから脱出することができたことを評価し、安心して安定した生活と母親と子どもの幸せな未来について職員と一緒に考え支援することを伝える。
- ・心理療法を活用し、医師やカウンセラーと情報交換を行いながら、より適切な支援を行う。

(6) 子どもの虐待状況への対応

①被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援する。

- ・子どもと個別にかかわる機会を作り、職員に自分の思いや気持ちを話せる時間を作る。
- ・子どもの権利条約による「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等について説明を行うとともにそれが保障できる支援を提供する。
- ・自分の存在がかけがえのない大切な存在であることを伝えながら、自己肯定感や自尊心の形成に向けた支援を行う。
- ・暴力によらないコミュニケーションを用いるおとなのモデルを職員が示す。
- ・医療機関や児童相談所など関係機関と必要な情報の交換を行いながら、より適切な支援を行う。

②子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行う。

- ・児童虐待の発生やその疑いがある場合は児童相談所に通報し、連携して対応する。
- ・被虐待児童に対しては、必要に応じて、心理判定、児童精神科医との相談などの

児童相談所機能を活用する。

- ・必要に応じて、福祉事務所や保育所、学校、病院等と情報交換や連携を図り対応する。

(7) 家族関係への支援

①母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行う。

- ・母親の家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じる。
- ・子どもの家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じる。
- ・母親と子どもの感情の行き違い、意見の相違がある場合や将来設計等が異なる場合、それぞれの考えを尊重して相談に応じ、調整を行う。
- ・きょうだいの中に感情の行き違いや意見の相違がある場合は、相談に応じ調整を行う。
- ・必要に応じて父親や他の親族等の関係調整を行う。

(8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援

①障害や精神疾患のある母親や子ども、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携する。

- ・様々な障害のある母親には、主体性を尊重し、それぞれの状況に応じた自己決定ができるよう支援する。
- ・福祉事務所や医療機関と連携し、利用可能な福祉サービス等を活用できる支援を行う。
- ・精神疾患があり、心身状況に特別な配慮が必要な場合、同意を得て主治医との連携のもと、通院同行、服薬管理等の療養に関する支援を行う。
- ・障害や精神疾患のある場合や外国人の母親や子どもへは、公的機関や就労先への各種手続きや保育所や学校等との連絡等、他機関とも連携し情報やコミュニケーション確保の支援を行う。

(9) 主体性を尊重した日常生活

①日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行う。

- ・母親と子どもの状況を考慮しながら、その主体性が尊重されるよう支援を行う。

②行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施する。

- ・母親や子どもの意見を取り入れた実施計画を策定し、その内容と目的をわかりやすく示し、選択（自己決定）により積極的に参加できるように支援する。

(10) 就労支援

- ①母親の職業能力開発や就労支援を適切に行う。
 - ・資格取得や能力開発のための情報提供や支援を行う。
 - ・公共職業安定所だけでなく、パートバンクや母子家庭等就業・自立支援センター等、様々な機関を活用し、また必要に応じて、職場開拓を行い、求人案内の情報提供や同行支援を行う。
 - ・就労に対する不安に関して適切な傾聴や、必要に応じた助言等の支援を行う。また、就労後の相談体制を整備する。
 - ・母親が安心して就労できるように施設内保育や学童保育などの保育支援を行う。
- ②就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行う。
 - ・職場環境、人間関係に関する相談や助言など個々に対応した幅広い支援を行う。
 - ・母親が望む場合、就労継続のために職場との関係調整を行う。
 - ・活用可能な就労支援制度を利用できるよう支援する
 - ・障害がある場合や外国人の母親の場合、その心身の状態や意向に配慮しながら、就労の継続に向けての支援を行う。

(11) 支援の継続性とアフターケア

- ①施設の変更又は変更による受入れを行うに当たり、継続性に配慮した対応を行う。
 - ・子どもの発達や生活の記録、アルバムの作成などを行い支援の継続性に活用する。
 - ・移行前の支援として、引き継ぎや申し送りの手順・文書等の内容をあらかじめ定める
 - ・施設の変更後も、母親や子どもが相談できるように窓口や担当者等の取り決めを行う。
 - ・変更による受入の際には、前任の担当者から育ちの記録等の文書を使い適切に引き継ぎを行う。
- ②母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行う。
 - ・退所後のアフターケアが効果的に行われるよう、退所後の支援計画を作成する。
 - ・退所した地域で健康で安心して暮らすために、必要に応じて退所先の行政、医療福祉、ボランティア・NPO団体をはじめ、幅広い地域の関係機関や団体とネットワークを形成し、母親と子どもが適切なサービスが受けられるように支援する。母子自立支援員や民生委員児童委員等との連携も必要である。
 - ・退所後も母親と子どもが電話や来所によって、施設に相談できることを説明し、個々の状況に配慮しながら、生活や子育て等の相談や同行等必要な支援を提供する。
 - ・退所後も、学童保育や学習支援、施設行事への招待等の支援を行う。

2 自立支援計画・記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定

- ①母親と子どもの心身の状況や、生活状況を正確に把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、母親や子どもの個々の課題を具体的に明示する。
 - ・母親と子どもそれぞれ個別にアセスメントを行う。
 - ・心身の状況や、生活状況、親族の状況、問題解決能力等の必要な情報を把握し、統一した様式に則って記録する。
 - ・把握した情報を総合的に分析・検討し、課題を適切に把握する。
 - ・アセスメントは、母親と子どもの担当職員をはじめ、心理療法担当職員などが参加するケース会議で合議して行う。
- ②アセスメントに基づいて母親と子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し実際に機能させる。
 - ・自立支援計画策定の責任者（基幹的職員等）を設置する。
 - ・自立支援計画は、ケース会議で合議して策定する。
 - ・自立支援計画には、支援上の課題と、課題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定める。
 - ・支援目標は、母親と子どもに理解できる目標として表現し、努力目標として説明する。
 - ・策定された自立支援計画を、全職員で共有し、養育・支援は統一かつ統合されたものとする。
- ③自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施する。
 - ・自立支援計画の見直しは、母親や子どもとともに生活を振り返り、母親や子どもの意向を踏まえて、それらを反映させつつ、最善の利益を考慮して行う。
 - ・自立支援計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築する。
 - ・アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行う。

(2) 母親と子どもの支援に関する適切な記録

- ①母親と子ども一人一人の支援の実施状況を適切に記録する。
 - ・入所からアフターケアまでの支援の実施状況を、保護者等及び関係機関とのやりとり等を含めて適切に記録する。
 - ・記録内容について職員間でばらつきが生じないように工夫する。
- ②母親と子ども等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行う。

- ・記録の管理について個人情報保護と情報開示の観点から、研修を実施する。
 - ・守秘義務の遵守を職員に周知する。
- ③母親と子ども等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行う。
- ・全職員が共通した理解の下に業務を遂行できるよう情報共有の体制を構築する。
 - ・施設における情報の流れを明確にし、情報の分別や必要な情報が的確に届く仕組みを整備する。
 - ・施設の特性に応じて、ネットワークシステム等を利用して、情報を共有する仕組みを作る。
- ④日々の業務について支援内容を適切に記録し、支援の分析・検証や職員間の情報共有に活用するとともに、説明責任を果たす取組を行う。
- ・母子支援員日誌、少年指導員日誌、学童保育日誌、保育日誌、宿直日誌、日直日誌等を整備する

3 権利擁護

(1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮

- ①母親と子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示し、職員が共通の理解を持つための取組を行う。
- ・母親と子どもへの支援は、感情的でない受容的な態度で行い、その人格を尊重することを基本とする。
 - ・施設長や職員が母親や子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加し、人権感覚を磨くことで、施設全体で権利擁護の姿勢を確立する。
 - ・母親と子どもを尊重した姿勢を、個々の養育・支援の標準的な実施方法等に反映させる。
- ②社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践する。
- ・人権に配慮した支援を行うために、職員一人一人の倫理観、人間性並びに職員としての職務及び責任の理解と自覚を持つ。
 - ・施設全体の質の向上を図るため、職員一人一人が、養育実践や研修を通じて専門性を高めるとともに、養育実践や養育の内容に関する職員の共通理解や意見交換を図り、協働性を高めていく。
 - ・職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って養育・支援に当たる。
 - ・母親や子どもの意向に沿うことが結果として子どもの利益につながらないこともあることを踏まえ、適切に導く。

- ・受容的・支持的なかかわりを基本としながら母親と子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう、常に母親と子どもの利益を考慮し真摯に向き合う。

③母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行う。

- ・通信、面会に関するプライバシー保護や、生活場面等のプライバシー保護について、規程やマニュアル等の整備や設備面等の工夫などを行う。

②母親と子どもの思想や信教の自由を保障する。

- ・子どもの思想・信教の自由については、最大限に配慮し保障する。
- ・母親の思想・信教によって、その子どもの権利が損なわれないよう配慮する。

(2) 母親と子どもの意向や主体性の配慮

①母親と子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、支援の内容の改善に向けた取組を行う。

- ・日常的な会話のなかで発せられる母親や子どもの意向をくみ取り、また母親や子どもに対して意向調査、個別の聴取等を行い、改善課題の発見に努める。
- ・改善課題については、母親や子どもの参画のもとで検討会議等を設置し、改善に向けて具体的に取り組む。

②母親や子ども自身が、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組む。

- ・子どもの活動を通して、子どもの自己表現力、自律性、責任感などが育つよう必要な支援を行う。
- ・母親が、自らの権利を学び、自主的に自分の生活を改善していく力を養えるよう支援する。
- ・母親の自治会活動等を通して、母親の自己表現力、自律性、責任感などに対する支援を行う。

③施設が行う援助について事前に説明し、母親と子どもそれぞれが主体的に選択（自己決定）できるよう支援する。

- ・支援内容について理解できるようわかりやすい説明等を工夫し、自己決定により主体的に活用できるように働きかける。
- ・常に母親と子どものニーズの把握をし、必要な情報やニーズに応じた支援メニューが提供できるよう努める。

(3) 入所時の説明等

①母親と子ども等に対して、支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報提供する。

- ・母親と子どもが情報を入手しやすいようパンフレットを福祉事務所に置くなどの

取組を行う。

- ・施設の支援内容や生活の流れなどをわかりやすく紹介した印刷物を作成し、希望があれば見学に応じるなど施設の機能、役割を正しく理解できるような工夫を行う。

②入所時に、施設で定めた様式に基づき支援の内容や施設での約束ごとについて、母親と子ども等にわかりやすく説明する。

- ・様々な支援の利用方法や施設のルール、個人情報の取り扱いや設備の使用法など、施設で生活を行う上で必要な情報をわかりやすく説明し、母親と子どもが安心感を得られるように配慮する。
- ・丁寧な説明をすることで、母親と子どもの不安を解消し、これからの生活に展望が持てるよう配慮する。

(4) 母親や子どもが意見や苦情を述べやすい環境

①母親と子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、母親と子どもに伝えるための取組を行う。

- ・複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを、わかりやすく説明した文書を作成・配布する。
- ・母親や子どもに十分に周知し、日常的に相談窓口を明確にし、内容をわかりやすい場所に掲示する。

②苦情解決の仕組みを確立し、母親と子ども等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させる。

- ・苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受け付け担当者の設置、第三者委員の設置）を整備する。
- ・苦情解決の仕組みを文書で配布するとともに、わかりやすく説明したものを掲示する。

③母親と子どもからの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応する。

- ・苦情や意見・提案に対して対応マニュアルを整備し、迅速に対応する。
- ・苦情や意見を、支援や施設運営の改善に反映させる。
- ・母親や子どもの希望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明する。

(5) 権利侵害への対応

①いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止する。

- ・就業規則等の規程に、体罰の禁止や権利侵害の防止を明記する。

- ・ 不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について具体的な例を示しながら、研修や話し合いを行い、不適切なかかわりを行わないための支援技術を習得させる。
 - ・ 施設長は、職員からの暴力や言葉による脅かしなどの不適切なかかわりが発生した場合に対応するためにマニュアル等を整備し、規程に基づいて厳正に対応する。
- ②いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底する。
- ・ 母親や子どもに対して、不適切な行為の禁止を周知する。
 - ・ 不適切なかかわりを防止するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことの確認や、職員体制の点検と改善を行う。
 - ・ 不適切なかかわりを伴わない人とのかかわりについて、母親や子ども達に伝え、良好な人間関係の構築を図る。
- ③子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組む。
- ・ 不適切なかかわりを伴わない子育てについて母親に伝え、良好な親子関係の構築を図る。
 - ・ 子どもが自分自身を守るための知識、具体的な方法について学習する機会を設ける。
 - ・ 常に親子関係の把握に努め、適切な助言や支援を行う。

4 事故防止と安全対策

- ①事故、感染症の発生時などの緊急時の母親と子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させる。
- ・ 事故発生対応マニュアル衛生管理マニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、定期的に見直しを行う。
- ②災害時に対する母親と子どもの安全確保のための取組を行う。
- ・ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じる。
 - ・ 災害時等の対応体制を整える。
 - ・ 母親と子ども及び職員の安否確認の方法を決め、全職員に周知する。
 - ・ 食糧や備品などの備蓄リストを作成し、備蓄を進める。
- ③母親と子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行うなど、安全確保のためのリスクを把握し対策を実施する。
- ・ 安全確保・事故防止に関する研修を行う。
 - ・ 災害や事故発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施する。
 - ・ 外部からの不審者等の侵入防止のための対策や訓練など不測の事態に備えて対応

を図るとともに、機械警備の設置や地域警察との連携を強化し、地域の関係機関との連携を図る。

④十分な夜間管理の体制を整備する。

- ・年間を通して24時間体制で、また職員は2名体制で夜間管理を行うことが望ましい。
- ・緊急時に備えて夜間でも即応できる体制を構築する。
- ・夜間警備強化のため機械警備（防犯カメラ、センサー式照明）を設置する。
- ・不審者対策マニュアルを整備し、職員が共通理解を深める。

5 関係機関連携・地域支援

(1) 関係機関等との連携

- ①施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所等の関係機関や団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有する。
 - ・地域の社会資源に関するリストや資料を作成し、職員間で情報の共有化を図る。
- ②児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行う。
 - ・母親と子どもの支援について、福祉事務所、児童相談所、配偶者暴力相談センター、保健所等の関係機関や団体とのネットワークを図り、協働して取り組む体制を確立する。
 - ・地域の関係機関・団体のネットワーク内での共通の課題にケース会議や情報の共有等を行い、解決に向けて協働して具体的な取組を行う。
 - ・要保護児童対策地域協議会、配偶者暴力対策地域協議会に参画し、地域の社会的資源としての役割を果たし、相互の機能の共有化を図る。

(2) 地域社会への参加・交流の促進

- ①母親や子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行う。
 - ・母親と子どもが地域の行事や活動に参加する際、必要に応じて職員やボランティアが支援を行う体制を整える。
 - ・町内会、子ども会、老人クラブなどの地域の諸団体と連絡を取り、施設の行事に地域住民を招待する。
- ②施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行う。
 - ・地域に向けて、施設の理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌を配布し、地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にする取組を行う。

- ・施設の集会室や学習室等のスペースを開放するための規程を設け、施設として入手できる情報等を提供し、地域社会に役立てる。

③ボランティアの受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備する。

- ・ボランティアの受入れについて、登録手続き、事前説明等に関する項目などのマニュアルを整備する。
- ・ボランティアに対して必要な研修を行う。

(3) 地域支援

①地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行う。

- ・地域住民に対する相談援助を実施すること等を通して、具体的な福祉ニーズの把握を行う。
- ・社会的養護の施設の責務を果たすべく、地域に対して開かれた施設運営を行う。

②地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行う。

- ・相談援助を通じて情報の提供や関係機関の紹介を行い、内容によっては施設の相談機能を活用する。
- ・地域の保護者が一時的に児童の保育・養育が困難となった場合、ショートステイやトワイライトステイ、夜間保育などを自治体と連携して実施する。
- ・配偶者等からの暴力やその他の事由から、一時的に避難することが必要な母子や単身女性に対して緊急一時保護を行う。
- ・24時間の受け入れや広域利用など、保護を必要とする母子等の緊急利用を広く受け入れる。
- ・緊急時に対応するためのマニュアルに基づいて、役割分担や責任者を明確にする。
- ・DV被害等の逃避理由で保護した場合、警察等との連絡調整体制に関して文書化し、施設内で周知する。

6 職員の資質向上

①組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢を明示する。

- ・施設が目指す支援を実現するため、基本方針や中・長期計画の中に、施設が職員に求める基本的姿勢や意識、専門性や専門資格を明示する。

②職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画を策定し、計画に基づいた具体的な取組を行う。

- ・職員一人一人について、援助技術の水準、知識の質や量、専門資格の必要性などを把握する。

- ・施設内外の研修を体系的、計画的に実施するなど、職員の自己研鑽に必要な環境を確保する。
 - ・職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や関係機関など、様々な人とのかかわりの中で共に学び合う環境を醸成する。
- ③定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させる。
- ・研修を修了した職員は、報告レポートの作成や研修内容の報告会などで発表し、共有化する。
 - ・研究成果を評価し、次の研修計画に反映させる。
- ④スーパービジョンの体制をつくり、施設全体の支援の質を管理し、職員の援助技術の向上を図る。
- ・施設長、基幹的職員などのスーパーバイザーに、いつでも相談できる体制を整える。
 - ・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する。
 - ・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人一人が援助技術を向上させ、施設全体の養育・支援の質を向上させる。

7 施設運営

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知

- ①法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割を反映させる。
- ・理念には母親と子どもの権利擁護の視点を盛り込み、施設の使命や方向、考え方を反映させる。
- ②法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針を明文化する。
- ・基本方針は、「母子生活支援施設運営指針」を踏まえ、理念との整合性があり、母親と子ども権利擁護の視点を盛り込み、職員の行動規範となる具体的な内容とする。
- ③運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。
- ④運営理念や基本方針を母親と子どもに配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。

(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定

- ①施設の経営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画を策定する。
- ・理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にし、支援の内容や組織体制等の現状分析を行う。

- ・入所者支援を充実させ、地域の特性に応じた母子生活支援施設の役割・機能を明確にする。
 - ・専門的支援や地域支援の拠点機能を強化し、地域のひとり親家庭支援を行う体制を充実させる。
- ②各年度の事業計画を、中・長期計画の内容を反映して策定する。
- ③事業計画を、職員等の参画のもとで策定するとともに、実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行う。
- ・事業計画の実施状況については、母親や子どもの意見を聞いて、評価を行う。
- ④事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。
- ・事業計画はすべての職員に配布し、会議や研修において説明する。
- ⑤事業計画を母親と子どもに配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行う。
- ・事業計画は、わかりやすく説明した資料を作成し、母親や子どもへの周知の方法に工夫や配慮をする。

(3) 施設長の責任とリーダーシップ

- ①施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮する。
- ・施設長は社会的養護の使命を自覚し、自らの役割と責任について文書化するとともに、会議や研修において表明する。
 - ・施設長は、職員の模範となるよう自己研鑽に励み、専門性の向上に努める。
- ②施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードする。
- ・施設長は、法令遵守の観点での施設運営に関する研修や勉強会等に参加する。
 - ・施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行う。
- ③施設長は、支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮する。
- ・施設長は、支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行う。
 - ・施設長は、支援の質の向上について、職員の意見を取り入れるとともに、施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画する。
- ④施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮する。
- ・施設長は、施設の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等を行う。

- ・施設長は、経営や業務の効率化や改善のために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画する。

(4) 経営状況の把握

- ①施設運営を取りまく環境を的確に把握するための取組を行う。
 - ・施設運営を長期的視野に立って進めていくために、社会や社会福祉全体の動向、施設が位置する地域での福祉ニーズの動向、母親と子どもの状況の変化、ニーズ等を把握する。
- ②運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行う。
 - ・運営状況や改善すべき課題について、職員に周知し、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定する等、施設全体での取組を行う。
- ③外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善を実施する。
 - ・事業規模に応じ、2年あるいは5年に1回程度、外部監査を受けることが望ましい。

(5) 人事管理の体制整備

- ①施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランを確立させ、それに基づいた人事管理を実施する。
 - ・各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員配置の充実に努める。
 - ・職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して組織として支援に取り組む体制を確立する。
 - ・基幹的職員、心理療法担当職員等の機能を活かす。
- ②客観的な基準に基づき、定期的な人事考課を行う。
- ③職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みを構築する。
 - ・勤務時間、勤務状況を把握し、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめる環境を整える。
 - ・困難ケースの抱え込みの防止や休息の確保などに取り組む。
- ④職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行う。
 - ・職員の心身の健康に留意し、定期的に健康診断を行う。
 - ・臨床心理士や精神科医などに職員が相談できる窓口を施設内外に確保するなど、職員のメンタルヘルスに留意する。

(6) 実習生の受入れ

- ①実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的に取り組む。
 - ・受入れの担当者やマニュアルを整えるとともに、受入れの意義や方針を全職員が理解する。
 - ・学校等と連携しながら、実習内容全般を学べるプログラムを準備する。

(7) 標準的な実施方法の確立

- ①支援についての標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って支援を行う。
 - ・標準的な実施方法を職員に周知し、共通の認識を持って一定の水準の支援を行う。
 - ・マニュアルは、母親や子どもの状態に応じて職員が個別に柔軟に対応できるものにする。
- ②標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行う。
 - ・標準的な実施方法の見直しは、職員や母親、子ども等からの意見や提案、生活の条等に基づいて支援の質の向上という観点から行う。
 - ・見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しを行う。

(8) 評価と改善の取組

- ①施設運営や支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させる。
 - ・3年に1回以上第三者評価を受けるとともに、定められた評価基準に基づいて、毎年自己評価を実施する。
 - ・職員の参画による評価結果の分析・検討する場を設け、実行する。
- ②評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施する。
 - ・分析・検討した結果やそれに基づく課題を文書化し、職員間で共有し、改善に取り組む。

里親及びファミリーホーム養育指針案

第 I 部 総論

1. 目的

- ・この「養育指針」は、里親及びファミリーホームにおける養育の内容と運営に関する指針を定めるものである。社会的養護を担う里親及びファミリーホームにおける養育の理念や方法、手順などを社会に開示し、質の確保と向上に資するとともに、また、説明責任を果たすことにもつながるものである。
- ・この指針は、そこで暮らし、そこから巣立っていく子どもたちにとって、よりよく生きること (well-being) を保障するものでなければならない。また社会的養護には、社会や国民の理解と支援が不可欠であるため、里親及びファミリーホームを社会に開かれたものとし、地域や社会との連携を深めていく努力が必要である。
- ・家庭や地域における養育機能の低下が指摘されている今日、社会的養護のあり方には、養育のモデルを示せるような水準が求められている。子どもは子どもとして人格が尊重され、子ども期をより良く生きることが大切であり、また、子ども期における精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験は、発達の基礎となると同時に、その後の成人期の人生に向けた準備でもある。
- ・この指針は、こうした考え方に立って、社会的養護の様々な担い手との連携の下で、社会的養護を必要とする子どもたちへの適切な支援を実現していくことを目的とする。

2. 社会的養護の基本理念と原理

(1) 社会的養護の基本理念

①子どもの最善の利益のために

- ・児童福祉法第 1 条で「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と規定され、児童憲章では「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、良い環境の中で育てられる。」とうたわれている。
- ・児童の権利に関する条約第 3 条では、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」と規定されている。
- ・社会的養護は、子どもの権利擁護を図るための仕組みであり、「子どもの最善の利益のために」をその基本理念とする。

②すべての子どもを社会全体で育む

- ・ 社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うものである。
- ・ 子どもの健やかな育成は、児童福祉法第1条及び第2条に定められているとおり、すべての国民の努めであるとともに、国及び地方公共団体の責任であり、一人一人の国民と社会の理解と支援により行うものである。
- ・ 児童の権利に関する条約第20条では、「家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。」と規定されており、児童は権利の主体として、社会的養護を受ける権利を有する。
- ・ 社会的養護は、「すべての子どもを社会全体で育む」をその基本理念とする。

(2) 社会的養護の原理

社会的養護は、これを必要とする子どもと家庭を支援して、子どもを健やかに育成するため、上記の基本理念の下、次のような考え方で支援を行う。

①家庭的養護と個別化

- ・ すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人一人の個別的な状況が十分に考慮されながら、養育されるべきである。
- ・ 一人一人の子どもが愛され大切にされていると感じることができ、子どもの育ちが守られ、将来に希望が持てる生活の保障が必要である。
- ・ 社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、社会的養護を地域から切り離して行ったり、子どもの生活の場を大規模な施設養護としてしまうのではなく、できるだけ家庭あるいは家庭的な環境で養育する「家庭的養護」と、個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進めていく「個別化」が必要である。

②発達の保障と自立支援

- ・ 子ども期のすべては、その年齢に応じた発達の課題を持ち、その後の成人期の人生に向けた準備の期間でもある。社会的養護は、未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指して行われる。
- ・ 特に、人生の基礎となる乳幼児期では、愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要である。子どもは、愛着関係や基本的な信頼関係を基盤にして、自分や他者の存在を受け入れていくことができるようになる。自立に向けた生きる力の獲得も、健やかな身体的、精神的及び社会的発達も、こうした基盤があって可能となる。
- ・ 子どもの自立や自己実現を目指して、子どもの主体的な活動を大切にするとともに、様々な生活体験などを通して、自立した社会生活に必要な基礎的な力を形

成していくことが必要である。

③回復をめざした支援

- ・社会的養護を必要とする子どもには、その子どもに応じた成長や発達を支える支援だけでなく、被虐待体験や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアなどの治療的な支援も必要となる。
- ・また、近年増加している被虐待児童や不適切な養育環境で過ごしてきた子どもたちは、被虐待体験だけでなく、家族や親族、友達、近所の住人、保育士や教師など地域で慣れ親しんだ人々との分離なども経験しており、心の傷や深刻な生きづらさを抱えている。さらに、情緒や行動、自己認知・対人認知などでも深刻なダメージを受けていることも少なくない。
- ・こうした子どもたちが、安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感（自尊心）を取り戻していけるようにしていくことが必要である。

④家族との連携・協働

- ・保護者の不在、養育困難、さらには不適切な養育や虐待など、「安心して自分をゆだねられる保護者」がいない子どもたちがいる。また子どもを適切に養育することができず、悩みを抱えている親がいる。さらに配偶者等による暴力（DV）などによって「適切な養育環境」を保てず、困難な状況におかれている親子がいる。
- ・社会的養護は、こうした子どもや親の問題状況の解決や緩和をめざして、それに対応するため、親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく包括的な取り組みである。

⑤継続的支援と連携アプローチ

- ・社会的養護は、その始まりからアフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育が望まれる。
- ・児童相談所等の行政機関、各種の施設、里親等の様々な社会的養護の担い手が、それぞれの専門性を発揮しながら、巧みに連携し合って、一人一人の子どもの社会的自立や親子の支援を目指していく社会的養護の連携アプローチが求められる。
- ・社会的養護の担い手は、同時に複数で連携して支援に取り組んだり、支援を引き継いだり、あるいは元の支援主体が後々までかわりを持つなど、それぞれの機能を有効に補い合い、重層的な連携を強化することによって、支援の一貫性・継続性・連続性というトータルなプロセスを確保していくことが求められる。
- ・社会的養護における養育は、「人とのかわりをもとにした営み」である。子どもが歩んできた過去と現在、そして将来をより良くつなぐために、一人一人の子どもに用意される社会的養護の過程は、「つながりのある道すじ」として子

ども自身にも理解されるようなものであることが必要である。

⑥ライフサイクルを見通した支援

- ・社会的養護の下で育った子どもたちが社会に出てからの暮らしを見通した支援を行うとともに、入所や委託を終えた後も長くかかわりを持ち続け、帰属意識を持つことができる存在になっていくことが重要である。
- ・社会的養護には、育てられる側であった子どもが親となり、今度は子どもを育てる側になっていくという世代を繋いで繰り返されていく子育てのサイクルへの支援が求められる。
- ・虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援が求められている。

(3) 社会的養護の基盤づくり

- ・社会的養護は、かつては親のない、親に育てられない子どもを中心とした施策であったが、現在では、虐待を受けた子ども、何らかの障害のある子ども、DV被害の母子などが増え、その役割・機能の変化に、ハード・ソフトの変革が遅れている。
- ・社会的養護は、大規模な施設養護を中心とした形態から、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるような社会的な資源として、ハード・ソフトともに変革していかなければならない。
- ・また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが必要である。
- ・社会的養護は、家庭的養護を推進していくため、原則として、地域の中で養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホームを優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設養護も、できる限り小規模で家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていくことが必要である。
- ・施設は、社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、社会的養護の下で育った人への自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化し、総合的なソーシャルワーク機能を充実していくことが求められる。
- ・ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要である。
- ・社会的養護の役割はますます大きくなっており、これを担う人材の育成・確保が重要な課題となっている。社会的養護を担う機関や組織においては、その取り組みの強化と運営能力の向上が求められている。

3. 里親・ファミリーホームの役割と理念

(1) 里親・ファミリーホームの役割

- ・里親は、児童福祉法第6条の4の規定に基づき、要保護児童を養育することを希望する者であって、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるものをいう。
- ・ファミリーホームは、児童福祉法第6条の3第8項の規定に基づき、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者の住居において養育を行うものをいう。
- ・里親及びファミリーホームが行う養育は、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。

(2) 里親・ファミリーホームの理念

- ・里親及びファミリーホームは、社会的養護を必要とする子どもを、養育者の家庭に迎え入れて養育する「家庭養護」である。
- ・また、社会的養護の担い手として、社会的な責任に基づいて提供される養育の場である。
- ・社会的養護の養育は、家庭内の養育者が単独で担えるものではなく、家庭外の協力者なくして成立し得ない。養育責任を社会的に共有して成り立つものである。また、家庭内における養育上の課題や問題を解決し或いは予防するためにも、養育者は協力者を活用し、養育のありかたをできるだけ「ひらく」必要がある。
- ・里親制度は、養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら養育を行う。また、ファミリーホームは、家庭養護の基本に立って、複数の委託児童の相互の交流を活かしながら養育を行う。

4. 対象児童

- ・里親及びファミリーホームに委託される子どもは、新生児から年齢の高い子どもまで、すべての子どもが対象となる。
- ・保護者のない子どもや、親から虐待を受けた子ども、親の事情により養育を受けられない子どもなど、子ども一人一人の課題や状況に則し、最も適合した里親等へ委託される。
- ・また、保護者による養育が望めず養子縁組を検討する子どもや、実親との関係も保ちながら長期間の養育を必要とする子ども、あるいは、保護者の傷病などで短期間の養育を必要とする子どもなど、社会的養護を必要とする期間も多様である。
- ・障害のある子どもや非行の問題がある子どもなど個別的な支援を必要とする子どもは、適切に対応できる里親等に委託される。
- ・里親及びファミリーホームは、18歳に至るまでの子どもを対象としており、必要がある場合は20歳に達するまでの措置延長をとることができる。
- ・里親等は、委託された子どもの背景を十分に把握し、その子どもを理解して、必要な心のケアを含めて、養育を行わなければならない。

5. 家庭養護のあり方の基本

(1) 基本的な考え方（家庭の要件）

- ・家庭は子どもの基本的な生活を保障する場である。家庭のあり方やその構成員である家族のあり方は多様化してきているが、子どもの養育について考慮した場合、家庭には養育を担う上での一定の要件も存在する。
- ・社会的養護における「家庭養護」は、次の5つの要件を満たしていなければならない。

①一貫かつ継続した特定の養育者の確保

- ・同一の特定の養育者が継続的に存在すること。
- ・子どもは安心かつ安全な環境で永続的に一貫した特定の養育者と生活することで、自尊心を培い、生きていく意欲を蓄え、人間としての土台を形成できる。

②特定の養育者との生活基盤の共有

- ・特定の養育者が子どもと生活する場に生活基盤をもち、生活の本拠を置いて、子どもと起居をともにすること。
- ・特定の養育者が共に生活を継続するという安心感が、養育者への信頼感につながる。そうした信頼感に基づいた関係性が人間関係形成における土台となる。

③同居する人たちとの生活の共有

- ・生活の様々な局面や様々な時をともに過ごすこと、すなわち暮らしをつくっていく過程をともに体験すること。
- ・これにより、生活の共有意識や、養育者と子ども間、あるいは子ども同士の情緒的な関係が育まれていく。そうした意識や情緒的関係性に裏付けられた暮らしの中での様々な思い出が、子どもにとって生きていく上での大きな力となる。
- ・また、家庭での生活体験を通じて、子どもが生活上必要な知恵や技術を学ぶことができる。

④生活の柔軟性

- ・コミュニケーションに基づき、状況に応じて生活を柔軟に営むこと。
- ・一定一律の役割、当番、日課、規則、行事、献立表は、家庭になじまない。
- ・家庭にもルールはあるが、それは一定一律のものではなく、暮らしの中で行われる柔軟なものである。
- ・柔軟で相互コミュニケーションに富む生活は、子どもに安心感をもたらすとともに、生活のあり方を学ぶことができ、将来の家族モデルや生活モデルを持つことができる。
- ・日課、規則や献立表が機械的に運用されると、子どもたちは自ら考えて行動するという姿勢や、大切にされているという思いを育むことができない。
- ・生活は創意工夫に基づき営まれる。そうした創意工夫を養育者とともに体験することは、子どもの自立に大きく寄与し、子どもにとって貴重な体験となる。

⑤地域社会に存在

- ・地域社会の中でごく普通の居住場所で生活すること。
- ・地域の普通の家庭で暮らすことで、子どもたちは養育者自身の地域との関係や社会生活に触れ、生活のあり方を地域との関係の中で学ぶことができる。
- ・また、地域に点在する家庭で暮らすことは、親と離れて暮らすことに対する否定的な感情や自分の境遇は特別であるという感覚を軽減し、子どもを精神的に安定させる。

(2) 家庭養護における養育

①社会的養護の担い手として

- ・里親及びファミリーホームにおける家庭養護とは、私的な場で行われる社会的かつ公的な養育である。
- ・養育者の家庭で行われる養育は、気遣いや思いやりに基づいた営みであるが、その担い手である養育者は、社会的に養育を委託された養育責任の遂行者である。
- ・養育者は、子どもに安心して安全な環境を与え、その人格を尊重し、意見の表明や主体的な自己決定を支援し、子どもの権利を擁護する。
- ・養育者は子どもにとって自らが強い立場にあることを自覚し、相互のコミュニケーションに心がけることが重要である。
- ・養育者は独自の子育て観を優先せず、自らの養育のあり方を振り返るために、他者からの助言に耳を傾ける謙虚さが必要である。
- ・家庭養護の養育は、知識と技術に裏付けられた養育力の営みである。養育者は、研修・研鑽の機会を得ながら、自らの養育力を高める必要がある。
- ・養育者が、養育がこれでよいのか悩むことや思案することは、養育者としてよりよい養育を目指すからこそであり、恥ずべきことではない。養育に関してSOSを出せることは、養育者としての力量の一部である。
- ・養育が困難な状況になった場合、一人で抱え込むのではなく、社会的養護の担い手として速やかに他者の協力を求めることが大切である。
- ・児童相談所、里親支援機関、市町村の子育て支援サービス等を活用し、近隣地域で、あるいは里親会や養育者同士のネットワークの中で子育ての悩みを相談し、社会的つながりを持ち、孤立しないことが重要である。
- ・家庭養護では、養育者が自信、希望や意欲を持って養育を行う必要がある。そのために自らの養育を「ひらき」、社会と「つながる」必要がある。

②家庭の弱さと強さの自覚

- ・子どもを迎え入れるどの家庭にも、その家庭の歴史があり、生活文化がある。養育者の個性、養育方針、養育方法等にはそれぞれ特色がある。また、地域特性もある。そして、これらには「弱さ」も「強さ」もある。
- ・新たに子どもが委託されたり、委託人数が減るなど構成員に変化が加わることで、不安定さが現れたり、安定性が増す変化があったり、養育者に柔軟な工夫が求

められることもある。また、養育者が子どもの養育に心身の疲れを覚えたり、家族構成員の変化から養育力に影響が出る場合もある。

- ・それぞれの養育の場に含まれる「弱さ」の部分も自覚し、支援やサポートを受け、研修等を通して養育力を高めるとともに、ごく当たりまえの日常生活の中に含まれる、養育の「強さ(Strength)」をより発揮できるよう意識的に取り組む姿勢が求められる。養育者と子どもの日々の生活が養育者の成長にもなり得る。

③安心感・安全感のある家庭での自尊心の育み

- ・子どもにとって自尊心は、生きていく上で必要不可欠な自信、意欲や希望をもたらし、他者に対する寛容性や共感性、困難に立ち向かう力、粘り強さ、忍耐力の形成に結び付く。
- ・子どもが自分の存在について、「大切にされている」「生まれてきてよかった」と感じられるように、養育者の家庭は、子どもに安心感・安全感とともに、心地よさを提供することが重要である。
- ・生活が落ち着いてくると、子どもは、養育者との関係や許容範囲などを確かめる行動や退行を示すことがある。そのような時に、養育者は無力感を感じ、子どもに否定的感情を抱き、子どもとの関係が悪循環に陥ることもある。
- ・どうにか改善したいという思いが、子どもへの叱咤激励や、問題点の指摘に傾斜し、子どもにとって、あるがままの自分の存在が受け入れられないことに対する思いが、自尊心とは対極にある自己否定感を生み出すこともある。
- ・生活の中では、すぐに実感できる改善はみられなくても、変化を無理に求めず、子どもの実像を受けとめる。安心と安全のある家庭で、子どもと時間を共有し、思い出を積み重ねることで、子どもは変化していく。

④自立して生活できる力を育む

- ・自立とは、誰にも頼らないで生きていくことではなく、適宜他者の力を借りながら他者と関係を結びながら自分なりに生きていくことである。そのことを子どもが認識できるよう、まずは日常生活の中での安心感・安全感に裏付けられた信頼感を育むことが重要である。
- ・子どもには、あるがままの自分を受け入れてもらえるという依存の体験が必要である。日々自然にくり広げられ、くり返される家庭の中での日常生活のなかで、子どもの可能性を信じつつ寄り添うおとなの存在と歩みが、子どもにとって将来のモデルになる。
- ・子どもが生活を通して体験したこと、学習したことは、意識的、無意識的な記憶となり、生活の実体験が子どもに根つき、再現していくこととなる。
- ・困難な出来事があった際にどのように乗り越えていくかなどは、すべて子どもにとって重要な暮らしの体験であり、困ったとき、トラブルがあったときにはとくに他者に協力を求めるという姿勢が持てるよう、ともに生活する中でそうした体験を子どもに提供する。

⑤帰ることができる家

- ・措置解除後においても、養育者と過ごした時間の長短にかかわらず、子どもが成人した時、結婚する時、辛い時、困った時、どんな時でも立ち寄れる実家のような場になり、里親家庭やファミリーホームがつながりを持ち続けられることが望ましい。
- ・養育の継続が難しくなり、委託の解除となった場合でも、成長過程の一時期に特定の養育者との関係と家庭生活の体験を得たことは、子どもにとって意味を持つ原体験となるので、いつでも訪ねて来られるよう門戸を開けて待つことも大切である。

⑥ファミリーホームにおける家庭養護

- ・ファミリーホームは、養育者の住居に子どもを迎え入れる家庭養護の養育形態である。里親家庭が大きくなったものであり、施設が小さくなったものではない。
- ・ファミリーホームの養育者は、子どもにとって職員としての存在ではなく、共に生活する存在であることが重要である。したがって養育者は生活基盤をファミリーホームにもち、子どもたちと起居を共にすることが必要である。
- ・ファミリーホームの基本型は夫婦型であり、生活基盤をそこに持たない住み込み職員型ではない。児童養護施設やその勤務経験者がファミリーホームを設置する場合には、家庭養護の特質を十分理解する必要がある。
- ・養育者と養育補助者は、養育方針や支援の内容を相互に意見交換し、共通の理解を持ち、より良い養育を作り出す社会的責任を有している。
- ・養育補助者は、家事や養育を支援するとともに、ファミリーホーム内での養育が密室化しないよう、第三者的な視点で点検する役割も担うことを理解する。
- ・補助者が養育者の家族である場合には、養育がひらかれたものとなるよう、特に意識化することが必要である。
- ・ファミリーホームは、複数子どもを迎え入れ、子ども同士が養育者と一緒に創る家庭でもある。子ども同士の安定を図るため、子どもを受託する場合は、子どもの構成や関係性を考慮し、児童相談所との連携が大切になる。また、養育者が子ども同士の関係を活かし、子ども同士が成長しあうために、どのようなかかわりが必要かという観点を持ちながら養育にあたる必要がある。

(3) 地域とのつながりと連携

①地域や社会へのひろがり

- ・子どもの育ちには、家庭が必要であると同時に、地域の人々や機関・施設の関与や支援が必要である。
- ・私的な生活の営みを軸とする家庭に子どもを迎え入れる場合であっても、公的な養育となる里親、ファミリーホームにおける養育には、地域社会と関係を結び、必要に応じて助け、助けられる関係を作る社会性が必要である。
- ・関係機関との協働はもとより、子どもの通園・通学先の職員、近隣住民が、委託

されている子どもの状況を理解し養育を応援してくれる関係づくりを試みていくことが養育者に求められる。

- ・また、日頃から里親等も地域住民の一人として、近隣との良好な関係を築いておくことや、社会的養護の理解を深めてもらう働きかけをすることが重要である。
- ・なぜならば、子どもにとって養育者は地域に生き、社会に生きる大人のモデルであり、また、子どもの生活は、人々の社会的養護への理解度によって大きく影響されるからである。
- ・養育者の中には、社会的な状況や養育者の思いから地域の中に「里親家庭」として溶け込むことを求めず、ひっそりと生活したい里親もいるが、里親であることをオープンにしながら、近隣住民、関係者、関係機関、地域、社会に働きかけ、地域とのかかわりの中で養育を展開していく里親もいる。
- ・里親等における養育は、あくまで社会的養護であるため、地域や社会に対してクローズなものになってはならない。諸事情により近隣等との関係形成が困難な場合にも、地域の里親会や里親支援を行う民間団体、あるいはその他の子育て支援のネットワークなどのつながりの中に身をおき、孤立しないよう、独善的な養育に陥らないよう養育をひらくことが求められる。
- ・養子縁組里親の場合や親族による里親の場合は、地域との関係の持ち方が養育里親の場合とは異なる。しかし、それぞれの事情は踏まえた上でもなお、孤立した養育、独善的な養育とならないようにすることは同様である。また、親族による里親の場合、親族であるがゆえに、里親も子どももお互いに無理を強いられる場合がある。養育上の悩みや困難を共有できる場や人材を確保し、社会資源を活用しながら養育にあたることが望ましい。

②里親会等への参加

- ・日々の暮らしの中で起こる養育者としての悩み等は、時に社会的養護に携わる養育者の立場でしか共有できない、あるいは理解されにくいこともある。同じ立場で話すことができる里親会や当事者のネットワークを活用することは大切である。
- ・一方、他の養育者の体験談やアドバイスが、自己の養育に有効でない場合もある。このことに留意しながら、養育者同士による活動を活かすことが必要である。
- ・里親サロンなどでは、子どもの状況が具体的に語られることが少なくない。活動の前提として、語られた内容を活動の終了後どう扱うかを確認しておくことも必要である。
- ・里親会は、社会的養護の仕組みの中で重要な役割を持つことから、すべての里親は、里親会の活動に参加する必要がある。また、すべてのファミリーホームは里親会やファミリーホームの協議会に参加する必要がある。

③市町村の子育て支援事業の活用

- ・家庭養護は、保護者として地域で生活していることを理解し、市町村の子育て支援が必要であることを養育者自身や関係機関が受け止め、積極的に活用する。

- ・生活が根ざしている身近な市町村の地域子育て支援につながることや利用できるサービスを活用していくことも、養育のサポートとしては有効である。また、地域子育て支援の活動等において力量を発揮し、支援する側として活躍する里親もいる。
- ・福祉事務所や関係機関と連携し、保育所や放課後児童クラブの活用やショートステイなど、レスパイト・ケアと併せて養育者は周囲の支援や協力を受けることは養育者の安定につながることを理解する。
- ・児童相談所から地域子育て支援機関に、里親等の情報が自動的に提供されることはないため、地域子育て支援機関に必要なかわりは求めていくことが必要である。ただし、委託されている子どもの養育上の困難等は、地域子育て支援機関よりも、里親支援機関や支援担当者、児童相談所等に伝える方が適切な内容もあることを意識化しておく。

6. 里親等の支援

①支援の必要性

- ・里親とファミリーホームは、地域に点在する独立した養育である。このため、閉鎖的で孤立的な養育となるリスクがある。
- ・里親とファミリーホームが社会的養護としての責任を果たすためには、外からの支援を受けることが大前提である。家庭の中に「風通しの良い部分」を作っておく必要がある。

②関係機関・支援者との養育チーム作り

- ・里親・ファミリーホームにおける養育は、家庭の中で行うが、決して自己完結型では行うことができないので、関係機関との連携・協働が不可欠である。関係機関・支援者とともに養育のチームを作っていく意識が必要である。
- ・一人一人抱えている状況や課題の異なる子どもの委託の目的・支援目標を理解し、その子どもの社会的養護の担い手、日々の養育者として、関係機関から支援を受け、随時状況を報告・相談しながら社会的養護を進めていくことが求められる。
- ・養育が難しいと感じる子どもについての専門的な助言や診断、治療的ケアの必要性の検討等、関係機関の見解がとくに必要な場合も、助言や連携を求めていくことが必要である。
- ・養育の「応援団」を確保していくことで社会的養護は成り立つことを常に意識したい。
- ・児童相談所や支援機関等は、定期的な家庭訪問を行うなど、日頃から里親と顔なじみになり、子どもと里親のことを理解する必要がある。里親もこれを受け入れることが必要である。

第Ⅱ部 各論

1. 養育・支援

(1) 養育の開始

- ・里親及びファミリーホームにおける家庭養護は、子どもを養育者家族の生活の場である家庭に迎え入れて行う公的な養育であり、「中途からの養育」であることがその特徴である。
- ・養育者が子どもを迎え入れるとき、ともに生活する仲間として一緒に生活できることの喜びを子どもに伝えることから養育が始まる。
- ・子どもたちのそれまでの生活や人生を尊重し、不安や戸惑いがあることを前提として迎える。家庭に新しいメンバーが加わることによる変化は決して小さいものではなく、子どもたちが、養育者家庭の一員として落ちつくまでに要する時間も、子どもの個性や年齢、背景によって異なることを理解する。
- ・また、迎える家庭の構成員が、子どもを迎えることを望み、納得していることが重要である。
- ・既に受託している子どもや実子を含む、生活を共にしている子どもへの事前の説明や働きかけを行うとともに、心の揺れ動きなどに十分に配慮する。

(2) 「中途からの養育」であることの理解

- ・実親子関係は根源的な人間関係である。その関係から引き離され、あらたな養育者と関係を形成することの重要性と、それに伴う子どもの困難さや行動上の課題等を理解した上で、子どもの育ち直しの過程を適切な対応により十分に保障する。
- ・子どもは被虐待的環境から安心・安全な環境に身を置くことで、養育者との関係や許容範囲などを確かめる行動や、いわゆる「赤ちゃん返り」と言われる退行を示すことがある。
- ・養育者がこうした行動を否定することなく受け入れることは、子どもの育ち直しの過程において必要不可欠である。
- ・養育者として対応に苦慮するときや対応方法が見つからない時等は、社会的養護の担い手として速やかに他者に協力を求めることが大切である。
- ・実子などを養育した過去の経験が、こうした子どもの養育過程において必ずしも有効に活用できないこともあり、むしろそうした体験が育ち直そうとしている子どもの養育を妨げる場合のあることを理解し、他者の助言や協力を求めることが必要である。
- ・子どもが抱えている否定的な自己認識を肯定的な認識に変化できるよう、子どもとともにそれまでの生育歴を反復して振り返り、整理することが必要である。

(3) 家族の暮らし方、約束ごとについての説明

- ・「日課」や「規則」がなく、集団生活ではない、あるいは、その要素が緩やかなことが家庭養護の良さである。しかし、ルールが全く無い、あるいは必要はないということではなく、個々の家庭には、その家庭の暮らし方がある。
- ・迎える子どもに、最低限必要な家庭の決まりを説明して、その子どもの意見を聞いた上で、合意を得ることが必要である。
- ・子どもと合意を得ることは、迎える家庭が、その家庭らしさを保つためであり、また、家庭に迎える子どもの適応を助け、暮らしやすさを実現するためにも必要である。
- ・細かすぎるルールを養育者が子どもに強要するのではなく、子どもの年齢や状況に応じて、子ども自身の意見を参考にして、適宜見直すことが必要である。

(4) 子どもの名前、里親の呼称等

- ・子どもの「姓」、子どもの「名前」は、その子ども固有のものであり、かけがえないものである。
- ・子どもを迎え入れた里親の姓を通称として使用することがあるが、その場合には、委託に至った子どもの背景、委託期間の見通しとともに、子どもの利益、子ども自身の意思、実親の意向の尊重といった観点から個別に慎重に検討する。
- ・里親の考え方もあるが、里親だけで決められるものではなく、関係者間での方針の確認が必要である。
- ・里父や里母の呼称について、お父さん、お母さん、おじさん、おばさん、〇〇（里親姓）のお父さん、お母さんなど受託された子どもの状況で決める。
- ・里親として子どもを迎えたことを近隣にどう伝えるかは、養育里親である場合や養子縁組希望里親の場合とでは子どもの状況が異なるため、よく検討して進める必要がある。
- ・養子縁組を希望する場合などは、子どもの年齢に応じて里親姓である通称を使用し、近隣や地域、学校等の関係者への説明や理解を得るよう働きかけることも大切である。

(5) 幼稚園や学校、医療機関等との関係

- ・学校等は、子どもが1日の多くの時間を過ごす大切な生活の場である。学校との良好な協力関係を築くことにより、保護者と教師という関係だけでなく、同じ支援者の立場でのより有効な子どもへの支援に結びつけることができる。
- ・子どもが通う幼稚園や学校には、社会的養護を必要とする子どもの養育であることを伝え、よき理解者となってもらえるよう、働きかけることが必要である。
- ・子どもも、新しい生活の場に移行したことで幼稚園・学校で落ち着かず、順調にいかないこともある。里親側が心を閉じると、養育上の様々なリスクを高めて

しまい、子ども自身に負荷をかけることもある。

- ・医療機関によっては、里親が社会的養護である家庭養護について説明しなくてはならない負担感を感じることもある。
- ・しかし、あきらめず必要な説明をするとともに、里親が抱えた思いを信頼できる人に聞いてもらったり、里親経験者の工夫や里親支援担当者からアイデアを聞いたりし、周囲に理解を求めていく姿勢を保つことが求められる。
- ・児童相談所の職員等が、新規委託児童の通う幼稚園や学校に里親とともに出向き、園長、校長、担任らに里親養育の理解を求めるための事前説明をし、子どもの姓の扱いなど要点を含めて確認する機会をもつ取組がなされている。社会との関係形成のプロセスに、必要に応じて児童相談所等の関係機関に支援を求めること、説明する言葉を得るためにしおり等を活用することも有効である。

(6) 子どもの自己形成

- ・子どもの人生は、生まれた時から始まっている。自己の生い立ちを知ることは自己形成において不可欠である。真実告知は行うという前提に立ち、子どもの発達や状況に応じて伝え、子どもがどう受け止めているかを確かめつつ、少しずつ内容を深めていくことが大切である。
- ・「真実告知」は、単に「血縁上の親が別にいること」「養育者と血のつながりがいないこと」を告げるという意味ではなく、主たる養育者である里親等が、「この世に生を受けたことのすばらしさ」「あなたと共に暮らせるようになった喜び」や子どもの生い立ちなどについて、嘘の無い「真実」として子どもに伝えることである。その「真実」をどのように表現をするかを配慮しなければならない。
- ・思春期の場合や小学校で行われる「生い立ちについての授業」などには、他の里親の経験や児童相談所からのアドバイス等を参考にして、学校関係者とも必要な理解や配慮の共有に努めながら、具体的に対処する。そのためにも、教育関係者との連携を日常的に築いておくことが重要である。
- ・真実告知のタイミングは、里親等が児童相談所や支援機関と相談の上、行うことが望ましい。
- ・ライフストーリーワークなど子どもの生きてきた歴史や子どもに寄せられて来た思いを綴り、写真や数値、できるようになったこと、かかわってくれた人・物などとともに記録としてまとめることも、子どもが、自らを「他者と違う固有の存在」「尊厳をもった大切な自分」であると気づき、自分を大切にし、誇りをもって成長するために有効である。

(7) 実親との関係

- ・子どもにとっての実親は、子どもが自身を確認する上での源である。子どもの前で子どもの親の否定をしない。また、子ども自身から実親のことが語られる場

面では、どう語られるかに耳を傾けるとともに、話されたことに養育者がどう応答するかについて配慮する。

- ・ 一見身勝手に思える実親の行動や態度に対し、背景にある実親なりの事情や実親自身の思いが十分に理解できず、養育者として否定的な感情を持つこともある。そのことを実親も敏感に察し、積極的な子どもへのかかわりを躊躇することも考えられる。養育者として実親の状況の理解や共感に努める姿勢は、子どものためにも必要である。
- ・ 子どもが実親に怒りを持ったり、実親に会えないことを自己否定的にとらえたり、里親等への配慮から実親について尋ねたい気持ちに遠慮することもある。実親について語ることを家庭内でのタブーとしないことも重要である。
- ・ 子どもの実親についての受け止め方は、養育者との生活のなかで変化し、子どもの心や日常生活、生き方に大きな影響を与える。子どもの立場に立って実親への思いを理解することが、養育者に不可欠である。児童相談所とも情報を共有し、見直しを確認する。
- ・ 実親が複雑で深刻な事情を抱えている場合もあり、実親の子どもに対する思いも様々である。実親が子どもを養育できないことの背景にある個々の問題を踏まえ、実親の抱える課題や生活問題に、子どもと里親等が巻き込まれないようにしながら、子どもと実親との交流そのものは保証する。
- ・ 一定のルールのもとで、実親との面会、外出、一時帰宅などの交流を積極的に行う。実親とのかかわりが、子どもの生活や福祉、里親等とその家族の生活を脅かす場合に限り、交流が制限される。
- ・ 交流をどのように行うかについては、養育者と児童相談所が協議し、子ども自身の意見を踏まえて決定する。交流の実施状況を児童相談所が把握し、トラブルが生じた場合の対応を明確にしておくことも大切である。
- ・ 実親の状態が不明な場合、実親の状況が子どもに伝えられていない場合、望んでも実親との交流がかなわない場合、子どもが交流を希望しない場合や、虐待を受けた子どもの場合など、子どもの状況を踏まえて、適切な配慮を行う。
- ・ 実親との交流により、子どもが不安定になり、意欲の低下や体調等を崩す場合もある。交流後の子どもの様子を把握し、気持ちをくみ上げるコミュニケーションを心がけるなど、個々の子どもの状況に応じて対応する。

(8) 衣食住などの安定した日常生活

- ・ 里親等が提供する養育だけが、子どもの心身を安定させ、成長させ、生きる力を増進させるのではなく、里親等と里親等家族の存在、家族間の関係、食事、生活習慣、余暇の過ごし方などあたりまえの生活や親族・友人・地域との関係など里親等家庭での暮らしそのものが子どもを育むことを理解する。
- ・ 子どもはこうした生活を通して将来の社会生活や成長して、家庭を作る場合に役立つ技術を身につけ、家庭生活のモデルを形成することができる。

(9) 実子を含む家族一人一人の理解と協力

- ・家庭に子どもを迎え入れるため、家族の一部は生活に参加しないということができない。先に受託している子どもを含め、家族全員が新しく迎え入れる子どもとの生活に影響を受けることを受け止める必要がある。
- ・養育者や児童相談所は、新たな子どもを受け入れられる状況であるか否か、家庭や子どもの状況のアセスメントを前提としたマッチングを行い、双方が判断する。
- ・養育者や児童相談所は、家庭養護は実子の養育体験とは、必ずしも同じではないこと、一人の子どもが加わることによって変化する家庭内の力動の変化や個人への影響があることを考慮する。
- ・養育者は受託している子どもとそれぞれ個別の時間やかかわりをもつように、実子と過ごしたり話したりする場面・時間も作ることが大切である。
- ・実子や既に受託している子どもに、適宜必要なことを説明する。生活を共有する立場である実子も、子どもとして意見表明できる雰囲気と関係を保つ。

(10) 子どもの選択の尊重

- ・子どもが興味や趣味に合わせて、自発的な活動ができるよう工夫する。子ども一人一人の選択を尊重する。子どもが自分の好みや要望を表現できる雰囲気を生活の中につくる。
- ・子どもが自分の要望を表明するとともに、他者の要望も受け止めながら、対話ができいていくように、ときには養育者が仲介しながらコミュニケーションの育ちを支える。

(11) 健康管理と事故発生時の対応

- ・子どもの状態や発達段階に応じて、体の健康や衛生面に留意し、健康上特別な配慮を必要とする子どもについては、児童相談所や医療機関と連携する。
- ・事故や感染症の発生など緊急時には、子どもの安全を確保する。児童相談所と緊急の連絡方法などを確認しておく。
- ・災害時の避難方法や子どもの安全確保について、養育者らで確認する。食料や備品類など災害時の備蓄等を行う。
- ・災害などに対して備えていることを養育者の責任として子どもにも説明し、実際に見せて確認し、安心感をもって生活できるよう配慮する。

(12) 教育の保障と社会性の獲得支援

- ・それまでの生育環境により、経験不足や基礎学力の不足など多くの課題を抱えている子どもにとって、学ぶ楽しさを取り戻し、さらには高校や大学などに進学

する学力を獲得することは、子どもが自尊心を回復し、自立への歩みを踏み出す契機としても重要なことである。

- ・子どもの学力の状態に応じて、学習意欲を十分に引き出しながら、学習が安定に向かうよう工夫して支援する。必要に応じて、学習ボランティアや塾の活用を考える。
- ・年齢や発達状況など個々の状態に応じた社会性の獲得を目指し、体験の幅を広げるとともに、社会に出て行く子どもには、社会の一員であることが自覚できるよう支援を行う。

(13) 行動上の問題についての理解と対応

- ・子どもが新しい環境や家族との関係に安心した時に表れる行動上の問題があることを理解する。
- ・子どもの行動にはメッセージが含まれていること、その子どもにとって何らかの意味があることを理解し、時には養育者同士で話すことで安心を得ることも大切である。心理的な支援を必要とする子どもについては、専門機関に相談する。
- ・性に関することをタブー視せず、子どもの年齢や発達状況に応じて、子どもの疑問や不安に答える。個別の状況に対応し、性の教育につながる支援を行う。

(14) 進路選択の支援

- ・子ども自身の思いや要望によく耳を傾け、一緒に検討していく姿勢をもち、子どもの進路や就職支援など自己決定や自己選択ができるように判断材料を一緒に収集するなどして支援する。
- ・子どもにとって見通しがもてるよう、児童相談所や実親等と十分に話し合うことも大切である。

(15) 委託の解除、解除後の交流

- ・円滑に委託解除できるよう、子どもの意向を尊重するとともに、児童相談所の里親担当者と子ども担当者を交え、十分に話し合う。
- ・進路決定後も可能な限り相談に応じ、つまずきや失敗など何らかの問題が生じた場合にも支援を心がける。
- ・進学や就職したあと、また成人したあとも、実家のようにいつでも訪問でき、また、相談に応じられるような交流を継続する。

(16) 養子縁組

- ・養子制度の意義は、保護者のない子ども又は家庭での養育が望めない子どもに温かい家庭を与え、かつその子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図るものである。

- ・普通養子縁組は、家庭裁判所の許可を受け、実親との法律上の関係は継続され、戸籍上は養子と記載される。特別養子縁組は、家庭裁判所の審判により、実親との親子関係は終了し、戸籍上は養親の長男・長女等と記載され、養子となる年齢に6歳未満という制限がある。
- ・養子制度は、永続的な養育が必要な子どもが、法的に親子関係を結び、より安定感を得ることができるようにする子どものための制度であり、跡継ぎを得るための制度ではないことを理解する必要がある。
- ・子どもを望みながら子どものない家庭や不妊治療を受けている家庭にとっては、里親制度や養子縁組制度が選択肢の一つとなるが、養育に困難さを覚えることもある。養親が子どもの最善の利益を実践することを理解するとともに、児童相談所や支援機関等で支えることが大切である。
- ・養子縁組成立後、児童相談所や里親会と離れてしまう養親も多い。しかし、親子の関係を築くなかで、様々な課題や問題が生じてくる。生い立ちなどの真実告知や実親への思いや葛藤、ルーツを探ることなどに、親子で対峙し、乗り越えることになる。先輩の養親や里親との交流や児童相談所への相談など、関係者や関係機関の支援を受けることが、よりよい親子の関係を結ぶことになる。

2. 自立支援計画と記録

(1) 自立支援計画

- ・児童相談所は、子どもが安定した生活を送ることができるよう自立支援計画を作成し、養育者はその自立支援計画に基づき養育を行う。
- ・自立支援計画には、子どもが委託される理由や育ってきた環境、養育を行う上での留意点や委託期間、実親との対応などが記載されているので、気になることは児童相談所に相談し、必要に応じて説明を受け、見通しを確認しながら、より子どもやその家族のことを理解する。

(2) 記録と養育状況の報告

- ・受託した子どもの養育状況を適切な文言で記録を書くことや報告することを通して、子どもや子どもに関係する状況に対する理解を深め、また、養育者自身が養育を客観的に振り返ることができる。
- ・また、記録は子どもが家庭引き取りになる場合は、実親にとって子どもを理解する手段となり、養子縁組をする場合は、成長の記録の一部となる。
- ・子どもの課題や問題点などだけでなく、できていること、良いところ、成長したところなど、ポジティブな側面も記録することは、子どものより正確な理解を促すことにもなる。
- ・子どもが行動上の問題を起こす場合もあるため、問題が生じた背景や状況を記録し、児童相談所から適切な支援を受ける。

- ・子どもの変化や状況を児童相談所に伝え、児童相談所と一緒に定期的に自立支援計画を見直す。

3. 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

- ・子どもを権利の主体として尊重する。子どもが自分の気持ちや意見を素直に表明することを保障するなど、常に子どもの最善の利益に配慮した養育・支援を行う。
- ・子どもが主体的に選択し、自己決定し、問題の自主的な解決をしていく経験をはじめ、多くの生活体験を積む中で、健全な自己の成長や問題解決能力の形成を支援する。
- ・つまずきや失敗の体験を大切にし、自主的な解決等を通して、自己肯定感を形成し、たえず自己を向上発展させるための態度を身につけられるよう支援する。
- ・子どもに対しては、権利の主体であることや守られる権利について、権利ノートなどを活用し、子どもに応じて、正しく理解できるよう随時わかりやすく説明する。

(2) 子どもを尊重する姿勢

- ・社会的養護を担う養育者として理解する必要がある倫理を確認し、意識化するとともに、養育者らは子どもの権利擁護に関する研修に参加し、権利擁護の姿勢を持つ。
- ・独立した養育の現場で子どもに密にかかわる者として、子どもが、生活の中で自分が大切にされている実感を持てるようにする。

(3) 守秘義務

- ・子どもが委託に至る背景や家族の状況など、養育者として知り得た子どもや家族の情報のうち、子どもを守るために開示できない情報については、境界線を決めて確認し、守秘義務を守り、知り得た情報を外部には非公開で保持する。
- ・近隣に話をしにくかったり、里親として子どもを養育していることを周囲にどう言えばよいかわからなかったりする里親も多い。「特別な子ども」として認識されることが目的ではないので、ごくあたりまえの家庭生活を送り、養育していることの理解を得る。

(4) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境

- ・日常的に子どもが自分を表現しやすい雰囲気をつくり、自分の思いをいったん受け止めてもらえる安心感や養育者との関係を確保することが養育の要であるこ

とを、養育者が理解する。

- ・併せて、子どもが相談したり意向を表明したりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備しておく。また、そのことを子どもに伝え、子どもが理解するための取組を行う。
- ・子どもの側からの苦情や意見・提案に対しては、迅速かつ適切に対応する。
- ・子どもの希望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明する。

(5) 体罰の禁止

- ・体罰は、子どもにとっては、恐怖と苦痛を与えるものであり、ある行為を止めさせる理由を教えることにはならない。
- ・体罰はある行為を止めさせる即効性のある方法であるが、体罰という方法では、理由があれば力で他者に向かってよいことを結果として教えることになってしまう。また、子どもに自己否定感を持たせることとなる。それらの理由から、体罰がなぜ養育の方法として適切でないかを理解する。
- ・養育者はいかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わない。体罰の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを通して、体罰を伴わない養育技術を習得することも大切である。

(6) 被措置児童等虐待対応

- ・子どもが里親家庭やファミリーホームでの生活に安定した頃に起こる試し行動や退行による行動、思春期の反抗など様々な行動に養育者は戸惑いながらも、対応する経験を重ねていくことで子どもとともに成長していく。
- ・しかし、時に子どもの行動が激しくなり、養育者の対応の限界を超えることがある。子どもも養育者も行き詰まった上での不適切な対応が、被措置児童等虐待に結びつくことを理解する。
- ・体罰や子どもの人格を辱める行為、子どもに対する暴力、言葉による脅かしなどは不適切なかかわりである。子どもを大切に養育したいという思いが先行し、しつけから逸脱することがないようにする。
- ・被措置児童等虐待防止のもつ意味とそのための取組について、十分に認識し、養育者のみならず、実子による受託した子どもへの虐待、受託した子ども間の暴力等も想定した予防体制が必要である。
- ・養育者も一人の人として不適切な対応をすることもある。そうした場合、子どもがそのことを表明したり、子どもから第三の大人など他者に伝えることはできるし、伝えてほしいなど、養育者が子どもに説明する。
- ・里親家庭やファミリーホームが密室化しないための、第三者の目や意見を取り込む意識を持ち、工夫する。

4. 関係機関・地域との連携

(1) 関係機関等との連携

- ・子どもの最善の利益を実現するために、児童相談所や関係機関と連携し、子どもや家族の情報を相互に提供し、共有する。未成年後見人がある場合にも、連携し、情報を共有する。
- ・乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター等の施設は、地域の社会的養護の拠点であり、里親支援の役割も持つことから、里親等は、社会的養護の担い手として、施設等と良きパートナーシップを構築し、連携する。
- ・施設との関係を活かすには、施設側の里親理解、里親側の施設理解がともに必要である。
- ・施設の里親支援専門相談員は、児童相談所の里親担当職員等とともに、里親等の家庭訪問や、相談への対応、レスパイトの調整など、施設機能を活かして里親等の支援を行う。
- ・ファミリーホームは、地域における社会的養護の一つの拠点として存在する。子どもたちが地域の子どもとしてあたりまえに生活することは、地域の子どもにとっても大切である。
- ・里親やファミリーホームが、課題の多い子どもを受託し、専門的な支援を行う場合には、地域にある社会資源を活用し、また、支援を得るため、関係機関等と特に密接に連携することが必要である。

(2) 地域との連携

- ・社会的養護を必要とする子どもの養育に対して地域の人々の理解を得るために、子どもと地域との交流を大切にし、コミュニケーションを活発にする取り組みを行うなど、養育者の側から地域への働きかけを行う。
- ・ファミリーホームでは、必要に応じ、ボランティアを受け入れる場合もあるが、実子や受託している子どもと同世代や、子どもが学校などで関係のある人材によるボランティアの受け入れには配慮する。

5. 養育技術の向上等

(1) 養育技術の向上

- ・養育者らは、子どもの養育・支援及び保護者に対する養育に関する助言や支援が適切に行われるように、研修等を通じて、必要な知識及び技術の習得、維持及び向上に努める。
- ・社会的養護に携わる者として、養育者一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、地域の関係機関など、様々な人や場とのかかわりの中で共に学び合い、活性化を図っていく。

- ・研修などの場で養育者が「できていない」ことを開示できる安心感を確保する。
- ・ファミリーホームでは、主たる養育者は、養育者だけでなく補助者についても、資質向上のため研修会等への参加の機会を設ける。

(2) 振り返り（自主評価）の実施

- ・養育者らは養育のあり方をより良くしていくためには、できていないことや課題の認識とともに、養育の中ですでにできていること、子どもに表れているよき変化等もあわせてとらえ、多面的に振りかえっていくことが必要である。
- ・ファミリーホームでは、運営や養育内容について、自己評価、外部の評価等、定期的に評価を行う。養育者だけでなく、子どもも相談できる第三者委員を置くことは、ファミリーホームの養育の質を高める方法である。

1. 福祉サービス第三者評価事業について

- 福祉サービスの「第三者評価」は、社会福祉法人等の提供するサービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うもの。
- そのメリットは、自らが提供するサービスの質について改善すべき点を明らかにし、取り組みの具体的な目標設定を可能とするとともに、評価を受ける過程で、職員の自覚と改善意欲の醸成、課題の共有化が促進されること。また、利用者等からの信頼の獲得と向上が図られること。
- 行政監査が、最低基準を満たしているか等について確認するものであるのに対し、第三者評価は、よりよいものを目指し、福祉サービスの質の向上を意図している。

○第三者評価の実施状況（平成22年度）

- ・受審件数：2985件（うち東京都1979件、京都府207件、神奈川県148件、愛知県110件、大阪府80件）
- ・評価機関数：454機関
- ・評価調査者養成研修修了者数：815人（平成22年度までに合計10,474人）
- ・受審率：特別養護老人ホーム7.52%、知的障害者入所更生施設5.07%、保育所3.71%、児童養護施設14.01%、乳児院12.20%

○第三者評価の推進体制

①全国推進組織：全国社会福祉協議会

- ・第三者評価事業普及協議会及び第三者評価基準等委員会を設置
- ・第三者評価機関認証ガイドライン、第三者評価基準ガイドライン等の策定 等

②都道府県推進組織：行政32，社協12，社団財団2，その他1

- ・第三者評価機関認証委員会及び第三者評価基準等委員会を設置
- ・評価機関の認証、評価調査者の研修 等

○第三者評価事業の経緯

- ・平成10年6月、「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」で第三者評価の実施を提言
- ・平成12年6月、施行された社会福祉法第78条で「福祉サービスの質の向上のための措置等」を規定
- ・平成13年3月、「福祉サービスの質に関する検討会」で、「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」をとりまとめ
- ・平成13年5月、「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領」を局長通知として発出
- ・平成16年5月、「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」を局長通知として発出
- ・平成22年3月、第三者評価ガイドラインの見直し（共通53項目）

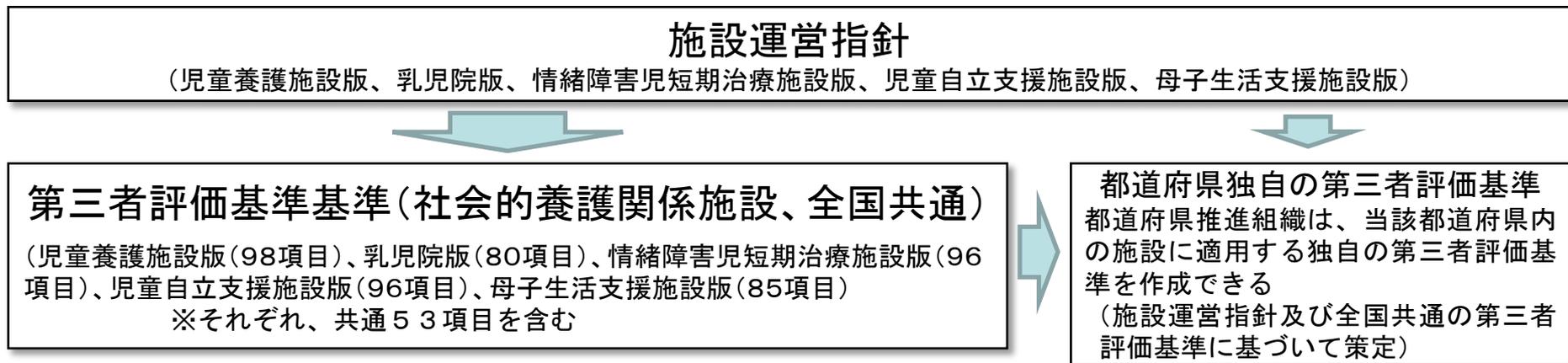
2. 社会的養護関係施設についての第三者評価の仕組み

- 社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の実施を義務付けることとした。
- 受審の義務化に伴い、効果的な実施のため、また、施設の数が少ない中で評価機関が評価経験を蓄積して質の高い評価を行えるよう、原則として、全国共通の評価基準とし、社会的養護関係施設の評価についての評価機関の認証と評価調査者の研修を、全国推進組織である全国社会福祉協議会で広域的に行う仕組みとする。なお、都道府県推進組織で独自に評価基準を策定し、認証、研修を行うことも可能とする。

	社会福祉事業共通の第三者評価の仕組み (平成16年通知)	社会的養護関係施設についての第三者評価の特別の仕組み (平成24年通知案)
受審	規定なし(受審は任意)	3年に1回以上受審しなければならない
評価基準	都道府県推進組織が策定した評価基準	全国共通の第三者評価基準。ただし、都道府県推進組織が独自に策定可能
評価機関	都道府県推進組織が認証した評価機関	全国推進組織が認証した評価機関(全国で有効) ただし、都道府県組織が認証した評価機関も可能
認証要件	福祉サービス第三者評価機関認証ガイドラインに基づいて都道府県推進組織が策定した第三社評価機関認証要件に基づき認証を行う。	全国推進組織の認証の場合は、 ①社会福祉事業一般の評価のための都道府県認証を受けた評価機関については、 ・全国推進組織の行う社会的養護評価調査者研修を終了 ・更新時には、一定以上の実施実績と評価の質が要件 ②未認証の機関については、 ・①+第三者評価機関認証ガイドラインによる要件 都道府県推進組織の認証の場合は、 ・都道府県推進組織の行う社会的養護評価調査者研修 ・更新時には、一定以上の実績と評価の質が要件
研修	都道府県推進組織は、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。	全国推進組織は、社会的養護の施設に係る評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。 ただし、都道府県推進組織の認証の場合は都道府県推進組織が研修を行う。
利用者調査	利用者調査を実施するよう努める。	利用者調査を実施する。
結果公表	公表することについて事業所の同意を得ていない第三者評価結果については、公表しない。	全国推進組織が、評価機関から報告を受け、評価結果を公表する。 なお、都道府県推進組織でも重ねて公表可能
自己評価	規定なし(自己評価は任意)	自己評価を行わなければならない

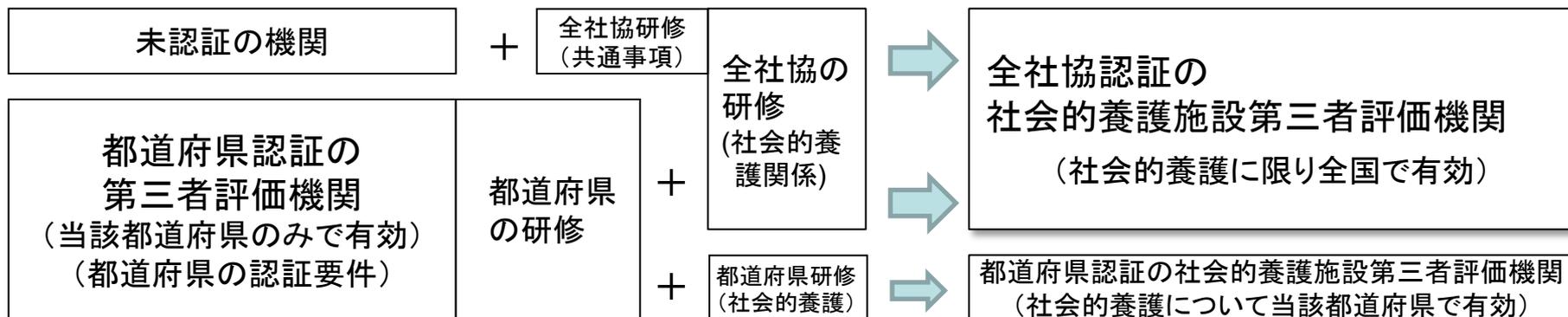
3. 社会的養護関係施設の第三者評価基準について

社会的養護関係施設については、種別ごとの施設運営指針を策定したところであり、これに対応した全国共通の第三者評価基準を作成した。評価機関の広域的な活動を促進できるよう、原則として、全国共通の第三者評価基準によって行う。



4. 社会的養護関係施設の第三者評価機関の認証について

社会的養護関係施設は各地域での数も少なく、また、義務実施に当たり一層質の高い第三者評価が求められることから、当該施設の特質と動向を十分知り、当該施設の評価を多数経験し、当該施設の質の向上に資する取組に意欲を持つ評価機関であることが必要である。このため、既存の第三者評価機関の認証とは別に、社会的養護関係施設の評価機関についての新たな認証を全国共通で行う。



5. 福祉サービス第三者評価事業に関する指針と社会的養護関係施設の評価との関係

福祉福祉法第78条第1項（福祉サービスの質の向上のための措置等）

「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」

（福祉サービス共通）

福祉サービス第三者評価事業に関する指針

- （別添1）都道府県推進組織に関するガイドライン
- （別添2）福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン
- （別添3）福祉サービス第三者評価基準ガイドライン
- （別添4）福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン
- （別添5）評価調査者養成研修等モデルカリキュラム

平成16年5月7日雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」

（今回廃止）

- ① 「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」 評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点（児童入所施設版）
- ② 「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」 評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点（児童養護施設版）
- ③ 同（母子生活支援施設版）
- ④ 同（乳児院版）
- ⑤ 同（児童自立支援施設版）
- ⑥ 同（情緒障害児短期治療施設版）

- ①～④は、平成17年3月29日家庭福祉課長・福祉基盤課長・障害福祉課長通知の別紙1, 3, 4, 5及びその別添
- ⑤⑥は、平成19年6月5日家庭福祉課長・福祉基盤課長通知の別紙1, 2及びその別添

（社会的養護関係施設）

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」

「自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。」

「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」

（雇児局長・社援局長通知（新規））

- 社会的養護関係施設の第三者評価等の特別の定め
 - ・全国推進組織による評価機関の認証、研修等
 - ・社会的養護の各施設の評価項目

（別添1～5）第三者評価基準（各施設版）

「社会的養護関係施設における第三者評価基準の各評価項目の判断基準等について」

（家庭福祉課長・福祉基盤課長通知（新規））

（別添1～5）第三者評価基準の各評価項目の判断基準、評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点（各施設版）

（別添6～13）利用者調査の実施方法等（各施設版）

（別添14～18）第三者評価結果の公表事項（各施設版）

特別の
取扱い

見直し

(参考1)関係条文

社会福祉法(昭和26年法律第45号)

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第七十八条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)

(業務の質の評価等)

第二十四条の三 乳児院は、自らその行う法第三十七条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(業務の質の評価等)

第二十九条の三 母子生活支援施設は、自らその行う法第三十八条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(業務の質の評価等)

第四十五条の三 児童養護施設は、自らその行う法第四十一条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(業務の質の評価等)

第七十六条の三 情緒障害児短期治療施設は、自らその行う法第四十三条の五に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(業務の質の評価等)

第八十四条の三 児童自立支援施設は、自らその行う法第四十四条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

第三者評価基準(案)

評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点

(児童養護施設版)

目次

- 1 養育・支援 1
- (1) 養育・支援の基本
- ① 子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解している。
 - ② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。
 - ③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。
 - ④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。
 - ⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。
- (2) 食生活
- ① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。
 - ② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。
 - ③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。
- (3) 衣生活
- ① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。
 - ② 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通して適切に自己表現できるように支援している。
- (4) 住生活
- ① 居室等施設全体がきれいに整美されている。
 - ② 子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。
- (5) 健康と安全
- ① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。
 - ② 医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。
- (6) 性に関する教育
- ① 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。
- (7) 自己領域の確保
- ① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。
 - ② 成長の記録（アルバム）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。
- (8) 主体性、自律性を尊重した日常生活
- ① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している。
 - ② 主体的に余暇を過ごすことができるよう支援している。
 - ③ 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。
- (9) 学習・進学支援、進路支援等
- ① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。
 - ② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。
 - ③ 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

(10) 行動上の問題及び問題状況への対応

- ① 子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。
- ② 施設内で子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。
- ③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。

(11) 心理的ケア

- ① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

(12) 養育の継続性とアフターケア

- ① 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。(共通Ⅲ-3-(2)-①)
- ② 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。(共通Ⅲ-3-(2)-①)
- ③ できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。
- ④ 子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援に積極的に取り組んでいる。

2 家族への支援..... 32

(1) 家族とのつながり

- ① 児童相談所や家族の住む市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。
- ② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。

(2) 家族に対する支援

- ① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

3 自立支援計画、記録..... 35

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定

- ① 子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。(共通Ⅲ-4-(1)-①)
- ② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。(共通Ⅲ-4-(2)-①)
- ③ 自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。(共通Ⅲ-4-(2)-②)

(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録

- ① 子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。(共通Ⅲ-2-(3)-①)
- ② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。(共通Ⅲ-2-(3)-②)
- ③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。(共通Ⅲ-2-(3)-③)

4 権利擁護..... 42

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

- ① 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(1)-①)
- ② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。

- ③ 子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。
 - ④ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(1)-②)
 - ⑤ 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。
- (2) 子どもの意向への配慮
- ① 子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(2)-①)
 - ② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。
- (3) 入所時の説明等
- ① 子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。(共通Ⅲ-3-(1)-①)
 - ② 入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。(共通Ⅲ-3-(1)-②)
 - ③ 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。
- (4) 権利についての説明
- ① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。
- (5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境
- ① 子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(3)-①)
 - ② 苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。(共通Ⅲ-1-(3)-②)
 - ③ 子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。(共通Ⅲ-1-(3)-③)
- (6) 被措置児童等虐待対応
- ① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。
 - ② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
 - ③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。
- (7) 他者の尊重
- ① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。

5 事故防止と安全対策..... 59

- ① 事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。(共通Ⅱ-3-(1)-①)
- ② 災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。(共通Ⅱ-3-(1)-②)
- ③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。(共通Ⅱ-3-(1)-③)

6 関係機関連携・地域支援..... 62

(1) 関係機関等の連携

- ① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係

機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。(共通Ⅱ-4-(2)-①)

- ② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。(共通Ⅱ-4-(2)-②)
- ③ 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしている。

(2) 地域との交流

- ① 子どもと地域との交流を大切に、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。(共通Ⅱ-4-(1)-①)
- ② 施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。共通Ⅱ-4-(1)-②)
- ③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入についての体制を整備している。(共通Ⅱ-4-(1)-③)

(3) 地域支援

- ① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。(共通Ⅱ-4-(3)-①)
- ② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。(共通Ⅱ-4-(3)-②)

7 職員の資質向上..... 70

- ① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。(共通Ⅱ-2-(3)-①)
- ② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。(共通Ⅱ-2-(3)-②)
- ③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。(共通Ⅱ-2-(3)-③)
- ④ スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。

8 施設の運営..... 74

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知

- ① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。(共通Ⅰ-1-(1)-①)
- ② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。(共通Ⅰ-1-(1)-②)
- ③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組が行っている。(共通Ⅰ-1-(2)-①)
- ④ 運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通Ⅰ-1-(2)-②)

(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定

- ① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。(共通Ⅰ-2-(1)-①)
- ② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。(共通Ⅰ-2-(1)-②)
- ③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。(共通Ⅰ-2-(2)-①)
- ④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている(共通Ⅰ-2-(2)-②)
- ⑤ 事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。

(共通Ⅰ-2-(2)-③)

(3) 施設長の責任とリーダーシップ

- ① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。(共通Ⅰ-3-(1)-①)
- ② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。(共通Ⅰ-3-(1)-②)
- ③ 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。(共通Ⅰ-3-(2)-①)
- ④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。(共通Ⅰ-3-(2)-②)

(4) 経営状況の把握

- ① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。(共通Ⅱ-1-(1)-①)
- ② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。(共通Ⅱ-1-(1)-②)
- ③ 外部監査(外部の専門家による監査)を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。(共通Ⅱ-1-(1)-③)

(5) 人事管理の体制整備

- ① 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。(共通Ⅱ-2-(1)-①)
- ② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。(共通Ⅱ-2-(1)-②)
- ③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。(共通Ⅱ-2-(2)-①)
- ④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。(共通Ⅱ-2-(2)-②)

(6) 実習生の受入れ

- ① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。(共通Ⅱ-2-(4)-①)

(7) 標準的な実施方法の確立

- ① 養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。(共通Ⅲ-2-(2)-①)
- ② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを施設全体で実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。(共通Ⅲ-2-(2)-②)

(8) 評価と改善の取組

- ① 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。(共通Ⅲ-2-(1)-①)
- ② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。(共通Ⅲ-2-(1)-②)

※「共通Ⅰ-1-(1)-①」の記載は、社会福祉事業共通の評価基準53項目の対応する番号

1 養育・支援

1－（１）養育・支援の基本

1－（１）－① 子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解している。

【判断基準】

- a) 子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解している。
- b) 子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解しようとしているが、十分ではない。
- c) 子どもを理解しようしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設における養育・支援は、子どもとの信頼関係を基盤に行われなければなりません。そのためにはまず、どんな子どもであっても存在そのもの（ありのままの姿）を受け入れ、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、その理由や背景を理解することが大切です。そうすることで子どもは「自分のことがわかってもらえている」という信頼の気持ちが芽生えていきます。
- 子ども一人一人が抱える課題は個別のかつ多様であり、解決までに時間がかかるものも少なくありません。職員は心理学的知見や経験によって培われた感性に基づく深い洞察力によって子どもの理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合う姿勢が大切です。
- 「子どもの理解」の程度を評価するのは難しいことです。本評価基準では、職員が子どもにかかわる場面に立ち会って、職員が子どもを理解しようとする態度、又は理解に基づいたかわりを評価することが望まれます。

評価の着眼点

- 職員は心理学的知見や経験によって培われた感性に基づく深い洞察力によって子どもの理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。
- 子どもに問題行動等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。
- 子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理解している。
- 子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起こっているのかを理解している。

1－(1)－② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。

【判断基準】

- a) 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。
- b) 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援しているが、十分でない。
- c) 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 食事、睡眠、排泄といった生理的欲求（一次的欲求）と、所属と愛情・承認といった心理的欲求（二次的欲求）を総称して基本的欲求と言います。子どもは、こうした基本的欲求の充足を通して、養育者との間に基本的信頼感を獲得します。児童養護施設でも、基本的欲求の充足のプロセスにおいて子どもと職員との関係性が深まっていくこと大切です。
- 安全の欲求、承認の欲求など、成長とともに重要とされる基本的欲求が変わるように、子どもの発達段階やそのときどきの状況によって充足すべき基本的欲求は異なりますから、子ども一人一人の基本的欲求を把握していることが大切です。
- 子どもが生活力を高めていくためには、その欲求を自主的に充足できる環境が必要です。その意味では、高齢児の日課は、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものであることが大切です。
- 基本的欲求の充足は、子どもが信頼を寄せる職員によってなされるとともに、子どもと職員が共に作りだす日常生活の中で自然な形でなされることが大切です。そのために、起居を共にする職員など身近な職員が一定の裁量権を有し、柔軟に対応できる体制となっていることが求められます。
- 本評価基準では、養育・支援が職員との関係性を基盤として、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できるようになっており、日常生活の坦々とした営みを通して基本的欲求の充足がなされているかについて評価します。

評価の着眼点

- 基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別に接触する時間を確保している。
- 子ども一人一人の基本的欲求を把握している。
- 基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。
- 高齢児の日課は、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。
- 子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。

1－(1)－③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。

【判断基準】

- a) 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。
- b) 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障しているが、十分でない。
- c) 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが自己肯定感を形成し、自己を向上発展していくことができるようになるためには、成長の過程で体験する様々なつまずきや失敗を、主体的に解決し乗り越えていくことが大切です。
- 施設では一般家庭と比して、一人の職員が掌握、援助しなければならない子どもの数が多くなります。そのため、子どものつまずきや失敗につきあうだけのゆとりがないため、つまずいたり失敗したりしないように過干渉になってしまう傾向にあります。子どもは、できなかったことができるようになることで自己の成長を実感し、またそのことを職員が気づき認めあげることで自己肯定感を高めていきます。
- こうした体験を日常生活の中で数多く経験することが大切です。そのためにも、子どもの力を信じて見守るという姿勢が大切です。子どもは職員に信頼され見守られていると感じることによって、主体的に問題を解決していく力をつけていくのです。
- 本評価基準では、日常生活において職員が子どもの力を信じて見守る姿勢を大切にしているかを評価します。

評価の着眼点

- 朝・夕の忙しい時間帯にも、一人の職員が掌握、援助しなければならない子どもの数が、一般家庭と比して極端に多くならないよう配慮している。
- 子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。
- 子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。
- 職員は必要以上の指示や制止をしていない。
- つまずきや失敗の体験を大切に、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。

1－(1)－④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。

【判断基準】

- a) 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。
- b) 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障しているが十分ではない。
- c) 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの発達保障は養育の目的としてとても重要なことです。子どもはそれぞれ、その年齢や発育状況に応じた発達の課題を有しています。ここでは、施設が子どもの発達段階に応じた適切な環境を用意しているか評価します。
- 子どもは自ら環境に働きかけて発達の課題をクリアしていきます。児童養護施設では入所している子どもの年齢幅が大きいので、それぞれの年齢段階にあった学びや遊びの環境が用意、利用されていることが大切です。
- 発達保障のために社会資源を積極的に活用することも大切です。今では幼稚園就園のための費用が支弁されていますから、幼稚園で教育を受ける機会を保障することも重要です。また、施設には何らかの障害を有する子どもも数多くいますので、子どもの発達段階や学校適応状況を勘案して、必要に応じて特別支援教育を受ける機会を保障することも重要です。
- 子どもの背景や年齢・発達状態により、子どもに必要な学びや遊びへのニーズは異なります。固定概念に捉われず、子どもがこれまで満たされなかったニーズを充足していくことが、ひいては年齢相応の学力やコミュニケーションスキルの習得につながります。
- 学力や遊びの力が年齢相応に発達していない子どもは、学校や地域で孤立しがちです。遅れを取り戻していくことが不登校の予防にもつながります。
- 特に、子どもにとって、好きなものや打ち込めるものができるると精神的にも安定しやすくなります。自分から中々見つけられない子どもには、様々な機会を提供してみてください。
- 本評価基準では、子どものニーズの把握やその充足のための具体的な支援内容について評価します。

評価の着眼点

- 幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。
- 施設内での保育が、年齢や発育状況に応じたプログラムの下、実施されている。
- 幼稚園に就園させている。
- 子どもの状況に応じて特別支援教育を受ける機会を保障している。
- 日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握できている。
- 学校や地域の資源の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、必要な情報交換ができている。
- 子どもの学びや遊びを保障するための、資源（ボランティア等）が十分に活用されている。
- 子どものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。

1－(1)－⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。

【判断基準】

- a) 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。
- b) 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援しているが、十分ではない。
- c) 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準は、基本的な生活習慣の確立、社会常識・社会規範の習得、様々な生活技術の習得のために、特別な時間を設けて指導するのではなくて、穏やかで秩序ある生活を通して自然な形でそれらが身につくよう支援しているかを評価します。
- 穏やかで安全性や快適さに配慮された生活によって、子ども自身がルールを守ることで施設生活そのものを守ろうとする意識が醸成されることが大切です。
- そのためには、普段から職員がその振る舞いや態度で模範を示すことが大切です。また、生活のなかで職員からの指示や声掛けが適切に行われることが大切です。評価者は、生活場面に入り、日々の生活での職員と子どもとのやりとりを見て評価することが求められます。

評価の着眼点

- 職員の指示や声かけが適切で、施設全体が穏やかな雰囲気です秩序ある生活が営まれている。
- 普段から、職員が振る舞いや態度で模範を示している。
- 施設生活・社会生活の規範等守るべきルール、「しなければならぬこと」と「してはならぬこと」を理解できるよう子どもに説明し、責任ある行動をとるよう支援している。
- 子どもが社会生活を営む上で必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。
- 地域社会への積極的参加を図る等、社会的ルールを習得する機会を設けている。
- 施設のルール、約束ごとについては、話し合いの場が設定されており、必要に応じて変更している。

1－（2）食生活

1－（2）－① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。

【判断基準】

- a) 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。
- b) 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫しているが、十分でない。
- c) おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 食事は基本的な生活習慣を確立していく上での基本となるもので、食事を通して生活のリズムが形成されなければなりません。
- 従来、食事は子どもの身体づくりの面が重視されてきましたが、子どもの心を育てる上でも重要な意味を持つことを改めて認識する必要があります。
- そのため、栄養に配慮されたおいしい食事をゆっくりと、くつろいで楽しい雰囲気の中で食べることができるような環境づくりを通して精神的な安定と発達を促していく取組が求められます。
- 食卓の雰囲気に、人間関係などその生活集団の雰囲気が反映されることを踏まえれば、食事の時間が、職員と子ども、子ども同士のコミュニケーションの場として機能し、和やかな雰囲気がなっていることが大切です。
- 本評価基準では、評価者は食事の時間を共有し、食事をおいしく楽しく食べることができるような工夫等について施設における取組を評価します。

評価の着眼点

- 食事の時間が適切で、食事を通して生活のリズムが形成されている。
- 食事場所は明るく楽しい雰囲気で、常に清潔が保たれている。
- クラブ活動等子どもの事情に応じて、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。
- 陶器の食器等を使用したり、盛りつけやテーブルの飾りつけの工夫など、食事を美味しく食べられるように工夫している。
- 食事の時間が、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。
- 無理なく楽しみながら食事ができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮する。
- 施設外での食事、来客を迎えての食事など、食事を楽しむ多様な機会を設ける。

1－(2)－② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。

【判断基準】

- a) 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。
- b) 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、食事が、変化に富んだ献立であるとともに子どもの発育に必要な栄養摂取量が確保されていることはもちろんのこととして、子どもの嗜好や子ども一人一人の健康状態に配慮した食事を提供するための取組について評価します。
- 食事は、子どもの身体的成長の基本であることから、年齢等にあった調理方法や栄養のバランスに配慮することが大切です。そして、食事が楽しい時間であり、発育に必要な栄養をしっかり摂るためにも、子どもの嗜好を考慮した食事の提供が必要です。そのためにも、定期的に残食の状況やアンケート調査、献立会議等を通して嗜好を把握する取組が求められます。
- 児童養護施設では子どもの年齢幅も大きいですし、最近では食物アレルギーを持つ子など食事に特別な配慮が必要な子が増えています。病気のときなど健康状態に配慮した食事を含めて、子ども一人一人の状況に応じた食事の提供が求められます。
- 児童養護施設では、日々の生活援助と食事の提供とを別々の職員が担ってきました。家庭的養護の推進の中、これらを同一の職員が行う取組が増えてきています。例えば地域小規模児童養護施設では、献立について子どもの状況に応じて柔軟に対応できるのですが、そうした場合であっても、配慮のこもった食事を提供するとともに子どもの発育に必要な栄養摂取量を勘案する必要があります。

評価の着眼点

- 子どもの年齢、障害や疾病、食物アレルギーなど子どもの心身の状況、また体調など日々の健康状態に応じ、それらに配慮した食事を提供している。
- 定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。
- 配慮のこもった献立であるとともに子どもの発育に必要な栄養摂取量を満たした食事を提供している。
- 少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときであっても、配慮のこもった献立であり栄養面も勘案されるよう、献立について振り返る機会がある。

1－(2)－③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。

【判断基準】

- a) 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。
- b) 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進しているが、十分でない。
- c) 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 児童養護施設では、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれておらず、発達段階に応じた食習慣が身につけていない子どもも少なくありません。本評価基準では、生活を通して発達段階に応じた食習慣を習得するための支援について評価します。
- 日常的に食材の買い出しから後片付けまでに触れることで、食生活に必要な知識及び技能を習得し、基本的な食習慣を身につけることができるよう食育を推進することが求められます。「日常的」となると、施設では難しいかもしれませんが、発達段階に応じて、調理方法や買い物を手伝って材料の選び方等を知る機会を設けたり、食器洗いや配膳等を習慣化したり、また職員が範を示すことで、基本的な食習慣の習得に向けた支援が必要となります。
- 日々提供される食事について献立の提示等で食材や栄養などの情報提供を行い、食に関する知識を豊かにする支援も大切です。
- 偏食の指導については、無理強いするのではなく少しずつ食べられるようになるよう工夫する必要があります。また、「どうして食べなければならないのか」を説明したり、職員自身がおいしく食べる様子を子どもに見せることも大切です。
- 食事の方法もバイキング方式や屋外での食事、レストランでの外食等、多様な機会を設けることによって食事を楽しむとともに、正しい食事のマナーを習得するための支援を行うことが大切です。
- 子どもが、郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会をもち、食文化を継承していくことは、大切な取組です。

評価の着眼点

- 箸、ナイフ・フォーク等食器の使い方や食事のマナーが習得できるよう支援している。
- 食習慣の習得を、無理なく楽しみながら身につけられるよう工夫している。
- 買い物を手伝って材料の選び方を知る機会を設けている。
- 基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつを作る機会を設けている。
- テーブル拭き、食器洗い、食器消毒、残飯処理など食後の後片づけの習慣が習得できるよう支援している。
- 食品分類やおよつのはり方等、栄養についての正しい知識を教えている。
- 日々提供される食事について献立の提示等食に関する情報提供等を行う。
- 偏食の指導を適切に行う。
- 郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会をもち、食文化を継承できるようにする。

1－（3）衣生活

1－（3）－① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。

【判断基準】

- a) 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。
- b) 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供できるよう取り組んでいるが、十分でない。
- c) 衣服の提供に配慮を欠いたものがある。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、子ども一人一人の身だしなみが配慮の届いたものとなるよう、衣生活の支援について施設の取組を評価します。

評価の着眼点

- 常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものが提供され、きちんと着用されるよう細やかな支援をしている。
- 衣服は、ほつれ、ほころび、穴等、また汚れがないものが着用されている。
- 年齢に応じて、TPOに合わせた服装ができるよう配慮している。
- 毎日取り替える下着や、汚れた時などに着替えることができる衣類が十分に確保されている。
- 生活場面や活動場面に応じて着替えることのできる衣類を提供している。
- 靴についても清潔で体にあったものが提供され、汚れや水濡れにも適切に対応している。

1－(3)－② 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

【判断基準】

- a) 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。
- b) 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて自己表現できるように支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもが衣習慣を習得できるような支援をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 衣生活は、子どもにとって大切な領域であり自己表現の大きな手段として考えられることから適切な配慮が求められます。
- 画一的な衣生活にならないよう、一括購入や一律支給をやめて可能な限り子どもの個性に合ったもの、子どもの好みに合ったものを購入するような配慮が求められます。
- また、高年齢児においては自分自身で選び、購入できるような機会を確保することも必要です。
- あわせて、子ども自身で衣生活の管理ができるように支援を進めていくことが求められます。
- 季節や気候にあわせた衣服の選択や、衣類の補修等、発達段階に応じて子ども自身でできるように必要な援助を行います。
- 本評価基準は、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて自己表現できるための施設による援助について評価します。

評価の着眼点

- 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。
- 個々の収納スペースを確保するなど、「自分の服である」という所有感を持てるようにしている。
- 発達段階や好みに合わせて子ども自身が衣服を購入できる機会を設けている。
- 発達段階に応じて、衣服の着脱、整理整頓ができるよう支援している。
- 発達段階に応じて、選択、アイロンかけ、補修等衣服の自己管理ができるよう支援している。
- 衣服を通じて子どもが適切に自己表現ができるように支援している。

1－（４）住生活

1－（４）－① 居室等施設全体がきれいに整美されている。

【判断基準】

- a) 居室等施設全体がきれいに整美されている。
- b) 居室等施設全体がきれいに整美されているが、十分ではない。
- c) 居室等施設全体が整美されてない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもを取り巻く住環境は、建物の内外装、設備、家具什器、庭の樹木、草花などにいたるまで、そこにくらす子どもが大切にされているというメッセージを感じられるようにすることが求められます。
- 食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいでありたいものです。そのために職員が率先して美化に努める必要があります。一方、居室については、きれいに保つことができない子どももいますが、発達段階や子どもの状況に応じて整理整頓や掃除等の習慣が身につくように支援することが大切です。
- 本評価基準では、居室等施設全体がきれいに整美され、子どもの生活の場として安全性や温かみのある環境に配慮したものになっているかどうか、施設の工夫や取組を評価します。

評価の着眼点

- 庭がきれいに清掃され、樹木や草花の植栽にも配慮が届いている。
- 室内は明るく、花や絵画が飾られるなど、温かみのある環境になっている。
- 食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにしている。
- トイレ、洗面所等は性別や年齢に応じて使いやすいように配慮している。
- 必要に応じて、冷暖房設備を整備している。
- 設備や家具什器について、汚れていたり壊れていたりしていない。
- 日常的な清掃や大掃除を行い、破損箇所については軽度な修繕を迅速に行っている。
- 発達段階や子どもの状況に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。

1－(4)－② 子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。

【判断基準】

- a) 子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。
- b) 子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしているが、十分ではない。
- c) 子ども一人一人の居場所が確保されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子ども一人一人の居場所が確保され、そこにあることで安全・安心で「自分が大切にされている」と感じる場所が用意されていることは、自我の確立のために大切なことです。
- 子ども一人一人に個室を提供することが物理的に難しい施設もあるでしょうが、その場合であっても、大切な人の写真を遠慮なく飾ることができるなど、個人の空間が確保されていることが大切です。
- 本評価基準では、施設の中に子ども一人一人の居場所が確保され、施設が安全・安心を感じる場所となるように配慮しているかどうか、施設の工夫や取組を評価します。

評価の着眼点

- 6人程度の小集団養育を行う環境づくりに配慮している。
- 家庭的な環境としてくつろげる空間を確保している。
- 中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。
- 年少児の居室は、職員の目の届きやすいところに配置している。
- リビングに子どもの作品や記念の写真が飾られるなど、子どもが安心していられる場所としての感覚（居がい感）を持てるような配慮がされている。

1－(5) 健康と安全

1－(5)－① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 発達段階に応じ、身体の健康について自己管理ができるよう支援している。
- b) 発達段階に応じ、身体の健康について自己管理ができるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 発達段階に応じ、身体の健康について自己管理ができるような支援をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 身体の健康は、子どもの健全な発達の基本となります。
- 本評価基準では、発達段階に応じて子ども自らが身体の健康に関する自己管理を行うことができるよう施設が行う支援について評価します。
- なお、本評価基準で身体の健康とは、病気だけではなく清潔や安全（事故防止）といったことを含むものとしてその取組を評価します。

評価の着眼点

- 幼児については、常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事摂取、排泄等の状況を職員がきちんと把握している。
- 排泄後の始末と手洗いの指導をしている。
- うがいや手洗いの習慣を養うように指導している。
- 寝具の日光消毒や衣類などを清潔に保つなど、健康管理ができるよう指導している。
- 夜尿のある子どもについて、常に寝具や衣類が清潔に保てるよう支援している。
- 洗面、整髪、ひげそり、歯磨き、つめ切り等身だしなみについて、発達に応じて自ら行えるよう援助している。
- 必要に応じて入浴やシャワーが利用できるなど、発達段階に応じた配慮がされている。
- 定例的に理美容をしている。
- 子どもの発達段階に応じて、危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための指導を行っている。
- 子どもの交通事故を防止するため、交通ルール等について日頃から児童に教えている。
- 施設内外における危険箇所を把握し、職員、子どもに注意喚起が行われている。

1－(5)－② 医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。

【判断基準】

- a) 一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。
- b) 一人一人の子どもに対する心身の健康を管理し異常がある場合は対応しているが、十分ではない。
- c) 一人一人の子どもに対する心身の健康管理が行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、子どもの健康管理について日常的な医療機関との連携や、子どもの健康状態の把握状況等について具体的な取組を評価します。
- 子どもの健康状態は、日々変化します。病気やケガだけでなく、心の悩みや友人関係の躓きや家族関係等で健全な状態が急変することもあります。健康管理は、日頃から注意深く観察することで適時に適切な対応が求められます。

評価の着眼点

- 子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握している。
- 健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察している。
- 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。
- 服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。
- 受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。
- 感染症に関する対応マニュアル等を作成し、感染症や食中毒が発生し、又は、まん延しないように必要な措置を講じるよう努めている。
- あらかじめ関係機関の協力が得られるよう体制整備をしている。
- 定期的に子どもの健康管理に努めバイタルチェック等により健康状態を把握している。

1－(6) 性に関する教育

1－(6)－① 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

【判断基準】

- a) 異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。
- b) 異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。
- c) 性についての正しい知識を得る機会を設けていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 児童養護施設における性教育は、自立と共生の力を育てることを基本的な考え方として年齢、発達段階に応じて性についての正しい知識、関心が持てるよう援助していくことが求められます。
- そのためには、日頃から職員の間でも性教育のあり方等について検討し、必要に応じて勉強会を行う等の取組が必要となります。
- また、実生活の上でも年齢にふさわしい関係において異性を尊重し、思いやりのある心を育てるよう、性について正しい知識を得る機会を設けることが必要となります。
- 本評価基準では、子どもの性に対する正しい理解を促すための取組を評価します。
- いのちの教育の一環として性教育があることを理解する必要があります。

評価の着眼点

- 年齢、発達段階に応じて、性についての正しい知識、関心が持てるよう援助している。
- 性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。
- 年齢相応で健全な異性とのつき合いができるよう配慮している。
- 年齢に応じた性教育のカリキュラムを用意し、正しい性知識を得る機会を設けている。
- 必要に応じて外部講師を招く等して、性教育のあり方について学習会などを職員や子どもに対して実施している。

1－（7）自己領域の確保

1－（7）－① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。

【判断基準】

- a) でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。
- b) でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしているが、十分ではない。
- c) でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 児童養護施設では、管理のしやすさから、物を共有することがあります。しかし、個人のものにつけるもの、食器などのように日常的に使用するもの、シャンプーのように好みに個人差があるものについては、個人所有とすることで自己領域の確保を図ることが大切です。この場合、いろいろ好みがあるからということで、シャンプーのような日用品を子どもが小遣いで購入することが無いようにする必要があります。
- 個人所有のものについては、「これは自分のもの」、「あれは〇〇ちゃんのもの」というように自他の区別をつけるために記名することが大切です。
- しかし、衣類の記名が外からわからないようにするなど画一的な方法ではない一定の配慮が必要です。衣類、お茶碗などは、記名されていなくとも誰のものかわかるくらいに個別性への配慮が望まれます。
- 個人所有は子どもの自己形成にとって大切です。自分一人の物に対しては愛着を抱きやすく、所有物の管理も自ら行うことによって、紛失しないように整理整頓する成長の機会を促します。自分の物を大切に出来ないと他者の物や公共物を大切にすることは養われません。
- 本評価基準では、子どもの所有物ができ得る限り共有ではなく個人所有にできるように施設で行っている工夫や取組を評価します。

評価の着眼点

- 身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。
- シャンプーなどの日用品は子どもの好みに応じて施設が用意している。
- お茶碗や箸は、個別性に配慮している。
- 個人所有の物は、でき得る限り子どもの嗜好を反映させる。
- 字が読めない子どもに対しては、イラストマークを使用するなどして、所有物がわかる工夫をしている。
- 記名やマークが必要な物は、でき得る限り子どもからの許可を得、記名されても子どもが恥ずかしがらなくても済むような場所に留める。
- 紛失防止のためにも、個々の子どもたちに片付け方を教えている。
- 個人の所有物が保管できるよう個々にロッカー、タンス等を整備する。

1－(7)－② 成長の記録（アルバム）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。

【判断基準】

- a) 成長の記録（アルバム）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。
- b) 成長の記録（アルバム）が整理されている。
- c) 成長の記録（アルバム）が整理されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが自分の生い立ちを振り返り成長を確認することは、アイデンティティーの確立のために重要です。そのためにも成長の記録（アルバム）が整理され、個人が所有し、適時振り返ることができることが大切です。
- その際、必要に応じて職員と共に振り返ること大切です。その子と関係がまだ短い場合は、成長の過程に触れ、どんな「想い」で育ってきたのかを知ることができます。また、永くその子とかかわっている職員であるならば、その子への「想い」を語ってあげることも大切です。
- いずれにしても、保護者や過去に養育にあたった人に協力を求め、生まれてから現在までの成長の記録を整理しておく必要があります。
- 複雑な生い立ちを抱えている子どもが少なくありません。子どもが安心できる職員と共に、成長の過程をたどることは、子どもにとって自らの命を肯定するきっかけになります。
- 可能な子どもとは少なくとも年に一回、誕生日の頃などに成長の記録（アルバム）を共に作る機会を設けましょう。子どもが思いの丈をじっくり語ることでできる機会としましょう。
- また、子どもが成長の記録（アルバム）を振り返りたい時に、いつでも見ることができる環境整備が必要です。
- 本評価基準では、成長の記録（アルバム）が整理され、子どもが成長の過程を振り返ることができることはもとより、その作成の過程で子どもたちの生い立ちが整理されているかを評価します。
- 子どもの気持ちに寄り添うことは、喜怒哀楽そのものに職員の気持ちが寄り添うということであり、気持ちが言葉として寄り添うことが大切です。

評価の着眼点

- 子ども一人一人に成長の記録（アルバム）が用意され、個人が保管し、自由に見ることができる。
- 成長の記録に空白が生じないように写真等の記録の収集、整理に努めている。
- 可能な子どもとは共に、成長の記録（アルバム）が整理されている。
- 成長の記録（アルバム）の整理が、子どもの生い立ちの整理につながっている。
- 生い立ちの整理の前後に必要なフォローが適切になされている。
- 成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返ることができる。
- 子どもが振り返りたい時に、成長の記録（アルバム）をいつでも見ることができる。
- 子どもが施設を退所する時に成長記録（アルバム）が手渡されている。

1－（8）主体性、自律性を尊重した日常生活

1－（8）－① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している。

【判断基準】

- a) 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している。
- b) 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○子ども自身が自分たちの生活について主体的に考えて、自主的に改善していくことができるような活動（施設内の自治会活動等）を行えるよう支援することが求められます。

○本評価基準は、子どもが行事等の企画・運営に主体的に関わることができることや、子どもの趣味や興味にあったプログラムであること等によって、行事等に子どもが参画しやすいように計画・実施されているかどうかについて施設の具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

子どもの趣味や興味にあったプログラムになるように子どもの意見を反映させ、適宜改変している。

子どもが主体的に行事の企画・運営に関わることができる。

活動に対して自発的な参加を促すよう支援している。

行事等のプログラムに追われることなく、ゆとりある生活が過ごせるよう配慮している。

行事等の参画について、子ども一人一人の選択を尊重している。

1－(8)－② 主体的に余暇を過ごすことができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 休日等に子どもが自由に過ごせるよう配慮している。
- b) 休日等に子どもが自由に過ごせるよう配慮しているが、十分でない。
- c) 休日等に子どもが自由に過ごせるような配慮はしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準は、休日等に子どもが自由に過ごせるような工夫や配慮について施設の取組を評価します。
- 日常生活の中で、ふっと何かから開放される時間というのは大切な時間です。
時間（日課）から、人間関係から、規則から身も心も解き放たれた自分だけの時間と場が潤いの時間となり明日へのエネルギーが充足されます。
- 子どもは、時間を浪費するものであり、その中から生活を学びます。

評価の着眼点

- 子どもの興味や趣味に合わせて、自発的活動ができるよう工夫している。
- 子ども（外国籍の子ども等）の生活文化を保障し、自由に活動ができるようにしている。
- 学校のクラブ活動への入部は、本人の希望を尊重している。
- 子どもが地域のサークル活動やレクリエーション等に参加することを望む場合、可能な限りそれに応えている。
- 子どもの趣味に応じて、地域の文化・スポーツ活動への参加や習い事を認めている。
- 図書・雑誌・新聞等、子どもの要望に応じた出版物を備えて、自由に閲覧できるようにしている。
- テレビ・ビデオ・ステレオ等オーディオ機器を備え、子どもの健全な発達に考慮した上で、自由に使用できるようにしている。

1－(8)－③ 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。

【判断基準】

- a) 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。
- b) 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもの発達段階に応じて、経済観念が身につくような支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが社会化していくためには、様々な生活技術が習得されていかなければならず、なかでも経済観念の確立はその基本となるものです。
- 経済観念の確立に向けては、子どもの発達段階に応じて小遣いの管理や使い方等を通じて具体的な体験をもとに習得させていくための援助が必要となります。
- 本評価基準は、子どもの金銭管理や使い方など経済観念の確立に向けた支援について施設の取組を評価します。

評価の着眼点

- 計画的な小遣いの使用等、小遣い帳や通帳を使って金銭の自己管理ができるよう支援している。
- 無駄遣いをやめ、節約したことによる効果を実感できるようなお金の使い方を体験できるように工夫している。
- 大人と一緒に買物に行ったり、一人で買物をさせるなど経済観念や金銭感覚が身につくよう支援している。
- 小遣いの用途については、子どもの自主性を尊重し、不必要な制約を加えていない。
- 一定の生活費の範囲で生活することを学ぶプログラムを実施している。

1－(9) 学習・進学支援、進路支援等

1－(9)－① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

【判断基準】

- a) 学習環境の整備を行い学力に応じた学習支援を行っている。
- b) 学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っているが、十分ではない。
- c) 学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの学習権を保障し、よりよき自己実現に向けて学習に対する子どもの意欲を十分に引き出すとともに、適切な学習機会を確保することが児童養護施設には求められます。
- 公立・私立、全日制・定時制にかかわらず高校進学を保障し、障害を有する子どもについては特別支援学校への進学を支援するなど、子どもの学習権を保障することが大切です。
- 本評価基準は、施設における学習環境の整備と学習支援について具体的な施設の取組を評価します。

評価の着眼点

- 忘れ物や宿題の未提出が無いよう把握している。
- 辞書・参考書等学習に必要な書籍を用意している。
- 静かに落ち着いて勉強できるように個別スペースや学習室を用意するなど、中学生、高校生、大学受験生のための環境づくりなどの配慮をしている。
- 年齢や理解力に応じて、自分で学習計画が立てられるなど、学習習慣が身につくよう援助している。
- 学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。
- 学習指導のため、ボランティアの協力を得ている。
- 進学児童には、家庭教師や地域の学習塾等を活用している。
- 基礎学力の回復に努めている。
- 公立・私立、全日制・定時制にかかわらず高校進学を保障している。

1－(9)－② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 子どもの進路について、進路の自己決定ができるように支援している。
- b) 子どもの進路について、進路の自己決定ができるように支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもの進路について、進路の自己決定ができるような支援はしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの適切な自己決定を確保するためには十分な情報提供がその基本となります。
- 特に、進路選択という子どもの人生においてとりわけ重大な事柄について自己決定をしていくためには、必要に応じて親、学校、児童相談所との連携を図りながら、多様な判断材料を提示するとともに、子どもの不安を受け止めてきめ細かな相談、話し合いといった援助が求められます。
- 本評価基準では、学校を卒業する子どもの「最善の利益」にかなった進路の自己決定に向けた援助について具体的な取組を評価します。
- あわせて、進路決定後のフォローアップや退学・就職等の進路変更等についても対応を評価します。

評価の着眼点

- 進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供している。
- 進路選択に当たって、子どもと十分に話し合っている。
- 進路選択に当たって、親、学校、児童相談所の意見を十分聞くなど連携している。
- 早い時期から進路について自己決定ができるような相談、指導を行っている。
- 奨学金など進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報等も提供している。
- 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応している。
- 高校卒業後の進学についてもでき得る限り支援する。
- 中卒児・高校中退児に対して、就労させながら施設入所を継続することで十分な社会経験を積めるよう支援する。

1－(9)－③ 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。
- b) 職場実習や職場体験等の機会を通じた社会経験の拡大に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 社会経験の拡大に取り組んでいない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、職場実習や職場体験等の機会を通じた施設による社会経験の拡大に向けた取組を評価します。
- 子どもは、施設を巣立つことに大きな不安を抱えています。自立するための準備として、まだ見ぬ社会を理解できるよう計画的に自立に向けた取組が必要です。

評価の着眼点

- 実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。
- 事業主等と密接に連携するなど、職場実習の効果を高めている。
- 各種の資格取得を積極的に奨励している。
- 職場実習に対する実施規程などを作成し、子どもの自立支援に取り組んでいる。
- 子どもの希望に応じてアルバイト等就労体験を積めるよう支援する。

1－（10）行動上の問題及び問題状況への対応

1－（10）－① 子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。

【判断基準】

- a) 子どもが問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。
- b) 子どもが問題行動をとった場合に、行動上の問題に対応しているが、問題状況の対応は十分でない。
- c) 子どもが問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に対応できていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、問題行動をとった子どもへの対応だけでなく、損なわれた秩序の回復、一緒に暮らす成員間の関係修復、生活環境の立て直しなど子どもの問題行動により引き起こされる問題状況への対応について評価します。
- 子どもが問題行動をとった場合には、その問題行動の背景や原因について十分な検討を行うことが大切です。子どもが訴えたいことの受容と、問題行動の表出を許容してしまうことを混同しないことが重要です。
- 問題行動のある子どもの特性等についてはあらかじめ職員間で情報を共有化し、連携して対応できるようにしておくことや、くり返し児童相談所、専門医療機関等とケース会議を行うなどの対応が求められます。
- パニックなどで自傷や他害の危険度の高い場合には、タイムアウトを行うなどして子どもの心身を傷つけずに対応するとともに、周囲の子どもの安全を守る必要があります。

評価の着眼点

- 問題状況が起こったときは、施設が、問題行動をとった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。
- 施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、子どもの問題行動の軽減に寄与している。また子どもの問題行動が引き起こされた時も、その都度、問題行動によって生じた生活への影響を施設全体で立て直そうと努力している。
- 職員の研修等を行い、問題行動に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。
- 問題行動に対して、放置とにならないような対応を行っている。また、子どもの心身を傷つけずに対応するためには、施設内でタイムアウトをとれる支援体制や、児童相談所や警察などによる対応を依頼する体制などに取り組んでいる。
- くり返し児童相談所、専門医療機関等とケース会議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。

1－（10）－② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。
- b) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいるが、十分でない。
- c) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないような取組が行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準は、子ども間の暴力、いじめ、差別などが施設内で生じないようにするための予防策や、発生した場合の対応策や問題克服に向けた施設の取組などを評価します。
- 子ども間の暴力やいじめ、差別などが生じないよう、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方、人権に対する意識を施設全体に徹底することが必要です。
- 子どもの遊びにも職員が積極的に関与するなどして子ども同士の関係性の把握に努め、いじめなどの不適切な関係に対しては適時介入することが大切です。
- また、子ども同士のいじめや暴力が発覚した場合の対応についても職員間の連携や施設長の役割等、あらかじめ体制を整えておくことが求められます。

評価の着眼点

- 日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方を職員が模範となって示している。
- 大人（職員）相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっている。
- 人権に対する子どもの意識を育むよう支援をしている。
- 問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方についても点検を行っている。
- 課題を持った子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。
- 生活グループの構成には、子ども同士の関係性に配慮する。
- 子ども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が適切な対応ができるような体制になっている。

1－（１０）－③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。

【判断基準】

- a) 保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるように努めている。
- b) 保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるように努めているが、十分ではない。
- c) 保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるような取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合には、あらかじめその際の対応について職員間で検討し、統一的な対応が図られるよう周知徹底しておくことが必要です。
- 生活する場所が安全であることを、子どもが意識できるようにすることが大切です。
- その上で、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っておくことが求められます。
- 本評価基準では、保護者からの強引な引き取りがあった場合の対応について施設の取組を評価します。

評価の着眼点

- 強引な引き取りのための対応について職員に周知徹底している。
- 引き取りの可否等について、児童相談所との連絡を適宜行い、判断が不統一にならないようにしている。
- 緊急時には協力を依頼できるよう、警察との連携を図っている。

1－(11) 心理的ケア

1－(11)－① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

【判断基準】

- a) 心理的なケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。
- b) 心理的なケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。
- c) 心理的なケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、虐待体験、分離体験などによる心理的なケアが必要な子どもに対する心理的な支援について、自立支援計画に基づく心理支援プログラムの策定とそのプログラムによる心理的支援の実施状況等を評価します。

評価の着眼点

- 心理的支援を行うことができる有資格者を配置している。
- 心理的な支援を必要とする子どもについては、自立支援計画に基づきその解決に向けた心理支援プログラムが策定されている。
- 必要に応じて心理の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。
- 施設における他の専門職との多職種連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。
- 心理的なケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。

1－（12）継続性とアフターケア

1－（12）－① 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。（共通Ⅲ－3－（2）－①）

【判断基準】

- a) 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。
- b) 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮してした対応を行っているが、十分ではない。
- c) 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの状態の変化や家庭環境の変化等で、措置変更や受入れを行う場合、子どもが新しい生活をスムーズに行えるような配慮のもとに、退所や移行前の支援、引継ぎや申し送りの手順、文書の内容、受入れの体制等を定めておくことが必要となります。
- 子ども一人一人の人生であるという視点に立ち、子どもの特性を理解するための情報の共有化やケース会議を実施し、前任の養育者や施設の担当者から後任の者へ適切に引き継ぐなど、切れ目のない養育・支援を行うことが大切です。
- 措置変更等に当たり、引き継ぎを行う施設、里親等と丁寧な連携を行います。そのため日頃より、それぞれの施設や里親の役割を十分に理解し、連絡協議会や合同研修会の開催など相互に連携を努めることが大切です。

評価の着眼点

- 措置変更にあたってはケース会議を開催し、措置機関や関係行政機関と協議のうえ、適切な措置変更の時期、措置変更後の生活等について検討している。
- 措置変更前の援助が適切に行われている。
- 他の施設や里親への移行に当たり、措置変更後の生活がスムーズに行えるように配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- 継続的な支援を行うための育ちの記録を作成している。
- 措置変更した後も、施設として子どもが相談できるように担当者や窓口を設置している。
- 措置変更時に、子どもに対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。
- 措置変更後の支援を積極的に行っている。
- 里親、児童自立支援施設などへ措置変更されたケースについて、再び児童養護施設での養育が必要と判断された場合、入所していた施設は再措置に対応している。
- 18歳達する前に施設を退所し自立した子どもについては、まだ高い養護性を有したままであることを踏まえ、必要に応じて再入所の措置に対応している。

1－(12)－② 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。(共通Ⅲ－3－(2)－①)

【判断基準】

- a) 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。
- b) 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っているが、十分ではない。
- c) 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 家庭復帰後の支援が関係機関と連携して適切に行われるよう取り組むことが大切です。
- 本評価基準では、家庭復帰に当たり、本人や家族の意向を踏まえて児童相談所や関係機関とまた、子どもが退所する地域の市町村や関係機関と連携し、退所後の生活の支援体制についての協議や構築の取組を評価します。

評価の着眼点

- 退所に当たって、ケース会議を開催し、子ども本人や保護者の意向を踏まえて、児童相談所や関係機関と協議し、適切な退所時期、退所後の生活を検討している。
- 家庭復帰後の子どもや家族の状況把握や支援など関係機関との役割を明確にしている。
- 退所後も施設として子どもと保護者が相談できる窓口を設置し、退所後の相談を受けることを本人、保護者に伝えている。
- 子どもや保護者の状況の把握に努め、退所後の記録を整備している。

1－(12)－③ できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。

【判断基準】

- a) 高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもへの措置継続や高校卒業後の措置延長を積極的に利用して継続して支援している。
- b) 高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもへの措置継続や高校卒業後の措置延長には取り組んでいるが、十分でない。
- c) 高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもへの措置継続や高校卒業後の措置延長に消極的である。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 児童養護施設の利用は原則18歳までですが、必要な場合は20歳まで延長できることとなっています。高校を卒業して直ちに自立を強いられると、生活環境の急激な変化にさらされ、社会適応につまづいてしまう子どもも多くいます。進学も一般の子どもより大幅に少なくなっています。このように高校卒業してもすぐには自立生活をしていくことは容易でないことから、措置延長を積極的に利用して継続して支援することが求められています。
- かつては、措置延長を利用するケースとして考えられていたのが、障害や疾病等の理由や進学や就職が決まらない子どもでした。しかし、大学等や専門学校等に進学したり、就職又は福祉就労をした子どもであっても、施設退所後不安定な生活が予想される場合は措置延長を利用する必要があります。
- また、高校進学が困難な子どもや高校中退等をした子どもについても、卒業や就職を理由として安易に措置解除するのではなく、継続的な養育を行う必要性を判断して、措置継続を行う必要があります。
- 措置の修了までに自立生活に必要な力が身についているような養育のあり方が重要であり、自立への道筋をつけていくことが大切です。

評価の着眼点

- 高校卒業して進学したり就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用して支援を継続している。
- 措置延長の期間は、就労支援や就労生活を支援するなど、自立への道筋をつけていく取組を行っている。
- 高校進学が困難な子どもや高校中退の子どもについて、措置継続を行い、自立に向けた支援を行っている。
- 子どものニーズを把握し、自立に向けて、十分な準備を行い、適切な支援を行っている。

1－(12)－④ 子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援に積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援に積極的に取り組んでいる。
- b) 子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援を行っているが、十分でない。
- c) 子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 児童養護施設は、退所後の支援（アフターケア）を施設の業務として位置づけ、具体的な取組を行うことが求められています。まずは、施設が退所者の相談に応じることが、特別な配慮ではなくて施設の業務であることを、退所者自身が理解していることが必要です。
- 退所者からの相談は、関係の深かった職員に寄せられることが多く、その職員が個人的に相談に対応することが多いようです。施設が組織として対応するためにも、退所者の状況の把握することに努め、その記録を整備しておくことが必要です。
- 退所者からの相談には、金銭、住居、就労など、施設で支援できる範囲を超えるものもあります。そのような場合は、行政機関や福祉機関等と連携を図りながら支援を行うことが大切です。
- 退所者が生活そのものに本当に困った段階になって相談が寄せられても、有効な手立てが見当たらないこともあります。小さな問題でも気軽に相談できることが大切です。そのためにも、OB 会のように退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所児童とが交流する機会を設けるなどの取組が必要です。
- 近年、施設等の退所者が中心となって組織をつくり、退所者を支援する活動が見られるようになりました。こうした活動に協力し、退所者に参加を促すことも大切です。

評価の着眼点

- 本人からの連絡だけでなく、就労先からの連絡、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。
- 退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。
- 行政機関や福祉機関、あるいはアフターケアを行う民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。
- 退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所児童とが交流する機会を設けている。
- 退所した子どもから相談があった場合、必要に応じ他の資源（ハローワーク・法テラス・退所後支援団体・当事者団体など）と連携している。

2 家族への支援

2-(1) 家族とのつながり

2-(1)-① 児童相談所や家族の住む市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。

【判断基準】

- a) 子どもと家族との関係調整や、家族からの相談に応じる体制づくりができています。
- b) 子どもと家族との関係調整や、家族からの相談に応じる体制づくりが十分ではない。
- c) 子どもと家族との関係調整や、家族からの相談に応じる体制づくりができていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、子どもと家族との関係調整や、家族からの相談に応じる体制づくり（児童養護施設におけるファミリーソーシャルワーク機能）について、児童相談所との連携や家族への具体的ななかかわり方等を通して評価します。

評価の着眼点

- 家庭支援専門相談員を独立した専門職として配置し、その役割を明示している。
- 児童相談所の入所依頼があった段階から、施設と家族が信頼関係を構築できるよう努めている。
- 家庭訪問や親との面接などを通じて家族への働きかけを行い、親子関係の継続や修復に努めている。
- 面会、外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、家族からの不適切なかかわりの発見に努めている。
- 子どもに関係する学校、地域、施設等の予定や情報を、家族に随時知らせている。
- 子どもが家族との交流を望む場合、積極的に支援している。
- 保護者による「不当に妨げる行為」に対して、適切な対応を行っている。

2-(1)-② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に
行っている。

【判断基準】

- a) 子どもと家族の関係づくりのために面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。
- b) 子どもと家族の関係づくりのために面会、外出、一時帰宅などを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと家族の関係づくりのための面会、外出、一時帰宅などを行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、子どもと家族の関係づくりのために施設が行う面会や外出、一時帰宅等の具体的な取組を評価します。
- 取組には、家族等との交流の乏しい子どもに対する配慮や、面会や外出等を希望しない子どもへの対応等も含まれます。
- 特に入所時の保護者と話し合いにおいて「再統合」が目標となるケースにあっては、そのプロセスづくりに、面会・外出・一時帰宅が重要な要素となります。

評価の着眼点

- 面会、外出、一時帰宅については、規程に基づいて実施している。
- 保護者を含めたケース会議を定期的に行き、外出や一時帰宅の様子について保護者からフィードバックしてもらっている。
- 親子が必要な期間一緒に過ごせるような宿泊設備を施設内に設けている。
- 子どもが家族との交流を希望しない場合には、その意思を尊重している。
- 被虐待児など配慮が必要な子どもについては、ケース会議などで検討し、児童相談所と十分な協議の上で、行っている。

2-(2) 家族に対する支援

2-(2)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。
- b) 親子関係の再構築等のために家族への支援に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 親子関係の再構築等のための家族への支援に取り組んでいない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 虐待や虐待が疑われるケースでは、児童相談所による介入が親子分離とならざるを得ない場合があります。評価者は、施設の取組が、こうした児童相談所の措置の流れから始まっていることについての理解が必要です。
- 保護者等による「不当に妨げる行為」があるケースでは、「親子関係の再構築」よりも「入所児童の安定した監護」の確保が優先となる場合があります。評価者は、こうしたケースに対する理解が必要となります。
- 子ども一人一人に対する「見立て」に、十分な注意を払った上で、子どもと保護者との安定した関係がつかれるよう、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に支援を行うことが求められます。
- 親自身が重い問題を抱えていることも多く、そのような場合には、再構築のプロセスが家庭引き取りに結びつかないことも多く、再構築のプロセスの中で子どもが親を「見切る」場合もあります。また、引き取りも多くの不安要素を抱えながら実施する場合もあり、引き取り後の支援や行き詰った場合の再入所の想定も必要となります。

評価の着眼点

- 「親子関係の再構築」への取組に当たって、まずケースの総合的な見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みなどを行っている。
- 最早期に、保護者等への家庭訪問やケース会議などが十分に積み上げ、関係者間の合意形成を図っている。
- 再構築へとつながる「親子宿泊訓練」や「週末帰宅」などの取組を具体的に、柔軟に行っている。
- 必要な親には掃除・洗濯・食事作りなどといった家事や金銭管理などの生活スキルをアドバイスし、親子が一緒に暮らす上での課題のクリアに努めている。

3 自立支援計画、記録

3- (1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定

3- (1) -① 子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。(共通Ⅲ-4-(1)-①)

【判断基準】

- a) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しており、定められた手順に従ってサービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）を具体的に明示している。
- b) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しているが、定められた手順に従ってサービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）を十分に明示していない。
- c) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しておらず、定められた手順に従ってサービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）を具体的に明示していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- アセスメントには子どもの心身の状況や生活状況等を把握するとともに、子どもにどのような養育・支援を行う上のニーズがあるかを明らかにすることが含まれます。
- 子どもの状況を正確に把握し、ニーズを明らかにすることは、自立支援計画策定の基本となる重要なプロセスです。心身状況や生活状況あるいはニーズを施設が定めた統一された手順と様式によって把握する必要があります。
- 児童相談所等の関係機関との話し合いや関係書類、子ども本人との面接などで、子どもの心身の状況や生活状況、保護者（親族）の状況など家庭環境、学校での様子など必要な情報を収集することが求められます。

評価の着眼点

- 把握した子どもの心身の状況や生活状況等の情報を、総合的に分析、検討した課題を適切に把握し、施設が定めた統一した様式によって記録している。
- アセスメントの定期的見直しの時期と手順を定めている。
- 部門を横断した様々な職種の関係職員（種別によって組織以外の関係者も）が参加して、アセスメントに関する協議を実施している。
- 子ども一人一人の具体的なニーズが明示されている。
- 様式の中には、子どもの強みや長所など伸ばすことも記載している。
- アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行っている。

3- (1) -② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。(共通Ⅲ-4-(2)-①)

【判断基準】

- a) アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。
- b) アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させているが、十分ではない。
- c) アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準の「自立支援計画」とは、子ども一人一人について具体的な養育・支援の内容が記載された自立支援計画を指します。自立支援計画には、アセスメント結果を適切に反映させることが必要です。
- 本評価基準では、自立支援計画の策定に当たって、施設での体制が確立しているかどうかを評価します。具体的には、まず自立支援計画策定の責任者の設置を求めます。自立支援計画は、医療やリハビリ、メンタル面での支援等も含めた総合的な視点で作成されなければならないこと、実施状況の評価・見直しに当たっても、総合的な視点からより良い状態を検討する必要があること等、全体を統括する責任者が必要だからです。
- 責任者とは、必ずしも自立支援計画を直接作成する者を意味していません。各部門の担当者の意見を、集約・調整する場を設定し、その場に参画して自立支援計画の内容の決定までを統括する、また保護者への連絡や説明等を行う、等が責任者に求められる役割です。
- 役割分担は、施設の状況に応じて異なって構いません。施設として自立支援計画の策定方法が定まっていること、それぞれの担当者がその定められた方法における役割を果たしていること、全体の内容を掌握した責任者が配置されていることなどが求められます。
- さらに、アセスメント結果を自立支援計画に適切に反映しているかについても評価します。関係職員で協議を行い、アセスメント結果に基づき、課題解決のための目標と、目標達成に向けた具体的な取組を自立支援計画に反映しているか等を判断します。
- 策定された自立支援計画を、全職員で共有し、養育・支援は統一かつ統合されたものでなければなりません。

評価の着眼点

- 自立支援計画策定の責任者（基幹的職員等）を設置している。
- 自立支援計画を策定するための部門を横断した様々な職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、利用者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- 自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築されるとともに、機能している。
- 児童相談所と援助方針等について打ち合わせ、自立支援計画に反映している。
- 策定した自立支援計画を児童相談所に提出し、共有している。
- 自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めている。
- 支援目標は、子どもに理解できる目標として、表現し、努力目標として子どもに説明し、合意と納得を得ている。

3- (1) -③ 自立支援計画について、定期的に実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。(共通Ⅲ-4-(2)-②)

【判断基準】

- a) 自立支援計画について、定期的に実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。
- b) 自立支援計画について、定期的に実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 自立支援計画について、定期的に実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子ども一人一人に対する養育・支援の質の向上を図るためには、策定した自立支援計画について、恒常的な取組にしていかなければなりません。
- そのために、自立支援計画の評価・見直しに関する施設として決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、自立支援計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望まれます。
- また、養育・支援の実施状況が責任者に確実に伝わる仕組みが必要です。実施記録での養育・支援の実施状況の確認や、担当者からの報告ルート等が、システムとして成立しており、責任者が総合的な視点で情報を管理している状態を求めています。
- 自立支援計画の見直しでは、目標そのものの妥当性や、具体的な援助や解決方法の有効性等について検討しますが、変更に関する子どもや保護者等の意向の確認と同意を得ることが重要な留意点です。
- 自立支援計画の見直しは、子どもと共に振り返り、子どもの意向を確認し、併せて保護者の意向を踏まえて、それらを反映させつつ、子どもの最善の利益を考慮して行うことが重要です。
- 定期的な評価結果に基づいて、必要があれば自立支援計画の内容を変更しているかどうかを、記録等と自立支援計画等の書面によって評価します。

評価の着眼点

- 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、ケース会議の参加職員、子どもや保護者等の意向把握と同意を得るための手順等、施設として仕組みを定めて実施している。
- 見直しにより変更した自立支援計画の内容を関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- 計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築している。
- アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行っている。

3- (2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録

3- (2) -① 子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。(共通Ⅲ-2 - (3) -①)

【判断基準】

- a) 子ども一人一人の自立支援計画の実施状況が適切に記録されている。
- b) 子ども一人一人の自立支援計画の実施状況が記録されているが、十分ではない。
- c) 子ども一人一人の自立支援計画の実施状況が記録されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子ども一人一人に対する養育・支援の実施状況は、施設の規定に従って統一した方法で記録される必要があります。記録は、職員の情報の共有化を図るとともに、自立支援計画の評価・見直しを行う際の基本情報となります。
- 適切に記録されているとは、自立支援計画に沿ってどのような養育・支援が実施されたのか、その結果として子ども一人一人の状態はどのように推移したか、について具体的に記録されていることを指します。
- 入所からアフターケアまでの養育・支援の実施状況を、保護者等及び関係機関とのやりとり等を含めて適切に記録することが求められます。
- 評価方法は、訪問調査において、子ども数名の自立支援計画と、それに対する記録等の書面を確認します。

評価の着眼点

- 自立支援計画に基づく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。
- 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導などの工夫をしている。
- 子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録している。

3- (2) -② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。(共通Ⅲ-2-(3)-②)

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等に関する記録管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもや保護者等に関する記録管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもや保護者等に関する記録管理について規程が定められていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- ここでいう「記録の管理」とは、書面による管理に加え電子データによる管理も含みます。
- 子どもや保護者等に関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要があります。
- 施設が保有する子どもや保護者等の情報は、個人的な情報であり、その流出は子どもや保護者等に大きな影響を与えることから、情報が外部に流出しない管理体制が必要となります。記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要です。
- 一方、情報開示については、保護者等から情報開示を求められた際の規程です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、子どもや保護者等への配慮等が必要です。
- 評価方法は、訪問調査において規程等の確認、実際の記録の保管状況、開示請求への対応、保存と廃棄の確認等を行います。
- なお、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」は、個人情報に関する基本的概念等、理解しておかなければならない関連法令です。

評価の着眼点

- 記録管理の責任者が設置されている。
- 子どもや保護者等の記録の保管、保存、廃棄に関する規程等を定めている。
- 子どもや保護者等や保護者等から情報の開示を求められた場合に関する規程を定めている。
- 記録の管理について個人情報保護と情報開示の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- 職員は、個人情報保護法を理解し、遵守している。
- 職員に守秘義務の遵守を周知している。

3- (2) -③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。(共通Ⅲ-2-(3)-③)

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組が行われている。
- b) 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組が行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準は、子どもや保護者等に関する情報の流れについて、施設としての取組を評価します。
- 子どもや保護者等の状況等に関する情報とは、子どもや保護者等の状況、養育・支援の実施に当たり留意すべき事項、実施に伴う状況の変化、アセスメントや自立支援計画の実施状況等、子どもや保護者等に関わる日々の情報全てを指します。
- 共有化については、知っておくべき情報が職員に正確に伝わる仕組みが確立していることが必要です。その際、伝えてはならない情報、担当者で留めてよい情報と責任者等へ伝えるべき情報、他部門への伝達が必要な情報、速やかに伝えるべき内容と後日整理して伝えるべき内容等が的確に分別され、決められた方法によって伝達されていくことが求められます。
- 情報の流れと共有化について施設として管理することは、子どもや保護者等の状態の変化や養育・支援の内容の不具合に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。
- 引継ぎや申し送り、回覧等は当然に行われていることとしてとら、施設の特性に応じた共有化へのより積極的な取組を評価します。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- 情報共有を目的として、ケース会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。
- 記録について、パソコンを利用している場合にはネットワークシステム等を利用して、パソコンを利用していない場合には台帳が整備され、施設内で情報を共有する仕組みを作っている。

4 権利擁護

4-（1） 子どもの尊重と最善の利益の考慮

4-（1）-① 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。（共通Ⅲ-1-（1）-①）

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解を持つための取組が行っている。
- b) 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解を持つための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢が明示されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 養育・支援の実施では、子どもの意向を尊重することは当然ですが、さらに、子どものQOLの向上を目指した積極的な取組が求められています。本評価基準では、子どもへの尊重について、施設内での共通の理解を持つためにどのような努力が行われているかどうか評価します。
- 施設の種別や養育・支援の内容の違いによって、子ども尊重の具体的な留意点は異なるので、施設としての基本姿勢と、施設全体の意識向上への取組を中心に評価を行います。施設の基本姿勢は、理念や基本方針に明示されていることを前提とします。
- 共通の理解を持つための取組の具体例としては、子どもの尊重や基本的人権への配慮に関する施設の勉強会・研修や、実施する養育・支援の標準的な実施方法への反映、被措置児童等虐待防止についての周知徹底等が挙げられます。
- 施設長や職員が子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加し、人権感覚を磨くことで、施設全体で権利擁護の姿勢を確立することが大切です。

評価の着眼点

- 理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示している。
- 子どもを尊重した養育・支援に関する基本姿勢が、個々の養育・支援の標準的な実施方法等に反映されている。
- 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。
- 被措置児童等虐待防止について職員に周知徹底している。

4- (1) -② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。

【判断基準】

- a) 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。
- b) 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践しているが、十分ではない。
- c) 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることの職員の共通の理解がなく、日々の養育・支援において実践していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 「子どもの最善の利益」を目指した養育・支援の視点が、施設における養育方針として明確に示され、職員の共通理解のために具体的な取組がなされ、かつ、日常の実践に活かされていることを評価します。
- 人権に配慮した養育・支援を行うために、職員一人一人の倫理観、人間性並びに職員としての職務及び責任の理解と自覚を持たなければなりません。
- 施設全体の質の向上を図るため、職員一人一人が、養育実践や研修を通じて専門性を高めるとともに、養育実践や養育の内容に関する職員の共通理解や意見交換を図り、協働性を高めていくことが求められます。
- 職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って養育・支援に当たることが大切です。
- 子どもの意向に沿うことが結果として子どもの利益につながることもあることを踏まえ、適切に導くことが求められます。

評価の着眼点

- プログラムに縛られた生活ではなく、子どもと職員と一緒に生活を展開できるようになっている。
- 職員相互で子どもの養育に対する姿勢の士気が涵養されている。
- 職員が日々子どもとのやり取りを振り返り、必要に応じてスーパービジョンを受けられる環境が整っている。
- 支援内容が子どもにとって最善の利益になっていたか、振り返り検証する機会が設けられている。
- 受容的・支持的なかかわりを基本としながらも、養育者として伝えるべきメッセージはきちんと伝えるなど、子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう、常に子どもの利益を考慮し真摯に向き合っている。

4- (1) -③ 子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。

【判断基準】

- a) 子どもの発達に応じて、本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに適切に知らせている。
- b) 本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに知らせているが、フォローなど十分でない。
- c) 本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに適切に知らせていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 情報提供には、施設における援助内容をはじめとする子どもの生活全般に関することと、プライバシーに関わることの二つの側面があります。
- 本評価基準は、子ども本人の出生や家族の状況等に関する情報提供について施設の対応を評価します。
- 子どもが自己の生い立ちを知ることは、自己形成の視点から重要であり、子どもの知りたいという気持ちを尊重しつつ、年齢や発達状況への配慮、伝えるタイミングや内容等については慎重な検討が必要であり、また、職員の高い専門性が求められます。
- なお、親をはじめとする家族の情報の中には子どもに知られたくない内容があることにも十分考慮する必要があり、場合によっては児童相談所との連携が求められます。

評価の着眼点

- 子どもの発達等に応じて、可能な限り事実を伝えようと努めている。
- 事実を伝える場合には、子どもの精神発達や個別の事情に応じて慎重に対応している。
- 伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。
- 事実を伝えた後、適切なフォローを行っている。

4- (1) -④ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(1)-②)

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、職員に周知する取組が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○ここでいうプライバシーとは、「他人に干渉されたりしない、安心して過ごすことのできる各個人の私生活上の自由」のことです。子どものプライバシー保護については子どもの尊重の基本であり、例えば、子どもが他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければなりません。子どもからの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。なお、個人情報保護に関する取組は本評価基準にいうプライバシーの対象ではありません。(個人情報保護に関する取組は、3-(2)-②「利用者に関する記録の管理体制が確立している。」の項目の対象となります。)

○職員に対し、子どものプライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解させること、種別に応じた留意点に関する規程・マニュアル等を作成して周知徹底することが必要です。周知徹底は、単に職員に規程・マニュアル等を配布しただけではb) 評価となります。

○養育・支援の場面ごとに作成されている手順書の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、本評価基準での「規程・マニュアル等」と認めることができます。

○施設の場合、通信、面会に関するプライバシー保護や、入浴・排泄等生活場面におけるプライバシー保護について、設備面での配慮や工夫も含めた組織としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて全体を評価します。

○評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。

評価の着眼点

子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等の整備や、施設・設備面での工夫等、組織として具体的に取り組んでいる。

居室への立ち入りや手紙の開封等が必要な場合の事前説明と本人の同意等について手続きを定めて行っている。

子どものプライバシー保護に関する基本的知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識、利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。

規程・マニュアル等に基づいた養育・支援が実施されている。

4- (1) -⑤ 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。

【判断基準】

- a) 子どもや保護者の思想や信教の自由は保障されている。
- b) —
- c) 子どもや保護者の思想や信教の自由が尊重されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの思想や信教の自由については、最大限に配慮して保障していくことが大切です。
- 子どもの権利条約では、児童の思想、良心、宗教の自由を保障しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。
- 本評価基準では、それぞれの子どもや保護者の思想や信教の自由を保障するための施設における取組を評価します。

評価の着眼点

- 施設において宗教的活動を強要していない。
- 個別的な宗教活動は尊重している。
- 保護者の思想・信教によってその子どもの権利が損なわれないよう配慮している。

4- (2) 子どもの意向への配慮

4- (2) -① 子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(2)-①)

【判断基準】

- a) 子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。
- b) 子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの意向に配慮する姿勢が明示されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設では、「自立支援計画」の作成に際して、子どもの意向の確認が必要となっています。それだけでなく、施設として子どもの意向を把握する仕組みを整備しているか、また、調査等の結果を活用し、組織的に養育・支援の改善に向けた取組が行われているか評価します。
- 職員は日常的な会話の中で発せられる子どもの意向をくみ取り、また、施設として、子どもの意向調査、個別の聴取等を行い、改善課題の発見に努めることが大切です。
- 具体的には、子どもの意向に関する調査、子どもへの個別の聴取、生活場面面接等があります。子どもの意向に関する調査等を定期的に行うことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料となります。
- さらに、子どもの意向への配慮に関する調査の結果を活用し、具体的な養育・支援の改善に結びつけているかどうか、そのために組織として仕組みを整備しているかどうかを評価します。
- 調査結果を分析・検討する担当者・担当部署の設置、定期的な検討会議開催等の仕組みが求められます。
- このような仕組みが機能することで、職員の子どもの意向への配慮に対する意識を向上させ、施設全体が共通の問題意識のもとに改善への取組を行うことができるようになります。調査結果が職員に共有されているかどうか、評価の対象となります。
- 評価方法は、調査結果に関する分析や検討内容の記録、改善策の実施に関する記録等の書面や、訪問調査での具体的な取組の聴取等によって確認します。

評価の着眼点

- 子どもの意向に関する調査を定期的に行っている。
- 子どもの意向を把握する目的で、子どもへの個別の相談面接や聴取、子どもや保護者との懇談会を定期的に行っている。
- 子どもや保護者の意向を把握する目的で、子ども会や保護者会などに出席している。
- 子どもや保護者の意向に関する調査の担当者・担当部署の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。
- 分析・検討の結果に基づいて具体的な改善を行っている。

4-(2)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。

【判断基準】

- a) 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。
- b) 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 職員と子どもが共生の意識がなく、共に考える機会を持たず、生活改善の取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもを権利の主体として位置付け、常に子どもの最善の利益に配慮した援助が行われなければなりません。
- 本評価基準では、子どもとの共生の意識や子どもの意向を尊重する姿勢で生活改善に取り組む職員のかかわりについて評価します。

評価の着眼点

- 子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。
- 生活改善に向けての取組を職員と子どもが共に考え、実施している。
- 生活日課は子どもとの話し合いを通じて策定している。

4－（3） 入所時の説明等

4－（3）－① 子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。（共通Ⅲ－3－（1）－①）

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報を積極的に提供している。
- b) 子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような情報を提供していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設長には、子どもや保護者等が養育・支援の内容を正しく理解することができる情報を提供することが求められています。
- ここで言う情報とは、養育・支援の内容を正しく理解できるような子どもや保護者の視点に立った情報を指します。
- 養育・支援の内容がわかりやすく紹介された印刷物の作成、ホームページの作成、紹介ビデオの作成、見学・体験希望者への対応等、子どもや保護者等が情報を簡単に入手できるような取組、工夫が必要です。
- 本評価基準では、養育・支援の内容等について施設が積極的に情報提供を行うことを求めています。

評価の着眼点

- インターネットを利用して、施設を紹介したホームページを作成し公開している。
- 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容になっている。
- 見学、体験入所、一日利用等の希望に対応している。
- 施設の様子（内容）がわかりやすく紹介された印刷物等を作成し、希望があれば見学にも応じるなど養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行っている。

4-(3)-② 入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。(共通Ⅲ-3-(1)-②)

【判断基準】

- a) 入所時には、養育・支援の内容や施設での約束ごとについて施設が定める様式に基づき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 入所時には、養育・支援の内容や施設での約束ごとについて施設が定める様式に基づき子どもや保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 入所時には、養育・支援の内容や施設での約束ごとについて施設が定める様式に基づき子どもや保護者等に説明を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、入所時に、子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っているかどうかを評価のポイントになります。
- 子どもや保護者等に対する説明は、どの子どもに対しても、施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることを前提としています。また、本人が説明を受けることが困難な子どもに対して、施設がどのような支援の方法をとっているかも確認します。
- 特に、子どもの不安を解消し、施設生活を理解できるような説明、さらに担当者を決めて温かみのある雰囲気の中で、子どもに安心感を与えるような適切な支援も必要となります。
- 評価方法は、訪問調査において、説明の様式・内容や援助の内容と状況を聴取します。また、子どもや保護者等への説明内容が具体的に記録された書面を確認します。書面での確認ができない場合はc)評価となります。

評価の着眼点

- 入所時に、養育・支援の内容が具体的に記載された資料を用意して、子どもや保護者等に説明している。
- 説明に当たっては、子どもや保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- 施設の規則、面会や帰宅などの約束ごとや生活上の留意点等についてわかりやすく説明している。
- 子どもの不安を解消し施設生活を理解できるよう配慮し、担当者を決めて適切な援助を行っている。
- 入所時の子どもや保護者等への説明を施設が定めた様式に基づき行っている。
- 未知の生活への不安を解消し、これからの生活に展望が持てるようにわかりやすく説明している。

4- (3) -③ 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。

【判断基準】

- a) 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。
- b) 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っているが、十分ではない。
- c) 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 入所に際して、子どもと保護者等との関係性を踏まえて、分離に伴う不安を理解し受けとめ、子どもの意向を尊重しながら今後のことについて説明する必要があります。
- 入所に際して、事前に「施設見学」や施設職員と当該児童との「面談」、あるいは「体験入所」など、ケースによって必要と思われる取組がなされていることを評価します。
- 入所後の生活が、単なる施設への「仮性適応」とならないように配慮された養育・支援が行われていることが必要です。

評価の着眼点

- 被虐待体験だけでなく、児童の分離体験に関する施設側の理解や配慮がある。
- 分離体験からの回復に関する課題への具体的な取組を行っている。
- 保護者、前委託先など、これまで児童が養育してきた関係者の定期的なケース会議などへの参与を行っている。
- 入所した時、生活する居室が清潔に整えられ、例えば花や歓迎のメッセージカードを添えるなど、温かく迎える準備をしている。
- 入所の相談から施設での生活が始まるまで、子どもや保護者等への対応についての手順を定めている。

4- (4) 権利についての説明

4- (4) -① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。

【判断基準】

- a) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。
- b) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明しているが、十分ではない。
- c) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 日常生活のかかわりを通して、自己や他者の権利について理解を深めていることが必要です。
- 職員が日常的にケアの視点として、子どもの権利を尊重していることが大事です。
- 子どもの状態に応じて、権利と義務・責任の関係について子どもが理解できるように説明し、話し合う機会をもつ取組が求められます。

評価の着眼点

- 定期的に職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。
- 定期的に全体の場で権利についての理解を深めるよう、子どもたちに説明している。
- 日常生活の中で起こる出来事を通して、正しい理解につながるよう努めている。
- 年齢に配慮した説明を工夫している。(例えば高校生、中学生、小学生などに分けた説明の機会)
- 権利ノートやそれに代わる資料を使用して施設生活の中で守られる権利についてわかりやすく随時説明している。
- 子どもに、子ども自身がかげがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたり貶めたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。
- 子どもに、全ての子どもや大人たちも大切な存在であり、それらの人を悲しめたり脅かしたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。

4－（５） 子どもが意見や苦情を述べやすい環境

4－（５）－① 子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。（共通Ⅲ－１－（３）－①）

【判断基準】

- a) 子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備され、そのことを子どもに伝えるための取組が行われている。
- b) 子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを子どもに伝えるための取組が十分ではない。
- c) 子どもが相談したり意見を述べたい時に、相談方法や相談相手を選択できない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、組織として子どもが相談したり意見を述べたりしやすいような方途をどのように構築しているか評価します。
- 相談方法や相手を選択できるとは、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置する等、専門的な相談、あるいは組織に直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手が用意されているような取組を指します。
- 取組を実効あるものにしていくためには、子どもや保護者等に十分に周知されている必要があります。入所時に説明を行うだけでなく、日常的に相談窓口を明確にした上で、その内容をわかりやすい場所に掲示する、日常的な言葉かけを積極的に行う等の取組も評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査によって組織としての取組を聴取し、書面や実際の施設内の見学等で確認します。

評価の着眼点

- 子どもが、複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを、わかりやすく説明した文書を作成している。
- 子ども等に、その文書を配布している。
- 子どもや保護者等に十分に周知し、日常的に相談窓口を明確にした上で、内容をわかりやすい場所に掲示している。
- 相談や意見を述べやすいようなスペースに配慮している。
- 子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員の関係づくりに取り組んでいる。
- 普段の子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいる。
- 発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない子どもに対して、職員が代弁者としての役割を果たすよう努めている。
- 日常生活の場面で、面接を実施し、子どもから意見を引き出すよう取り組んでいる。

4-(5)-② 苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。(共通Ⅲ-1-(3)-②)

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され子どもや保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され子どもや保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○社会福祉法第82条によって、社会福祉事業の経営者は、利用者等からの苦情の適切な解決に努めることが求められています。また、各福祉施設の最低基準等においては、利用者等からの苦情への対応が規定されています。本評価基準では、これらの背景を踏まえて、実際に苦情解決の仕組みが組織の中で確立され機能しているかどうか、また組織が苦情解決について、提供する養育・支援の内容に関する妥当性の評価や改善課題を探るための有効な手段と位置付けているかどうかを評価します。

○苦情解決の体制については、①苦情解決責任者の設置（施設長、理事長等）、②苦情受付担当者の設置、③第三者委員の設置が求められています。第三者委員は、苦情解決についての密室性の排除と社会性・客観性の確保、利用者の立場に立った苦情解決の援助のために設置されるもので、人数は複数が望ましいとされています。

○苦情解決の手順については、苦情解決の仕組みを利用者等に十分周知しているかどうか、苦情を受け付けた時の正確な記録と苦情解決責任者への報告が行われているかどうか、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果を記録しているかどうか、苦情を申し出た利用者等に経過や結果をフィードバックしているかどうか、苦情を申し出た利用者等に不利にならない配慮をした上で公表しているかどうか、等が評価のポイントとなります。

○また、組織が苦情解決への取組を、利用者保護の視点と同時に、養育・支援の質の向上に向けた取組の一環として積極的にとらえているかどうかを、体制の整備や解決手順・結果公表等の具体的な取組によって評価します。

○苦情解決責任者が設置されていない、苦情受付担当者が設置されていない、第三者委員が設置されていない、解決への話し合いの手順等が特に決まっていない、公表を行っていない場合はc) 評価となります。

評価の着眼点

□苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）を整備している。

□苦情解決の仕組みを説明した資料を子どもや保護者等に配布、説明しているとともに、わかりやすく説明した掲示物を掲示している。

□子どもや保護者に対して、苦情記入カードの配布や匿名アンケート実施など子どもや保護者が苦情を申し出やすい工夫を行っている。

□苦情を受け付けて解決を図った記録が適切に保管されている。

□苦情への検討内容や対応策を、子どもや保護者等に必ずフィードバックしている。

□苦情を申し出た子どもや保護者等に配慮した上で、苦情内容及び解決結果等を公表している。

4-(5)-③ 子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。(共通Ⅲ-1-(3)-③)

【判断基準】

- a) 子ども等からの意見等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。
- b) 子ども等からの意見等に対する対応マニュアルを整備しているが、迅速に対応していない。
- c) 子ども等からの意見等に対する対応マニュアルを整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準は、苦情に限定されない子ども等からの意見や、提案への対応について評価します。苦情に対しては、迅速な対応を心掛けている施設も多いと思われませんが、意見や提案に対しても同様に迅速な対応体制を整えることが、子どもからの信頼を高めることにつながります。
- 施設には、子ども等からの苦情のみならず、意見や提案から組織の改善課題を発見し、養育・支援の質を向上させていく姿勢が求められます。この姿勢を具体化したものが、本評価基準で取り上げている「対応マニュアル」となります。
- 対応マニュアルには、意見や提案を受けた後の手順や、具体的な施設内での検討等対応方法、記録の方法さらには子どもへの経過と結果のフィードバック、公表の方法などがその内容別に具体的に記載されているとともに、より効果的な仕組みとしていくために、対応マニュアルの見直しを行うことが必要となります。
- また、対応マニュアルに沿って対応を図ることはもとより、子ども等からの意見や苦情を、実施する養育・支援や施設運営の改善につなげていかなければなりません。
- 本評価基準では、対応マニュアルの整備のほか具体的に養育・支援や施設運営の改善につなげている取組も含めて評価します。

評価の着眼点

- 意見や提案を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について規定したマニュアルを整備している。
- 対応マニュアルに沿った取組がなされており、意見や提案のあった子ども等には、検討に時間がかかる場合も状況を速やかに報告している。
- 対応マニュアルの定期的な見直しを行っている。
- 苦情や意見等を養育・支援や施設運営の改善に反映している。
- すぐに対応することが難しいことについても、職員会議等で話し合う等の取組を行っている。
- 子どもの希望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明している。

4－（6） 被措置児童等虐待対応

4－（6）－① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。

【判断基準】

- a) 体罰等を行わないよう徹底している。
- b) －
- c) 体罰等を行わないための取組が十分ではない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 児童養護施設における援助では、いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような懲戒は許されるものではありません。
- 本評価基準では、施設における体罰等を行わないための取組について評価します。
- 職員研修等を通じて体罰等を行わないことへの意識を高めることのほか、日頃から体罰等の起こりやすい状況や場面について検証するとともに体罰等を必要としない援助技術の習得を図る等の取組が求められます。
- また、体罰等があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰の方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みを整備することも必要となります。

評価の着眼点

- 体罰等の禁止を職員に徹底するため、日常的に会議等で体罰等を取り上げ、行われていないことを確認している。
- 「就業規則」等の規程に体罰等の禁止を明記している。
- 具体的な例を示して体罰等を禁止している。
- 体罰等の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、体罰等を伴わない援助技術を習得できるようにしている。
- 体罰等があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰の方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつけられている。
- 自傷行為や他者への加害行為を阻止するための方法について検討し、適切に対応している。

4－（6）－② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- b) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 体罰はもとより、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅迫等の心理的虐待、セクシャルハラスメント等、不適切なかかわりも絶対に許されるものではありません。
- 児童養護施設においては、日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて不適切なかかわりの防止について対策を講じておかなければなりません。
- 本評価基準では、施設における不適切なかかわりの防止・早期発見に向けた具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

- 暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底している。
- 不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示して、子どもに周知している。
- 不適切なかかわりに迅速に対応できるように、子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。
- 不適切なかかわりの防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。
- 不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、これによらない援助技術を習得できるようにしている。
- 不適切なかかわりの防止の視点から、職員体制（配置や担当の見直し等）を検討している。
- 不適切なかかわりの防止の視点から、密室・死角等の建物構造の点検と改善を行っている。
- 不適切なかかわりを発見した場合には、記録し、必ず施設長等に報告することが明文化されている。
- 不適切なかかわりがあった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うような仕組みがつけられている。
- 子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けている。

4－（6）－③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。

【判断基準】

- a) 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。
- b) 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、対応しているが、十分ではない。
- c) 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 被措置児童等虐待対応ガイドラインの運用について行政と協議ができていることが必要です。
- 運用について熟知できていることが大切です。
- 被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合、都道府県市の指導に従い、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなど、施設運営の改善を行い、再発防止に努めることが求められます。

評価の基準

- 第三者委員会など苦情処理システムが整備されている。(通告、対応などの仕組み)
- 第三者委員会などの苦情解決システムが機能している。
- ガイドラインへの対応マニュアルが整備されている。
- 被措置児童等虐待に関する事態が生じたときに備えて、迅速に対応する準備ができている。
- 万が一、被措置児童等虐待の届け出・通告があった場合、届け出者・通告者が不利益を被る事の無いように仕組みが整備されている。

4- (7) 他者の尊重

4- (7) -① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。

【判断基準】

- a) 子どもが個人の人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるよう支援している。
- b) 子どもが個人の人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもが個人の人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるような支援をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが個人の人格の尊厳を理解し、他人の権利を尊重できるようになるためには、まず、自分自身の人格や権利が十分大切にされているという実感や経験を積んでいくことが基本となります。
- そのためには、職員と子どもとが個別にふれあう時間を確保して他人に対する基本的な信頼感を醸成することや、子ども間で生じたトラブルはできるだけ本人同士で解決することに向けて支援する等、職員のていねいなかわりが重要です。
- また、円滑な人間関係を育てていくためにも同・異年齢交流の機会等を可能な限り設けて、実際のふれあいを通じて、人格の尊厳や自他の権利を尊重できる人間性を養うことができるよう援助することが必要です。

評価の着眼点

- 基本的な信頼感を獲得するなど良好な人間関係を築くために職員と子どもとが個別にふれあう時間を確保している。
- 喧嘩など子ども間でトラブルが生じた時、基本的には子ども同士で関係を修復できるように支援している。
- 上の年齢との関係、同年齢との関係、下の年齢との関係などの人間関係を日常的に経験できる生活環境を用意するなど、人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重できる人間性を育成するよう努めている。
- 老人施設への訪問等による異年齢交流や児童養護施設間交流を実施するなど、多くの人たちとのふれあいの機会を可能な限り実行している。

5 事故防止と安全対策

5-① 事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。(共通Ⅱ-3-(1)-①)

【判断基準】

- a) 子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し機能している。
- b) 子どもの安全確保のために、組織として体制を整備しているが、十分に機能していない。
- c) 子どもの安全確保のために、組織として体制を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの安全を確保することは、最も基本的な社会的養護の質を保証するものです。安全確保のための体制を整備することは最低限の義務として当然のことであり、社会的養護の質の向上を目指す意味からも事故防止等に積極的に取り組む必要があります。
- また、安全確保のための体制の確立には、施設長が明確な目的意識のもとにリーダーシップを発揮することが求められます。
- 安全確保の取組は、組織的・継続的に行われなければその成果は望めません。子どもの安全確保を目的としたマニュアル等を整備した上で、組織内のシステムを確立し実行していくことは、子どもの安全等に関する意識を職員全体で向上させていくことにもつながります。
- 具体的には、①責任を明確にした安全確保のための体制の確立（緊急時の対応体制を含む）、②担当者・担当部署の設置、③定期的な検討の場の設置、④事故防止策実施の定期的な評価・見直しの実施等が挙げられます。
- なお、安全確保のために把握すべきリスクには、衛生上のリスク、感染症のリスク、急病及び不審者の侵入、施設外で利用者が遭遇する可能性のあるリスク（犯罪、事故等）等、子どもにかかわる全てのリスクを含みます。

評価の着眼点

- 施設長は子どもの安全確保の取組について、リーダーシップを発揮している。
- 子どもの安全確保に関する担当者・担当部署を設置し、その担当者等を中心にして、関係職員の参画のもとで定期的に安全確保に関する検討会を開催している。
- リスクの種類別に、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- 事故発生対応マニュアル、衛生管理マニュアル等を作成して職員に周知しているとともに、マニュアル類は定期的に見直しを行っている。
- 不審者の侵入等の緊急時の安全確保の体制が整備されている。
- 施設周辺等における不審者等の情報について、日頃から地域や警察等の関係機関と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとっている。
- 子どもが犯罪や事故の被害から自分を守るため、施設外での行動に当たって遵守すべき事項について支援している。

5-② 災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。(共通Ⅱ-3-(1)
-②)

【判断基準】

- a) 地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を積極的に行っている。
- b) 地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの安全確保をするためには、養育・支援上のリスク対策のみならず、災害時に対しても、組織的に対策を講じることが必要です。
- 特に施設においては、災害時においても、子どもの安全を確保するとともに養育・支援を継続することが求められます。「養育・支援の継続」の観点から、災害時に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要です。
- 消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、実効性の高い取組を積極的に行っているかどうか確認します。
- 例えば、ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどが挙げられます。
- ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、子どもや職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。

評価の着眼点

- 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。
- グループホームを含め立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。
- 災害時の対応体制を整えている。
- 子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、全職員に周知されている。
- 食料や備品類などの備蓄リストを作成し、備蓄を進めている。
- 地元の消防署、警察、自治会、消防団と連携するなど工夫して訓練を実施している。

5-③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、
子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。(共通Ⅱ-3-
(1)-③)

【判断基準】

- a) 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い実行している。
- b) 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集しているが、要因分析と対応策の検討が十分ではない。
- c) 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの安全確保のための体制整備の面では施設長のリーダーシップが欠かせませんが、具体的な安全確保策を講じる際には業務の現場における知恵の活用が最も重要です。
- 本評価基準のポイントは、組織として子どもの安全を脅かす事例の収集を、その仕組みを整備した上で実施しているかどうか、そして収集した事例を有効に活用しているかどうか、という点にあります。
- 事例の収集は、子どもの安全確保を目的に組織として情報を共有化し、対策を講ずるために行うものです。職員個人の反省を促したり、ノルマを課す性格のものではないことに留意する必要があります。事例を収集して、その要因を分析し、対応策を検討・実施することで事故等の発生を防ぐとともに、職員の「危険への気付き」を促す効果が生まれます。
- 要因分析と対応策の検討は、組織的・継続的に行われていることがポイントです。単に収集事例の分類や一覧表の作成等に留まらず、課題を把握し、実効的な事故防止策等の策定と実行までつなげているものを評価します。
- また継続的な取組として、実施されている安全確保策についての定期的な評価・見直しを行う必要もあります。(子どもの安全を脅かす事例には、衛生上のリスク、感染症のリスク等を含みます。)

評価の着眼点

- 法令で定められるもののほか、安全対策の一環として建物設備や遊具等の点検を行ったり、施設内外の危険箇所について把握している。
- 薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的にしている。
- 子どもの安全を脅かす事例の収集を、その仕組みを整備した上で実施している。
- 収集した事例について、職員の参画のもとで発生要因を分析し、未然防止策を検討している。
- 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
- 災害や事故発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施している。
- 外部からの不審者等の侵入防止のための対策や訓練など不測の事態に備えて対応を図るとともに、地域の関係機関等と連携し、必要な協力が得られるよう努めている。

6 関係機関連携・地域支援

6-（1） 関係機関等の連携

6-（1）-① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。（共通Ⅱ-4-（2）-①）

【判断基準】

- a) 施設の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報が職員間で共有されている。
- b) 施設の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示しているが、その情報が職員間で共有されていない。
- c) 施設の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○施設の役割や機能を達成し、社会的養護の質を向上させていくためには、地域の様々な機関や団体との連携が必要となります。ここで言う「必要な社会資源」とは、子どもへの養育・支援の質の向上のために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、福祉事務所、児童相談所、保健所、公共職業安定所、病院、学校、地域内の他の事業所やボランティア団体、NPO、各種自助組織、町内会・自治会等地縁組織等が挙げられます。制度サービスのみならず制度外のサービスによるボランティア団体やNPOによるサービスを含めて考える必要があります。

○また、職員間でそれらに関する情報の共有化が図られているかどうかの評価も行います。関係機関・団体の機能や、連絡方法を記載した資料の保管場所や内容等が、必要に応じて職員が活用できるようになっているかどうか、会議で説明を行う等職員に周知されているかどうかについても、訪問調査で確認を行います。

評価の着眼点

- 個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示し、当該地域の関係機関・団体について、その機関・団体との連携の必要性を含めたリストや資料を作成している。
- 職員会議で説明する等職員間で情報の共有化が図られている。

6- (1) -② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。(共通Ⅱ-4-(2)-②)

【判断基準】

- a) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。
- b) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保しているが、具体的な取組や事例検討は行っていない。
- c) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもに対してより良い養育・支援を行うとともに、地域社会において役割を果たしていくためには、関係機関・団体とのネットワーク化が必要不可欠です。その上で、問題解決に向けてネットワークを有効に活用することが重要です。本評価基準では、前項で明示された関係機関・団体との連携について、定期的な取組状況を評価します。
- 社会的養護が必要になる前の支援の充実が望まれています。児童養護施設の職員が要保護児童対策地域協議会などに参画することで、親子分離や再統合した親子の再虐待を未然に防ぐことが期待できます。
- 定期的な取組の具体例としては、関係機関・団体等の参画のもとで定期的にケース会議を開催している、地域の定期的な連絡協議会に参加している、地域内の他組織と定期的に連絡会を開催している、等が挙げられますが、子どもに対する養育・支援の一環として行われる具体的な取組でなければ、十分とは言えません。
- また、築き上げたネットワークを有効に活用することが重要です。事業を進めていく上で、地域全体で課題となっている点について、関係機関・団体へ積極的に問題提起し、解決に向けて協働して取り組んでいく、等が挙げられます。
- なお、ネットワークを有効に活用していくためには情報の共有化が必要となりますが、その際、伝えてはならない情報に対する十分な管理が求められる点に留意が必要です。
- 評価方法は、いくつかの関係機関・団体との具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- 地域の関係機関・団体とのネットワーク化に取り組んでいる。
- 子どもや家族の支援について、関係機関等と協働して取り組む体制を確立している。
- ネットワーク内で共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- 関係機関・団体ネットワーク内での共通の課題に対して、ケース会議や情報の共有等を行い、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- 施設職員等が要保護児童対策地域協議会などの会議やケース会議等に積極的に参加している。
- 児童相談所と施設は子どもや家族の情報を相互に提供している。
- 幼稚園、学校との連携を図るために、役員等をしてPTA活動に参加する、学校や幼稚園の行事に積極的に参加する、施設での行事に招待するなどの取組を行っている。

6- (1) -③ 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしている。

【判断基準】

- a) 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしている。
- b) 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしているが、十分ではない。
- c) 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもは一日の多くの時間を学校で過ごしています。施設での様子だけでなく、学校での様子を把握することで総合的な支援計画に取り組む必要があります。
- 施設入所前の環境により学習遅滞がみられる場合があるので、個別的な学習支援体制の確立に取り組む必要があります。
- 子どもに関する情報をでき得る限り共有し、協働で子どもを育てる意識を持つことが大切です。

評価の着眼点

- 幼稚園、小学校、高等学校等との定期的な連絡等の連携を図っている。
- PTA活動に参加している。
- 学校行事等に保護者と連携をしながら参画している。
- 子どもの学校での様子や課題を適切に把握している。
- 子どもについて、必要に応じて施設の援助方針と教育機関の指導方針を互いに確認し合う機会を設けている。

6- (2) 地域との交流

6- (2) -① 子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。(共通Ⅱ-4-(1)-①)

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを適切に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが地域の人々と交流を持ち良好な関係を築くことは、子どもの活動範囲を広げるための大切なプロセスです。施設は、子どもの地域活動への参加を推奨し、子どもが参加しやすくなるための体制整備を行うことが求められます。
- 同時に、子どもと地域の人々との交流は、地域と施設の相互交流を促進するという意味もあわせ持っています。施設が、地域社会の一員としての社会的役割を果たすためにも、子どもの地域への参加は大きな意味を持つと言えます。
- 本評価基準では、子どもの地域との交流を広げることを目的とした組織の取組について評価します。子どもが地域へ出て行きやすいような援助と同時に、地域に対して、施設や子どもへの理解を深めるための取組を行うことも評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において実施状況の聴取が主となり、事業報告書等、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 地域とのかかわり方について基本的な考え方を文書化している。
- 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で子どもに提供している。
- 子どもが地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが援助を行う体制が整っている。
- 施設や子どもへの理解を得るため地域の人々と子どもとの交流会の機会を定期的に設けている。
- 施設の職員等が町内会や児童会等、地域の諸団体の役員等として活動している。
- 法人や施設を支える会、後援会等を組織し、施設養育・支援の趣旨に賛同した地域の人々から支えられている。
- 子どもへの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の利用者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。
- 地域のボランティア活動の参加や、お祭りなど地域社会の活動へ参加を支援する。
- 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境作りを行っている。

6-(2)-② 施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。
(共通Ⅱ-4-(1)-②)

【判断基準】

- a) 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。
- b) 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 地域とのかかわりを深める方法として、施設が持つ専門的な技術や情報を地域に提供することが挙げられます。このような取組を積極的に行うことは、地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにつながっていきます。
- 具体的には、育児に関する講習会や研修会・講演会等の開催、相談窓口の設置等が挙げられます。
- また、施設のこのような活動を地域へ知らせるための取組も評価の対象となります。
- 施設の種類や規模等によって、具体的な取組は様々だと思われませんが、本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。

評価の着眼点

- 育児に関する講習会や研修会、地域住民の生活に役立つ講演会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。
- 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。
- 地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にする取組を積極的に行っている。
- 育児相談窓口、子育て支援サークル等、地域ニーズに応じ住民が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。

6- (2) -③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。(共通Ⅱ-4-(1)-③)

【判断基準】

- a) ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入についての体制を整備している。
- b) ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入についての体制を整備しているが、十分でない。
- c) ボランティア受入れに対する基本姿勢が明確でなく、受入についての体制を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 地域の人々によるボランティア活動は、地域社会と事業所をつなぐ柱の一つとして位置付けることができます。多くの施設が、様々な形でボランティアを受入れ、地域の人々との交流を図っていると思われるが、施設側の姿勢や受入れ体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルを誘引する場合があります。
- 本評価基準では、まず、組織としての基本姿勢（基本的な考え方・方針等）について、明文化されているかどうかを評価します。また、それにはボランティアに関する組織としての姿勢や受入れの目的、仕事の範囲等が明文化されていることが必要です。
- 次に、ボランティア活動が不測の事故などに結びつかないためにも、施設側の体制が整っていることが求められます。特に子どもと直接接する場面では、十分な準備が必要で、見知らぬ人を忌避する子どもへの配慮も求められます。また、ボランティアは福祉の専門職ではないので、注意事項等の説明が十分でない場合には、子どもとトラブルになったり不測の事故が起きる危険も潜んでいます。
- 本評価基準では、ボランティアの受入れに関する担当者の設置とマニュアルの作成を求めています。マニュアルには、登録手続、ボランティアの配置、子ども等への事前説明、ボランティアへの事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録、等の項目が記載されている必要があります。また、トラブルや事故を防ぐためのボランティアへの研修実施が必要です。
- ボランティア保険等傷害保険、賠償責任保険の加入の確認を行う必要があります。
- 評価方法は、ボランティア受入れに当たっての手順や流れ、事前説明の仕組み、ボランティアへの事前説明の仕組みなど、具体的な方法を書面と聴取によって行います。

評価の着眼点

- ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、仕事内容、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
- ボランティアに対して必要な説明や研修を行っている。
- 施設の主催行事にボランティアを招くなど、ボランティアに施設をより深く理解してもらう取組をしている。

6- (3) 地域支援

6- (3) -① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。 (共通Ⅱ-4-(3)-①)

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、施設が地域社会における役割を果たすために、地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っているかどうかを評価します。
- 「意見箱」を設置しているだけでは、積極性という観点からはb) 評価となります。
- 地域住民から意見をもらう場合は、受け身な姿勢ではなく、相談事業を活発化させて、その中でニーズを把握する、地域交流のイベント時にアンケートを実施するなど、主体的に動くことが重要です。

評価の着眼点

- 関係機関・団体との連携に基づき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催する等によって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- 地域住民に対する相談事業を実施すること等を通じて、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- 社会的養護の施設の責務を果たすべく、開かれた施設運営を行っている。

6－（3）－② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。（共通Ⅱ－4－（3）－②）

【判断基準】

- a) 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。
- b) 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動計画があるが、実施されていない。
- c) 施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動の計画がない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、施設が独自に行う取組を評価します。行政からの依頼により養育・支援を新規受託することは、評価の対象ではありません。ただし、いままで地域の福祉ニーズに基づいた施設が実施していた事業・活動を、行政側から委託を受けた場合には、当該事業・活動は評価の対象となります。

○具体例としては、ショートステイ等の育児支援の相談事業等があります。

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

□把握した福祉ニーズに基づいて実施した具体的な事業・活動がある。

□把握した福祉ニーズに基づいた具体的な事業・活動を、中・長期計画や事業計画の中に明示している。

□新たな事業・活動や企画の実施の時には、その利用者等に対して説明し、その意向を尊重している。

□施設が有する専門性を活用し、地域の子育ての相談・助言や市町村の子育て事業の協力している。

□地域の里親支援、子育て支援等に取り組むなど、施設のソーシャルワーク機能を活用し、地域の拠点となる取組を行っている。

7 職員の資質向上

7-① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。(共通Ⅱ-2-(3)-①)

【判断基準】

- a) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。
- b) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されているが、十分ではない。
- c) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 職員の教育・研修に関する基本的な考え方のポイントは、社会的養護の質の向上のために組織が定めた目標とその目標達成に向けた各計画に、職員の研修計画が整合していなければならないという点です。組織として目的意識を持った研修計画が策定される必要があります。
- 本評価基準では、求められる職員のあり方を、具体的な技術水準や専門資格の取得といった点から明確にした職員の教育・研修に関する組織の基本姿勢を、基本方針や中・長期計画に明示していることを求めています。
- 施設が実施する養育・支援の質の向上に対する取組を評価する項目ですので、正規職員の他、派遣契約職員や臨時職員等、職員全体についての教育・研修を対象とします。
- また、組織としての目的意識が明確にされているかどうかを評価しますので、単なる研修計画表は評価の対象となりません。組織が求める職員の専門性(知識、技術、判断力等)について、具体的な目標が明記され、それとの整合性が確保された体系的な計画が必要になります。
- 法人が一括して所管している場合であっても、本評価基準の趣旨に照らして評価します。

評価の着眼点

- 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や中・長期計画の中に、組織が職員に求める基本的姿勢や意識を明示している。
- 現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や中・長期計画の中に、施設が職員に求める専門性や専門資格を明示している。

7-② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。(共通Ⅱ-2-(3)-②)

【判断基準】

- a) 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され、計画に基づいた具体的な取組が行われている。
- b) 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されているが、計画に基づいた具体的な取組が十分に行われていない。
- c) 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、個別の職員に対する教育・研修について、計画の策定と教育・研修の実施の視点から評価します。
- 組織は、基本姿勢に基づいてそれぞれの職員に求められる技術や知識等について、分析を行い教育・研修内容を決定していきます。さらに、実施された教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画を策定します。教育・研修計画についての中・長期的な視点も必要とされます。
- 基本姿勢を踏まえた教育・研修計画であるかどうか、一人一人の職員の持つ技量等を評価・分析し、その結果に基づいて計画が策定されているかどうか、その計画の策定の際に経験年数や将来への意向等を考慮しているかどうか、さらに実際に計画に従った教育・研修が実施されているかどうかを評価のポイントとなります。
- 職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や関係機関など様々な人とのかわりの中で共に学びあう環境を醸成することが大切です。
- 具体的には、相談員の面接技術向上のための国家資格の取得等が挙げられます。

評価の着眼点

- 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されている。
- 職員一人一人について、援助技術の水準、知識、専門資格の必要性などを把握している。
- 策定された教育・研修計画に基づき、実際に計画に従った教育・研修が実施されている。
- 施設内外の研修を体系的、計画的に実施するなど、職員の自己研鑽に必要な環境を確保している。
- 教育・研修計画には、新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されている。

7-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。(共通Ⅱ-2-(3)-③)

【判断基準】

- a) 研修成果の評価が定期的に行われるとともに、次の研修計画に反映されている。
- b) 研修成果の評価が定期的に行われているが、次の研修計画に反映されていない。
- c) 研修成果の評価が定期的に行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、研修成果の評価・分析が行われているかどうかを評価します。研修参加者の報告レポートや、評価・分析が記載された文書（職員別研修履歴等）で確認を行います。
- さらに、研修成果の評価・分析が、次の研修計画に反映されているかどうかを、継続した記録等の資料で確認します。

評価の着眼点

- 研修を終了した職員は、報告レポートを作成している。
- 研修を終了した職員が、研修内容を報告会などで発表し、共有化する機会を設けている。
- 報告レポートや発表、当該職員の研修後の業務等によって、研修成果に関する評価・分析を行っている。
- 評価・分析された結果を次の研修計画に反映している。
- 評価・分析された結果に基づいて、研修内容やカリキュラムの見直しを行っている。

7-④ スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。

【判断基準】

- a) スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を積極的に支援している。
- b) スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援しているが、十分ではない。
- c) スーパービジョンの体制が確立しておらず、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設の職員は高い専門性が要求されるため、常に資質向上に努める必要があります。高い倫理観と援助技術を備えた子どもの権利擁護につながる支援でなければなりません。
- 職員へのスーパービジョンは、先輩職員の経験則だけに頼るのではなく、施設の方針や理念に基づいたものでなければなりません。
- 職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応するためにもスーパービジョンの体制を確立することが必要です。
- 職員の資質向上へ向けた取組は日々計画的に取り組まなければなりません。人材育成という視点に基づいた職員の指導体制が確立されていることが大切です。
- 職員相互に担当部署を訪問し合うなど、生活を通して発見していくことを大切にすることが重要です。
- 職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人一人が援助技術を向上させ、施設全体の養育・支援の質を向上させることが求められます。

評価の着眼点

- 施設内に研修計画担当職員を配置し、研修計画の体系化を確立している。
- 外部研修会への派遣等の研修のみならず施設内研修を計画的に実施している。
- 職員がひとりで問題を抱え込まないように、施設長、基幹的職員などに、いつでも相談できる体制を組織として確立している。
- 日々の報告や記録を通して、課題の発見とその克服に向けた問題意識の共有が図れるように、適切に対処していく体制が確立されている。
- 特定の職員だけが課題を抱え込まないように、チームワークを大切にしながら、養育・支援に努めている。

8 施設の運営

8-（1） 運営理念、基本方針の確立と周知

8-（1）-① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。（共通Ⅰ-1-（1）-①）

【判断基準】

- a) 法人・施設の運営理念を明文化しており、法人と施設の使命・役割を反映している。
- b) 法人・施設の運営理念を明文化しているが、法人と施設の使命・役割の反映が十分ではない。
- c) 法人・施設の運営理念を明文化していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法では、利用者個人の尊重や地域福祉の推進、さらには社会的養護の質の向上に向けた取組等、これからの社会福祉の方向性が規定されています。
- 本評価基準では、実施する社会的養護の内容や特性を踏まえた法人・施設の運営理念が具体的に示されているかどうかを評価します。
- 理念は、法人の社会的存在理由や信条を明らかにしたものであり、職員の行動規範であることから法人経営や様々な事業を進める上での基本となるため、「経営者の頭の中にある」といったことではなく、職員や子ども等への周知を前提として明文化されていることが必要となります。
- 本評価基準は、各評価基準に基づく評価を行っていく際、次項の評価基準の「基本方針」とあわせてその基礎となるものです。個々の評価基準はそれぞれの具体的な取組状況を評価するものとなっていますが、その行われている具体的な取組が法人・施設の運営理念や基本方針を達成するために適切であるのか、といった視点から評価される点に留意が必要となります。
- 一つの法人で介護や保育など多様な養育・支援を提供している場合は、法人の理念に基づき各施設や事業所の実情に応じて施設や事業所ごとに運営理念を掲げていても構いません。
- 公立施設においては、施設長に与えられた職掌の範囲内を考慮した上で、本評価基準の基本的考え方に沿った具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

- 法人・施設の運営理念が文書（事業計画等の法人・施設内文書や広報誌、パンフレット等）に記載されている。
- 法人・施設の運営理念から、法人・施設が実施する社会的養護の内容や特性を踏まえた法人・施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- 法人・施設の運営理念には運営指針を踏まえ、子どもの権利擁護や家庭的養護の推進の視点が盛り込まれ、施設の使命や方向、考え方が反映されている。

8－（１）－② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。（共通Ⅰ－１－（１）－②）

【判断基準】

- a) 法人・施設の運営理念に基づく基本方針を明文化しており、その内容が適切である。
- b) 法人・施設の運営理念に基づく基本方針を明文化しているが、その内容が十分ではない。
- c) 法人・施設の運営理念に基づく基本方針を明文化していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 基本方針は、法人・施設の運営理念に基づいて当該施設の子ども等に対する姿勢や地域とのかわり方、あるいは施設が有する機能等を具体的に示す重要なものであり、年度ごとに作成する事業計画等の基本ともなります。
- 基本方針が明確にされていることによって、職員は自らの業務に対する意識付けや子ども等への接し方、社会的養護への具体的な取組を合目的に行うことができるようになります。また、対外的にも、実施する社会的養護に対する基本的な考え方や姿勢を示すものとなり、当該施設に対する安心感や信頼を与えることにもつながります。
- 第三者評価では、法人・施設の理念とあわせて、施設が実施する社会的養護に関する基本方針が明文化されていることを基本的な事項として重要視しています。職員や子ども等への周知を前提としていることも、法人・施設の運営理念と同様です。
- 施設によっては「基本方針」を年度ごとに作成する事業計画の「重点事項」としている場合もあるようですが、本評価基準では、「重点事項」の前提となる、より基本的な考え方や姿勢を明示したものとして「基本方針」を位置付けています。

評価の着眼点

- 基本方針は、運営指針を踏まえ、子どもの権利擁護や家庭的養護の推進の視点が盛り込まれている。
- 基本方針には施設の役割や機能などが具体的に記載されている。
- 基本方針が文書（事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等）に記載されている。
- 基本方針は、法人・施設の運営理念との整合性が確保されている。
- 基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。

8－（１）－③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。（共通Ⅰ－１－（２）－①）

【判断基準】

- a) 法人・施設の運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 法人・施設の運営理念や基本方針を職員に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 法人・施設の運営理念や基本方針を職員に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 運営理念や基本方針は、社会的養護に対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となるものですから、職員には十分な周知と理解を促すことが重要となります。
- 本評価基準では、運営理念や基本方針を文書にして職員に配布することは基本的な取組と位置付け、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。
- 評価方法は、訪問調査において組織として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取した上で、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。
- 本評価基準にいう「職員」とは、常勤・非常勤、あるいは職種を問わず、組織に雇用される全ての職員を指しています。

評価の着眼点

- 運営理念や基本方針を会議や研修において説明している。
- 運営理念や基本方針の周知を目的とした実践テーマを設定して会議等で討議の上で実行している。
- 運営理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

8－（１）－④ 運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。（共通Ⅰ－１－（２）－②）

【判断基準】

- a) 法人・施設の運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 法人・施設の運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 法人・施設の運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○運営理念や基本方針は、社会的養護に対する考え方や姿勢を示すものですから、職員に限らず、子どもや保護者等にも広く周知することが必要となります。また、子どもや保護者等に対して運営理念や基本方針を周知することによって、実施する福祉養育・支援に対する安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められることとなります。

○子どもや保護者等に対する周知では、作成された印刷物等の内容がわかりやすいかどうか、周知の方法に配慮しているかどうかについても評価の対象となります。また、子どもや保護者等に対しては職員に対する方法とは違った工夫も求められます。

○評価方法は、前項の評価基準と同様、訪問調査において子どもや保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取することを基本とします。

評価の着眼点

運営理念や基本方針をわかりやすく説明した資料を作成する等、より理解しやすいような工夫を行っている。

子どもや障害を持つ保護者や子どもに対しての周知の方法に工夫や配慮をしている。

運営理念や基本方針を施設の子ども会等で資料をもとに説明している。

運営理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

8- (2) 中・長期的なビジョンと計画の策定

8- (2) -① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。(共通I-2-(1)-①)

【判断基準】

- a) 経営や、施設の養育・支援に関する中・長期計画を策定している。
- b) 経営や、施設の養育・支援に関する中・長期計画を策定しているが、課題や問題点を解決するための内容が十分でない。
- c) 経営や、施設の養育・支援に関する中・長期計画を策定していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 「中・長期計画」とは、組織の理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものです。(本評価基準における「中・長期」とは3～10年を指すものとします。)
- 本評価基準では、社会的養護の更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズに基づいた新たな社会的養護の養育・支援の実施といったことも含めた将来像や目標(ビジョン)を明確にし、その将来像や目標(ビジョン)を実現するために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画を評価します。なお、書類の体裁等を評価するものではありません。
- 本評価基準では、以下の順序で組織の現状が整理され、中・長期計画が策定されることを期待しています。
 - i) 運営理念や基本方針の実現に向けた将来像や目標(ビジョン)を明確にする。
 - ii) 明確にした将来像や目標(ビジョン)に対して、実施する社会的養護の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにする。
 - iii) 明らかになった課題や問題点を解決し、将来像や目標(ビジョン)を達成するための具体的な中・長期計画を策定する。
 - iv) 計画の実行と評価・見直しを行う。
- 本評価基準で対象としている課題や問題点とは、組織として取り組むべき体制や設備といった全体的な課題です。個々の利用者に関する課題は対象ではありません。

評価の着眼点

- 運営理念や基本方針あるいは質の高い養育・支援の実現に向けた将来像や目標(ビジョン)を明確にしている。
- 実施する社会的養護の養育・支援の内容や、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにしている。
- 中・長期計画は、課題や問題点の解決に向けた具体的な内容になっている。
- 中・長期計画に基づく取組を行っている。
- 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。
- 施設の小規模化と地域分散化による家庭的養護の推進を図るため、本体施設は小規模グループケア化するとともに、小規模化し、併せて、家庭的養護の推進に向け、施設機能を地域に分散するグループホームやファミリーホームへの転換を行う移行計画を策定している。
- 中・長期計画は、本体施設が専門的ケアや地域支援の拠点機能を強化し、地域の里親支援や家庭支援を行う体制を充実させる内容になっている。

8－（２）－② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。
(共通Ⅰ－２－（１）－②)

【判断基準】

- a) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。
- b) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されているが、事業内容が十分でない。
- c) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準における評価のポイントは、①中・長期計画の内容が、各年度の事業計画に反映されていること、②単年度における事業内容が具体的に示され、さらに実行可能な計画であること、の二点です。
- 単年度の事業計画は、年度の終了時に実施状況についての評価を行う必要があります。上記の評価ポイントの二点目は、実施状況の評価が可能となるような計画であることを求めています。数値化等できる限り定量的な分析が可能であることが求められます。
- 評価方法は、事業計画の内容を書面で確認するとともに、取組状況について施設長から聴取して確認します。

評価の着眼点

- 事業計画には、小規模化、専門的支援、人材育成、地域支援等、中・長期計画の内容を反映した各年度における事業内容が具体的に示されている。
- 事業計画は、実行可能かどうか、具体的な活動や数値目標等を設定することによって実施状況の評価を行えるかどうかについて配慮がなされている。
- 事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- 事業計画は、前年度の実施状況の把握や評価を踏まえて策定している。

8- (2) -③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。(共通I-2-(2)-①)

【判断基準】

- a) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。
- b) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われていない。
- c) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準における評価のポイントは、中・長期計画や事業計画の策定に当たり、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが組織として定められており、機能しているかという点です。また、内容によっては子どもや保護者の意見を集約して各計画に反映していくことも求められます。あわせて、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や子どもや保護者等の意見を取り込めるような手順が組織として定められ、実施されているかという点も重要です。

○中・長期計画の評価は、社会の動向、組織の状況、子どもや保護者等や地域のニーズ等の変化に対応するために行います。単年度事業計画の評価は、次年度へのステップとなるだけでなく、中・長期計画の妥当性や有効性についての見直しの基本となります。

○評価方法は、計画策定過程の記録、計画の評価・見直しの記録、事業計画の評価結果が、次年度の事業計画に反映されているかについての継続した事業計画の比較等で確認します。

○なお、各計画の策定、評価、見直しにおいて、例えば、中・長期計画に関しては幹部職員等が参画し、単年度の事業計画に関しては幹部職員以外に中堅職員等が加わるなど、計画の性質や内容に応じて、参画する職員が違って構いません。

評価の着眼点

年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。

評価の結果に基づいて各計画の見直しを行っている。

一連の過程が一部の職員だけで行われていない。

8- (2) -④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通I-2-(2)-②)

【判断基準】

- a) 各計画を職員に配布して周知を図るとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 各計画を職員に配布して周知を図っているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 各計画を職員に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 各計画を職員がよく理解することは、計画達成のために欠かすことができない要件です。本評価基準では、職員に対する周知では各計画を文書にして配布することは基本的な取組と位置付け、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。
- 評価方法は、訪問調査において職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取した上で、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

評価の着眼点

- 各計画を会議や研修において説明している。
- 各計画をメールで配信したり、見やすい場所に掲示するなどの工夫を行っている。
- 各計画をわかりやすく説明した資料を作成する等によって、より理解しやすいような工夫を行っている。
- 各計画の進捗状況を確認し、継続的な取組を行っている。

8- (2) -⑤ 事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通I-2-(2)-③)

【判断基準】

- a) 事業計画を子ども等に配布して周知を図るとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を子ども等に配布して周知を図っているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を子ども等に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○子どもや保護者等に対する周知では、作成された印刷物等がわかりやすいかどうか、その内容や方法への配慮についても本評価基準の評価の対象となります。必ずしも計画そのものを配布する必要はなく、簡潔にまとめたものでも構いません。意図が理解されることが大切です。

○障害のある子どもや乳幼児等に対しては、保護者に対して説明することも求められます。

○評価方法は、訪問調査において子どもや保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取した上で、子どもや保護者に聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

評価の着眼点

□子どもや保護者等に各計画をわかりやすく説明した資料を作成する等によって、より理解しやすいような工夫を行っている。

□各計画を子ども会や保護者等で資料をもとに説明している。

8- (3) 施設長の責任とリーダーシップ

A-8-(3)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。(共通I-3-(1)-①)

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮している。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○施設長は、組織全体をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員からの信頼を得るために欠かすことができないものです。質の高い養育や支援の実施や、効率的な運営は、施設長だけの力で実現できるものではなく、組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮することが施設長の要件と言えます。

○本評価基準での「施設長」とは、施設を実質的に管理・運営する責任者を指します。

○具体的な取組については、施設長が社会的養護の使命を自覚し、文書化するとともに会議や研修において表明する等、組織内に十分に伝わるとともに、理解を得ることができる方法で行われていることが評価のポイントとなります。

評価の着眼点

□施設長は、自らの役割と責任について、文書化するとともに、会議や研修において表明している。

□施設長は、自らの役割と責任について、広報誌等に掲載して表明している。

□平常時のみならず、有事（災害・事故等）における施設長の役割と責任が明確になっている。

□施設長は、職員の模範となるよう自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。

8－（3）－② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。（共通Ⅰ－3－（1）－②）

【判断基準】

- a) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設が社会的役割を果たしていくためには、基本的な関連法令や施設としての倫理を踏まえ、事業を進める必要があります。施設長自らがそれらの法令等（憲法、法律、政令、府・省令、告示、通達、局長通知、課長通知）や倫理を正しく理解し、組織全体をリードしていく責務を負っています。
- 組織として遵守しなければならない基本的な関連法令について、リスト化する等の方法で正しく認識されているかどうか、また最新の内容が把握されているかどうか等が評価のポイントとなります。
- 遵守の対象となる法令としては、福祉分野に限らず、雇用・労働や防災、環境への配慮に関するものについても含まれることが望まれます。
- 本評価基準では、施設長の、遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組と実際に遵守するための具体的な取組の双方を求めています。

評価の着眼点

- 施設長は、法令遵守の観点での施設経営に関する研修や勉強会等に参加している。
- 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、リスト化する等の取組を行っている。
- 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

8－（3）－③ 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。（共通Ⅰ－3－（2）－①）

【判断基準】

- a) 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、養育・支援の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法第 78 条には、施設は「良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」とされています。施設ではその質を向上させることが重要な課題になっています。
- 施設長は、理念や基本方針に照らし合わせた養育・支援の質に関する課題を把握し、その課題と改善に向けた取組を組織全体に明らかにして指導力を発揮することが重要です。
- 本評価基準では、施設長がこの課題を正しく理解した上で、組織に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

評価の着眼点

- 施設長は、実施する養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- 施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を取り入れるための具体的な取組を行っている。
- 施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- 施設長は、養育・支援の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

8－（３）－④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。（共通Ⅰ－３－（２）－②）

【判断基準】

- a) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組について指導力を発揮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設長は、施設運営の基本である経営や業務の効率化と改善という基本的な課題を常に視野に入れて組織を運営していくことが求められます。
- なお、この項目は、前項目の質の向上と相反するものではありません。
- 経営状況やコストバランスの分析に基づいて、経営や業務の効率化を行うとともに、その効果をさらなる改善に向けていくといった継続的な取組が安定的かつ良質な養育・支援の実施には不可欠となります。
- 施設長には、理念や基本方針の実現に向けて、人事、労務、財務等、それぞれの視点から常に検証を行い、経営や業務の効率化と改善に向けた具体的な取組が必要となります。
- 本評価基準では、施設長がこれらの取組を自ら実施するとともに、組織内に同様の意識を形成し、職員全体で合目的・効率的な事業運営を目指すための指導力を発揮することを期待しています。
- 取組は具体的でなければなりません。訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

評価の着眼点

- 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の面から分析を行っている。
- 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- 施設長は、上記について、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- 施設長は、経営や業務の効率化や改善のために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

8- (4) 経営状況の把握

8- (4) -① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。 (共通Ⅱ-1-(1)-①)

【判断基準】

- a) 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。
- b) 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設運営をとりまく環境を把握するための取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、施設運営の基本として、組織として外的な動向を的確に把握するための取組を行っているかどうかを評価します。
- 社会的養護の動向、施設が位置する地域での福祉に対する需要の動向、子どもの数や子どもの状況の変化、養育・支援のニーズ、潜在的な保護を要する子どもに関するデータ等は、施設運営を長期的視野に立って進めていくためには欠かすことのできない情報です。
- さらに本評価基準は、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることを求めています。情報把握の目的は、環境変化に適切に対応した施設運営の維持にあり、各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されないからです。
- 評価方法は、訪問調査において外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況について、具体的な資料等を確認します。

評価の着眼点

- 社会的養護の動向について、具体的に把握するための方法を持っている。
- 子どもの数や子どもの状況等について、施設が位置する地域での特徴・変化等を把握している。
- 養育・支援のニーズ、潜在的な保護を要する子どもに関するデータ等を収集している。
- 把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されている。

8－（４）－② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。（共通Ⅱ－１－（１）－②）

【判断基準】

- a) 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。
- b) 運営状況を分析して課題を発見する取組を行っているが、改善に向けた取組を行っていない。
- c) 運営状況を分析して課題を発見する取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、運営状況を具体的に把握・分析する取組が行われているかどうかを評価します。
- 評価のポイントは、運営状況の把握・分析のための方法が組織として確立された上でその取組が行われているかどうかという点です。法人や施設長が個人的に行っているだけでは、組織としての取組として位置付けることはできません。
- 運営上の課題を解決していくためには、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定したりする等、組織的な取組が必要であるという観点で評価を行います。
- 評価方法は、担当者や担当部署等の有無、把握・分析を実施する時期や頻度、職員への周知の方法、改善へ向けての仕組み等、具体的な内容について聴取を行います。

評価の着眼点

- 定期的に養育・支援のコスト分析や子どもの数の推移、入所率等の分析を行っている。
- 改善に向けた取組が、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されている。
- 運営状況や改善すべき課題について、職員に周知し、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定する等、施設全体で取組を行っている。

8－（４）－③ 外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。（共通Ⅱ－１－（１）－③）

【判断基準】

- a) 外部監査を実施しており、その結果に基づいた運営改善を実施している。
- b) 外部監査を実施しているが、その結果に基づいた運営改善が十分ではない。
- c) 外部監査を実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法人審査基準では、外部監査の頻度について「資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模に鑑み、2年に1度程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査を行うなど法人運営の透明性の確保のために取組を行うことが望ましい」としています。
- ここでいう外部監査とは法人等の財務管理、事業の経営管理、組織運営・事業等に関する外部の専門家の指導・助言を指します。なお、財務管理、経営管理等は「公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家」（以下「外部監査の考え方」3. 外部監査の実施者を参照）によることが求められます。
- 社会福祉法人審査基準では、「法人運営の透明性の確保」を求めているので、ここで求める外部監査には、下記「外部監査の考え方」の2. 外部監査の範囲のうちいずれかのみでも差し支えありません。
- 外部の専門家による指摘事項、アドバイス等は、経営上の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置付けることができます。
- 本評価基準では、外部の専門家による外部監査を実施しているかどうか、またその結果を経営改善に活用しているかどうかを評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、書面での確認と聴取により行います。なお、行政による監査は対象ではありません。
- 「外部監査の考え方」
 - 1. 外部監査の趣旨
広く法人の外部の専門家によるチェックを通じて法人運営の透明性の確保に資することを目的とするものであること。
 - 2. 外部監査の範囲
 - ①公認会計士法に基づき公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）が行う財務諸表の監査
 - ②公認会計士等、税理士その他会計に関する専門家が行う会計管理体制の整備状況の点検等
 - ③財務状況以外の事項（法人の組織運営・事業等）の監査
 - 3. 外部監査の実施者
外部監査は、法人の財務管理、事業の経営管理その他法人運営に関し優れた識見を有する者が行うこと。具体的には、公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家や社会福祉事業について学識経験を有する者等がこれに該当すること。
なお、当該法人の役職員等や、当該法人及びその役員等と親族等の特殊な関係がある者が外部監査を行うことは適当でないこと。

評価の着眼点

- 事業規模に応じ、定期的に（2年あるいは5年に1回程度）、外部監査を受けるよう努めている。
- 外部監査の結果や、公認会計士等による指導や指摘事項に基づいて、運営改善を実施している。

8- (5) 人事管理の体制整備

8- (5) -① 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。(共通Ⅱ-2-(1)-①)

【判断基準】

- a) 目標とする養育・支援の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。
- b) 目標とする養育・支援の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しているが、それに基づいた人事管理が十分ではない。
- c) 目標とする養育・支援の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、基本方針や各計画を実現するために必要な人材や人員体制について、組織として具体的なプランを持っているかどうかを評価します。
- プランは、単に「質の高い人材の確保」という抽象的な表現にとどまるものではなく、組織の基本方針や各計画に沿って、組織を適切に機能させるために必要な人数や、体制、社会福祉士等の有資格職員や心理職等の専門職の配置といったことも含めて立案される必要があります。
- 本評価基準では、具体的な考え方・プランの有無とともに、プランどおりの人員体制が取られていない場合でも、その目標の実現に向かって計画的に人事管理が行われているかどうかを、具体的な経過等から評価します。
- 人事管理については、法人で一括して所管している場合もありますが、その場合にも本評価基準に照らし合わせて、当該施設に関する具体的な考え方を評価します。

評価の着眼点

- 必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人事管理に関する方針が確立している。
- 社会福祉士等の有資格職員や心理職等の専門職の配置等、必要な人材や人員体制について具体的なプランがある。
- プランに基づいた人事管理が実施されている。
- 各種加算職員の配置に積極的に取組、人員体制の充実に努めている。
- 職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して組織として養育・支援に取り組む体制が確立している。
- 基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法定当職員、里親支援専門相談員等の専門職員の機能を活かしている。

8－(5)－② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。(共通Ⅱ－2－
(1)－②)

【判断基準】

- a) 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課を実施している。
- b) 定期的な人事考課を実施しているが、客観的な基準に基づいて行われていない。
- c) 定期的な人事考課を実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 人事考課の持つ意味は、組織の事情によって多少の違いはあるものの、基本的には、職員の職務遂行に当たっての能力と行動及びその成果を評価者が、組織として定めた一定の基準と方法に従って評価してその結果を記録し活用することと言えます。
- 人事考課の目的と役割は、人材の能力開発、育成に活用されること、公正な職員処遇を実現すること、個々の意欲を喚起し、組織活性化に役立つことです。決して、賃金や処遇に格差をつけることを目的にしたものではありません。確かに人の評価にかかわる問題だけに慎重な対応が必要ですが、本来の目的を正しく認識し、適性に運用していくことは、健全な組織では当然のことと言えます。
- 人事考課は、「成績考課」(仕事量、仕事の完成度、業務の達成度など)、「情意考課」(規律性、協調性、積極性、責任制など)、「能力考課」(知識・技能、実行力、判断力など)の3点から行われるのが一般的です。
- 人事考課と人材育成を関連付けるとき、組織固有の評価すべき能力の具体的設定が重要であり、考課に当たっては、絶対評価の基準の明確化が求められます。そして何より、人を評価する評価者としての正しい評価眼を養うことが大切になります。人事考課の実施が、職員一人一人の資質や能力を活かした将来像を見据えながら、自己評価と関連づけて行われることが望まれます。
- 評価方法は、考課基準を職員に明示している書面によって確認するとともに、訪問調査によって客観性・公平性・透明性を確保するためにどのような取組を行っているかを具体的に聴取して確認します。
- なお、施設の規模や職員体制を十分に勘案してその実施状況を評価することが必要になります。したがって、上記判断基準における b) の客観的な基準とは、施設長等が職員の期待している仕事の内容を面接時に明確に示していることを指します。

評価の着眼点

- 人事考課の目的や効果を正しく理解している。
- 考課基準を職員に明確に示すことや、結果の職員へのフィードバック等の具体的な方策によって客観性や透明性の確保が図られている。

8－（５）－③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。（共通Ⅱ－２－（２）－①）

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善に取り組む仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 養育・支援の内容を充実させるためには、組織として、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えることが求められます。職員の就業状況や意向・意見を把握、その結果を分析・検討し、改善に向けた取組を人材や人員体制に関する具体的なプランに反映した上で進めていくといった仕組みが必要となります。
- 職員の状態を把握する取組としては、有給休暇の消化率や時間外労働の定期的なチェック、疾病状況のチェックなど客観情報の把握のほか、次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画の策定や、改正育児休業法への適切な対応、定期的な個別面接や聴取等が制度として確立していることが望まれます。
- また、把握された意向・意見について分析・検討する仕組みの有無、サポートする必要があると認められる職員に対しての対応等、把握した職員の状況に対して組織的にどのように取り組んでいるのかという点も評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において職員の就業状況や意向・意見等の記録、把握した結果についての対応の記録等の確認と聴取によって行います。

評価の着眼点

- 職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータ、疾病状況を定期的にチェックしている。
- 把握した職員の意向・意見や就業状況チェックの結果を、分析・検討する担当者や担当部署等を設置している。
- 分析した結果について、改善策を検討する仕組みがある。
- 改善策については、人材や人員体制に関する具体的なプランに反映し実行している。
- 定期的に職員との個別面接の機会を設ける等、職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。
- 希望があれば職員が相談できるように、カウンセラーや専門家と連携している。
- 困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などに取り組んでいる。

8－(5)－④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。(共通Ⅱ－2－(2)－②)

【判断基準】

- a) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施している。
- b) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施しているが、十分ではない。
- c) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、職員処遇の充実を図るという広い観点からの取組を評価の対象とします。
- 具体的には、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(平成19年厚生労働省告示第289号)第3に規定される人材確保の方策のうち、1.労働環境の整備の推進等にある「⑤健康管理対策等」及び「⑦福利厚生」に示されているものに対する取組等が挙げられます。
- 職員の健康維持の取組としては、例えば、より充実した健康診断を実施する、全職員に予防接種を励行する、健康上の相談窓口を設置する、悩み相談の窓口を設置するなどが挙げられます。
- 相談窓口の設置については、単に「困ったことがあれば施設長に相談する」といった運営ではなく、相談しやすい工夫を行っているか、相談を受け付けた後に解決を図る体制が整備されているかなど、組織的に取り組んでいるかどうかを評価します。相談窓口は組織内部のみならず、外部にも設置することが望ましいといえますが、組織内部に設置していれば評価の対象とします。
- 福利厚生の取組としては、職員の余暇活動や日常生活に対する支援を行うなど、福利厚生事業の推進を図っているかどうか確認します。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 職員の希望の聴取等をもとに、福利厚生センターへの加入等、総合的な福利厚生事業を実施している。
- 職員の悩み相談窓口を組織内に設置し、又は、関係機関と連携して、解決に向けた体制が整備されている。
- 職員の心身の健康に留意し、定期的に健康診断を行っている。
- 臨床心理士や精神科医などに職員が相談できる窓口を施設内外に確保するなど、職員のメンタルヘルスに留意している。

8- (6) 実習生の受入れ

8- (6) -① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。(共通Ⅱ-2-(4)-①)

【判断基準】

- a) 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組を実施している。
- b) 実習生の受入れと育成について、体制を整備しているが、効果的なプログラムが用意されていない等積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生の受入れと育成について、体制を整備しておらず、実習生を受入れていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○福祉の人材を育成することは、施設の社会的責務の一つです。地域の特性や施設種別、規模等、状況によって異なりますが、組織としての姿勢が明確にされているとともに、その体制が整備されている必要があります。

○要員の補充や学生の青田買いを目的とした取組では意味がありません。

○本評価基準では、まず組織として実習生受入れの意義や方針が明確にされ全職員に理解されているかが評価の対象となり、受入れ体制を整備し、様々な工夫のもとで効果的な実習が行われているかどうかを評価します。

○受入れ体制の整備については、担当者の設置と、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、子どもや保護者等への事前説明、職員への受入れの意義・方針・日程等の事前説明、実習生に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されている必要があります。

○実習生は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、より丁寧な利用者への配慮が求められます。本評価基準では、子どもにとっても有益な体験となるよう、子どもの意向を尊重した実習生の受入れについて、組織として具体的にどのような取組を行っているかについても評価します。事前説明の方法や、子どもへの配慮の具体的な取組等について聴取します。

○本評価基準では、社会福祉に関する資格取得のために受け入れる実習生が対象となります。

評価の着眼点

□実習生受入れに関する意義・方針を明文化している。

□実習生受入れに関する意義・方針を会議等で職員に説明し、全職員が理解している。

□実習生の受入れについて、受入れについての連絡窓口、事前説明、オリエンテーションの実施方法等の項目が記載されたマニュアルが整備されている。

□受入れに当たっては、学校等との覚書を取り交わす等によって、実習における責任体制を明確にしている。

□実習指導者に対する研修を実施している。

□実習内容全般を計画的に学べるようなプログラムを用意している。

□学校等と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

□学校等と連携しながら、実習内容全般を計画的に学べるプログラムを策定している。

□社会福祉士等の種別に配慮したプログラムを用意している。

8- (7) 標準的な実施方法の確立

8- (7) -① 養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。(共通Ⅲ-2-(2)-①)

【判断基準】

- a) 養育・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それに基づいた養育・支援が実施されている。
- b) 養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それに基づいた養育・支援の実施が十分ではない。
- c) 養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 養育・支援においては、個々の子どもの状況に応じた養育・支援を行う必要があります。しかし、安全性を含めて一定の水準以上の養育・支援の提供を担保するためには、施設として実施しなければならない事項をもとめ、標準的な実施方法を定めることが必要です。(例えば、児童養護施設であれば、「入浴」「食事」「学習・進路」などの養育や支援の内容ごとに定めることを想定しています。
- 標準的な実施方法を定め、一定の養育・支援の水準を保った上で、それぞれの子どもの状態に応じて個別化を行うことが必要であり、これは事故防止の観点からも有効です。
- 本評価基準では、このような観点から、標準的な実施方法が文書化されているかどうかについて評価します。これは、全ての子どもに対する画一的な養育・支援の実施を目的としたマニュアル化を求めるものではありません。
- 標準的な実施方法には、基本的な技術に関するものだけでなく、養育・支援を実施する時の留意点や子どものプライバシーへの配慮、設備等事業所の状況に応じた業務手順等も含まれ、実施する養育・支援全般にわたって文書化されていることが求められます。
- また、標準的な実施方法に基づいて実施されていることを組織として確認するための仕組みを整備し、標準的な実施方法に合わない養育・支援が行われた場合の対応方法についてもあわせて評価を行います。
- 標準的な実施方法を記した文書は、いつでも閲覧でき、職員が日常的に活用している状態が求められます。
- 評価方法は、訪問調査において書面を確認するとともに、マニュアル等の活用状況について、自立支援計画との突合せや、実施状況を確認する仕組みの有無、関係職員への聴取等によって確認します。

評価の着眼点

- 標準的な実施方法を職員に周知し、共通の認識を持って一定の水準の養育・支援を行っている。
- 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- 標準的な実施方法には、子どもの尊重やプライバシー保護の姿勢が明示されている。
- 標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- マニュアルは、子どもの状態に応じて職員が個別に柔軟に対応できるものとしている。

8- (7) -② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。(共通Ⅲ-2-(2)-②)

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みに従って検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分でない。
- c) 標準的な実施方法について、検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 標準的な実施方法について、定期的に現状を検証し、必要な見直しを組織的に行うための仕組みが定められているか、仕組みに従って見直しが行われているかどうかを確認します。
- 標準的な実施方法を定期的に見直すことは、養育・支援の質に関する職員の共通意識を育てるとともに、PDCA のサイクルによって、質に関する検討が施設として継続的に行われているという意味をあわせ持っています。
- 標準的な実施方法の見直しは、職員や子ども等からの意見や提案、子どもの状況に基づいて養育・支援の質の向上という観点から行われなければなりません。
- 評価方法は、訪問調査において、定期的な検証や見直しについて、マニュアルの改訂記録や検討会議の記録等、書面をもって確認します。

評価の着眼点

- 養育・支援の標準的な実施方法の見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。
- 見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しを行う。
- 標準的な実施方法の見直しに当たり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

8- (8) 評価と改善の取組

8- (8) -① 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。(共通Ⅲ-2-(1)-①)

【判断基準】

- a) 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備され機能している。
- b) 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されているが、十分に機能していない。
- c) 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設運営や養育・支援の質の向上は、P (Plan・計画策定) → D (Do・実行) → C (Check・評価) → A (Act・見直し) のサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組として機能していきます。
- これを具体的に示すと、改善計画策定→計画実施→実施状況の評価→改善計画の見直し→必要があれば計画変更、となります。
- 8- (8) の①～②では、この考え方に沿って質の向上に向けた組織的な取組を評価します。なお、ここでの「養育・支援の内容」とは、個別の利用者に対するものではなく、組織的な対応を求められる全体としての改善課題の発見と対応を指しています。
- 本評価基準は、現在の養育・支援の内容を正しく評価するための組織としての体制整備に焦点をあてています。「定期的に評価を行う体制が整備され機能している」とは、自己評価、第三者評価などの計画的な実施、評価を行った後の結果分析、分析内容についての検討までの仕組みが、組織として定められ実行されていることを指します。

評価の着眼点

- 評価に関する担当者・担当部署が設置されている。
- 職員の参画による評価結果を分析・検討する場が、施設として定められ実行されている。
- 3年に1回以上第三者評価を受けるとともに、定められた評価基準に基づいて、毎年自己評価を実施している。

8－（8）－② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。（共通Ⅲ－2－（1）－②）

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった組織として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでは至っていない。
- c) 評価結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 実施した自己評価、第三者評価などの結果を組織がどのように活用しているかを、改善課題の明確化という観点から評価するとともに、評価結果から明確になった課題に対して、改善策や改善実施計画を検討し決定しているか、また、決定された改善策・改善実施計画を実行しているかどうかを評価します。
- 改善課題の明確化についての評価方法は、訪問調査時に、評価結果の分析結果やそれに基づく課題等を、検討過程の記録等も含めて確認します。
- 課題の中には、設備の改善や人員配置、予算的な課題等、単年度では解決できないものも想定されます。これらについては、必要に応じて目標や中・長期計画の中で、段階的に解決へ向かって対応していくことが求められます。
- 課題の改善についての評価方法は、訪問調査において、改善課題についての評価結果に基づいた改善策、改善実施計画等の書面確認及び実施された改善策について聴取して行います。

評価の着眼点

- 職員の参画により評価結果の分析を行っている。
- 分析した結果やそれに基づく課題が文書化されている。
- 職員間で課題の共有化が図られている。
- 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善実施計画を策定する仕組みがある。
- 改善策や改善実施計画の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて計画の見直しを行っている。

第三者評価基準(案)

評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点

(乳児院版)

目次

1 養育・支援	1
(1) 養育・支援の基本	
① 子どものころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育てている。	
② 子どもの遊びや食、生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。	
③ 子どもの発達を支援する環境を整えている。	
(2) 食生活	
① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	
② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。	
③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	
④ 栄養管理に十分な注意を払っている。	
(3) 衣生活	
① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。	
(4) 睡眠環境等	
① 乳幼児が十分な睡眠をとれるように工夫している。	
② 快適な睡眠環境を整えるように工夫している。	
③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	
(5) 発達段階に応じた支援	
① 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。	
② 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	
(6) 健康と安全	
① 一人一人の乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	
② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	
③ 感染症などへの予防策を講じている。	
(7) 心理的ケア	
① 乳幼児と保護者に必要な心理的支援を行っている。	
(8) 継続性とアフターケア	
① 措置変更又は受入れに当たり、継続性に配慮した対応を行っている。	
② 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰の支援を行っている。	
③ 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。	
2 家族への支援	21
(1) 家族とのつながり	
① 児童相談所と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。	
② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。	

(2) 家族に対する支援

- ① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

3 自立支援計画、記録..... 24

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定

- ① 子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。(共通Ⅲ-4-(1)-①)
- ② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。(共通Ⅲ-4-(2)-①)
- ③ 自立支援計画について、定期的に実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。(共通Ⅲ-4-(2)-②)

(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録

- ① 子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。(共通Ⅲ-2-(3)-①)
- ② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。(共通Ⅲ-2-(3)-②)
- ③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。(共通Ⅲ-2-(3)-③)

4 権利擁護..... 31

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

- ① 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(1)-①)
- ② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。
- ③ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(1)-②)

(2) 保護者の意向への配慮

- ① 保護者の意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(2)-①)

(3) 入所時の説明等

- ① 保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。(共通Ⅲ-3-(1)-①)
- ② 入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて保護者等にわかりやすく説明している。(共通Ⅲ-3-(1)-②)

(4) 保護者が意見や苦情を述べやすい環境

- ① 保護者が相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(3)-①)
- ② 苦情解決の仕組みを確立し、保護者に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。(共通Ⅲ-1-(3)-②)
- ③ 保護者からの意見等に対して迅速に対応している。(共通Ⅲ-1-(3)-③)

(5) 被措置児童等虐待対応

- ① いかなる場合においても体罰等や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。
- ② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- ③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。

5 事故防止と安全対策..... 43

- ① 事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。(共通Ⅱ-3-(1)-①)
- ② 災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。(共通Ⅱ-3-(1)-②)
- ③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。(共通Ⅱ-3-(1)-③)

6 関係機関連携・地域支援..... 46

(1) 関係機関等の連携

- ① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。(共通Ⅱ-4-(2)-①)
- ② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。(共通Ⅱ-4-(2)-②)

(2) 地域との交流

- ① 子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。(共通Ⅱ-4-(1)-①)
- ② 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。(共通Ⅱ-4-(1)-②)
- ③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。(共通Ⅱ-4-(1)-③)

(3) 地域支援

- ① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っている。(共通Ⅱ-4-(3)-①)
- ② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。(共通Ⅱ-4-(3)-②)

7 職員の資質向上 53

- ① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。(共通Ⅱ-2-(3)-①)
- ② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。(共通Ⅱ-2-(3)-②)
- ③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。(共通Ⅱ-2-(3)-③)
- ④ スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。

8 施設運営 57

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知

- ① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。(共通Ⅰ-1-(1)-①)
- ② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。(共通Ⅰ-1-(1)-②)
- ③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組が行っている。(共通Ⅰ-1-(2)-①)
- ④ 運営理念や基本方針を保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通Ⅰ-1-(2)-②)

(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定

- ① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。(共通Ⅰ-2-(1)-①)
- ② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。(共通Ⅰ-2-(1)-②)
- ③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。(共通Ⅰ-2-(2)-①)
- ④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通Ⅰ-2-(2)-②)
- ⑤ 事業計画を保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通Ⅰ-2-(2)-③)

(3) 施設長の責任とリーダーシップ

- ① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。(共通Ⅰ-3-(1)-①)
- ② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。(共通Ⅰ-3-(1)-②)
- ③ 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。(共通Ⅰ-3-(2)-①)
- ④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。(共通Ⅰ-3-(2)-②)

(4) 経営状況の把握

- ① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。(共通Ⅱ-1-(1)-①)
- ② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。(共通Ⅱ-1-(1)-②)
- ③ 外部監査(外部の専門家による監査)を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。(共通Ⅱ-1-(1)-③)

(5) 人事管理の体制整備

- ① 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。(共通Ⅱ-2-(1)-①)

- ② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。(共通Ⅱ-2-(1)-②)
 - ③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。(共通Ⅱ-2-(2)-①)
 - ④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。(共通Ⅱ-2-(2)-②)
- (6) 実習生の受入れ
- ① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。(共通Ⅱ-2(4)①)
- (7) 標準的な実施方法の確立
- ① 養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。(共通Ⅲ-2-(2)-①)
 - ② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。(共通Ⅲ-2-(2)-②)
- (8) 評価と改善の取組
- ① 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。(共通Ⅲ-2-(1)-①)
 - ② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。(共通Ⅲ-2-(1)-②)

※「共通Ⅰ-1-(1)-①」の記載は、社会福祉事業共通の評価基準53項目の対応する番号

1 養育・支援

1－(1) 養育・支援の基本

1－(1)－① 子どものころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。

【判断基準】

- a) 乳幼児が特定のおとなと愛着関係を築くことができるような体制を整備している。
- b) 乳幼児が特定のおとなと愛着関係を築くことができるように努めているが、十分ではない。
- c) 乳幼児が特定のおとなと愛着関係を築くことができるような体制がない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保護者から離れて暮らす乳幼児にとって、個別のかかわりを持つことができる大人の存在は、心身の成長にとって欠かせないものです。ひとりのおとなと特別な愛着関係を築くことで、乳幼児は他人と自分に対する信頼感を育てることができるのです。
- 本評価基準では上記の前提に立って、一人一人の乳幼児が特定のおとなと個別のかかわりが持てるような体制整備についての評価を行います。

評価の着眼点

- 乳幼児に対する受容的・応答性の高いかかわりを心がけている。
- 日常養育における「担当養育制」を行っている。
- 特別な配慮が必要な場合を除いては、基本的に入所から退所まで一貫した担当制をとっている。
- 担当養育者と個別なかかわりを持つことができる時間を確保している。
- 語りかけや「だっこ」「おんぶ」などの身体のふれあいを通して心の安定を図り、心地よい状態を共有できるよう努めている。
- どの乳幼児も保護者、あるいは担当養育者、里親等、特定のおとなと個別のかかわりを持つことができる体制が整備されている。
- 被虐待経験のある乳幼児等特別な配慮が必要な乳幼児に対しては、個々の状態に応じた関係づくりを行っている。

1－(1)－② 子どもの遊びや食、生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。

【判断基準】

- a) 子どもの遊びや食、生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。
- b) 子どもの遊びや食、生活体験に配慮し、豊かな生活を保障する取組が十分ではない。
- c) 子どもの遊びや食、生活体験に配慮し、豊かな生活を保障されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 乳児院における養育の基本は、子どもが養育者とともに、時と場所を共有し、共感し、応答性のある環境のなかで、生理的・心理的・社会的に要求が充足されることです。
- 個々に応じて柔軟に遂行される日々のいとなみを心がけることが大切です
- 本評価基準では、上記の前提に立って、育ちの保障を日々のいとなみを通し、子どもを主体として豊かに保障されているか評価を行います。
- 着眼点以外にも小規模グループによる養育など、施設独自の工夫、取組があれば評価されます。

評価の着眼点

- 日々の生活リズムは発達や子どもの気持ちに沿いながら一人一人にあった形で進められている。
- 施設は明るく衛生的で、子どもが安心して暮らせる温かな家庭的雰囲気がある。
- 居室が安心して、くつろいだり落ち着ける場所になっている。
- 安定した環境の中、おもいおもいに遊ぶことができる安全で使いやすい遊具などがあり、自由に遊びに取り組めるよう配慮されている。
- 満足しきれない養育者との遊びの時間を提供している。
- 自然と触れ合える外遊びを養育者との十分な応答を交え提供されている。
- 栄養だけではなく季節感を取り入れた食事が提供されている
- 他児と区別された「自分のもの」といえる玩具、食器、衣類、戸棚などを個別化が図られている。

1－(1)－③ 子どもの発達を支援する環境を整えている。

【判断基準】

- a) 子どもの発達を支援する環境を整えている。
- b) 子どもの発達を支援する環境を整える取組をしているが、十分ではない。
- c) 子どもの発達を支援する環境を整える取組をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの心の発達が順調に進み、心理的に健康であるために、子どもが安全であると感じ、安心感を持てるよう配慮することは大切なことです。
- 子どもは、安全で安心感のある環境のもと、周囲の豊かな愛情と、応答的で継続的なかわりを通しておとなや世界に対する絶対的な信頼を獲得していきます。
- 養育者は子どもの情緒の表出に心を響かせ、タイミングよく仕草や言葉で応答し、子どもが自分の思いを共有してもらい他者の存在を獲得できるように心がけます。
- 本評価基準では、上記の視点に立って子どもの発達を支援する環境が整えられているか評価します。

評価の着眼点

- 入所までの生活環境や身体的成長の差等から生じる子ども一人一人の違いを十分に把握し尊重している。
- 養育者は、月齢による発達特性(自我の表出等)を認識し、養育に当たっている
- 子どもと養育者の信頼関係が築かれ、子どもが不安になった時など、いつでも応じられるように養育者が側にいるよう配慮されている。
- 一人一人の子どもの欲求や要求に対し、仕草や言葉でタイミング良く気持ちを受け止め対応している。
- 一人一人の子どもの要求に応じて、抱いたり声をかけるなど、ゆったりと接している。
- 個々の発達に合わせた分かりやすい穏やかな言葉づかいで、おだやかに話している。
- 子どもへの働きかけが、制止や指示命令に偏らないよう適切なものであることが、確認できる体制がある。
- 子どもへの言葉かけは、子どもの状態に応じた適切な言葉を用いることができるよう努めている。
- 言葉を獲得し話し始めた子どもの問いかけには、できる限りその場で対応している。
- 「いや」など駄々をこねたり、自分を表現する力がまだ十分でない子どもの気持ちをくみ取ろうとしている。

1－(2) 食生活

1－(2)－① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。

【判断基準】

- a) 一人一人の乳幼児の状態に合わせて、適切な授乳を行っている。
- b) 一人一人の乳幼児の状態に合わせて授乳を行っているが、十分ではない。
- c) 一人一人の乳幼児の状態に合わせた授乳を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 授乳は乳幼児の成長の基本ですので、まず、発達に応じた量や時間の間隔、排気のさせ方などの基本的な援助方法が、マニュアル等によって施設内で共通理解されていることが求められます。
- その上で、一人一人の乳幼児の個性やその日の体調などに合わせた個別の対応、授乳中乳幼児が安心した状態でいられるような配慮などについて、具体的な工夫や取組を評価します。

評価の着眼点

- 1 ヶ月以上児については自立授乳を基本にして、個々のリズムや体調に合わせて量や時間を工夫している。
- 授乳は、乳幼児を抱きながら、目を合わせ、やさしく言葉をかけている。
- 授乳後は、吐乳・溢乳等を防ぐために排気を十分に行っている。
- 特別な配慮が必要な場合を除いて、一人飲みをさせていない。

1－(2)－② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。

【判断基準】

- a) 離乳食を進めるに際しては、その意義や留意点に基づいて十分な配慮をしている。
- b) 離乳食を進めるに際しては、その意義や留意点に基づいて配慮しているが、十分ではない。
- c) 離乳食を進めるに際し、その意義や留意点に基づいた配慮をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 離乳食については、マニュアル等によって施設内で基本的な知識、離乳食の意義、具体的な援助方法などが共通理解されていることが望めます。
- 本評価基準では、離乳食の基本的な留意点などに関する援助内容を具体的に評価します。

評価の着眼点

- 個々の状態に合わせて離乳を開始し、様々な食べ物に慣れさせている。
- 食事をいやがったり、遊び出してしまう場合にも、時間をかけてゆっくりとした気持ちで与えている。
- 在胎期間も含め、入所に至るまでの経過や発育、発達状況を踏まえ、一人一人に合わせた食の取組が行われている。
- 栄養士や調理員等が、食事の様子をみたり、介助するなか、一人一人の発育状況や体調を考慮した調理を工夫している。

1－(2)－③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。

【判断基準】

- a) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫している。
- b) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫しているが、十分ではない。
- c) 食事をおいしく楽しく食べられるような工夫に配慮を払っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 食事は、乳幼児の身体的成長の基本であることから、年齢等に合った調理方法や栄養のバランスはもとより、食生活習慣の確立、栄養・食教育、心の健康づくりという目的に応じて一人一人の乳幼児に配慮することが大切です。
- 乳幼児が自分で食べようとする意欲を育てられるように、おいしい食事をゆっくりと、くつろいで楽しい雰囲気の中で食べることができるような環境づくりを通して精神的な安定と発達を促していく取組が求められます。
- 本評価基準では、食事をおいしく楽しく食べることができるような工夫等について施設における取組を評価します。

評価の着眼点

- 食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれている。
- 養育者や他児と一緒に食事を楽しんでいる。
- 月齢により、食事の準備や、食事作りを見たり、かかわる機会を持ち、食べることに関心を持つよう工夫されている。
- 食事の食べ方や量にばらつきがあっても全部食べることにこだわらず、美味しく楽しく食べられるように、子どもと視線を合わせ、様子をみながら言葉をかけるなど雰囲気づくりに気を配っている。
- 乳幼児が自分で食べようとする意欲を育てられるように、手に持って食べやすいものを用意したり、食器やスプーンなどに触れられるように配慮している。
- 日々の食生活を通じて食べたいもの、好きなものが増える工夫がされている。
- 乳幼児が食べやすいように、テーブル、椅子の高さを適切に調整している。
- お腹がすくリズムが持てるよう、朝食・昼食・夕食の間隔は適正になっている。
- 乳幼児の嗜好を把握して献立に反映している。
- 食後の歯磨きが定着するよう支援している。
- 栄養士、調理員等が、食事の様子をみたり、介助するなか、一人一人の発育状況や体調を考慮した調理を工夫している。

1－(2)－④ 栄養管理に十分な注意を払っている。

【判断基準】

- a) 適切な栄養管理が行われている。
- b) 栄養管理を行っているが、十分ではない。
- c) 栄養管理を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○身体的発達が著しい乳幼児期に適切な栄養を摂取することは、その後の成長にもかかわる重要なファクターです。専門的知識に基づいた献立の作成、実際の摂取量の把握、アレルギーや疾病への配慮などを基本とし、一日一日の乳幼児の体調や様子に合わせた栄養管理を行うことが求められます。

評価の着眼点

- 十分なカロリーと栄養のバランスよい献立が、栄養士により準備されている。
- 乳幼児の体調、疾病、アレルギー等に配慮した食事を提供している。
- 残食調査を行うなど栄養摂取量の把握に努め、献立に反映している。

1－(3) 衣生活

1－(3)－① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。

【判断基準】

- a) 気候や場面、一人一人の乳幼児の発達に即した清潔な衣類を用意し、状況に応じて適切に使用している。
- b) 気候や場面、一人一人の乳幼児の発達に即した清潔な衣類を用意しているが、状況に応じた使用が十分ではない。
- c) 気候や場面、一人一人の乳幼児の発達に即した清潔な衣類が十分に用意されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 衣類管理の基本は清潔であることですが、さらに気候や場面の变化、心身の発達に応じて、乳幼児が常に快適な状態でいられるような具体的な援助が必要です。
- 材質、サイズ、動きやすさ、着脱のしやすさなどに配慮した衣類が、一人一人の乳幼児に個別に用意されていることが必要となります。
- また一日の中でも天候や気温の変化、乳幼児の活動状況などに応じて適宜着替えを行うなど、生活場面での個別の援助が、職員全体の共通理解のもとに行われる必要があります。
- 衣類管理・援助に関する取組を、訪問調査によって具体的に確認して評価を行います。

評価の着眼点

- 衣類は吸湿性・通気性に富み、清潔を保ち、肌に刺激の少ない材質を使用している。
- 乳幼児の体型を考慮し、活動を阻害せず、着脱が容易なものを使用している。
- 気候調節へ配慮し、寒暖の状態に適した枚数と厚さにしている。
- 寝ている生活が主なときは前開きのものを、動きが活発になったら活動的で腹部や背中の出ないものを選ぶなど、生活実態に適し、個々の発達に応じた衣類管理を行っている。
- 衣類は個別化し、個人別に収納している。

1－（４） 睡眠環境等

1－（４）－① 乳幼児が十分な睡眠をとれるように工夫している。

【判断基準】

- a) 乳幼児が十分な睡眠をとれるよう、具体的な工夫を行っている。
- b) 乳幼児が十分な睡眠をとれるよう、工夫を行っているが、十分ではない。
- c) 乳幼児が十分な睡眠をとれるような工夫を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○乳幼児にとって睡眠は、心身の発達に重要な影響を与えます。本評価基準では、安定した睡眠のための援助について、個々の乳幼児の発達・心理に配慮した具体的な職員の対応や、安全に対する取組などについて評価を行います。

○着眼点以外にも施設独自の工夫・取組があれば評価の対象となります。

評価の着眼点

- 睡眠時の状況を観察している。
- 安心して心地よい眠りにつけるように、入眠時に子守唄を歌う等工夫している。
- さわやかな目覚めになるように、目覚めたときに視線を合わせてやさしく声をかけている。

1－(4)－② 快適な睡眠環境を整えるように工夫している。

【判断基準】

- a) 快適な睡眠環境を整えるよう、具体的に工夫している。
- b) 快適な睡眠環境を整えるよう、工夫しているが十分ではない。
- c) 快適な睡眠環境を整えるような工夫を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 寝ている時間の長い乳幼児にとって、環境面での不備は皮膚疾患や呼吸器系の疾病など直接健康を害する原因となり、心身の発達を妨げる要因となります。
- 本評価基準では、乳幼児の快適な睡眠を確保するために、環境整備の点で行われている工夫や取組を評価します。
- ベッド、寝具、照明、換気、室内の温度・湿度など、訪問調査によって確認します。

評価の着眼点

- 湿温計を備え付け、乾燥時には加湿器、多湿期には除湿器などを使用し適温・適湿を保っている。
- 肌に触れる寝具は綿素材を用いている。
- 敷布団は硬めで薄いものを用いている。
- 静かな環境を作っている。
- 快適な睡眠環境を整えるために、具体的に独自の取組を行っている。

1－（４）－③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。

【判断基準】

- a) 快適な入浴・沐浴援助を行っている。
- b) 快適な入浴・沐浴援助を行っているが、十分ではない。
- c) 快適な入浴・沐浴援助を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 適切な入浴・沐浴によって清潔を保つことは、乳幼児の健康維持の基本です。また、養育者（担当職員）とのふれあいや楽しく心地よい体験は、基本的な信頼関係を育み精神的安定・成長へとつながるものです。
- 入浴・沐浴を単に健康・清潔の視点だけでとらえるのではなく、乳幼児の心の安定・成長にも目を向けた工夫、取組を評価します。着眼点以外にも施設独自の取組があれば、評価の対象です。
- 安全管理は前提となりますが、援助方法や設備面などで独自（職員が一緒に入浴する等）の取組があれば評価の対象となります。

評価の着眼点

- 入浴・沐浴を毎日している。
- 入浴・沐浴に際し、おもちゃを用意し、心地よい体験になるよう工夫している。
- タオル・バスタオルは十分に洗濯・乾燥して常に清潔が保たれている。
- 乳幼児の年齢に適した入浴方法がとられている。
- 安心して、心地よく、楽しい入浴・沐浴になるような言葉掛けなどの配慮がなされている。

1－（５） 発達段階に応じた支援

1－（５）－① 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。

【判断基準】

- a) 幼児が排泄への意識を持てるように、具体的な援助方法を工夫している。
- b) 幼児が排泄への意識を持てるように、援助方法を工夫しているが十分ではない。
- c) 幼児が排泄への意識を持てるような、具体的な援助方法を工夫していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 排泄の自立は幼児の成長過程の中で重要なポイントとなります。一人一人の幼児の発達状況や個性に合わせて適切な排泄の援助を行うことは、幼児の自信や自分への信頼感を育てることにつながります。幼児の発達過程についての正しい知識に基づいた援助方法が求められます。
- 本評価基準では、排泄援助に関する具体的な援助方法を、マニュアルや実施記録などの確認と訪問調査によって評価します。

評価の着眼点

- おむつ交換のときに、言葉をかけながら身体をさするなどして、おむつ交換が心地よいものであることを伝えるように心がけている。
- 発達段階に応じて、排泄への興味が持てるように配慮している。
- 発達段階に応じて、おむつが濡れていないときは、便座に誘導するなどして自分から便座に座る意欲を持てるように配慮している。
- 発達段階に応じて、個々の幼児のリズムや気持ちに合わせて誘導を行っている。

1－(5)－② 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。

【判断基準】

- a) 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。
- b) 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫しているが、十分ではない。
- c) 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるような工夫を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 乳幼児は遊びを通して、好奇心を育てたり身体機能の発達を促したりし、自分の世界を広げていきます。それぞれの時期に応じた遊びについて適切な援助が行われることにより、他人との豊かな交流を経験したり社会性を育てていくことにもつながります。
- それぞれの乳幼児の発達状況や個性に配慮し、専門的視点からの計画や玩具の用意をするなど、具体的な援助が求められます。
- また、一部の玩具については個別化するなど、家庭と異なる環境にある乳幼児に対しての細やかな配慮が行われているかどうかとも評価の対象となります。

評価の着眼点

- 玩具の色・形や音色などを選ぶように工夫している。
- 戸外に出かけ、外界への興味を広げられるように配慮している。
- 模倣遊びや職員や他の乳幼児とのふれあい遊びを通して、情緒の育成を図り、人との豊かなかわりができるように配慮している。
- 養育者や他の子どもと楽しく遊ぶことができるよう心がけている。
- 子どもの五感を育てる遊びが提供できるよう工夫している。
- 玩具の個別化をする。
- 月齢により、個別の収納場所を設け自分の物という喜びや認識ができるよう工夫している。
- 子どもの手の届く所に玩具の収納場所を設け、年齢によっては自由に出し入れして遊べるようにしている。

1－(6) 健康と安全

1－(6)－① 一人一人の乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。

【判断基準】

- a) 一人一人の乳幼児に対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。
- b) 一人一人の乳幼児に対する心身の健康を管理し異常がある場合は対応しているが、十分ではない。
- c) 一人一人の乳幼児に対する心身の健康管理が行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、乳幼児の健康管理について日常的な医療機関との連携や、乳幼児一人一人に対する健康状態の把握状況等について具体的な取組（緊急時の対応マニュアルの整備など）を評価します。

評価の着眼点

- 健康観察記録を作成し、日々の健康状態の変化が一目で把握できるように工夫している。
- ミルクや離乳食を開始した当初には、発疹などアレルギー症状の出現に注意し、異常所見が見られた場合には速やかに医師に相談し対応策を講じている。
- 嘱託医による定期健康診断では、身体発育の状態や精神・運動発達・情緒的問題等について総合的な診察を行っている。
- 乳幼児の条件や集団の構成に応じて、適宜予防接種を行っている。
- 体温測定とその評価法などの日常的な健康管理に関するマニュアルを作成している。

1－(6)－② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。

【判断基準】

- a) 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。
- b) 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で対応策をとっているが十分ではない。
- c) 病・虚弱児等の健康管理について、特別な対応策をとっていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○体調が急激に変化する乳幼児の場合、病・虚弱児の健康管理には特に注意を払う必要があります。日常的には、日々の健康状態の把握や、服薬その他留意すべき事項の確実な実施が不可欠であり、状態が変化した場合には速やかに対応できる体制の整備が求められます。また緊急時に限らない専門医との連携体制を確立する必要があります。

○単にいつも注意している、というような抽象的な方法ではなく、具体的な援助・取組について評価を行います。

評価の着眼点

- 健康観察記録を行い、日々の健康状態の変化が一目で把握できるように工夫している。
- 服薬管理表等により、適切な服薬管理を行っている。
- 専門医の協力のもと、乳幼児の健康状態に応じた発達支援プログラムを作成して、乳幼児の適切な発達を支援している。
- 専門医による定例的な診断を受けている。
- 異常所見がみられた場合には、速やかに主治医に相談できる連絡体制をとっている。

1－(6)－③ 感染症などへの予防策を講じている。

【判断基準】

- a) 感染症などの発生を防ぐために、具体的に予防策を講じている。
- b) 感染症などの発生を防ぐために、具体的に予防策を講じているが、十分ではない。
- c) 感染症等の集団発生を防ぐために、具体的に防止策を講じていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 養育の場において、病気を早期に発見することの最も重要な意義は、感染症の集団発生をいかに予防するかにあります。
- 特に乳幼児突然死症候群(SIDS)や窒息の発生には、乳幼児の養育環境に発生率を高める因子があるといわれています。本評価基準では、感染症や乳幼児突然死症候群や窒息の予防について、施設における具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

- 感染症が施設内に蔓延しないように必要な措置を講じている。
- 感染症に関する対応マニュアル等を作成し、感染症や食中毒が発生し、又は、まん延しないように必要な措置を講じるよう努めている。また、あらかじめ関係機関の協力が得られるよう体制整備をしている。
- 乳幼児突然死症候群(SIDS)や窒息の予防策に関するマニュアルを整備している。
- 職員が、乳幼児突然死症候群(SIDS)や窒息についての知識を習得する機会を設けている。
- また応急処置のスキルを高めるための取組を行っている。

1－（7） 心理的ケア

1－（7）－① 乳幼児と保護者に必要な心理的支援を行っている。

【判断基準】

- a) 心理的なケアが必要な乳幼児に対して必要な心理的支援を行うとともに、保護者への心理的支援も行っている。
- b) 必要な心理的ケアを行っているが、十分ではない。
- c) 心理的なケアが必要な乳幼児と保護者に対して、支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、自立支援計画に基づく心理的支援プログラムの策定とそのプログラムによる心理的支援の実施状況等について、評価します。
- 取組には、施設で生活する乳幼児への心理的ケアだけでなく、親子関係の構築、家族との再統合・家庭復帰を視野に入れた、保護者への心理的支援も含まれます。

評価の着眼点

- 心理的な支援を必要とする乳幼児について、保護者への支援も視野に入れた自立支援計画に基づきその解決に向けた心理支援プログラムが策定されている。
- 心理支援プログラムにおいて個別・具体的方法が明示されており、その方法により心理的支援が実施されている。
- 心理職をおき、乳幼児にも保護者にも心理的な援助が行える体制ができている。
- 必要に応じて外部の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。
- 心理的なケアが必要な乳幼児や保護者への対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。

1－（８） 継続性とアフターケア

1－（８）－① 措置変更又は受入れに当たり、継続性に配慮した対応を行っている。 (共通Ⅲ－３－（２）－①)

【判断基準】

- a) 措置変更又は受入れに当たり、継続性に配慮した対応を行っている。
- b) 措置変更又は受入れに当たり、継続性に配慮した対応を行っているが、十分ではない。
- c) 措置変更又は受入れに当たり、継続性に配慮した対応を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもにとっての措置変更は、それまでに慣れ親しんできた養育者との別れによる悲しみや新たな環境に対する不安が大きくなる時期です。そのような子どもの心に配慮した取組を意識しているかどうかを評価します。
- 子どもの特性を理解するための情報の共有化やケース会議を実施し、切れ目のない養育・支援に努めることが求められます。
- 引き継ぎを行う施設、里親等と丁寧な連携を行います。そのため日頃より、それぞれの施設や里親の役割を十分に理解し、連絡協議会や合同研修会の開催など相互の連携に努めることが大切です。

評価の着眼点

- 措置変更の際し、児童相談所をはじめとした関係機関と連携を取っている。
- 乳児院で生活していた時の成長発達の記録や成長のエピソードをまとめ、文章として措置変更先への伝達に心がけている。
- 児童相談所に対し、措置変更後も措置変更先への訪問と情報収集をお願いしている。
- 措置変更先の職員と連携を密に行い、新しい施設環境に慣れるための具体的なプログラムを考え実行している。
- 措置変更先の施設や里親と子どもの保護者との顔合わせ等の配慮を行っている。
- 退所先の地域の関係機関と連携し、退所後の生活が安定するよう努めている。
- 継続的な支援を行うための育ちの記録を作成している。
- 前任の養育者や施設の担当者から後任の者へ適切に引き継がれている。

1－(8)－② 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰の支援を行っている。

【判断基準】

- a) 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう支援を行っている。
- b) 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○子どもにとって家庭に引き取られるということは、今までの乳児院での養育者との別離も同時に体験することになります。施設養育者から家庭の保護者への愛着対象の移行という現実を重く受け止め、家庭復帰後の様々な課題に対して保護者と共に考え、助言や支援を大切にすることがあります。

○家庭復帰は、家庭復帰後のリスク等を、関係機関と十分に協議して判断、決定する必要があります。

評価の着眼点

- 家庭復帰に至るまでの親子関係再構築のプログラムが立てられている。
- 保護者の面会時に保護者自身の不安な気持ちや悩みに寄り添い、保護者との信頼関係を大切にしている。
- 保護者と施設が一緒になって子どもの幸せを願い、育てていこうといった気持ちを保護者に理解してもらうよう努めている。
- 退所後、保護者の求めに応じ、相談に乗ることや場合によっては家庭訪問をするように努めている。
- 退所に当たってはケース会議を開催し、保護者の意向を踏まえて、児童相談所や関係行政機関と協議のうえ、適切な退所時期や退所後の生活を検討している。
- 子どもが退所する地域の関係機関と連携し、退所後の生活の支援体制の構築に努めている。
- 退所後の施設として保護者や子どもが相談できる窓口を設置し、保護者や子どもに伝えている。

1－(8)－③ 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。
- b) 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設を退所した後の生活は、子どもにとっても保護者にとっても新たな再出発の時期です。大きな喜びに加え、様々な課題や問題点が発生する可能性も心に留め、アフターケアの取組を大切にすることが必要です。
- 退所後の地域における要保護児童対策地域協議会との情報交換が行われることが大切です。
- 本評価基準では、退所後の支援体制作りの取組を評価します。

評価の着眼点

- 保護者が相談しやすいように、退所後の支援者とのかかわりを継続している。
- 児童相談所との連携の中で、退所後のリスクアセスメントを丁寧に行っている。また、復帰後の安全性への確認と、危機的状況が生じた場合の対応について検討し、具体的な手立てを明確化している。
- 具体的な支援者となる機関や人物と保護者が信頼関係を築けるように配慮している。
- 子どもの状況や家庭の状況を把握し、必要に応じて退所後の記録を整備している。

2 家族への支援

2-(1) 家族とのつながり

2-(1)-① 児童相談所と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。

【判断基準】

- a) 乳幼児と家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりができています。
- b) 乳幼児と家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりが十分ではない。
- c) 相談に応じる体制づくりができていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、乳幼児と家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりについて、児童相談所との連携や家族への具体的ななかかわり方等を通して評価します。

評価の着眼点

- 家族との関係調整については、定例的かつ必要に応じて児童相談所等と協議を行っている。
- 施設と家族が信頼関係を構築できるよう努めている。
- 養育計画について、入所後も適宜、家族と確認しあう機会を設けている。
- 家庭訪問や親との面接などを通じて家族への働きかけを行い、親子関係の継続や修復に努めている。
- 面会、外出、一時帰宅後の乳幼児の様子を注意深く観察し、家族からの不適切なかかわりの発見に努めている。
- 乳幼児の協働養育者として、日常生活の様子について家族に伝えている。
- 乳幼児に関係する地域、施設等の予定や情報を、家族に随時知らせている。
- 家庭支援専門相談員をケアワークとは独立した専門職として配置し、その役割を明示している。
- 児童相談所と協働し、家庭内で虐待の発生につながるようなリスク要因を取り除くための手立てを検討している。
- 児童相談所を中心とした他機関との協働により、虐待の未然防止と家族機能の再生に向けてのサービス資源の提供などのソーシャルワークを行っている。

2-(1)-② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に
行っている。

【判断基準】

- a) 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。
- b) 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、子どもと家族との関係づくりのための具体的な面会計画や面会の状況の記録等について評価を行います。
- 子どもの保護者に対して、定期的な面会を通して、子どもとの信頼関係を再構築する重要性について理解させておくことが必要です。

評価の着眼点

- 面会時に保護者との信頼関係の構築に努め、養育スキルの向上を支援している。
- 面会時の子どもの様子や保護者のかかわりの様子についての記録をとっている。
- 定期的な面会を通して保護者と子どもの関係の変化について記載されている。
- 一時帰宅の際に児童相談所と協議を行い、連携し、家庭訪問等を実施している。
- 面会、外出、施設宿泊、一時帰宅などを計画的に設定し、乳幼児と保護者との関係性が好転し、保護者の養育意欲が向上するよう支えている。
- 帰宅や面会前後などの乳幼児の様子や保護者の言動に注意を払い、不適切な状況に素早く気づけるよう努めている。

2-(2) 家族に対する支援

2-(2)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 保護者と子の愛着関係の確立や保護者の養育意欲形成を援助するように努力している。
- b) 保護者と子の愛着関係の確立や保護者の養育意欲形成を援助するように努力しているが、十分ではない。
- c) 保護者と子の愛着関係の確立や保護者の養育意欲形成の援助を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、親子関係の再構築を行うに当たっての留意点や親の課題に対する認識を施設職員が十分に持っていることが大切です。
- 児童相談所の担当児童福祉司との連携を丁寧に行い、保護者の相談に積極的に応じることのできる専門的なチームを作るように心がけることが大切です。
- 家族の不安や抱えた心理課題を受けとめ、寄り添い、課題に向けた具体的な示唆ができるよう専門性を高めることが求められます。

評価の着眼点

- 入所理由の理解とケアの方向性についてアセスメントしている。
- 家庭支援に関する具体的なプログラムや配慮事項が明記されている。
- 児童相談所との間において親子の関係性についてのアセスメントを定期的実施している。
- 施設内において、家庭支援専門相談員、個別担当職員、心理担当職員、担当養育者、施設長等の中で、ケース会議が定期的実施され、記録を残している。
- 保護者の相談に積極的に応じるための保護者面接の設定等、専門的なカウンセリング機能の充実に努めている。
- 保護者と子どもとの愛着関係が築けるよう関係調整に向けた専門的アプローチを行っている。
- 課題の内容によっては適切な機関につなげられるよう、地域の精神、心理相談のできる機関を十分に把握し、連携をとっている。
- 面会時に親子関係再構築のために、保護者に適切な助言ができる専門性を高めている。

3 自立支援計画、記録

3- (1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定

3- (1) -① 子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。(共通Ⅲ-4-(1)-①)

【判断基準】

- a) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しており、定められた手順に従ってサービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）を具体的に明示している。
- b) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しているが、定められた手順に従ってサービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）を十分に明示していない。
- c) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しておらず、定められた手順に従ってサービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）を具体的に明示していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- アセスメントには子どもの心身の状況や生活状況等を把握するとともに、子どもにどのような養育・支援を行う上のニーズがあるかを明らかにすることが含まれます。
- 子どもの状況を正確に把握し、ニーズを明らかにすることは、自立支援計画策定の基本となる重要なプロセスです。心身状況や生活状況あるいはニーズを施設が定めた統一された手順と様式によって把握する必要があります。
- 児童相談所等の関係機関との話し合いや関係書類、子ども本人との面接などで、子どもの心身の状況や生活状況、保護者（親族）の状況など家庭環境、学校での様子など必要な情報を収集することが求められます。
- 乳幼児については、かかわりながらの行動観察、保護者からの聞き取り、関係機関からの情報が重要です。児童相談所と連携し、乳幼児の疾患や障害の有無、妊娠期の状況、出産後の生育歴、乳幼児が生活していた家庭環境の情報を把握することが求められます。また、家族についても、児童相談所と協働し、家族構成、家族状況等必要な情報を把握する必要があります。

評価の着眼点

- 把握した子どもの心身の状況や生活状況等の情報を、総合的に分析、検討した課題を適切に把握し、施設が定めた統一した様式によって記録している。
- アセスメントの定期的見直しの時期と手順を定めている。
- 部門を横断した様々な職種の関係職員（種別によって組織以外の関係者も）が参加して、アセスメントに関する協議を実施している。
- 子ども一人一人の具体的なニーズが明示されている。
- 様式の中には、子どもの強みや長所など伸ばすことも記載している。
- アセスメントは、乳幼児の担当職員をはじめ、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行っている。

3-(1)-② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。(共通Ⅲ-4-(2)-①)

【判断基準】

- a) アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。
- b) アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させているが、十分ではない。
- c) アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準の「自立支援計画」とは、子ども一人一人について具体的な養育・支援の内容が記載された自立支援計画を指します。自立支援計画には、アセスメント結果を適切に反映させることが必要です。
- 本評価基準では、自立支援計画の策定に当たって、施設での体制が確立しているかどうかを評価します。具体的には、まず自立支援計画策定の責任者の設置を求めます。自立支援計画は、医療やメンタル面での支援等も含めた総合的な視点で作成されなければならないこと、実施状況の評価・見直しに当たっても、総合的な視点からより良い状態を検討する必要があること等、全体を統括する責任者が必要だからです。
- 責任者とは、必ずしも自立支援計画を直接作成する者を意味していません。各部門の担当者の意見を、集約・調整する場を設定し、その場に参画して自立支援計画の内容の決定までを統括する、また保護者への連絡や説明等を行う、等が責任者に求められる役割です。
- 役割分担は、施設の状態に応じて異なっても構いません。施設として自立支援計画の策定方法が定まっていること、それぞれの担当者がその定められた方法における役割を果たしていること、全体の内容を掌握した責任者が配置されていることなどが求められます。
- さらに、アセスメント結果を自立支援計画に適切に反映しているかについても評価します。関係職員で協議を行い、アセスメント結果に基づき、課題解決のための目標と、目標達成に向けた具体的な取組を自立支援計画に反映しているか等を判断します。
- 策定された自立支援計画を、全職員で共有し、養育・支援は統一かつ統合されたものでなければなりません。
- 乳児院では、アセスメントについて適切な理解を深めるために、職員は様々な理論や知見について学び、専門性を高めておく必要があります。そのための職員研修に努め、乳幼児や家族の抱えている課題の理解に基づいて、自立支援計画を策定することが求められます。
- 子どもの意向の反映については、自立支援計画に意向が明示されていることによって、意向を踏まえた計画が策定されていると評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、自立支援計画の策定・実施のプロセスを具体的に聴取します。また、子ども数名の自立支援計画による確認も行いますが、責任体制を含めて実態がどのようになっているかという視点で評価が行われます。
- 子ども一人一人の自立支援計画が作成されていないことは想定していませんが、その場合は

c) 評価となります。

評価の着眼点

- 自立支援計画策定の責任者（基幹的職員等）を設置している。
- 自立支援計画を策定するための部門を横断した様々な職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、利用者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- 自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築されるとともに、機能している。
- 児童相談所と援助方針等について打ち合わせ、自立支援計画に反映している。
- 策定した自立支援計画を児童相談所に提出し、共有している。
- 自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めている。
- 支援目標は、子どもに理解できる目標として、表現し、努力目標として子どもに説明し、合意と納得を得ている。
- 発達理論、障害に関する等様々な科学的知見に基づいて、乳幼児の抱えている課題について理解を深め、自立支援計画を策定している。
- 関係性に関する理論や虐待発生リスクやメカニズム等の知見に基づいて、家族の抱えている課題について理解を深め、自立支援計画を策定している。

3-(1)-③ 自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。(共通Ⅲ-4-(2)-②)

【判断基準】

- a) 自立支援計画について、定期的実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。
- b) 自立支援計画について、定期的実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 自立支援計画について、定期的実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子ども一人一人に対する養育・支援の質の向上を図るためには、策定した自立支援計画について、恒常的な取組にしていかなければなりません。
- そのために、自立支援計画の評価・見直しに関する施設として決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、自立支援計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望まれます。
- また、養育・支援の実施状況が責任者に確実に伝わる仕組みが必要です。実施記録での養育・支援の実施状況の確認や、担当者からの報告ルート等が、システムとして成立しており、責任者が総合的な視点で情報を管理している状態を求めています。
- 自立支援計画の見直しでは、目標そのものの妥当性や、具体的な援助や解決方法の有効性等について検討しますが、変更に関する子どもや保護者等の意向の確認と同意を得ることが重要な留意点です。
- 自立支援計画の見直しは、子どもとともに振り返り、子どもの意向を確認し、併せて保護者の意向を踏まえて、それらを反映させつつ、子どもの最善の利益を考慮して行うことが重要です。
- 定期的な評価結果に基づいて、必要があれば自立支援計画の内容を変更しているかどうかを、記録等と自立支援計画等の書面によって評価します。

評価の着眼点

- 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、ケース会議の参加職員、子どもや保護者等の意向把握と同意を得るための手順等、施設として仕組みを定めて実施している。
- 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- 計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築している。
- アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行っている。

3-(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録

3-(2)-① 子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。(共通Ⅲ-2-③-①)

【判断基準】

- a) 子ども一人一人の自立支援計画の実施状況が適切に記録されている。
- b) 子ども一人一人の自立支援計画の実施状況が記録されているが、十分ではない。
- c) 子ども一人一人の自立支援計画の実施状況が記録されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子ども一人一人に対する養育・支援の実施状況は、施設の規定に従って統一した方法で記録される必要があります。記録は、職員の情報の共有化を図るとともに、自立支援計画の評価・見直しを行う際の基本情報となります。
- 適切に記録されているとは、自立支援計画に沿ってどのような養育・支援が実施されたのか、その結果として子ども一人一人の状態はどのように推移したか、について具体的に記録されていることを指します。
- 入所からアフターケアまでの養育・支援の実施状況を、保護者等及び関係機関とのやりとり等を含めて適切に記録することが求められます。
- 評価方法は、訪問調査において、子ども数名の自立支援計画と、それに対する記録等の書面を確認します。

評価の着眼点

- 自立支援計画に基づく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。
- 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導などの工夫をしている。
- 子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録している。

3-(2)-② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を
確立し、適切に管理を行っている。(共通Ⅲ-2-(3)-②)

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等に関する記録管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもや保護者等に関する記録管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもや保護者等に関する記録管理について規程が定められていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- ここでいう「記録の管理」とは、書面による管理に加え電子データによる管理も含まれます。
- 子どもや保護者等に関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要があります。
- 施設が保有する子どもや保護者等の情報は、個人的な情報であり、その流出は子どもや保護者等に大きな影響を与えることから、情報が外部に流出しない管理体制が必要となります。記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要です。
- 一方、情報開示については、保護者等から情報開示を求められた際の規程です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、子どもや保護者等への配慮等が必要です。
- 評価方法は、訪問調査において規程等の確認、実際の記録の保管状況、開示請求への対応、保存と廃棄の確認等を行います。
- なお、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」は、個人情報に関する基本的概念等、理解しておかなければならない関連法令です。

評価の着眼点

- 記録管理の責任者が設置されている。
- 子どもや保護者等の記録の保管、保存、廃棄に関する規程等を定めている。
- 子どもや保護者等や保護者等から情報の開示を求められた場合に関する規程を定めている。
- 記録の管理について個人情報保護と情報開示の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- 職員は、個人情報保護法を理解し、遵守している。
- 職員に守秘義務の遵守を周知している。

3-(2)-③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。(共通Ⅲ-2-(3)-③)

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組が行われている。
- b) 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組が行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準は、子どもや保護者等に関する情報の流れについて、施設としての取組を評価します。
- 子どもや保護者等の状況等に関する情報とは、子どもや保護者等の状況、養育・支援の実施に当たり留意すべき事項、実施に伴う状況の変化、アセスメントや自立支援計画の実施状況等、子どもや保護者等にかかわる日々の情報全てを指します。
- 共有化については、知っておくべき情報が職員に正確に伝わる仕組みが確立していることが必要です。その際、伝えてはならない情報、担当者で留めてよい情報と責任者等へ伝えるべき情報、他部門への伝達が必要な情報、速やかに伝えるべき内容と後日整理して伝えるべき内容等の的確に分別され、決められた方法によって伝達されていくことが求められます。
- 情報の流れと共有化について施設として管理することは、子どもや保護者等の状態の変化や養育・支援の内容の不具合に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。
- 引継ぎや申し送り、回覧等は当然に行われていることとしてとら、施設の特性に応じた共有化へのより積極的な取組を評価します。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- 情報共有を目的として、ケース会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。
- 記録について、パソコンを利用している場合にはネットワークシステム等を利用して、パソコンを利用していない場合には台帳が整備され、施設内で情報を共有する仕組みを作っている。

4 権利擁護

4- (1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

4- (1) -① 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。(共通Ⅲ-1 -(1)-①)

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解を持つための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解を持つための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢が明示されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 養育・支援の実施では、子どもの意向を尊重することは当然ですが、さらに、子どものQOLの向上を目指した積極的な取組が求められています。本評価基準では、子どもへの尊重について、施設内での共通の理解を持つためにどのような努力が行われているかどうか評価します。
- 施設の種別や養育・支援の内容の違いによって、子ども尊重の具体的な留意点は異なるので、施設としての基本姿勢と、施設全体の意識向上への取組を中心に評価を行います。施設の基本姿勢は、理念や基本方針に明示されていることを前提とします。
- 共通の理解を持つための取組の具体例としては、子どもの尊重や基本的人権への配慮に関する施設の勉強会・研修や、実施する養育・支援の標準的な実施方法への反映、被措置児童等虐待防止についての周知徹底等が挙げられます。
- 施設長や職員が子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加し、人権感覚を磨くことで、施設全体で権利擁護の姿勢を確立することが大切です。

評価の着眼点

- 理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示している。
- 子どもを尊重した養育・支援に関する基本姿勢が、個々の養育・支援の標準的な実施方法等に反映されている。
- 子どもを尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。
- 被措置児童等虐待防止について職員に周知徹底している。

4-(1)-② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。

【判断基準】

- a) 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。
- b) 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践しているが、十分ではない。
- c) 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることの職員の共通の理解がなく、日々の養育・支援において実践していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、職員が子どもの人権に配慮した養育・支援を行うために、職員の倫理観の育成や養育実践への具体的な取組を評価します。
- 施設長や職員が子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加し、人権感覚を磨くことで、施設全体で権利擁護の姿勢をもつことが求められます。
- 施設の独自の取組を評価します。

評価の着眼点

- 人権に配慮した養育・支援を行うために、職員一人一人の倫理観、人間性並びに職員としての職務及び責任の理解と自覚を持ち実践している。
- 施設全体の養育・支援の質の向上を図るために、養育実践や研修を通じて専門性を高めている。
- また、養育実践や養育の内容に関する職員の共通理解や意見交換を図る機会を設け、協働性を高めるよう取り組んでいる。
- 職員は、「乳児院倫理綱領（全国乳児福祉協議会作成）」を理解している。
- 職員は、「より適切なかかわりをするためのチェックポイント（全国乳児福祉協議会作成）」などを用いて、職員自身のかかわりの振り返りを行っている。

4-(1)-③ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(1)-②)

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、職員に周知する取組が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○ここでいうプライバシーとは、「他人に干渉されたりしない、安心して過ごすことのできる各個人の私生活上の自由」のことです。子どものプライバシー保護については子どもの尊重の基本であり、例えば、子どもが他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければなりません。子どもからの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。なお、個人情報保護に関する取組は本評価基準にいうプライバシーの対象ではありません。(個人情報保護に関する取組は、3-(2)-②「利用者に関する記録の管理体制が確立している。」の項目の対象となります。)

○職員に対し、子どものプライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解させること、種別に応じた留意点に関する規程・マニュアル等を作成して周知徹底することが必要です。周知徹底は、単に職員に規程・マニュアル等を配布しただけではb) 評価となります。

○養育・支援の場面ごとに作成されている手順書の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、本評価基準での「規程・マニュアル等」と認めることができます。

○施設の場合、通信、面会に関するプライバシー保護や、入浴・排泄等生活場面におけるプライバシー保護について、設備面での配慮や工夫も含めた組織としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて全体を評価します。

○評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。

評価の着眼点

子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等の整備や、施設・設備面での工夫等、組織として具体的に取り組んでいる。

居室への立ち入りや手紙の開封等が必要な場合の事前説明と本人の同意等について手続きを定めて行っている。

子どものプライバシー保護に関する基本的知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識、利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。

規程・マニュアル等に基づいた養育・支援が実施されている。

4- (2) 保護者の意向への配慮

4- (2) -① 保護者の意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(2)-①)

【判断基準】

- a) 保護者の意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。
- b) 保護者の意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者の意向に配慮する姿勢が明示されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設では、「自立支援計画」の作成に際して、保護者の意向の確認が必要となっています。それだけでなく、施設として保護者の意向を把握する仕組みを整備しているか、また、調査等の結果を活用し、組織的に養育・支援の改善に向けた取組が行われているか評価します。
- 職員は日常的な会話の中で発せられる子どもの意向をくみ取り、施設として、改善課題の発見に努めることが大切です。
- 具体的には、保護者の意向に関する調査、保護者への個別の聴取、生活場面面接等があります。子どもや保護者の意向に関する調査等を定期的に行うことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料となります。
- さらに、保護者の意向への配慮に関する調査の結果を活用し、具体的な養育・支援の改善に結びつけているかどうか、そのために組織として仕組みを整備しているかどうかを評価します。
- 調査結果を分析・検討する担当者・担当部署の設置、定期的な検討会議開催等の仕組みが求められます。
- このような仕組みが機能することで、職員の保護者の意向への配慮に対する意識を向上させ、施設全体が共通の問題意識のもとに改善への取組を行うことができるようになります。調査結果が職員に共有されているかどうか、評価の対象となります。
- 評価方法は、調査結果に関する分析や検討内容の記録、改善策の実施に関する記録等の書面や、訪問調査での具体的な取組の聴取等によって確認します。

評価の着眼点

- 保護者の意向に関する調査を定期的に行っている。
- 保護者の意向を把握する目的で、保護者への個別の相談面接や聴取、保護者との懇談会を定期的に行っている。
- 保護者の意向を把握する目的で、保護者会などに出席している。
- 保護者の意向に関する調査の担当者・担当部署の設置や、把握した結果を分析・検討するために、保護者参画のもとで検討会議の設置等が行われている。
- 分析・検討の結果に基づいて具体的な改善を行っている。

4－（3）入所時の説明等

4－（3）－① 保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。（共通Ⅲ－3－(1)－①）

【判断基準】

- a) 保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報を積極的に提供している。
- b) 保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような情報を提供していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設長には、保護者等が養育・支援の内容を正しく理解することができる情報を提供することが求められています。
- ここで言う情報とは、養育・支援の内容を正しく理解できるような子どもや保護者の視点に立った情報を指します。
- 養育・支援の内容がわかりやすく紹介された印刷物の作成、ホームページの作成、紹介ビデオの作成、見学・体験希望者への対応等、保護者等が情報を簡単に入手できるような取組、工夫が必要です。
- 本評価基準では、養育・支援の内容等について施設が積極的に情報提供を行うことを求めています。

評価の着眼点

- インターネットを利用して、施設を紹介したホームページを作成し公開している。
- 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- 見学、体験入所、一日利用等の希望に対応している。
- 施設の様子（内容）がわかりやすく紹介された印刷物等を作成し、希望があれば見学にも応じるなど養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行っている。

4-(3)-② 入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて保護者等にわかりやすく説明している。(共通Ⅲ-3-(1)-②)

【判断基準】

- a) 入所時には、養育・支援の内容や施設での約束ごとについて施設が定める様式に基づき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 入所時には、養育・支援の内容や施設での約束ごとについて施設が定める様式に基づき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 入所時には、養育・支援の内容や施設での約束ごとについて施設が定める様式に基づき保護者等に説明を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、入所時に、保護者等にわかりやすく説明を行っているかどうかの評価のポイントになります。
- 保護者等に対する説明は、どの子保護者に対しても、施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることを前提としています。また、本人が説明を受けることが困難な保護者に対して、施設がどのような支援の方法をとっているかも確認します。
- 特に、保護者や子どもの不安を解消し、施設生活を理解できるような説明、さらに担当者を決めて温かみのある雰囲気の中で、保護者や子どもに安心感を与えるような適切な支援も必要となります。
- 評価方法は、訪問調査において、説明の様式・内容や援助の内容と状況を聴取します。また、子どもや保護者等への説明内容が具体的に記録された書面を確認します。書面での確認ができない場合はc) 評価となります。

評価の着眼点

- 入所時に、養育・支援の内容が具体的に記載された資料を用意して、保護者等に説明している。
- 説明に当たっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- 施設の規則、面会や帰宅などの約束ごとや生活上の留意点等についてわかりやすく説明している。
- 保護者や子どもの不安を解消し施設生活を理解できるよう配慮し、担当者を決めて適切な養育・支援を行っている。

4-（4）保護者が意見や苦情を述べやすい環境

4-（4）-① 保護者が相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、保護者に伝えるための取組を行っている。（共通Ⅲ-1-(3)-①）

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、相談方法や相談相手を選択できない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、組織として保護者が相談したり意見を述べたりしやすいような方途をどのように構築しているか評価します。
- 相談方法や相手を選択できるとは、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置する等、専門的な相談、あるいは組織に直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手が用意されているような取組を指します。
- 取組を実効あるものにしていくためには、子どもや保護者等に十分に周知されている必要があります。入所時に説明を行うだけでなく、日常的に相談窓口を明確にした上で、その内容をわかりやすい場所に掲示する、日常的な言葉かけを積極的に行う等の取組も評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査によって組織としての取組を聴取し、書面や実際の施設内の見学等で確認します。

評価の着眼点

- 保護者が、複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを、わかりやすく説明した文書を作成している。
- 保護者等に、その文書を配布している。
- 保護者等に十分に周知し、日常的に相談窓口を明確にした上で、内容をわかりやすい場所に掲示している。
- 相談や意見を述べやすいようなスペースに配慮している。
- 保護者等が自由に意見を表明できるよう、保護者等と職員の関係づくりに取り組んでいる。
- 普段の子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいる。
- 発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない子どもに対して、職員が代弁者としての役割を果たすよう努めている。
- 日常生活の場面で、面接を実施し、子どもから意見を引き出すよう取り組んでいる。

4-(4)-② 苦情解決の仕組みを確立し、保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。(共通Ⅲ-1-(3)-②)

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法第82条によって、社会福祉事業の経営者は、利用者等からの苦情の適切な解決に努めることが求められています。また、各福祉施設の最低基準等においては、利用者等からの苦情への対応が規定されています。本評価基準では、これらの背景を踏まえて、実際に苦情解決の仕組みが組織の中で確立され機能しているかどうか、また組織が苦情解決について、提供する養育・支援の内容に関する妥当性の評価や改善課題を探るための有効な手段と位置付けているかどうかを評価します。
- 苦情解決の体制については、①苦情解決責任者の設置（施設長、理事長等）、②苦情受付担当者の設置、③第三者委員の設置が求められています。第三者委員は、苦情解決についての密室性の排除と社会性・客観性の確保、利用者の立場に立った苦情解決の援助のために設置されるもので、人数は複数が望ましいとされています。
- 苦情解決の手順については、苦情解決の仕組みを利用者等に十分周知しているかどうか、苦情を受け付けた時の正確な記録と苦情解決責任者への報告が行われているかどうか、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果を記録しているかどうか、苦情を申し出た利用者等に経過や結果をフィードバックしているかどうか、苦情を申し出た利用者等に不利にならない配慮をした上で公表しているかどうか、等が評価のポイントとなります。
- また、組織が苦情解決への取組を、利用者保護の視点と同時に、養育・支援の質の向上に向けた取組の一環として積極的にとらえているかどうかを、体制の整備や解決手順・結果公表等の具体的な取組によって評価します。
- 苦情解決責任者が設置されていない、苦情受付担当者が設置されていない、第三者委員が設置されていない、解決への話し合いの手順等が特に決まっていない、公表を行っていない場合はc) 評価となります。

評価の着眼点

- 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）を整備している。
- 苦情解決の仕組みを説明した資料を保護者等に配布、説明しているとともに、わかりやすく説明した掲示物を掲示している。
- 保護者に対して、苦情記入カードの配布や匿名アンケート実施など保護者が苦情を申し出やすい工夫を行っている。
- 苦情を受け付けて解決を図った記録が適切に保管されている。
- 苦情への検討内容や対応策を、保護者等に必ずフィードバックしている。
- 苦情を申し出た保護者等に配慮した上で、苦情内容及び解決結果等を公表している。

4-(4)-③ 保護者等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。(共通Ⅲ-1-(3)-③)

【判断基準】

- a) 保護者等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。
- b) 保護者等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備しているが、迅速に対応していない。
- c) 保護者等からの意見や駆除等に対する対応マニュアルを整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準は、苦情に限定されない保護者等からの意見や、提案への対応について評価します。苦情に対しては、迅速な対応を心掛けている施設も多いと思われませんが、意見や提案に対しても同様に迅速な対応体制を整えることが、保護者等からの信頼を高めることにつながります。
- 施設には、保護者等からの苦情のみならず、意見や提案から組織の改善課題を発見し、養育・支援の質を向上させていく姿勢が求められます。この姿勢を具体化したものが、本評価基準で取り上げている「対応マニュアル」となります。
- 対応マニュアルには、意見や提案を受けた後の手順や、具体的な施設内での検討等対応方法、記録の方法さらには保護者への経過と結果のフィードバック、公表の方法などがその内容別に具体的に記載されているとともに、より効果的な仕組みとしていくために、対応マニュアルの見直しを行うことが必要となります。
- また、対応マニュアルに沿って対応を図ることはもとより、保護者等からの意見や苦情を、実施する養育・支援や施設運営の改善につなげていかなければなりません。
- 本評価基準では、対応マニュアルの整備のほか具体的に養育・支援や施設運営の改善につなげている取組も含めて評価します。

評価の着眼点

- 意見や提案を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について規定したマニュアルを整備している。
- 対応マニュアルに沿った取組がなされており、意見や提案のあった保護者等には、検討に時間がかかる場合も状況を速やかに報告している。
- 対応マニュアルの定期的な見直しを行っている。
- 苦情や意見等を養育・支援や施設運営の改善に反映している。
- すぐに対応することが難しいことについても、職員会議等で話し合う等の取組を行っている。
- 保護者や子どもの希望に答えられない場合は、その理由を保護者や子どもに丁寧に説明して、理解を求めている。

4－（5）被措置児童等虐待対応

4－（5）－① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。

【判断基準】

- a) 体罰等を行わないよう徹底している。
- b) －
- c) 体罰等を行わないための取組が十分ではない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 乳児院における援助では、いかなる場合においても体罰等は許されるものではありません。
- 本評価基準では、施設における体罰等を行わないための取組について評価します。
- 職員研修等を通じて体罰等を行わないことへの意識を高めることのほか、日頃から体罰等の起こりやすい状況や場面について検証するとともに、体罰等を必要としない援助技術の習得を図る等の取組が求められます。
- また、体罰等があった場合を想定して、その原因や体罰の方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みを整備することも必要となります。

評価の着眼点

- 「就業規則」等の規程に体罰等の禁止を明記している。
- 具体的な例を示して体罰等を禁止している。
- 体罰等の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、体罰等を伴わない的確な援助技術を習得できるようにしている。
- 体罰等の禁止を職員に徹底するため、日常的に会議等で体罰を取り上げ、行われていないことを確認している。
- 体罰等があった場合を想定して、施設長が職員にその原因や体罰の方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みが~~つ~~つくりられている。
- 体罰防止のために、具体的に独自の取組を行っている。

4－(5)－② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- b) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 体罰はもとより、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅迫等の心理的虐待等の不適切なかかわりも絶対に許されるものではありません。
- 乳児院においては、日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて不適切なかかわりの防止について対策を講じておかなければなりません。
- 本評価基準では、施設における不適切なかかわりの防止・早期発見に向けた具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

- 暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底している。
- 不適切なかかわりに迅速に対応できるように、乳幼児からの訴えやサインを見逃さないよう留意している。
- 不適切なかかわりの防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。
- 不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、これによらない援助技術を習得できるようにしている。
- 不適切なかかわりの防止の視点から、職員体制（配置や担当の見直し等）を検討している。
- 不適切なかかわりの防止の視点から、密室・死角等の建物構造の点検と改善を行っている。
- 不適切なかかわりを発見した場合には、記録し、必ず施設長等に報告することが明文化されている。
- 不適切なかかわりがあった場合を想定して、施設長が職員にその原因や方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うような仕組みがつけられている。
- 乳幼児の健全な発達を妨げるような職員の不適切なかかわり防止について、具体的に独自の取組を行っている。

4－（５）－③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。

【判断基準】

- a) 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。
- b) 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、対応しているが、十分でない。
- c) 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 乳幼児の生命を守る乳児院において施設内虐待は、いかなる場合においても許されるものではありません。
- 本評価基準では、施設における被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応への体制整備について評価します。

評価の着眼点

- 被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合、都道府県市の指導に従い、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの対応ができるよう体制整備を行い、施設運営の改善を行い、再発防止に努めている。
- 被措置児童等虐待の届出・通告に関する研修会などをし、職員に周知している。
- 子どもの権利擁護に関する勉強会を実施している。

5 事故防止と安全対策

5-① 事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。(共通Ⅱ-3-(1)-①)

【判断基準】

- a) 子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し機能している。
- b) 子どもの安全確保のために、組織として体制を整備しているが、十分に機能していない。
- c) 子どもの安全確保のために、組織として体制を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの安全を確保することは、最も基本的な社会的養護の質を保証するものです。安全確保のための体制を整備することは最低限の義務として当然のことであり、社会的養護の質の向上を目指す意味からも事故防止等に積極的に取り組む必要があります。
- また、安全確保のための体制の確立には、施設長が明確な目的意識のもとにリーダーシップを発揮することが求められます。
- 安全確保の取組は、組織的・継続的に行われなければその成果は望めません。子どもの安全確保を目的としたマニュアル等を整備した上で、組織内のシステムを確立し実行していくことは、子どもの安全等に関する意識を職員全体で向上させていくことにもつながります。
- 具体的には、①責任を明確にした安全確保のための体制の確立（緊急時の対応体制を含む）、②担当者・担当部署の設置、③定期的な検討の場の設置、④事故防止策実施の定期的な評価・見直しの実施等が挙げられます。
- なお、安全確保のために把握すべきリスクには、衛生上のリスク、感染症のリスク、急病及び不審者の侵入、施設外で利用者が遭遇する可能性のあるリスク（犯罪、事故等）等、子どもにかかわる全てのリスクを含みます。

評価の着眼点

- 施設長は子どもの安全確保の取組について、リーダーシップを発揮している。
- 子どもの安全確保に関する担当者・担当部署を設置し、その担当者等を中心にして、関係職員の参画のもとで定期的に安全確保に関する検討会を開催している。
- リスクの種類別に、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- 事故発生対応マニュアル、衛生管理マニュアル等を作成して職員に周知しているとともに、マニュアル類は定期的に見直しを行っている。
- 不審者の侵入等の緊急時の安全確保の体制が整備されている。
- 施設周辺等における不審者等の情報について、日頃から地域や警察等の関係機関と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとっている。
- 子どもが犯罪や事故の被害から自分を守るため、施設外での行動に当たって遵守すべき事項について支援している。

5-② 災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。(共通Ⅱ-3-(1)-②)

【判断基準】

- a) 地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を積極的に行っている。
- b) 地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが十分ではない。
- c) 地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの安全確保をするためには、養育・支援上のリスク対策のみならず、災害時に対しても、組織的に対策を講じることが必要です。
- 特に施設においては、災害時においても、子どもの安全を確保するとともに養育・支援を継続することが求められます。「養育・支援の継続」の観点から、災害時に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要です。
- 消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、実効性の高い取組を積極的に行っているかどうか確認します。
- 例えば、ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどが挙げられます。
- ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、子どもや職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。

評価の着眼点

- 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。
- 災害時の対応体制を整えている。
- 子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、全職員に周知されている。
- 食料や備品類などの備蓄リストを作成し、備蓄を進めている。
- 地元の消防署、警察、自治会、消防団と連携するなど工夫して訓練を実施している。

5-③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。(共通Ⅱ-3-(1)-③)

【判断基準】

- a) 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い実行している。
- b) 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集しているが、要因分析と対応策の検討が十分ではない。
- c) 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの安全確保のための体制整備の面では施設長のリーダーシップが欠かせませんが、具体的な安全確保策を講じる際には業務の現場における知恵の活用が最も重要です。
- 本評価基準のポイントは、組織として子どもの安全を脅かす事例の収集を、その仕組みを整備した上で実施しているかどうか、そして収集した事例を有効に活用しているかどうか、という点にあります。
- 事例の収集は、子どもの安全確保を目的に組織として情報を共有化し、対策を講ずるために行うものです。職員個人の反省を促したり、ノルマを課す性格のものではないことに留意する必要があります。事例を収集して、その要因を分析し、対応策を検討・実施することで事故等の発生を防ぐとともに、職員の「危険への気付き」を促す効果が生まれます。
- 要因分析と対応策の検討は、組織的・継続的に行われていることがポイントです。単に収集事例の分類や一覧表の作成等に留まらず、課題を把握し、実効的な事故防止策等の策定と実行までつなげているものを評価します。
- また継続的な取組として、実施されている安全確保策についての定期的な評価・見直しを行う必要もあります。(子どもの安全を脅かす事例には、衛生上のリスク、感染症のリスク等を含みます。)

評価の着眼点

- 法令で定められるもののほか、安全対策の一環として建物設備や遊具等の点検を行ったり、施設内外の危険箇所について把握している。
- 薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的にしている。
- 子どもの安全を脅かす事例の収集を、その仕組みを整備した上で実施している。
- 収集した事例について、職員の参画のもとで発生要因を分析し、未然防止策を検討している。
- 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
- 災害や事故発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施している。
- 外部からの不審者等の侵入防止のための対策や訓練など不測の事態に備えて対応を図るとともに、地域の関係機関等と連携し、必要な協力が得られるよう努めている。

6 関係機関連携・地域支援

6- (1) 関係機関との連携

6- (1) -① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。(共通Ⅱ-4- (2) -①)

【判断基準】

- a) 施設の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報が職員間で共有されている。
- b) 施設の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示しているが、その情報が職員間で共有されていない。
- c) 施設の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○施設の役割や機能を達成し、社会的養護の質を向上させていくためには、地域の様々な機関や団体との連携が必要となります。ここで言う「必要な社会資源」とは、子どもへの養育・支援の質の向上のために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、福祉事務所、児童相談所、保健所、公共職業安定所、病院、学校、地域内の他の事業所やボランティア団体、NPO、各種自助組織、町内会・自治会等地縁組織等が挙げられます。制度サービスのみならず制度外のサービスによるボランティア団体やNPOによるサービスを含めて考える必要があります。

○また、職員間でそれらに関する情報の共有化が図られているかどうかの評価も行います。関係機関・団体の機能や、連絡方法を記載した資料の保管場所や内容等が、必要に応じて職員が活用できるようになっているかどうか、会議で説明を行う等職員に周知されているかどうかについても、訪問調査で確認を行います。

評価の着眼点

- 個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示し、当該地域の関係機関・団体について、その機関・団体との連携の必要性を含めたリストや資料を作成している。
- 職員会議で説明する等職員間で情報の共有化が図られている。

6-(1)-② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。(共通Ⅱ-4-(2)-②)

【判断基準】

- a) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。
- b) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保しているが、具体的な取組や事例検討は行っていない。
- c) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもに対してより良い養育・支援を行うとともに、地域社会において役割を果たしていくためには、関係機関・団体とのネットワーク化が必要不可欠です。その上で、問題解決に向けてネットワークを有効に活用することが重要です。本評価基準では、前項で明示された関係機関・団体との連携について、定期的な取組状況を評価します。
- 社会的養護が必要になる前の支援の充実が望まれています。児童養護施設の職員が要保護児童対策地域協議会などに参画することで、親子分離や再統合した親子の再虐待を未然に防ぐことが期待できます。
- 定期的な取組の具体例としては、関係機関・団体等の参画のもとで定期的にケース会議を開催している、地域の定期的な連絡協議会に参加している、地域内の他組織と定期的に連絡会を開催している、等が挙げられますが、子どもに対する養育・支援の一環として行われる具体的な取組でなければ、十分とは言えません。
- また、築き上げたネットワークを有効に活用することが重要です。事業を進めていく上で、地域全体で課題となっている点について、関係機関・団体へ積極的に問題提起し、解決に向けて協働して取り組んでいく、等が挙げられます。
- なお、ネットワークを有効に活用していくためには情報の共有化が必要となりますが、その際、伝えてはならない情報に対する十分な管理が求められる点に留意が必要です。
- 評価方法は、いくつかの関係機関・団体との具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- 地域の関係機関・団体とのネットワーク化に取り組んでいる。
- 子どもや家族の支援について、関係機関等と協働して取り組む体制を確立している。
- ネットワーク内で共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- 関係機関・団体ネットワーク内での共通の課題に対して、ケース会議や情報の共有等を行い、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- 施設職員等が要保護児童対策地域協議会などの会議やケース会議等に積極的に参加している。
- 児童相談所と施設は子どもや家族の情報を相互に提供している。

6- (2) 地域との交流

6- (2) -① 子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。(共通Ⅱ-4-(1)-①)

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを適切に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが地域の人々と交流を持ち良好な関係を築くことは、子どもの活動範囲を広げるための大切なプロセスです。施設は、子どもの地域活動への参加を推奨し、子どもが参加しやすくなるための体制整備を行うことが求められます。
- 同時に、子どもと地域の人々との交流は、地域と施設の相互交流を促進するという意味もあわせ持っています。施設が、地域社会の一員としての社会的役割を果たすためにも、子どもの地域への参加は大きな意味を持つと言えます。
- 本評価基準では、子どもの地域との交流を広げることを目的とした組織の取組について評価します。子どもが地域へ出て行きやすいような援助と同時に、地域に対して、施設や子どもへの理解を深めるための取組を行うことも評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において実施状況の聴取が主となり、事業報告書等、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 地域とのかかわり方について基本的な考え方を文書化している。
- 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で子どもに提供している。
- 子どもが地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが援助を行う体制が整っている。
- 施設や子どもへの理解を得るため地域の人々と子どもとの交流会の機会を定期的に設けている。
- 施設の職員等が町内会や児童会等、地域の諸団体の役員等として活動している。
- 法人や施設を支える会、後援会等を組織し、施設養育・支援の趣旨に賛同した地域の人々から支えられている。
- 子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の利用者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。
- 地域のボランティア活動の参加や、お祭りなど地域社会の活動へ参加を支援している。

6-(2)-② 施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。
(共通Ⅱ-4-(1)-②)

【判断基準】

- a) 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。
- b) 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 地域とのかかわりを深める方法として、施設が持つ専門的な技術や情報を地域に提供することが挙げられます。このような取組を積極的に行うことは、地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにつながっていきます。
- 具体的には、育児に関する講習会や研修会・講演会等の開催、相談窓口の設置等が挙げられます。
- また、施設のこのような活動を地域へ知らせるための取組も評価の対象となります。
- 施設の種類や規模等によって、具体的な取組は様々だと思われませんが、本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。

評価の着眼点

- 育児に関する講習会や研修会、地域住民の生活に役立つ講演会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。
- 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。
- 地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にする取組を積極的に行っている。
- 育児相談窓口、子育て支援サークル等、地域ニーズに応じ住民が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。

6-(2)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。(共通Ⅱ-4-(1)-③)

【判断基準】

- a) ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。
- b) ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備しているが、十分でない。
- c) ボランティア受入れに対する基本姿勢が明確でなく、受入れについての体制を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 地域の人々によるボランティア活動は、地域社会と事業所をつなぐ柱の一つとして位置付けることができます。多くの施設が、様々な形でボランティアを受入れ、地域の人々との交流を図っていると思われませんが、施設側の姿勢や受入れ体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルを誘引する場合があります。
- 本評価基準では、まず、組織としての基本姿勢（基本的な考え方・方針等）について、明文化されているかどうかを評価します。また、それにはボランティアに関する組織としての姿勢や受入れの目的、仕事の範囲等が明文化されていることが必要です。
- 次に、ボランティア活動が不測の事故などに結びつかないためにも、施設側の体制が整っていることが求められます。特に子どもと直接接する場面では、十分な準備が必要で、見知らぬ人を忌避する子どもへの配慮も求められます。また、ボランティアは福祉の専門職ではないので、注意事項等の説明が十分でない場合には、子どもとトラブルになったり不測の事故が起きる危険も潜んでいます。
- 本評価基準では、ボランティアの受入れに関する担当者の設置とマニュアルの作成を求めています。マニュアルには、登録手続、ボランティアの配置、子ども等への事前説明、ボランティアへの事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録、等の項目が記載されている必要があります。また、トラブルや事故を防ぐためのボランティアへの研修実施が必要です。
- ボランティア保険等傷害保険、賠償責任保険の加入の確認を行う必要があります。
- 評価方法は、ボランティア受入れに当たっての手順や流れ、事前説明の仕組み、ボランティアへの事前説明の仕組みなど、具体的な方法を書面と聴取によって行います。

評価の着眼点

- ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、仕事内容、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
- ボランティアに対して必要な説明や研修を行っている。
- 施設の主催行事にボランティアを招くなど、ボランティアに施設をより深く理解してもらう取組をしている。

6- (3) 地域支援

6- (3) -① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。 (共通Ⅱ-4-(3)-①)

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、施設が地域社会における役割を果たすために、地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っているかどうかを評価します。
- 「意見箱」を設置しているだけでは、積極性という観点からはb) 評価となります。
- 地域住民から意見をもらう場合は、受け身な姿勢ではなく、相談事業を活発化させて、その中でニーズを把握する、地域交流のイベント時にアンケートを実施するなど、主体的に動くことが重要です。

評価の着眼点

- 関係機関・団体との連携に基づき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催する等によって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- 地域住民に対する相談事業を実施すること等を通じて、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- 社会的養護の施設の責務を果たすべく、開かれた施設運営を行っている。

6-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。(共通Ⅱ-4-(3)-②)

【判断基準】

- a) 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。
- b) 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動計画があるが、実施されていない。
- c) 施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動の計画がない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会的養護の施設では、地域の子育て支援の機能の強化が重要です。
- 具体例としては、ショートステイ等や、育児支援の相談事業等があります。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 把握した福祉ニーズに基づいて実施した具体的な事業・活動がある。
- 把握した福祉ニーズに基づいた具体的な事業・活動を、中・長期計画や事業計画の中に明示している。
- 新たな事業・活動や企画の実施の時には、その利用者等に対して説明し、その意向を尊重している。
- 施設が有する専門性を活用し、地域の子育ての相談・助言や市町村の子育て事業の協力している。
- 地域の里親支援、子育て支援等に取り組むなど、施設のソーシャルワーク機能を活用し、地域の拠点となる取組を行っている。

7 職員の資質向上

7-① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。
(共通Ⅱ-2-(3)-①)

【判断基準】

- a) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。
- b) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されているが、十分ではない。
- c) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 職員の教育・研修に関する基本的な考え方のポイントは、社会的養護の質の向上のために組織が定めた目標とその目標達成に向けた各計画に、職員の研修計画が整合していなければならないという点です。組織として目的意識を持った研修計画が策定される必要があります。
- 本評価基準では、求められる職員のあり方を、具体的な技術水準や専門資格の取得といった点から明確にした職員の教育・研修に関する組織の基本姿勢を、基本方針や中・長期計画に明示していることを求めています。
- 施設が実施する養育・支援の質の向上に対する取組を評価する項目ですので、正規職員の他、派遣契約職員や臨時職員等、職員全体についての教育・研修を対象とします。
- また、組織としての目的意識が明確にされているかどうかを評価しますので、単なる研修計画表は評価の対象となりません。組織が求める職員の専門性（知識、技術、判断力等）について、具体的な目標が明記され、それとの整合性が確保された体系的な計画が必要になります。
- 法人が一括して所管している場合であっても、本評価基準の趣旨に照らして評価します。

評価の着眼点

- 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や中・長期計画の中に、組織が職員に求める基本的姿勢や意識を明示している。
- 現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や中・長期計画の中に、施設が職員に求める専門性や専門資格を明示している。

7-② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。(共通Ⅱ-2-(3)-②)

【判断基準】

- a) 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され、計画に基づいた具体的な取組が行われている。
- b) 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されているが、計画に基づいた具体的な取組が十分に行われていない。
- c) 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、個別の職員に対する教育・研修について、計画の策定と教育・研修の実施の視点から評価します。
- 組織は、基本姿勢に基づいてそれぞれの職員に求められる技術や知識等について、分析を行い教育・研修内容を決定していきます。さらに、実施された教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画を策定します。教育・研修計画についての中・長期的な視点も必要とされます。
- 基本姿勢を踏まえた教育・研修計画であるかどうか、一人一人の職員の持つ技量等を評価・分析し、その結果に基づいて計画が策定されているかどうか、その計画の策定の際に経験年数や将来への意向等を考慮しているかどうか、さらに実際に計画に従った教育・研修が実施されているかどうかを評価のポイントとなります。
- 職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や関係機関など様々な人とのかわりの中で共に学びあう環境を醸成することが大切です。
- 具体的には、相談員の面接技術向上のための国家資格の取得等が挙げられます。

評価の着眼点

- 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されている。
- 職員一人一人について、援助技術の水準、知識、専門資格の必要性などを把握している。
- 策定された教育・研修計画に基づき、実際に計画に従った教育・研修が実施されている。
- 施設内外の研修を体系的、計画的に実施するなど、職員の自己研鑽に必要な環境を確保している。
- 教育・研修計画には、新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されている。

7-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。

(共通Ⅱ-2-(3)-③)

【判断基準】

- a) 研修成果の評価が定期的に行われるとともに、次の研修計画に反映されている。
- b) 研修成果の評価が定期的に行われているが、次の研修計画に反映されていない。
- c) 研修成果の評価が定期的に行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、研修成果の評価・分析が行われているかどうかを評価します。研修参加者の報告レポートや、評価・分析が記載された文書（職員別研修履歴等）で確認を行います。

○さらに、研修成果の評価・分析が、次の研修計画に反映されているかどうかを、継続した記録等の資料で確認します。

評価の着眼点

□研修を終了した職員は、報告レポートを作成している。

□研修を終了した職員が、研修内容を報告会などで発表し、共有化する機会を設けている。

□報告レポートや発表、当該職員の研修後の業務等によって、研修成果に関する評価・分析を行っている。

□評価・分析された結果を次の研修計画に反映している。

□評価・分析された結果に基づいて、研修内容やカリキュラムの見直しを行っている。

7-④ スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。

【判断基準】

- a) スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を積極的に支援している。
- b) スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援しているが、十分でない。
- c) スーパービジョンの体制が確立しておらず、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 職員の資質向上には適切なスーパービジョン体制は重要です。本評価表では、施設におけるスーパービジョン体制のあり方を評価します。
- また施設独自の具体的な取組があれば評価します。

評価の着眼点

- 施設長、基幹的職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などのスーパーバイザーに、いつでも相談できる体制を確立している。
- 職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応できる仕組みがある。
- 職員相互が評価し、助言し合う機会を設けるなどし、職員一人一人の援助技術が向上するよう取り組んでいる。
- さらに、チームアプローチなど施設全体の養育・支援の質を向上するよう努めている。

8 施設運営

8-（1）運営理念、基本方針の確立と周知

8-（1）-① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。 （共通Ⅰ-1-（1）-①）

【判断基準】

- a) 法人・施設の運営理念を明文化しており、法人と施設の使命・役割を反映している。
- b) 法人・施設の運営理念を明文化しているが、法人と施設の使命・役割の反映が十分ではない。
- c) 法人・施設の運営理念を明文化していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法では、利用者個人の尊重や地域福祉の推進、さらには社会的養護の質の向上に向けた取組等、これからの社会福祉の方向性が規定されています。
- 本評価基準では、実施する社会的養護の内容や特性を踏まえた法人・施設の運営理念が具体的に示されているかどうかを評価します。
- 理念は、法人の社会的存在理由や信条を明らかにしたものであり、職員の行動規範であることから法人経営や様々な事業を進める上での基本となるため、「経営者の頭の中にある」といったことではなく、職員や子ども等への周知を前提として明文化されていることが必要となります。
- 本評価基準は、各評価基準に基づく評価を行っていく際、次項の評価基準の「基本方針」とあわせてその基礎となるものです。個々の評価基準はそれぞれの具体的な取組状況を評価するものとなっていますが、その行われている具体的な取組が法人・施設の運営理念や基本方針を達成するために適切であるのか、といった視点から評価される点に留意が必要となります。
- 一つの法人で介護や保育など多様な養育・支援を提供している場合は、法人の理念に基づき各施設や事業所の実情に応じて施設や事業所ごとに運営理念を掲げていても構いません。
- 公立施設においては、施設長に与えられた職掌の範囲内を考慮した上で、本評価基準の基本的考え方に沿った具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

- 法人・施設の運営理念が文書（事業計画等の法人・施設内文書や広報誌、パンフレット等）に記載されている。
- 法人・施設の運営理念から、法人・施設が実施する社会的養護の内容や特性を踏まえた法人・施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- 法人・施設の運営理念には運営指針を踏まえ、子どもの権利擁護や家庭的養護の推進の視点が盛り込まれ、施設の使命や方向、考え方が反映されている。

8- (1) -② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。
(共通 I-1-(1)-②)

【判断基準】

- a) 法人・施設の運営理念に基づく基本方針を明文化しており、その内容が適切である。
- b) 法人・施設の運営理念に基づく基本方針を明文化しているが、その内容が十分ではない。
- c) 法人・施設の運営理念に基づく基本方針を明文化していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 基本方針は、法人・施設の運営理念に基づいて当該施設の子ども等に対する姿勢や地域とのかわり方、あるいは施設が有する機能等を具体的に示す重要なものであり、年度ごとに作成する事業計画等の基本ともなります。
- 基本方針が明確にされていることによって、職員は自らの業務に対する意識付けや子ども等への接し方、社会的養護への具体的な取組を合目的に行うことができるようになります。また、対外的にも、実施する社会的養護に対する基本的な考え方や姿勢を示すものとなり、当該施設に対する安心感や信頼を与えることにもつながります。
- 第三者評価では、法人・施設の理念とあわせて、施設が実施する社会的養護に関する基本方針が明文化されていることを基本的な事項として重要視しています。職員や子ども等への周知を前提としていることも、法人・施設の運営理念と同様です。
- 施設によっては「基本方針」を年度ごとに作成する事業計画の「重点事項」としている場合もあるようですが、本評価基準では、「重点事項」の前提となる、より基本的な考え方や姿勢を明示したのものとして「基本方針」を位置付けています。

評価の着眼点

- 基本方針には運営指針を踏まえ、子どもの権利擁護や家庭的養護の推進の視点が盛り込まれている。
- 基本方針には施設の役割や機能などが具体的に記載されている。
- 基本方針が文書（事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等）に記載されている。
- 基本方針は、法人・施設の運営理念との整合性が確保されている。
- 基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。

8－（１）－③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組が行っている。（共通Ⅰ－１－（２）－①）

【判断基準】

- a) 法人・施設の運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 法人・施設の運営理念や基本方針を職員に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 法人・施設の運営理念や基本方針を職員に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 運営理念や基本方針は、社会的養護に対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となるものですから、職員には十分な周知と理解を促すことが重要となります。
- 本評価基準では、運営理念や基本方針を文書にして職員に配布することは基本的な取組と位置付け、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。
- 評価方法は、訪問調査において組織として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取した上で、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。
- 本評価基準にいう「職員」とは、常勤・非常勤、あるいは職種を問わず、組織に雇用される全ての職員を指しています。

評価の着眼点

- 運営理念や基本方針を会議や研修において説明している。
- 運営理念や基本方針の周知を目的とした実践テーマを設定して会議等で討議の上で実行している。
- 運営理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

8- (1) -④ 運営理念や基本方針を保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通I-1-(2)-②)

【判断基準】

- a) 法人・施設の運営理念や基本方針を保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 法人・施設の運営理念や基本方針を保護者等に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 法人・施設の運営理念や基本方針を保護者等に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 運営理念や基本方針は、社会的養護に対する考え方や姿勢を示すものですから、職員に限らず、保護者等にも広く周知することが必要となります。また、保護者等に対して運営理念や基本方針を周知することによって、実施する福祉養育・支援に対する安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められることとなります。
- 保護者等に対する周知では、作成された印刷物等の内容がわかりやすいかどうか、周知の方法に配慮しているかどうかについても評価の対象となります。また、保護者等に対しては職員に対する方法とは違った工夫も求められます。
- 評価方法は、前項の評価基準と同様、訪問調査において保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取することを基本とします。

評価の着眼点

- 運営理念や基本方針をわかりやすく説明した資料を作成する等、より理解しやすいような工夫を行っている。
- 障害を持つ保護者や子どもに対しての周知の方法に工夫や配慮をしている。
- 運営理念や基本方針を施設の保護者会等で資料をもとに説明している。
- 運営理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

8－（２）中・長期的なビジョンと計画の策定

8－（２）－① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。（共通Ⅰ－２－（１）－①）

【判断基準】

- a) 経営や、施設の養育・支援に関する中・長期計画を策定している。
- b) 経営や、施設の養育・支援に関する中・長期計画を策定しているが、課題や問題点を解決するための内容が十分でない。
- c) 経営や、施設の養育・支援に関する中・長期計画を策定していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 「中・長期計画」とは、組織の理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものです。（本評価基準における「中・長期」とは3～10年を指すものとします。）
- 本評価基準では、社会的養護の更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズに基づいた新たな社会的養護の養育・支援の実施といったことも含めた将来像や目標（ビジョン）を明確にし、その将来像や目標（ビジョン）を実現するために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画を評価します。なお、書類の体裁等を評価するものではありません。
- 本評価基準では、以下の順序で組織の現状が整理され、中・長期計画が策定されることを期待しています。
 - i) 運営理念や基本方針の実現に向けた将来像や目標（ビジョン）を明確にする。
 - ii) 明確にした将来像や目標（ビジョン）に対して、実施する社会的養護の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにする。
 - iii) 明らかになった課題や問題点を解決し、将来像や目標（ビジョン）を達成するための具体的な中・長期計画を策定する。
 - iv) 計画の実行と評価・見直しを行う。
- 本評価基準で対象としている課題や問題点とは、組織として取り組むべき体制や設備といった全体的な課題です。個々の利用者に関する課題は対象ではありません。

評価の着眼点

- 運営理念や基本方針あるいは質の高い養育・支援の実現に向けた将来像や目標（ビジョン）を明確にしている。
- 実施する社会的養護の養育・支援の内容や、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにしている。
- 中・長期計画は、課題や問題点の解決に向けた具体的な内容になっている。
- 中・長期計画に基づく取組を行っている。
- 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。
- 養育単位の小規模化による家庭的養護の推進や早期に家庭復帰が見込めない乳幼児には個々の状況に応じて里親委託を推進し、併せて里親支援機能の充実などを行う計画を明確にしている。
- 医療や療育の必要な子どもに対する専門的ケアや地域支援の拠点機能を強化し、地域の里親支援やショートステイなど家庭支援を行う体制を充実させる内容になっている。

8- (2) -② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。
(共通 I-2-(1)-②)

【判断基準】

- a) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。
- b) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されているが、事業内容が十分でない。
- c) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準における評価のポイントは、①中・長期計画の内容が、各年度の事業計画に反映されていること、②単年度における事業内容が具体的に示され、さらに実行可能な計画であること、の二点です。

○単年度の事業計画は、年度の終了時に実施状況についての評価を行う必要があります。上記の評価ポイントの二点目は、実施状況の評価が可能となるような計画であることを求めています。数値化等できる限り定量的な分析が可能であることが求められます。

○評価方法は、事業計画の内容を書面で確認するとともに、取組状況について施設長から聴取して確認します。

評価の着眼点

□事業計画には、小規模化、専門的支援、人材育成、地域支援等、中・長期計画の内容を反映した各年度における事業内容が具体的に示されている。

□事業計画は、実行可能かどうか、具体的な活動や数値目標等を設定することによって実施状況の評価を行えるかどうかについて配慮がなされている。

□事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。

□事業計画は、前年度の実施状況の把握や評価を踏まえて策定している。

8- (2) -③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。(共通I-2-(2)-①)

【判断基準】

- a) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。
- b) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われていない。
- c) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準における評価のポイントは、中・長期計画や事業計画の策定に当たり、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが組織として定められており、機能しているかという点です。また、内容によっては子どもや保護者の意見を集約して各計画に反映していくことも求められます。あわせて、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や子どもや保護者等の意見を取り込めるような手順が組織として定められ、実施されているかという点も重要です。

○中・長期計画の評価は、社会の動向、組織の状況、子どもや保護者等や地域のニーズ等の変化に対応するために行います。単年度事業計画の評価は、次年度へのステップとなるだけでなく、中・長期計画の妥当性や有効性についての見直しの基本となります。

○評価方法は、計画策定過程の記録、計画の評価・見直しの記録、事業計画の評価結果が、次年度の事業計画に反映されているかについての継続した事業計画の比較等で確認します。

○なお、各計画の策定、評価、見直しにおいて、例えば、中・長期計画に関しては幹部職員等が参画し、単年度の事業計画に関しては幹部職員以外に中堅職員等が加わるなど、計画の性質や内容に応じて、参画する職員が違って構いません。

評価の着眼点

年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。

評価の結果に基づいて各計画の見直しを行っている。

一連の過程が一部の職員だけで行われていない。

8-(2)-④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通I-2-(2)-②)

【判断基準】

- a) 各計画を職員に配布して周知を図るとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 各計画を職員に配布して周知を図っているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 各計画を職員に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 各計画を職員がよく理解することは、計画達成のために欠かすことができない要件です。本評価基準では、職員に対する周知では各計画を文書にして配布することは基本的な取組と位置付け、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。
- 評価方法は、訪問調査において職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取した上で、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

評価の着眼点

- 各計画を会議や研修において説明している。
- 各計画をメールで配信したり、見やすい場所に掲示するなどの工夫を行っている。
- 各計画をわかりやすく説明した資料を作成する等によって、より理解しやすいような工夫を行っている。
- 各計画の進捗状況を確認し、継続的な取組を行っている。

8- (2) -⑤ 事業計画を保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通I-2-(2)-③)

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に配布して周知を図るとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に配布して周知を図っているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保護者等に対する周知では、作成された印刷物等がわかりやすいかどうか、その内容や方法への配慮についても本評価基準の評価の対象となります。必ずしも計画そのものを配布する必要はなく、簡潔にまとめたものでも構いません。意図が理解されることが大切です。
- 障害のある子どもや乳幼児等に対しては、保護者に対して説明することも求められます。
- 評価方法は、訪問調査において保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取した上で、保護者に聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

評価の着眼点

- 保護者等に各計画をわかりやすく説明した資料を作成する等によって、より理解しやすいような工夫を行っている。
- 各計画を子保護者会等で資料をもとに説明している。

8- (3) 施設長の責任とリーダーシップ

8- (3) -① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。(共通 I-3- (1) -①)

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮している。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○施設長は、組織全体をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員からの信頼を得るために欠かすことができないものです。質の高い養育や支援の実施や、効率的な運営は、施設長だけの力で実現できるものではなく、組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮することが施設長の要件と言えます。

○本評価基準での「施設長」とは、施設を実質的に管理・運営する責任者を指します。

○具体的な取組については、施設長が社会的養護の使命を自覚し、文書化するとともに会議や研修において表明する等、組織内に十分に伝わるとともに、理解を得ることができる方法で行われていることが評価のポイントとなります。

評価の着眼点

施設長は、自らの役割と責任について、文書化するとともに、会議や研修において表明している。

施設長は、自らの役割と責任について、広報誌等に掲載して表明している。平常時のみならず、有事（災害・事故等）における施設長の役割と責任が明確になっている。

施設長は、職員の模範となるよう自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。

8－（3）－② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。（共通Ⅰ－3－（1）－②）

【判断基準】

- a) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設が社会的役割を果たしていくためには、基本的な関連法令や施設としての倫理を踏まえて事業を進める必要があります。施設長自らがそれらの法令等（憲法、法律、政令、府・省令、告示、通達、局長通知、課長通知）や倫理を正しく理解し、組織全体をリードしていく責務を負っています。
- 組織として遵守しなければならない基本的な関連法令について、リスト化する等の方法で正しく認識されているかどうか、また最新の内容が把握されているかどうか等が評価のポイントとなります。
- 遵守の対象となる法令としては、福祉分野に限らず、雇用・労働や防災、環境への配慮に関するものについても含まれることが望まれます。
- 本評価基準では、施設長の、遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組と実際に遵守するための具体的な取組の双方を求めています。

評価の着眼点

- 施設長は、法令遵守の観点での施設経営に関する研修や勉強会等に参加している。
- 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、リスト化する等の取組を行っている。
- 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

8－（３）－③ 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。（共通Ⅰ－３－（２）－①）

【判断基準】

- a) 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、養育・支援の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法第78条には、施設は「良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」とされています。施設ではその質を向上させることが重要な課題になっています。
- 施設長は、理念や基本方針に照らし合わせた養育・支援の質に関する課題を把握し、その課題と改善に向けた取組を組織全体に明らかにして指導力を発揮することが重要です。
- 本評価基準では、施設長がこの課題を正しく理解した上で、組織に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

評価の着眼点

- 施設長は、実施する養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- 施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を取り入れるための具体的な取組を行っている。
- 施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- 施設長は、養育・支援の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

8－(3)－④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。(共通I－3－(2)－②)

【判断基準】

- a) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組について指導力を発揮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設長は、施設運営の基本である経営や業務の効率化と改善という基本的な課題を常に視野に入れて組織を運営していくことが求められます。
- なお、この項目は、前項目の質の向上と相反するものであってはなりません。
- 経営状況やコストバランスの分析に基づいて、経営や業務の効率化を行うとともに、その効果をさらなる改善に向けていくといった継続的な取組が安定的かつ良質な養育・支援の実施には不可欠となります。
- 施設長には、理念や基本方針の実現に向けて、人事、労務、財務等、それぞれの視点から常に検証を行い、経営や業務の効率化と改善に向けた具体的な取組が必要となります。
- 本評価基準では、施設長がこれらの取組を自ら実施するとともに、組織内に同様の意識を形成し、職員全体で合目的・効率的な事業運営を目指すための指導力を発揮することを期待しています。
- 取組は具体的でなければなりません。訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

評価の着眼点

- 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の面から分析を行っている。
- 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- 施設長は、上記について、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- 施設長は、経営や業務の効率化や改善のために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

8－（４）経営状況の把握

8－（４）－① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。 (共通Ⅱ－１－（１）－①)

【判断基準】

- a) 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。
- b) 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設運営をとりまく環境を把握するための取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、施設運営の基本として、組織として外的な動向を的確に把握するための取組を行っているかどうかを評価します。
- 社会的養護の動向、施設が位置する地域での福祉に対する需要の動向、子どもの数や子どもの状況の変化、養育・支援のニーズ、潜在的な保護を要する子どもに関するデータ等は、施設運営を長期的視野に立って進めていくためには欠かすことのできない情報です。
- さらに本評価基準は、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることを求めています。情報把握の目的は、環境変化に適切に対応した施設運営の維持にあり、各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されないからです。
- 評価方法は、訪問調査において外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況について、具体的な資料等を確認します。

評価の着眼点

- 社会的養護の動向について、具体的に把握するための方法を持っている。
- 子どもの数や子どもの状況等について、施設が位置する地域での特徴・変化等を把握している。
- 養育・支援のニーズ、潜在的な保護を要する子どもに関するデータ等を収集している。
- 把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されている。

8-(4)-② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。
(共通Ⅱ-1-(1)-②)

【判断基準】

- a) 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。
- b) 運営状況を分析して課題を発見する取組を行っているが、改善に向けた取組を行っていない。
- c) 運営状況を分析して課題を発見する取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、運営状況を具体的に把握・分析する取組が行われているかどうかを評価します。
- 評価のポイントは、運営状況の把握・分析のための方法が組織として確立された上でその取組が行われているかどうかという点です。法人や施設長が個人的に行っているだけでは、組織としての取組として位置付けることはできません。
- 運営上の課題を解決していくためには、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定したりする等、組織的な取組が必要であるという観点で評価を行います。
- 評価方法は、担当者や担当部署等の有無、把握・分析を実施する時期や頻度、職員への周知の方法、改善へ向けての仕組み等、具体的な内容について聴取を行います。

評価の着眼点

- 定期的に養育・支援のコスト分析や子どもの数の推移、入所率等の分析を行っている。
- 改善に向けた取組が、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されている。
- 運営状況や改善すべき課題について、職員に周知し、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定する等、施設全体で取組を行っている。

8- (4) -③ 外部監査(外部の専門家による監査)を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。(共通Ⅱ-1-(1)-③)

【判断基準】

- a) 外部監査を実施しており、その結果に基づいた運営改善を実施している。
- b) 外部監査を実施しているが、その結果に基づいた運営改善が十分ではない。
- c) 外部監査を実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法人審査基準では、外部監査の頻度について「資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模に鑑み、2年に1度程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査を行うなど法人運営の透明性の確保のために取組を行うことが望ましい」としています。
- ここでいう外部監査とは法人等の財務管理、事業の経営管理、組織運営・事業等に関する外部の専門家の指導・助言を指します。なお、財務管理、経営管理等は「公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家」(以下「外部監査の考え方」3. 外部監査の実施者を参照)によることが求められます。
- 社会福祉法人審査基準では、「法人運営の透明性の確保」を求めているので、ここで求める外部監査には、下記「外部監査の考え方」の2. 外部監査の範囲のうちいずれかのみでも差し支えありません。
- 外部の専門家による指摘事項、アドバイス等は、経営上の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置付けることができます。
- 本評価基準では、外部の専門家による外部監査を実施しているかどうか、またその結果を経営改善に活用しているかどうかを評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、書面での確認と聴取により行います。なお、行政による監査は対象ではありません。
- 「外部監査の考え方」
 - 1. 外部監査の趣旨
広く法人の外部の専門家によるチェックを通じて法人運営の透明性の確保に資することを目的とするものであること。
 - 2. 外部監査の範囲
 - ①公認会計士法に基づき公認会計士又は監査法人(以下「公認会計士等」という。)が行う財務諸表の監査
 - ②公認会計士等、税理士その他会計に関する専門家が行う会計管理体制の整備状況の点検等
 - ③財務状況以外の事項(法人の組織運営・事業等)の監査
 - 3. 外部監査の実施者
外部監査は、法人の財務管理、事業の経営管理その他法人運営に関し優れた識見を有する者が行うこと。具体的には、公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家や社会福祉事業について学識経験を有する者等がこれに該当すること。
なお、当該法人の役職員等や、当該法人及びその役員等と親族等の特殊な関係がある者が外部監査を行うことは適当でないこと。

評価の着眼点

- 事業規模に応じ、定期的に(2年あるいは5年に1回程度)、外部監査を受けるよう努めている。
- 外部監査の結果や、公認会計士等による指導や指摘事項に基づいて、運営改善を実施している。

8- (5) 人事管理の体制整備

8- (5) -① 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。(共通Ⅱ-2-(1)-①)

【判断基準】

- a) 目標とする養育・支援の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。
- b) 目標とする養育・支援の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しているが、それに基づいた人事管理が十分ではない。
- c) 目標とする養育・支援の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、基本方針や各計画を実現するために必要な人材や人員体制について、組織として具体的なプランを持っているかどうかを評価します。
- プランは、単に「質の高い人材の確保」という抽象的な表現にとどまるものではなく、組織の基本方針や各計画に沿って、組織を適切に機能させるために必要な人数や、体制、社会福祉士等の有資格職員や心理職等の専門職の配置といったことも含めて立案される必要があります。
- 本評価基準では、具体的な考え方・プランの有無とともに、プランどおりの人員体制が取られていない場合でも、その目標の実現に向かって計画的に人事管理が行われているかどうかを、具体的な経過等から評価します。
- 人事管理については、法人で一括して所管している場合もありますが、その場合にも本評価基準に照らし合わせて、当該施設に関する具体的な考え方を評価します。

評価の着眼点

- 必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人事管理に関する方針が確立している。
- 社会福祉士等の有資格職員や心理職等の専門職の配置等、必要な人材や人員体制について具体的なプランがある。
- プランに基づいた人事管理が実施されている。
- 各種加算職員の配置に積極的に取組、人員体制の充実に努めている。
- 職員が、各職種専門性や役割を理解し合い、互いに連携して組織として養育・支援に取り組む体制が確立している。
- 基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員等の専門職員の機能を活かしている。

8- (5) -② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。
(共通Ⅱ-2-(1)-②)

【判断基準】

- a) 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課を実施している。
- b) 定期的な人事考課を実施しているが、客観的な基準に基づいて行われていない。
- c) 定期的な人事考課を実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 人事考課の持つ意味は、組織の事情によって多少の違いはあるものの、基本的には、職員の職務遂行に当たっての能力と行動及びその成果を評価者が、組織として定めた一定の基準と方法に従って評価してその結果を記録し活用することと言えます。
- 人事考課の目的と役割は、人材の能力開発、育成に活用されること、公正な職員処遇を実現すること、個々の意欲を喚起し、組織活性化に役立つことです。決して、賃金や処遇に格差をつけることを目的にしたものではありません。確かに人の評価にかかわる問題だけに慎重な対応が必要ですが、本来の目的を正しく認識し、適性に運用していくことは、健全な組織では当然のことと言えます。
- 人事考課は、「成績考課」(仕事量、仕事の完成度、業務の達成度など)、「情意考課」(規律性、協調性、積極性、責任制など)、「能力考課」(知識・技能、実行力、判断力など)の3点から行われるのが一般的です。
- 人事考課と人材育成を関連付けるとき、組織固有の評価すべき能力の具体的設定が重要であり、考課に当たっては、絶対評価の基準の明確化が求められます。そして何より、人を評価する評価者としての正しい評価眼を養うことが大切になります。人事考課の実施が、職員一人一人の資質や能力を活かした将来像を見据えながら、自己評価と関連づけて行われることが望まれます。
- 評価方法は、考課基準を職員に明示している書面によって確認するとともに、訪問調査によって客観性・公平性・透明性を確保するためにどのような取組を行っているかを具体的に聴取して確認します。
- なお、施設の規模や職員体制を十分に勘案してその実施状況を評価することが必要になります。したがって、上記判断基準におけるb)の客観的な基準とは、施設長等が職員の期待している仕事の内容を面接時に明確に示していることを指します。

評価の着眼点

- 人事考課の目的や効果を正しく理解している。
- 考課基準を職員に明確に示すことや、結果の職員へのフィードバック等の具体的な方策によって客観性や透明性の確保が図られている。

8－（５）－③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。（共通Ⅱ－２－（２）－①）

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善に取り組む仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 養育・支援の内容を充実させるためには、組織として、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えることが求められます。職員の就業状況や意向・意見を把握、その結果を分析・検討し、改善に向けた取組を人材や人員体制に関する具体的なプランに反映した上で進めていくといった仕組みが必要となります。
- 職員の状態を把握する取組としては、有給休暇の消化率や時間外労働の定期的なチェック、疾病状況のチェックなど客観情報の把握のほか、次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画の策定や、改正育児休業法への適切な対応、定期的な個別面接や聴取等が制度として確立していることが望まれます。
- また、把握された意向・意見について分析・検討する仕組みの有無、サポートする必要があると認められる職員に対する対応等、把握した職員の状況に対して組織的にどのように取り組んでいるのかという点も評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において職員の就業状況や意向・意見等の記録、把握した結果についての対応の記録等の確認と聴取によって行います。

評価の着眼点

- 職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータ、疾病状況を定期的にチェックしている。
- 把握した職員の意向・意見や就業状況チェックの結果を、分析・検討する担当者や担当部署等を設置している。
- 分析した結果について、改善策を検討する仕組みがある。
- 改善策については、人材や人員体制に関する具体的なプランに反映し実行している。
- 定期的に職員との個別面接の機会を設ける等、職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。
- 希望があれば職員が相談できるように、カウンセラーや専門家と連携している。
- 困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などに取り組んでいる。

8－(5)－④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。(共通Ⅱ－2－(2)－②)

【判断基準】

- a) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施している。
- b) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施しているが、十分ではない。
- c) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、職員処遇の充実を図るという広い観点からの取組を評価の対象とします。
- 具体的には、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(平成19年厚生労働省告示第289号)第3に規定される人材確保の方策のうち、1.労働環境の整備の推進等にある「⑤健康管理対策等」及び「⑦福利厚生」に示されているものに対する取組等が挙げられます。
- 職員の健康維持の取組としては、例えば、より充実した健康診断を実施する、全職員に予防接種を励行する、健康上の相談窓口を設置する、悩み相談の窓口を設置するなどが挙げられます。
- 相談窓口の設置については、単に「困ったことがあれば施設長に相談する」といった運営ではなく、相談しやすい工夫を行っているか、相談を受け付けた後に解決を図る体制が整備されているかなど、組織的に取り組んでいるかどうかを評価します。相談窓口は組織内部のみならず、外部にも設置することが望ましいといえますが、組織内部に設置していれば評価の対象とします。
- 福利厚生の取組としては、職員の余暇活動や日常生活に対する支援を行うなど、福利厚生事業の推進を図っているかどうか確認します。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 職員の希望の聴取等をもとに、福利厚生センターへの加入等、総合的な福利厚生事業を実施している。
- 職員の悩み相談窓口を組織内に設置し、又は、関係機関と連携して、解決に向けた体制が整備されている。
- 職員の心身の健康に留意し、定期的に健康診断を行っている。

8- (6) 実習生の受入れ

8- (6) -① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。
(共通Ⅱ-2-(4)-①)

【判断基準】

- a) 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組を実施している。
- b) 実習生の受入れと育成について、体制を整備しているが、効果的なプログラムが用意されていない等積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生の受入れと育成について、体制を整備しておらず、実習生を受入れていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 福祉の人材を育成することは、施設の社会的責務の一つです。地域の特性や施設種別、規模等、状況によって異なりますが、組織としての姿勢が明確にされているとともに、その体制が整備されている必要があります。
- 要員の補充や学生の青田買いを目的とした取組では意味がありません。
- 本評価基準では、まず組織として実習生受入れの意義や方針が明確にされ全職員に理解されているかが評価の対象となり、受入れ体制を整備し、様々な工夫のもとで効果的な実習が行われているかどうかを評価します。
- 受入れ体制の整備については、担当者の設置と、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、子どもや保護者等への事前説明、職員への受入れの意義・方針・日程等の事前説明、実習生に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されている必要があります。
- 実習生は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、より丁寧な利用者への配慮が求められます。本評価基準では、子どもにとっても有益な体験となるよう、子どもの意向を尊重した実習生の受入れについて、組織として具体的にどのような取組を行っているかについても評価します。事前説明の方法や、子どもへの配慮の具体的な取組等について聴取します。
- なお、本評価基準では、社会福祉に関する資格取得のために受け入れる実習生が対象となります。

評価の着眼点

- 実習生受入れに関する意義・方針を明文化している。
- 実習生受入れに関する意義・方針を会議等で職員に説明し、全職員が理解している。
- 実習生の受入れについて、受入れについての連絡窓口、事前説明、オリエンテーションの実施方法等の項目が記載されたマニュアルが整備されている。
- 受入れに当たっては、学校等との覚書を取り交わす等によって、実習における責任体制を明確にしている。
- 実習指導者に対する研修を実施している。
- 実習内容全般を計画的に学べるようなプログラムを用意している。
- 学校等と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。
- 学校等と連携しながら、実習内容全般を計画的に学べるプログラムを策定している。
- 社会福祉士等の種別に配慮したプログラムを用意している。

8- (7) 標準的な実施方法の確立

8- (7) -① 養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。(共通Ⅲ-2-(2)-①)

【判断基準】

- a) 養育・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それに基づいた養育・支援が実施されている。
- b) 養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それに基づいた養育・支援の実施が十分ではない。
- c) 養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 養育・支援においては、個々の子どもの状況に応じた養育・支援を行う必要があります。しかし、安全性を含めて一定の水準以上の養育・支援の提供を担保するためには、施設として実施しなければならない事項をもとめ、標準的な実施方法を定めることが必要です。(例えば、児童養護施設であれば、「入浴」「食事」「学習・進路」などの養育や支援の内容ごとに定めることを想定しています。)
- 標準的な実施方法を定め、一定の養育・支援の水準を保った上で、それぞれの子どもの状態に応じて個別化を行うことが必要であり、これは事故防止の観点からも有効です。
- 本評価基準では、このような観点から、標準的な実施方法が文書化されているかどうかについて評価します。これは、全ての子どもに対する画一的な養育・支援の実施を目的としたマニュアル化を求めるものではありません。
- 標準的な実施方法には、基本的な技術に関するものだけでなく、養育・支援を実施する時の留意点や子どものプライバシーへの配慮、設備等事業所の状況に応じた業務手順等も含まれ、実施する養育・支援全般にわたって文書化されていることが求められます。
- また、標準的な実施方法に基づいて実施されていることを組織として確認するための仕組みを整備し、標準的な実施方法に合わない養育・支援が行われた場合の対応方法についてもあわせて評価を行います。○標準的な実施方法を記した文書は、いつでも閲覧でき、職員が日常的に活用している状態が求められます。
- 評価方法は、訪問調査において書面を確認するとともに、マニュアル等の活用状況について、自立支援計画との突合せや、実施状況を確認する仕組みの有無、関係職員への聴取等によって確認します。

評価の着眼点

- 標準的な実施方法を職員に周知し、共通の認識を持って一定の水準の養育・支援を行っている。
- 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- 標準的な実施方法には、子どもの尊重やプライバシー保護の姿勢が明示されている。
- 標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- マニュアルは、子どもの状態に応じて職員が個別に柔軟に対応できるものとしている。

8-(7)-② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。
(共通Ⅲ-2-(2)-②)

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みに従って検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分でない。
- c) 標準的な実施方法について、検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 標準的な実施方法について、定期的に現状を検証し、必要な見直しを組織的に行うための仕組みが定められているか、仕組みに従って見直しが行われているかどうかを確認します。
- 標準的な実施方法を定期的に見直すことは、養育・支援の質に関する職員の共通意識を育てるとともに、PDCA のサイクルによって、質に関する検討が施設として継続的に行われているという意味をあわせ持っています。
- 標準的な実施方法の見直しは、職員や子ども（母親や子ども）等からの意見や提案、子どもの状況に基づいて養育・支援の質の向上という観点から行われなければなりません。
- 評価方法は、訪問調査において、定期的な検証や見直しについて、マニュアルの改訂記録や検討会議の記録等、書面をもって確認します。

評価の着眼点

- 養育・支援の標準的な実施方法の見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。
- 見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しを行う。
- 標準的な実施方法の見直しに当たり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

8－（8）評価と改善の取組

8－（8）－① 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。（共通Ⅲ－2－（1）－①）

【判断基準】

- a) 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備され機能している。
- b) 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されているが、十分に機能していない。
- c) 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設運営や養育・支援の質の向上は、P（Plan・計画策定）→D（Do・実行）→C（Check・評価）→A（Act・見直し）のサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組として機能していきます。
- これを具体的に示すと、改善計画策定→計画実施→実施状況の評価→改善計画の見直し→必要があれば計画変更、となります。
- 8－（8）の①～②では、この考え方に沿って質の向上に向けた組織的な取組を評価します。なお、ここでの「養育・支援の内容」とは、個別の利用者に対するものではなく、組織的な対応を求められる全体としての改善課題の発見と対応を指しています。
- 本評価基準は、現在の養育・支援の内容を正しく評価するための組織としての体制整備に焦点をあてています。「定期的に評価を行う体制が整備され機能している」とは、自己評価、第三者評価などの計画的な実施、評価を行った後の結果分析、分析内容についての検討までの仕組みが、組織として定められ実行されていることを指します。

評価の着眼点

- 評価に関する担当者・担当部署が設置されている。
- 職員の参画による評価結果を分析・検討する場が、施設として定められ実行されている。
- 3年に1回以上第三者評価を受けるとともに、定められた評価基準に基づいて、毎年自己評価を実施している。

8－（8）－② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。（共通Ⅲ－2－（1）－②）

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった組織として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでは至っていない。
- c) 評価結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 実施した自己評価、第三者評価などの結果を組織がどのように活用しているかを、改善課題の明確化という観点から評価するとともに、評価結果から明確になった課題に対して、改善策や改善実施計画を検討し決定しているか、また、決定された改善策・改善実施計画を実行しているかどうかを評価します。
- 改善課題の明確化についての評価方法は、訪問調査時に、評価結果の分析結果やそれに基づく課題等を、検討過程の記録等も含めて確認します。
- 課題の中には、設備の改善や人員配置、予算的な課題等、単年度では解決できないものも想定されます。これらについては、必要に応じて目標や中・長期計画の中で、段階的に解決へ向かって対応していくことが求められます。
- 課題の改善についての評価方法は、訪問調査において、改善課題についての評価結果に基づいた改善策、改善実施計画等の書面確認及び実施された改善策について聴取して行います。

評価の着眼点

- 職員の参画により評価結果の分析を行っている。
- 分析した結果やそれに基づく課題が文書化されている。
- 職員間で課題の共有化が図られている。
- 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善実施計画を策定する仕組みがある。
- 改善策や改善実施計画の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて計画の見直しを行っている。

第三者評価基準(案)

評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点

(情緒障害児短期治療施設版)

目次

- 1 治療・支援 1
- (1) 治療
- ① 子どもに対して適切な心理治療を行っている。
 - ② 子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。 (共通Ⅲ-4-(1)-①)
 - ③ 心理治療は、自立支援計画に基づき子どもの課題の解決に向けた心理治療方針を策定している。
 - ④ ケース会議を必要に応じて実施している。
 - ⑤ 医師による治療が必要な子どもに対する適切な治療及び職員の支援を実施している
- (2) 生活の中での支援
- ① 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、常に子どもの発達段階や課題に考慮した支援を行っている。
 - ② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。
 - ③ 多くの生活体験を積む中で、子どもがその課題の自主的な解決等を通して、子どもの健全な自己の成長や問題解決能力を形成できるように支援している。
- (3) 食生活
- ① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。
 - ② 子どもの生活時間にあわせた食事時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じて食習慣を習得するための支援を適切に行っている。
- (4) 衣生活
- ① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。
 - ② 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。
- (5) 住生活
- ① 居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。
 - ② 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。
- (6) 健康と安全
- ① 発達段階に応じ、身体健康(清潔、病気、事故等)について自己管理ができるよう支援している。
 - ② 医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。
- (7) 性に関する教育
- ① 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。
- (8) 行動上の問題及び問題状況への対応
- ① 子どもが暴力、不適応行動などの問題行動をとった場合に適切に対応している。
 - ② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底している。
 - ③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。
- (9) 自主性、主体性を尊重した日常生活
- ① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している。
 - ② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など様々な生活技術が身につくよう支援

している。

(10) 学習支援、進路支援等

- ① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。
- ② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。
- ③ 施設と学校との親密な連携のもとに子どもに対して学校教育を保障している。

(11) 継続性とアフターケア

- ① 子どもの状況に応じて退所後の社会生活を見据えた見立てを行い、支援している。
- ② 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。 (共通Ⅲ-3-(2)-①)
- ③ 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。
- ④ 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。

(12) 通所による支援

- ① 施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。

2 家族への支援..... 31

(1) 家族とのつながり

- ① 児童相談所と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。
- ② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に、かつ適切に行っている。

(2) 家族に対する支援

- ① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

3 自立支援計画、記録..... 34

(1) 自立支援計画の策定

- ① アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。(共通Ⅲ-4-(2)-①)
- ② 自立支援計画について、定期的に実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。(共通Ⅲ-4-(2)-②)

(2) 子どもの治療・支援に関する適切な記録

- ① 子ども一人一人の治療・支援の実施状況を適切に記録している。(共通Ⅲ-2-(3)-①)
- ② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。(共通Ⅲ-2-(3)-②)
- ③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。(共通Ⅲ-2-(3)-③)

4 権利擁護..... 39

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

- ① 子どもを尊重した治療・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(1)-①)
- ② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の治療・支援において実践している。
- ③ 子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。

- ④ 子どもの行動の自由などの規制については、子どもの安全の確保等のために、他に取るべき方法がない場合であって子どもの最善の利益になる場合にのみ、適切に実施している。
- ⑤ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(1)-②)
- ⑥ 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。

(2) 子どもの意向や主体性への配慮

- ① 子どもや保護者の意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、治療・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(2)-①)(共通Ⅲ-1-(2)-②)
- ② 子ども自身が生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。
- ③ 施設が行う支援について事前に説明し、子どもが主体的に選択(自己決定)できるよう支援している。

(3) 入所時の説明等

- ① 子どもや保護者等に対して、治療・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。(共通Ⅲ-3-(1)-①)
- ② 入所時に、施設で定めた様式に基づき治療・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。(共通Ⅲ-3-(1)-②)

(4) 権利についての説明

- ① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。

(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境

- ① 子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(3)-①)
- ② 苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。(共通Ⅲ-1-(3)-②)
- ③ 子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。(共通Ⅲ-1-(3)-③)

(6) 被措置児童等虐待対応

- ① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。
- ② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- ③ 被措置児童等虐待の届出・通知に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。

(7) 他者の尊重

- ① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。

5 事故防止と安全対策..... 58

- ① 事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。(共通Ⅱ-3-(1)-①)
- ② 災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。(共通Ⅱ-3-(1)-②)
- ③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。(共通Ⅱ-3-(1)-③)

6 関係機関連携・地域支援..... 61

(1) 関係機関等の連携

- ① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。(共通Ⅱ-4-(2)-①)
- ② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。(共通Ⅱ-4-(2)-②)

(2) 地域との交流

- ① 子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを適切に行っている。(共通Ⅱ-4-(1)-①)
- ② 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。(共通Ⅱ-4-(1)-②)
- ③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。(共通Ⅱ-4-(1)-③)

(3) 地域支援

- ① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。(共通Ⅱ-4-(3)-①)
- ② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。(共通Ⅱ-4-(3)-②)

7 職員の資質向上..... 68

- ① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。(共通Ⅱ-2-(3)-①)
- ② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。(共通Ⅱ-2-(3)-②)
- ③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。(共通Ⅱ-2-(3)-③)
- ④ スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。

8 施設運営..... 72

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知

- ① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。(共通Ⅰ-1-(1)-①)
- ② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。(共通Ⅰ-1-(1)-②)
- ③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組が行っている。(共通Ⅰ-1-(2)-①)
- ④ 運営理念や基本方針を子どもや保護者に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通Ⅰ-1-(2)-②)

(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定

- ① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。(共通Ⅰ-2-(1)-①)
- ② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。(共通Ⅰ-2-(1)-②)
- ③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。(共通Ⅰ-2-(2)-①)

- ④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通Ⅰ-2-(2)-②)
 - ⑤ 事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通Ⅰ-2-(2)-③)
- (3) 施設長の責任とリーダーシップ
- ① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。(共通Ⅰ-3-(1)-①)
 - ② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。(共通Ⅰ-3-(1)-②)
 - ③ 施設長は、治療・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。(共通Ⅰ-3-(2)-①)
 - ④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。(共通Ⅰ-3-(2)-②)
- (4) 経営状況の把握
- ① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。(共通Ⅱ-1-(1)-①)
 - ② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。(共通Ⅱ-1-(1)-②)
 - ③ 外部監査(外部の専門家による監査)を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。(共通Ⅱ-1-(1)-③)
- (5) 人事管理の体制整備
- ① 施設が目標とする治療・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。(共通Ⅱ-2-(1)-①)
 - ② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。(共通Ⅱ-2-(1)-②)
 - ③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。(共通Ⅱ-2-(2)-①)
 - ④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。(共通Ⅱ-2-(2)-②)
- (6) 実習生の受入れ
- ① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。(共通Ⅱ-2-(4)-①)
- (7) 標準的な実施方法の確立
- ① 治療・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。(共通Ⅲ-2-(2)-①)
 - ② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。(共通Ⅲ-2-(2)-②)
- (8) 評価と改善の取組
- ① 治療運営や治療・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。(共通Ⅲ-2-(1)-①)
 - ② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。(共通Ⅲ-2-(1)-②)

※「共通Ⅰ-1-(1)-①」の記載は、社会福祉事業共通の評価基準53項目の対応する番号

1 治療・支援

1－(1) 治療

1－(1)－① 子どもに対して適切な心理治療を行っている。

【判断基準】

- a) 心理的なケアが必要な子どもに対して心理治療を行っている。
- b) 心理的なケアが必要な子どもに対して心理治療を行っているが、十分ではない。
- c) 心理的なケアが必要な子どもに対して心理治療を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、被虐待児など心理的なケアが必要な子どもに対する心理治療について、自立支援計画に基づく心理治療方針の策定とその方針による心理治療の実施状況等について評価します。

評価の着眼点

- 心理治療支援を必要とする子どもについては、自立支援計画に基づきその解決に向けた心理治療方針が策定されている。
- 心理治療方針において個別・具体的方法が明示されており、その方法により心理治療支援が実施されている。
- 個々の子どもに心理治療担当者を決め、定期的かつ必要に応じて心理療法などを実施している。
- 心理治療支援を必要とする保護者に対して担当者を決め、定期的かつ必要に応じてカウンセリングなどの心理治療支援を実施している。
- 心理治療を行う際、子どもと保護者にインフォームドコンセント(説明と同意)に努めている。
- 集団によるコミュニケーション活動及び表現活動を必要に応じて実施している。
- 必要に応じて心理検査などにより、治療効果について評価している。
- 外部の関係機関によるスーパービジョンを必要に応じて受けている。
- 治療的な観点から集団活動など活動を控えさせるなど特別な対応を行う場合は、権利侵害に当たらないか十分に職員間で吟味し、子ども、保護者及び児童相談所等へ目的、対応の内容、予想される期間等を明示し、同意をとるようにしている。

1－(1)－② 子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。(共通Ⅲ－4－(1)－①)

【判断基準】

- a) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しており、定められた手順に従ってサービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）を具体的に明示している。
- b) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しているが、定められた手順に従ってサービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）を十分に明示していない。
- c) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しておらず、定められた手順に従ってサービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）を具体的に明示していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- アセスメントには子どもの心身の状況や生活状況等を把握するとともに、子どもにどのような治療・支援を行う上のニーズがあるかを明らかにすることが含まれます。
- 子どもの状況を正確に把握し、ニーズを明らかにすることは、自立支援計画策定の基本となる重要なプロセスです。心身状況や生活状況あるいはニーズを施設が定めた統一された手順と様式によって把握する必要があります。
- 児童相談所等の関係機関との話し合いや関係書類、子ども本人との面接などで、子どもの心身の状況や生活状況、保護者（親族）の状況など家庭環境、学校での様子など必要な情報を収集することが求められます。
- 発達段階や情緒・行動上の問題を課題とする場合は、子どもにとって、理解できる目標として言語化することが求められます。

評価の着眼点

- 把握した子どもの心身の状況や生活状況等の情報を、総合的に分析、検討した課題を適切に把握し、施設が定めた統一した様式によって記録している。
- アセスメントの定期的見直しの時期と手順を定めている。
- 部門を横断した様々な職種の関係職員（種別によって組織以外の関係者も）が参加して、アセスメントに関する協議を実施している。
- 子ども一人一人の具体的なニーズが明示されている。
- 様式の中には、子どもの強みや長所など伸ばすことも記載している。
- アセスメントは、必要に応じて医学的、心理学的、社会学的な観点からスーパービジョンを受けている。

1－(1)－③ 心理治療は、自立支援計画に基づき 子どもの課題の解決に向けた心理治療方針を策定している。

【判断基準】

- a) 自立支援計画に基づき、子どもの課題解決に向けた心理治療方針が策定されている。
- b) 自立支援計画に基づき、子どもの課題解決に向けた心理治療方針の策定が十分ではない。
- c) 自立支援計画に基づき、子どもの課題解決に向けた心理治療方針が策定されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 心理治療が必要な子どもに対して、自立支援計画に心理治療方針が策定されているかを評価するものです。
- 心理治療方針は本人と保護者へのインフォームドコンセントを得ることが原則で、その努力を行っているかを評価します。
- 施設内の心理治療では限界がある場合、外部の専門家の助言や直接の支援も得ら得るような体制を整えているかを評価します。

評価の着眼点

- 子どもの課題が明確に自立支援計画に記されている。
- 子どもの課題に対する心理治療方針が自立支援計画に記されている。
- 心理治療方針は子どもや保護者への説明と同意を得ている。
- 必要に応じて、医学、心理学などの専門家から直接的支援を受ける体制を整えている。

1－(1)－④ ケース会議を必要に応じて実施している。

【判断基準】

- a) ケース会議を必要に応じて実施している。
- b) ケース会議の実施状況が十分ではない。
- c) ケース会議が実施されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 担当者のみでなく、施設全体で子どもの心理治療にあたる情緒障害児短期治療施設においては、ケース会議は不可欠なものです。定期的に行われているか、なるべく全ての子どもが対象となるように行われているかを評価します。
- 施設職員のみでなく、学校など関連機関が参加しているかを評価します。
- 必要に応じて外部のスーパーバイザーが参加していることを評価します。

評価の着眼点

- 定期的にケース会議が開かれている。
- なるべく全ての子どもが対象となるように会議が開かれている。
- 必要に応じて外部のスーパーバイザーの参加を求めている。
- ケース会議には、心理療法担当職員、児童指導員や保育士、医師のほか、必要に応じて児童相談所、学校の関係者の参加を求めて行う。

1－(1)－⑤ 医師による治療が必要な子どもに対する適切な治療及び職員の支援を実施している

【判断基準】

- a) 医師による治療が必要な子どもに対する適切な治療及び職員の支援を実施している。
- b) 医師による治療が必要な子どもに対する治療及び職員の支援を実施しているが、十分ではない。
- c) 医師による治療が必要な子どもに対する治療及び職員の支援を実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、医師による治療が必要な子どもに対する、治療や支援の実施状況を評価します。

評価の着眼点

- 医療的ケアの必要な児童に対して定期的かつ必要に応じて児童精神科医等の診療を実施している。
- 医師の受診、治療に際しては、保護者及び児童相談所等に同意をとっている。
- 緊急時等に対して医師を中心にチーム対応できる体制が確保されている。
- 重篤なケース等については医師を中心にチームを編成し、治療や支援を実施している。
- 児童に対する心理治療支援等について医師による職員のスーパービジョンや研修を行い、生活・心理治療など各部門の職員とともに心理治療計画の策定・見直しを行っている。
- 入院治療が必要になる場合に備え、外部の医療機関と連携し、必要に応じて話し合い等を行っている。

1－（2）生活の中での支援

1－（2）－① 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、常に子どもの発達段階や課題に考慮した支援を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもと職員の信頼関係を構築し、子どもの発達段階や課題に考慮した支援を行っている。
- b) 子どもと職員の信頼関係を構築し、子どもの発達段階や課題に考慮した支援を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの発達段階や課題に考慮した支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子ども一人一人が抱える課題は個別的かつ多様であり、解決までに時間がかかるものも少なくありません。
- 施設における支援は、生活する場所が安全であることを子どもが意識できるようにすることが大前提であり、その上で子どもの基本的信頼感を構築することが不可欠です。そのためには、職員の高い専門性に基づく受容的・支持的なかわりや深い洞察力による課題把握と対応が求められることとなります。
- また、支援に当たっては発達段階や課題に対する正しい理解のもと、子どもの個別性に十分配慮したかわりが求められます。
- 本評価基準では、子どもと職員との間での信頼関係の構築に向けたかわりや、子どもの発達段階や課題に考慮した支援について評価します。

評価の着眼点

- 子どもに対する受容的・支持的なかわりを心がけている。
- 個々の子どもの気持ちをくみ取っている。
- 職員と子どもが個別的にふれあう時間を確保している。
- 子どもからの相談を引き出せるように働きかけを意識的に行っている。
- 子どもに問題行動等があった場合、単にその行為を取り上げてしかるのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。
- 個々の子どもの状況に応じて、日課は柔軟に対応できる体制となっている。
- 子どもを束縛するような管理や操作をしていない。

1－(2)－② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。

【判断基準】

- a) 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。
- b) 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てているが、十分ではない。
- c) 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てる取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準は、子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てるための支援について、職員の態度や子どもとのかかわり方のほか、施設のルールづくりへの子どもの参画等、具体的な取組を通して評価します。

評価の着眼点

- 普段から、職員が振る舞いや態度で模範を示している。
- 施設生活・社会生活の規範等守るべきルール、約束ごとを理解できるよう子どもに説明し、責任ある行動をとるよう支援している。
- 施設生活を通して他者への心づかいや配慮する心が育まれるよう支援している。
- 地域社会への積極的参加を図る等、社会的ルールを習得する機会を設けている。
- 施設のルール、約束ごとについては、話し合いの場が設定されており、必要に応じて変更している。

1－(2)－③ 多くの生活体験を積む中で、子どもがその課題の自主的な解決等を通して、子どもの健全な自己の成長や問題解決能力を形成できるように支援している。

【判断基準】

- a) 子どもの健全な自己の成長や問題解決力を形成できるように支援している。
- b) 子どもの健全な自己の成長や問題解決力を形成できるように支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもの健全な自己の成長や問題解決力を形成できるような支援をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの健全な自己の成長や問題解決力を高めるためには、施設生活において多様な経験を積むための機会を確保するとともに、つまずきや失敗を受け止め、子どもとともに解決していくとする職員の姿勢が大切です。
- 本評価基準では、子どもの健全な自己成長や問題解決力の向上に向けた支援について具体的な取組とそれらに対する職員のかかわりを評価します。
- 取組や職員の支援は、集団的なアプローチだけではなく、子ども一人一人への支援も含めて評価を行います。

評価の着眼点

- 施設生活において多種多様な経験を積むような機会(自然体験、職場実習等)を計画している。
- 生活日課等の中に、生活体験(創作活動など)を通して、ものごとを広い視野で具体的総合的にとらえる力や、豊かな情操が育まれるような活動が組み込まれている。
- つまずきや失敗の体験を大切に、自主的な問題の解決等を通して、自己肯定感などを形成し、たえず自己を向上発展させるための態度が身につけられるよう支援している。
- 問題の解決に当たって、謙虚に他から学び、他と協力していける力量や態度を形成できるようにグループ活動などを取り入れ支援している。

1－(3) 食生活

1－(3)－① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。

【判断基準】

- a) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮をしている。
- b) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも配慮をしているが、十分ではない。
- c) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 食事は、子どもの身体的成長の基本であることから、年齢等にあった調理方法や栄養のバランスはもとより、食生活習慣の確立、栄養・食育、心の健康づくりという目的に応じて一人一人の子どもに配慮することが大切です。
- 従来、食事は子どもの身体づくりの面が重視されてきましたが、子どもの心を育てる上でも重要な意味を持つことを改めて認識する必要があります。
- そのため、栄養に配慮されたおいしい食事をゆっくりと、くつろいで楽しい雰囲気ですることができるよう環境づくりを通して精神的な安定と発達を促していく取組が求められます。
- 本評価基準では、食事をおいしく楽しく食べることができるような工夫等について施設における取組を評価します。

評価の着眼点

- 食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれている。
- 温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。
- 陶器の食器等を使用したり盛りつけやテーブルの飾りつけの工夫など、食事を美味しく食べられるように工夫している。
- 子どもの年齢、障害のある子ども等の個人差や子どもの体調、疾病、アレルギー等に配慮した食事を提供している。
- 好き嫌いをなくす工夫や偏食支援については、無理が無いよう配慮し実施している。
- 定例的に子どもの嗜好や栄養摂取量を把握し、献立に反映させている。
- 生活支援担当職員と給食担当職員との定例的な連絡会議を開催し、食生活の向上などに努めている。
- 研修会や講習会に参加し、技術の向上に努めている。
- 栄養士を中心に、日々提供される食事内容や食事環境に十分に配慮するとともに、子どもに対する献立の提示等食に関する情報提供を行っている。

1－(3)－② 子どもの生活時間にあわせた食事時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じて食習慣を習得するための支援を適切に行っている。

【判断基準】

- a) 発達段階に応じて食習慣を習得するための支援を適切に行っている。
- b) 発達段階に応じた食習慣を習得するための支援を行っているが、十分ではない。
- c) 発達段階に応じた食習慣を習得するための支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、子どもの生活時間に合わせた食事の時間の設定、食生活への子どもの参加、変化に富んだ食生活の提供等を通じて発達段階に応じた食習慣を習得するための支援について評価します。
- 特に、食事の時間は、子どもの基本的な生活習慣の確立につながるよう設定されるとともに、食事に要する時間にも個人差があることから可能な限り幅とゆとりをもって設定される必要があります。
- また、食器洗いや配膳、簡単な調理など基礎的な調理技術を習得することに向けた支援や、施設外での食事など多様な機会を設けることによって食事を楽しむとともに正しい食習慣の習得することに向けた支援を行うことが大切です。

評価の着眼点

- 朝食、昼食、夕食それぞれの食事時間が子どもの基本的な生活習慣の確立につながるよう設定されている。例：夕食時間は午後6時以降にしている。
- クラブ活動等子どもの事情に応じて、食事時間以外の時間でも個別の食事を提供している。
- 電子レンジや保温庫、保冷庫等を用意し、食事時間以外にもおいしく食べられるよう配慮している。
- 無理なく楽しみながら食事ができるように、年齢や個人差に応じた食事時間に配慮をしている。
- 子どもが日々の食生活に必要な知識及び判断力を習得し、基本的な食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。
- 食事の準備、配膳、食後の後片付けなどの習慣や簡単な調理など基礎的な調理技術を習得できるよう支援している。
- 郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会を持ち、食文化を継承できるようにしている。
- 外食の機会を設け、施設外での食事を体験させている。
- 箸、ナイフ・フォーク等食器の使い方や食事のマナーが習得できるよう支援している。

1－(4) 衣生活

1－(4)－① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。

【判断基準】

- a) 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。
- b) －
- c) 衣服の提供に配慮を欠いたものがある。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、衣生活の支援について施設の取組を評価します。

評価の着眼点

- 常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものが着用されるよう提供している。
- 年齢に応じて、TPOに合わせた服装ができるよう配慮している。
- 毎日取り替える下着や、汚れた時などに着替えることができる衣類が十分に確保されている。
- 生活場面や活動場面に応じて着替えることのできる衣類を提供している。

1－(4)－② 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

【判断基準】

- a) 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。
- b) 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるような支援をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 衣生活は、子どもにとって大切な領域であり自己表現の大きな手段として考えられることから適切な配慮が求められます。
- 画一的な衣生活にならないよう、一括購入や一律支給をやめて可能な限り子どもの個性にあったもの、子どもの好みにあったものを購入するような配慮が求められます。
- また、高年齢児においては自分自身で選び、購入できるような機会を確保することも必要です。あわせて、子ども自身で衣生活の管理ができるように支援を進めていくことが求められます。
- 季節や気候にあわせた衣服の選択や、衣類の補修等、発達段階に応じて子ども自身でできるように必要な支援を行います。
- 本評価基準は、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて自己表現できるための施設による支援について評価します。

評価の着眼点

- 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。
- 個々の収納スペースを確保するなど、「自分の服である」という所有感を持てるようにしている。
- 発達段階や好みに合わせて子ども自身が衣服を購入できる機会を設けている。
- 発達段階に応じて、衣服の着脱、整理整頓ができるよう支援している。
- 発達段階に応じて、洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の自己管理ができるよう支援している。
- 衣服を通じて子どもが適切に自己表現ができるように支援している。

1－(5) 住生活

1－(5)－① 居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。

【判断基準】

- a) 居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。
- b) 居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮されているが、十分ではない。
- c) 居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの成長発達と権利擁護の視点から、生活の場である建物や設備のあり方を改めて見直してみる必要があります。
- 本評価基準では、居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしているかどうか、施設の工夫や取組を評価します。

評価の着眼点

- トイレ、洗面所等は性別や年齢に応じて使いやすいように配慮している。
- 必要に応じて、冷暖房設備を整備している。
- 子どもが私物を収納できるよう、個々にロッカー、タンス等を整備している。
- 日常的な清掃を行い、軽度な修繕を迅速に行っている。
- 居室の清掃をはじめ、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。
- くつろげる空間を確保するように努めている。
- 必要に応じていつでも入浴やシャワーが利用できるようになっている。

1－(5)－② 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。

【判断基準】

- a) 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。
- b) 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援しているが、十分ではない。
- c) 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援はしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの自立に向けては、基本的な生活習慣・生活技術を身につけることが必要であり、その支援は子ども一人一人の発達段階等によって大きく異なります。
- 支援に当たっては、職員が子ども一人一人の発達状況等を正しく理解した上で、時間をかけて行うことが求められます。
- あわせて、子どもに可能な限り多様な体験をさせることによって生活技術を高めていくための働きかけも必要となります。
- 本評価基準は、発達段階に応じた生活習慣の確立と生活技術の習得に向けた支援について具体的な取組を通して評価します。

評価の着眼点

- 居室の整理・整頓、掃除の習慣を身につけられるよう支援している。
- 洗濯、ふとん干し、各居室のごみ処理の習慣を身につけられるよう支援している。
- 戸締り、施錠の習慣を身につけられるように支援している。
- 建物や設備の軽度な破損について、簡単な修理を体験できるように配慮している。

1－(6) 健康と安全

1－(6)－① 発達段階に応じて、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 発達段階に応じて、身体の健康について自己管理ができるよう支援している。
- b) 発達段階に応じて、身体の健康について自己管理ができるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 発達段階に応じて、身体の健康について自己管理ができるような支援をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 身体の健康は、子どもの健全な発達の基本となります。
- 本評価基準では、発達段階に応じて子ども自らが身体の健康に関する自己管理を行うことができるよう施設が行う支援について評価します。
- なお、本評価基準で身体の健康とは、病気だけではなく清潔や安全（事故防止）といったことを含むものとしてその取組を評価します。

評価の着眼点

- 常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事摂取、排泄等の状況を職員がきちんと把握している。
- 排泄後の始末と手洗いの支援をしている。
- 夜尿について、適切な対応に努めている。
- うがいや手洗いの習慣を養うように支援している。
- 寝具の日光消毒や衣類などを清潔に保つなど、健康管理ができるよう支援している。
- 洗面、歯磨き、入浴時に体や髪を洗うことなど清潔を保つための支援を行っている。
- 整髪、ひげそり等身だしなみについて、発達に応じて自ら行えるよう支援している。
- 定期的な理美容をしている。
- 子どもの発達段階に応じて、危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための支援を行っている。
- 子どもの交通事故を防止するため、交通ルール等について日頃から子どもに教えている。

1-(6)-② 医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。

【判断基準】

- a) 一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。
- b) 一人一人の子どもに対する心身の健康を管理し異常がある場合は対応しているが、十分ではない。
- c) 一人一人の子どもに対する心身の健康管理が行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、子どもの健康管理について日常的な医療機関との連携や、子どもの健康状態の把握状況等について具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

- 子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握している。
- 健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察している。
- 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。
- 服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。
- 受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。
- 感染症に関する対応マニュアル等を作成し、感染症や食中毒が発生し、まん延しないように必要な措置を講じている。また、あらかじめ関係機関の協力が得られるよう体制整備をしている。

1－（7）性に関する教育

1－（7）－① 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

【判断基準】

- a) 異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。
- b) 異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。
- c) 性についての正しい知識を得る機会を設けていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 情緒障害児短期治療施設における性教育は、自立と共生の力を育てることを基本的な考え方として年齢、発達段階に応じて性についての正しい知識、関心が持てるよう支援していくことが求められます。
- そのためには、日頃から職員の間でも性教育のあり方等について検討し、必要に応じて勉強会を行う等の取組が必要となります。
- また、実生活の上でも年齢にふさわしい異性とのつき合いができるような配慮が必要となります。
- 本評価基準では、子どもの性に対する正しい理解を促すための取組を評価します。
- いのちの教育の一環として性教育があることを理解する必要があります。

評価の着眼点

- 年齢、発達段階に応じて、性についての正しい知識、関心が持てるよう支援している。
- 性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。
- 年齢相応で健全な異性とのつき合いができるよう配慮している。
- 年齢に応じた性教育のカリキュラムを用意し、正しい性知識を得る機会を設けている。
- 性教育について、職員や子どもに対して外部講師を招いて学習会を実施している。

1－(8) 行動上の問題及び問題状況への対応

1－(8)－① 子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に適切に対応している。

【判断基準】

- a) 子どもが問題行動をとった場合に適切に対応している。
- b) 子どもが問題行動をとった場合に対応しているが、十分ではない。
- c) 子どもが問題行動をとった場合に対応していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが問題行動をとった場合には、子どもが訴えたいことを理解し、その問題行動の原因について十分な検討を行うことが大切です。
- また、問題行動のある子どもの特性等についてはあらかじめ職員間で情報を共有化し、連携して対応できるようにすることや、必要に応じて児童相談所、専門医療機関等とも情報交換を行うなど日常的な対応が求められます。
- 本評価基準では、子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合の対応や日常的な取組について評価します。

評価の着眼点

- 問題行動のある子どもについて、子どもの特性等あらかじめ職員間で情報を共有化し、連携して対応できるようにしている。
- 問題行動のある子どもについては、訴えたいことを受け止めるとともに、問題となる行動を観察・記録し、誘引や刺激、人的・物的環境との因果関係を分析している。
- 職員の研修等を行い、問題行動に対して適切な支援技術を習得できるようにしている。
- 問題行動に対して、子どもの心身を傷つけずに対応するための体制を整えている。
- 必要に応じ、児童相談所、専門医療機関等と協力し、対応している。
- 周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。
- パニックなどで自傷や他害の危険度が高い場合に、その場から離すなどして、子どもの心身を傷つけずに対応するとともに、周囲の子どもの安全を図っている。

1－(8)－② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底している。

【判断基準】

- a) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底している。
- b) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底しているが、十分でない。
- c) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないような取組みを行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設内で子ども間の暴力やいじめ、差別などが生じないよう、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方、人権に対する意識を施設全体に徹底することが必要です。
- また、子ども同士のいじめや暴力が発覚した場合の対応についても職員間の連携や施設長の役割等、あらかじめ体制を整えておくことが求められます。
- 本評価基準は、施設内における子ども間のいじめや暴力等の防止と、発生した場合の対応策について施設の取組を評価します。

評価の着眼点

- 日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方を職員が模範となって示している。
- 人権に対する子どもの意識を育むよう支援をしている。
- 問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方についても点検を行っている。
- 課題を持った子ども、入所間もない子どもの場合は観察を密にし、個別の支援を行っている。
- 施設だけでは暴力やいじめに対する対応が困難と判断した場合には、児童相談所の協力を得ながら対応している。
- 暴力やいじめについて、対応マニュアルを作成するなど、問題が発覚した場合は、全職員が適切な対応ができる体制を整えている。

1－(8)－③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。

【判断基準】

- a) 虐待を受けた子ども等が施設内で安全が確保されるように努めている。
- b) 虐待を受けた子ども等が施設内で安全が確保されるように努めているが、十分ではない。
- c) 虐待を受けた子ども等が施設内で安全が確保されるような取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合には、あらかじめその際の対応について職員間で検討し、統一的な対応が図られるよう周知徹底しておくことが必要です。
- その上で、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っておくことが求められます。
- 本評価基準では、保護者からの強引な引き取りがあった場合の対応について施設の取組を評価します。

評価の着眼点

- 強引な引き取りのための対応について施設で統一的な対応が図られるよう職員に周知徹底している。
- 引き取りの可否等について、児童相談所との連絡を適宜行っている。
- 緊急時には協力を依頼できるよう、警察との連携を図っている。

1－（9）自主性、主体性を尊重した日常生活

1－（9）－① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している。

【判断基準】

- a) 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している。
- b) 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○子ども自身が自分たちの生活について主体的に考えて、自主的に改善していくことができるような活動（施設内の自治会活動等）を行えるよう支援することが求められます。

○本評価基準は、子どもが行事等の企画・運営に主体的にかかわることができることや、子どもの趣味や興味に合ったプログラムであることによって、行事等に子どもが参画しやすいように計画・実施されているかどうかについて施設の具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

子どもの趣味や興味に合ったプログラムになるように子どもの意見を反映させ、改変している。

子どもが主体的に行事の企画・運営にかかわることができる。

活動に対して自発的な参加を促すよう支援している。

日常生活を含め行事等のプログラムに追われることなく、ゆとりある生活が過ごせるよう配慮している。

行事等の参画について、子ども一人一人の選択を尊重している。

1－(9)－② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など様々な生活技術が身につくよう支援している。

【判断基準】

- a) 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など生活技術が身につくよう支援している。
- b) 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など生活技術が身につくよう支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもの発達段階に応じて、生活技術が身につくような支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが社会化していくためには、様々な生活技術が習得されていかなければなりません。
- 特に、経済観念の確立に向けては、子どもの発達段階に応じて小遣いの管理や使い方等を通じて具体的な体験をもとに習得させていくための支援が必要となります。
- 本評価基準は、子どもの金銭管理や使い方など経済観念の確立を始めとした生活技術の習得に向けた支援について施設の取組を評価します。

評価の着眼点

- 計画的な小遣いの使用等、金銭の自己管理ができるよう支援している。
- 無駄遣いをやめ、節約したことによる効果が実感できるようなお金の使い方を体験できるように工夫している。
- 大人と一緒に買物をする体験、一人で買物をさせるなど経済観念や金銭感覚が身につくよう支援している。
- 小遣いの用途については、子どもの自主性を尊重し、不必要な制約を加えていない。
- 地域での生活を見据えて様々な生活技術を学ぶプログラムを実施している。

1－(10) 学習支援、進路支援等

1－(10)－① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

【判断基準】

- a) 学習環境の整備を行い、学力に応じた学習支援を行っている。
- b) 学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っているが、十分ではない。
- c) 学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの学習権を保障し、よりよき自己実現に向けて学習に対する子どもの意欲を十分に引き出すとともに、適切な学習機会を確保することが情緒障害児短期治療施設には求められます。
- 本評価基準は、施設における学習環境の整備と学習支援について具体的な施設の取組を評価します。
- 情緒障害児短期治療施設では、施設の子どものための分級、分校など学校教育が用意され、個別な支援が行われていることが望まれます。

評価の着眼点

- 施設の子どものための分級や分校など、学校教育が用意され、個別支援が行われている。
- 忘れ物や宿題の未提出が無いよう把握している。
- 辞書・参考書等学習に必要な書籍を用意している。
- 静かに落ち着いて勉強できるように個別スペースや学習室を用意するなどの配慮をしている。
- 年齢や理解力に応じて、自分で学習計画が立てられるなど、学習習慣が身につくよう支援している。
- 学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。
- 学習支援のため、ボランティアの協力を得ている。

1－(10)－② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 子どもの進路について、進路の自己決定ができるように支援している。
- b) 子どもの進路について、進路の自己決定ができるように支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもの進路について、進路の自己決定ができるような支援はしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの適切な自己決定を確保するためには十分な情報提供がその基本となります。
- 特に、進路選択という子どもの人生においてとりわけ重大な事柄について自己決定をしていくためには、必要に応じて保護者、学校、児童相談所との連携を図りながら、多様な判断材料を提示するとともに、子どもの不安を受け止めてきめ細かな相談、話し合いといった支援が求められます。
- 本評価基準では、学校を卒業する子どもの「最善の利益」にかなった進路の自己決定に向けた支援について具体的な取組を評価します。
- あわせて、進路決定後のフォローアップについても対応を評価します。

評価の着眼点

- 進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供している。
- 進路選択に当たって、子どもと十分に話し合っている。
- 進路選択に当たって、保護者、学校、児童相談所の意見を十分聞くなど連携している。
- 早い時期から進路について自己決定ができるような相談、支援を行っている。
- 奨学金など進路決定のための経済的な支援の仕組みについての情報等も提供している。
- 進路決定後のフォローアップを行っている。

1-(10)-③ 施設と学校との親密な連携のもとに子どもに対して学校教育を保障している。

【判断基準】

- a) 子どもに対する生活・学習・進路等の支援は、学校との連携・協力に基づいて進められている。
- b) 子どもに対する生活・学習・進路等の支援は、学校との連携・協力に基づいて進められているが、十分ではない。
- c) 子どもに対する生活・学習・進路等の支援が、学校との連携・協力に基づいて進められていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、個々の子どもに対する生活支援、学習支援、進路支援について、学校との連携及び相互協力に基づいた実施状況を評価します。

評価の着眼点

- 日々の子どもの状況の変化等に関する情報が、学校・施設間で確実に伝達できるシステムが確保されている。
- 個々の子どもに対する生活支援、学習支援及び進路支援等を相互に協力して実施している。
- 学校で生じた子どもの行動上の問題に対しては、学校に協力して対応している。
- 学校との協議に基づき、児童の個々の学習支援計画を立て、それに応じて支援をし、計画の見直しを行っている。
- 個別ケース会議には原則として施設と学校の担当者が参加して検討している。
- 家庭復帰を目指す場合は退所後に通学する学校との連携が適切にとられている。

1－(11) 継続性とアフターケア

1－(11)－① 子どもの状況に応じて退所後の社会生活を見据えた見立てを行い、支援している。

【判断基準】

- a) 子どもの状況に応じて退所後の生活を見通した見立てを行い、支援している。
- b) 子どもの状況に応じて退所後の生活を見通した見立てを行い支援されているが、十分ではない
- c) 子どもの状況に応じて退所後の生活を見通した見立てを行い支援されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- それぞれの子どもが退所後にどこでどのように暮らしていけるのかを見立て、その生活に応じた社会性が獲得できるように支援を考えているかを評価します。
- 就職などを目指す場合は、社会人としての自覚や困った時に頼れる人、機関があるという認識が持てるような支援が必要です。

評価の着眼点

- 子どもの状況に合わせた退所後の見立てが行われている。
- 退所が近い子どもや高校年齢の子どもは、退所後の生活の見立てが自立支援計画に書かれている。
- 退所後の生活に合わせた具体的な生活スキルが獲得できる支援が行われている。
- 就職などを目指す場合は、社会人としての自覚が持てるような支援が行われている。
- 困った時に頼れる人や機関があるという認識が持てるように支援している。
- 退所後においても医療や福祉的支援の継続を要する場合、ケアの連続性を念頭に入れた支援と関係機関との連携調整等が行われている。

1－(11)－② 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。
(共通Ⅲ－3－(2)－①)

【判断基準】

- a) 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。
- b) 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っているが、十分ではない。
- c) 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの状態の変化や家庭環境の変化等で、措置変更や受入れを行う場合、子どもが新しい生活をスムーズに行えるような配慮のもとに、退所や移行前の支援、引継ぎや申し送りの手順、文書の内容、受入れの体制等を定めておくことが必要となります。
- 子ども一人一人の人生であるという視点に立ち、子どもの特性を理解するための情報の共有化やケース会議を実施し、前任の養育者や施設の担当者から後任の者へ適切に引き継ぐなど、切れ目のない治療・支援を行うことが大切です。
- 措置変更等に当たり、引き継ぎを行う施設、里親等と丁寧な連携を行います。そのため日頃より、それぞれの施設や里親の役割を十分に理解し、連絡協議会や合同研修会の開催など相互に連携を努めることが大切です。

評価の着眼点

- 措置変更にあたってはケース会議を開催し、措置機関や関係行政機関と協議のうえ、適切な措置変更の時期、措置変更後の生活等について検討している。
- 措置変更前の援助が適切に行われている。
- 他の施設や里親への移行に当たり、措置変更後の生活がスムーズに行えるように配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- 継続的な支援を行うための育ちの記録を作成している。
- 措置変更した後も、施設として子どもが相談できるように担当者や窓口を設置している。
- 措置変更時に、子どもに対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。
- 措置変更後の支援を積極的に行っている。

1－(11)－③ 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。

【判断基準】

- a) 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。
- b) 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っているが、十分ではない。
- c) 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 家庭復帰後の支援が関係機関と連携して適切に行われているかを評価するものです。
- 家庭復帰に当たり、本人や家族の意向を踏まえて児童相談所や関係機関と、家庭復帰の時期、家庭復帰後の支援について協議しているかを評価します。

評価の着眼点

- 退所に当たって、本人や家族の意向を踏まえて、児童相談所や関係機関と協議し、適切な退所時期、退所後の生活を検討している。
- 家庭復帰後の子どもや家族の状況把握や支援など関係機関との役割を明確にしている。
- 退所後の相談を受けることを本人、保護者に伝えている。
- 退所者の状況の把握に努め、記録している。

1－(11)－④ 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援が積極的に行われている。
- b) 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援が行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○アフターケアは施設の業務であり、退所後何年たっても行っていくことになっています。退所後の支援が、通所機能や外来機能を利用して適切に行われているかを評価します。

評価の着眼点

- 通所機能や外来機能を利用して、退所後の支援を継続して行っている。
- 退所後何年たっても施設に相談できることを伝えている。
- 退所後の相談を受けることを本人、保護者に伝えている。
- 退所者の状況の把握に努め、記録している。
- 子どもと共に退所する地域の関係機関と連携し、退所後の生活の支援体制の構築に努めている。
- 施設退所者が集まれるような機会を設けている。

1－(12) 通所による支援

1－(12)－① 施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。

【判断基準】

- a) 生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。
- b) 生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っているが、十分ではない。
- c) ー

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、在宅支援としての通所支援など、通所措置による子どもへの支援の実施状況を評価します。
- 通所による支援は、児童相談所による措置決定が必要となります。
- 本評価基準は、行っている場合はa)を、行っているけれども十分でない場合にb)を判断基準として設定していますが、本評価基準は、現状では、実際に実施している場合について、積極的に評価するため作成した基準であるため、実際に実施している場合についてa)又はb)を、実際に実施していない場合は評価外とします。

評価の着眼点

- 在宅支援として通所支援を実施している。
- 必要に応じて訪問による支援を実施している。
- 様々なプログラム課程を策定し、子どもの自立支援を実施している。
- 子どもの生活実態を的確にとらえ、それに基づき適切な支援を行っている。

2 家族への支援

2-(1) 家族とのつながり

2-(1)-① 児童相談所と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。

【判断基準】

- a) 子どもと家族との関係調整、家族からの相談に応じる体制づくりができています。
- b) 子どもと家族との関係調整、家族からの相談に応じる体制づくりが十分ではない。
- c) 相談に応じる体制づくりができていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、子どもと家族との関係調整や、家族からの相談に応じる体制づくりについて、児童相談所との連携や家族への具体的ななかかわり方等を通して評価します。

評価の着眼点

- 家族との関係調整については、定例的かつ必要に応じて児童相談所等と協議を行っている。
- 施設と家族が信頼関係を構築できるよう努めている。
- 自立支援計画、心理治療方針、服薬などの医療等について、入所後も適宜、家族と確認しあう機会を設けている。
- 家庭訪問や親との面接などを通じて家族への働きかけを行い、親子関係の継続や修復に努めている。
- 子どもたちの日常生活の様子について家族に伝えている。
- 子どもに関係する学校、地域、施設等の予定や情報を、家族に随時知らせている。
- 家庭支援専門相談員を独立した専門職として配置し、その役割を明示している。

2-(1)-② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に、かつ適切に行っている。

【判断基準】

- a) 子どもと家族の関係づくりのために面会、外出、一時帰宅などを適切に行っている。
- b) 子どもと家族の関係づくりのために面会、外出、一時帰宅などを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと家族の関係づくりのための面会、外出、一時帰宅などを行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、子どもと家族の関係づくりのために施設が行う面会や外出、一時帰宅等の具体的な取組を評価します。
- 取組には、家族等との交流の乏しい子どもに対する配慮や、面会や外出等を希望しない子どもへの対応等も含まれます。

評価の着眼点

- 子どもが家族との交流を望む場合、適切に支援している。
- 面会、外出、一時帰宅については、規程を設けている。
- 面会、外出、一時帰宅については、規程に基づいて実施している。
- 一時帰宅については、児童相談所と協議して行っている。
- 面会、外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、家族からの不適切なかかわりの発見に努めている。
- 親子が必要な期間一緒に過ごせるような設備を施設内に設けている。
- 子どもが家族との交流を希望しない場合には、その意思を尊重している。
- 家族等との交流の乏しい子どもには、週末里親、短期里親やボランティア家庭等での家庭生活を短期間体験させるなどの配慮をしている。

2- (2) 家族に対する支援

2- (2) -① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。
- b) 親子関係の再構築等のために家族への支援に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 親子関係の再構築等のための家族への支援に取り組んでいない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、家族支援計画を立てたり、家族等と定期的に面接やカウンセリングを行うなど、家族への支援の取組を評価します。

評価の着眼点

- 家族に家族担当を設定し、家族支援計画を立てている。
- 保護者等と定期的に面接やカウンセリングを行っている。
- 家族には受容的なかわりを心がけ、信頼関係を築くようにしている。
- 家族の抱える課題に対して、児童相談所と連携しながら、具体的な支援を行っている。
- 家族療法事業を適切に実施するなど、子どもと家族との関係回復に向けた支援を行っている。
- 子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に支援を行っている。
- 子どもが早期に家庭復帰が可能となるように、児童相談所と協力して家庭復帰等のプログラムを継続的に実施している。

3 自立支援計画、記録

3-（1）自立支援計画の策定

3-（1）-① アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。（共通Ⅲ-4-（2）-①）

【判断基準】

- a) アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。
- b) アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させているが、十分ではない。
- c) アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準の「自立支援計画」とは、子ども一人一人について具体的な治療・支援の内容が記載された自立支援計画を指します。自立支援計画には、アセスメント結果を適切に反映させることが必要です。
- 本評価基準では、自立支援計画の策定に当たって、施設での体制が確立しているかどうかを評価します。具体的には、まず自立支援計画策定の責任者の設置を求めます。自立支援計画は、医療やメンタル面での支援等も含めた総合的な視点で作成されなければならないこと、実施状況の評価・見直しに当たっても、総合的な視点からより良い状態を検討する必要があること等、全体を統括する責任者が必要だからです。
- 責任者とは、必ずしも自立支援計画を直接作成する者を意味していません。各部門の担当者の意見を、集約・調整する場を設定し、その場に参画して自立支援計画の内容の決定までを統括する、また保護者への連絡や説明等を行う、等が責任者に求められる役割です。
- 役割分担は、施設の状態に応じて異なっても構いません。施設として自立支援計画の策定方法が定まっていること、それぞれの担当者がその定められた方法における役割を果たしていること、全体の内容を掌握した責任者が配置されていることなどが求められます。
- さらに、アセスメント結果を自立支援計画に適切に反映しているかについても評価します。関係職員で協議を行い、アセスメント結果に基づき、課題解決のための目標と、目標達成に向けた具体的な取組を自立支援計画に反映しているか等を判断します。
- 策定された自立支援計画を、全職員で共有し、治療・支援は統一かつ統合されたものでなければなりません。

評価の着眼点

- 自立支援計画策定の責任者（基幹的職員等）を設置している。
- 自立支援計画を策定するための部門を横断した様々な職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、利用者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- 自立支援計画どおりに治療・支援が行われていることを確認する仕組みが構築されるとともに、機能している。
- 児童相談所と援助方針等について打ち合わせ、自立支援計画に反映している。
- 策定した自立支援計画を児童相談所に提出し、共有している。
- 自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めている。
- 支援目標は、子どもに理解できる目標として、表現し、努力目標として子どもに説明し、合意と納得を得ている。

3-(1)-② 自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価・見直しを行う
手順を施設として定め、実施している。(共通Ⅲ-4-(2)-②)

【判断基準】

- a) 自立支援計画について、定期的実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。
- b) 自立支援計画について、定期的実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 自立支援計画について、定期的実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子ども一人一人に対する治療・支援の質の向上を図るためには、策定した自立支援計画について、恒常的な取組にしていかなければなりません。
- そのために、自立支援計画の評価・見直しに関する施設として決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、自立支援計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望まれます。
- また、治療・支援の実施状況が責任者に確実に伝わる仕組みが必要です。実施記録での治療・支援の実施状況の確認や、担当者からの報告ルート等が、システムとして成立しており、責任者が総合的な視点で情報を管理している状態を求めています。
- 自立支援計画の見直しでは、目標そのものの妥当性や、具体的な援助や解決方法の有効性等について検討しますが、変更に関する子どもや保護者等の意向の確認と同意を得ることが重要な留意点です。
- 自立支援計画の見直しは、子どもとともに振り返り、子どもの意向を確認し、併せて保護者の意向を踏まえて、それらを反映させつつ、子どもの最善の利益を考慮して行うことが重要です。
- 定期的な評価結果に基づいて、必要があれば自立支援計画の内容を変更しているかどうかを、記録等と自立支援計画等の書面によって評価します。

評価の着眼点

- 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、ケース会議の参加職員、子どもや保護者等の意向把握と同意を得るための手順等、施設として仕組みを定めて実施している。
- 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- 計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築している。
- アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行っている。

3- (2) 子どもの治療・支援に関する適切な記録

3- (2) -① 子ども一人一人の治療・支援の実施状況を適切に記録している。 (共通Ⅲ-2-(3)-①)

【判断基準】

- a) 子ども一人一人の自立支援計画の実施状況が適切に記録されている。
- b) 子ども一人一人の自立支援計画の実施状況が記録されているが、十分ではない。
- c) 子ども一人一人の自立支援計画の実施状況が記録されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子ども一人一人に対する治療・支援の実施状況は、施設の規定に従って統一した方法で記録される必要があります。記録は、職員の情報の共有化を図るとともに、自立支援計画の評価・見直しを行う際の基本情報となります。
- 適切に記録されているとは、自立支援計画に沿ってどのような治療・支援が実施されたのか、その結果として子ども一人一人の状態はどのように推移したか、について具体的に記録されていることを指します。
- 入所からアフターケアまでの治療・支援の実施状況を、保護者等及び関係機関とのやりとり等を含めて適切に記録することが求められます。
- 評価方法は、訪問調査において、子ども数名の自立支援計画と、それに対する記録等の書面を確認します。

評価の着眼点

- 自立支援計画に基づく治療・支援が実施されていることを記録により確認することができる。
- 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導などの工夫をしている。
- 子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録している。

3- (2) -② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を
確立し、適切に管理を行っている。(共通Ⅲ-2-(3)-②)

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等に関する記録管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもや保護者等に関する記録管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもや保護者等に関する記録管理について規程が定められていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- ここでいう「記録の管理」とは、書面による管理に加え電子データによる管理も含まれます。
- 子どもや保護者等に関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要があります。
- 施設が保有する子どもや保護者等の情報は、個人的な情報であり、その流出は子どもや保護者等に大きな影響を与えることから、情報が外部に流出しない管理体制が必要となります。記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要です。
- 一方、情報開示については、保護者等から情報開示を求められた際の規程です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、子どもや保護者等への配慮等が必要です。
- 評価方法は、訪問調査において規程等の確認、実際の記録の保管状況、開示請求への対応、保存と廃棄の確認等を行います。
- なお、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」は、個人情報に関する基本的概念等、理解しておかなければならない関連法令です。

評価の着眼点

- 記録管理の責任者が設置されている。
- 子どもや保護者等の記録の保管、保存、廃棄に関する規程等を定めている。
- 子どもや保護者等から情報の開示を求められた場合に関する規程を定めている。
- 記録の管理について個人情報保護と情報開示の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- 職員は、個人情報保護法を理解し、遵守している。
- 職員に守秘義務の遵守を周知している。

3- (2) -③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。(共通Ⅲ-2-(3)-③)

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組が行われている。
- b) 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組が行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準は、子どもや保護者等に関する情報の流れについて、施設としての取組を評価します。
- 子どもや保護者等の状況等に関する情報とは、子どもや保護者等の状況、治療・支援の実施に当たり留意すべき事項、実施に伴う状況の変化、アセスメントや自立支援計画の実施状況等、子どもや保護者等にかかわる日々の情報全てを指します。
- 共有化については、知っておくべき情報が職員に正確に伝わる仕組みが確立していることが必要です。その際、伝えてはならない情報、担当者で留めてよい情報と責任者等へ伝えるべき情報、他部門への伝達が必要な情報、速やかに伝えるべき内容と後日整理して伝えるべき内容等の的確に分別され、決められた方法によって伝達されていくことが求められます。
- 情報の流れと共有化について施設として管理することは、子どもや保護者等の状態の変化や治療・支援の内容の不具合に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。
- 引継ぎや申し送り、回覧等は当然に行われていることとしてとら、施設の特性に応じた共有化へのより積極的な取組を評価します。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- 情報共有を目的として、ケース会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。
- 記録について、パソコンを利用している場合にはネットワークシステム等を利用して、パソコンを利用していない場合には台帳が整備され、施設内で情報を共有する仕組みを作っている。

4 権利擁護

4- (1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

4- (1) -① 子どもを尊重した治療・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(1)-①)

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した治療・支援についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解を持つための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した治療・支援についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解を持つための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した治療・支援についての基本姿勢が明示されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 治療・支援の実施では、子どもの意向を尊重することは当然ですが、さらに、子どものQOLの向上を目指した積極的な取組が求められています。本評価基準では、子どもへの尊重について、施設内での共通の理解を持つためにどのような努力が行われているかどうか評価します。
- 施設の種別や治療・支援の内容の違いによって、子ども尊重の具体的な留意点は異なるので、施設としての基本姿勢と、施設全体の意識向上への取組を中心に評価を行います。施設の基本姿勢は、理念や基本方針に明示されていることを前提とします。
- 共通の理解を持つための取組の具体例としては、子どもの尊重や基本的人権への配慮に関する施設の勉強会・研修や、実施する治療・支援の標準的な実施方法への反映、被措置児童等虐待防止についての周知徹底等が挙げられます。
- 施設長や職員が子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加し、人権感覚を磨くことで、施設全体で権利擁護の姿勢を確立することが大切です。

評価の着眼点

- 理念や基本方針に、子どもを尊重した治療・支援の実施について明示している。
- 子どもを尊重した治療・支援に関する基本姿勢が、個々の治療・支援の標準的な実施方法等に反映されている。
- 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。
- 被措置児童等虐待防止について職員に周知徹底している。

4-(1)-② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の治療・支援において実践している。

【判断基準】

- a) 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の治療・支援において実践している。
- b) 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の治療・支援において実践しているが、十分ではない。
- c) 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることの職員の共通の理解がなく、日々の治療・支援において実践していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 「子どもの最善の利益」を目指した治療・支援の視点が、施設における方針として明確に示され、職員の共通理解のために具体的な取組がなされ、かつ、日常の実践に活かされていることを評価します。
- 子どもの最善の利益を目指した治療・支援を行うために、職員一人一人の倫理観、人間性並びに職員としての職務及び責任の理解と自覚を持たなければなりません。
- 施設全体の質の向上を図るため、職員一人一人が、実践や研修を通じて専門性を高めるとともに、治療・支援の内容に関する職員の共通理解や意見交換を図り、協働性を高めていくことが求められます。
- 職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って治療・支援に当たることが大切です。
- 子どもの意向に沿うことが結果として子どもの利益につながることもあることを踏まえ、適切に導くことが求められます。

評価の着眼点

- 職員相互で子どもの治療・支援に対する姿勢の士気が涵養されている。
- 治療・支援の内容が子どもにとって最善の利益になっていたか、振り返り検証する機会が設けられている。
- 職員が日々子どもとのやり取りを振り返り、必要に応じてスーパービジョンを受けられる環境が整っている。
- 子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう、常に子どもの利益を考慮し真摯に向き合っている。

4-(1)-③ 子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。

【判断基準】

- a) 子どもの発達に応じて、本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに適切に知らせている。
- b) 本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに知らせているが、フォローなど十分でない。
- c) 本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに適切に知らせていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 情報提供には、施設における支援内容をはじめとする子どもの生活全般に関することと、プライバシーにかかわることの二つの側面があります。
- 本評価基準は、子ども本人の出生や家族の状況等プライバシーに関する情報提供について施設の対応を評価します。
- 子どもの知りたいという気持ちを尊重しつつ、年齢や発達状況への配慮、伝えるタイミングや内容等については慎重な検討が必要であり、また、対応する職員の高い専門性が求められます。
- なお、保護者をはじめとする家族の情報の中には子どもに知られたくない内容があることにも十分考慮する必要があり、場合によっては児童相談所との連携が求められます。

評価の着眼点

- 子どもの発達段階や治療過程に応じて、可能な限り事実を伝えようと努めている。
- 事実を伝える場合には、子どもの発達段階、治療過程や個別の事情に応じて慎重に対応している。
- 伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。
- 事実を伝えた後、適切なフォローを行っている。
- 家族の情報の中には子どもに知られたくない内容があることも考慮し、場合によっては児童相談所との連携を行っている。

4-(1)-④ 子どもの行動の自由などの規制については、子どもの安全の確保等のために、他
に取るべき方法がない場合であって子どもの最善の利益になる場合にのみ、
適切に実施している。

【判断基準】

- a) 適切に実施している。
- b) 実施しているが、マニュアルや検証が十分ではない。
- c) 適切に実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、子どもの安全を確保する等の理由により、やむを得ず無断で居室に立ち入るなど子どものプライバシーや行動の自由を規制する場合の施設における取組を評価します。

評価の着眼点

- 自傷他害などの危険性が高く、子どもの権利擁護のために、無断で居室に立ち入るなど子どものプライバシーや行動の自由をやむを得ず最小限の範囲で規制するケア等についてのマニュアルなどを作成している。
- 行動を規制するケアに関するマニュアル等について定例的に検証し、必要な場合には見直しを行っている。
- 行動を規制するケアについて、具体的な例を示し、職員に徹底している。
- 行動を規制するケアについて、具体的な例を示して、子どもに周知している。
- 子どもが納得できない場合、苦情解決制度を通じて意見を述べることを知らせている。

4-(1)-⑤ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(1)-②)

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、職員に周知する取組が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○ここでいうプライバシーとは、「他人に干渉されたりしない、安心して過ごすことのできる各個人の私生活上の自由」のことです。子どものプライバシー保護については子どもの尊重の基本であり、例えば、子どもが他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければなりません。子どもからの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。なお、個人情報保護に関する取組は本評価基準にいうプライバシーの対象ではありません。(個人情報保護に関する取組は、3-(2)-②「利用者に関する記録の管理体制が確立している。」の項目の対象となります。)

○職員に対し、子どものプライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解させること、種別に応じた留意点に関する規程・マニュアル等を作成して周知徹底することが必要です。周知徹底は、単に職員に規程・マニュアル等を配布しただけではb)評価となります。

○治療・支援の場面ごとに作成されている手順書の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、本評価基準での「規程・マニュアル等」と認めることができます。

○施設の場合、通信、面会に関するプライバシー保護や、入浴・排泄等生活場面におけるプライバシー保護について、設備面での配慮や工夫も含めた組織としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて全体を評価します。

○評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。

評価の着眼点

子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等の整備や、施設・設備面での工夫等、組織として具体的に取り組んでいる。

居室への立ち入りや手紙の開封等が必要な場合の事前説明と本人の同意等について手続きを定めて行っている。

子どものプライバシー保護に関する基本的知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識、利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。

規程・マニュアル等に基づいた治療・支援が実施されている。

4- (1) -⑥ 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。

【判断基準】

- a) 子どもや保護者の思想や信教の自由が保障されている。
- b) —
- c) 子どもや保護者の思想や信教の自由が尊重されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの思想や信教の自由については、最大限に配慮して保障していくことが大切です。
- 児童の権利条約では、子どもの思想、良心、宗教の自由を保障しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。
- 本評価基準では、それぞれの子どもや保護者の思想や信教の自由を保障するための施設における取組を評価します。

評価の着眼点

- 施設において宗教的活動を強要していない。
- 個別的な宗教活動は尊重している。
- 保護者の思想・信教によってその子どもの権利が損なわれないよう配慮している。

4- (2) 子どもの意向や主体性への配慮

4- (2)-① 子どもや保護者の意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、治療・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(2)-①)

【判断基準】

- a) 子どもや保護者の意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、治療・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。
- b) 子どもや保護者の意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、治療・支援の内容の改善に向けた取組を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもや保護者の意向に配慮する姿勢が明示されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設では、「自立支援計画」の作成に際して、子どもや保護者の意向の確認が必要となります。それだけでなく、施設として子どもや保護者の意向を把握する仕組みを整備しているか、また、調査等の結果を活用し、組織的に治療・支援の改善に向けた取組が行われているか評価します。
- 職員は日常的な会話の中で発せられる子どもの意向をくみ取り、また、施設として、子どもの意向調査、個別の聴取等を行い、改善課題の発見に努めることが大切です。
- 具体的には、子どもや保護者の意向に関する調査、子どもや保護者への個別の聴取、生活場面面接等があります。子どもや保護者の意向に関する調査等を定期的に行うことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料となります。
- さらに、子どもや保護者の意向への配慮に関する調査の結果を活用し、具体的な治療・支援の改善に結びつけているかどうか、そのために組織として仕組みを整備しているかどうかを評価します。
- 調査結果を分析・検討する担当者・担当部署の設置、定期的な検討会議開催等の仕組みが求められます。
- このような仕組みが機能することで、職員の子どもや保護者の意向への配慮に対する意識を向上させ、施設全体が共通の問題意識のもとに改善への取組を行うことができるようになります。調査結果が職員に共有されているかどうか、評価の対象となります。
- 評価方法は、調査結果に関する分析や検討内容の記録、改善策の実施に関する記録等の書面や、訪問調査での具体的な取組の聴取等によって確認します。

評価の着眼点

- 子どもや保護者の意向に関する調査を定期的に行っている。
- 子どもや保護者の意向を把握する目的で、子どもや保護者への個別の相談面接や聴取、子どもや保護者との懇談会を定期的に行っている。
- 子どもや保護者の意向を把握する目的で、子ども会や保護者会などに出席している。
- 子どもや保護者の意向に関する調査の担当者・担当部署の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。
- 分析・検討の結果に基づいて具体的な改善を行っている。

4-(2)-② 子ども自身が生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 子ども自身が自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。
- b) 子ども自身が自主的に考える活動の推進に努め、施設における生活改善に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設における生活改善の取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 情緒障害児短期治療施設では、子どもを権利の主体として位置付け、常に子どもの最善の利益に配慮した支援が行われなければなりません。
- また、情緒障害児短期治療施設における生活支援は、子どもの自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養うことを目的として行われなければならないとされています。
- 本評価基準では、施設における子ども自身による主体的な活動の推進に向けた具体的な取組や、それらに対する職員のかかわりについて評価します。
- なお、本評価基準は施設内の自治会等における子どもの意見表明の機会確保や、主体的な取組について評価するもので、子ども一人一人に対する支援等については自立支援計画との関係で評価します。

評価の着眼点

- 子ども自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるような活動（施設内の自治会活動等）を実施している。
- 子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討し、その上で取組、実行、管理するといった内容を含んだ活動をしている。
- 活動を通して、子どもの自己表現力、自律性、責任感などが育つよう、職員は必要な支援をしている。
- 活動における目標実現に向かって発展していくよう、職員は必要な支援をしている。
- 活動で決定した要望等について、施設や職員は可能な限り応えている。

4- (2) -③ 施設が行う支援について事前に説明し、子どもが主体的に選択（自己決定）できるように支援している。

【判断基準】

- a) 施設が行う支援について事前に説明し、子どもが主体的に選択できるように支援している。
- b) 施設が行う支援について事前に説明しているが、子どもが主体的に選択できるような支援が十分ではない。
- c) 施設が行う支援について事前に説明していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもに対する適切な情報提供は、子どもの知る権利を守ることであり、主体的に問題解決に立ち向かう力を高めること（エンパワーメント）につながります。
- あわせて、情報提供は子どもの意見表明や自己決定の前提となるものであることから提供する情報の内容や、その方法にも十分な配慮が求められます。
- 本評価基準では、施設が行う支援について子ども自身が選択する力を身につけ、自己確立を図るという基本的な考え方から十分な情報提供、説明が行われているかどうかについて具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

- 施設の提供する支援の内容・方法について事前に子どもに十分説明している。
- 子どもに必要な情報を提供し、子どもが主体的に選択、あるいは保留できるようにしている。
- 子ども発達段階に応じて自己決定できるように取り組んでいる。
- 子ども自己決定の重要性について職員全員が十分認識している。
- 子ども知る権利を守り、主体的に問題解決に立ち向かう力を高めるため、子どもに対して適切な情報提供を行っている。

4- (3) 入所時の説明等

4- (3) -① 子どもや保護者等に対して、治療・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。(共通Ⅲ-3-(1)-①)

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等に対して、治療・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報を積極的に提供している。
- b) 子どもや保護者等に対して、治療・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報を積極的に提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもや保護者等に対して、治療・支援の内容を正しく理解できるような情報を提供していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設長には、子どもや保護者等が治療・支援の内容を正しく理解することができる情報を提供することが求められています。
- ここで言う情報とは、治療・支援の内容を正しく理解できるような子どもや保護者の視点に立った情報を指します。
- 治療・支援の内容がわかりやすく紹介された印刷物の作成、ホームページの作成、紹介ビデオの作成、見学・体験希望者への対応等、子どもや保護者等が情報を簡単に入手できるような取組、工夫が必要です。
- 本評価基準では、治療・支援の内容等について施設が積極的に情報提供を行うことを求めています。

評価の着眼点

- インターネットを利用して、施設を紹介したホームページを作成し公開している。
- 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- 見学、体験入所、一日利用等の希望に対応している。
- 施設の様子(内容)がわかりやすく紹介された印刷物等を作成し、希望があれば見学にも応じるなど治療・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行っている。
- 治療内容や集団生活上の守るべきルールなども正しく理解できるような工夫を行っている。

4-(3)-② 入所時に、施設で定めた様式に基づき治療・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。
(共通Ⅲ-3-(1)-②)

【判断基準】

- a) 入所時には、治療・支援の内容や施設での約束ごとについて施設が定める様式に基づき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 入所時には、治療・支援の内容や施設での約束ごとについて施設が定める様式に基づき子どもや保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 入所時には、治療・支援の内容や施設での約束ごとについて施設が定める様式に基づき子どもや保護者等に説明を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、入所時に、子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っているかどうかの評価のポイントになります。
- 子どもや保護者等に対する説明は、どの子どもに対しても、施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることを前提としています。また、本人が説明を受けることが困難な子どもに対して、施設がどのような支援の方法をとっているかも確認します。
- 特に、子どもの不安を解消し、施設生活を理解できるような説明、さらに担当者を決めて温かみのある雰囲気の中で、子どもに安心感を与えるような適切な支援も必要となります。
- 評価方法は、訪問調査において、説明の様式・内容や援助の内容と状況を聴取します。また、子どもや保護者等への説明内容が具体的に記録された書面を確認します。書面での確認ができない場合はc) 評価となります。

評価の着眼点

- 入所時に、治療・支援の内容が具体的に記載された資料を用意して、子どもや保護者等に説明している。
- 説明に当たっては、子どもや保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- 施設の規則、面会や外泊などの約束ごとや生活上の留意点等についてわかりやすく説明している。
- 子どもの不安を解消し施設生活を理解できるよう配慮し、担当者を決めて適切な援助を行っている。
- 子どもが施設における治療を主体的に受けられるように動機付けを行っている。
- 保護者が子どもの治療の協力者となるように動機付けを行っている。

4- (4) 権利についての説明

4- (4) -① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。

【判断基準】

- a) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。
- b) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明しているが、不十分である。
- c) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 自己評価を高めて成長していくためにも、子どもが自分の持っている権利について理解していることが必要です。
- 不適切な養育を受けた子どもは権利について意識することは少ないと思われるので配慮が必要です。
- 権利について正しく理解できるように、それぞれの子どもの状況に応じた説明が求められます。

評価の着眼点

- 発達段階に応じて権利について随時説明している。
- 正しく理解できるように伝え方を工夫している。
- 権利ノートなどの資料を活用している。
- 子ども同士の話し合いの際に権利について取り上げている。
- 権利と義務、責任の関係についても説明している。

4-(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境

- 4-(5)-① 子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。
(共通Ⅲ-1-(3)-①)

【判断基準】

- a) 子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備され、そのことを子どもに伝えるための取組が行われている。
- b) 子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを子どもに伝えるための取組が十分ではない。
- c) 子どもが相談したり意見を述べたい時に、相談方法や相談相手を選択できない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、組織として子どもが相談したり意見を述べたりしやすいような方途をどのように構築しているか評価します。
- 相談方法や相手を選択できるとは、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置する等、専門的な相談、あるいは組織に直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手が用意されているような取組を指します。
- 取組を実効あるものにしていくためには、子どもや保護者等に十分に周知されている必要があります。入所時に説明を行うだけでなく、日常的に相談窓口を明確にした上で、その内容をわかりやすい場所に掲示する、日常的な言葉かけを積極的に行う等の取組も評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査によって組織としての取組を聴取し、書面や実際の施設内の見学等で確認します。

評価の着眼点

- 子どもが、複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを、わかりやすく説明した文書を作成している。
- 子ども等に、その文書を配布している。
- 子どもや保護者等に十分に周知し、日常的に相談窓口を明確にした上で、内容をわかりやすい場所に掲示している。
- 相談や意見を述べやすいようなスペースに配慮している。
- 子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員の関係づくりに取り組んでいる。
- 普段の子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいる。
- 発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない子どもに対して、職員が代弁者としての役割を果たすよう努めている。
- 日常生活の場面で、面接を実施し、子どもから意見を引き出すよう取り組んでいる。
- すぐに対応することが難しいことについても、職員会議等で話し合う等の取組を行っている。

4-(5)-② 苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。(共通Ⅲ-1-(3)-②)

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され子どもや保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され子どもや保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法第82条によって、社会福祉事業の経営者は、利用者等からの苦情の適切な解決に努めることが求められています。また、各福祉施設の最低基準等においては、利用者等からの苦情への対応が規定されています。本評価基準では、これらの背景を踏まえて、実際に苦情解決の仕組みが組織の中で確立され機能しているかどうか、また組織が苦情解決について、提供する治療・支援の内容に関する妥当性の評価や改善課題を探るための有効な手段と位置付けているかどうかを評価します。
- 苦情解決の体制については、①苦情解決責任者の設置（施設長、理事長等）、②苦情受付担当者の設置、③第三者委員の設置が求められています。第三者委員は、苦情解決についての密室性の排除と社会性・客観性の確保、利用者の立場に立った苦情解決の援助のために設置されるもので、人数は複数が望ましいとされています。
- 苦情解決の手順については、苦情解決の仕組みを利用者等に十分周知しているかどうか、苦情を受け付けた時の正確な記録と苦情解決責任者への報告が行われているかどうか、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果を記録しているかどうか、苦情を申し出た利用者等に経過や結果をフィードバックしているかどうか、苦情を申し出た利用者等に不利にならない配慮をした上で公表しているかどうか、等が評価のポイントとなります。
- また、組織が苦情解決への取組を、利用者保護の視点と同時に、治療・支援の質の向上に向けた取組の一環として積極的にとらえているかどうかを、体制の整備や解決手順・結果公表等の具体的な取組によって評価します。
- 苦情解決責任者が設置されていない、苦情受付担当者が設置されていない、第三者委員が設置されていない、解決への話し合いの手順等が特に決まっていない、公表を行っていない場合はc) 評価となります。

評価の着眼点

- 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）を整備している。
- 苦情解決の仕組みを説明した資料を子どもや保護者等に配布、説明しているとともに、わかりやすく説明した掲示物を掲示している。
- 子どもや保護者に対して、苦情記入カードの配布や匿名アンケート実施など子どもや保護者が苦情を申し出やすい工夫を行っている。
- 苦情を受け付けて解決を図った記録が適切に保管されている。
- 苦情への検討内容や対応策を、子どもや保護者等に必ずフィードバックしている。
- 苦情を申し出た子どもや保護者等に配慮した上で、苦情内容及び解決結果等を公表している。

4-(5)-③ 子ども等からの意見や苦情等に対するマニュアルを整備し、迅速に対応している。(共通Ⅲ-1-(3)-③)

【判断基準】

- a) 子ども等からの意見等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。
- b) 子ども等からの意見等に対する対応マニュアルを整備しているが、迅速に対応していない。
- c) 子ども等からの意見等に対する対応マニュアルを整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準は、苦情に限定されない子ども等からの意見や、提案への対応について評価します。苦情に対しては、迅速な対応を心掛けている施設も多いと思われませんが、意見や提案に対しても同様に迅速な対応体制を整えることが、子どもからの信頼を高めることにつながります。
- 施設には、子ども等からの苦情のみならず、意見や提案から組織の改善課題を発見し、治療・支援の質を向上させていく姿勢が求められます。この姿勢を具体化したものが、本評価基準で取り上げている「対応マニュアル」となります。
- 対応マニュアルには、意見や提案を受けた後の手順や、具体的な施設内での検討等対応方法、記録の方法さらには子どもへの経過と結果のフィードバック、公表の方法などがその内容別に具体的に記載されているとともに、より効果的な仕組みとしていくために、対応マニュアルの見直しを行うことが必要となります。
- また、対応マニュアルに沿って対応を図ることはもとより、子ども等からの意見や苦情を、実施する治療・支援や施設運営の改善につなげていかなければなりません。
- 本評価基準では、対応マニュアルの整備のほか具体的に治療・支援や施設運営の改善につなげている取組も含めて評価します。

評価の着眼点

- 意見や提案を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について規定したマニュアルを整備している。
- 対応マニュアルに沿った取組がなされており、意見や提案のあった子ども等には、検討に時間がかかる場合も状況を速やかに報告している。
- 対応マニュアルの定期的な見直しを行っている。
- 子どもの希望に答えられない場合は、その理由を子どもに丁寧に説明して、理解を求めている。
- 苦情や意見等を治療・支援や施設運営の改善に反映している。

4－（6）被措置児童等虐待対応

4－（6）－① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。

【判断基準】

- a) 体罰等を行わないよう徹底している。
- b) －
- c) 体罰等を行わないための取組が十分ではない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 情緒障害児短期治療施設における支援では、いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような懲戒は許されるものではありません。
- 本評価基準では、施設における体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないための取組について評価します。
- 職員研修等を通じて体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないことへの意識を高めることのほか、日頃から体罰等の起こりやすい状況や場面について検証するとともに体罰等を必要としない支援技術の習得を図る等の取組が求められます。
- また、体罰等があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰の方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みを整備することも必要となります。

評価の着眼点

- 体罰等の禁止を職員に徹底するため、日常的に会議等で体罰等を取り上げ、行われていないことを確認している。
- 「就業規則」等の規程に体罰等の禁止を明記している。
- 具体的な例を示して体罰等を禁止している。
- 体罰等の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、体罰等を伴わない支援技術を習得できるようにしている。
- 体罰があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰の方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつけられている。
- 自傷行為や他者への加害行為を阻止するための方法について検討し、適切に対応している。

4-(6)-② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- b) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 体罰はもとより、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅迫等の心理的虐待、セクシャルハラスメント等、不適切なかかわりも絶対に許されるものではありません。
- 情緒障害児短期治療施設においては、日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて不適切なかかわりの防止について対策を講じておかなければなりません。
- 本評価基準では、施設における不適切なかかわりの防止・早期発見に向けた具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

- 暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底している。
- 不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示して、子どもに周知している。
- 不適切なかかわりに迅速に対応できるように、子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。
- 不適切なかかわりの防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。
- 不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、これによらない支援技術を習得できるようにしている。
- 不適切なかかわりの防止の視点から、職員体制（配置や担当の見直し等）を検討している。
- 不適切なかかわりの防止の視点から、密室・死角等の建物構造の点検と改善を行っている。
- 不適切なかかわりを発見した場合には、記録し、必ず施設長等に報告することが明文化されている。
- 不適切なかかわりがあった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うような仕組みがつけられている。
- 子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けている。

4－(6)－③ 被措置児童等虐待の届出・通知に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。

【判断基準】

- a) 被措置児童等虐待の届出・通知に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。
- b) 被措置児童等虐待の届出・通知に対する対応を整備し、対応しているが、十分ではない。
- c) 被措置児童等虐待の届出・通知に対する対応を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 被措置児童虐待を発見した場合は、影響を最小限に抑えるためにも迅速な対応が求められます。
- 届出・通知をして外部の意見を取り入れることで再発防止の効果が高まります。
- 迅速に対応するためには事前に対応を整備しておくことが必要です。

評価の着眼点

- 届出・通知のマニュアルが整備されている。
- 施設内に被措置児童虐待を検証するシステムがある。
- 被措置児童等虐待について外部の意見を求めることができるようにしている。
- 検証結果や外部の意見を運営の改善に生かして再発防止に努めるシステムがある。
- 被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合、都道府県市の指導に従い、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなど、施設運営の改善を行い、再発防止に努めている。

4- (7) 他者の尊重

4- (7) -① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。

【判断基準】

- a) 子どもが個人の人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるよう支援している。
- b) 子どもが個人の人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもが個人の人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるような支援をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが個人の人格の尊厳を理解し、他人の権利を尊重できるようになるためには、まず、自分自身の人格や権利が十分大切にされているという実感や経験を積んでいくことが基本となります。
- そのためには、職員と子どもとが個別にふれあう時間を確保して他人に対する基本的な信頼感を醸成することや、子ども間で生じたトラブルを解決することに向けて支援する等、職員のでいねいなかかわりが重要です。
- また、円滑な人間関係を育てていくためにも同・異世代交流の機会等を可能な限り設けて、実際のふれあいを通じて、人格の尊厳や自他の権利を尊重できる人間性を養うことができるよう支援することが必要です。

評価の着眼点

- 基本的な信頼感を獲得するなど良好な人間関係を築くために職員と子どもとが個別にふれあう時間を確保している。
- 喧嘩など子ども間でトラブルが生じた時、将来的には子ども同士で関係を修復できるように職員が適切な支援している。
- 上の年齢との関係、同年齢との関係、下の年齢との関係を日常的に経験できる生活環境を用意するなど、人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重できる人間性が育成していけるように努めている。
- 老人福祉施設への訪問等による異世代交流や児童福祉施設間交流を実施するなど、多くの人たちとのふれあいの機会を可能な限り実行している。

5 事故防止と安全対策

5-① 事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。(共通Ⅱ-3-(1)-①)

【判断基準】

- a) 子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し機能している。
- b) 子どもの安全確保のために、組織として体制を整備しているが、十分に機能していない。
- c) 子どもの安全確保のために、組織として体制を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの安全を確保することは、最も基本的な社会的養護の質を保証するものです。安全確保のための体制を整備することは最低限の義務として当然のことであり、社会的養護の質の向上を目指す意味からも事故防止等に積極的に取り組む必要があります。
- また、安全確保のための体制の確立には、施設長が明確な目的意識のもとにリーダーシップを発揮することが求められます。
- 安全確保の取組は、組織的・継続的に行われなければその成果は望めません。子どもの安全確保を目的としたマニュアル等を整備した上で、組織内のシステムを確立し実行していくことは、子どもの安全等に関する意識を職員全体で向上させていくことにもつながります。
- 具体的には、①責任を明確にした安全確保のための体制の確立（緊急時の対応体制を含む）、②担当者・担当部署の設置、③定期的な検討の場の設置、④事故防止策実施の定期的な評価・見直しの実施等が挙げられます。
- なお、安全確保のために把握すべきリスクには、衛生上のリスク、感染症のリスク、急病及び不審者の侵入、施設外で利用者が遭遇する可能性のあるリスク（犯罪、事故等）等、子どもにかかわる全てのリスクを含みます。

評価の着眼点

- 施設長は子どもの安全確保の取組について、リーダーシップを発揮している。
- 子どもの安全確保に関する担当者・担当部署を設置し、その担当者等を中心にして、関係職員の参画のもとで定期的に安全確保に関する検討会を開催している。
- リスクの種類別に、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- 事故発生対応マニュアル、衛生管理マニュアル等を作成して職員に周知しているとともに、マニュアル類は定期的に見直しを行っている。
- 不審者の侵入等の緊急時の安全確保の体制が整備されている。
- 施設周辺等における不審者等の情報について、日頃から地域や警察等の関係機関と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとっている。
- 子どもが犯罪や事故の被害から自分を守るため、施設外での行動に当たって遵守すべき事項について支援している。

5-② 災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。

(共通Ⅱ-3-(1)-②)

【判断基準】

- a) 地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を積極的に行っている。
- b) 地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を積極的に行っているが十分ではない。
- c) 地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの安全確保をするためには、治療・支援上のリスク対策のみならず、災害時に対しても、組織的に対策を講じることが必要です。
- 特に施設においては、災害時においても、子どもの安全を確保するとともに治療・支援を継続することが求められます。「治療・支援の継続」の観点から、災害時に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要です。
- 消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、実効性の高い取組を積極的に行っているかどうか確認します。
- 例えば、ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどが挙げられます。
- ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、子どもや職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。
- 通所施設では、災害時の対応について子どもの保護者と話し合う、保護者への引き継ぎの方策などを決めておくことなどが挙げられます。

評価の着眼点

- 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。
- 災害時の対応体制を整えている。
- 子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、全職員に周知されている。
- 食料や備品類などの備蓄リストを作成し、備蓄を進めている。
- 地元の消防署、警察、自治会、消防団と連携するなど工夫して訓練を実施している。

5-③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。(共通Ⅱ-3-(1)-③)

【判断基準】

- a) 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い実行している。
- b) 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集しているが、要因分析と対応策の検討が十分ではない。
- c) 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの安全確保のための体制整備の面では施設長のリーダーシップが欠かせませんが、具体的な安全確保策を講じる際には業務の現場における知恵の活用が最も重要です。
- 本評価基準のポイントは、組織として子どもの安全を脅かす事例の収集を、その仕組みを整備した上で実施しているかどうか、そして収集した事例を有効に活用しているかどうか、という点にあります。
- 事例の収集は、子どもの安全確保を目的に組織として情報を共有化し、対策を講ずるために行うものです。職員個人の反省を促したり、ノルマを課す性格のものではないことに留意する必要があります。事例を収集して、その要因を分析し、対応策を検討・実施することで事故等の発生を防ぐとともに、職員の「危険への気付き」を促す効果が生まれます。
- 要因分析と対応策の検討は、組織的・継続的に行われていることがポイントです。単に収集事例の分類や一覧表の作成等に留まらず、課題を把握し、実効的な事故防止策等の策定と実行までつなげているものを評価します。
- また継続的な取組として、実施されている安全確保策についての定期的な評価・見直しを行う必要もあります。(子どもの安全を脅かす事例には、衛生上のリスク、感染症のリスク等を含みます。)

評価の着眼点

- 法令で定められるもののほか、安全対策の一環として建物設備や遊具等の点検を行ったり、施設内外の危険箇所について把握している。
- 薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的にしている。
- 子どもの安全を脅かす事例の収集を、その仕組みを整備した上で実施している。
- 収集した事例について、職員の参画のもとで発生要因を分析し、未然防止策を検討している。
- 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
- 災害や事故発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施している。
- 外部からの不審者等の侵入防止のための対策や訓練など不測の事態に備えて対応を図るとともに、地域の関係機関等と連携し、必要な協力が得られるよう努めている。

6 関係機関連携・地域支援

6- (1) 関係機関等の連携

6- (1) -① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。(共通Ⅱ-4-(2)-①)

【判断基準】

- a) 施設の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報が職員間で共有されている。
- b) 施設の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示しているが、その情報が職員間で共有されていない。
- c) 施設の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○施設の役割や機能を達成し、社会的養護の質を向上させていくためには、地域の様々な機関や団体との連携が必要となります。ここで言う「必要な社会資源」とは、子どもへの治療・支援の質の向上のために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、福祉事務所、児童相談所、保健所、公共職業安定所、病院、学校、地域内の他の事業所やボランティア団体、NPO、各種自助組織、町内会・自治会等地縁組織等が挙げられます。制度サービスのみならず制度外のサービスによるボランティア団体やNPOによるサービスを含めて考える必要があります。

○また、職員間でそれらに関する情報の共有化が図られているかどうかの評価も行います。関係機関・団体の機能や、連絡方法を記載した資料の保管場所や内容等が、必要に応じて職員が活用できるようになっているかどうか、会議で説明を行う等職員に周知されているかどうかについても、訪問調査で確認を行います。

評価の着眼点

個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示し、当該地域の関係機関・団体について、その機関・団体との連携の必要性を含めたリストや資料を作成している。

職員会議で説明する等職員間で情報の共有化が図られている。

6-(1)-② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。(共通 II-4-(2)-②)

【判断基準】

- a) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。
- b) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保しているが、具体的な取組や事例検討は行っていない。
- c) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもに対してより良い治療・支援を行うとともに、地域社会において役割を果たしていくためには、関係機関・団体とのネットワーク化が必要不可欠です。その上で、問題解決に向けてネットワークを有効に活用することが重要です。本評価基準では、前項で明示された関係機関・団体との連携について、定期的な取組状況を評価します。
- 社会的養護が必要になる前の支援の充実が望まれています。児童養護施設の職員が要保護児童対策地域協議会などに参画することで、親子分離や再統合した親子の再虐待を未然に防ぐことが期待できます。
- 定期的な取組の具体例としては、関係機関・団体等の参画のもとで定期的にケース会議を開催している、地域の定期的な連絡協議会に参加している、地域内の他組織と定期的に連絡会を開催している、等が挙げられますが、子どもに対する治療・支援の一環として行われる具体的な取組でなければ、十分とは言えません。
- また、築き上げたネットワークを有効に活用することが重要です。事業を進めていく上で、地域全体で課題となっている点について、関係機関・団体へ積極的に問題提起し、解決に向けて協働して取り組んでいく、等が挙げられます。
- なお、ネットワークを有効に活用していくためには情報の共有化が必要となりますが、その際、伝えてはならない情報に対する十分な管理が求められる点に留意が必要です。
- 評価方法は、いくつかの関係機関・団体との具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- 地域の関係機関・団体とのネットワーク化に取り組んでいる。
- 子どもや家族の支援について、関係機関等と協働して取り組む体制を確立している。
- ネットワーク内で共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- 関係機関・団体ネットワーク内での共通の課題に対して、ケース会議や情報の共有等を行い、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- 施設職員等が要保護児童対策地域協議会などの会議やケース会議等に積極的に参加している。
- 児童相談所と施設は子どもや家族の情報を相互に提供している。
- 通所機能や短期入所機能を活用し、心理的問題を起こしている子どもの一時的な支援など、社会的養護の分野における心理的ケアのセンター的な役割として他施設等への支援を行っている。

6- (2) 地域との交流

6- (2) -① 子どもと地域との交流を大切に、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。(共通Ⅱ-4- (1) -①)

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを適切に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを適切に行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○子どもが地域の人々と交流を持ち良好な関係を築くことは、子どもの活動範囲を広げるための大切なプロセスです。施設は、子どもの地域活動への参加を推奨し、子どもが参加しやすくなるための体制整備を行うことが求められます。

○同時に、子どもと地域の人々との交流は、地域と施設の相互交流を促進するという意味もあわせ持っています。施設が、地域社会の一員としての社会的役割を果たすためにも、子どもの地域への参加は大きな意味を持つと言えます。

○本評価基準では、子どもの地域との交流を広げることを目的とした組織の取組について評価します。子どもが地域へ出て行きやすいような援助と同時に、地域に対して、施設や子どもへの理解を深めるための取組を行うことも評価の対象となります。

○評価方法は、訪問調査において実施状況の聴取が主となり、事業報告書等、書面でも確認します。

評価の着眼点

地域とのかかわり方について基本的な考え方を文書化している。

活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で子どもに提供している。

子どもが地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが援助を行う体制が整っている。

施設や子どもへの理解を得るため地域の人々と子どもとの交流会の機会を定期的に設けている。

施設の職員等が町内会や児童会等、地域の諸団体の役員等として活動している。

法人や施設を支える会、後援会等を組織し、施設の治療・支援の趣旨に賛同した地域の人々から支えられている。

6-(2)-② 施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。
(共通Ⅱ-4-(1)-②)

【判断基準】

- a) 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。
- b) 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 地域とのかかわりを深める方法として、施設が持つ専門的な技術や情報を地域に提供することが挙げられます。このような取組を積極的に行うことは、地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにつながっていきます。
- 具体的には、育児に関する講習会や研修会・講演会等の開催、相談窓口の設置等が挙げられます。
- また、施設のこのような活動を地域へ知らせるための取組も評価の対象となります。
- 施設の種類や規模等によって、具体的な取組は様々だと思われそうですが、本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。

評価の着眼点

- 育児に関する講習会や研修会、地域住民の生活に役立つ講演会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。
- 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。
- 地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にする取組を積極的に行っている。
- 育児相談窓口、子育て支援サークル等、地域ニーズに応じ住民が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。
- 通所、外来機能を活用し、地域の心理治療を要する子どもへの支援を行っている。

6-(2)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。(共通Ⅱ-4-(1)-③)

【判断基準】

- a) ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。
- b) ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備しているが、十分でない。
- c) ボランティア受入れに対する基本姿勢が明確でなく、受入れについての体制を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○地域の人々によるボランティア活動は、地域社会と事業所をつなぐ柱の一つとして位置付けることができます。多くの施設が、様々な形でボランティアを受入れ、地域の人々との交流を図っていると思われませんが、施設側の姿勢や受入れ体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルを誘引する場合があります。

○本評価基準では、まず、組織としての基本姿勢（基本的な考え方・方針等）について、明文化されているかどうかを評価します。また、それにはボランティアに関する組織としての姿勢や受入れの目的、仕事の範囲等が明文化されていることが必要です。

○次に、ボランティア活動が不測の事故などに結びつかないためにも、施設側の体制が整っていることが求められます。特に子どもと直接接する場面では、十分な準備が必要で、見知らぬ人を忌避する子どもへの配慮も求められます。また、ボランティアは福祉の専門職ではないので、注意事項等の説明が十分でない場合には、子どもとトラブルになったり不測の事故が起きる危険も潜んでいます。

○本評価基準では、ボランティアの受入れに関する担当者の設置とマニュアルの作成を求めています。マニュアルには、登録手続、ボランティアの配置、子ども等への事前説明、ボランティアへの事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録、等の項目が記載されている必要があります。また、トラブルや事故を防ぐためのボランティアへの研修実施が必要です。

○ボランティア保険等傷害保険、賠償責任保険の加入の確認を行う必要があります。

○評価方法は、ボランティア受入れに当たっての手順や流れ、事前説明の仕組み、ボランティアへの事前説明の仕組みなど、具体的な方法を書面と聴取によって行います。

評価の着眼点

- ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、仕事内容、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
- ボランティアに対して必要な説明や研修を行っている。

6- (3) 地域支援

6- (3) -① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。 (共通Ⅱ-4- (3) -①)

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、施設が地域社会における役割を果たすために、地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っているかどうかを評価します。
- 「意見箱」を設置しているだけでは、積極性という観点からはb) 評価となります。
- 地域住民から意見をもらう場合は、受け身な姿勢ではなく、相談事業を活発化させて、その中でニーズを把握する、地域交流のイベント時にアンケートを実施するなど、主体的に動くことが重要です。

評価の着眼点

- 関係機関・団体との連携に基づき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催する等によって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- 地域住民に対する相談事業を実施すること等を通じて、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- 社会的養護の施設の責務を果たすべく、開かれた施設運営を行っている。

6－(3)－② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。(共通Ⅱ－4－(3)－②)

【判断基準】

- a) 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。
- b) 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動計画があるが、実施されていない。
- c) 施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動の計画がない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会的養護の施設では、地域の子育て支援の機能の強化が重要です。
- 具体例としては、ショートステイ等や、育児支援の相談事業等があります。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 把握した福祉ニーズに基づいて実施した具体的な事業・活動がある。
- 把握した福祉ニーズに基づいた具体的な事業・活動を、中・長期計画や事業計画の中に明示している。
- 新たな事業・活動や企画の実施の時には、その利用者等に対して説明し、その意向を尊重している。
- 施設が有する専門性を活用し、地域の子育ての相談・助言や市町村の子育て事業の協力している。
- 地域の里親支援、子育て支援等に取り組むなど、施設のソーシャルワーク機能を活用し、地域の拠点となる取組を行っている。

7 職員の資質向上

7-① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。
(共通Ⅱ-2-(3)-①)

【判断基準】

- a) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。
- b) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されているが、十分ではない。
- c) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 職員の教育・研修に関する基本的な考え方のポイントは、社会的養護の質の向上のために組織が定めた目標とその目標達成に向けた各計画に、職員の研修計画が整合していなければならないという点です。組織として目的意識を持った研修計画が策定される必要があります。
- 本評価基準では、求められる職員のあり方を、具体的な技術水準や専門資格の取得といった点から明確にした職員の教育・研修に関する組織の基本姿勢を、基本方針や中・長期計画に明示していることを求めています。
- 施設が実施する治療・支援の質の向上に対する取組を評価する項目ですので、正規職員の他、派遣契約職員や臨時職員等、職員全体についての教育・研修を対象とします。
- また、組織としての目的意識が明確にされているかどうかを評価しますので、単なる研修計画表は評価の対象となりません。組織が求める職員の専門性（知識、技術、判断力等）について、具体的な目標が明記され、それとの整合性が確保された体系的な計画が必要になります。
- 法人が一括して所管している場合であっても、本評価基準の趣旨に照らして評価します。

評価の着眼点

- 施設が目指す治療・支援を実施するために、基本方針や中・長期計画の中に、組織が職員に求める基本的姿勢や意識を明示している。
- 現在実施している治療・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や中・長期計画の中に、施設が職員に求める専門性や専門資格を明示している。

7-② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。(共通Ⅱ-2-(3)-②)

【判断基準】

- a) 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され、計画に基づいた具体的な取組が行われている。
- b) 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されているが、計画に基づいた具体的な取組が十分に行われていない。
- c) 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、個別の職員に対する教育・研修について、計画の策定と教育・研修の実施の視点から評価します。
- 組織は、基本姿勢に基づいてそれぞれの職員に求められる技術や知識等について、分析を行い教育・研修内容を決定していきます。さらに、実施された教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画を策定します。教育・研修計画についての中・長期的な視点も必要とされます。
- 基本姿勢を踏まえた教育・研修計画であるかどうか、一人一人の職員の持つ技量等を評価・分析し、その結果に基づいて計画が策定されているかどうか、その計画の策定の際に経験年数や将来への意向等を考慮しているかどうか、さらに実際に計画に従った教育・研修が実施されているかどうかの評価のポイントとなります。
- 職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や関係機関など様々な人とのかわりの中で共に学びあう環境を醸成することが大切です。
- 具体的には、相談員の面接技術向上のための国家資格の取得等が挙げられます。

評価の着眼点

- 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されている。
- 職員一人一人について、援助技術の水準、知識、専門資格の必要性などを把握している。
- 策定された教育・研修計画に基づき、実際に計画に従った教育・研修が実施されている。
- 施設内外の研修を体系的、計画的に実施するなど、職員の自己研鑽に必要な環境を確保している。
- 教育・研修計画には、新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されている。
- 医学、心理学など専門家の助言を受けられるようにしている。

7-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。
(共通Ⅱ-2-(3)-③)

【判断基準】

- a) 研修成果の評価が定期的に行われるとともに、次の研修計画に反映されている。
- b) 研修成果の評価が定期的に行われているが、次の研修計画に反映されていない。
- c) 研修成果の評価が定期的に行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、研修成果の評価・分析が行われているかどうかを評価します。研修参加者の報告レポートや、評価・分析が記載された文書（職員別研修履歴等）で確認を行います。
- さらに、研修成果の評価・分析が、次の研修計画に反映されているかどうかを、継続した記録等の資料で確認します。

評価の着眼点

- 研修を終了した職員は、報告レポートを作成している。
- 研修を終了した職員が、研修内容を報告会などで発表し、共有化する機会を設けている。
- 報告レポートや発表、当該職員の研修後の業務等によって、研修成果に関する評価・分析を行っている。
- 評価・分析された結果を次の研修計画に反映している。
- 評価・分析された結果に基づいて、研修内容やカリキュラムの見直しを行っている。

7-④ スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。

【判断基準】

- a) スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を積極的に支援している。
- b) スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援しているが、十分ではない。
- c) スーパービジョンの体制が確立しておらず、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- ケースを一人で抱え込まないことが、よりよい支援を行うためにも、職員のメンタルヘルスの上でも大切なことです。
- 施設長や基幹的職員などにいつでも相談できる体制を作っておく必要があります。
- 職員相互が助言し合うことで、より良い支援に対する意識を高め、施設全体としての支援技術や資質の向上につなげることができます。

評価の着眼点

- 施設内でいつでも相談できる体制ができている。
- 施設長、基幹的職員などの立場にある人が相談することを積極的に働きかけている。
- 外部のスーパーバイズを受けることができる。
- ケースについて職員会議などの場で積極的に取り上げている。
- 職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人一人が援助技術を向上させ、施設全体の治療・支援の質を向上させている。

8 施設運営

8- (1) 運営理念、基本方針の確立と周知

8- (1) -① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。
(共通 I - 1 - (1) -①)

【判断基準】

- a) 法人・施設の運営理念を明文化しており、法人と施設の使命・役割を反映している。
- b) 法人・施設の運営理念を明文化しているが、法人と施設の使命・役割の反映が十分ではない。
- c) 法人・施設の運営理念を明文化していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法では、利用者個人の尊重や地域福祉の推進、さらには社会的養護の質の向上に向けた取組等、これからの社会福祉の方向性が規定されています。
- 本評価基準では、実施する社会的養護の内容や特性を踏まえた法人・施設の運営理念が具体的に示されているかどうかを評価します。
- 理念は、法人の社会的存在理由や信条を明らかにしたものであり、職員の行動規範であることから法人経営や様々な事業を進める上での基本となるため、「経営者の頭の中にある」といったことではなく、職員や子ども等への周知を前提として明文化されていることが必要となります。
- 本評価基準は、各評価基準に基づく評価を行っていく際、次項の評価基準の「基本方針」とあわせてその基礎となるものです。個々の評価基準はそれぞれの具体的な取組状況を評価するものとなっていますが、その行われている具体的な取組が法人・施設の運営理念や基本方針を達成するために適切であるのか、といった視点から評価される点に留意が必要となります。
- 一つの法人で介護や保育など多様な治療・支援を提供している場合は、法人の理念に基づき各施設や事業所の実情に応じて施設や事業所ごとに運営理念を掲げていても構いません。
- 公立施設においては、施設長に与えられた職掌の範囲内を考慮した上で、本評価基準の基本的考え方に沿った具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

- 法人・施設の運営理念が文書（事業計画等の法人・施設内文書や広報誌、パンフレット等）に記載されている。
- 法人・施設の運営理念から、法人・施設が実施する社会的養護の内容や特性を踏まえた法人・施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- 法人・施設の運営理念には運営指針を踏まえ、子どもの権利擁護の推進の視点が盛り込まれ、施設の使命や方向、考え方が反映されている。

8-(1)-② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。
(共通I-1-(1)-②)

【判断基準】

- a) 法人・施設の運営理念に基づく基本方針を明文化しており、その内容が適切である。
- b) 法人・施設の運営理念に基づく基本方針を明文化しているが、その内容が十分ではない。
- c) 法人・施設の運営理念に基づく基本方針を明文化していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 基本方針は、法人・施設の運営理念に基づいて当該施設の子ども等に対する姿勢や地域とのかかわり方、あるいは施設が有する機能等を具体的に示す重要なものであり、年度ごとに作成する事業計画等の基本ともなります。
- 基本方針が明確にされていることによって、職員は自らの業務に対する意識付けや子ども等への接し方、社会的養護への具体的な取組を合目的に行うことができるようになります。また、対外的にも、実施する社会的養護に対する基本的な考え方や姿勢を示すものとなり、当該施設に対する安心感や信頼を与えることにもつながります。
- 第三者評価では、法人・施設の理念とあわせて、施設が実施する社会的養護に関する基本方針が明文化されていることを基本的な事項として重要視しています。職員や子ども等への周知を前提としていることも、法人・施設の運営理念と同様です。
- 施設によっては「基本方針」を年度ごとに作成する事業計画の「重点事項」としている場合もあるようですが、本評価基準では、「重点事項」の前提となる、より基本的な考え方や姿勢を明示したものとして「基本方針」を位置付けています。

評価の着眼点

- 基本方針には運営指針を踏まえ、子どもの権利擁護の推進の視点が盛り込まれている。
- 基本方針には施設の役割や機能などが具体的に記載されている。
- 基本方針が文書（事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等）に記載されている。
- 基本方針は、法人・施設の運営理念との整合性が確保されている。
- 基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。

8-(1)-③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通I-1-(2)-①)

【判断基準】

- a) 法人・施設の運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 法人・施設の運営理念や基本方針を職員に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 法人・施設の運営理念や基本方針を職員に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 運営理念や基本方針は、社会的養護に対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となるものですから、職員には十分な周知と理解を促すことが重要となります。
- 本評価基準では、運営理念や基本方針を文書にして職員に配布することは基本的な取組と位置付け、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。
- 評価方法は、訪問調査において組織として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取した上で、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。
- 本評価基準にいう「職員」とは、常勤・非常勤、あるいは職種を問わず、組織に雇用される全ての職員を指しています。

評価の着眼点

- 運営理念や基本方針を会議や研修において説明している。
- 運営理念や基本方針の周知を目的とした実践テーマを設定して会議等で討議の上で実行している。
- 運営理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

8- (1) -④ 運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通I-1-(2)-②)

【判断基準】

- a) 法人・施設の運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 法人・施設の運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 法人・施設の運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 運営理念や基本方針は、社会的養護に対する考え方や姿勢を示すものですから、職員に限らず、子どもや保護者等にも広く周知することが必要となります。また、子どもや保護者等に対して運営理念や基本方針を周知することによって、実施する福祉サービスに対する安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められることとなります。
- 子どもや保護者等に対する周知では、作成された印刷物等の内容がわかりやすいかどうか、周知の方法に配慮しているかどうかについても評価の対象となります。また、子どもや保護者等に対しては職員に対する方法とは違った工夫も求められます。
- 評価方法は、前項の評価基準と同様、訪問調査において子どもや保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取することを基本とします。

評価の着眼点

- 運営理念や基本方針をわかりやすく説明した資料を作成する等、より理解しやすいような工夫を行っている。
- 子どもや障害を持つ保護者や子どもに対しての周知の方法に工夫や配慮をしている。
- 運営理念や基本方針を施設の子ども会等で資料をもとに説明している。
- 運営理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

8- (2) 中・長期的なビジョンと計画の策定

8- (2) -① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。(共通I-2- (1) -①)

【判断基準】

- a) 経営や、施設の治療・支援に関する中・長期計画を策定している。
- b) 経営や、施設の治療・支援に関する中・長期計画を策定しているが、課題や問題点を解決するための内容が十分でない。
- c) 経営や、施設の治療・支援に関する中・長期計画を策定していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 「中・長期計画」とは、組織の理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものです。(本評価基準における「中・長期」とは3~10年を指すものとします。)
- 本評価基準では、社会的養護の更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズに基づいた新たな社会的養護の治療・支援の実施といったことも含めた将来像や目標(ビジョン)を明確にし、その将来像や目標(ビジョン)を実現するために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画を評価します。なお、書類の体裁等を評価するものではありません。
- 本評価基準では、以下の順序で組織の現状が整理され、中・長期計画が策定されることを期待しています。
 - i) 運営理念や基本方針の実現に向けた将来像や目標(ビジョン)を明確にする。
 - ii) 明確にした将来像や目標(ビジョン)に対して、実施する社会的養護の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにする。
 - iii) 明らかになった課題や問題点を解決し、将来像や目標(ビジョン)を達成するための具体的な中・長期計画を策定する。
 - iv) 計画の実行と評価・見直しを行う。
- 本評価基準で対象としている課題や問題点とは、組織として取り組むべき体制や設備といった全体的な課題です。個々の利用者に関する課題は対象ではありません。

評価の着眼点

- 運営理念や基本方針あるいは質の高い支援の実現に向けた将来像や目標(ビジョン)を明確にしている。
- 実施する社会的養護の治療・支援の内容や、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにしている。
- 中・長期計画は、課題や問題点の解決に向けた具体的な内容になっている。
- 中・長期計画に基づく取組を行っている。
- 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。
- 専門的機能の充実や社会的養護の分野での心理支援センター的な役割、また、通所機能を活用した地域支援などを行う計画を明確にしている。

8- (2) -② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。
(共通 I-2- (1) -②)

【判断基準】

- a) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。
- b) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されているが、事業内容が十分でない。
- c) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準における評価のポイントは、①中・長期計画の内容が、各年度の事業計画に反映されていること、②単年度における事業内容が具体的に示され、さらに実行可能な計画であること、の二点です。
- 単年度の事業計画は、年度の終了時に実施状況についての評価を行う必要があります。上記の評価ポイントの二点目は、実施状況の評価が可能となるような計画であることを求めています。数値化等できる限り定量的な分析が可能であることが求められます。
- 評価方法は、事業計画の内容を書面で確認するとともに、取組状況について施設長から聴取して確認します。

評価の着眼点

- 事業計画には、専門的支援、人材育成、地域支援等、中・長期計画の内容を反映した各年度における事業内容が具体的に示されている。
- 事業計画は、実行可能かどうか、具体的な活動や数値目標等を設定することによって実施状況の評価を行えるかどうかについて配慮がなされている。
- 事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- 事業計画は、前年度の実施状況の把握や評価を踏まえて策定している。

8-(2)-③ 業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。(共通I-2-(2)-①)

【判断基準】

- a) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。
- b) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われていない。
- c) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準における評価のポイントは、中・長期計画や事業計画の策定に当たり、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが組織として定められており、機能しているかという点です。また、内容によっては子どもや保護者の意見を集約して各計画に反映していくことも求められます。あわせて、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や子どもや保護者等の意見を取り込めるような手順が組織として定められ、実施されているかという点も重要です。
- 中・長期計画の評価は、社会の動向、組織の状況、子どもや保護者等や地域のニーズ等の変化に対応するために行います。単年度事業計画の評価は、次年度へのステップとなるだけでなく、中・長期計画の妥当性や有効性についての見直しの基本となります。
- 評価方法は、計画策定過程の記録、計画の評価・見直しの記録、事業計画の評価結果が、次年度の事業計画に反映されているかについての継続した事業計画の比較等で確認します。
- なお、各計画の策定、評価、見直しにおいて、例えば、中・長期計画に関しては幹部職員等が参画し、単年度の事業計画に関しては幹部職員以外に中堅職員等が加わるなど、計画の性質や内容に応じて、参画する職員が違って構いません。

評価の着眼点

- 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
- 評価の結果に基づいて各計画の見直しを行っている。
- 一連の過程が一部の職員だけで行われていない。

8-(2)-④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通I-2-(2)-②)

【判断基準】

- a) 各計画を職員に配布して周知を図るとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 各計画を職員に配布して周知を図っているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 各計画を職員に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○各計画を職員がよく理解することは、計画達成のために欠かすことができない要件です。本評価基準では、職員に対する周知では各計画を文書にして配布することは基本的な取組と位置付け、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。

○評価方法は、訪問調査において職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取した上で、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

評価の着眼点

- 各計画を会議や研修において説明している。
- 各計画をメールで配信したり、見やすい場所に掲示するなどの工夫を行っている。
- 各計画をわかりやすく説明した資料を作成する等によって、より理解しやすいような工夫を行っている。
- 各計画の進捗状況を確認し、継続的な取組を行っている。

8-(2)-⑤ 事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通I-2-(2)-③)

【判断基準】

- a) 事業計画を子ども等に配布して周知を図るとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を子ども等に配布して周知を図っているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を子ども等に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもや保護者等に対する周知では、作成された印刷物等がわかりやすいかどうか、その内容や方法への配慮についても本評価基準の評価の対象となります。必ずしも計画そのものを配布する必要はなく、簡潔にまとめたものでも構いません。意図が理解されることが大切です。
- 障害のある子どもや乳幼児等に対しては、保護者に対して説明することも求められます。
- 評価方法は、訪問調査において子どもや保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取した上で、子どもや保護者に聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

評価の着眼点

- 子どもや保護者等に各計画をわかりやすく説明した資料を作成する等によって、より理解しやすいような工夫を行っている。
- 各計画を子ども会や保護者等で資料をもとに説明している。

8- (3) 施設長の責任とリーダーシップ

- 8- (3) -① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。
(共通 I-3- (1) -①)

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮している。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○施設長は、組織全体をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員からの信頼を得るために欠かすことができないものです。質の高い養育や支援の実施や、効率的な運営は、施設長だけの力で実現できるものではなく、組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮することが施設長の要件と言えます。

○本評価基準での「施設長」とは、施設を実質的に管理・運営する責任者を指します。

○具体的な取組については、施設長が社会的養護の使命を自覚し、文書化するとともに会議や研修において表明する等、組織内に十分に伝わるとともに、理解を得ることができる方法で行われていることが評価のポイントとなります。

評価の着眼点

- 施設長は、自らの役割と責任について、文書化するとともに、会議や研修において表明している。
- 施設長は、自らの役割と責任について、広報誌等に掲載して表明している。
- 平常時のみならず、有事（災害・事故等）における施設長の役割と責任が明確になっている。
- 施設長は、職員の模範となるよう自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。

8- (3) -② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。(共通I-3-(1)-②)

【判断基準】

- a) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設が社会的役割を果たしていくためには、基本的な関連法令や施設としての倫理を踏まえて事業を進める必要があります。施設長自らがそれらの法令等（憲法、法律、政令、府・省令、告示、通達、局長通知、課長通知）や倫理を正しく理解し、組織全体をリードしていく責務を負っています。
- 組織として遵守しなければならない基本的な関連法令について、リスト化する等の方法で正しく認識されているかどうか、また最新の内容が把握されているかどうか等が評価のポイントとなります。
- 遵守の対象となる法令としては、福祉分野に限らず、雇用・労働や防災、環境への配慮に関するものについても含まれることが望まれます。
- 本評価基準では、施設長の、遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組と実際に遵守するための具体的な取組の双方を求めています。

評価の着眼点

- 施設長は、法令遵守の観点での施設経営に関する研修や勉強会等に参加している。
- 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、リスト化する等の取組を行っている。
- 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

8- (3) -③ 施設長は、治療・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。(共通 I-3-(2)-①)

【判断基準】

- a) 施設長は、治療・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、治療・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、治療・支援の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法第78条には、施設は「良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」とされています。施設ではその質を向上させることが重要な課題になっています。
- 施設長は、理念や基本方針に照らし合わせた治療・支援の質に関する課題を把握し、その課題と改善に向けた取組を組織全体に明らかにして指導力を発揮することが重要です。
- 本評価基準では、施設長がこの課題を正しく理解した上で、組織に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

評価の着眼点

- 施設長は、実施する治療・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- 施設長は、治療・支援の質の向上について、職員の意見を取り入れるための具体的な取組を行っている。
- 施設長は、治療・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- 施設長は、治療・支援の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

8-(3)-④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。(共通I-3-(2)-②)

【判断基準】

- a) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組について指導力を発揮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設長は、施設運営の基本である経営や業務の効率化と改善という基本的な課題を常に視野に入れて組織を運営していくことが求められます。
- なお、この項目は、前項目の質の向上と相反するものであってはなりません。
- 経営状況やコストバランスの分析に基づいて、経営や業務の効率化を行うとともに、その効果をさらなる改善に向けていくといった継続的な取組が安定的かつ良質な治療・支援の実施には不可欠となります。
- 施設長には、理念や基本方針の実現に向けて、人事、労務、財務等、それぞれの視点から常に検証を行い、経営や業務の効率化と改善に向けた具体的な取組が必要となります。
- 本評価基準では、施設長がこれらの取組を自ら実施するとともに、組織内に同様の意識を形成し、職員全体で合目的・効率的な事業運営を目指すための指導力を発揮することを期待しています。
- 取組は具体的でなければなりません。訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

評価の着眼点

- 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の面から分析を行っている。
- 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- 施設長は、上記について、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- 施設長は、経営や業務の効率化や改善のために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

8－（４）経営状況の把握

8－（４）－① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。 (共通Ⅱ－１－（１）－①)

【判断基準】

- a) 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。
- b) 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設運営をとりまく環境を把握するための取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、施設運営の基本として、組織として外的な動向を的確に把握するための取組を行っているかどうかを評価します。
- 社会的養護の動向、施設が位置する地域での福祉に対する需要の動向、子どもの数や子どもの状況の変化、治療・支援のニーズ、潜在的な保護を要する子どもに関するデータ等は、施設運営を長期的視野に立って進めていくためには欠かすことのできない情報です。
- さらに本評価基準は、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることを求めています。情報把握の目的は、環境変化に適切に対応した施設運営の維持にあり、各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されないからです。
- 評価方法は、訪問調査において外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況について、具体的な資料等を確認します。

評価の着眼点

- 社会的養護の動向について、具体的に把握するための方法を持っている。
- 子どもの数や子どもの状況等について、施設が位置する地域での特徴・変化等を把握している。
- 治療・支援のニーズ、潜在的な保護を要する子どもに関するデータ等を収集している。
- 把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されている。

8-(4)-② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。
(共通Ⅱ-1-(1)-②)

【判断基準】

- a) 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。
- b) 運営状況を分析して課題を発見する取組を行っているが、改善に向けた取組を行っていない。
- c) 運営状況を分析して課題を発見する取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、運営状況を具体的に把握・分析する取組が行われているかどうかを評価します。
- 評価のポイントは、運営状況の把握・分析のための方法が組織として確立された上でその取組が行われているかどうかという点です。法人や施設長が個人的に行っているだけでは、組織としての取組として位置付けることはできません。
- 運営上の課題を解決していくためには、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定したりする等、組織的な取組が必要であるという観点で評価を行います。
- 評価方法は、担当者や担当部署等の有無、把握・分析を実施する時期や頻度、職員への周知の方法、改善へ向けての仕組み等、具体的な内容について聴取を行います。

評価の着眼点

- 定期的に治療・支援のコスト分析や子どもの数の推移、入所率等の分析を行っている。
- 改善に向けた取組が、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されている。
- 運営状況や改善すべき課題について、職員に周知し、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定する等、施設全体で取組を行っている。

8－(4)－③ 外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。（共通Ⅱ－1－(1)－③）

【判断基準】

- a) 外部監査を実施しており、その結果に基づいた運営改善を実施している。
- b) 外部監査を実施しているが、その結果に基づいた運営改善が十分ではない。
- c) 外部監査を実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法人審査基準では、外部監査の頻度について「資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模に鑑み、2年に1度程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査を行うなど法人運営の透明性の確保のために取組を行うことが望ましい」としています。
- ここでいう外部監査とは法人等の財務管理、事業の経営管理、組織運営・事業等に関する外部の専門家の指導・助言を指します。なお、財務管理、経営管理等は「公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家」（以下「外部監査の考え方」3. 外部監査の実施者を参照）によることが求められます。
- 社会福祉法人審査基準では、「法人運営の透明性の確保」を求めているので、ここで求める外部監査には、下記「外部監査の考え方」の2. 外部監査の範囲のうちいずれかのみでも差し支えありません。
- 外部の専門家による指摘事項、アドバイス等は、経営上の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置付けることができます。
- 本評価基準では、外部の専門家による外部監査を実施しているかどうか、またその結果を経営改善に活用しているかどうかを評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、書面での確認と聴取により行います。なお、行政による監査は対象ではありません。
- 「外部監査の考え方」
 - 1. 外部監査の趣旨
広く法人の外部の専門家によるチェックを通じて法人運営の透明性の確保に資することを目的とするものであること。
 - 2. 外部監査の範囲
 - ①公認会計士法に基づき公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）が行う財務諸表の監査
 - ②公認会計士等、税理士その他会計に関する専門家が行う会計管理体制の整備状況の点検等
 - ③財務状況以外の事項（法人の組織運営・事業等）の監査
 - 3. 外部監査の実施者
外部監査は、法人の財務管理、事業の経営管理その他法人運営に関し優れた識見を有する者が行うこと。具体的には、公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家や社会福祉事業について学識経験を有する者等がこれに該当すること。
なお、当該法人の役職員等や、当該法人及びその役員等と親族等の特殊な関係がある者が外部監査を行うことは適当でないこと。

評価の着眼点

- 事業規模に応じ、定期的に（2年あるいは5年に1回程度）、外部監査を受けるよう努めている。
- 外部監査の結果や、公認会計士等による指導や指摘事項に基づいて、運営改善を実施している。

8- (5) 人事管理の体制整備

8- (5) -① 施設が目標とする治療・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。(共通Ⅱ-2-(1)-①)

【判断基準】

- a) 目標とする治療・支援の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。
- b) 目標とする治療・支援の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しているが、それに基づいた人事管理が十分ではない。
- c) 目標とする治療・支援の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、基本方針や各計画を実現するために必要な人材や人員体制について、組織として具体的なプランを持っているかどうかを評価します。
- プランは、単に「質の高い人材の確保」という抽象的な表現にとどまるものではなく、組織の基本方針や各計画に沿って、組織を適切に機能させるために必要な人数や、体制、社会福祉士等の有資格職員の配置や心理職等の専門職の確保といったことも含めて立案される必要があります。
- 本評価基準では、具体的な考え方・プランの有無とともに、プランどおりの人員体制が取られていない場合でも、その目標の実現に向かって計画的に人事管理が行われているかどうかを、具体的な経過等から評価します。
- 人事管理については、法人で一括して所管している場合もありますが、その場合にも本評価基準に照らし合わせて、当該施設に関する具体的な考え方を評価します。

評価の着眼点

- 必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人事管理に関する方針が確立している。
- 社会福祉士等の有資格職員の配置や心理職等の専門職の確保等、必要な人材や人員体制について具体的なプランがある。
- プランに基づいた人事管理が実施されている。
- 各種加算職員の配置に積極的に取組、人員体制の充実に努めている。
- 職員が、各職種専門性や役割を理解し合い、互いに連携して組織として治療・支援に取り組む体制が確立している。
- 基幹的職員、家庭支援専門相談員等の機能を活かしている。

8- (5) -② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。
(共通Ⅱ-2-(1)-②)

【判断基準】

- a) 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課を実施している。
- b) 定期的な人事考課を実施しているが、客観的な基準に基づいて行われていない。
- c) 定期的な人事考課を実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 人事考課の持つ意味は、組織の事情によって多少の違いはあるものの、基本的には、職員の職務遂行に当たっての能力と行動及びその成果を評価者が、組織として定めた一定の基準と方法に従って評価してその結果を記録し活用することと言えます。
- 人事考課の目的と役割は、人材の能力開発、育成に活用されること、公正な職員処遇を実現すること、個々の意欲を喚起し、組織活性化に役立つことです。決して、賃金や処遇に格差をつけることを目的にしたものではありません。確かに人の評価にかかわる問題だけに慎重な対応が必要ですが、本来の目的を正しく認識し、適性に運用していくことは、健全な組織では当然のことと言えます。
- 人事考課は、「成績考課」（仕事量、仕事の完成度、業務の達成度など）、「情意考課」（規律性、協調性、積極性、責任制など）、「能力考課」（知識・技能、実行力、判断力など）の3点から行われるのが一般的です。
- 人事考課と人材育成を関連付けるとき、組織固有の評価すべき能力の具体的設定が重要であり、考課に当たっては、絶対評価の基準の明確化が求められます。そして何より、人を評価する評価者としての正しい評価眼を養うことが大切になります。人事考課の実施が、職員一人一人の資質や能力を活かした将来像を見据えながら、自己評価と関連づけて行われることが望まれます。
- 評価方法は、考課基準を職員に明示している書面によって確認するとともに、訪問調査によって客観性・公平性・透明性を確保するためにどのような取組を行っているかを具体的に聴取して確認します。
- なお、施設の規模や職員体制を十分に勘案してその実施状況を評価することが必要になります。したがって、上記判断基準におけるb)の客観的な基準とは、施設長等が職員の期待している仕事の内容を面接時に明確に示していることを指します。

評価の着眼点

- 人事考課の目的や効果を正しく理解している。
- 考課基準を職員に明確に示すことや、結果の職員へのフィードバック等の具体的な方策によって客観性や透明性の確保が図られている。

8－（５）－③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。（共通Ⅱ－２－（２）－①）

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善に取り組む仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 治療・支援の内容を充実させるためには、組織として、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えることが求められます。職員の就業状況や意向・意見を把握、その結果を分析・検討し、改善に向けた取組を人材や人員体制に関する具体的なプランに反映した上で進めていくといった仕組みが必要となります。
- 職員の状態を把握する取組としては、有給休暇の消化率や時間外労働の定期的なチェック、疾病状況のチェックなど客観情報の把握のほか、次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画の策定や、改正育児休業法への適切な対応、定期的な個別面接や聴取等が制度として確立していることが望まれます。
- また、把握された意向・意見について分析・検討する仕組みの有無、サポートする必要があると認められる職員に対する対応等、把握した職員の状況に対して組織的にどのように取り組んでいるのかという点も評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において職員の就業状況や意向・意見等の記録、把握した結果についての対応の記録等の確認と聴取によって行います。

評価の着眼点

- 職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータ、疾病状況を定期的にチェックしている。
- 把握した職員の意向・意見や就業状況チェックの結果を、分析・検討する担当者や担当部署等を設置している。
- 分析した結果について、改善策を検討する仕組みがある。
- 改善策については、人材や人員体制に関する具体的なプランに反映し実行している。
- 定期的に職員との個別面接の機会を設ける等、職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。
- 希望があれば職員が相談できるように、カウンセラーや専門家と連携している。
- 困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などに取り組んでいる。

8-(5)-④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。(共通Ⅱ-2-(2)-②)

【判断基準】

- a) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施している。
- b) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施しているが、十分ではない。
- c) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、職員処遇の充実を図るという広い観点からの取組を評価の対象とします。
- 具体的には、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(平成19年厚生労働省告示第289号)第3に規定される人材確保の方策のうち、1.労働環境の整備の推進等にある「⑤健康管理対策等」及び「⑦福利厚生」に示されているものに対する取組等が挙げられます。
- 職員の健康維持の取組としては、例えば、より充実した健康診断を実施する、全職員に予防接種を励行する、健康上の相談窓口を設置する、悩み相談の窓口を設置するなどが挙げられます。
- 相談窓口の設置については、単に「困ったことがあれば施設長に相談する」といった運営ではなく、相談しやすい工夫を行っているか、相談を受け付けた後に解決を図る体制が整備されているかなど、組織的に取り組んでいるかどうかを評価します。相談窓口は組織内部のみならず、外部にも設置することが望ましいといえますが、組織内部に設置していれば評価の対象とします。
- 福利厚生の取組としては、職員の余暇活動や日常生活に対する支援を行うなど、福利厚生事業の推進を図っているかどうか確認します。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 職員の希望の聴取等をもとに、福利厚生センターへの加入等、総合的な福利厚生事業を実施している。
- 職員の悩み相談窓口を組織内に設置し、又は、関係機関と連携して、解決に向けた体制が整備されている。
- 職員の心身の健康に留意し、定期的に健康診断を行っている。
- 臨床心理士や精神科医などに職員が相談できる窓口を施設内外に確保するなど、職員のメンタルヘル스에留意している。

8- (6) 実習生の受入れ

- 8- (6) -① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。
(共通Ⅱ-2- (4) -①)

【判断基準】

- a) 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組を実施している。
- b) 実習生の受入れと育成について、体制を整備しているが、効果的なプログラムが用意されていない等積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生の受入れと育成について、体制を整備しておらず、実習生を受入れていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 福祉の人材を育成することは、施設の社会的責務の一つです。地域の特性や施設種別、規模等、状況によって異なりますが、組織としての姿勢が明確にされているとともに、その体制が整備されている必要があります。
- 要員の補充や学生の青田買いを目的とした取組では意味がありません。
- 本評価基準では、まず組織として実習生受入れの意義や方針が明確にされ全職員に理解されているかが評価の対象となり、受入れ体制を整備し、様々な工夫のもとで効果的な実習が行われているかどうかを評価します。
- 受入れ体制の整備については、担当者の設置と、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、子どもや保護者等への事前説明、職員への受入れの意義・方針・日程等の事前説明、実習生に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されている必要があります。
- 実習生は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、より丁寧な利用者への配慮が求められます。本評価基準では、子どもにとっても有益な体験となるよう、子どもの意向を尊重した実習生の受入れについて、組織として具体的にどのような取組を行っているかについても評価します。事前説明の方法や、子どもへの配慮の具体的な取組等について聴取します。
- なお、本評価基準では、社会福祉に関する資格取得のために受け入れる実習生が対象となります。

評価の着眼点

- 実習生受入れに関する意義・方針を明文化している。
- 実習生受入れに関する意義・方針を会議等で職員に説明し、全職員が理解している。
- 実習生の受入れについて、受入れについての連絡窓口、事前説明、オリエンテーションの実施方法等の項目が記載されたマニュアルが整備されている。
- 受入れに当たっては、学校等との覚書を取り交わす等によって、実習における責任体制を明確にしている。
- 実習指導者に対する研修を実施している。
- 実習内容全般を計画的に学べるようなプログラムを用意している。
- 学校等と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。
- 学校等と連携しながら、実習内容全般を計画的に学べるプログラムを策定している。
- 社会福祉士等の種別に配慮したプログラムを用意している。

8- (7) 標準的な実施方法の確立

8- (7) -① 治療・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。(共通Ⅲ-2-(2)-①)

【判断基準】

- a) 治療・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それに基づいた治療・支援が実施されている。
- b) 治療・支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それに基づいた治療・支援の実施が十分ではない。
- c) 治療・支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 治療・支援においては、個々の子どもの状況に応じた治療・支援を行う必要があります。しかし、安全性を含めて一定の水準以上の治療・支援の提供を担保するためには、施設として実施しなければならない事項をもとめ、標準的な実施方法を定めることが必要です。(例えば、児童養護施設であれば、「入浴」「食事」「学習・進路」などの養育や支援の内容ごとに定めることを想定しています。
- 標準的な実施方法を定め、一定の治療・支援の水準を保った上で、それぞれの子どもの状態に応じて個別化を行うことが必要であり、これは事故防止の観点からも有効です。
- 本評価基準では、このような観点から、標準的な実施方法が文書化されているかどうかについて評価します。これは、全ての子どもに対する画一的な治療・支援の実施を目的としたマニュアル化を求めるものではありません。
- 標準的な実施方法には、基本的な技術に関するものだけでなく、治療・支援を実施する時の留意点や子どものプライバシーへの配慮、設備等事業所の状況に応じた業務手順等も含まれ、実施する治療・支援全般にわたって文書化されていることが求められます。
- また、標準的な実施方法に基づいて実施されていることを組織として確認するための仕組みを整備し、標準的な実施方法に合わない治療・支援が行われた場合の対応方法についてもあわせて評価を行います。
- 標準的な実施方法を記した文書は、いつでも閲覧でき、職員が日常的に活用している状態が求められます。
- 評価方法は、訪問調査において書面を確認するとともに、マニュアル等の活用状況について、自立支援計画との突合せや、実施状況を確認する仕組みの有無、関係職員への聴取等によって確認します。

評価の着眼点

- 標準的な実施方法を職員に周知し、共通の認識を持って一定の水準の治療・支援を行っている。
- 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- 標準的な実施方法には、子どもの尊重やプライバシー保護の姿勢が明示されている。
- 標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- マニュアルは、子どもの状態に応じて職員が個別に柔軟に対応できるものとしている。

8-(7)-② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるように仕組みを定め、検証・見直しを行っている。(共通Ⅲ-2-(2)-②)

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるように仕組みを定め、仕組みに従って検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるように仕組みを定めているが、検証・見直しが十分でない。
- c) 標準的な実施方法について、検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 標準的な実施方法について、定期的に現状を検証し、必要な見直しを組織的に行うための仕組みが定められているか、仕組みに従って見直しが実施されているかどうかを確認します。
- 標準的な実施方法を定期的に見直すことは、治療・支援の質に関する職員の共通意識を育てるとともに、PDCA のサイクルによって、質に関する検討が施設として継続的に行われているという意味をあわせ持っています。
- 標準的な実施方法の見直しは、職員や子ども等からの意見や提案、子どもの状況に基づいて治療・支援の質の向上という観点から行われなければなりません。
- 評価方法は、訪問調査において、定期的な検証や見直しについて、マニュアルの改訂記録や検討会議の記録等、書面をもって確認します。

評価の着眼点

- 治療・支援の標準的な実施方法の見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。
- 見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しを行う。
- 標準的な実施方法の見直しに当たり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

8- (8) 評価と改善の取組

8- (8) -① 施設運営や治療・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。(共通Ⅲ-2-(1)-①)

【判断基準】

- a) 施設運営や治療・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備され機能している。
- b) 施設運営や治療・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されているが、十分に機能していない。
- c) 施設運営や治療・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設運営や治療・支援の質の向上は、P (Plan・計画策定) →D (Do・実行) →C (Check・評価) →A (Act・見直し) のサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組として機能していきます。
- これを具体的に示すと、改善計画策定→計画実施→実施状況の評価→改善計画の見直し→必要があれば計画変更、となります。
- 8- (8) の①～②では、この考え方に沿って質の向上に向けた組織的な取組を評価します。なお、ここでの「治療・支援の内容」とは、個別の利用者に対するものではなく、組織的な対応を求められる全体としての改善課題の発見と対応を指しています。
- 本評価基準は、現在の治療・支援の内容を正しく評価するための組織としての体制整備に焦点をあてています。「定期的に評価を行う体制が整備され機能している」とは、自己評価、第三者評価などの計画的な実施、評価を行った後の結果分析、分析内容についての検討までの仕組みが、組織として定められ実行されていることを指します。

評価の着眼点

- 評価に関する担当者・担当部署が設置されている。
- 職員の参画による評価結果を分析・検討する場が、施設として定められ実行されている。
- 3年に1回以上第三者評価を受けるとともに、定められた評価基準に基づいて、毎年自己評価を実施している。

8－(8)－② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。(共通Ⅲ－2－(1)－②)

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった組織として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでは至っていない。
- c) 評価結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 実施した自己評価、第三者評価などの結果を組織がどのように活用しているかを、改善課題の明確化という観点から評価するとともに、評価結果から明確になった課題に対して、改善策や改善実施計画を検討し決定しているか、また、決定された改善策・改善実施計画を実行しているかどうかを評価します。
- 改善課題の明確化についての評価方法は、訪問調査時に、評価結果の分析結果やそれに基づく課題等を、検討過程の記録等も含めて確認します。
- 課題の中には、設備の改善や人員配置、予算的な課題等、単年度では解決できないものも想定されます。これらについては、必要に応じて目標や中・長期計画の中で、段階的に解決へ向かって対応していくことが求められます。
- 課題の改善についての評価方法は、訪問調査において、改善課題についての評価結果に基づいた改善策、改善実施計画等の書面確認及び実施された改善策について聴取して行います。

評価の着眼点

- 職員の参画により評価結果の分析を行っている。
- 分析した結果やそれに基づく課題が文書化されている。
- 職員間で課題の共有化が図られている。
- 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善実施計画を策定する仕組みがある。
- 改善策や改善実施計画の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて計画の見直しを行っている。

第三者評価基準(案)

評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点

(児童自立支援施設版)

目次

- 1 支援..... 1
 - (1) 支援の基本
 - ① 子どもを理解・尊重し、その思い・ニーズをくみ取りながら、子どもの発達段階や課題に考慮した上で、子どもと職員との信頼関係の構築を目指している。
 - ② 子どものニーズをみたすことのできる日常的で良質なあたりまえの生活を営みつつ、職員がモデルとなることで、子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。
 - ③ 集団生活の安定性を確保しながら、施設全体が愛情と理解のある雰囲気に入れられ、子どもが愛され大切にされていると感じられるような家庭的・福祉的アプローチを行っている。
 - ④ 発達段階に応じて食事、睡眠、排泄、服装、掃除等の基本的な生活習慣や生活技術が習得できるよう支援している。
 - ⑤ 多くの生活体験を積む中で、子どもがその問題や事態の自主的な解決等を通して、子どもの健全な自己の成長や問題解決能力を形成できるように支援している。
 - ⑥ 子どもの行動上の問題を改善するために、自ら行った加害行為などと向き合う取組を通して自身の加害性・被害性の改善や被害者への責任を果たす人間性を形成できるように支援している。
 - (2) 食生活
 - ① 団らんのかたちとして和やかな雰囲気の中で、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、子どもの嗜好や栄養管理にも十分な配慮を行っている。
 - ② 子どもの生活時間にあわせた食事時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。
 - ③ 自立に向けた食育への支援を行っている。
 - (3) 衣生活
 - ① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供し、衣習慣を習得できるよう支援している。
 - (4) 住生活
 - ① 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。
 - (5) 健康と安全
 - ① 発達段階に応じ、身体健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。
 - ② 医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。
 - (6) 性に関する教育
 - ① 子どもの年齢、発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。
 - (7) 行動上の問題に対する対応
 - ① 子どもが暴力、不適応行動・無断外出などの行動上の問題を行った場合には、関係のある子どもも含めて適切に対応している。
 - ② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体に徹底している。
 - ③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。
 - (8) 心理的ケア
 - ① 被虐待児など心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

- (9) 主体性、自律性を尊重した日常生活
- ① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの課題として主体的に考えるよう支援している。
 - ② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念や生活技術が身につくよう支援している。
- (10) 学習支援、進路支援、作業支援等
- ① 学習環境の整備を行い、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。
 - ② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。
 - ③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して、豊かな人間性や職業観の育成に取り組んでいる。
 - ④ 施設と学校との親密な連携のもとに子どもに対して学校教育を保障している。
 - ⑤ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を図るとともに、忍耐力、責任感、協調性、達成感などを養うように支援している。
- (11) 継続性とアフターケア
- ① 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。(共通Ⅲ-3-(2)-①)
 - ② 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。
 - ③ 子どもが安定した社会生活や家庭生活を送ることができるよう、通信、訪問、通所などにより、退所後の支援を行っている。
- (12) 通所による支援
- ① 地域の子どもの通所支援を行っている。

2 家族への支援..... 31

- (1) 家族とのつながり
- ① 児童相談所と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。
 - ② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。
- (2) 家族に対する支援
- ① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

3 自立支援計画、記録..... 34

- (1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定
- ① 子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、アセスメントに基づき、子どもの個々の課題を具体的に明示している。(共通Ⅲ-4-(1)-①)
 - ② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。(共通Ⅲ-4-(2)-①)
 - ③ 自立支援計画について、定期的に実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。(共通Ⅲ-4-(2)-②)
- (2) 子どもの支援に関する適切な記録
- ① 子ども一人一人の支援の実施状況を適切に記録している。(共通Ⅲ-2-(3)-①)
 - ② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。(共通Ⅲ-2-(3)-②)
 - ③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。(共通Ⅲ-2-(3)-③)

4 権利擁護 40

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

- ① 子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(1)-①)
- ② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践している。
- ③ 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。
- ④ 特別プログラムなど子どもの行動の自由などの規制については、子どもの安全の確保等のために、他に取るべき方法がない場合であって子どもの最善の利益になる場合にのみ、適切に実施している。
- ⑤ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(1)-②)
- ⑥ 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。

(2) 子どもの意向や主体性への配慮

- ① 子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、支援内容の改善に向けた取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(2)-①)
- ② 子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善や自立する力の伸長に向けて積極的に取り組んでいる。
- ③ 施設が行う支援について事前に説明し、子どもが主体的に選択(自己決定)できるよう支援している。

(3) 入所時の説明等

- ① 子どもや保護者等に対して、支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。(共通Ⅲ-3-(1)-①)
- ② 入所時に、施設で定めた様式に基づき支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。(共通Ⅲ-3-(1)-②)

(4) 権利についての説明

- ① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。

(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境

- ① 子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(3)-①)
- ② 苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。(共通Ⅲ-1-(3)-②)
- ③ 子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。(共通Ⅲ-1-(3)-③)

(6) 被措置児童等虐待対応

- ① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。
- ② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- ③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。

(7) 他者の尊重

- ① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。

5 事故防止と安全対策 60

- ① 事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、

機能させている。(共通Ⅱ-3-(1)-①)

② 災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。(共通Ⅱ-3-(1)-②)

③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。(共通Ⅱ-3-(1)-③)

6 関係機関連携・地域支援..... 63

(1) 関係機関等との連携

① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。(共通Ⅱ-4-(2)-①)

② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。(共通Ⅱ-4-(2)-②)

(2) 地域との交流

① 子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。(共通Ⅱ-4-(1)-①)

② 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。(共通Ⅱ-4-(1)-②)

③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。(共通Ⅱ-4-(1)-③)

(3) 地域支援

① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。(共通Ⅱ-4-(3)-①)

② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。(共通Ⅱ-4-(3)-②)

7 職員の資質向上..... 70

① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。(共通Ⅱ-2-(3)-①)

② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。(共通Ⅱ-2-(3)-②)

③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。(共通Ⅱ-2-(3)-③)

④ スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。

8 施設運営..... 74

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知

① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。(共通Ⅰ-1-(1)-①)

② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。(共通Ⅰ-1-(1)-②)

③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組が行っている。(共通Ⅰ-1-(2)-①)

④ 運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通Ⅰ-1-(2)-②)

(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定

① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。(共通Ⅰ-2-(1)-①)

- ② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。(共通Ⅰ-2-(1)-②)
 - ③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行われている。(共通Ⅰ-2-(2)-①)
 - ④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通Ⅰ-2-(2)-②)
 - ⑤ 事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通Ⅰ-2-(2)-③)
- (3) 施設長の責任とリーダーシップ
- ① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。(共通Ⅰ-3-(1)-①)
 - ② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。(共通Ⅰ-3-(1)-②)
 - ③ 施設長は、支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。(共通Ⅰ-3-(2)-①)
 - ④ 施設長は、施設の経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。(共通Ⅰ-3-(2)-②)
- (4) 経営状況の把握
- ① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。(共通Ⅱ-1-(1)-①)
 - ② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。(共通Ⅱ-1-(1)-②)
 - ③ 外部監査(外部の専門家による監査)を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。(共通Ⅱ-1-(1)-③)
- (5) 人事管理の体制整備
- ① 施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。(共通Ⅱ-2-(1)-①)
 - ② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。(共通Ⅱ-2-(1)-②)
 - ③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。(共通Ⅱ-2-(2)-①)
 - ④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。(共通Ⅱ-2-(2)-②)
- (6) 実習生の受入れ
- ① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。(共通Ⅱ-2-(4)-①)
- (7) 標準的な支援方法の確立
- ① 支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。(共通Ⅲ-2-(2)-①)
 - ② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。(共通Ⅲ-2-(2)-②)
- (8) 評価と改善の取組
- ① 施設運営や支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。(共通Ⅲ-2-(1)-①)
 - ② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。(共通Ⅲ-2-(1)-②)

※「共通Ⅰ-1-(1)-①」の記載は、社会福祉事業共通の評価基準53項目の対応する番号

1 支援

1－(1) 支援の基本

1－(1)－① 子どもを理解・尊重し、その思い・ニーズをくみ取りながら、子どもの発達段階や課題に考慮した上で、子どもと職員との信頼関係の構築を目指している。

【判断基準】

- a) 子どもと職員の信頼関係を構築し、子どもの発達段階や課題に考慮した支援を行っている。
- b) 子どもと職員の信頼関係の構築し、子どもの発達段階や課題に考慮した支援を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの発達段階や課題に考慮した支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子ども一人一人が抱える課題は個別的かつ多様であり、解決までに時間がかかるものも少なくありません。
- 施設における支援は、子どもの基本的信頼感を構築することが不可欠であり、そのためには、職員の高い専門性に基づく受容的かかわり、真摯な向き合いさらには深い洞察力による課題把握と対応が求められることとなります。
- すべての子どもの存在そのもの（あるがままの子ども）を理屈抜きに純粋に受け入れ、子どもの表現やその理由・背景を理解することが大切です。このような対応によって「大切にされている」「理解してくれている」という感じを与え続けることで、子どもは安心感や信頼感を確立していきます。
- すでにある施設のシステムや支援のあり方の中に、子どもを適合させようとするのではなく、アセスメントにより個々一人一人の子どものニーズを把握して、「その子どもらしさを尊重する」とともに「つながりのある道すじを保障する」ために、その子どもにあった自立支援計画を策定し、オーダーメイドの支援をしていくことが必要です。そのため、支援に当たっては発達段階や課題に対する正しい理解のもと、子どもの個別性に十分配慮したかかわりが求められます。
- 本評価基準では、子どもと職員との間での信頼関係の構築に向けたかかわりや、子どもの発達段階や課題に考慮した支援について評価します。

評価の着眼点

- 「共生共育（共に生活する場の中で行われる生きた言葉・態度などの相互交流によって共に育ちあう）」をする存在として子どもと向き合っている。
- 安心・安全な生活を提供し、子どもの不安の解消など、子どもに対する受容的・支持的かかわりを心がけている。
- 日常生活の中で「大切にされる体験」を積み重ね、信頼関係や自己肯定感を取り戻していけ

- るように支援している。
- じっくりとかかわり、子どもが心を開くまで待つという態度で寄り添いながら、個々の子どもの気持ちを理解・尊重しくみ取っている。
 - アセスメントにより把握した、個々の子どもの抱える問題、課題と真摯に向き合っている。
 - 個々の子どもに対して、「その子どもらしさを尊重する」とともに「つながりのある道すじを保障する」ための支援を行っている。
 - 職員と子どもが個別的にふれあう時間を確保している。
 - 小集団での養育が行われている。
 - 小規模グループケア（原則6～8人）に取り組んでいる。
 - 子どもからの相談を引き出せるように働きかけを意識的に行っている。
 - 子どもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げてしかるのではなく、背景にある心理的課題を把握に努めている。
 - 個々の子どもの状況に応じて、日課は柔軟に対応できる体制となっている。
 - 子どもの生活を束縛するような管理や操作をしていない。
 - 子どもからの1つ1つの働きかけ（サイン・シグナル）に対して、適時適切に応答している。
 - 同一の特定の担当職員が継続的にかかわるように配慮している。
 - 子どもの発達段階や課題に対する正しい理解のもと、子どもの個別性に十分配慮したかかわりを行っている。
 - 非言語的コミュニケーションや意識化されないかかわりを大切にしている。

1－(1)－② 子どものニーズをみたすことのできる日常的で良質なあたりまえの生活を営みつつ、職員がモデルとなることで、子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。

【判断基準】

- a) 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。
- b) 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てているが、十分ではない。
- c) 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てる取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準は、子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てるための支援について、職員の態度や子どもとのかかわり方のほか、施設のルールづくりへの子どもの参画等、具体的な取組を通して評価します。

評価の着眼点

- 施設生活・社会生活の規範等守るべきルール、約束ごとを理解できるよう子どもに説明し、責任ある行動をとるよう支援している。
- 施設のルール、約束ごとについては、話し合いの場が設定されており、必要に応じて変更している。また、子どもたちにわかりやすく具体的に文書等で示している。
- 普段から、職員が振る舞いや態度で模範を示している。
- 施設生活を通して他者への心づかいや配慮する心が育まれるよう支援している。
- 地域社会への参加等を通じて、社会的ルールを習得する機会を設けている。
- 職員が、苦手な子どもなどに対して感情的な対応をせず、そのような子どもと協調しながら楽しく生活をしている。
- 衣食住など個々の子どもの基本的欲求が充足できるような良質なあたりまえの生活がいとまれている。
- 子どもが個々のニーズに応じて主体的に余暇活動などを行い、それを通して、協調性や社会性を養うように支援している。
- 良質なあたりまえの生活を送るために、より一般的な社会生活や家庭生活に近づけている。
- 職員は、子どものニーズをみたすことのできる日常的で良質なあたりまえの生活を営むために常に自らのあり方を問いつづけ、自己変革に努めている。
- 職員は、子どもと楽しみながら生活できるセンスやバランスのある豊かな生活者としての人間性の形成に努めている。

1－(1)－③ 集団生活の安定性を確保しながら、施設全体が愛情と理解のある雰囲気に入れ、子どもが愛され大切にされていると感じられるような家庭的・福祉的アプローチを行っている。

【判断基準】

- a) 集団生活の安定性を確保しながら、施設全体が愛情と理解のある雰囲気に入れ、子どもが愛され大切にされていると感じられるような家庭的・福祉的アプローチをしている。
- b) 集団生活の安定性を確保しながら、家庭的・福祉的アプローチをしているが、十分ではない。
- c) 集団生活の安定性が十分確保されておらず、家庭的・福祉的アプローチも十分でない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○児童自立支援施設における支援では、一定の「枠のある生活」というべき支援基盤が重要であり、子どもの権利を擁護するためにも集団生活の安定性を確保しての支援・ケアが重要となります。こうした支援基盤を確保しながら、職員と子どもとの信頼関係のもとに子どもの自立する力を育むために、子どもが愛され大切にされているという家庭的・福祉的アプローチが重要です。

○本評価基準では、児童自立支援施設における支援基盤というべき集団生活の安定性の確保の取組と支援の基本的なあり方としての家庭的・福祉的アプローチの取組について評価します。

評価の着眼点

- 規則の押し付けや過度の管理に陥ることなく、支援基盤というべき集団生活の安定性を確保するための取組がなされている。
- 被包感のある雰囲気づくりを行い、子どもが愛され大切にされていると感じることができるよう、職員との信頼関係の形成を支援の柱にすえて、施設の支援が取り組まれている。
- 日常生活のなにげない豊かないなみを通して、子どもの中に「生まれてきてよかった」「生きてきてよかった」という感覚や認識が形成できるように取り組んでいる。
- 一人一人の子どもに対して、暖かい情緒的な関係が持てるよう、職員と子どもと一緒に調理をする機会を設けたり、施設全体の行事とは別に寮単位でのキャンプ、外出などを子どもとともに計画を立て実施するなど、様々な配慮や工夫がなされている。
- 職員は、一人一人の子どもに対して、愛情のもとに、やむを得ない行動や態度、あるいは勇気をもって踏み出した行動や態度に対して適切に理解し、評価している。
- 子どもの集団生活の状況に応じて、臨機応変に生活の内容を変えて対応している。
- 子どもの同士の影響力は非常に大きいため、人格を相互に尊重し、ほめ合う・認め合う・助け合う・励まし合う、切磋琢磨できる良質な集団づくりを行っている。
- 問題や欠点ばかりに目を向けず、子どもの良さ、強み、潜在的な可能性を見つけてほめている。
- 個々のニーズに対応した「育ち・育てなおし」を行っている。

1－(1)－④ 発達段階に応じて食事、睡眠、排泄、服装、掃除等の基本的な生活習慣や生活技術が習得できるよう支援している。

【判断基準】

- a) 発達段階に応じて食事、睡眠、排泄、服装、掃除等の基本的な生活習慣や生活技術が習得できるよう支援している。
- b) 発達段階に応じて食事、睡眠、排泄、服装、掃除等の基本的な生活習慣や生活技術が習得できるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 発達段階に応じて食事、睡眠、排泄、服装、掃除等の基本的な生活習慣や生活技術が習得できるような支援をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの自立に向けては、基本的な生活習慣・生活技術を身につけることが必要であり、その支援は子ども一人一人の発達段階等によって大きく異なります。
- 支援に当たっては、職員が子ども一人一人の発達段階を正しく理解した上で、時間をかけて行うことが求められます。
- あわせて、子どもに可能な限り多様な体験をさせることによって生活技術を高めていくための働きかけも必要となります。
- 本評価基準は、発達段階に応じた生活習慣の確立と生活技術の習得に向けた支援について具体的な取組を通して評価します。

評価の着眼点

- 居室の整理・整頓、掃除の習慣を身につけられるよう支援している。
- 洗濯、ふとん干し、各居室のごみ処理の習慣を身につけられるよう支援している。
- 戸締り、施錠の習慣を身につけられるように支援している。
- 建物や設備の軽度な破損について、簡単な修理を体験できるように配慮している。
- 寮舎などの建物の外周りや庭などの掃除を環境整備として取り組んでいる。
- 生活の目標や計画を自分自身で立て、実行できるように支援している。
- なにげない坦々とした日常生活を通して、リズムカルな生活が営めるように支援している。
- 睡眠時間の確保など、睡眠の習慣が身につけられるよう支援をしている。
- 排泄の習慣が身につくように支援している。
- 頭髪を清潔に整えられるよう支援している。
- 時間を守る、約束を守る、あいさつなどの生活態度を身につけられるよう支援している。
- 子どもが社会生活を営む上での必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。
- 身についた習慣をさらに良い習慣に改めるという習慣を身につけられるよう支援している。

1－(1)－⑤ 多くの生活体験を積む中で、子どもがその問題や事態の自主的な解決等を通して、子どもの健全な自己の成長や問題解決能力を形成できるように支援している。

【判断基準】

- a) 子どもの健全な自己の成長や問題解決力を形成できるように支援している。
- b) 子どもの健全な自己の成長や問題解決力を形成できるように支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもの健全な自己の成長や問題解決力を形成できるような支援をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの健全な自己の成長や問題解決力を高めるためには、施設生活において多様な経験を積むための機会を確保するとともに、つまずきや失敗を受け止め、子どもとともに解決していかうとする職員の姿勢が大切です。
- 子どもは、日常生活で直面する困難な問題を解決していく過程で生じた苦悩、葛藤、熟考、理解、判断などによって、知性、道徳性、情緒などを育てていきます。
- この主体的に解決し乗り越えていく過程を通して、自己肯定感などを形成していきます。
- したがって、子どもの力を信じて見守るという姿勢が大切です。子どもは職員に信頼され見守られていると感じることによって、主体的に問題を解決していく力をつけていくのです。
- 本評価基準では、子どもの健全な自己成長や問題解決力の向上に向けた支援について具体的な取組とそれらに対する職員のかかわりを評価します。
- 取組や職員の支援は集団的なアプローチだけではなくて、子ども一人一人の自立支援計画に基づく支援も含めて評価を行います。

評価の着眼点

- 施設生活において多種多様な経験を積む機会（自然体験、環境保全活動、ボランティア活動、職場実習等）を計画し、実施している。
- 生活日課等の中に、生活体験（創作活動など）を通して、ものごとを広い視野で総合的にとらえる力や、豊かな情操が育まれるような活動が組み込まれている。
- 多種多様な経験を積むためにボランティアなどの社会資源を活用している。
- つまずきや失敗の体験を大切にし、自主的な問題の解決等を通して、自己肯定感などを形成し、たえず自己を向上発展させるため態度を身につけられるよう支援している。
- 自由に活動する時間を設け、子どもの創造的な遊びができるようにしている。
- 子どもが興味や趣味に合わせて、自発的な活動ができるよう工夫している。
- 活動について、子ども一人一人の選択や取組方を尊重する。
- 問題の解決に当たって、謙虚に他から学び、他と協力して行える力量や態度を形成できるようグループ活動などを取り入れ支援している。
- 子どもが自主的に取り組んでいる活動については、見守りつつ待つことを重視し、必要以上に支援をしないようにしている。
- 問題解決を通し、子どものセルフコントロール・セルフケアの形成に向けた支援をしている。

1－(1)－⑥ 子どもの行動上の問題を改善するために、自ら行った加害行為などと向き合う取組を通して自身の加害性・被害性の改善や被害者への責任を果たす人間性を形成できるように支援している。

【判断基準】

- a) 子ども自身の加害性・被害性の改善や被害者への責任を果たす人間性を形成できるように支援している。
- b) 子ども自身の加害性・被害性の改善や被害者への責任を果たす人間性を形成できるように支援しているが、十分ではない。
- c) 子ども自身の加害性・被害性の改善や被害者への責任を果たす人間性を形成できるように支援していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、子どもが入所前に行った暴力・加害行為などにより被害を受けた人に対する影響や自分自身に対する影響について考えさせ、子どもの人間性の回復に向けての取組について評価します。
- 施設は、子どもの行動上の問題の発生を抑制しすぎることなく、小さな行動上の問題が発生する枠組みを整えて、大きな問題の発生に至らないように早期発見・早期対応による適切な支援を行うことも大切です。それを通して、子ども自身がその問題の原因や背景について検討し、自己認識を深め、自己責任感などを育てます。

評価の着眼点

- 加害行為を行った子どもについて、自分の行った非行について振り返らせ、きちんと向き合わせる取組を行っている。この場合、子どもの発達段階や子ども自身の状態に適切に配慮した取組が行われている。
- 個別的な時間を確保し子どもと職員との愛着関係形成や家族調整を行うことにより「かけがえのない存在」であるといった自己肯定感などを体得させるよう努めている。
- 説明責任・賠償責任・再発防止責任といった自己責任について自主的に検討し、自己責任感を育成できるように支援している。
- 行動上の問題の発生メカニズムなどについて、言語化によって自己認識を深めるような支援を行っている。
- この取組を通して成長できたという成長感や自己肯定感などを育成できるように支援している。
- 行動上の問題への対応について、職員間でケース会議を行い、検証を行っている。

1－（２） 食生活

1－（２）－① 団らんの場として和やかな雰囲気の中で、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、子どもの嗜好や栄養管理にも十分な配慮を行っている。

【判断基準】

- a) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、子どもの嗜好や栄養管理にも十分な配慮を払っている。
- b) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、子どもの嗜好や栄養管理にも配慮を払っているが、十分ではない。
- c) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫に配慮を払っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 食事は、子どもの身体的成長の基本であることから、年齢等にあった調理方法や栄養のバランスはもとより、食生活習慣の確立、栄養・食育、心の健康づくりという目的に応じて一人一人の子どもに配慮することが大切です。
- 従来、食事は子どもの身体づくりの面が重視されてきましたが、子どもの心を育てる上でも重要な意味を持つことを改めて認識する必要があります。
- そのため、子どもの嗜好や栄養に配慮されたおいしい食事を、ゆっくりとくつろいだ楽しい雰囲気の中で、和気藹々としたコミュニケーションを持ちながら、食べることができるような環境づくりを通して、精神的な安定と発達を促していく取組が求められます。
- 偏食への支援は、あせらず、ゆったりとした信頼関係の中で、少しずつ改善していくことが大切です。その背景には、苦痛な体験等もあり、無理に食べさせようとするのではなく、職員がおいしそうに食べたり、嫌いな物の姿が見えないようにする工夫なども必要になります。
- 本評価基準では、食事をおいしく楽しく食べることができるような工夫等について施設における取組を評価します。

評価の着眼点

- 和気あいあいとした会話のある食事に関心があるなど、団らんの場として明るく楽しい雰囲気の中で食事ができるように工夫している。
- 食事場所は、常に清潔が保たれている。
- 温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。
- 子どもの個人差（年齢、障害）や子どもの体調、疾病、アレルギー等に配慮した食事を提供している。疾病時には飲み物に配慮している。
- 陶器の食器等を使用したり盛りつけやテーブルの飾りつけの工夫（季節の花が飾られていたり、ランチョンマットの使用など）、食事を美味しく食べられるように工夫している。
- 好き嫌いをなくす工夫や偏食への支援については、無理がないよう配慮し実施している。
- 定例的に残食の状況を確認し、子どもの嗜好や栄養摂取量を把握し、献立に反映させ、変化に富んだ献立を提供している。
- 生活支援担当職員と給食担当職員との定例的な連絡会議を開催し、食生活の向上などに努めている。
- 研修会や講習会に参加し、技術の向上に努めている。
- 郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会をもち、食文化を継承できるようにしている。
- 栄養士が配置されている場合、専門性を活かし、日々提供される食事内容や食事環境に十分に配慮するとともに、子どもに対する献立の提示等食に関する情報提供等を行っている。
- 食を通して、個々の子どもがその存在を大切にされていることを実感できるように工夫している。

1－(2)－② 子どもの生活時間にあわせた食事時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの生活時間にあわせた食事の時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。
- b) 子どもの生活時間にあわせた食事の時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を行っているが、十分でない
- c) 子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 食事の時間は、子どもの基本的な生活習慣の確立につながるよう設定するとともに、食事に要する時間にも個人差があることから可能な限り幅とゆとりをもって設定する必要があります。
- また、高校通学、就職実習等子どもの個別性にも配慮した対応が求められます。
- 施設では、自然に調理の仕方を覚えたり、買い物を手伝って材料の選び方等を知るといった機会が少ないことも考えられます。食器洗いや配膳等の習慣を習得することにあわせて基礎的な調理技術の習得に向けた支援も必要となります。
- また、鍋物やバーベキューなどの献立の工夫や食事の方法、バイキング方式や屋外での食事、レストランでの外食等、多様な機会を設けることによって食事を楽しむとともに、正しい食習慣の習得に向けた支援を行うことが大切です。
- 本評価基準では、子どもの生活時間にあわせた食事の時間が設定されているかどうかについて施設の取組を評価します。
- 本評価基準では、食生活への子どもの参加や、変化に富んだ食生活の提供等を通じて発達段階に応じた食習慣の習得など食育について評価します。

評価の着眼点

- 朝食、昼食、夕食それぞれの食事時間が子どもの基本的な生活習慣の確立につながるよう設定されている。例：夕食時間は午後6時以降にしている。
- 高校通学、就職実習等子どもの事情に応じて、食事時間以外でも個別の食事を提供している。
- 電子レンジや保温、保冷庫等を用意し、食事時間以外に美味しく食べられる配慮をしている。
- 食事の準備や配膳、簡単な調理など基礎的な調理技術を習得できるよう支援している。
- 施設外での食事の機会など、無理なく楽しみながら食事ができるように、年齢や個人差に応じた食事時間に配慮をしている。
- 箸、ナイフ・フォーク等食器の使い方や食事のマナーが習得できるよう支援している。
- 食習慣の習得を、無理なく楽しみながら身につけられるよう工夫している。
- 基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつを作る機会を設けている。
- テーブル拭き、食器洗い、食器消毒、残飯処理など食後の後片づけの習慣が習得できるよう支援している。
- 外食や来客を迎えての食事の機会を設け、施設外や来客との食事を体験させている。
- 食品分類やおよびお菓子の摂り方等、栄養についての正しい知識を教えている。
- 誕生日や卒業など、特別な日には献立に工夫している。
- 子どもたちが育てた収穫物を簡単な方法で調理するなど、食への関心を育てている。
- コップ、茶碗や箸など個別に用意している。
- 子どもが日々の食生活に必要な知識及び判断力を習得し、基本的な食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。

1－(2)－③ 自立に向けた食育への支援を行っている。

【判断基準】

- a) 自立に向けた食育への支援を積極的に行っている。
- b) 自立に向けた食育への支援を行っているが、十分ではない。
- c) 自立に向けた食育への支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 食の安定は心身の安定を大きく左右するため、自立に向けた食育への支援は重要です。
- また、高校進学、就職実習等の子どもに対しては支援課題の一つとして具体的に取り組む必要があります。
- 本評価基準では、自立に向けた食育への取組について評価します。

評価の着眼点

- 食に関する知識（栄養面、価格面など）を得られる機会が設けられている。
- 寮に調理作業ができる設備が整っている。
- 調理実習や寮での調理体験はもとより、食材の買い出しや自分の弁当を自分で作る等の経験をさせている。
- 簡単な調理レシピ等の準備がある。
- 外食や弁当、レトルト等の利用であっても、偏食になりにくい組み合わせのヒントを教えるなど、実生活に即した配慮を行っている。
- 疾病などの場合にも対応できる食の知識を教えている。
- 自立に向け、健全な食生活の実現や健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食を選択する判断力などを楽しく身につけるための支援をしている。

1－(3) 衣生活

1－(3)－① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供し、衣習慣を習得できるよう支援している。

【判断基準】

- a) 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供し、衣習慣を習得できるよう支援している。
- b) 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。
- c) 衣服の提供に配慮を欠いたものがある。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、衣生活の支援について施設の取組を評価します。

評価の着眼点

- 常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものが着用されるよう提供している。
- 年齢に応じて、TPOに合わせた服装ができるよう配慮している。
- 毎日取り替える下着や、汚れた時などに着替えることができる衣類が十分に確保されている。
- 生活場面や活動場面に応じて着替えることのできる衣類を提供している。
- 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣の習得を支援している。
- 破れやほつれなどの修繕が迅速に行われている。
- 衣服は、ほつれ、ほころび、穴等、また汚れが無いものが着用されている。
- ボタン付けや簡単な修繕ができるように支援している。
- 用途や体に応じた靴を提供し、清潔な靴を大切に使う習慣を身につけられるよう支援している。

1－（４） 住生活

1－（４）－① 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。

【判断基準】

- a) 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。
- b) 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮されているが、十分ではない。
- c) 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、や快適さ、あたたかさなどに配慮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの成長発達と権利擁護の視点から、生活の場である建物や設備のあり方を改めて見直してみる必要があります。
- 本評価基準では、居室等施設全体が生活の場として安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしているかどうか、施設の工夫や取組を評価します。

評価の着眼点

- 建物の内外装、設備、家具什器、庭の樹木、草花など、子どもの取り巻く住環境から、そこにくらす子どもが大切にされているというメッセージを感じられるようにしている。
- 小規模グループケアを行う環境づくりに配慮している。
- トイレ、洗面所等は性別や年齢に応じて使いやすいように配慮している。
- 必要に応じて、冷暖房設備を整備している。
- 子どもが私物を収納できるよう、個々にロッカー、タンス等を整備している。
- 日常的な清掃や大掃除を行い、軽度な修繕を迅速に行っている。
- 居場所となるようにくつろげる空間などを確保するように努めている。
- 必要に応じて入浴やシャワーが利用できるようになっている。
- 快適な睡眠環境を整えるように工夫している。
- 家庭的な環境としてくつろげる空間を確保している。
- 中学生以上は個室が望ましいが、子どもの状況に応じて配慮を行っている。
- 疾病時などに静養できる個室や特別な部屋等を確保している。
- 着替えなどプライバシーを守れる環境を整備している。
- TV、DVD、音楽プレイヤー、楽器や本など子ども全員が楽しめる環境を整えている。
- 子どもにとって、安心・安全を感じられる居場所になっている。
- 子どもが安心して十分に睡眠がとれるように配慮している。

1－(5) 健康と安全

1－(5)－① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 発達段階に応じ、身体の健康や安全について自己管理ができるよう支援している。
- b) 発達段階に応じ、身体の健康や安全について自己管理ができるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 発達段階に応じ、身体の健康や安全について自己管理ができるような支援をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 身体の健康は、子どもの健全な発達の基本となります。
- 本評価基準では、発達段階に応じて子ども自らが身体の健康や安全に関する自己管理を行うことができるよう施設が行う支援について評価します。

評価の着眼点

- 常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事摂取、排泄等の状況を職員がきちんと把握している。
- 排泄後の始末と手洗いの支援をしている。
- うがいや手洗いの習慣を養うように支援している。
- 洗面、整髪、ひげそり、歯磨き、つめ切り等身だしなみについて、発達に応じて自ら行えるよう支援している。
- 寝具の日光消毒や衣類などを清潔に保つなど、健康管理ができるよう支援している。
- 定例的に理美容をしている。
- 子どもの発達段階に応じて、危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための支援を行っている。
- 子どもの交通事故を防止するため、遠足等の行事の機会に交通ルール等について子どもに教えている。
- 夜尿のある子どもについて、常に寝具や衣類が清潔に保てるよう支援する。
- 軽いケガや疾病などの処置ができるような体制を整備している。
- 基本的な疾病やケガに関する知識や対処方法を学ぶ機会を設けている。
- 施設内における危険箇所を把握し、職員、子どもに注意喚起が行われている。

1－(5)－② 医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。

【判断基準】

- a) 一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。
- b) 一人一人の子どもに対する心身の健康を管理し異常がある場合は対応しているが、十分ではない。
- c) 一人一人の子どもに対する心身の健康管理が行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、子どもの健康管理について定期的な健康診断など日常的な医療機関との連携や、子どもの健康状態の把握状況等について具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

- 健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察している。
- 感染症に関する対応マニュアル等を作成し、感染症や食中毒が発生し、又は、まん延しないように必要な措置を講じるよう努める。また、あらかじめ関係機関の協力が得られるよう体制整備をしている。
- 子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握している。
- 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。
- 服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。
- 受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。
- 子どもの心身の異常の訴えに適切な対処を行っている。
- インフルエンザの予防接種など接種できるように配慮している。
- 保健師や養護教諭（分校等）と連携をとっている。配置のない場合は配置に努めている。
- 定期的な健康チェックを実施するなど、子どもの健康管理に努めている。

1－(6) 性に関する教育

1－(6)－① 子どもの年齢、発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

【判断基準】

- a) 異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。
- b) 異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。
- c) 性についての正しい知識を得る機会を設けていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 児童自立支援施設における性教育は、自立と共生の力を育てることを基本的な考え方として年齢、発達段階に応じて性についての正しい知識、関心が持てるよう支援していくことが求められます。
- 児童自立支援施設に入所する子どもの中には、性についての逸脱行動を行った子ども、性被害にあった子ども、性犯罪を行った子どもなど、性教育のあり方について特別な配慮と対応が求められる子どもがいます。そのため、日頃から職員の間で児童自立支援施設に相応しい性教育のあり方等について検討し、必要に応じて勉強会を行う等の取組が必要となります。
- 人として生きていくために必要な人間の体とこころの全体について子どもに学習してもらうことが大切です。
- 本評価基準では、子どもの性に対する正しい理解を促すための取組を評価します。

評価の着眼点

- 年齢、発達段階に応じて、性についての正しい知識、関心が持てるよう支援している。
- 性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。
- 年齢に応じた性教育のカリキュラムを用意し、正しい性知識を得る機会を設けている。
- 児童自立支援施設に相応しい性教育についての職員の学習会を実施している。
- 必要に応じて外部講師を招いて、学習会などを職員や子どもに対して実施している。
- 日頃から職員の間で児童自立支援施設に相応しい性教育のあり方等について意見交換している。

1－(7) 行動上の問題に対する対応

1－(7)－① 子どもが暴力、不適応行動・無断外出などの行動上の問題を行った場合には、関係のある子どもも含めて適切に対応している。

【判断基準】

- a) 子どもが行動上の問題をとった場合には、関係のある子どもも含めて適切に対応している。
- b) 子どもが行動上の問題をとった場合には、関係のある子どもも含めて対応しているが、十分ではない。
- c) 子どもが行動上の問題をとった場合に、関係のある子どもも含めた対応をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが行動上の問題をとった場合には、子どもが訴えたいことを理解し、その行動上の問題の原因について十分な検討を行うことが大切です。行動上の問題は子どもからの必死なサインであることへの理解が必要です。
- また、行動上の問題のある子どもの特性等についてはあらかじめ職員間で情報を共有化し、連携して対応できるようにすることや、必要に応じて児童相談所、専門医療機関等とも情報交換を行うなど日常的な対応が求められます。
- 子どもの行動上の問題により、影響を受けた子どもや生活環境についての対応（生活秩序の回復、子ども間の関係修復、生活環境の立て直しなど）について評価します。
- 本評価基準では、子どもが暴力・不適応行動などの行動上の問題を行った場合の対応や日常的な取組について評価します。

評価の着眼点

- 行動上の問題のある子どもについて、子どもの特性等あらかじめ職員間で情報を共有化し、連携して対応できるようにしている。
- 緊急事態に対する対応マニュアル等を作成し、組織的な対応を行う。
- 施設が、子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。
- 行動上の問題のある子どもについては、問題となる行動を観察・記録するとともに子ども本人からの訴えを傾聴し、発生メカニズムなどについて分析している。
- 職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な支援技術を習得できるようにしている。
- 他の子どもの安全、安心な生活を破壊し、施設の生活を成り立たせなくする暴力行為等に対し、施設全体で対応する仕組みを設け、周囲の子どもへの安全を図る配慮をしている。
- 子どもが行動上の問題に対して、子どもが訴えたいことを受けとめるとともに、多角的に検証して原因を分析した上で適切に対応し、また、記録にとどめ、以後の対応に役立てている。
- パニックなどで自傷や他害の危険度の高い場合に、タイムアウトを行うなどして、子どもの心身を傷つけずに対応するとともに、周囲の子どもへの安全を図っている。
- 児童相談所、警察機関などの関係機関と日常的に連絡を取るなど、緊急事態への対応が円滑に進むよう対策を図る。
- 関係機関を含めてケースカンファレンスを実施し、その対応策などについて検証している。
- 影響を受けた子どもへの配慮ある支援を行っている。

1－(7)－② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底している。

【判断基準】

- a) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底している。
- b) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底しているが、十分でない。
- c) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないような取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設内で子ども間の暴力やいじめ、差別などが生じないよう、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方、人権に対する意識を施設全体に徹底することが必要です。
- また、子ども同士のいじめや暴力が発覚した場合の対応についても職員間の連携や施設長の役割等、あらかじめ体制を整えておくことが求められます。
- 本評価基準は、施設内における子ども間のいじめや暴力等の防止と、万が一発生した場合の対応策について施設の取組を評価します。

評価の着眼点

- 人権に対する子どもの意識を育むよう支援をしている。特に弱い子どもに対する暴力、いじめ、差別などに対しては、毅然とした対応をとり、そのような行為は重大な人権侵害であり、人間として許されない行為であることを子どもに理解させている。
- 日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方を職員が模範となって示している。
- 他の子ども、特に弱い子どもに対する暴力、いじめ、差別などは、他人の人格に対する重大な侵害として、人間として絶対に行ってはならない行為であり、こうした行為を見逃さないという人権意識を持って職員が子どもにかかわっている。
- 問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方についても点検を行っている。
- 課題を持った子ども、入所間もない子どもの場合は観察を密にし、個別支援を行っている。
- 子ども間での暴力やいじめが発覚した場合には、施設長が中心になり、全職員が適切な対応ができるような体制になっている。
- 職員では暴力やいじめに対する対応が困難と判断した場合には、児童相談所等の協力を得ながら対応している。
- 暴力防止プログラムの活用など、子どもに対して暴力防止に向けた支援を展開している。
- 施設内での重要なルールとして「暴力防止」を掲げ、日頃から他者の権利を守ることの大切さを子どもと話し合う機会を持っている。
- 日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方を職員が模範となって示している。
- 生活グループの構成や部屋割りなどには、子ども同士の関係性に配慮している。
- 暴力やいじめについての対応マニュアルを作成するなど、問題が発覚した場合は、全職員が適切な対応ができる体制を整えている。
- 子どもの遊びにも職員が積極的に関与するなどして子ども同士の関係性の把握に努め、いじめなどの不適切な関係に対しては適時介入している。

1－(7)－③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。

【判断基準】

- a) 虐待を受けた子ども等が施設内で安全が確保されるように努めている。
- b) 虐待を受けた子ども等が施設内で安全が確保されるように努めているが、十分ではない。
- c) 虐待を受けた子ども等が施設内で安全が確保されるような取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合には、あらかじめその際の対応について職員間で検討し、統一的な対応が図られるよう周知徹底しておくことが必要です。
- その上で、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っておくことが求められます。
- 本評価基準では、保護者からの強引な引き取りがあった場合の対応について施設の取組を評価します。

評価の着眼点

- 保護者から不適切な対応を受けた場合の対応を含めた強引な引き取りのための対応マニュアルを作成するなど、その対応について、施設で統一的な対応が図れるように職員に周知徹底している。
- 引き取りの可否等について、児童相談所との連絡を適宜行っている。
- 緊急時には協力を依頼できるよう、警察との連携を図っている。
- 生活する場所が安全であることを、子どもが意識できるように支援している。

1－(8) 心理的ケア

1－(8)－① 被虐待児など心理的ケアが必要な子どもに対して心理的支援を行っている。

【判断基準】

- a) 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的支援を行っている。
- b) 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的支援を行っているが、十分ではない。
- c) 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、被虐待児など心理的ケアが必要な子どもに対する心理的支援について、自立支援計画に基づく個々の子どもにニーズに対応した心理的支援プログラムの策定とそのプログラムによる心理的支援の実施状況等について評価します。

評価の着眼点

- 心理的ケアを必要とする子どもについては、自立支援計画に基づきその解決に向けた心理的支援プログラムが策定されている。
- 心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。
- 子どもにニーズに応じて、有効なプログラムを柔軟に組み合わせたり修正したりして、心理的支援プログラムを作成している。
- 心理的支援プログラムにおいて個別・具体的方法が明示されており、その方法により心理的支援が実施されている。
- 日常生活の中で、心理的支援が行える体制ができている。
- 必要に応じて心理の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。
- 子ども個々に心理的ケアの担当者を決め、定期的に心理的支援を実施し、効果について査定している。
- 定期的かつ必要に応じて心理検査などを行い、ケースカンファレンスを通じて、ケア効果について評価し、見直しを行いながら、継続的に心理的支援を実施している。
- 嘱託医や外部の専門家等によるスーパービジョンを必要に応じて受けている。
- 子どもへの心理的支援は、子どもや保護者への説明と同意のもとに行われている。
- 良質な生活環境づくりを行い、施設での生活そのものが心理的ケアとなるような生活環境の提供に努めている。
- 常勤の心理士を配置している。

1－(9) 主体性、自律性を尊重した日常生活

1－(9)－① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの課題として主体的に考えるよう支援している。

【判断基準】

- a) 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの課題として主体的に考えるよう支援している。
- b) 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの課題として主体的に考えるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの課題として主体的に考えるよう支援していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○子ども自身が自分たちの生活について主体的に考えて、自主的に改善していくことができるような活動（施設内の自治会活動等）を行えるよう支援することが求められます。

○本評価基準は、子どもが行事等の企画・運営に主体的にかかわることができることや、子どもの趣味や興味にあったプログラムであること等によって、行事等に子どもが参画しやすいように計画・実施されているかどうかについて施設の具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

子どもの趣味や興味にあったプログラムになるように子どもの意見を反映させ、適宜改変している。

子どもが主体的に行事・余暇活動の企画・運営にかかわることができる。

活動に対して自発的な参加を促すよう支援している。

日常生活を含め、行事等のプログラムに追われることなく、ゆとりある生活が過ごせるよう配慮している。

自由時間における余暇活動への参画について、子ども一人一人の選択を尊重している。

1－(9)－② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念や生活技術が身につくよう支援している。

【判断基準】

- a) 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念や生活技術が身につくよう支援している。
- b) 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念や生活技術が身につくよう支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもの発達段階に応じて、経済観念や生活技術が身につくような支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが社会化していくためには、様々な生活技術が習得されていかなければならず、なかでも経済観念の確立はその基本となるものです。
- 経済観念の確立に向けては、子どもの発達段階に応じて小遣いの管理や使い方等を通じて具体的な体験をもとに習得させていくための支援が必要となります。
- 本評価基準は、子どもの金銭管理や使い方など経済観念や生活技術の確立に向けた支援について施設の取組を評価します。

評価の着眼点

- 計画的な小遣いの使用等、金銭の自己管理ができるよう支援している。
- 無駄遣いをやめ、節約したことによる効果が実感できるようなお金の使い方を体験できるように工夫している。
- 職員が付き添って買物に行くなど経済観念や金銭感覚が身につくよう支援している。
- 小遣いの用途については、子どもの自主性を尊重し、不必要な制約を加えていない。
- 退所を見据え、一定の生活費の範囲で生活することを学ぶソーシャルスキルトレーニングなどのプログラムを実施している。
- 様々な生活技術の習得を子どもの発達段階に応じて支援している。

1－（10） 学習支援、進路支援、作業支援等

1－（10）－① 学習環境の整備を行い、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。

【判断基準】

- a) 学習環境の整備を行い、学力に応じた学習支援を行っている。
- b) 学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っているが、十分ではない。
- c) 学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの学習権を保障し、よりよき自己実現に向けて学習に対する子どもの意欲を十分に引き出すとともに、適切な学習機会を確保することが児童自立支援施設には求められます。
- 本評価基準は、施設における学習環境の整備と学習支援について具体的な施設の取組を評価します。

評価の着眼点

- 施設の子どものための分級や分校など、学校教育が実施され、個別支援が行われている。
- 忘れ物や宿題の未提出が無いよう把握している。
- 辞書・参考書等学習に必要な書籍を用意している。
- 静かに落ち着いて勉強できるように個別スペースや学習室を用意するなど、中学生、高校生、大学受験生のための環境づくりなどの配慮をしている。
- 年齢や理解力に応じて、自分で学習計画が立てられるなど、学習習慣が身につくよう支援している。
- 学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。
- 学習ボランティアや学習塾など社会資源を活用して学習支援をしている。
- 就業に結びつく資格取得や検定を受ける機会を設けている。

1－(10)－② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 子どもの進路について、進路の自己決定ができるように支援している。
- b) 子どもの進路について、進路の自己決定ができるように支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもの進路について、進路の自己決定ができるような支援はしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの適切な自己決定を確保するためには十分な情報提供がその基本となります。
- 特に、進路選択という子どもの人生においてとりわけ重大な事柄について自己決定をしていくためには、必要に応じて親、学校、児童相談所との連携を図りながら、多様な判断材料を提示するとともに、子どもの不安を受け止めてきめ細かな相談、話し合いといった支援が求められます。
- 本評価基準では、学校を卒業する子どもの「最善の利益」にかなった進路の自己決定に向けた支援について具体的な取組を評価します。
- あわせて、進路決定後のフォローアップや失敗した場合の対応、あるいは進路変更等についても対応を評価します。

評価の着眼点

- 進路選択に当たって、子どもと十分に話し合っている。
- 進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供している。
- 進路選択に当たって、親、学校、児童相談所の意見を十分聞くなど連携している。
- 早い時期から進路について自己決定ができるような相談、支援を行っている。
- 奨学金など進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報等も提供している。
- 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応している。
- 中卒児・高校中退児に対して、施設入所を継続し、子どものニーズに応じた社会経験を積めるように配慮し、進路支援をしている。
- 高校卒業予定の子どもが入所している場合、進路支援をしている。
- 進路支援カリキュラムが策定されている。

1－(10)－③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して、豊かな人間性や職業観の育成に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。
- b) 職場実習や職場体験等の機会を通じた社会経験の拡大に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 社会経験の拡大に取り組んでいない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、職場実習や職場体験等の機会を通じた施設による社会経験の拡大に向けた取組を評価します。

評価の着眼点

- 実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。
- 事業主等と密接に連携するなど、職場実習の効果を高めている。
- 各種の資格取得を積極的に奨励している。
- 職場実習に対する施設としての取組について、規定を設けるなどして、職員が共通認識をもって、子どもの自立支援に取り組んでいる。
- 子どもが、作物などの育成過程を通して、協働して作業課題を達成する喜びを体験し、勤労意欲の向上、心身の鍛練を図れるように支援している。
- 仲間との共同作業などを通して、人間的ふれあいや生命の尊厳及び相互理解を深め、社会性や協調性などを培うように支援している。
- 働く体験を積み重ねることで、根気よく最後まで取り組む姿勢など社会人として自立するために必要な態度や行動を育てている。
- 自然の環境の中での作業体験を通して、情操の育成が図られるように支援している。
- 作業カリキュラムが策定されている。
- 退所生による講話などにより、職業観の育成を支援している。
- ソーシャルスキルトレーニングなどを積極的に実施している。

1－（10）－④ 施設と学校との親密な連携のもとに子どもに対して学校教育を保障している。

【判断基準】

（学校教育が実施されている場合）

- a) 生活・学習・進路等の支援が、学校との連携・協力に基づいて進められている。
- b) 生活・学習・進路等の支援が、学校との連携・協力に基づいて進められているが、十分ではない。
- c) 生活・学習・進路等の支援が、学校との連携・協力に基づいて進められていない。

（学校教育が実施されていない場合）

- a) 学校教育が実施されていないが、施設で子どもに対する教育を適切に実施している。
- b) 学校教育が実施されていない中で、施設で子どもに対する教育を実施しているが、十分ではない。
- c) 学校教育が実施されておらず、子どもに対する教育の体制やその内容が十分でない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、個々の子どもに対する生活支援、学習支援、進路支援について、学校との連携及び相互協力に基づいた実施状況を評価します。

○学校教育が実施されていない場合であっても、教育内容が子どもの最善の利益を目指して行われているかを評価します。

評価の着眼点

（学校教育が実施されている場合）

- 日々の子どもの状況の変化等に関する情報が、学校・施設間で確実に伝達できるシステムが確保されている。
- 原籍校と連携を図り、子どもが不利益を被らないように、学習・進路等の支援を行っている。
- 個々の子どもに対する生活支援、学習支援及び進路支援等を相互に協力して実施している。
- 学校で生じた子どもの行動上の問題に対しては、学校に協力して対応している。
- 学校との協議に基づき、子どもの個々の学習計画を立て、それに応じて支援をし、計画の見直しを行っている。
- 施設は、学校教育と綿密な連携をもちながら、子どもが認められ活躍できる居場所となるように支援を行っている。
- 個別ケース会議には原則として施設と学校の担当者が参加して検討している。
- 家庭復帰を目指す場合は退所後に通学する学校との連携が適切にとられている

（学校教育が実施されていない場合）

- 原籍校と連携を図り、子どもが不利益を被らないように、学習・進路等の支援を行っている。
- 学校教育を実施する際の課題等を検討するなど実施に向けての取組を真摯に進めている。
- 学校教育が実施されていないが、教育内容等は最善の利益のために十分な配慮を行っている。
- 家庭復帰を目指す場合は退所後に通学する学校との連携が適切にとられている

1－(10)－⑤ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を図るとともに、忍耐力、責任感、協調性、達成感などを養うように支援している。

【判断基準】

- a) スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を図るとともに、忍耐力、責任感、協調性、達成感などを養うように積極的に支援している。
- b) スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を図るとともに、忍耐力、責任感、協調性、達成感などを養うように支援しているが十分ではない。
- c) スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を図るとともに、忍耐力、責任感、協調性、達成感などを養うような支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 学習面で力が発揮できにくい子どもでも、スポーツ活動や文化活動で優れた能力を発揮できる子どもも多く、大切にしたい活動です。
- スポーツ活動（クラブ活動）においては、身体能力を育てるだけでなく、忍耐力、責任感、協調性、達成感などを養い、ルール（規範）を身につける機会として実施されているかどうか評価します。
- また、文化活動においては、情操を育て、個々の興味を引き出し、余暇の過ごし方を学ぶ機会としても実施されているかどうか評価します。

評価の着眼点

- 子どもの興味、好みを可能な範囲で取り入れ、体制を整えて支援している。
- 子どもの発達段階に応じた内容が取り入れられている。
- 子どもが達成感を得られやすい目標設定で支援している。
- 余暇の時間を確保し、有効な過ごし方を支援している。
- 必要に応じて外部の講師やボランティアの協力を得ている。
- スポーツや文化活動がレクリエーションとしても取り入れられている。
- クラブ活動などへの入部については、子どもの意向を尊重している。
- 自由時間における余暇活動への参画について、子ども一人一人の選択を尊重している。
- ルールを尊重するとともに、子ども間の協力やチームワークなど、子どもの社会性の発達を支援している。
- 子どもが自主性や自発性を持った活動を行い、最後までやり通せるように支援している。
- スポーツ観戦や文化鑑賞会など、「本物」に触れる活動に取り組んでいる。

1－(11) 継続性とアフターケア

1－(11)－① 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。 (共通Ⅲ－3－(2)－①)

【判断基準】

- a) 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。
- b) 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮してした対応を行っているが、十分ではない。
- c) 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの状態の変化や家庭環境の変化等で、措置変更や受入れを行う場合、子どもが新しい生活をスムーズに行えるような配慮のもとに、退所や移行前の支援、引継ぎや申し送りの手順、文書の内容、受入れの体制等を定めておくことが必要となります。
- 子ども一人一人の人生であるという視点に立ち、子どもの特性を理解するための情報の共有化やケース会議を実施し、前任の養育者や施設の担当者から後任の者へ適切に引き継ぐなど、切れ目のない支援又は自立支援を行うことが大切です。
- 措置変更等に当たり、引き継ぎを行う施設、里親等と丁寧な連携を行います。そのため日頃より、それぞれの施設や里親の役割を十分に理解し、連絡協議会や合同研修会の開催など相互に連携を努めることが大切です。

評価の着眼点

- 退所に当たってはケース会議を開催し、措置機関や関係行政機関と協議のうえ、適切な退所時期、退所後の生活等について検討し、切れ目のない支援に努めている。
- 退所前の支援が適切に行われている。
- 他の施設や家庭への移行に当たり、退所後の生活がスムーズに行えるように配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- 退所した後も、組織として子ども等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- 退所時に、利用者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。
- 職員から電話やメール・手紙などを送るなど、退所後の支援を積極的に行っている。
- 措置変更等に当たり、相手の施設、里親等と丁寧な連携を行っている。そのため日頃より、各施設や里親の役割を十分に理解し、連絡協議会や合同研修会の開催など連携に努めている。
- 継続的な支援を行うための育ち・育ての記録を作成している。
- 前任の養育者や施設の担当者から後任の者へ適切に引き継ぎを行っている。
- 里親、児童養護施設などからの措置変更されたケースについて、再び児童養護施設での養育が必要と判断された場合、再措置に向けた綿密な調整を図っている。
- 18歳に達する前に施設を退所した子どもに、必要に応じて再入所の措置に対応している。
- 社会人としての生活を目標にする場合は、社会の一員であり、信頼できる人に支えられていることの自覚が持てるように支援している。
- 退所後の支援の記録を作成している。
- 公平なスタートが切れるように措置延長を積極的に活用している。
- 退所後の支援についての自立支援計画を策定している。
- 退所した子どもの帰園や電話があった際は温かく応じている。
- 退所した子どもから相談があった場合、叱るべきことは叱る必要があるが、同時に「相談してくれてありがとう。一緒に考えていこうね」という姿勢をきちんと伝えている。
- 退所した子どもから相談があった場合、必要に応じ他の資源（ハローワーク・法テラス・退所後支援団体・当事者団体など）を適切に活用している。

1－(11)－② 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。

【判断基準】

- a) 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を積極的に行っている。
- b) 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っているが十分ではない。
- c) 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるようにするための家庭復帰後の特別な支援は行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 家庭復帰後の支援が関係機関と連携して適切に行われるように取り組むことが大切です。
- 本評価基準では、本人や家族の意向を踏まえて児童相談所や地域の市町村及び関係機関と連携し、退所後の生活の支援体制についての協議や構築の取組、並びに、家庭引き取り後の生活の乱れや入所前の不良交友関係の再び始まることを防止するような、適切な支援の取組状況を評価します。

評価の着眼点

- 退所に当たってはケース会議を開催し、児童相談所や関係行政機関と協議の上、適切な退所時期や退所後の生活を検討している。
- 家庭引き取り後、直ちに児童相談所の措置を解除するのではなく、児童福祉司指導等措置による支援体制が採られ、かつ具体的な支援が展開されている。
- アフターケアに関し、児童相談所と施設の連携（役割分担と協働）が行われている。
- アフターケアに関し、地域の関係機関（要保護児童対策地域協議会、児童家庭センター等）、人的資源（民生児童委員等）を活用した支援体制が構築されている。
- アフターケアとして、家族のかかわり方（家族→子又は子→家族）に関する具体的な助言を行っている。
- 退所後も施設として子どもが相談できる窓口を設置するなど、家族や子どもからの相談にいつでも応じられる体制が整っている。
- 入所以前から、退所後の支援を考慮して、関係機関と協議し、その支援システムの構築を図っている。
- 退所に向けた（特別）支援プログラムに取り組んでいる。

1－(11)－③ 子どもが安定した社会生活や家庭生活を送ることができるよう、通信、訪問、通所などにより、退所後の支援を行っている。

【判断基準】

- a) 退所した子どもの自立の支援等のための通信、訪問、通所による支援を積極的に行っている。
- b) 退所した子どもの自立の支援等のための通信、訪問、通所による支援をまだ行っていないが、実施するための体制構築に向けて準備を進めている。
- c) 通信、訪問、通所による支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、退所した子どもの自立の支援等のためのアフターケアは、施設の業務です。退所後何年たっても行っていくことになっています。退所後の支援が、通信、訪問、通所支援など、子どもへの退所後の支援の実施状況を評価します。

評価の着眼点

- 退所した子どもの自立の支援等のための通所支援を積極的に実施している。
- 定期的かつ必要に応じて訪問による支援を実施している。
- 退所した子どもの来所を温かく受け入れ、自立を励まし、支援する取組を行っている。必要な場合は短期間の宿泊による支援を実施している。
- 退所した子どもの自立の支援等のための通所による支援を実施する上での課題や条件整備について前向きに検討している。
- アフターケアは施設の業務であり、退所後何年たっても施設に相談できることを伝えている。
- 退所者の状況を把握し、退所後の記録を整備している。
- 必要に応じて、児童相談所と協議の上、市町村の担当課と情報共有し、地域の関係機関、団体等と積極的な連携を図っている。
- 退所した子どもに対して、定期的かつ必要に応じて、手紙、訪問、通所や短期間の宿泊などの支援を行っている。
- 子どもとともに退所する地域の関係機関と連携し、退所後の生活支援体制の構築に努めている。
- 施設退所者が集まれるような機会を設け、退所した子どもの来所を温かく受け入れる。
- 施設退所者が集まれるような機会を設けたり、退所者グループの活動を支援し、参加を促している。

1－(12) 通所による支援

1－(12)－① 地域の子どもの通所による支援を行っている。

【判断基準】

- a) 地域の子どもの通所による支援を行っている。
- b) 地域の子どもの通所による支援を行っているが、十分ではない。
- c) －

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、児童福祉法第 44 条に規定されている「保護者の下から通わせて、個々の子どもの状況に応じて必要な支援を行い、自立を支援」するための取組状況を評価します。
- 本評価基準は、行っている場合は a) を、行っているけれども十分でない場合に b) を判断基準として設定していますが、本評価基準では、現状では、実際に実施している場合について、積極的に評価するため作成した基準であるため、実際に実施している場合について a) 又は b) を、実際に実施していない場合は評価外とします。

評価の着眼点

- たとえば「通所指導事業」など、通所機能の活用が明記され、位置付けられている。
- 通所支援が、施設の「事業計画」に規定され、組織的な取組が行われている。
- 通所支援に必要な予算・人員等が確保されている（又は、予算・人員等の特別な確保はないが、既存枠内で対応できている）。
- 通所支援専用の施設設備が整備されている（又は、既存施設の有効活用により対応している）。
- 通所支援のみならず、地域の子どもの健全育成のための、子育て講座や子育て支援プログラムが計画・実施され、児童自立支援施設の機能が有効に活用されている。
- 必要に応じて訪問による支援を実施している。

2 家族への支援

2-(1) 家族とのつながり

2-(1)-① 児童相談所と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。

【判断基準】

- a) 子どもと家族との関係調整を図ったり家族からの相談に応じる体制づくりができています。
- b) 子どもと家族との関係調整を図ったり家族からの相談に応じる体制づくりが十分ではない。
- c) 相談に応じる体制づくりができていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくり（ファミリーソーシャルワーク機能）について、児童相談所との連携や家族への具体的ななかかわり方等を通して評価します。
- 子どもの事故や怪我、疾病の報告を速やかに保護者へ連絡することは、保護者との信頼関係を築く上で大切です。

評価の着眼点

- 家族との関係調整については、定例的かつ必要に応じて児童相談所等と家族の状況や入所後の経過について情報を共有し、家庭内で不適切な養育につながるようなリスク要因を取り除くための手立てなどについて、協議を行っている。
- 入所前から施設と家族が信頼関係を構築できるよう努めている。
- 自立支援計画について、入所後も適宜、家族と確認しあう機会を設けている。
- 家庭訪問や親との面接などを通じて家族への働きかけを行い、親子関係の継続や修復に努めている。
- 面会、外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、家族からの不適切なかかわりの発見に努めている。
- 子どもの協働養育者として、日常生活の様子について家族に伝えている。
- 子どもに関係する学校、地域、施設等の予定や情報を、家族に随時知らせている。
- 子どもが家族との交流を望む場合、積極的に支援している。
- 家庭支援専門相談員をケアワークとは独立した専門職として配置し、その役割を明示する。
- 児童相談所を中心とした他機関との協働により、家族機能の再生に向けてのサービス資源の提供などのソーシャルワークを行っている。
- 施設に対する保護者による不適切な対応については、マニュアルを作成している。
- 常勤の家庭支援専門相談員を配置している。

2-(1)-② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に
行っている。

【判断基準】

- a) 子どもと家族の関係づくりのために面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。
- b) 子どもと家族の関係づくりのために面会、外出、一時帰宅などを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと家族の関係づくりのための面会、外出、一時帰宅などを行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、子どもと家族の関係づくりのために施設が行う面会や外出、一時帰宅等の具体的な取組を評価します。
- 取組には、家族等との交流の乏しい子どもに対する配慮や、面会や外出等を希望しない子どもへの対応等も含まれます。
- 特に入所時の保護者と話し合いにおいて「再統合」が目標となるケースにあっては、そのプロセスづくりに、面会・外出・一時帰宅が重要な要素となります。

評価の着眼点

- 面会、外出、一時帰宅については、規程に基づいて実施している。
- 一時帰宅については、児童相談所と協議して行っている。
- 親子が必要な期間一緒に過ごせるような宿泊設備を施設内に設けている。
- 子どもと家族との交流については、子どもの意思を尊重している。
- 被虐待児など配慮の必要な子どもについては、ケース会議などで検討し、児童相談所と十分な協議の上で、行っている。
- 面会、外出、一時帰宅の後には面接を実施し、家族からその時の様子を聞くなどして、家族関係を把握している。
- 家族等との交流の困難な子どもには、週末里親やボランティア家庭等での家庭生活を体験させるなど配慮している。
- 家族に対して、施設行事などへの参加を積極的に促している。
- 家族から子どもへの交流が途絶えがちな場合には、施設や子どもから手紙や電話で働きかけをしている。
- 面会、外出、一時帰宅の実施に際しては、子ども、保護者との協議の上で目標を立て、実施している。

2-(2) 家族に対する支援

2-(2)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。
- b) 親子関係の再構築等のために家族への支援に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 親子関係の再構築等のための家族への支援に取り組んでいない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、家族支援計画を立てたり、保護者等と定期的に面接やカウンセリングを行うなど、家族への支援の取組を評価します。

評価の着眼点

- 児童相談所と協力して、退所後の家族と子どもを支えるためのサポート体制づくりに取り組んでいる。
- 入所時において、各家族についてのアセスメントに基づき、児童相談所など関係機関や保護者などと協議をして、家族支援計画を立てている。
- 保護者等と定期的に面接やカウンセリングを行っている。
- 家族には受容的なかわりを心がけ、信頼関係を築くようにしている。
- 家族の抱える課題に対して、児童相談所と連携しながら、保護者等と定期的に面接やカウンセリングあるいは家族支援プログラムを行うなど、具体的な支援を行っている。
- 家族療法事業を適切に実施するなど、入所児童と家族との関係回復に向けた支援を行っている。
- 課題の内容によっては、児童相談所との協議の上で、地域の精神、心理相談のできる機関と連携をとっている。
- 子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に支援を行っている。
- 子どもが早期に家庭復帰が可能となるように、児童相談所と協力して家庭復帰等のプログラムを継続的に実施している。

3 自立支援計画、記録

3- (1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定

3- (1) -① 子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、アセスメントに基づき、子どもの個々の課題を具体的に明示している。(共通Ⅲ-4-(1)-①)

【判断基準】

- a) 子どもの心身の状況や生活状況等を正確に把握しており、定められた手順に従って支援を行う上の解決すべき課題（ニーズ）を具体的に明示している。
- b) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しているが、定められた手順に従ってサービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）を十分に明示していない。
- c) 子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しておらず、定められた手順に従ってサービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）を具体的に明示していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- アセスメントには子どもの心身の状況や生活状況等を把握するとともに、子どもにどのような支援を行う上のニーズがあるかを明らかにすることが含まれます。
- 子どもの状況を正確に把握し、ニーズを明らかにすることは、自立支援計画策定の基本となる重要なプロセスです。心身状況や生活状況あるいはニーズを施設が定めた統一された手順と様式によって把握する必要があります。
- 児童相談所等の関係機関との話し合いや関係書類、子ども本人との面接などで、子どもの心身の状況や生活状況、保護者（親族）の状況など家庭環境、学校での様子など必要な情報を収集することが求められます。
- 子ども抱えている非行等の行動上の問題や課題を受けとめ、児童相談所等との連携のもと、自立支援計画策定のための総合的なアセスメントを施設全体で行うことが重要です。

評価の着眼点

- 子どもが抱えている非行等の行動上の問題や課題を受け止め、児童相談所等との連携のもと、自立支援計画策定のための総合的なアセスメントを組織的に行う。
- 児童相談所との話し合いや関係書類、子ども本人との面接などで、子どもの心身の状況や生活状況、保護者の状況など家庭環境、学校での様子など、必要な情報を収集し、組織が定めた統一した様式に則って記録する。
- 把握した情報を総合的に分析・検討し、課題を具体的に明示する。
- 様式の中には、子どもの強みや長所などを伸ばすための欄がある。
- アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、心理士、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行う。
- アセスメントの定期的見直しの時期と手順を定めている。

3- (1) -② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。(共通Ⅲ-4-(2)-①)

【判断基準】

- a) アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。
- b) アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させているが、十分ではない。
- c) アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準の「自立支援計画」とは、子ども一人一人について具体的な支援の内容が記載された自立支援計画を指します。自立支援計画には、アセスメント結果を適切に反映させることが必要です。
- 本評価基準では、自立支援計画の策定に当たって、施設での体制が確立しているかどうかを評価します。具体的には、まず自立支援計画策定の責任者の設置を求めます。自立支援計画は、医療やメンタル面での支援等も含めた総合的な視点で作成されなければならないこと、実施状況の評価・見直しに当たっても、総合的な視点からより良い状態を検討する必要があること等、全体を統括する責任者が必要だからです。
- 責任者とは、必ずしも自立支援計画を直接作成する者を意味していません。各部門の担当者の意見を、集約・調整する場を設定し、その場に参画して自立支援計画の内容の決定までを統括する、また保護者への連絡や説明等を行う、等が責任者に求められる役割です。
- 役割分担は、施設の状況に応じて異なっても構いません。施設として自立支援計画の策定方法が定まっていること、それぞれの担当者がその定められた方法における役割を果たしていること、全体の内容を掌握した責任者が配置されていることなどが求められます。
- さらに、アセスメント結果を自立支援計画に適切に反映しているかについても評価します。関係職員で協議を行い、アセスメント結果に基づき、課題解決のための目標と、目標達成に向けた具体的な取組を自立支援計画に反映しているか等を判断します。
- 策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ統合されたものでなければなりません。

評価の着眼点

- 自立支援計画策定の責任者（基幹的職員等）を設置している。
- 計画の策定は、発達段階や能力に応じた意向であることを考慮した上で、子ども等の意向を記録し配慮している。
- 計画を策定するための部門を横断した関係職員の合議、子ども等の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- 計画どおりに支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。
- 児童相談所と支援方針等について打ち合わせ、自立支援計画に反映させる。また、策定した自立支援計画を児童相談所に提出し、共有する。
- 自立支援計画は、ケース会議で合議して策定する。
- 自立支援計画には、支援上の課題と、課題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めている。
- 支援目標は、子どもに理解できる目標として表現し、努力目標として子どもに説明し、合意と納得を得ている。
- 策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ総合されたものとなっている。

3- (1) -③ 自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。(共通Ⅲ-4-(2)-②)

【判断基準】

- a) 自立支援計画について、定期的実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。
- b) 自立支援計画について、定期的実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 自立支援計画について、定期的実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子ども一人一人に対する支援の質の向上を図るためには、策定した自立支援計画について、恒常的な取組にしていかなければなりません。
- そのために、自立支援計画の評価・見直しに関する施設として決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、自立支援計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望まれます。
- また、支援の実施状況が責任者に確実に伝わる仕組みが必要です。実施記録での支援の実施状況の確認や、担当者からの報告ルート等が、システムとして成立しており、責任者が総合的な視点で情報を管理している状態を求めています。
- 自立支援計画の見直しでは、目標そのものの妥当性や、具体的な援助や解決方法の有効性等について検討しますが、変更に関する子どもや保護者等の意向の確認と同意を得ることが重要な留意点です。
- 自立支援計画の見直しは、子どもとともに振り返り、子どもの意向を確認し、併せて保護者の意向を踏まえて、それらを反映させつつ、子どもの最善の利益を考慮して行うことが重要です。
- 定期的な評価結果に基づいて、必要があれば自立支援計画の内容を変更しているかどうかを、記録等と自立支援計画等の書面によって評価します。

評価の着眼点

- 自立支援計画の見直しは、子どもとともに生活を振り返り、子どもの意向を確認、記録し、子どもの発達段階や能力に応じた意向であることを考慮した上で、行っている。
- 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子ども等の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- 見直しにより変更した支援実施計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- 計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築している。
- アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急な見直しなど必要に応じて行う仕組みを整備し、実施している。

3- (2) 子どもの支援に関する適切な記録

3- (2) -① 子ども一人一人の支援の実施状況を適切に記録している。 (共通Ⅲ-2-(3)-①)

【判断基準】

- a) 子ども一人一人の自立支援計画の実施状況が適切に記録されている。
- b) 子ども一人一人の自立支援計画の実施状況が記録されているが、十分ではない。
- c) 子ども一人一人の自立支援計画の実施状況が記録されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子ども一人一人に対する支援の実施状況は、施設の規定に従って統一した方法で記録される必要があります。記録は、職員の情報の共有化を図るとともに、自立支援計画の評価・見直しを行う際の基本情報となります。
- 適切に記録されているとは、自立支援計画に沿ってどのような支援が実施されたのか、その結果として子ども一人一人の状態はどのように推移したか、について具体的に記録されていることを指します。
- 入所からアフターケアまでの支援の実施状況を、保護者等及び関係機関とのやりとり等を含めて適切に記録することが求められます。
- 評価方法は、訪問調査において、子ども数名の自立支援計画と、それに対する記録等の書面を確認します。

評価の着眼点

- 子ども一人一人の記録等の書面が整備されている。
- 自立支援計画に基づく支援が実施されていることを記録により確認することができる。
- 記録する職員で記録内容にばらつきが生じないように工夫をしている。
- 入所からアフターケアまでの支援の実施状況を、家族及び関係機関とのやりとり等を含めて適切に記録している。
- 行動上の制限等を行った時など個別支援に関する記録を整備している。
- 子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録している。

3- (2) -② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。(共通Ⅲ-2-(3)-②)

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等に関する記録管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもや保護者等に関する記録管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもや保護者等に関する記録管理について規程が定められていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- ここでいう「記録の管理」とは、書面による管理に加え電子データによる管理も含まれます。
- 子どもや保護者等に関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要があります。
- 施設が保有する子どもや保護者等の情報は、個人的な情報であり、その流出は子どもや保護者等に大きな影響を与えることから、情報が外部に流出しない管理体制が必要となります。記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要です。
- 一方、情報開示については、保護者等から情報開示を求められた際の規程です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、子どもや保護者等への配慮等が必要です。
- 評価方法は、訪問調査において規程等の確認、実際の記録の保管状況、開示請求への対応、保存と廃棄の確認等を行います。
- なお、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」は、個人情報に関する基本的概念等、理解しておかなければならない関連法令です。

評価の着眼点

- 記録管理の責任者が設置されている。
- 子どもや家族の記録の保管、保存、廃棄に関する規程等を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。
- 保護者等から情報の開示を求められた場合に関する規程を定めている。
- 記録の管理について個人情報保護と情報開示の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- 守秘義務の遵守を職員に周知している。

3- (2) -③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。(共通Ⅲ-2-(3)-③)

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組が行われている。
- b) 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組が行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準は、子どもや保護者等に関する情報の流れについて、施設としての取組を評価します。
- 子どもや保護者等の状況等に関する情報とは、子どもや保護者等の状況、支援の実施に当たり留意すべき事項、実施に伴う状況の変化、アセスメントや自立支援計画の実施状況等、子どもや保護者等にかかわる日々の情報全てを指します。
- 共有化については、知っておくべき情報が職員に正確に伝わる仕組みが確立していることが必要です。その際、伝えてはならない情報、担当者で留めてよい情報と責任者等へ伝えるべき情報、他部門への伝達が必要な情報、速やかに伝えるべき内容と後日整理して伝えるべき内容等が的確に分別され、決められた方法によって伝達されていくことが求められます。
- 情報の流れと共有化について施設として管理することは、子どもや保護者等の状態の変化や支援の内容の不具合に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。
- 引継ぎや申し送り、回覧等は当然に行われていることとしてとら、施設の特性に応じた共有化へのより積極的な取組を評価します。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- 情報共有を目的として、ケースカンファレンスの定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。
- 記録について、パソコンを利用している場合にはネットワークシステム等を利用して、パソコンを利用していない場合には台帳が整備され、施設で情報を共有する仕組みを作っている。
- 情報が子ども等に漏洩しないような配慮をしている。

4 権利擁護

4-（1） 子どもの尊重と最善の利益の考慮

4-（1）-① 子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。（共通Ⅲ-1-（1）-①）

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した支援についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解を持つための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した支援についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解を持つための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した支援についての基本姿勢が明示されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 支援の実施では、子どもの意向を尊重することは当然ですが、さらに、子どものQOLの向上を目指した積極的な取組が求められています。本評価基準では、子どもへの尊重について、施設内での共通の理解を持つためにどのような努力が行われているかどうか評価します。
- 施設の種別や支援の内容の違いによって、子ども尊重の具体的な留意点は異なるので、施設としての基本姿勢と、施設全体の意識向上への取組を中心に評価を行います。施設の基本姿勢は、理念や基本方針に明示されていることを前提とします。
- 共通の理解を持つための取組の具体例としては、子どもの尊重や基本的人権への配慮に関する施設の勉強会・研修や、実施する支援の標準的な実施方法への反映、被措置児童等虐待防止についての周知徹底等が挙げられます。
- 施設長や職員が子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加し、人権感覚を磨くことで、施設全体で権利擁護の姿勢を確立することが大切です。

評価の着眼点

- 理念や基本方針に、子どもを尊重した支援の実施について明示している。
- 子どもを尊重した支援に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。
- 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。
- 被措置児童等虐待防止について職員に周知徹底している。
- 施設長や職員が子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加し、人権感覚を磨くことで、施設全体で権利擁護の姿勢を持っている。

4-(1)-② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践している。

【判断基準】

- a) 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践している。
- b) 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践しているが、十分ではない。
- c) 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることの職員の共通の理解がなく、日々の支援において実践していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設における子どもへの支援は、子どもを権利の主体として位置づけ、常に子どもの最善の利益に配慮した支援を行うという基本姿勢に基づくものでなければなりません。
- 子どもの権利（生きる・育つ・守られる・参加する権利）を保障するためには、施設組織自体や職員自らがモデルとなって、施設や職員自身に与えられている4つの権利を遂行し、その責任を果たしていくことが求められています。
- 子どもへの支援は、子どもを権利の行使の主体者として、その人格を尊重し、相互交流における納得、合意を基本にした支援を中心に展開することが必要です。
- 一人一人の子どもの健全で自主的な生活を志向しながら、良質な集団生活の安定性を確保した保護・支援が重要です。
- 児童自立支援施設に入所する子どもは、多くの場合、非行等の行動上の問題や課題を抱えています。そうした子ども一人一人の課題を受け止め、自立する力を伸ばし、自立を支援することが児童自立支援施設の目的です。そのために、施設の有しているすべての機能を活用していくことが子どもの尊重の見地から必要です。
- その場合、一人一人の子どもが抱える問題や課題をアセスメントし、的確な児童自立支援計画を策定し、それに基づき、子どもの抱える課題、家庭の課題、地域社会の課題のすべての解決に向けて支援する取組を進めることが重要です。
- また、入所児童が抱えている問題や課題から、施設内の生活を原則とすること、あるいは入所理由についての情報交換の禁止など日常生活や家庭調整においても、規則によって制限することが、権利擁護を図る上で必要であり、それが適切に行われていることが重要です。
- 本評価基準では、常に子どもの最善の利益に配慮した支援を行うという基本姿勢に基づくものになっており、職員が共通して理解しているか、また、児童自立支援施設が児童自立支援計画に基づき、施設の全機能を活用して、健康な心身を育む力、自分を大切に自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、非行等の行動上の問題解決・改善する力、基本的な生活を営む力など、総合的な生活力などを身につける支援に日々取り組んでいるか等について評価します。

評価の着眼点

- 児童相談所等との連携のもと、自立支援計画策定のための総合的なアセスメントが組織的に

行われている。

- 子どもの権利（生きる・育つ・守られる・参加する権利）を保障するために、施設組織自体や職員自らがモデルとなって、施設や職員自身に与えられている4つの権利を遂行し、その責任を果たしている。
- 子どもの抱える問題や課題を解決するために必要な機能を発揮できるよう人的配置、物的整備が整い、取組がなされている。
- 個々の子どものニーズを踏まえつつ、児童自立運営指針の「子どもの自立支援の目標」の達成に向け、施設全体で取り組んでいる。
- 子どもへの支援・援助について、支援内容や方法・プログラム等が個々の子どもの支援目標の達成に適切に対応しているかどうか検証し必要な修正を行い、加えて、新たなプログラム等の研究や開発などにも取り組んでいる。
- 人権に配慮した支援を行うために、職員一人一人の倫理観、人間性並びに職員としての職務及び責任の理解と自覚を持っている。
- 施設全体の質の向上を図るため、職員一人一人が、養育実践や研修を通じて専門性などを高めるとともに、自立支援実践や支援の内容に関する職員の共通理解を図り、協働性を高めている。
- 職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って支援に当たっている。
- 子どもの意向に沿うことが結果として子どもの利益につながらないこともあることを踏まえ、適切に支援している。
- 受容的・支持的なかかわりを基本としながらも、養育者として伝えるべきメッセージはきちんと伝えるなど、子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう、常に子どもの利益を考慮し真摯に向き合っている。
- 一人一人の子どもの健全で自主的な生活を志向しながら、良質な集団生活の安定性を確保できるように取り組んでいる。
- 子どもへの支援は、子どもを権利の行使の主体者として、その人格を尊重し、相互交流における納得、合意を基本にした支援を中心に展開している。
- 生徒会などの自主的な活動を活用し、施設全体が相互の人格を尊重した支援を展開するための生活共同体として機能している。
- 子どもに有効に機能する雰囲気づくりや居場所づくり、構造化された「枠のある生活」など、効果的に影響を与える良質な生活環境（物的・人的・自然環境）づくりに取り組んでいる。
- 日常生活における言動の制限や外出後の私物検査など、施設でのきまりやルールなどが適切な内容になっている。
- 日常生活における言動の制限や外出後の私物検査など、施設でのきまりやルールなどが適切に運用されている。
- 日常生活における言動の制限や外出後の私物検査など、施設でのきまりやルールなどについて、入所時はもとより必要に応じて、子どもや保護者にわかりやすく説明し、納得・同意を得ている。

4-(1)-③ 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。

【判断基準】

- a) 子どもの発達段階に応じて、本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに適切に知らせている。
- b) 本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに知らせているが、フォローなど十分ではない。
- c) 本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、子どもに適切に知らせていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 情報提供には、施設における支援内容をはじめとする子どもの生活全般に関することと、プライバシーにかかわることの二つの側面があります。
- 児童自立支援施設には、児童養護施設から入所する子どもなどがいます。こうした子どもについては、子どもの状況に応じて、プライバシーにかかわる情報提供を適切に行う必要があります。
- そのためには、子ども一人一人の出生や生い立ちに関する情報を正確に提供するために、子どもが生活していた施設や里親などから子どもの生い立ちの記録を引き継ぐことと、施設で取ることが必要です。
- 本評価基準は、子ども本人の出生や家族の状況等に関する情報提供が必要となる場合についての施設の対応を評価します。
- 子どもの知りたいという気持ちを尊重しつつ、年齢や発達段階への配慮、伝えるタイミングや内容、伝えた後のフォロー等については慎重な検討が必要であり、また、対応する職員の高い専門性が求められます。
- なお、親をはじめとする家族の情報の中には子どもに知られたくない内容があることにも十分考慮する必要があり、児童相談所との連携が求められます。

評価の着眼点

- 子どもの発達段階に応じて、可能な限り事実を伝えている。
- 事実を伝える場合には、子どもの発達段階や個別の事情に応じて慎重に対応している。
- 伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有し、児童相談所と連携している。
- 事実を伝えた後、適切なフォローを行っている。
- 子ども一人一人の出生や生い立ちに関する情報を正確に提供するために、子どもの生い立ちの記録を引き継ぐこと、取ることを行っている。
- 子ども一人一人の出生や生い立ちに関係する思い出の品やアルバムなどを大切に整理・保管、あるいは作成し、成長の過程を振り返ることができるようにする。
- 子ども一人一人の成長の記録を整理し、自由に見ることができるよう保管し、必要に応じて職員と共に振り返っている。
- 家族の情報の中には子どもに知られたくない内容があることも考慮し、場合によっては児童相談所との連携を行っている。

4- (1) -④ 特別プログラムなど子どもの行動の自由などの規制については、子どもの安全の確保等のために、他に取るべき方法がない場合であって子どもの最善の利益になる場合にのみ、適切に実施している。

【判断基準】

- a) 適切に実施している。
- b) 実施しているが、十分ではない。
- c) 適切に実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準では、子どもの安全を確保する等の理由により、やむを得ず子どもの行動の自由を規制する場合の施設における取組を評価します。

評価の着眼点

- 自傷他害などの危険性が高く、子どもの権利擁護のために、子どもの行動の自由をやむを得ず最小限の範囲で規制するケア等についての基本的な考え方とそのあり方を施設として規定し、ケア等についてのマニュアルなどを作成して、職員が共通認識のもとに対応している。
- 行動を規制するケア等に関する規定やマニュアル等については定例的に検証し、必要な場合には見直しを行っている。
- 行動を規制するケアについて、納得できない場合は、そのことを表明でき、苦情解決制度を通じて意見を述べることを子どもに周知している。
- 特別プログラムを実施するに当たり、自立支援計画を立て、実施内容を記録し、実施後も検証していく仕組みがある。
- 特別プログラムなどを実施した場合には、権利侵害に当たらないか十分に職員間で協議し、その内容や予定している期間、効果などについて上司への報告がなされている。
- 特別プログラムを行う場合は、子ども、保護者家族及び児童相談所等へ目的、対応の内容、予定される期間等を明示し、同意をとるようにしている。

4- (1) -⑤ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(1)-②)

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、職員に周知する取組が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○ここでいうプライバシーとは、「他人に干渉されたりしない、安心して過ごすことのできる各個人の私生活上の自由」のことです。子どものプライバシー保護については子どもの尊重の基本であり、例えば、子どもが他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければなりません。子どもからの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。なお、個人情報保護に関する取組は本評価基準にいうプライバシーの対象ではありません。(個人情報保護に関する取組は、3-(2)-②「利用者に関する記録の管理体制が確立している。」の項目の対象となります。)

○職員に対し、子どものプライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解させること、種別に応じた留意点に関する規程・マニュアル等を作成して周知徹底することが必要です。周知徹底は、単に職員に規程・マニュアル等を配布しただけではb) 評価となります。

○支援又は自立支援の場面ごとに作成されている手順書の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、本評価基準での「規程・マニュアル等」と認めることができます。

○施設の場合、通信、面会に関するプライバシー保護や、入浴・排泄等生活場面におけるプライバシー保護について、設備面での配慮や工夫も含めた組織としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて全体を評価します。

○評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。

評価の着眼点

□通信、面会に関するプライバシー保護や、生活場面等のプライバシー保護について、規程やマニュアル等の整備や設備面等の工夫など、組織として具体的に取り組んでいる。

□居室への立ち入りや手紙の開封等が必要な場合の事前説明と本人の同意等について手続きを定めて行っている。

□プライバシー保護に関する問題が生じた場合には、速やかに上司に報告する仕組みが整備されている。

□見学者などの受け入れや対応については、回数、時間、場所などプライバシー保護に配慮して行われている。

4-(1)-⑥ 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。

【判断基準】

- a) 子どもや保護者の思想や信教の自由が保障されている。
- b) —
- c) 子どもや保護者の思想や信教の自由が尊重されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの思想・信教の自由については、最大限に配慮して保障していくことが大切です。
- 子どもの権利条約では、子どもの思想、良心、宗教の自由を保障しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。
- 本評価基準では、それぞれの子どもや保護者の思想や信教の自由を保障するための施設における取組を評価します。

評価の着眼点

- 子どもの思想・信教の自由については、最大限に配慮し保障している。
- 施設において宗教的活動を強要していない。
- 保護者の思想・信教によってその子どもの権利が損なわれないよう配慮している。

4- (2) 子どもの意向や主体性への配慮

4- (2) -① 子どもや保護者の意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、支援の内容の改善に向けた取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(2)-①)

【判断基準】

- a) 子どもや保護者の意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、支援の内容の改善に向けた取組を行っている。
- b) 子どもや保護者の意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、支援の内容の改善に向けた取組を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもや保護者の意向に配慮する姿勢が明示されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設では、「自立支援計画」の作成に際して、子どもや保護者の意向の確認が必要となります。それだけでなく、施設として子どもや保護者の意向を把握する仕組みを整備しているか、また、調査等の結果を活用し、組織的に支援の改善に向けた取組が行われているか評価します。
- 職員は日常的な会話の中で発せられる子どもの意向をくみ取り、また、施設として、子どもの意向調査、個別の聴取等を行い、改善課題の発見に努めることが大切です。
- 具体的には、子どもや保護者の意向に関する調査、子どもや保護者への個別の聴取、生活場面面接等があります。子どもや保護者の意向に関する調査等を定期的に行うことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料となります。
- さらに、子どもや保護者の意向への配慮に関する調査の結果を活用し、具体的な支援の改善に結びつけているかどうか、そのために組織として仕組みを整備しているかどうかを評価します。
- 調査結果を分析・検討する担当者・担当部署の設置、定期的な検討会議開催等の仕組みが求められます。
- このような仕組みが機能することで、職員の子どもや保護者の意向への配慮に対する意識を向上させ、施設全体が共通の問題意識のもとに改善への取組を行うことができるようになります。調査結果が職員に共有されているかどうか、評価の対象となります。
- 評価方法は、調査結果に関する分析や検討内容の記録、改善策の実施に関する記録等の書面や、訪問調査での具体的な取組の聴取等によって確認します。

評価の着眼点

- 子どもの意向に関する調査の担当者・担当部署の設置している。
- 日常的な会話の中で発せられる子どもの意向をくみ取り、また、子どもの意向調査、個別の聴取等を行い、改善課題の発見に努めている。
- 改善課題については、子どもの参画のもとで検討会議等を設置し、分析・検討の結果に基づき、改善に向けて具体的に取り組んでいる。
- 子どもや保護者の意向に関する調査を定期的に行っている。

4-(2)-② 子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善や自立する力の伸長に向けて積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 子ども自身が自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善や自立する力の伸長に向けて積極的に取り組んでいる。
- b) 子ども自身が自主的に考える活動の推進に努め、施設における生活改善や自立する力の伸長に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設における生活改善や自立する力の伸長の取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 児童自立支援施設では、子どもを権利の主体として位置付け、常に子どもの最善の利益に配慮した支援が行われなければなりません。
- また、児童自立支援施設における生活支援は、子どもが健全で自主的な生活を営めることを志向しながら、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養うことを目的として行われなければならないとされています。
- 本評価基準では、施設における子ども自身による主体的な活動の推進に向けた具体的な取組や、それらに対する職員のかかわりについて評価します。
- なお、本評価基準は子どもの意見表明の機会確保や、主体的な取組について評価するもので、子ども一人一人に対する支援等については自立支援計画との関係で評価します。

評価の着眼点

- 子ども自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるような活動を実施している。
- 子どもが生活全般の問題や課題について主体的に検討し、その上で取組、実行、管理するといった内容を含んだ活動をしている。
- 活動を通して、子どもの自己表現力、自律性、責任感などが育つよう、職員は必要な支援をしている。
- 活動における目標実現に向かって発展していくよう、職員は必要な支援をしている。
- 活動で決定した要望等について、施設や職員は真摯に応えている。
- 生活全般について日常的に話し合う機会を確保し、生活改善に向けての取組を行っている。

4-(2)-③ 施設が行う支援について事前に説明し、子どもが主体的に選択（自己決定）
できるよう支援している。

【判断基準】

- a) 施設が行う支援について事前に説明し、子どもが主体的に進路等を選択できるように支援している。
- b) 施設が行う支援について事前に説明しているが、子どもが主体的に進路等を選択できるような支援が十分ではない。
- c) 施設が行う支援について事前に説明していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもに対する適切な情報提供は、子どもの知る権利を守ることであり、主体的に問題解決に立ち向かう力を高めること（エンパワーメント）につながります。
- あわせて、情報提供は子どもの意見表明や自己決定の前提となるものであることから提供する情報の内容や、その方法にも十分な配慮が求められます。
- 本評価基準では、施設が行う支援に関して子ども自身が自分の進路等を選択できるように自己決定する力を身につけ、自己確立を図るという基本的な考え方から十分な情報提供、説明が行われているかどうかについて具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

- 施設の提供する支援の内容・方法について事前に子どもに十分説明している。
- 子どもに必要な情報を提供し、子どもが進路等を主体的に選択できるようにしている。
- 子どもの自己決定の重要性について職員全員が十分認識している。
- 子どもの知る権利を守り、主体的に問題解決を行う力を高めるため、子どもに対して適切な情報提供を行っている。
- 子どもの発達段階に応じて自己決定できる力が備わるよう支援している。

4－（3） 入所時の説明等

4－（3）－① 子どもや保護者等に対して、支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。（共通Ⅲ－3－（1）－①）

【判断基準】

- a) 子どもや保護者等に対して、支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報を積極的に提供している。
- b) 子どもや保護者等に対して、支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもや保護者等に対して、支援の内容を正しく理解できるような情報を提供していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設長には、子どもや保護者等が支援の内容を正しく理解することができる情報を提供することが求められています。
- ここで言う情報とは、支援の内容を正しく理解できるような子どもや保護者の視点に立った情報を指します。
- 支援の内容がわかりやすく紹介された印刷物の作成、ホームページの作成、紹介ビデオの作成、見学・体験希望者への対応等、子どもや保護者等が情報を簡単に入手できるような取組、工夫が必要です。
- 本評価基準では、支援の内容等について施設が積極的に情報提供を行うことを求めています。

評価の着眼点

- インターネットを利用して、施設を紹介したホームページを作成し公開している。
- 施設を紹介する印刷物やビデオを作成している。
- 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容になっている。
- 見学等の希望に対応している。

4-(3)-② 入所時に、施設で定めた様式に基づき支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。(共通Ⅲ-3-(1)-②)

【判断基準】

- a) 入所時には、支援の内容や施設での約束ごとについて施設が定める様式に基づき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 入所時には、支援の内容や施設での約束ごとについて施設が定める様式に基づき子どもや保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 入所時には、支援の内容や施設での約束ごとについて施設が定める様式に基づき子どもや保護者等に説明を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、入所時に、子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っているかどうか評価のポイントになります。
- 子どもや保護者等に対する説明は、どの子どもに対しても、施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることを前提としています。また、本人が説明を受けることが困難な子どもに対して、施設がどのような支援の方法をとっているかも確認します。
- 特に、子どもの不安を解消し、施設生活を理解できるような説明、さらに担当者を決めて温かみのある雰囲気の中で、子どもに安心感を与えるような適切な支援も必要となります。
- 評価方法は、訪問調査において、説明の様式・内容や援助の内容と状況を聴取します。また、子どもや保護者等への説明内容が具体的に記録された書面を確認します。書面での確認ができない場合はc) 評価となります。

評価の着眼点

- 入所時に、支援内容が具体的に記載された資料を用意して、子どもや保護者等に説明している。
- 必要に応じて、子どもや保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- 子どもと保護者等との関係性を踏まえて、分離に伴う不安などを理解し受けとめ、子どもの意向を尊重しながら、これからの施設生活などについて説明する。
- 入所時には、支援の内容等について、子どもや保護者等の同意を得た上でその内容を書面で残している。
- 施設の規則、生活上の留意点、あるいは行動に一定の制限があることなどについても説明し、理解してもらうようにしている。
- 子どもの不安を解消し安心感を与えるように、担当者が温かみのある雰囲気の中で施設生活や入所中の面会や外泊等を理解できるよう説明している。
- 家庭裁判所の審判決定により入所する子どもについては、抗告の手続について説明し、抗告の意思表示があれば適正に取り扱うなど、配慮ある対応をする。
- 緊急一時的な入所に際しての準備体制がある。

4- (4) 権利についての説明

4- (4) -① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。

【判断基準】

- a) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。
- b) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明しているが十分ではない。
- c) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 自己評価を高めて成長していくためにも、子どもが自分の持っている権利について理解していることが必要です。
- 日常生活のかかわりを通して、自己や他者の権利について理解を深めていることが必要です。
- 職員が日常的にケアの視点として、子どもの権利を尊重していることが大切です。

評価の着眼点

- 定期的に職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。
- 定期的に全体の場で権利についての理解を深めるよう、子どもたちに説明している。
- 日常生活の中で起こる出来事を通して、正しい理解につながるよう努めている。
- 年齢に配慮した説明を工夫している。(例えば高校生、中学生、小学生などに分けた説明の機会)
- 権利ノートやそれに代わる資料を使用して施設生活の中で守られる権利についてわかりやすく随時説明している。
- 子どもの状態に応じて、権利と義務・責任の関係について、理解できるように説明している。

4- (5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境

4- (5) -① 子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。

(共通Ⅲ-1-(3)-①)

【判断基準】

- a) 子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備され、そのことを子どもに伝えるための取組が行われている。
- b) 子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを子どもに伝えるための取組が十分ではない。
- c) 子どもが相談したり意見を述べたい時に、相談方法や相談相手を選択できない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、組織として子どもが相談したり意見を述べたりしやすいような方をどのように構築しているか評価します。
- 相談方法や相手を選択できるとは、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置する等、専門的な相談、あるいは組織に直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手が用意されているような取組を指します。
- 取組を実効あるものにしていくためには、子どもや保護者等に十分に周知されている必要があります。入所時に説明を行うだけでなく、日常的に相談窓口を明確にした上で、その内容をわかりやすい場所に掲示する、日常的な言葉かけを積極的に行う等の取組も評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査によって組織としての取組を聴取し、書面や実際の施設内の見学等で確認します。

評価の着眼点

- 子どもが、複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを、わかりやすく説明した文書を作成し、子どもや保護者等に、その文書を配布している。
- 相談や意見を述べやすいようなスペースに配慮している。
- 子どもや保護者等に十分に周知し、日常的に相談窓口を明確にした上で、内容をわかりやすい場所に掲示している。
- 子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員の信頼関係づくりに取り組んでいる。
- 普段の子どもの表情や態度からも意見を読み取るよう取り組んでいる。
- 子ども的人格を尊重し、子どもの希望や意見に真摯に応えている。
- 発達段階によって十分に意思を表明できにくい子どもに対して、職員が代弁者としての役割を果たすよう努めている。
- 日常生活の場面で、生活場面面接を実施するなど、子どもから意見を引き出せるよう取り組んでいる。

4－（５）－② 苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。（共通Ⅲ－１－（３）－②）

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され子どもや保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され子どもや保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○社会福祉法第82条によって、社会福祉事業の経営者は、利用者等からの苦情の適切な解決に努めることが求められています。また、各福祉施設の最低基準等においては、利用者等からの苦情への対応が規定されています。本評価基準では、これらの背景を踏まえて、実際に苦情解決の仕組みが組織の中で確立され機能しているかどうか、また組織が苦情解決について、提供する支援の内容に関する妥当性の評価や改善課題を探るための有効な手段と位置付けているかどうかを評価します。

○苦情解決の体制については、①苦情解決責任者の設置（施設長、理事長等）、②苦情受付担当者の設置、③第三者委員の設置が求められています。第三者委員は、苦情解決についての密室性の排除と社会性・客観性の確保、利用者の立場に立った苦情解決の援助のために設置されるもので、人数は複数が望ましいとされています。

○苦情解決の手順については、苦情解決の仕組みを利用者等に十分周知しているかどうか、苦情を受け付けた時の正確な記録と苦情解決責任者への報告が行われているかどうか、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果を記録しているかどうか、苦情を申し出た利用者等に経過や結果をフィードバックしているかどうか、苦情を申し出た利用者等に不利にならない配慮をした上で公表しているかどうか、等が評価のポイントとなります。

○また、組織が苦情解決への取組を、利用者保護の視点と同時に、支援の質の向上に向けた取組の一環として積極的にとらえているかどうかを、体制の整備や解決手順・結果公表等の具体的な取組によって評価します。

○苦情解決責任者が設置されていない、苦情受付担当者が設置されていない、第三者委員が設置されていない、解決への話し合いの手順等が特に決まっていない、公表を行っていない場合はc) 評価となります。

評価の着眼点

- 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）を整備している。
- 苦情解決の仕組みを説明した資料を子どもや保護者等に配布、説明しているとともに、わかりやすく説明した掲示物を掲示している。
- 苦情への検討内容や対応策を、子ども等に必ずフィードバックしている。
- 苦情を申し出た子どもや家族等に配慮した上で、苦情内容及び解決結果等を公表している。

4-(5)-③ 子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。(共通Ⅲ-1-(3)-③)

【判断基準】

- a) 子ども等からの意見等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。
- b) 子ども等からの意見等に対する対応マニュアルを整備しているが、迅速に対応していない。
- c) 子ども等からの意見等に対する対応マニュアルを整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準は、苦情に限定されない子ども等からの意見や、提案への対応について評価します。苦情に対しては、迅速な対応を心掛けている施設も多いと思われませんが、意見や提案に対しても同様に迅速な対応体制を整えることが、子どもからの信頼を高めることにつながります。
- 施設には、子ども等からの苦情のみならず、意見や提案から組織の改善課題を発見し、支援の質を向上させていく姿勢が求められます。この姿勢を具体化したものが、本評価基準で取り上げている「対応マニュアル」となります。
- 対応マニュアルには、意見や提案を受けた後の手順や、具体的な施設内での検討等対応方法、記録の方法さらには子どもへの経過と結果のフィードバック、公表の方法などがその内容別に具体的に記載されているとともに、より効果的な仕組みとしていくために、対応マニュアルの見直しを行うことが必要となります。
- また、対応マニュアルに沿って対応を図ることはもとより、子ども等からの意見や苦情を、実施する支援や施設運営の改善につなげていかなければなりません。
- 本評価基準では、対応マニュアルの整備のほか具体的に支援や施設運営の改善につなげている取組も含めて評価します。

評価の着眼点

- 苦情や意見・提案に対して迅速な対応体制を整えている。
- 苦情・意見や提案を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について規定したマニュアルを整備している。
- 対応マニュアルに沿った取組がなされており、意見や提案のあった子ども等には、検討に時間がかかる場合も状況を速やかに報告している。
- 対応マニュアルの定期的な見直しを行っている。
- 苦情や意見等を施設運営や支援の改善に反映している。
- データを蓄積し、過去の経験を生かしている。
- すぐに応えることが難しい事柄でも、職員会議で話し合う等取り組んでいる。
- 子ども等の希望に応えられない場合は、その理由を丁寧に説明している。

4－（6） 被措置児童等虐待対応

4－（6）－① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。

【判断基準】

- a) 体罰等を行わないよう徹底している。
- b) －
- c) 体罰等を行わないための取組が十分ではない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 児童自立支援施設における支援では、いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような懲戒は許されるものではありません。
- 本評価基準では、施設における体罰を行わないための取組について評価します。
- 職員研修等を通じて体罰を行わないことへの意識を高めることのほか、日頃から体罰の起こりやすい状況や場面について検証するとともに体罰を必要としない支援技術の習得を図る等の取組が求められます。
- また、体罰があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰の方法・程度等、事実確認をすることや、規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みを整備することも必要となります。

評価の着眼点

- 体罰の禁止を職員に徹底するため、日常的に会議等で体罰を取り上げ、行われていないことを確認している。
- 規定に体罰の禁止が明文化されている。
- 体罰があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰の方法・程度等、事実確認をすることや、規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつけられている。
- 具体的な例を示して体罰を禁止している。
- 体罰の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、体罰を伴わない支援技術を職員に習得させている。
- 自傷行為や他者への加害行為を阻止するための方法について検討し、適切に対応している。
- 施設内の常識を常に麻痺化させない努力を行い、体罰や子どもの人格を辱めるような行為へと気づかないうちに発展していかないように十分な振り返りを行っている。。
- 職員が相互に、迷いや過剰な対応をいさめ指摘できる関係を作っている。
- 子どもの挑発に乗らないでその背景にある痛みを見据えて対応できるようにしている。

4-(6)-② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- b) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 体罰はもとより、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅迫等の心理的虐待、セクシャルハラスメント等、不適切なかかわりも絶対に許されるものではありません。
- 児童自立支援施設においては、日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて不適切なかかわりの防止について対策を講じておかなければなりません。
- 本評価基準では、施設における不適切なかかわりの防止・早期発見に向けた具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

- 暴力、人格的辱め、心理的虐待などの不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示し、職員に徹底している。
- 不適切なかかわりの防止について、具体的な例を示して、子どもに周知している。
- 不適切なかかわりに迅速に対応できるように、子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。
- 不適切なかかわりの防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。
- 不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、これによらない支援技術を習得できるようにしている。
- 不適切なかかわりの防止の視点から、職員体制（配置や担当の見直し等）を検討している。
- 不適切なかかわりの防止の視点から、密室・死角等の建物構造の点検と改善を行っている。
- 不適切なかかわりを発見した場合には、記録し、必ず施設長等に報告することが明文化されている。
- 不適切なかかわりがあった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や方法・程度等、事実確認をすることや、規程に基づいて厳正に処分を行うような仕組みがつけられている。
- 子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けている。
- 不適切なかかわりと思える行為を行った職員は、必ず施設長等に報告することが明文化されている。

4－（6）－③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。

【判断基準】

- a) 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。
- b) 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、対応しているが十分ではない。
- c) 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 国の被措置児童虐待対応ガイドラインに基づき、被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応の整備がなされているか評価します。
- 届出・通告があった場合を想定して、迅速に対応できるシステムになっているか評価します。
- 具体的な事案があった場合には、迅速かつ適切に対応できていたか評価します。
- 未然防止への取組も重要です。

評価の着眼点

- 被措置児童虐待対応の体制（受付担当者の設置、第三者による専門家チームの設置など）を整備している。
- 被措置児童虐待対応の仕組みを説明した資料を子ども等に配布、説明しているとともに、わかりやすく説明した掲示物を掲示している。
- 子ども等に十分に周知し、受付担当職員や窓口を明確にした上で、内容をわかりやすい場所に掲示している。
- 届出・通告に対しては、施設長が中心になり、全職員が迅速かつ適切な対応がとれる体制を整えている。
- 届出や通告を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について規定したマニュアルを整備している。
- 対応マニュアルに沿った取組がなされており、届出・通告を行った子ども等には、速やかに対応している。
- 届出・通告があった場合、届け出者・通告者が不利益を被ることの無いように仕組みが整備されている。
- 対応マニュアルの定期的な見直しを行っている。
- 被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合、都道府県市の指導に従い、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなど、施設運営の改善を行い、再発防止に努めている。
- ヒヤリハット事例などのデータを蓄積し、過去の経験を生かしている。
- 被措置児童虐待の未然防止や対応のための職員研修を実施している。

4- (7) 他者の尊重

4- (7) -① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。

【判断基準】

- a) 子どもが個人の人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるよう支援している。
- b) 子どもが個人の人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもが個人の人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生ができるような支援をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが個人の人格の尊厳を理解し、他人の権利を尊重できるようになるためには、まず、自分自身の人格や権利が十分大切にされているという実感や経験を積んでいくことが基本となります。
- そのためには、職員と子どもとが個別にふれあう時間を確保して他人に対する基本的な信頼感を醸成することや、子ども間で生じたトラブルは他人の人格の尊厳を尊重できる人間性の育成に向けて支援する等、職員のていねいなかわりが重要です。
- また、円滑な人間関係を育てていくためにも同・異世代交流の機会等を設けて、実際のふれあいを通じて、人格の尊厳や自他の権利を尊重できる人間性を養うことができるよう支援することが必要です。

評価の着眼点

- 基本的な信頼感を獲得するなど良好な人間関係を築くために職員と子どもとが個別にふれあう時間を確保している。
- 喧嘩など子どもの間でトラブルが生じた時、他人の人格の尊厳を尊重できる人間性の育成に向けて支援している。
- 同年齢、上下の年齢関係などの人間関係を日常的に経験できる生活環境を用意し、人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重して共生できる人間性を育成している。
- 老人福祉施設への訪問等による異世代交流を実施するなど、多くの人たちとのふれあいの機会を可能な限り実行している。
- 日々の生活や行事等で、子どもが協働して行う場面では、助け合い、認め合い、協力し合い、感謝し合う態度を促進するよう支援している。
- 小学生や障害児など弱い立場にある仲間に対しては、思いやりの心をもって接するように支援している。
- 日常生活でのかわりやいとなみを通して、子ども自身や他のすべての人が「がかけがえのない大切な存在」であることを、子どもが感じ取ることができるように取り組んでいる。
- 職員は、日常生活において、常日頃から気づかないうちに、子どもが、職員の力量に合わせられていること、職員の未熟さや不完全さを許容してくれていることについて自覚を持ち、子どもに感謝の心をもって接している。
- 職員は、「共生共育をする人」として存在し、子どもから謙虚に学んでいる。

5 事故防止と安全対策

5-① 事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。(共通Ⅱ-3-(1)-①)

【判断基準】

- a) 子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し機能している。
- b) 子どもの安全確保のために、組織として体制を整備しているが、十分に機能していない。
- c) 子どもの安全確保のために、組織として体制を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの安全を確保することは、最も基本的な社会的養護の質を保証するものです。安全確保のための体制を整備することは最低限の義務として当然のことであり、社会的養護の質の向上を目指す意味からも事故防止等に積極的に取り組む必要があります。
- また、安全確保のための体制の確立には、施設長が明確な目的意識のもとにリーダーシップを発揮することが求められます。
- 安全確保の取組は、組織的・継続的に行われなければその成果は望めません。子どもの安全確保を目的としたマニュアル等を整備した上で、組織内のシステムを確立し実行していくことは、子どもの安全等に関する意識を職員全体で向上させていくことにもつながります。
- 具体的には、①責任を明確にした安全確保のための体制の確立（緊急時の対応体制を含む）、②担当者・担当部署の設置、③定期的な検討の場の設置、④事故防止策実施の定期的な評価・見直しの実施等が挙げられます。
- なお、安全確保のために把握すべきリスクには、衛生上のリスク、感染症のリスク、急病及び不審者の侵入、施設外で利用者が遭遇する可能性のあるリスク（犯罪、事故等）等、子どもにかかわる全てのリスクを含みます。

評価の着眼点

- 施設長は子どもの安全確保の取組について、リーダーシップを発揮している。
- 子どもの安全確保に関する担当者・担当部署を設置し、その担当者等を中心にして、関係職員の参画のもとで定期的に安全確保に関する検討会を開催している。
- リスクの種類別に、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- 事故発生対応マニュアル、衛生管理マニュアル等を作成して職員に周知している。
- マニュアル類は定期的に見直しを行っている。
- 不審者の侵入等の緊急時の安全確保の体制が整備されている。
- 施設周辺等における不審者等の情報について、日頃から地域や警察等の関係機関と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとっている。
- 子どもが犯罪や事故の被害から自分を守るため、施設外での行動に当たって遵守すべき事項について支援している。

5-② 災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。

(共通Ⅱ-3-(1)-②)

【判断基準】

- a) 地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を積極的に行っている。
- b) 地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが十分ではない。
- c) 地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの安全確保をするためには、支援上のリスク対策のみならず、災害時に対しても、組織的に対策を講じることが必要です。
- 特に施設においては、災害時においても、子どもの安全を確保するとともに支援を継続することが求められます。「支援の継続」の観点から、災害時に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要です。
- 消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、実効性の高い取組を積極的に行っているかどうか確認します。
- 例えば、ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどが挙げられます。
- ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、子どもや職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。
- 通所施設では、災害時の対応について子どもの保護者と話し合う、保護者への引き継ぎの方策などを決めておくことなどが挙げられます。

評価の着眼点

- 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。
- 災害時の対応体制を整えている。
- 食料や備品類などの備蓄リストを作成し、備蓄を進めている。
- 子ども及び保護者の安否確認の方法が決められ、全職員に周知されている。
- 地元の消防署、警察、自治会、消防団と連携するなど工夫して訓練を実施している。

5-③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。(共通Ⅱ-3-(1)-③)

【判断基準】

- a) 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い実行している。
- b) 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集しているが、要因分析と対応策の検討が十分ではない。
- c) 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの安全確保のための体制整備の面では施設長のリーダーシップが欠かせませんが、具体的な安全確保策を講じる際には業務の現場における知恵の活用が最も重要です。
- 本評価基準のポイントは、組織として子どもの安全を脅かす事例の収集を、その仕組みを整備した上で実施しているかどうか、そして収集した事例を有効に活用しているかどうか、という点にあります。
- 事例の収集は、子どもの安全確保を目的に組織として情報を共有化し、対策を講ずるために行うものです。職員個人の反省を促したり、ノルマを課す性格のものではないことに留意する必要があります。事例を収集して、その要因を分析し、対応策を検討・実施することで事故等の発生を防ぐとともに、職員の「危険への気付き」を促す効果が生まれます。
- 要因分析と対応策の検討は、組織的・継続的に行われていることがポイントです。単に収集事例の分類や一覧表の作成等に留まらず、課題を把握し、実効的な事故防止策等の策定と実行までつなげているものを評価します。
- また継続的な取組として、実施されている安全確保策についての定期的な評価・見直しを行う必要もあります。(子どもの安全を脅かす事例には、衛生上のリスク、感染症のリスク等を含みます。)

評価の着眼点

- 法令で定められるもののほか、安全対策の一環として建物設備や遊具等の点検を行ったり、施設内外の危険箇所について把握している。
- 薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的にしている。
- 利用者の安全を脅かす事例の収集を、その仕組みを整備した上で実施している。
- 収集した事例について、職員の参画のもとで発生要因を分析し、未然防止策を検討している。
- 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
- 災害や事故発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施している。
- 外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて対応を図るとともに、地域の関係機関等と連携し、必要な協力が得られるよう努めている。

6 関係機関連携・地域支援

6- (1) 関係機関等との連携

6- (1) -① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。(共通Ⅱ-4-(2)-①)

【判断基準】

- a) 施設の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報が職員間で共有されている。
- b) 施設の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示しているが、その情報が職員間で共有されていない。
- c) 施設の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○施設の役割や機能を達成し、社会的養護の質を向上させていくためには、地域の様々な機関や団体との連携が必要となります。ここで言う「必要な社会資源」とは、子どもへの支援の質の向上のために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、福祉事務所、児童相談所、保健所、公共職業安定所、病院、学校、地域内の他の事業所やボランティア団体、NPO、各種自助組織、町内会・自治会等地縁組織等が挙げられます。制度サービスのみならず制度外のサービスによるボランティア団体やNPOによるサービスを含めて考える必要があります。

○また、職員間でそれらに関する情報の共有化が図られているかどうかの評価も行います。関係機関・団体の機能や、連絡方法を記載した資料の保管場所や内容等が、必要に応じて職員が活用できるようになっているかどうか、会議で説明を行う等職員に周知されているかどうかについても、訪問調査で確認を行います。

評価の着眼点

- 個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示し、当該地域の関係機関・団体について、その機関・団体との連携の必要性を含めたリストや資料を作成している。
- 職員会議で説明する等職員間で情報の共有化が図られている。

6-(1)-② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。(共通Ⅱ-4-(2)-②)

【判断基準】

- a) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。
- b) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保しているが、具体的な取組や事例検討は行っていない。
- c) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもに対してより良い支援を行うとともに、地域社会において役割を果たしていくためには、関係機関・団体とのネットワーク化が必要不可欠です。その上で、問題解決に向けてネットワークを有効に活用することが重要です。本評価基準では、前項で明示された関係機関・団体との連携について、定期的な取組状況を評価します。
- 社会的養護が必要になる前の支援の充実が望まれています。児童養護施設の職員が要保護児童対策地域協議会などに参画することで、親子分離や再統合した親子の再虐待を未然に防ぐことが期待できます。
- 定期的な取組の具体例としては、関係機関・団体等の参画のもとで定期的にケース会議を開催している、地域の定期的な連絡協議会に参加している、地域内の他組織と定期的に連絡会を開催している、等が挙げられますが、子どもに対する支援の一環として行われる具体的な取組でなければ、十分とは言えません。
- また、築き上げたネットワークを有効に活用することが重要です。事業を進めていく上で、地域全体で課題となっている点について、関係機関・団体へ積極的に問題提起し、解決に向けて協働して取り組んでいく、等が挙げられます。
- なお、ネットワークを有効に活用していくためには情報の共有化が必要となりますが、その際、伝えてはならない情報に対する十分な管理が求められる点に留意が必要です。
- 評価方法は、いくつかの関係機関・団体との具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- 子どもや家族の支援について、関係機関等と協働して取り組むネットワーク体制を確立している。
- 地域の関係機関・団体のネットワーク内での共通の課題に対して、ケース検討会や情報の共有等を行い、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- 施設職員等が要保護児童対策地域協議会などの会議やケース会議等に積極的に参加している。
- 児童相談所と施設は子どもや家族の情報を相互に提供している。
- 学校との連携を図るために、学校の行事に積極的に参加する、施設での行事に招待するなどの取組を行っている。

6- (2) 地域との交流

6- (2) -① 子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。(共通Ⅱ-4-(1)-①)

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを適切に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが地域の人々と交流を持ち良好な関係を築くことは、子どもの活動範囲を広げるための大切なプロセスです。施設は、子どもの地域活動への参加を推奨し、子どもが参加しやすくなるための体制整備を行うことが求められます。
- 同時に、子どもと地域の人々との交流は、地域と施設の相互交流を促進するという意味もあわせ持っています。施設が、地域社会の一員としての社会的役割を果たすためにも、子どもの地域への参加は大きな意味を持つと言えます。
- 本評価基準では、子どもの地域との交流を広げることを目的とした組織の取組について評価します。子どもが地域へ出て行きやすいような援助と同時に、地域に対して、施設や子どもへの理解を深めるための取組を行うことも評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において実施状況の聴取が主となり、事業報告書等、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 地域とのかかわり方について基本的な考え方を文書化している。
- 子どもが地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- 地域の人々に向けた、施設や子どもへの理解を得るための日常的なコミュニケーションを心掛けている。
- 町内会、子ども会、老人会など地域の諸団体と連絡をとり、施設の行事に地域住民を招待している。
- 施設の職員等が町内会や子ども会等、地域の諸団体の役員等として活動している。
- 法人や施設を支える会、後援会等を組織し、施設サービスの趣旨に賛同した地域の人々から支えられている。

6-(2)-② 施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。
(共通Ⅱ-4-(1)-②)

【判断基準】

- a) 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。
- b) 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 地域とのかかわりを深める方法として、施設が持つ専門的な技術や情報を地域に提供することが挙げられます。このような取組を積極的に行うことは、地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにつながっていきます。
- 具体的には、育児に関する講習会や研修会・講演会等の開催、相談窓口の設置等が挙げられます。
- また、施設のこのような活動を地域へ知らせるための取組も評価の対象となります。
- 施設の種類や規模等によって、具体的な取組は様々だと思われそうですが、本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。

評価の着眼点

- 思春期問題に関する講習会や研修会、地域住民の生活に役立つ講演会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。
- 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布し、地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にする取組を行っている。
- 地域に開かれた施設づくりは危険に関する情報の収集や緊急時の支援にもつながることから、徒らに施設開放に消極的にならないよう努めている。
- 地域へ施設を開放するための規定を設け、施設のスペースを開放し、地域の活動の場として提供している。

6-(2)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。(共通Ⅱ-4-(1)-③)

【判断基準】

- a) ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。
- b) ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備しているが、十分でない。
- c) ボランティア受入れに対する基本姿勢が明確でなく、受入れについての体制を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○地域の人々によるボランティア活動は、地域社会と事業所をつなぐ柱の一つとして位置付けることができます。多くの施設が、様々な形でボランティアを受入れ、地域の人々との交流を図っていると思われるが、施設側の姿勢や受入れ体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルを誘引する場合があります。

○本評価基準では、まず、組織としての基本姿勢（基本的な考え方・方針等）について、明文化されているかどうかを評価します。また、それにはボランティアに関する組織としての姿勢や受入れの目的、仕事の範囲等が明文化されていることが必要です。

○次に、ボランティア活動が不測の事故などに結びつかないためにも、施設側の体制が整っていることが求められます。特に子どもと直接接する場面では、十分な準備が必要で、見知らぬ人を忌避する子どもへの配慮も求められます。また、ボランティアは福祉の専門職ではないので、注意事項等の説明が十分でない場合には、子どもとトラブルになったり不測の事故が起きる危険も潜んでいます。

○本評価基準では、ボランティアの受入れに関する担当者の設置とマニュアルの作成を求めています。マニュアルには、登録手続、ボランティアの配置、子ども等への事前説明、ボランティアへの事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録、等の項目が記載されている必要があります。また、トラブルや事故を防ぐためのボランティアへの研修実施が必要です。

○ボランティア保険等傷害保険、賠償責任保険の加入の確認を行う必要があります。

○評価方法は、ボランティア受入れに当たっての手順や流れ、事前説明の仕組み、ボランティアへの事前説明の仕組みなど、具体的な方法を書面と聴取によって行います。

評価の着眼点

- ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、仕事内容、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
- ボランティアに対して必要な説明や研修を行っている。
- ボランティア受入れに関するガイドラインなどを作成している。

6- (3) 地域支援

6- (3) -① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。 (共通Ⅱ-4-(3)-①)

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、施設が地域社会における役割を果たすために、地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っているかどうかを評価します。
- 「意見箱」を設置しているだけでは、積極性という観点からはb) 評価となります。
- 地域住民から意見をもらう場合は、受け身な姿勢ではなく、相談事業を活発化させて、その中でニーズを把握する、地域交流のイベント時にアンケートを実施するなど、主体的に動くことが重要です。

評価の着眼点

- 関係機関・団体との連携に基づき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催する等によって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- 地域住民に対する相談事業を実施すること等を通じて、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- 社会的養護の施設の責務を果たすべく、開かれた施設運営を行っている。

6－（3）－② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。（共通Ⅱ－4－（3）－②）

【判断基準】

- a) 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。
- b) 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動計画があるが、実施されていない。
- c) 施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動の計画がない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会的養護の施設では、地域の子育て支援の機能の強化が重要です。
- 具体例としては、ショートステイ等や、育児支援の相談事業等があります。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 把握した福祉ニーズに基づいて実施した具体的な事業・活動がある。
- 把握した福祉ニーズに基づいた具体的な事業・活動を、中・長期計画や事業計画の中に明示している。
- 新たな事業・活動や企画の実施の時には、子ども等に対して説明し、その意向を尊重している。
- 施設が有する専門性を活用し、地域の非行や子育ての相談・助言や市町村の少年育成の研修会などの事業に協力している。
- 地域の里親支援、少年等の育成等に取り組むなど、施設のソーシャルワーク機能を活用し、地域の拠点となる取組を行っている。

7 職員の資質向上

7-① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。
(共通Ⅱ-2-(3)-①)

【判断基準】

- a) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。
- b) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されているが、十分ではない。
- c) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 職員の教育・研修に関する基本的な考え方のポイントは、社会的養護の質の向上のために組織が定めた目標とその目標達成に向けた各計画に、職員の研修計画が整合していなければならないという点です。組織として目的意識を持った研修計画が策定される必要があります。
- 本評価基準では、求められる職員のあり方を、具体的な技術水準や専門資格の取得といった点から明確にした職員の教育・研修に関する組織の基本姿勢を、基本方針や中・長期計画に明示していることを求めています。
- 施設が実施する支援の質の向上に対する取組を評価する項目ですので、正規職員の他、派遣契約職員や臨時職員等、職員全体についての教育・研修を対象とします。
- また、組織としての目的意識が明確にされているかどうかを評価しますので、単なる研修計画表は評価の対象となりません。組織が求める職員の専門性（知識、技術、判断力等）について、具体的な目標が明記され、それとの整合性が確保された体系的な計画が必要になります。
- 法人が一括して所管している場合であっても、本評価基準の趣旨に照らして評価します。

評価の着眼点

- 施設が目指す自立支援を実施するために、基本方針や中・長期計画の中に、施設が職員に求める基本的姿勢や意識を明示している。
- 現在実施している自立支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や中・長期計画の中に、施設が職員に求める専門技術や専門資格を明示している。

7-② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。(共通Ⅱ-2-(3)-②)

【判断基準】

- a) 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され、計画に基づいた具体的な取組が行われている。
- b) 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されているが、計画に基づいた具体的な取組が十分に行われていない。
- c) 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、個別の職員に対する教育・研修について、計画の策定と教育・研修の実施の視点から評価します。
- 組織は、基本姿勢に基づいてそれぞれの職員に求められる技術や知識等について、分析を行い教育・研修内容を決定していきます。さらに、実施された教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画を策定します。教育・研修計画についての中・長期的な視点も必要とされます。
- 基本姿勢を踏まえた教育・研修計画であるかどうか、一人一人の職員の持つ技量等を評価・分析し、その結果に基づいて計画が策定されているかどうか、その計画の策定の際に経験年数や将来への意向等を考慮しているかどうか、さらに実際に計画に従った教育・研修が実施されているかどうかを評価のポイントとなります。
- 職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や関係機関など様々な人とのかわりの中で共に学びあう環境を醸成することが大切です。
- 具体的には、相談員の面接技術向上のための国家資格の取得等が挙げられます。

評価の着眼点

- 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されている。
- 職員一人一人について、援助技術の水準、知識、専門資格の必要性などを把握している。
- 策定された教育・研修計画に基づき、実際に計画に従った教育・研修が実施されている。
- 施設内外の研修を体系的、計画的に実施するなど、職員の自己研鑽に必要な環境を確保している。
- 教育・研修計画には、新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されている。

7-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。(共通Ⅱ-2-(3)-③)

【判断基準】

- a) 研修成果の評価が定期的に行われるとともに、次の研修計画に反映されている。
- b) 研修成果の評価が定期的に行われているが、次の研修計画に反映されていない。
- c) 研修成果の評価が定期的に行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、研修成果の評価・分析が行われているかどうかを評価します。研修参加者の報告レポートや、評価・分析が記載された文書（職員別研修履歴等）で確認を行います。
- さらに、研修成果の評価・分析が、次の研修計画に反映されているかどうかを、継続した記録等の資料で確認します。

評価の着眼点

- 研修を終了した職員は、報告レポートを作成している。
- 研修を終了した職員が、研修内容を発表する機会を設け、共有化している。
- 報告レポートや発表、当該職員の研修後の業務等によって、研修成果に関する評価・分析を行っている。
- 評価・分析された結果を次の研修計画に反映している。
- 評価・分析された結果に基づいて、研修内容やカリキュラムの見直しを行っている。

7-④ スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。

【判断基準】

- a) スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を積極的に支援している。
- b) スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援しているが、十分ではない。
- c) スーパービジョンの体制が確立しておらず、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設長、基幹的職員、心理担当職員などのスーパーバイザーに、いつでも相談できる体制を確立することが重要である。
- 職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応するためにもスーパービジョンの体制を確立することが必要である。
- 施設がスーパービジョン体制を確立し、職員一人一人が支援技術を向上させ、施設全体の支援の質を向上させているか評価します。

評価の着眼点

- 施設長、基幹的職員、心理担当職員などのスーパーバイザーを配置し、いつでも相談できる体制を確立している。
- 職員に対するスーパービジョンを定例的に行い、職員がひとりで問題を抱え込まないように、スーパーバイザーなどを通じて、組織としての働きかけをしている。
- 職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人一人が支援技術を向上させ、施設全体の支援の質を向上させるような取組をしている。
- スーパーバイザーは、職員からの信頼が得られるよう、研修に参加するなど質の向上に努めている。
- 必要に応じて外部の専門家等によるスーパービジョンを受けさせている。

8 施設運営

8-（1） 運営理念、基本方針の確立と周知

8-（1）-① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。（共通I-1-（1）-①）

【判断基準】

- a) 法人・施設の運営理念を明文化しており、法人と施設の使命・役割を反映している。
- b) 法人・施設の運営理念を明文化しているが、法人と施設の使命・役割の反映が十分ではない。
- c) 法人・施設の運営理念を明文化していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法では、利用者個人の尊重や地域福祉の推進、さらには社会的養護の質の向上に向けた取組等、これからの社会福祉の方向性が規定されています。
- 本評価基準では、実施する社会的養護の内容や特性を踏まえた法人・施設の運営理念が具体的に示されているかどうかを評価します。
- 理念は、法人の社会的存在理由や信条を明らかにしたものであり、職員の行動規範であることから法人経営や様々な事業を進める上での基本となるため、「経営者の頭の中にある」といったことではなく、職員や子ども等への周知を前提として明文化されていることが必要となります。
- 本評価基準は、各評価基準に基づく評価を行っていく際、次項の評価基準の「基本方針」とあわせてその基礎となるものです。個々の評価基準はそれぞれの具体的な取組状況の評価するものとなっていますが、その行われている具体的な取組が法人・施設の運営理念や基本方針を達成するために適切であるのか、といった視点から評価される点に留意が必要となります。
- 一つの法人で介護や保育など多様な支援を提供している場合は、法人の理念に基づき各施設や事業所の実情に応じて施設や事業所ごとに運営理念を掲げていても構いません。
- 公立施設においては、施設長に与えられた職掌の範囲内を考慮した上で、本評価基準の基本的考え方に沿った具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

- 法人・施設の理念が文書（事業計画等の法人・施設内文書や広報誌、パンフレット等）に記載されている。
- 法人・施設の理念から、法人・施設が実施する自立支援の内容や特性を踏まえた法人・施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- 法人・施設の理念には子どもの権利擁護や家庭的養護の推進の視点が盛り込まれている。
- 法人・施設の理念は必要に応じて見直されている。
- 法人・施設の理念は、「児童自立支援運営指針」を踏まえてつくられている。

8- (1) -② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。
(共通 I-1-(1)-②)

【判断基準】

- a) 法人・施設の運営理念に基づく基本方針を明文化しており、その内容が適切である。
- b) 法人・施設の運営理念に基づく基本方針を明文化しているが、その内容が十分ではない。
- c) 法人・施設の運営理念に基づく基本方針を明文化していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 基本方針は、法人・施設の運営理念に基づいて当該施設の子ども等に対する姿勢や地域とのかわり方、あるいは施設が有する機能等を具体的に示す重要なものであり、年度ごとに作成する事業計画等の基本ともなります。
- 基本方針が明確にされていることによって、職員は自らの業務に対する意識付けや子ども等への接し方、社会的養護への具体的な取組を合目的に行うことができるようになります。また、対外的にも、実施する社会的養護に対する基本的な考え方や姿勢を示すものとなり、当該施設に対する安心感や信頼を与えることにもつながります。
- 第三者評価では、法人・施設の理念とあわせて、施設が実施する社会的養護に関する基本方針が明文化されていることを基本的な事項として重要視しています。職員や子ども等への周知を前提としていることも、法人・施設の運営理念と同様です。
- 施設によっては「基本方針」を年度ごとに作成する事業計画の「重点事項」としている場合もあるようですが、本評価基準では、「重点事項」の前提となる、より基本的な考え方や姿勢を明示したものとして「基本方針」を位置付けています。

評価の着眼点

- 基本方針には子どもの権利擁護や家庭的養護の推進の視点が盛り込まれている。
- 基本方針は、「児童自立支援運営指針」を踏まえてつくられている。
- 基本方針には施設の役割や機能などが具体的に記載されている。
- 基本方針が文書（事業計画等の法人・施設内文書や広報誌、パンフレット等）に記載されている。
- 基本方針は、法人・施設の理念との整合性が確保されている。
- 基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。

8- (1) -③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組が行っている。(共通I-1-(2)-①)

【判断基準】

- a) 法人・施設の運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 法人・施設の運営理念や基本方針を職員に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 法人・施設の運営理念や基本方針を職員に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 運営理念や基本方針は、社会的養護に対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となるものですから、職員には十分な周知と理解を促すことが重要となります。
- 本評価基準では、運営理念や基本方針を文書にして職員に配布することは基本的な取組と位置付け、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。
- 評価方法は、訪問調査において組織として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取した上で、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。
- 本評価基準にいう「職員」とは、常勤・非常勤、あるいは職種を問わず、組織に雇用される全ての職員を指しています。

評価の着眼点

- 理念や基本方針を会議や研修において説明している。
- 理念や基本方針の周知を目的とした実践テーマを設定して会議等で討議の上で実行している。
- 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- 「児童自立支援運営指針」についても十分な理解を促すための取組を行っている。

8- (1) -④ 運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通I-1-(2)-②)

【判断基準】

- a) 法人・施設の運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 法人・施設の運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 法人・施設の運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 運営理念や基本方針は、社会的養護に対する考え方や姿勢を示すものですから、職員に限らず、子どもや保護者等にも広く周知することが必要となります。また、子どもや保護者等に対して運営理念や基本方針を周知することによって、実施する福祉支援に対する安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められることとなります。
- 子どもや保護者等に対する周知では、作成された印刷物等の内容がわかりやすいかどうか、周知の方法に配慮しているかどうかについても評価の対象となります。また、子どもや保護者等に対しては職員に対する方法とは違った工夫も求められます。
- 評価方法は、前項の評価基準と同様、訪問調査において子どもや保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取することを基本とします。

評価の着眼点

- 理念や基本方針をわかりやすく説明した資料を作成する等、より理解しやすいような工夫を行っている。
- 障害を持つ子どもに対しての周知の方法に工夫や配慮をしている。
- 理念や基本方針を生徒会や保護者会等で資料をもとに説明している。
- 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

8- (2) 中・長期的なビジョンと計画の策定

8- (2) -① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。(共通I-2-(1)-①)

【判断基準】

- a) 経営や、施設の支援に関する中・長期計画を策定している。
- b) 経営や、施設の支援に関する中・長期計画を策定しているが、課題や問題点を解決するための内容が十分でない。
- c) 経営や、施設の支援に関する中・長期計画を策定していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 「中・長期計画」とは、組織の理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものです。(本評価基準における「中・長期」とは3～10年を指すものとします。)
- 本評価基準では、社会的養護の更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズに基づいた新たな社会的養護の支援の実施といったことも含めた将来像や目標(ビジョン)を明確にし、その将来像や目標(ビジョン)を実現するために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画を評価します。なお、書類の体裁等を評価するものではありません。
- 本評価基準では、以下の順序で組織の現状が整理され、中・長期計画が策定されることを期待しています。
 - i) 運営理念や基本方針の実現に向けた将来像や目標(ビジョン)を明確にする。
 - ii) 明確にした将来像や目標(ビジョン)に対して、実施する社会的養護の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにする。
 - iii) 明らかになった課題や問題点を解決し、将来像や目標(ビジョン)を達成するための具体的な中・長期計画を策定する。
 - iv) 計画の実行と評価・見直しを行う。
- 本評価基準で対象としている課題や問題点とは、組織として取り組むべき体制や設備といった全体的な課題です。個々の利用者に関する課題は対象ではありません。

評価の着眼点

- 理念や基本方針あるいは質の高い支援の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- 実施する自立支援の内容や、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにしている。
- 中・長期計画は、課題や問題点の解決に向けた具体的な内容になっている。
- 中・長期計画に基づく取組を行っている。
- 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。
- 専門的ケアや地域支援の機能を強化する取組を明確にしている。

8-(2)-② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。(共通
I-2-(1)-②)

【判断基準】

- a) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。
- b) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されているが、事業内容が十分でない。
- c) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準における評価のポイントは、①中・長期計画の内容が、各年度の事業計画に反映されていること、②単年度における事業内容が具体的に示され、さらに実行可能な計画であること、の二点です。
- 単年度の事業計画は、年度の終了時に実施状況についての評価を行う必要があります。上記の評価ポイントの二点目は、実施状況の評価が可能となるような計画であることを求めています。数値化等できる限り定量的な分析が可能であることが求められます。
- 評価方法は、事業計画の内容を書面で確認するとともに、取組状況について施設長から聴取して確認します。

評価の着眼点

- 事業計画には、中・長期計画の内容を反映した各年度における事業内容が具体的に示されている。
- 事業計画は、実行可能かどうか、具体的な活動や数値目標等を設定することによって実施状況の評価を行えるかどうかについて配慮がなされている。
- 事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- 事業計画は、昨年度の実施状況の把握や評価を踏まえた内容になっている。

8－(2)－③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。(共通I－2－(2)－①)

【判断基準】

- a) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。
- b) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われていない。
- c) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準における評価のポイントは、中・長期計画や事業計画の策定に当たり、関係職員等の参画や意見の集約・反映の仕組みが組織として定められており、機能しているかという点です。また、内容によっては子どもや保護者の意見を集約して各計画に反映していくことも求められます。あわせて、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や子どもや保護者等の意見を取り込めるような手順が組織として定められ、実施されているかという点も重要です。

○中・長期計画の評価は、社会の動向、組織の状況、子どもや保護者等や地域のニーズ等の変化に対応するために行います。単年度事業計画の評価は、次年度へのステップとなるだけでなく、中・長期計画の妥当性や有効性についての見直しの基本となります。

○評価方法は、計画策定過程の記録、計画の評価・見直しの記録、事業計画の評価結果が、次年度の事業計画に反映されているかについての継続した事業計画の比較等で確認します。

○なお、各計画の策定、評価、見直しにおいて、例えば、中・長期計画に関しては幹部職員等が参画し、単年度の事業計画に関しては幹部職員以外に中堅職員等が加わるなど、計画の性質や内容に応じて、参画する職員が違って構いません。

評価の着眼点

年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。

事業計画の実施状況については、子ども等の意見を聞いて評価を行っている。

評価の結果に基づいて各計画の見直しを行っている。

一連の過程が一部の職員だけで行われていない。

事業計画の策定に当たっては、職員の参画はもとより、当事者（退所生）も参画している。

8-(2)-④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通I-2-(2)-②)

【判断基準】

- a) 各計画を職員に配布して周知を図るとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 各計画を職員に配布して周知を図っているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 各計画を職員に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 各計画を職員がよく理解することは、計画達成のために欠かすことができない要件です。本評価基準では、職員に対する周知では各計画を文書にして配布することは基本的な取組と位置付け、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。
- 評価方法は、訪問調査において職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取した上で、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

評価の着眼点

- 各計画をすべての職員に配布し、会議や研修において説明している。
- 各計画をわかりやすく説明した資料を作成する等によって、より理解しやすいような工夫を行っている。
- 各計画をメールで配信したり、見やすい場所に掲示したりしている。
- 各計画の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

8- (2) -⑤ 事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通I-2-(2)-③)

【判断基準】

- a) 事業計画を子ども等に配布して周知を図るとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を子ども等に配布して周知を図っているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を子ども等に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○子どもや保護者等に対する周知では、作成された印刷物等がわかりやすいかどうか、その内容や方法への配慮についても本評価基準の評価の対象となります。必ずしも計画そのものを配布する必要はなく、簡潔にまとめたものでも構いません。意図が理解されることが大切です。

○障害のある子どもや乳幼児等に対しては、保護者に対して説明することも求められます。

○評価方法は、訪問調査において子どもや保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取した上で、子どもや保護者に聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

評価の着眼点

事業計画をわかりやすく説明した資料を作成する等によって、より理解しやすいような工夫を行っている。

障害を持つ子どもや保護者等に対しての周知の方法に工夫や配慮をしている。

事業計画を生徒会や家族会等で資料をもとに説明している。

事業計画の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

8- (3) 施設長の責任とリーダーシップ

8- (3) -① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。(共通Ⅰ-3- (1) -①)

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮している。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○施設長は、組織全体をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員からの信頼を得るために欠かすことができないものです。質の高い養育や支援の実施や、効率的な運営は、施設長だけの力で実現できるものではなく、組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮することが施設長の要件と言えます。

○本評価基準での「施設長」とは、施設を実質的に管理・運営する責任者を指します。

○具体的な取組については、施設長が社会的養護の使命を自覚し、文書化するとともに会議や研修において表明する等、組織内に十分に伝わるとともに、理解を得ることができる方法で行われていることが評価のポイントとなります。

評価の着眼点

- 施設長は、社会的養護の使命を自覚し、自らの役割と責任について、文書化するとともに、会議や研修において表明している。
- 施設長は、自らの役割と責任について、広報誌等に掲載して表明している。
- 施設長は、自らが果たすべき役割と責任について、その妥当性を常に検証している。
- 施設長は、自らの行動が職員や利用者等から信頼を得ているかどうかを把握、評価・見直しをするための方法を持っている。
- 平常時のみならず、有事(災害・事故等)における施設長の役割と責任が明確になっている。
- 施設長は、職員の模範となるよう自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。

8－(3)－② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。(共通Ⅰ－3－(1)－②)

【判断基準】

- a) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設が社会的役割を果たしていくためには、基本的な関連法令や施設としての倫理を踏まえ、事業を進める必要があります。施設長自らがそれらの法令等（憲法、法律、政令、府・省令、告示、通達、局長通知、課長通知）や倫理を正しく理解し、組織全体をリードしていく責務を負っています。
- 組織として遵守しなければならない基本的な関連法令について、リスト化する等の方法で正しく認識されているかどうか、また最新の内容が把握されているかどうか等が評価のポイントとなります。
- 遵守の対象となる法令としては、福祉分野に限らず、雇用・労働や防災、環境への配慮に関するものについても含まれることが望まれます。
- 本評価基準では、施設長の、遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組と実際に遵守するための具体的な取組の双方を求めています。

評価の着眼点

- 施設長は、法令遵守の観点での施設運営に関する研修や勉強会等に参加している。
- 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、リスト化する等の取組を行っている。
- 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。
- 子どもの所有物や財産等を適切に管理している。

8- (3) -③ 施設長は、支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。(共通 I-3-(2)-①)

【判断基準】

- a) 施設長は、支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、支援の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○社会福祉法第 78 条には、施設は「良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」とされています。施設ではその質を向上させることが重要な課題になっています。

○施設長は、理念や基本方針に照らし合わせた支援の質に関する課題を把握し、その課題と改善に向けた取組を組織全体に明らかにして指導力を発揮することが重要です。

○本評価基準では、施設長がこの課題を正しく理解した上で、組織に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

評価の着眼点

□施設長は、実施する自立支援の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。

□施設長は、自立支援の質の向上について、職員の意見を取り込めるための具体的な取組を行っている。

□施設長は、自立支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。

□施設長は、自立支援の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

8- (3) -④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。(共通I-3-(2)-②)

【判断基準】

- a) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組について指導力を発揮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設長は、施設運営の基本である経営や業務の効率化と改善という基本的な課題を常に視野に入れて組織を運営していくことが求められます。
- なお、この項目は、前項目の質の向上と相反するものであってはなりません。
- 経営状況やコストバランスの分析に基づいて、経営や業務の効率化を行うとともに、その効果をさらなる改善に向けていくといった継続的な取組が安定的かつ良質な支援の実施には不可欠となります。
- 施設長には、理念や基本方針の実現に向けて、人事、労務、財務等、それぞれの視点から常に検証を行い、経営や業務の効率化と改善に向けた具体的な取組が必要となります。
- 本評価基準では、施設長がこれらの取組を自ら実施するとともに、組織内に同様の意識を形成し、職員全体で合目的・効率的な事業運営を目指すための指導力を発揮することを期待しています。
- 取組は具体的でなければなりません。訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

評価の着眼点

- 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の面から分析を行っている。
- 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- 施設長は、上記について、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- 施設長は、経営や業務の効率化や改善のために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

8－（４） 経営状況の把握

8－（４）－① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。（共通Ⅱ－1－（１）－①）

【判断基準】

- a) 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。
- b) 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設運営をとりまく環境を把握するための取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、施設運営の基本として、組織として外的な動向を的確に把握するための取組を行っているかどうかを評価します。
- 社会的養護の動向、施設が位置する地域での福祉に対する需要の動向、子どもの数や子どもの状況の変化、支援のニーズ、潜在的な保護を要する子どもに関するデータ等は、施設運営を長期的視野に立って進めていくためには欠かすことのできない情報です。
- さらに本評価基準は、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることを求めています。情報把握の目的は、環境変化に適切に対応した施設運営の維持にあり、各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されないからです。
- 評価方法は、訪問調査において外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況について、具体的な資料等を確認します。

評価の着眼点

- 社会的養護全体の動向について、具体的に把握するための方法を持っている。
- 施設運営を長期的視野に立って進めていくために、社会的養護の全体の動向、施設が位置する地域での福祉ニーズの動向、子どもの状況の変化、ニーズ等を把握している。
- 支援のニーズ、潜在的な子どもに関するデータ等を収集している。
- 把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されている。

8－（４）－② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。（共通Ⅱ－１－（１）－②）

【判断基準】

- a) 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。
- b) 運営状況を分析して課題を発見する取組を行っているが、改善に向けた取組を行っていない。
- c) 運営状況を分析して課題を発見する取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、運営状況を具体的に把握・分析する取組が行われているかどうかを評価します。
- 評価のポイントは、運営状況の把握・分析のための方法が組織として確立された上でその取組が行われているかどうかという点です。法人や施設長が個人的に行っているだけでは、組織としての取組として位置付けることはできません。
- 運営上の課題を解決していくためには、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定したりする等、組織的な取組が必要であるという観点で評価を行います。
- 評価方法は、担当者や担当部署等の有無、把握・分析を実施する時期や頻度、職員への周知の方法、改善へ向けての仕組み等、具体的な内容について聴取を行います。

評価の着眼点

- 定期的に自立支援のコスト分析や子どもの推移、入所率等の分析を行っている。
- 改善に向けた取組が、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されている。
- 運営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- 運営状況や改善すべき課題について、関係機関や当事者（退所生）から、意見をきいている。

8－（４）－③ 外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。（共通Ⅱ－１－（１）－③）

【判断基準】

- a) 外部監査を実施しており、その結果に基づいた運営改善を実施している。
- b) 外部監査を実施しているが、その結果に基づいた運営改善が十分ではない。
- c) 外部監査を実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法人審査基準では、外部監査の頻度について「資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模に鑑み、2年に1度程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査を行うなど法人運営の透明性の確保のために取組を行うことが望ましい」としています。
- ここでいう外部監査とは法人等の財務管理、事業の経営管理、組織運営・事業等に関する外部の専門家の指導・助言を指します。なお、財務管理、経営管理等は「公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家」（以下「外部監査の考え方」3. 外部監査の実施者を参照）によることが求められます。
- 社会福祉法人審査基準では、「法人運営の透明性の確保」を求めているので、ここで求める外部監査には、下記「外部監査の考え方」の2. 外部監査の範囲のうちいずれかのみでも差し支えありません。
- 外部の専門家による指摘事項、アドバイス等は、経営上の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置付けることができます。
- 本評価基準では、外部の専門家による外部監査を実施しているかどうか、またその結果を経営改善に活用しているかどうかを評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、書面での確認と聴取により行います。なお、行政による監査は対象ではありません。
- 「外部監査の考え方」
 - 1. 外部監査の趣旨
広く法人の外部の専門家によるチェックを通じて法人運営の透明性の確保に資することを目的とするものであること。
 - 2. 外部監査の範囲
 - ①公認会計士法に基づき公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）が行う財務諸表の監査
 - ②公認会計士等、税理士その他会計に関する専門家が行う会計管理体制の整備状況の点検等
 - ③財務状況以外の事項（法人の組織運営・事業等）の監査
 - 3. 外部監査の実施者
外部監査は、法人の財務管理、事業の経営管理その他法人運営に関し優れた識見を有する者が行うこと。具体的には、公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家や社会福祉事業について学識経験を有する者等がこれに該当すること。
なお、当該法人の役職員等や、当該法人及びその役員等と親族等の特殊な関係がある者が外部監査を行うことは適当でないこと。

評価の着眼点

- 事業規模に応じ、定期的に（2年あるいは5年に1回程度）、外部監査を受けることが望ましい。
- 外部監査の結果や、監査官等による指導や指摘事項に基づいて、運営改善を実施している。

8－（５） 人事管理の体制整備

- 8－（５）－① 施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。
（共通Ⅱ－２－（１）－①）

【判断基準】

- a) 目標とする支援の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。
- b) 目標とする支援の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しているが、それに基づいた人事管理が十分ではない。
- c) 目標とする支援の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、基本方針や各計画を実現するために必要な人材や人員体制について、組織として具体的なプランを持っているかどうかを評価します。
- プランは、単に「質の高い人材の確保」という抽象的な表現にとどまるものではなく、組織の基本方針や各計画に沿って、組織を適切に機能させるために必要な人数や、体制、社会福祉士等の有資格職員や心理職等の専門職の配置といったことも含めて立案される必要があります。
- 本評価基準では、具体的な考え方・プランの有無とともに、プランどおりの人員体制が取られていない場合でも、その目標の実現に向かって計画的に人事管理が行われているかどうかを、具体的な経過等から評価します。
- 人事管理については、法人で一括して所管している場合もありますが、その場合にも本評価基準に照らし合わせて、当該施設に関する具体的な考え方を評価します。

評価の着眼点

- 必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人事管理に関する方針が確立している。
- 社会福祉士等の有資格職員の配置や心理職等の専門職の配置等、必要な人材や人員体制について具体的なプランがある。
- プランに基づいた人事管理が実施されている。
- 各種加算職員の配置に積極的に取組、人員体制の充実に努めている。
- 職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して組織として支援に取り組む体制を確立している。
- 基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員等の機能を活かしている。

8－（５）－② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。（共通Ⅱ－２－
（１）－②）

【判断基準】

- a) 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課を実施している。
- b) 定期的な人事考課を実施しているが、客観的な基準に基づいて行われていない。
- c) 定期的な人事考課を実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 人事考課の持つ意味は、組織の事情によって多少の違いはあるものの、基本的には、職員の職務遂行に当たっての能力と行動及びその成果を評価者が、組織として定めた一定の基準と方法に従って評価してその結果を記録し活用することと言えます。
- 人事考課の目的と役割は、人材の能力開発、育成に活用されること、公正な職員処遇を実現すること、個々の意欲を喚起し、組織活性化に役立つことです。決して、賃金や処遇に格差をつけることを目的にしたものではありません。確かに人の評価にかかわる問題だけに慎重な対応が必要ですが、本来の目的を正しく認識し、適性に運用していくことは、健全な組織では当然のことと言えます。
- 人事考課は、「成績考課」（仕事量、仕事の完成度、業務の達成度など）、「情意考課」（規律性、協調性、積極性、責任制など）、「能力考課」（知識・技能、実行力、判断力など）の３点から行われるのが一般的です。
- 人事考課と人材育成を関連付けるとき、組織固有の評価すべき能力の具体的設定が重要であり、考課に当たっては、絶対評価の基準の明確化が求められます。そして何より、人を評価する評価者としての正しい評価眼を養うことが大切になります。人事考課の実施が、職員一人一人の資質や能力を活かした将来像を見据えながら、自己評価と関連づけて行われることが望まれます。
- 評価方法は、考課基準を職員に明示している書面によって確認するとともに、訪問調査によって客観性・公平性・透明性を確保するためにどのような取組を行っているかを具体的に聴取して確認します。
- なお、施設の規模や職員体制を十分に勘案してその実施状況を評価することが必要になります。したがって、上記判断基準における b) の客観的な基準とは、施設長等が職員の期待している仕事の内容を面接時に明確に示していることを指します。

評価の着眼点

- 人事考課の目的や効果を正しく理解している。
- 考課基準を職員に明確に示すことや、結果の職員へのフィードバック等の具体的な方策によって客観性や透明性の確保が図られている。

8－（５）－③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。（共通Ⅱ－２－（２）－①）

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善に取り組む仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 支援の内容を充実させるためには、組織として、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えることが求められます。職員の就業状況や意向・意見を把握、その結果を分析・検討し、改善に向けた取組を人材や人員体制に関する具体的なプランに反映した上で進めていくといった仕組みが必要となります。
- 職員の状態を把握する取組としては、有給休暇の消化率や時間外労働の定期的なチェック、疾病状況のチェックなど客観情報の把握のほか、次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画の策定や、改正育児休業法への適切な対応、定期的な個別面接や聴取等が制度として確立していることが望まれます。
- また、把握された意向・意見について分析・検討する仕組みの有無、サポートする必要があると認められる職員に対しての対応等、把握した職員の状態に対して組織的にどのように取り組んでいるのかという点も評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において職員の就業状況や意向・意見等の記録、把握した結果についての対応の記録等の確認と聴取によって行います。

評価の着眼点

- 職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータ、疾病状況を定期的にチェックしている。
- 把握した職員の意向・意見や就業状況チェックの結果を、分析・検討する担当者や担当部署等を設置している。
- 分析した結果について、改善策を検討する仕組みがある。
- 改善策については、人材や人員体制に関する具体的なプランに反映し実行している。
- 定期的に職員との個別面接の機会を設ける等、職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。
- 希望があれば職員が相談できるように、カウンセラーや専門家と連携している。
- 勤務時間、健康状況を把握し、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えている。
- 困難ケースの抱え込みの防止や休息の確保などに取り組んでいる。

8-(5)-④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。(共通Ⅱ-2-(2)-②)

【判断基準】

- a) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施している。
- b) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施しているが、十分ではない。
- c) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、職員処遇の充実を図るという広い観点からの取組を評価の対象とします。
- 具体的には、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(平成19年厚生労働省告示第289号)第3に規定される人材確保の方策のうち、1.労働環境の整備の推進等にある「⑤健康管理対策等」及び「⑦福利厚生」に示されているものに対する取組等が挙げられます。
- 職員の健康維持の取組としては、例えば、より充実した健康診断を実施する、全職員に予防接種を励行する、健康上の相談窓口を設置する、悩み相談の窓口を設置するなどが挙げられます。
- 相談窓口の設置については、単に「困ったことがあれば施設長に相談する」といった運営ではなく、相談しやすい工夫を行っているか、相談を受け付けた後に解決を図る体制が整備されているかなど、組織的に取り組んでいるかどうかを評価します。相談窓口は組織内部のみならず、外部にも設置することが望ましいといえますが、組織内部に設置していれば評価の対象とします。
- 福利厚生の取組としては、職員の余暇活動や日常生活に対する支援を行うなど、福利厚生事業の推進を図っているかどうか確認します。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 職員の希望の聴取等をもとに、福利厚生センターへの加入等、総合的な福利厚生事業を実施している。
- 職員の心身の健康に留意し、定期的に健康診断を行っている。
- 臨床心理士や精神科医などに職員が相談できる窓口を施設内外に確保するなど、職員のメンタルヘルスに留意している。

8- (6) 実習生の受入れ

8- (6) -① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。
(共通Ⅱ-2-(4)-①)

【判断基準】

- a) 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組を実施している。
- b) 実習生の受入れと育成について、体制を整備しているが、効果的なプログラムが用意されていない等積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生の受入れと育成について、体制を整備しておらず、実習生を受入れていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 福祉の人材を育成することは、施設の社会的責務の一つです。地域の特性や施設種別、規模等、状況によって異なりますが、組織としての姿勢が明確にされているとともに、その体制が整備されている必要があります。
- 要員の補充や学生の青田買いを目的とした取組では意味がありません。
- 本評価基準では、まず組織として実習生受入れの意義や方針が明確にされ全職員に理解されているかが評価の対象となり、受入れ体制を整備し、様々な工夫のもとで効果的な実習が行われているかどうかを評価します。
- 受入れ体制の整備については、担当者の設置と、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、子どもや保護者等への事前説明、職員への受入れの意義・方針・日程等の事前説明、実習生に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されている必要があります。
- 実習生は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、より丁寧な利用者への配慮が求められます。本評価基準では、子どもにとっても有益な体験となるよう、子どもの意向を尊重した実習生の受入れについて、組織として具体的にどのような取組を行っているかについても評価します。事前説明の方法や、子どもへの配慮の具体的な取組等について聴取します。
- 本評価基準では、社会福祉に関する資格取得のために受け入れる実習生が対象となります。

評価の着眼点

- 実習生受入れに関する意義・方針を明文化している。
- 実習生受入れに関する意義・方針を会議等で職員に説明し、受入の意義や方針を全職員が理解している。
- 実習生の受入れについて、受入れについての連絡窓口、事前説明、オリエンテーションの実施方法等の項目が記載されたマニュアルが整備されている。
- 受入れに当たっては、学校との覚書を取り交わす等によって、実習における責任体制を明確にしている。
- 実習指導者に対する研修を実施している。
- 学校側と連携しながら、実習内容全般を計画的に学べるプログラムを準備している。
- 学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。
- 実習の種類に配慮したプログラムを用意している。
- 社会福祉士等の種別に配慮したプログラムを用意している。
- 子どもにとって有益な体験となるような受入れを心がけている。

8- (7) 標準的な支援方法の確立

8- (7) -① 支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。(共通Ⅲ-2-(2)-①)

【判断基準】

- a) 支援について、標準的な実施方法が文書化され、それに基づいた支援が実施されている。
- b) 支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それに基づいた支援の実施が十分ではない。
- c) 支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 支援においては、個々の子どもの状況に応じた支援を行う必要があります。しかし、安全性を含めて一定の水準以上の支援の提供を担保するためには、施設として実施しなければならない事項をもとめ、標準的な実施方法を定めることが必要です。(例えば、児童養護施設であれば、「入浴」「食事」「学習・進路」などの養育や支援の内容ごとに定めることを想定しています。
- 標準的な実施方法を定め、一定の支援の水準を保った上で、それぞれの子どもの状態に応じて個別化を行うことが必要であり、これは事故防止の観点からも有効です。
- 本評価基準では、このような観点から、標準的な実施方法が文書化されているかどうかについて評価します。これは、全ての子どもに対する画一的な支援の実施を目的としたマニュアル化を求めるものではありません。
- 標準的な実施方法には、基本的な技術に関するものだけでなく、支援を実施する時の留意点や子どものプライバシーへの配慮、設備等事業所の状況に応じた業務手順等も含まれ、実施する支援全般にわたって文書化されていることが求められます。
- また、標準的な実施方法に基づいて実施されていることを組織として確認するための仕組みを整備し、標準的な実施方法に合わない支援が行われた場合の対応方法についてもあわせて評価を行います。
- 標準的な実施方法を記した文書は、いつでも閲覧でき、職員が日常的に活用している状態が求められます。
- 評価方法は、訪問調査において書面を確認するとともに、マニュアル等の活用状況について、自立支援計画との突合せや、実施状況を確認する仕組みの有無、関係職員への聴取等によって確認します。

評価の着眼点

- 標準的な実施方法について、文書化してある。
- 標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- 標準的な実施方法を職員に周知し、共通の認識を持って一定の水準の支援を行っている。
- マニュアルは、子どもの状態に応じて職員が個別に柔軟に対応できるものになっている。

8- (7) -② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるように仕組みを定め、検証・見直しを行っている。(共通Ⅲ-2-(2)-②)

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるように仕組みを定め、仕組みに従って検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるように仕組みを定めているが、検証・見直しが十分でない。
- c) 標準的な実施方法について、検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 標準的な実施方法について、定期的に現状を検証し、必要な見直しを組織的に行うための仕組みが定められているか、仕組みに従って見直しを実施されているかどうかを確認します。
- 標準的な実施方法を定期的に見直すことは、支援の質に関する職員の共通意識を育てるとともに、PDCA のサイクルによって、質に関する検討が施設として継続的に行われているという意味をあわせ持っています。
- 標準的な実施方法の見直しは、職員や子ども等からの意見や提案、子どもの状況に基づいて支援の質の向上という観点から行われなければなりません。
- 評価方法は、訪問調査において、定期的な検証や見直しについて、マニュアルの改訂記録や検討会議の記録等、書面をもって確認します。

評価の着眼点

- 標準的な実施方法の見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。
- 見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し必要な見直しを行っている。
- 標準的な実施方法の見直しは、職員や子ども等からの意見や提案、子どもの状況等に基づいて支援の質の向上という観点から行っている。
- 見直しに当たり、職員や利用者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

8- (8) 評価と改善の取組

8- (8) -① 施設運営や支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。(共通Ⅲ-2-(1)-①)

【判断基準】

- a) 施設運営や支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備され機能している。
- b) 施設運営や支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されているが、十分に機能していない。
- c) 施設運営や支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設運営や支援の質の向上は、P (Plan・計画策定) →D (Do・実行) →C (Check・評価) →A (Act・見直し) のサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組として機能していきます。
- これを具体的に示すと、改善計画策定→計画実施→実施状況の評価→改善計画の見直し→必要があれば計画変更、となります。
- 8- (8) の①～②では、この考え方に沿って質の向上に向けた組織的な取組を評価します。なお、ここでの「支援の内容」とは、個別の利用者に対するものではなく、組織的な対応を求められる全体としての改善課題の発見と対応を指しています。
- 本評価基準は、現在の支援の内容を正しく評価するための組織としての体制整備に焦点をあてています。「定期的に評価を行う体制が整備され機能している」とは、自己評価、第三者評価などの計画的な実施、評価を行った後の結果分析、分析内容についての検討までの仕組みが、組織として定められ実行されていることを指します。

評価の着眼点

- 定められた評価基準に基づいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価を3年に1回以上受審している。
- 評価に関する担当者・担当部署が設置されている。
- 評価結果を分析・検討する場が、施設として定められ実行されている。
- 自立支援の適切な実施内容などの自己評価を行う際には、子ども等も参加している。

8－（8）－② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。（共通Ⅲ－2－（1）－②）

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった組織として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでは至っていない。
- c) 評価結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○実施した自己評価、第三者評価などの結果を組織がどのように活用しているかを、改善課題の明確化という観点から評価するとともに、評価結果から明確になった課題に対して、改善策や改善実施計画を検討し決定しているか、また、決定された改善策・改善実施計画を実行しているかどうかを評価します。

○改善課題の明確化についての評価方法は、訪問調査時に、評価結果の分析結果やそれに基づく課題等を、検討過程の記録等も含めて確認します。

○課題の中には、設備の改善や人員配置、予算的な課題等、単年度では解決できないものも想定されます。これらについては、必要に応じて目標や中・長期計画の中で、段階的に解決へ向かって対応していくことが求められます。

○課題の改善についての評価方法は、訪問調査において、改善課題についての評価結果に基づいた改善策、改善実施計画等の書面確認及び実施された改善策について聴取して行います。

評価の着眼点

□職員の参画により評価結果の分析・検討を行っている。

□分析した結果やそれに基づく課題が文書化されている。

□取り組むべき課題を踏まえ、施設として改善策や改善実施計画を立て、職員間で共有化して、改善に取り組んでいる。

第三者評価基準(案)

評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点

(母子生活支援施設版)

目次

- 1 支援..... 1
- (1) 支援の基本
- ① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。
- (2) 入所初期の支援
- ① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれの生活課題・ニーズを把握し、生活の安定に向けた支援を行っている。
 - ② 新しい生活環境に適応できるよう、精神的な安定をもたらす支援を行っている。
- (3) 母親への日常生活支援
- ① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。
 - ② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかかわりができるように支援している。
 - ③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。
- (4) 子どもへの支援
- ① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。
 - ② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。
 - ③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人と人との関係づくりについて支援している。
 - ④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。
- (5) DV被害からの回避・回復
- ① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。
 - ② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。
 - ③ 母親と子どもの安全確保を適切に行うために、必要な体制を整備している。
 - ④ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。
- (6) 子どもの虐待状況への対応
- ① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかかわり、虐待体験からの回復を支援している。
 - ② 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。
- (7) 家族関係への支援
- ① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。
- (8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援
- ① 障害や精神疾患のある母親や子ども、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。
- (9) 主体性を尊重した日常生活
- ① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。

- ② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。

(10) 就労支援

- ① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。
- ② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。

(11) 支援の継続性とアフターケア

- ① 施設の変更又は変更による受入れを行うに当たり、継続性に配慮した対応を行っている。
(共通Ⅲ-3-(2)-①)
- ② 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。

2 自立支援計画、記録..... 25

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定

- ① 母親と子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、母親と子どもの個々の課題を具体的に明示している。(共通Ⅲ-4-(1)-①)
- ② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。(共通Ⅲ-4-(2)-①)
- ③ 自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。(共通Ⅲ-4-(2)-②)

(2) 記録の作成と適正な管理

- ① 母親と子ども一人一人の支援の実施状況を適切に記録している。(共通Ⅲ-2-(3)-①)
- ② 母親と子ども等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。(共通Ⅲ-2-(3)-②)
- ③ 母親と子ども等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。(共通Ⅲ-2-(3)-③)
- ④ 日々の業務について支援内容を適切に記録し、支援の分析・検証や職員間の情報共有に活用するとともに、説明責任を果たす取組を行っている。

3 権利擁護..... 33

(1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮

- ① 母親と子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示し、職員が共通の理解を持つための取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(1)-①)
- ② 社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践している。
- ③ 母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(1)-②)
- ④ 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。

(2) 母親と子どもの意向や主体性の配慮

- ① 母親と子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、支援の内容の改善に向けた取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(2)-①)
- ② 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動(施設内の自治活動

等)を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。

- ③ 施設が行う支援について事前に説明し、母親と子どもそれぞれが主体的に選択(自己決定)できるよう支援している。

(3) 入所時の説明等

- ① 母親と子ども等に対して、支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。(共通Ⅲ-3-(1)-①)
- ② 入所時に、施設で定めた様式に基づき支援の内容や施設での約束ごとについて母親と子ども等にわかりやすく説明している。(共通Ⅲ-3-(1)-②)

(4) 母親や子どもが意見や苦情を述べやすい環境

- ① 母親と子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、母親と子どもに伝えるための取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(3)-①)
- ② 苦情解決の仕組みを確立し、母親と子ども等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。(共通Ⅲ-1-(3)-②)
- ③ 母親と子ども等からの意見や苦情等に対して対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。(共通Ⅲ-1-(3)-③)

(5) 権利侵害への対応

- ① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。
- ② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行を行わないよう徹底している。
- ③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

4 事故防止と安全対策..... 48

- ① 事故、感染症の発生時など緊急時の母親と子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。(共通Ⅱ-3-(1)-①)
- ② 災害時に対する母親と子どもの安全確保のための取組を行っている。(共通Ⅱ-3-(1)-②)
- ③ 母親と子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策を行い、母親と子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。(共通Ⅱ-3-(1)-③)
- ④ 十分な夜間管理の体制を整備している。

5 関係機関連携・地域支援..... 52

(1) 関係機関との連携

- ① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。(共通Ⅱ-4-(2)-①)
- ② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。(共通Ⅱ-4-(2)-②)

(2) 地域社会への参加、交流の促進

- ① 母親と子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行って

いる。(共通Ⅱ-4-(1)-①)

② 施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。(共通Ⅱ-4-(1)-②)

③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。(共通Ⅱ-4-(1)-③)

(3) 地域支援

① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っている。(共通Ⅱ-4-(3)-①)

② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。(共通Ⅱ-4-(3)-②)

6 職員の資質向上..... 59

① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。(共通Ⅱ-2-(3)-①)

② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。(共通Ⅱ-2-(3)-②)

③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。(共通Ⅱ-2-(3)-③)

④ スーパービジョンの体制をつくり、施設全体の支援の質を管理し、職員の援助技術の向上を図っている。

7 施設運営..... 63

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知

① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。(共通Ⅰ-1-(1)-①)

② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。(共通Ⅰ-1-(1)-②)

③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通Ⅰ-1-(2)-①)

④ 運営理念や基本方針を母親と子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通Ⅰ-1-(2)-②)

(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定

① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。(共通Ⅰ-2-(1)-①)

② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。(共通Ⅰ-2-(1)-②)

③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。(共通Ⅰ-2-(2)-①)

④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通Ⅰ-2-(2)-②)

⑤ 事業計画を母親と子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通Ⅰ-2-(2)-③)

(3) 施設長の責任とリーダーシップ

- ① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮している。(共通Ⅰ-3-(1)-①)
- ② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。(共通Ⅰ-3-(1)-②)
- ③ 施設長は、支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。(共通Ⅰ-3-(2)-①)
- ④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。(共通Ⅰ-3-(2)-②)

(4) 経営状況の把握

- ① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。(共通Ⅱ-1-(1)-①)
- ② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。(共通Ⅱ-1-(1)-②)
- ③ 外部監査(外部の専門家による監査)を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。(共通Ⅱ-1-(1)-③)

(5) 人事管理の体制整備

- ① 施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。(共通Ⅱ-2-(1)-①)
- ② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。(共通Ⅱ-2-(1)-②)
- ③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。(共通Ⅱ-2-(2)-①)
- ④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。(共通Ⅱ-2-(2)-②)

(6) 実習生の受入れ

- ① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。(共通Ⅱ-2-(4)-①)

(7) 標準的な実施方法の確立

- ① 支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って支援を行っている。(共通Ⅲ-2-(2)-①)
- ② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。(共通Ⅲ-2-(2)-②)

(8) 評価と改善の取組

- ① 施設運営や支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。(共通Ⅲ-2-(1)-①)
- ② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。(共通Ⅲ-2-(1)-②)

※「共通Ⅰ-1-(1)-①」の記載は、社会福祉事業共通の評価基準53項目の対応する番号

1 支援

1－(1) 支援の基本

1－(1)－① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。

【判断基準】

- a) 母親と子どもの様々な課題に対応して、専門的支援を行っている。
- b) 母親と子どもの様々な課題に対応して、専門的支援を行っているが、十分ではない。
- c) 母親と子どもの様々な課題に対応した専門的支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 基本的な支援のスタンスとして、母親と子どもがそれぞれ個別に抱える課題、家族として抱える課題をアセスメントによって明らかにし、それぞれのニーズに応じた専門的な支援が計画的に行われる必要があります。
- 本評価基準では、課題の解決・軽減に向けた専門的な支援を行うに当たり、その課題を十分理解した上で、母親と子どもに対して、説明と同意、自己選択、自己決定等に配慮した取組を行っているかを評価します。

評価の着眼点

- 母親と子どもがそれぞれ抱える個別の課題に対して、目的や目標を明確にした合理的で計画的な一貫した専門的支援を行っている。
- 母親と子どもの課題を正しく理解し、できる限り、親子・家庭のあり方を重視した支援を行っている。
- 母親と子どもが、自己の意思で課題を解決できるように個々の気持ちに寄り添った支援を行っている。
- 資料等を使いながら、必要な手続きをわかりやすく説明し、必要に応じて職員が機関等への同行及び代弁を行っている。
- 専門的な支援を行うために、その支援に必要な資格や経験年数等を考慮した職員を配置している。

1－（2）入所初期の支援

1－（2）－① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれの生活課題・ニーズを把握し、生活の安定に向けた支援を行っている。

【判断基準】

- a) 入所に当たり、母親と子どもそれぞれの生活課題・ニーズを把握し、生活の安定に向けた支援を行っている。
- b) 入所に当たり、母親と子どもそれぞれの生活課題・ニーズを把握し、生活の安定に向けた支援を行っているが、十分ではない。
- c) 生活の安定に向けた支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○施設への入所は、母親、子どもともに、新しい生活への不安や戸惑いを伴います。そのため、施設での生活にスムーズに移行できるように、様々な情報提供や生活環境の整備、ニーズに応じた支援等、ハード・ソフトの両面からのアプローチを行う必要があります。

○本評価基準では、入所後、母親と子どもが生活を開始し、生活を立て直していくために必要な施設の環境や支援体制が、母親と子どもが安心できる生活に配慮したものになっているかどうか、施設の支援や取組を評価します。

評価の着眼点

- 母親と子どもが安心して施設を利用し、課題の解決に向かえるように、委託機関等と連携して情報提供に努めている。
- 安心して施設の生活ができ、精神的に落ち着ける環境の提供、維持に努めている。
- 子どもが保育所・学校に速やかに入所・通学できるよう支援している。
- 必要に応じて、生活用具・家財道具等の貸し出しを行っている。
- 居室は、母親と子どもが生活するために必要な十分なスペースが確保され、台所やトイレ、浴室が設置されるなど、プライバシーに配慮したものとなっている。
- 身体に障害のある母親や子どもに対しても、安全に生活ができるようにバリアフリーに配慮している。

1－（２）－② 新しい生活環境に適応できるよう、精神的な安定をもたらす支援を行っている。

【判断基準】

- a) 新しい生活環境に適応できるよう、精神的な安定をもたらす支援を行っている。
- b) 新しい生活環境に適応できるよう、精神的な安定をもたらす支援を行っているが、十分ではない。
- c) 新しい生活環境に適応できるような、精神的な安定をもたらす支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設での生活に慣れ、安心して生活を送ることができるよう環境を整えることが、施設での最初の支援となります。そのためには、母親と子どもの生活を見守り、必要に応じてその生活にかかわっていくことが求められます。
- 特に、入所直後は、急激な環境の変化により、孤独感や喪失感、不安感にさいなまれることも少なくありません。それらを軽減・解消するために、職員の温かいかわりや声かけ、相談等の支援が求められます。
- 本評価基準では、施設に入所し、これから施設での生活を開始する母親と子どもに対して、安心できる生活のための支援について評価します。

評価の着眼点

- 休日・夜間でも相談できるよう配慮し、不安・悩みの軽減、心の安定に向けた相談支援を行い、必要に応じて専門機関と連携している。
- 入所直後は心理的に不安定になりやすいため、コミュニケーションに心がけ、心理面に十分配慮している。
- 施設を自分の居場所として実感できるよう、職員や入所者とのよりよい人間関係の構築に向けて支援している。

1－（3）母親への日常生活支援

1－（3）－① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。

【判断基準】

- a) 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。
- b) 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っているが、十分ではない。
- c) 安定した家庭生活を営むための支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○母親の気持ちが自立に向かっていけるようになるためには、まず、生活が安定することです。そのためには、母親と子どもの心とからだの健康、衣食住など基本的な生活に関する不安などを、ひとつずつ軽減していくための支援が必要となります。

評価の着眼点

- 母親の生育歴、現在の生活スキル等を踏まえ、安定した生活に必要な基本的な生活習慣の維持や獲得に向けて、衣食住の生活スキル向上への支援を行っている。
- 家庭の営みは、経験を通して反映されるため、経験に乏しい母親には、職員と共に行うことで経験を補う等の支援を行っている。
- 健康に不安を持つ母親には、相談に応じたり、医療機関への受診を促したりするとともに、栄養管理等の食生活への支援を行うなど、ニーズに応じた健康管理のための支援を行っている。
- 入所前に適切な医療を受けられなかった母親や子どもには、既往歴等を確認しながら適切な医療の受診を促している。
- 必要に応じて、衣服の清潔保持や入浴など、気持ちよく暮らすために必要な衛生面への支援を行っている。
- 経済的に安定した生活を送るために、家計の管理、将来に向けた貯蓄等の金銭管理の支援を行っている。
- 必要に応じて、ニーズに応じて、家事・育児等、日常生活全般について、代行や介助等の支援を行っている。

1－(3)－② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかかわりができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかかわりができるよう支援している。
- b) 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとのかかわりができるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 母親の子育てのニーズへの対応や子どもとの適切なかかわりができるための支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○母親が安心して子育てに向かえるようになるためには、職員が子どもの育ちにかかわり、見守りや相談などの支援を行うことが求められます。また、虐待等の不適切なかかわりに対する見守りや介入などの支援も必要となります。

○母親のニーズや状況に応じて、職員が母親に代わって育児を行ったり、母親の役割を担ったりする代替的支援を行うなど、子ども支援・子育て支援の両面にわたる支援について評価します。

評価の着眼点

母親の育児に関する不安や悩み等の発見に努め、その軽減に向けた相談や助言、介助等を行うとともに、必要に応じて保育や学童保育の提供、保育所へつなぐ等の支援を行っている。

母親の状況に応じ、子どもの保育所・学校等への送迎の支援を行っている。

母親が病気の時には、母親の看病や子どもの保育等の支援を行っている。

母親が子どもを客観的に理解できるように、発達段階や発達課題について示し、適切な子育てやかかわりについてわかりやすく説明している。

虐待や不適切なかかわりを発見した時は職員が介入し、必要に応じて専門機関との連携を行っている。

必要に応じて、子どもが通う保育所や学校と連携している。

1－(3)－③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。

【判断基準】

- a) 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。
- b) 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っているが、十分ではない。
- c) 安定した対人関係を築くための必要な支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 安定した対人関係が持てていない母親の場合、自尊心が傷つき、不安定になっていることがあります。このような母親へは、自尊心を尊重し、尊厳を持ったていねいな働きかけを行い、しっかりと関係を構築していくことが大切な支援となります。
- 母親が職員とつながっている実感が持てるように、その存在をありのままに認めることで安心感を与え、施設が安心できる場所として存在し、自分の抱える課題や環境を見つめていこうという気持ちにつなげていくことが大切です。
- 施設内の他の母親と子どもとの交流を促すなど、母親が自立するための支えとなる新しい関係づくりへの支援も重要です。
- 人とかかわりの中で、極端に干渉し過ぎたり、傷つけあったり、反対に必要なことを伝えきれずに誤解を生じたりといった、対人関係の適度な距離の取り方ができない場合における関係調整の支援も重要です。

評価の着眼点

- 母親が職員とつながっていることを実感できるよう、様々な場面で気軽に声をかけたり、相談に応じるなどの取組を行っている。
- 対人関係を拒絶するような母親には、母親のペースに合わせた関係性の構築に配慮を行っている。
- 施設を自分の居場所として感じられるように、母親どうしが集うための機会や場を設け、交流を促すなどなど、関係づくりのための支援を行っている。
- 社会との関係をとることの難しさから対人関係にストレスを生じている場合は、そのストレスの軽減が図られるよう、心理療法を行ったり相談に応じたりしている。
- 施設内の他の母親や子どもとの間でトラブルが生じたときに、その関係性を修復もしくは改善するための支援を行っている。

1－（４）子どもへの支援

1－（４）－① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。

【判断基準】

- a) 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。
- b) 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っているが、十分ではない。
- c) 養育・保育に関する支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○子どもが、子どもらしくのびのびと健やかに育つためには、見守りとともに、必要に応じて養育や保育への支援が求められます。子どもの年齢相応の発達を保障するためには、子どもの生活環境に留意しながら、個々へのアプローチと集団活動の両面から関わるなど、子どもの年齢と発達の状況に応じた支援が必要です。そのため、それらの取組についての評価を行います。

○母親が安心して自立へ向けた活動を行うためには、施設内での保育に関する支援が必要となります。保育所に通所できない乳幼児の保育や、保育時間外の保育など、母親や子どものニーズに応じたきめ細やかな支援が望まれます。

評価の着眼点

- 子どもの成長段階、発達段階に応じた養育支援を行っている。
- 母親と子どもの関係を構築するための保育、保育所に入所できない子どもの保育や早朝・夜間・休日等の保育、子どもの病気・けが等の際の保育、母親が体調の悪いときの保育、母親のレスパイトのための保育等、ニーズに応じた様々な施設内での保育支援を行っている。
- 放課後の子どもの生活の安定や活動を保障し、活動場所、プログラム等を用意するとともに、日常生活上必要な知識や技術の伝達、遊びや行事等を行っている。
- DVを目撃した子どもを含め、被虐待児等や発達障害を含む様々な障害等の特別な配慮が必要な子どもに対しては、必要に応じて個別に対応し、子どもの状況に応じた支援を行っている。
- 母親のニーズや状況に応じて、保育所への送迎や通院の付き添いなどの支援を行っている。

1－(4)－② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。
- b) 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っているが、十分ではない。
- c) 学習や進路、悩み等への相談支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが自立に必要な力を身につけるためには、子どもの学習権を保障し、適切な学習機会を確保するための支援が求められます。そのためには、子どもが落ち着いた環境の中で学習に取り組むことができるような配慮や、日常の学習面での支援、学校との連携が必要です。
- 子どもの学習権を保障するためには、進路に対する悩み事や相談にのり、子ども自身が希望を持って、自らの進路を選択できるように支援する。また、母親の理解を得ることも大切です。そのため、それらの取組について評価を行います。

評価の着眼点

- 落ち着いて学習に取り組める環境を整え、適切な学習支援を行い、学習の習慣を身につけるとともに、学習への動機づけを図っている。
- 安心して学校に通えるように、宿題、通学の準備等の学校生活に関する支援を行っている。
- 自由に意見や要望等を表明できるよう信頼関係づくりに努め、日常生活の子どもの表情や態度から、悩みや思いの理解に努めている。
- 進学への支援について、母親と子ども双方の意向をくみ取り、学校と連携して情報提供を行いながら、具体的な目標を定めている。
- 進学や就職など、子どもの意向を尊重した進路への支援を行っている。
- 学費の負担軽減のため、各種の奨学金や授業料の減免制度等の活用への支援を行っている。
- 学習指導のために学習ボランティア等の協力を得ている。

1－(4)－③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。

【判断基準】

- a) 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。
- b) 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもに、人との関係づくりに関する支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 身体的・精神的虐待を受けた子どもにとって、安らぎと心地よさを与えてくれるおとながいるという体験は、自身の社会性を養う上では必要不可欠であり、様々なおとなのかかわりの中で、安らぎや心地よさにも、多様な形態があることを体感する必要があります。
- 子ども自身が安らぎや心地よさを、母親や他の子どもと共感できる支援や、安らぎや心地よい空間を自身がつくる体験を支援することも大切です。

評価の着眼点

- 母親以外のおとなにも受け入れられたり、甘えられたりする経験を増やし、おとなとの信頼関係が構築できるよう支援している。
- ボランティアや実習生など、様々なおとなとの出会いの機会を設け、多様な価値観、生き方への理解をすすめている。
- 悪意や暴力のないおとなモデルを提供することで、おとなに信頼感を持てるよう支援している。
- 自分の気持ちをことばで適切に表現し相手に伝えることについて、日常生活の中でその方法を意識的に伝え、その能力が向上するよう支援している。
- 集団活動やレクリエーション活動などのグループワークを積極的に取り入れて、子どもどうしの育ちあう力を活用し、個人の発達・成長や子どもどうしの関係性を養うよう支援している。
- 自分自身を守るために必要な知識や、具体的な方法などの学習の機会を設けている。

1－(4)－④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。
- b) 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの年齢・発達段階に応じた、性についての正しい知識を得る機会を設けていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの年齢・発達段階によって、学校では性教育の場を設けている。しかし、DV被害や虐待を受けた子どもの中には、性について誤った知識を持っているケースもあります。そのため、それぞれの子どもの発達にあわせて、正しい知識を得る機会を設けることが必要です。
- 日頃から職員の間でも性教育のあり方等について検討し、必要に応じて勉強会を行う等の取組が必要となります。
- 実生活の上でも年齢にふさわしい性について正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育むことが必要となります。
- いのちの教育の一環として性教育があることを理解する必要があります。
- 本評価基準では、子どもの性に対する正しい理解を促すための取組を評価します。

評価の着眼点

- 性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に正確な知識を持って応えている。
- 職員間で性教育に関する知識や、性についてのあり方などの学習会を行っている。
- 年齢、発達段階に応じて、性についての正しい知識、関心が持てるよう支援している。
- 年齢に応じた性教育のカリキュラムを用意し、正しい性知識を得る機会を設けている。
- 必要に応じて外部講師を招く等して、性教育のあり方について学習会などを職員や子どもに対して実施している。

1－(5) DV被害からの回避・回復

1－(5)－① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。

【判断基準】

- a) 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。
- b) 母親と子どもの緊急利用に対応する体制を整備しているが、十分ではない。
- c) 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- ここで言う緊急利用とは、一般の入所手続きより優先して入所する「緊急入所（措置）」、DV防止法に基づく「一時保護委託入所」、自治体との契約に基づく「緊急一時保護」のことです。
- 曜日や時間、地域等にこだわることなく、保護を必要とする母親と子どもの緊急利用を広く受け入れることが、母子生活支援施設に最も求められる機能の一つです。
- 当面の対応方法や連絡体制、役割分担と責任者の明確化、警察等との連絡調整体制などについて、施設内で文書化し共通理解をしていることが望まれます。
- 臨機応変な対応が求められることも想定した緊急利用受け入れ体制の確立について、具体的な受け入れ内容とともに評価を行います。

評価の着眼点

- 一般の入所手続きより優先して入所する「緊急入所（措置）」を実施している。
- 24時間の受け入れや広域利用など、広く母親と子どもの緊急利用を受け入れている。
- DV防止法に基づく「一時保護委託入所」を実施している。
- DV防止法に基づく一時保護委託の依頼の場合は、速やかに受け入れを行い、安心して安定した生活が営めるように体制を整えている。
- 自治体との契約に基づく「緊急一時保護」を実施している。
- 役割分担と責任の所在を明確にし、配偶者暴力相談支援センター・警察署・福祉事務所等との連絡調整体制を整えている。
- 被害者が施設で生活していることをDV加害者に知られないように配慮を徹底している。
- 緊急利用のための生活用品等を予め用意している。

1－(5)－② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。

【判断基準】

- a) 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。
- b) 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、情報提供と支援を行っているが、十分ではない。
- c) 母親と子どもの安全確保のための、適切な情報提供と支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○夫等との関係に悩む母親を支えることは、母子生活支援施設の基本的役割のひとつです。精神的なフォローと同時に、法律的な専門知識等に基づいて、望ましい方向を一緒に探り、安全な生活の実現に向けて支援していくことが求められます。

評価の着眼点

- 保護命令制度や支援措置の活用について、情報提供を行うとともに、必要に応じて法的手続きのための同行等の支援を行っている。
- 弁護士や・法テラスの紹介や調停・裁判などへの同行等、さらに必要に応じて代弁等の支援を行っている。
- DV加害者に居所が知れ、危険が及ぶ可能性がある場合には、母親と子どもの意向を確認した上で、速やかに関係機関と連携し、保護命令の手続きや他の施設への転居等の支援を行っている。

1－(5)－③ 母親と子どもの安全確保を適切に行うために、必要な体制を整備している。

【判断基準】

- a) 母親と子どもの安全確保を適切に行うために、必要な体制を整備している。
- b) 母親と子どもの安全確保を行うために、必要な体制を整備しているが、十分ではない。
- c) 母親と子どもの安全確保を適切に行うための体制を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 夫等の暴力などにより保護を必要とする母親と子どもについては、安全確保の視点を第一にした支援が行われなければなりません。関係機関と連携しながら、状況に応じた適切な判断が求められます。
- 母親と子どもの不安に対する精神的な支援や、外部との連絡のとり方などの具体的なアドバイス、外出が必要な用件の代行など、母親と子どもに対する十分なケアも求められます。

評価の着眼点

- 安全確保を第一とした支援を行うため、職員による夜間の安全管理体制を整えている。
- 子どもの安全を保障するため、区域外就学も含め、教育委員会等の関係機関との連携を行っている。
- 夫等から子どもとの面会交流を求められた場合は、家庭問題情報センター（FPIC）等の利用も含めて、母親と子どもの安全と安心を最優先にした支援を行っている。
- 夫等に居場所を発見されることや追跡のおそれへのおびえが見られる母親や子どもに対して、外部との連絡・買い物・手続きのとり方、日常生活の代行等、きめ細やかな対応ができる体制をとっている。
- 夫等に居場所を発見されるおそれがある場合には、母親と子どもの意思を確認した上で、福祉事務所と連携して他施設へ移動するなどの体制が整っている。

1－(5)－④ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。

【判断基準】

- a) 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。
- b) 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援しているが、十分ではない。
- c) DVの影響からの回復を支援していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○DV被害からの回復には時間がかかることもありますが、暴力被害を受けた当事者が本来持つ力がエンパワメントされ、回復していくよう支援していくことが必要です。

評価の着眼点

- DVについての正しい情報と知識を提供し、DV被害者の理解を促し、自己肯定感を回復するための支援を行っている。
- DVから脱出することができたことを評価し、安心して安定した生活と幸せな未来について、職員と一緒に考え支援することを伝えている。
- 心理療法を活用し、医師やカウンセラーと情報交換を行いながら、より適切な支援を行っている。
- 必要に応じて、自助グループや外部の支援団体等の紹介を行っている。

1－(6) 子どもの虐待状況への対応

1－(6)－① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。

【判断基準】

- a) 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。
- b) 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援しているが、十分ではない。
- c) 被虐待児に対して、虐待体験からの回復を支援していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 虐待経験のから回復するには、自分の話を聞いてくれる人や、暴力をふるわない大人がいることを実感できるような関係づくりが重要であり、良い人間関係の中から自尊心や自己肯定感の向上を図る支援を展開する必要があります。
- 子どもの権利条約による「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等について説明を行うとともに、それを保障するための支援を提供することが重要です。

評価の着眼点

- 暴力によらないコミュニケーションを用いるおとなのモデルを職員が示している。
- 子どもと個別に関わる機会を作り、職員に自分の思いや気持ちを話せる時間を作っている。
- 子どもの権利条約による「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等について説明を行うとともに、それを保障するための支援を提供している。
- 自分の存在がかけがえのない大切な存在であることを伝えながら、自己肯定感や自尊心の形成に向けた支援を行っている。
- 医療機関や児童相談所などの関係機関と必要な情報の交換を行いながら、より適切な支援を行っている。
- 心理専門職員によるカウンセリング等の専門的ケアを実施している。
- 被虐待児に対する支援の専門性を高めるための職員研修等を行っている。

1－(6)－② 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。
- b) 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの権利擁護を図るための関係機関との連携を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが母親とともに暮らせるように支援することは、子どもの権利擁護では大切な取組です。母子生活支援施設が持つ機能を最大限に活用し、子どもの権利擁護に資する支援を行う必要があります。
- 関係機関との連携を図り、子どもの最大の利益を優先する方向性を共有しながら支援を展開する必要があります。

評価の着眼点

- 児童虐待の発生やその疑いがある場合は児童相談所に通報し、連携して対応している。
- 被虐待児童に対しては、必要に応じて、心理判定や児童精神科医との相談などの児童相談所機能を活用している。
- 必要に応じて、福祉事務所や保育所・学校・病院等と情報交換や連携を図り対応している。

1－（7）家族関係への支援

1－（7）－① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。

【判断基準】

- a) 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。
- b) 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っているが、十分でない。
- c) 母親や子どもの家族関係の調整を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもにとっての最善の利益、母親の権利を十分考慮しながら、それぞれのニーズに応じた細やかな支援が求められます。
- 母親と子どもとの間に感情の行き違いや意見の相違があった場合には、それぞれの考えを尊重しながら、適切な支援を行うことが望まれます。

評価の着眼点

- 母親の家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じている。
- 子どもの家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じている。
- 母親と子どもの感情の行き違い、意見の相違がある場合や将来設計等が異なる場合、それぞれの考えを尊重して相談に応じ、調整を行っている。
- きょうだいの間に感情の行き違いや意見の相違がある場合、相談に応じ調整を行っている。
- 必要に応じて、父親や他の親族との関係調整を行っている。

1－（8）特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援

1－（8）－① 障害や精神疾患のある母親や子ども、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。

【判断基準】

- a) 障害や精神疾患のある母親や子ども、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。
- b) 障害や精神疾患のある母親や子ども、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を行い、必要に応じて関係機関と連携しているが、十分ではない。
- c) 障害や精神疾患のある母親や子ども、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 障害や精神疾患のある場合、外国人の場合など、それぞれの状況に応じた必要な支援を行うことが求められます。
- 配慮が必要な母親や子どもへの支援は、必要に応じて関係機関と連携することが求められます。
- 本評価基準では、様々な障害のある母親が、主体的に自立に向けた自己決定ができるように支援しているか、その実施状況等について評価します。

評価の着眼点

- 福祉事務所や医療機関と連携し、利用可能な福祉サービス等を活用するための支援を行っている。
- 公的機関や就労先、保育所や学校等と連携した支援を行っている。
- 精神疾患があり、心身状況に特別な配慮が必要な場合、同意を得て主治医との連携のもと、通院同行、服薬管理等の療養に関する支援を行っている。
- 障害や精神疾患がある場合や外国人の母親や子どもへは、必要に応じて公的機関、就労先への各種手続きや保育所、学校等、他機関と連携し情報やコミュニケーション確保の支援を行っている。

1－(9) 主体性を尊重した日常生活

1－(9)－① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。

【判断基準】

- a) 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。
- b) 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っているが、十分ではない。
- c) 日常生活への支援において、母親や子どもの主体性を尊重していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 母親と子どもが、自分の意志で課題と向き合って解決できるよう支え、さらに自身が持つ将来の夢や希望、つまり自己実現に向けた途を歩めるよう寄り添うことが自立に向けた大切な支援です。
- 本評価基準では、母親と子どもの状況を考慮しながら、その主体性が尊重されていることを評価します。

評価の着眼点

- 母親や子どもの自尊心を大切にされた支援を行い、自己肯定感が高まるような支援を行っている。
- 母親や子どもの持っている強みに注目し、その主体性を尊重して、自立性、責任感が高まるような支援を行っている。
- 母親や子どもの将来の夢や希望を聴き、自己実現に向けた支援を展開している。
- 人は本来回復する力を持っているという視点に基づいた支援を行い、エンパワメントにつなげている。

1－(9)－② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。

【判断基準】

- a) 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように計画・実行している。
- b) 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように計画・実行しているが、十分ではない。
- c) 行事などのプログラムが、母親や子どもが参画しやすいように計画・実行されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 行事などのプログラムは、母親や子どもが施設での生活を楽しみ、趣味などを通して精神的な安定や自立への意欲を高めていくために計画されるものです。母親や子どもそれぞれの要望を反映したプログラムの用意、参加しやすい雰囲気づくりなどが求められます。
- 参加については、母親や子どもが自由に選択できることが基本になります。また、母親や子どもが自主的に行事参加を選択できるような取組が求められます。

評価の着眼点

- 母親や子どもが施設での生活を楽しめるような企画を用意している。
- プログラムは、母親や子どもの趣味や興味にあったものになるように、母親や子どもの意見を反映している。
- 母親向けのプログラムでは、母親が安心して参加し楽しめるように、保育などのサポートを行っている。
- 子ども向けのプログラムでは、様々な体験を通して発達の支援につながるように、内容を工夫している。
- 家庭では体験しにくいスポーツやアウトドア体験等のプログラムを組んでいる。
- 母親や子どもの状況を考慮し、参加しやすいように内容・時間等を工夫している。
- 母親と子どもの意見を取り入れた実施計画を策定し、その内容と目的を解りやすく示し、選択（自己決定）により積極的に参加できるような支援をしている。
- 行事等の実施後に、振り返りと評価を行っている。

1－（10）就労支援

1－（10）－① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。

【判断基準】

- a) 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。
- b) 母親の職業能力開発や就労支援を行っているが、十分ではない。
- c) 母親の職業能力開発や就労支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○母親の置かれた状況や心身状態に配慮しながら、本人の意向に沿った職業能力開発、就労支援が求められます。また、就労に対する不安への適切な助言や、就労後の相談など、職場紹介や能力開発にとどまらず、個別のケースに対応した幅広い支援が望まれます。

評価の着眼点

- 母親の心身の状況や能力に応じた就労支援を行っている。
- 母親の適性や経験・希望に配慮した職場探し、職業能力開発についての相談等の支援を行っている。
- 施設内外の就労支援のための講座・勉強会等に参加できるよう支援を行っている。
- 資格取得や能力開発のための情報提供や支援を行っている。
- 公共職業安定所以外にも、パートバンクや母子家庭等就業・自立支援センター等、様々な機関を活用し、また必要なに応じて、職場開拓を行い、求人案内の情報提供を行っている。
- 職場や公共職業安定所等との連携や調整、同行支援を行っている。
- 母親が安心して就労できるように施設内保育や学童保育などの保育支援を行っている。
- 残業に対応した保育を行っている。
- 休日出勤に対応した保育を行っている。
- 就労のための、病後児保育を行っている。
- 就労に対する不安に関して、必要に応じた助言等の支援を行っている。

1－(10)－② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。

【判断基準】

- a) 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている
- b) 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っているが、十分ではない。
- c) 就労継続が困難な母親への支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 就労継続に向けては、母親の能力や環境など状況に配慮しながら、福祉制度を活用するなどのきめ細かな支援が必要になります。
- 職場でのストレスや人間関係などの相談に応じ、適切に助言を行うなど悩みの解消などに努めることが必要です。
- 母親の希望に応じて、就労継続のための職場との関係調整を図ることは、非常に重要な支援です。
- 特別な配慮の必要な母親や外国人の母親に対しては、その心身等の状況に応じた支援を行わなければなりません。
- 就労継続が難しい母親であっても、支援体制を整えるなどの配慮によって、積極的に入所を受け入れていくことが求められます。

評価の着眼点

- 職場環境、人間関係に関する相談や助言など、個々に対応した幅広い支援を行っている。
- 母親が望む場合、就労継続のために職場との関係調整を行っている。
- 活用可能な就労支援制度を利用できるよう支援している
- 障害がある場合や外国人の母親の場合、その心身等の状態や意向に配慮しながら、就労の継続に向けての支援を行っている。
- 就労継続が困難な母親を積極的に受け入れている。
- 就労支援のための体制を構築している。
- 必要に応じて福祉的就労の活用を図っている。

1－（11）支援の継続性とアフターケア

1－（11）－① 施設の変更又は変更による受入れを行うに当たり、継続性に配慮した対応を行っている。（共通Ⅲ－3－（2）－①）

【判断基準】

- a) 施設の変更又は変更による受入れを行うに当たり、継続性に配慮した支援を行っている。
- b) 施設の変更又は変更による受入れを行うに当たり、継続性に配慮した支援を行っているが、十分ではない。
- c) 施設変更又は変更による受入れを行うに当たり、継続性に配慮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- ここでいう「施設の変更」とは、母子分離により子どもが児童養護施設等に措置入所となることや、夫等に発見されるおそれが強く、母親と子どもの身の安全を図るために別の母子生活支援施設に入所となることです。また、「変更による受入れ」とは、児童養護施設等から子どもを引き取り、母子の再統合を図る入所のことや、別の母子生活支援施設からの入所のことです。
- 母子分離や再統合などの施設の変更又は変更による受入れを行うに当たり、継続性に配慮した支援が望まれます。母親や子どもが新しい生活をスムーズに行えるような配慮のもと、移行前の支援として引き継ぎや申し送りの手順・文書等の内容をあらかじめ定めておくことが必要となります。
- 切れ目のない支援を行うために、前任の担当者から後任の担当者に適切に引き継ぐとともに、日頃から連絡会や合同研修会に参画し、他の社会的養護の施設の理解に努める必要があります。

評価の着眼点

- 子どもの発達や生活の記録、アルバム作成などを行い支援の継続性に活用している。
- 移行前の支援として、引き継ぎや申し送りの手順・文書等の内容をあらかじめ定めている。
- 施設の変更の際にはそれまでの記録や支援計画を基に必要な情報交換と引き継ぎを行っている。
- 施設の変更後も、母親や子どもが相談できるように窓口や担当者等の取り決めをしている。
- 変更による受入れの際には、前任の担当者から育ちの記録等の文書を使い適切に引き継ぎを行っている。
- 他の社会的養護の施設と協議して連絡会や合同研修会を開催し、参加している。

1－(11)－② 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。

【判断基準】

- a) 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。
- b) 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っているが、十分ではない。
- c) 退所後の支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○退所後の支援については、個々の状況を把握した上で、母親、子どもそれぞれの意向を十分にくみながら、具体的な支援を行う必要があります。そして、退所した地域で安定した生活を送れるよう取組が求められます。

評価の着眼点

- 退所後の支援が効果的に行われるよう、退所後の支援計画を作成している。
- 退所した地域で健康で安心して暮らすために、必要に応じて退所先の行政機関、医療福祉、ボランティア・NPO団体をはじめ、幅広い地域の関係機関や団体とネットワークを形成し、母親と子どもが適切な支援が受けられるようにしている。
- 退所した地域を担当する母子自立支援員や民生委員、児童委員等と連携している。
- 退所後も、電話や来所によって施設に相談できることを母親と子どもに説明し、個々の状況に配慮しながら、生活や子育て等の相談や同行等必要な支援を提供している。
- 退所後も、学童保育や学習支援、施設行事への招待等の支援を行っている。
- 必要に応じて退所先への訪問を行っている。

2 自立支援計画、記録

2- (1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定

- 2- (1) -① 母親と子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、母親と子どもの個々の課題を具体的に明示している。
(共通Ⅲ-4-(1)-①)

【判断基準】

- a) 母親と子どもの心身の状況や生活状況等を正確に把握しており、定められた手順に従って支援を行う上の解決すべき課題（ニーズ）を具体的に明示している。
- b) 母親と子どもの心身状況や生活状況等を把握しているが、定められた手順に従ってサービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）を十分に明示していない。
- c) 母親と子どもの心身状況や生活状況等を正確に把握しておらず、定められた手順に従ってサービス実施上の解決すべき課題（ニーズ）を具体的に明示していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- アセスメントには母親と子どもの心身の状況や生活状況等を把握するとともに、母親と子どもにどのような支援を行う上のニーズがあるかを明らかにすることが含まれます。
- 母親と子どもの状況を正確に把握し、ニーズを明らかにすることは、自立支援計画策定の基本となる重要なプロセスです。心身状況や生活状況あるいはニーズを、施設が定めた統一された手順と様式によって把握する必要があります。
- 児童相談所等の関係機関との話し合いや関係書類、母親と子ども本人との面接などで、母親と子どもの心身の状況や生活状況、保護者（親族）の状況など家庭環境、学校での様子など必要な情報を収集することが求められます。
- 福祉事務所等の関係機関との話し合いや関係書類、母親本人と子ども本人との面接などで、母親と子どもの心身の状況や生活状況、親族の状況、問題解決能力等の必要な情報を収集することが求められます。
- また、支援開始直後には、事前に把握していた心身状況や生活状況等が実際と異なっている場合もあるため、そのような状況も視野に入れた計画的なアセスメントが行われる必要があります。
- 本評価基準では、①支援開始前後におけるアセスメントに関する手順が施設として定められているかどうか、②手順は正確なアセスメントを行うために計画的なものになっているかどうか、③その方法に従って実施されているかどうか、さらに、④アセスメントによって、母親と子ども全員について、個別に具体的なニーズが明示されているかどうかを評価します。定期的なアセスメントの見直しについても、施設として手順が定められていることが求められます。
- 評価方法は、訪問調査において、聴取、母親と子どもの数名分のアセスメント票、自立支援計画や記録等文書確認によって行い、支援の開始前に誰がどのような形でアセスメントを行

ったか、開始直後にはどのような体制で母親と子どもの状況を確認したか、開始前の情報と開始後の状況に違いがあった場合に、どのような手順で対応しているか、母親と子どものニーズをどのように明確化し自立支援計画へ反映しているか、それらの情報はどのように記録されているか等を確認します。

○施設としてアセスメントを全く行っていないことは想定していませんが、その場合はc) 評価となります。

評価の着眼点

- 把握した母親と子どもの心身の状況や生活状況等の情報を、総合的に分析、検討した課題を適切に把握し、施設が定めた統一した様式によって記録している。
- アセスメントの定期的見直しの時期と手順を定めている。
- 部門を横断した様々な職種の関係職員（種別によって組織以外の関係者も）が参加して、アセスメントに関する協議を実施している。
- 母親と子ども一人一人の具体的なニーズが明示されている。
- 様式の中には、母親と子どもの強みや長所など伸ばすことも記載している。
- アセスメントは、母親と子どもの担当職員をはじめ、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行っている。
- 母親と子どもそれぞれ個別にアセスメントを行っている。
- アセスメントは、母親と子どもの担当職員をはじめ、心理療法担当職員などが参加するケース会議で合議して行っている。

2-(1)-② アセスメントに基づいて母親と子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。(共通Ⅲ-4-(2)-①)

【判断基準】

- a) アセスメントに基づいて母親と子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。
- b) アセスメントに基づいて母親と子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させているが、十分ではない。
- c) アセスメントに基づいて母親と子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準の「自立支援計画」とは、母親と子ども一人一人について具体的な支援の内容が記載された自立支援計画を指します。自立支援計画には、アセスメント結果を適切に反映させることが必要です。
- 本評価基準では、自立支援計画の策定に当たって、施設での体制が確立しているかどうかを評価します。具体的には、まず自立支援計画策定の責任者の設置を求めます。自立支援計画は、医療やメンタル面での支援等も含めた総合的な視点で作成されなければならないこと、実施状況の評価・見直しに当たっても、総合的な視点からより良い状態を検討する必要があること等、全体を統括する責任者が必要だからです。
- 責任者とは、必ずしも自立支援計画を直接作成する者を意味していません。各部門の担当者の意見を、集約・調整する場を設定し、その場に参画して自立支援計画の内容の決定までを統括する、また保護者への連絡や説明等を行う、等が責任者に求められる役割です。
- 役割分担は、施設の状況に応じて異なっても構いません。施設として自立支援計画の策定方法が定まっていること、それぞれの担当者がその定められた方法における役割を果たしていること、全体の内容を掌握した責任者が配置されていることなどが求められます。
- さらに、アセスメント結果を自立支援計画に適切に反映しているかについても評価します。関係職員で協議を行い、アセスメント結果に基づき、課題解決のための目標と、目標達成に向けた具体的な取組を自立支援計画に反映しているか等を判断します。
- 策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ統合されたものでなければなりません。

評価の着眼点

- 自立支援計画策定の責任者（基幹的職員等）を設置している。
- 自立支援計画を策定するための部門を横断した様々な職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、利用者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- 自立支援計画どおりに支援が行われていることを確認する仕組みが構築されるとともに、機能している。
- 児童相談所と援助方針等について打ち合わせ、自立支援計画に反映している。
- 策定した自立支援計画を児童相談所に提出し、共有している。
- 自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めている。
- 支援目標は、母親と子どもに理解できる目標として表現し、努力目標として母親と子どもに説明し、合意と納得を得ている。

2-(1)-③ 自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の直しを行う手順を施設として定め、実施している。(共通Ⅲ-4-(2)-②)

【判断基準】

- a) 自立支援計画について、定期的実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。
- b) 自立支援計画について、定期的実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 自立支援計画について、定期的実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 母親と子ども一人一人に対する支援の質の向上を図るためには、策定した自立支援計画について、恒常的な取組にしていかなければなりません。
- そのために、自立支援計画の評価・見直しに関する施設として決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、自立支援計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望まれます。
- また、支援の実施状況が責任者に確実に伝わる仕組みが必要です。実施記録での支援の実施状況の確認や、担当者からの報告ルート等が、システムとして成立しており、責任者が総合的な視点で情報を管理している状態を求めています。
- 自立支援計画の見直しでは、目標そのものの妥当性や、具体的な援助や解決方法の有効性等について検討しますが、変更に関する子どもや保護者等の意向の確認と同意を得ることが重要な留意点です。
- 自立支援計画の見直しは、母親と子どもとともに振り返り、母親と子どもの意向を確認し、併せて保護者の意向を踏まえて、それらを反映させつつ、母親と子どもの最善の利益を考慮して行うことが重要です。
- 定期的な評価結果に基づいて、必要があれば自立支援計画の内容を変更しているかどうかを、記録等と自立支援計画等の書面によって評価します。

評価の着眼点

- 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、ケース会議の参加職員、母親と子どもの意向把握と同意を得るための手順等、施設として仕組みを定めて実施している。
- 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- 計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証し、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築している。
- アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行っている。

2-(2) 記録の作成と適正な管理

2-(2)-① 母親と子ども一人一人の支援の実施状況を適切に記録している。(共通Ⅲ-2-(3)-①)

【判断基準】

- a) 母親と子ども一人一人の自立支援計画の実施状況が適切に記録されている。
- b) 母親と子ども一人一人の自立支援計画の実施状況が記録されているが、十分ではない。
- c) 母親と子ども一人一人の自立支援計画の実施状況が記録されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 母親と子ども一人一人に対する支援の実施状況は、施設の規定に従って統一した方法で記録される必要があります。記録は、職員の情報の共有化を図るとともに、自立支援計画の評価・見直しを行う際の基本情報となります。
- 適切に記録されているとは、自立支援計画に沿ってどのような支援が実施されたのか、その結果として母親と子ども一人一人の状態はどのように推移したか、について具体的に記録されていることを指します。
- 入所からアフターケアまでの支援の実施状況を、保護者等及び関係機関とのやりとり等を含めて適切に記録することが求められます。
- 評価方法は、訪問調査において、母親と子ども数名の自立支援計画と、それに対する記録等の書面を確認します。

評価の着眼点

- 自立支援計画に基づく支援が実施されていることを記録により確認することができる。
- 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導などの工夫をしている。
- 母親と子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録している。

2-(2)-② 母親と子ども等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を
確立し、適切に管理を行っている。(共通Ⅲ-2-(3)-②)

【判断基準】

- a) 母親と子ども等に関する記録管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 母親と子ども等に関する記録管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 母親と子ども等に関する記録管理について規程が定められていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- ここでいう「記録の管理」とは、書面による管理に加え電子データによる管理も含まれます。
- 母親と子ども等に関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要があります。
- 施設が保有する母親と子ども等の情報は、個人的な情報であり、その流出は母親と子ども等に大きな影響を与えることから、情報が外部に流出しない管理体制が必要となります。記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要です。
- 一方、情報開示については、保護者等から情報開示を求められた際の規程です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、母親と子ども等への配慮等が必要です。
- 評価方法は、訪問調査において規程等の確認、実際の記録の保管状況、開示請求への対応、保存と廃棄の確認等を行います。
- なお、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」は、個人情報に関する基本的概念等、理解しておかなければならない関連法令です。

評価の着眼点

- 記録管理の責任者が設置されている。
- 母親と子ども等の記録の保管、保存、廃棄に関する規程等を定めている。
- 母親と子ども等から情報の開示を求められた場合に関する規程を定めている。
- 記録の管理について個人情報保護と情報開示の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- 職員は、個人情報保護法を理解し、遵守している。
- 職員に守秘義務の遵守を周知している。

2-(2)-③ 母親と子ども等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。(共通Ⅲ-2-(3)-③)

【判断基準】

- a) 母親と子ども等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組が行われている。
- b) 母親と子ども等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組が行われているが、十分ではない。
- c) 母親と子ども等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組が行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準は、母親と子ども等に関する情報の流れについて、施設としての取組を評価します。
- 母親と子ども等の状況等に関する情報とは、母親と子ども等の状況、支援の実施に当たり留意すべき事項、実施に伴う状況の変化、アセスメントや自立支援計画の実施状況等、母親と子ども等にかかわる日々の情報全てを指します。
- 共有化については、知っておくべき情報が職員に正確に伝わる仕組みが確立していることが必要です。その際、伝えてはならない情報、担当者で留めてよい情報と責任者等へ伝えるべき情報、他部門への伝達が必要な情報、速やかに伝えるべき内容と後日整理して伝えるべき内容等が的確に分別され、決められた方法によって伝達されていくことが求められます。
- 情報の流れと共有化について施設として管理することは、母親と子ども等の状態の変化や支援の内容の不具合に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。
- 引継ぎや申し送り、回覧等は当然に行われていることとして、施設の特性に応じた共有化へのより積極的な取組を評価します。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- 情報共有を目的として、ケース会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。
- 記録について、パソコンを利用している場合にはネットワークシステム等を利用して、パソコンを利用していない場合には台帳が整備され、施設内で情報を共有する仕組みを作っている。

2-(2)-④ 日々の業務について支援内容を適切に記録し、支援の分析・検証や職員間の情報共有に活用するとともに、説明責任を果たす取組を行っている。

【判断基準】

- a) 日々の業務について支援内容を適切に記録し、支援の分析・検証や職員間の情報共有に活用するとともに、説明責任を果たす取組を行っている。
- b) 日々の業務について支援内容を適切に記録し、支援の分析・検証や職員間の情報共有に活用するとともに、説明責任を果たす取組を行っているが、十分ではない。
- c) 日々の業務について支援内容を適切に記録していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- それぞれの職種の日誌、事業ごとの日誌等を記録、整備しておくことが必要です。
- 自立支援会議や連携会議等の会議についても適切に記録し、会議録を整備しておくことも重要です。
- それらの記録の情報を職員間で共有し、支援に役立てるとともに、説明を求められた場合には、支援を説明できるよう、適切に管理し保管しておかなければなりません。

評価の着眼点

- 母子支援員日誌等、職種ごとの記録を整備している。
- 保育日誌等、事業ごとの記録を整備している。
- 自立支援会議録等、会議ごとの記録を整備している。
- 日直日誌を整備している。
- その他の必要な日誌・記録を整備している。
- これらの記録を活用して、情報の共有や支援の分析・検証をしている。

3 権利擁護

3- (1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮

3- (1) -① 母親と子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示し、職員が共通の理解を持つための取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(1)-①)

【判断基準】

- a) 母親と子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示し、職員が共通の理解を持つための取組を行っている。
- b) 母親と子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示し、職員が共通の理解を持つための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 母親と子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 支援の実施では、母親と子どもの意向を尊重することは当然ですが、さらに、母親と子どものQOLの向上を目指した積極的な取組が求められています。
- 施設の種別や支援の内容の違いによって、母親と子ども尊重の具体的な留意点は異なるので、施設としての基本姿勢と、施設全体の意識向上への取組を中心に評価を行います。施設の基本姿勢は、理念や基本方針に明示されていることを前提とします。
- 共通の理解を持つための取組の具体例としては、母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮に関する施設の勉強会・研修や、実施する支援の標準的な実施方法への反映、被措置児童等虐待防止についての周知徹底等が挙げられます。
- 母親と子どもへの支援は、感情的でない受容的な態度で行い、その人格を尊重することが求められます。
- 施設における支援は、母親と子どもを権利の主体として位置づけ、常に最善の利益に配慮した支援を行うという基本姿勢に基づくものでなければなりません。
- 本評価基準では、母親と子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示し、職員が共通の理解を持つための取組について評価を行います。

評価の着眼点

- 母親と子どもへの支援は、感情的でない受容的な態度で行い、その人格を尊重することを基本としている。
- 施設長や職員が母親や子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加し、人権感覚を磨くことで、施設全体で権利擁護の姿勢を確立させている。
- 母親と子どもを尊重した姿勢を、個々の支援の標準的な実施方法等に反映させている。
- 理念や基本方針に、子どもを尊重した支援の実施について明示している。
- 母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。
- 被措置児童等虐待防止について職員に周知徹底している。

3-(1)-② 社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援を行っている。

【判断基準】

- a) 社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援を行っている。
- b) 社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援を行っているが、十分ではない。
- c) 社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることの職員の共通の理解がなく、日々の支援において実践していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設における支援では、母親と子どもの個性を受容しその権利を尊重して、常に母親と子どもの最善の利益に配慮した支援をめざすことが求められます。
- 本評価基準では、社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援を行っているかについて評価を行います。
- 職員の基本的姿勢や職業倫理、権利擁護の研修への参加など、施設における具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

- 母親と子どもの個性を尊重し、母親と子どもの希望や意見に可能な限り応えている。
- 日常生活の場面で、母親と子どもから意見を引き出せるよう取り組んでいる。
- 人権に配慮した支援を行うために、職員一人一人の職業倫理並びに職員としての職務及び責任の理解と自覚を持っている。
- 施設全体の質の向上を図るため、職員一人一人が、実践や研修を通じて専門性を高めるとともに、実践の内容に関する職員の共通理解や意見交換を図り、協働性を高めている。
- 職員どうしの信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と母親との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って支援に当たっている。
- 母親や子どもの意向に沿うことが、結果として母親と子どもの利益につながることもあることを踏まえ、適切に支援している。
- 受容的・支持的なかかわりを基本としながら母親と子どもの状況に応じて適切な対応ができるよう、常に母親と子どもの利益を考慮し真摯に向き合っている。
- 母親や子どもの希望に応えられない事柄については、その理由をその都度母親や子どもに説明して、理解を求めている。

3-(1)-③ 母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(1)-②)

【判断基準】

- a) 母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。
- b) 母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、職員に周知する取組が、十分ではない。
- c) 母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○ここでいうプライバシーとは、「他人に干渉されたりしない、安心して過ごすことのできる各個人の私生活上の自由」のことです。母親と子どものプライバシー保護については母親と子どもの尊重の基本であり、例えば、母親と子どもが他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければなりません。母親と子どもからの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。なお、個人情報保護に関する取組は本評価基準にいうプライバシーの対象ではありません。(個人情報保護に関する取組は、2-(2)-②「利用者に関する記録の管理体制が確立している。」の項目の対象となります。)

○職員に対し、母親と子どものプライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解させること、種別に応じた留意点に関する規程・マニュアル等を作成して周知徹底することが必要です。周知徹底は、単に職員に規程・マニュアル等を配布しただけではb)評価となります。

○支援の場面ごとに作成されている手順書の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、本評価基準での「規程・マニュアル等」と認めることができます。

○施設の場合、通信、面会に関するプライバシー保護や、入浴・排泄等生活場面におけるプライバシー保護について、設備面での配慮や工夫も含めた組織としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて全体を評価します。

○評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。

評価の着眼点

□母親と子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等の整備や、施設・設備面での工夫等、組織として具体的に取り組んでいる。

□居室への立ち入りや手紙の開封等が必要な場合の事前説明と本人の同意等について手続きを定めて行っている。

□母親と子どものプライバシー保護に関する基本的知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識、利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。

□規程・マニュアル等に基づいた支援が実施されている。

3- (1) -④ 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。

【判断基準】

- a) 母親と子ども個人の思想や信教の自由が保障されている。
- b) ー
- c) 母親と子ども個人の思想や信教の自由が尊重されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 母親と子ども個人の思想や信教の自由については、最大限に配慮して保障していくことが大切です。
- 児童の権利条約では、子どもの思想、良心、宗教の自由を保障しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。
- 本評価基準では、母親と子ども個人の思想や信教の自由を保障するための施設における取組を評価します。

評価の着眼点

- 施設において宗教的活動を強要していない。
- 個別的な宗教活動は尊重している。
- 母親と子どもの思想や信教の自由については、最大限に配慮し保障している。
- 母親の思想や信教によって、その子どもの権利が損なわれないよう配慮している。

3- (2) 母親と子どもの意向や主体性の配慮

3- (2) -① 母親と子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、支援の内容の改善に向けた取組を行っている。(共通Ⅲ-1-(2)-①)

【判断基準】

- a) 母親と子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、支援の内容の改善に向けた取組を行っている。
- b) 母親と子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、支援の内容の改善に向けた取組を行っているが、十分ではない。
- c) 母親と子どもやの意向に配慮する姿勢が明示されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設では、「自立支援計画」の作成に際して、母親と子どもの意向の確認が必要となっています。それだけでなく、施設として母親と子どもの意向を把握する仕組みを整備しているか、また、調査等の結果を活用し、組織的に支援の改善に向けた取組が行われているか評価します。
- 職員は日常的な会話の中で発せられる母親と子どもの意向をくみ取り、また、施設として、母親と子どもの意向調査、個別の聴取等を行い、改善課題の発見に努めることが大切です。
- 具体的には、母親と子どもの意向に関する調査、子どもや保護者への個別の聴取、生活場面面接等があります。母親と子どもの意向に関する調査等を定期的に行うことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料となります。
- さらに、母親と子どもの意向への配慮に関する調査の結果を活用し、具体的な支援の改善に結びつけているかどうか、そのために組織として仕組みを整備しているかどうかを評価します。
- 調査結果を分析・検討する担当者・担当部署の設置、定期的な検討会議開催等の仕組みが求められます。
- このような仕組みが機能することで、職員の母親と子どもの意向への配慮に対する意識を向上させ、施設全体が共通の問題意識のもとに改善への取組を行うことができるようになります。調査結果が職員に共有されているかどうか、評価の対象となります。
- 評価方法は、調査結果に関する分析や検討内容の記録、改善策の実施に関する記録等の書面や、訪問調査での具体的な取組の聴取等によって確認します。

評価の着眼点

- 母親と子どもの意向を把握する目的で、母親と子どもへの個別の相談面接や聴取、母親と子どもとの懇談会を定期的に行っている。
- 母親と子どもの意向に関する調査の担当者・担当部署の設置や、把握した結果を分析・検討するために、母親と子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。
- 分析・検討の結果に基づいて具体的な改善を行っている。

3- (2) -② 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。
- b) 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）の推進に努め、施設における生活改善に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 母子生活支援施設では、母親と子どもの安定した日常生活への支援と同時に、母親と子どもの自主性を尊重した施設生活改善への活動の推進が求められます。このような活動は、母親と子どもが自らの権利を学び、生活を自らの手で改善する力を育むための支援となります。
- 母親と子ども自身による主体的な活動の推進に向けた具体的な取組や、それらに対する職員のかかわりについて評価します。
- 本評価基準は施設内の自治会等における母親と子どもの意見表明の機会確保や、主体的な取組について評価するものです。

評価の着眼点

- 子ども自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるような活動（施設内の自治会活動等）を実施している。
- 子どもが問題や課題について主体的に検討し、その上で取組、実行、評価するといった内容を含んだ活動をしている。
- 活動を通して、子どもの自己表現力、自律性、責任感などが育つよう必要な支援をしている。
- 母親が自らの権利を学び、自主的に自分の生活を改善していく力を養えるよう支援している。
- 母親の自治会活動等を通して、母親の自己表現力、自律性、責任感などに対する支援を行っている。

3- (2) -③ 施設が行う支援について事前に説明し、母親と子どもそれぞれが主体的に選択（自己決定）できるよう支援している。

【判断基準】

- a) 施設が行う支援について事前に説明し、母親と子どもそれぞれが主体的に選択（自己決定）できるよう支援している。
- b) 施設が行う支援について事前に説明し、母親と子どもそれぞれが主体的に選択（自己決定）できるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 施設が行う支援について事前に説明していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 適切な情報提供は、母親と子どもの知る権利を守り、主体性のある力を高めること（エンパワメント）につながります。
- 情報提供は母親と子どもの意見表明や自己決定の前提となるものであることから、提供する情報の内容や、その方法にも十分な配慮が求められます。
- 本評価基準では、母親と子ども自身が選択する力を身につけ、自己確立を図るという基本的な考え方に基づき、十分な情報提供、説明が行われているかどうかについて具体的な取組みを評価します。

評価の着眼点

- 施設が提供する支援内容について、理解できるようわかりやすい説明等を工夫し、自己決定により主体的に活用できるように働きかけている。
- 母親と子どもの自己決定の重要性について職員全員が十分認識している。
- 必要な情報を提供し、主体的な選択ができるようにしている。
- 母親と子どもの決定が異なる場合には、必要な調整を行っている。
- 常に母親と子どものニーズの把握をし、必要な情報やニーズに応じた支援メニューを提供するよう努めている。

3- (3) 入所時の説明等

3- (3) -① 母親と子ども等に対して、支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。(共通Ⅲ-3-(1)-①)

【判断基準】

- a) 母親と子ども等に対して、支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報を積極的に提供している。
- b) 母親と子ども等に対して、支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 母親と子ども等に対して、支援の内容を正しく理解できるような情報を提供していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設長には、母親と子ども等、又は関係機関が支援の内容を正しく理解することができる情報を提供することが求められています。
- ここで言う情報とは、支援の内容を正しく理解できるような母親と子ども等、又は関係機関の視点に立った情報を指します。
- 支援の内容がわかりやすく紹介された印刷物の作成、ホームページの作成、紹介ビデオの作成、見学・体験希望者への対応等、母親と子ども等、又は関係機関が情報を簡単に入手できるような取組、工夫が必要です。
- 本評価基準では、支援の内容等について施設が積極的に情報提供を行うことを求めています。

評価の着眼点

- インターネットを利用して、施設を紹介したホームページを作成し公開している。
- 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容になっている。
- 見学、体験入所、一日利用等の希望に対応している。
- 施設の様子(内容)がわかりやすく紹介された印刷物等を作成し、希望があれば見学にも応じるなど支援の内容を正しく理解できるような工夫を行っている。
- 母親と子ども等、又は関係機関が入手しやすいパンフレットを福祉事務所に置くなどの取組を行っている。
- 施設の機能、役割を正しく理解できるような工夫を行っている。

3- (3) -② 入所時に、施設で定めた様式に基づき支援の内容や施設での約束ごとについて母親と子ども等にわかりやすく説明している。(共通Ⅲ-3-(1)-②)

【判断基準】

- a) 入所時には、支援の内容や施設での約束ごとについて施設が定める様式に基づき母親と子ども等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 入所時には、支援の内容や施設での約束ごとについて施設が定める様式に基づき母親と子ども等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 入所時には、支援の内容や施設での約束ごとについて施設が定める様式に基づき母親と子ども等に説明を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、入所時に、母親と子ども等にわかりやすく説明を行っているかどうかの評価のポイントになります。
- 母親と子ども等に対する説明は、どの母親と子どもに対しても、施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることを前提としています。また、本人が説明を受けることが困難な母親と子どもに対して、施設がどのような支援の方法をとっているかも確認します。
- 特に、母親と子どもの不安を解消し、施設生活を理解できるような説明、さらに担当者を決めて温かみのある雰囲気の中で、母親と子どもに安心感を与えるような適切な支援も必要となります。
- 評価方法は、訪問調査において、説明の様式・内容や援助の内容と状況を聴取します。また、母親と子ども等への説明内容が具体的に記録された書面を確認します。書面での確認ができない場合はc) 評価となります。

評価の着眼点

- 入所時に、支援の内容が具体的に記載された資料を用意して、母親と子ども等に説明している。
- 説明に当たっては、母親と子ども等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- 施設の規則、面会や外泊などの約束ごとや生活上の留意点等についてわかりやすく説明している。
- 母親と子どもの不安を解消し施設生活を理解できるよう配慮し、担当者を決めて適切な援助を行っている。
- 様々な支援の利用方法や施設のルール、個人情報の取扱いや設備の使用法など、施設で生活を行う上で必要な情報をわかりやすく説明し、母親と子どもが安心感を得られるように配慮している。
- 丁寧な説明をすることで、母親と子どもの不安を解消し、これからの生活に展望が持てるよう配慮している。

3- (4) 母親や子どもが意見や苦情を述べやすい環境

- 3- (4) -① 母親と子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、母親と子どもに伝えるための取組を行っている。
(共通Ⅲ-1-(3)-①)

【判断基準】

- a) 母親と子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備され、そのことを子どもに伝えるための取組が行われている。
- b) 母親と子どもが相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを子どもに伝えるための取組が十分ではない。
- c) 母親と子どもが相談したり意見を述べたい時に、相談方法や相談相手を選択できない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、組織として母親と子どもが相談したり意見を述べたりしやすいような方法をどのように構築しているか評価します。
- 相談方法や相手を選択できるとは、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置する等、専門的な相談、あるいは組織に直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手が用意されているような取組を指します。
- 取組を実効あるものにしていくためには、母親と子ども等に十分に周知されている必要があります。入所時に説明を行うだけでなく、日常的に相談窓口を明確にした上で、その内容をわかりやすい場所に掲示する、日常的な言葉かけを積極的に行う等の取組も評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査によって組織としての取組を聴取し、書面や実際の施設内の見学等で確認します。

評価の着眼点

- 母親と子どもが、複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを、わかりやすく説明した文書を作成している。
- 母親と子ども等に、その文書を配布している。
- 母親と子ども等に十分に周知し、日常的に相談窓口を明確にした上で、内容をわかりやすい場所に掲示している。
- 相談や意見を述べやすいようなスペースに配慮している。
- 母親と子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員の関係づくりに取り組んでいる。
- 普段の母親と子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいる。
- 発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない母親と子どもに対して、職員が代弁者としての役割を果たすよう努めている。
- 日常生活の場面で、面接を実施し、母親と子どもから意見を引き出すよう取り組んでいる。
- すぐに対応することが難しいことについても、職員会議等で話し合う等の取組を行っている。

3- (4) -② 苦情解決の仕組みを確立し、母親と子ども等に周知する取組を行うとともに、
苦情解決の仕組みを機能させている。(共通Ⅲ-1-(3)-②)

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され母親と子ども等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され母親と子ども等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法第82条によって、社会福祉事業の経営者は、利用者等からの苦情の適切な解決に努めることが求められています。また、各福祉施設の最低基準等においては、利用者等からの苦情への対応が規定されています。本評価基準では、これらの背景を踏まえて、実際に苦情解決の仕組みが組織の中で確立され機能しているかどうか、また組織が苦情解決について、提供する支援の内容に関する妥当性の評価や改善課題を探るための有効な手段と位置付けているかどうかを評価します。
- 苦情解決の体制については、①苦情解決責任者の設置（施設長、理事長等）、②苦情受付担当者の設置、③第三者委員の設置が求められています。第三者委員は、苦情解決についての密室性の排除と社会性・客観性の確保、利用者の立場に立った苦情解決の援助のために設置されるもので、人数は複数が望ましいとされています。
- 苦情解決の手順については、苦情解決の仕組みを利用者等に十分周知しているかどうか、苦情を受け付けた時の正確な記録と苦情解決責任者への報告が行われているかどうか、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果を記録しているかどうか、苦情を申し出た利用者等に経過や結果をフィードバックしているかどうか、苦情を申し出た利用者等に不利にならない配慮をした上で公表しているかどうか、等が評価のポイントとなります。
- また、組織が苦情解決への取組を、利用者保護の視点と同時に、支援の質の向上に向けた取組の一環として積極的にとらえているかどうかを、体制の整備や解決手順・結果公表等の具体的な取組によって評価します。
- 苦情解決責任者が設置されていない、苦情受付担当者が設置されていない、第三者委員が設置されていない、解決への話し合いの手順等が特に決まっていない、公表を行っていない場合はc) 評価となります。

評価の着眼点

- 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）を整備している。
- 苦情解決の仕組みを説明した資料を母親と子ども等に配布、説明しているとともに、わかりやすく説明した掲示物を掲示している。
- 母親と子ども等に対して、苦情記入カードの配布や匿名アンケート実施など母親と子どもが苦情を申し出やすい工夫を行っている。
- 苦情を受け付けて解決を図った記録が適切に保管されている。
- 苦情への検討内容や対応策を、母親と子ども等に必ずフィードバックしている。
- 苦情を申し出た母親と子ども等に配慮した上で、苦情内容及び解決結果等を公表している。

3-(4)-③ 母親と子ども等からの意見や苦情等に対して対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。(共通Ⅲ-1-(3)-③)

【判断基準】

- a) 母親と子ども等からの意見等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。
- b) 母親と子ども等からの意見等に対する対応マニュアルを整備しているが、迅速に対応していない。
- c) 母親と子ども等からの意見等に対する対応マニュアルを整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準は、苦情に限定されない母親と子ども等からの意見や、提案への対応について評価します。苦情に対しては、迅速な対応を心掛けている施設も多いと思われませんが、意見や提案に対しても同様に迅速な対応体制を整えることが、母親と子ども等からの信頼を高めることにつながります。
- 施設には、母親と子ども等からの苦情のみならず、意見や提案から組織の改善課題を発見し、支援の質を向上させていく姿勢が求められます。この姿勢を具体化したものが、本評価基準で取り上げている「対応マニュアル」となります。
- 対応マニュアルには、意見や提案を受けた後の手順や、具体的な施設内での検討等対応方法、記録の方法さらには母親と子どもへの経過と結果のフィードバック、公表の方法などがその内容別に具体的に記載されているとともに、より効果的な仕組みとしていくために、対応マニュアルの見直しを行うことが必要となります。
- また、対応マニュアルに沿って対応を図ることはもとより、母親と子ども等からの意見や苦情を、実施する支援や施設運営の改善につなげていかなければなりません。
- 本評価基準では、対応マニュアルの整備のほか具体的に支援や施設運営の改善につなげている取組も含めて評価します。

評価の着眼点

- 意見や提案を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について規定したマニュアルを整備している。
- 対応マニュアルに沿った取組がなされており、意見や提案のあった母親と子ども等には、検討に時間がかかる場合も状況を速やかに報告している。
- 対応マニュアルの定期的な見直しを行っている。
- 苦情や意見等を支援や施設運営の改善に反映している。
- 母親と子どもの希望に応えられない場合は、その理由を子どもに説明して、理解を求めている。

3- (5) 権利侵害への対応

3- (5) -① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。

【判断基準】

- a) いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。
- b) -
- c) 職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりによる権利侵害を防止するための取組が十分ではない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 職員等による支援では、いかなる場合においても体罰や人格を辱めるような懲戒は許されるものではありません。
- 職員研修等を通じて、不適切なかかわりによる権利侵害を行わないことへの意識を高めることのほか、日頃から不適切なかかわりによる権利侵害の起こりやすい状況や場面について検証するとともに、不適切なかかわりによる権利侵害をしない援助技術の習得を図る等の取組が求められます。
- また、不適切なかかわりによる権利侵害があった場合を想定して、施設長が職員・利用者双方に事実確認や原因の分析等を行うことや、「就業規則」等の規程に基づいて、厳正に処分を行う仕組みを整備することも必要となります。
- 本評価基準では、職員からの不適切なかかわりによる権利侵害を行わないための取組について評価します。

評価の着眼点

- 「就業規則」等の規程に、体罰の禁止や権利侵害の防止を明記している。
- 不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、具体的な例を示しながら、研修や話し合いを行い、職員による不適切なかかわりを行わないための支援技術を習得させている。
- 不適切なかかわりの禁止を職員等に徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。
- 不適切なかかわりがあった場合を想定し、施設長が職員と利用者の双方に事実確認や原因の分析等を行うことや「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつけられている。
- 施設長は、職員からの暴力や言葉による脅かしなどの不適切なかかわりが発生した場合に対応するためのマニュアル等を整備し、規程に基づいて厳正に対応している。

3-(5)-② いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。

【判断基準】

- a) いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。
- b) いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないように取り組んでいない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 身体的暴力、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅迫等の心理的虐待、セクシャルハラスメント等、不適切な行為は絶対に許されるものではありません。
- 不適切な行為を伴わない人とのかかわりについて、母親や子どもに伝え、良好な人間関係の構築を図る必要があります。
- 日頃から、職員研修や具体的な体制整備を通じて、母親や子どもによる他者への不適切な行為の防止について対策を講じておく必要があります。
- 本評価基準では、母親や子どもによる他の入所者等への不適切な行為の防止・早期発見に向けた具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

- 不適切な行為の防止について、具体的な例を示して、母親と子どもに周知している。
- 不適切な行為に迅速に対応できるように、母親と子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。
- 不適切な行為の防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことの確認や職員体制の点検と改善を行っている。
- 不適切な行為を伴わない人とのかかわりについて、母親や子どもに伝え、良好な人間関係の構築を図っている。

3- (5) -③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- b) 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 体罰はもとより、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅迫等の心理的虐待等、不適切なかかわりは絶対に許されるものではありません。
- 日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて、子どもへの不適切なかかわりの防止について対策を講じておく必要があります。
- 本評価基準では、母親から子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止・早期発見に向けた具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

- 不適切なかかわりに迅速に対応できるように、子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。
- 子どもが自分自身を守るための知識・具体的方法について学習する機会を設けている。
- 不適切なかかわりを伴わない子育てについて母親に伝え、良好な親子関係の構築を図っている。
- 常に親子関係の把握に努め、適切な助言や支援を行っている。

4 事故防止と安全対策

4-① 事故、感染症の発生時など緊急時の母親と子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。(共通Ⅱ-3-(1)-①)

【判断基準】

- a) 母親と子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し機能している。
- b) 母親と子どもの安全確保のために、組織として体制を整備しているが、十分に機能していない。
- c) 母親と子どもの安全確保のために、組織として体制を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 母親と子どもの安全を確保することは、最も基本的な社会的養護の質を保証するものです。安全確保のための体制を整備することは最低限の義務として当然のことであり、社会的養護の質の向上を目指す意味からも事故防止等に積極的に取り組む必要があります。
- また、安全確保のための体制の確立には、施設長が明確な目的意識のもとにリーダーシップを発揮することが求められます。
- 安全確保の取組は、組織的・継続的に行われなければその成果は望めません。母親と子どもの安全確保を目的としたマニュアル等を整備した上で、組織内のシステムを確立し実行していくことは、母親と子どもの安全等に関する意識を職員全体で向上させていくことにもつながります。
- 具体的には、①責任を明確にした安全確保のための体制の確立（緊急時の対応体制を含む）、②担当者・担当部署の設置、③定期的な検討の場の設置、④事故防止策実施の定期的な評価・見直しの実施等が挙げられます。
- なお、安全確保のために把握すべきリスクには、衛生上のリスク、感染症のリスク、急病及び不審者の侵入、施設外で利用者が遭遇する可能性のあるリスク（犯罪、事故等）等、母親と子どもにかかわる全てのリスクを含みます。

評価の着眼点

- 施設長は母親と子どもの安全確保の取組について、リーダーシップを発揮している。
- 母親と子どもの安全確保に関する担当者・担当部署を設置し、その担当者等を中心にして、関係職員の参画のもとで定期的に安全確保に関する検討会を開催している。
- リスクの種類別に、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- 事故発生対応マニュアル、衛生管理マニュアル等を作成して職員に周知しているとともに、マニュアル類は定期的に見直しを行っている。
- 不審者の侵入等の緊急時の安全確保の体制が整備されている。
- 施設周辺等における不審者等の情報について、日頃から地域や警察等の関係機関と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとっている。
- 母親と子どもが犯罪や事故の被害から自分を守るため、施設外での行動に当たって遵守すべき事項について支援している。

4-② 災害時に対する母親と子どもの安全確保のための取組を行っている。
(共通Ⅱ-3-(1)-②)

【判断基準】

- a) 地震、津波、大雪などの災害に対して、母親と子どもの安全確保のための取組を積極的に行っている。
- b) 地震、津波、大雪などの災害に対して、母親と子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、大雪などの災害に対して、母親と子どもの安全確保のための取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 母親と子どもの安全確保をするためには、支援上のリスク対策のみならず、災害時に対しても、組織的に対策を講じることが必要です。
- 特に施設においては、災害時においても、母親と子どもの安全を確保するとともに支援を継続することが求められます。「支援の継続」の観点から、災害時に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要です。
- 消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、実効性の高い取組を積極的に行っているかどうか確認します。
- 例えば、ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどが挙げられます。
- ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、子どもや職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。

評価の着眼点

- 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。
- 災害時の対応体制を整えている。
- 母親と子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、全職員に周知されている。
- 食料や備品類などの備蓄リストを作成し、備蓄を進めている。
- 地元の消防署、警察、自治会、消防団連携するなど工夫して訓練を実施している。

4-③ 母親と子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策を行い、母親と子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。(共通Ⅱ-3-(1)-③)

【判断基準】

- a) 母親と子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い実行している。
- b) 母親と子どもの安全を脅かす事例を組織として収集しているが、要因分析と対応策の検討が十分ではない。
- c) 母親と子どもの安全を脅かす事例を組織として収集していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 母親と子どもの安全確保のための体制整備の面では施設長のリーダーシップが欠かせませんが、具体的な安全確保策を講じる際には業務の現場における知恵の活用が最も重要です。
- 本評価基準のポイントは、組織として母親と子どもの安全を脅かす事例の収集を、その仕組みを整備した上で実施しているかどうか、そして収集した事例を有効に活用しているかどうか、という点にあります。
- 事例の収集は、母親と子どもの安全確保を目的に組織として情報を共有化し、対策を講ずるために行うものです。職員個人の反省を促したり、ノルマを課す性格のものではないことに留意する必要があります。事例を収集して、その要因を分析し、対応策を検討・実施することで事故等の発生を防ぐとともに、職員の「危険への気付き」を促す効果が生まれます。
- 要因分析と対応策の検討は、組織的・継続的に行われていることがポイントです。単に収集事例の分類や一覧表の作成等に留まらず、課題を把握し、実効的な事故防止策等の策定と実行までつなげているものを評価します。
- また継続的な取組として、実施されている安全確保策についての定期的な評価・見直しを行う必要もあります。(母親と子どもの安全を脅かす事例には、衛生上のリスク、感染症のリスク等を含みます。)

評価の着眼点

- 法令で定められるもののほか、安全対策の一環として建物設備や遊具等の点検を行ったり、施設内外の危険箇所について把握している。
- 薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的にしている。
- 母親と子どもの安全を脅かす事例の収集を、その仕組みを整備した上で実施している。
- 収集した事例について、職員の参画のもとで発生要因を分析し、未然防止策を検討している。
- 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
- 災害や事故発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施している。
- 外部からの不審者等の侵入防止のための対策や訓練など不測の事態に備えて対応を図るとともに、地域の関係機関等と連携し、必要な協力が得られるよう努めている。

4-④ 十分な夜間管理の体制を整備している。

【判断基準】

- a) 十分な夜間管理の体制を整備している。
- b) 夜間管理の体制を整備しているが、十分ではない。
- c) 夜間管理の体制を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 夜間管理での職員不在は、母親と子どもへの支援を行う上で不適切と言わざるを得ません。
- DV被害者や虐待を受けた子どもへの支援において、職員による24時間の支援体制は大変重要なことと言えます。
- 職員の勤務シフトを工夫して、できるだけ早朝・夜間に複数の職員を配置することは重要です。
- 直接処遇職員ではない職員の宿直や管理宿直では、十分な支援体制とは言えません。
- 夜間管理のほか、日曜や祝日など休日の日直体制も重要です。

評価の着眼点

- 年間を通して24時間体制で、職員による宿直が行われている。
- 職員は複数体制で夜間管理を行っている。
- 緊急時に備えて、夜間でも対応できる体制を構築している。
- 夜間警備強化のため、防犯カメラやセンサー式照明等を設置している。
- 警察や警備会社への緊急通報装置を設置している。
- 不審者対策マニュアルを整備し、職員に周知している。
- 職員の勤務シフトを工夫して、早朝・夜間の複数職員による勤務体制をとっている。
- 休日や祝日は、職員による日直体制をとっている。

5 関係機関連携・地域支援

5- (1) 関係機関との連携

5- (1) -① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。(共通Ⅱ-4-(2)-①)

【判断基準】

- a) 施設の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報が職員間で共有されている。
- b) 施設の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示しているが、その情報が職員間で共有されていない。
- c) 施設の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設の役割や機能を達成し、社会的養護の質を向上させていくためには、地域の様々な機関や団体との連携が必要となります。ここで言う「必要な社会資源」とは、母親と子どもへの支援の質の向上のために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、福祉事務所、児童相談所、保健所、公共職業安定所、病院、学校、地域内の他の事業所やボランティア団体、NPO、各種自助組織、町内会・自治会等地縁組織等が挙げられます。制度サービスのみならず制度外のサービスによるボランティア団体やNPOによるサービスを含めて考える必要があります。
- また、職員間でそれらに関する情報の共有化が図られているかどうかの評価も行います。関係機関・団体の機能や、連絡方法を記載した資料の保管場所や内容等が、必要に応じて職員が活用できるようになっているかどうか、会議で説明を行う等職員に周知されているかどうかについても、訪問調査で確認を行います。

評価の着眼点

- 個々の母親と子どもの状況に対応できる社会資源を明示し、当該地域の関係機関・団体について、その機関・団体との連携の必要性を含めたリストや資料を作成している。
- 職員会議で説明する等職員間で情報の共有化が図られている。

5- (1) -② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。(共通Ⅱ-4-(2)-②)

【判断基準】

- a) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。
- b) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保しているが、具体的な取組や事例検討は行っていない。
- c) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 母親と子どもに対してより良い支援を行うとともに、地域社会において役割を果たしていくためには、関係機関・団体とのネットワーク化が必要不可欠です。その上で、問題解決に向けてネットワークを有効に活用することが重要です。本評価基準では、前項で明示された関係機関・団体との連携について、定期的な取組状況を評価します。
- 定期的な取組の具体例としては、関係機関・団体等の参画のもとで定期的にケース会議を開催している、地域の定期的な連絡協議会に参加している、地域内の他組織と定期的に連絡会を開催している、等が挙げられますが、母親と子どもに対する支援の一環として行われる具体的な取組でなければ、十分とは言えません。
- また、築き上げたネットワークを有効に活用することが重要です。事業を進めていく上で、地域全体で課題となっている点について、関係機関・団体へ積極的に問題提起し、解決に向けて協働して取り組んでいく、等が挙げられます。
- なお、ネットワークを有効に活用していくためには情報の共有化が必要となりますが、その際、伝えてはならない情報に対する十分な管理が求められる点に留意が必要です。
- 評価方法は、いくつかの関係機関・団体との具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- 地域の関係機関・団体とのネットワーク化に取り組んでいる。
- 子どもや家族の支援について、関係機関等と協働して取り組む体制を確立している。
- ネットワーク内で共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- 関係機関・団体ネットワーク内での共通の課題に対して、ケース会議や情報の共有等を行い、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- 児童相談所と施設は母親と子どもや家族の情報を相互に提供している。
- 母親と子どもの支援について、福祉事務所、児童相談所、配偶者暴力相談センター、保健所等の関係機関や団体とのネットワークを図り、協働して取り組む体制を確立している。
- 要保護児童対策地域協議会、配偶者暴力対策地域協議会に参画し、地域の社会的資源としての役割を果たし、相互の機能の共有化を図っている。

5- (2) 地域社会への参加、交流の促進

5- (2) -① 母親と子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。(共通Ⅱ-4-(1)-①)

【判断基準】

- a) 母親と子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを適切に行っている。
- b) 母親と子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 母親と子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 母親と子どもが地域の人々と交流を持ち良好な関係を築くことは、子どもの活動範囲を広げるための大切なプロセスです。施設は、子どもの地域活動への参加を推奨し、子どもが参加しやすくなるための体制整備を行うことが求められます。
- 同時に、母親と子どもと地域の人々との交流は、地域と施設の相互交流を促進するという意味もあわせ持っています。施設が、地域社会の一員としての社会的役割を果たすためにも、母親と子どもの地域への参加は大きな意味を持つと言えます。
- 本評価基準では、母親と子どもの地域との交流を広げることを目的とした組織の取組について評価します。母親と子どもが地域へ出て行きやすいような援助と同時に、地域に対して、施設や母親と子どもへの理解を深めるための取組を行うことも評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において実施状況の聴取が主となり、事業報告書等、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 地域とのかかわり方について基本的な考え方を文書化している。
- 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で子どもに提供している。
- 母親と子どもが地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが援助を行う体制が整っている。
- 施設や母親と子どもへの理解を得るため地域の人々と母親と子どもとの交流会の機会を定期的に設けている。
- 施設の職員等が町内会や児童会等、地域の諸団体の役員等として活動している。
- 法人や施設を支える会、後援会等を組織し、施設支援の趣旨に賛同した地域の人々から支えられている。
- 母親と子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の利用者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。
- 地域のボランティア活動の参加や、お祭りなど地域社会の活動へ参加を支援する。
- 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境作りを行っている。

5－(2)－② 施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。
(共通Ⅱ－4－(1)－②)

【判断基準】

- a) 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。
- b) 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 地域とのかかわりを深める方法として、施設が持つ専門的な技術や情報を地域に提供することが挙げられます。このような取組を積極的に行うことは、地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにつながっていきます。
- 具体的には、育児に関する講習会や研修会・講演会等の開催、相談窓口の設置等が挙げられます。
- また、施設のこのような活動を地域へ知らせるための取組も評価の対象となります。
- 施設の種類や規模等によって、具体的な取組は様々だと思われそうですが、本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。

評価の着眼点

- 育児に関する講習会や研修会、地域住民の生活に役立つ講演会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。
- 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。
- 地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にする取組を積極的に行っている。
- 育児相談窓口、子育て支援サークル等、地域ニーズに応じ住民が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。
- 施設の集会室や学習室のスペースを開放するための規定を設け、施設として入手できる情報等を提供し、地域社会に役立っている。

5- (2) -③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。(共通Ⅱ-4-(1)-③)

【判断基準】

- a) ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。
- b) ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備しているが、十分でない。
- c) ボランティア受入れに対する基本姿勢が明確でなく、受入れについての体制を整備していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○地域の人々によるボランティア活動は、地域社会と事業所をつなぐ柱の一つとして位置付けることができます。多くの施設が、様々な形でボランティアを受入れ、地域の人々との交流を図っていると思われませんが、施設側の姿勢や受入れ体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルを誘引する場合があります。

○本評価基準では、まず、組織としての基本姿勢（基本的な考え方・方針等）について、明文化されているかどうかを評価します。また、それにはボランティアに関する組織としての姿勢や受入れの目的、仕事の範囲等が明文化されていることが必要です。

○次に、ボランティア活動が不測の事故などに結びつかないためにも、施設側の体制が整っていることが求められます。特に母親と子どもと直接接する場面では、十分な準備が必要で、見知らぬ人を忌避する母親と子どもへの配慮も求められます。また、ボランティアは福祉の専門職ではないので、注意事項等の説明が十分でない場合には、母親と子どもとトラブルになったり不測の事故が起きる危険も潜んでいます。

○本評価基準では、ボランティアの受入れに関する担当者の設置とマニュアルの作成を求めています。マニュアルには、登録手続、ボランティアの配置、母親と子ども等への事前説明、ボランティアへの事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録、等の項目が記載されている必要があります。また、トラブルや事故を防ぐためのボランティアへの研修実施が必要です。

○ボランティア保険等傷害保険、賠償責任保険の加入の確認を行う必要があります。

○評価方法は、ボランティア受入れに当たっての手順や流れ、事前説明の仕組み、ボランティアへの事前説明の仕組みなど、具体的な方法を書面と聴取によって行います。

評価の着眼点

- ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、仕事内容、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
- ボランティアに対して必要な説明や研修を行っている。

5- (3) 地域支援

5- (3) -① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。 (共通Ⅱ-4-(3)-①)

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、施設が地域社会における役割を果たすために、地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っているかどうかを評価します。
- 「意見箱」を設置しているだけでは、積極性という観点からはb) 評価となります。
- 地域住民から意見をもらう場合は、受け身な姿勢ではなく、相談事業を活発化させて、その中でニーズを把握する、地域交流のイベント時にアンケートを実施するなど、主体的に動くことが重要です。

評価の着眼点

- 関係機関・団体との連携に基づき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催する等によって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- 地域住民に対する相談事業を実施すること等を通じて、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- 社会的養護の施設の責務を果たすべく、開かれた施設運営を行っている。

5- (3) -② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。(共通Ⅱ-4-(3)-②)

【判断基準】

- a) 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。
- b) 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動計画があるが、実施されていない。
- c) 施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動の計画がない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会的養護の施設では、地域の子育て支援の機能の強化が重要です。
- 具体例としては、ショートステイ等や、育児支援の相談事業等があります。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 把握した福祉ニーズに基づいて実施した具体的な事業・活動がある。
- 把握した福祉ニーズに基づいた具体的な事業・活動を、中・長期計画や事業計画の中に明示している。
- 新たな事業・活動や企画の実施の時には、その利用者等に対して説明し、その意向を尊重している。
- 施設が有する専門性を活用し、地域の子育ての相談・助言や市町村の子育て事業の協力している。
- 地域の里親支援、子育て支援等に取り組むなど、施設のソーシャルワーク機能を活用し、地域の拠点となる取組を行っている。
- 相談援助を通じて情報の提供や関係機関の紹介を行い、内容によっては施設の相談機能を活用している。
- 地域の保護者が一時的に児童の保育・養育が困難となった場合、ショートステイやトワイライトステイ、夜間保育などを自治体と連携して実施している。
- 配偶者からの暴力やその他の事由から、一時的に避難することが必要な母親や子ども、単身女性に対して緊急一時保護を行っている。
- 24時間の受入れや広域利用など、保護を必要とする母親や子ども等の緊急利用を広く受け入れている。
- 緊急時に対応するためのマニュアルに基づいて、役割分担や責任者を明確にしている。
- DV被害等の逃避理由で保護した場合、警察等との連絡調整体制に関して文書化し、施設内で周知する。

6 職員の資質向上

6-① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。
(共通Ⅱ-2-(3)-①)

【判断基準】

- a) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。
- b) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されているが、十分ではない。
- c) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 職員の教育・研修に関する基本的な考え方のポイントは、社会的養護の質の向上のために組織が定めた目標とその目標達成に向けた各計画に、職員の研修計画が整合していなければならないという点です。組織として目的意識を持った研修計画が策定される必要があります。
- 本評価基準では、求められる職員のあり方を、具体的な技術水準や専門資格の取得といった点から明確にした職員の教育・研修に関する組織の基本姿勢を、基本方針や中・長期計画に明示していることを求めています。
- 施設が実施する支援の質の向上に対する取組を評価する項目ですので、正規職員の他、派遣契約職員や臨時職員等、職員全体についての教育・研修を対象とします。
- また、組織としての目的意識が明確にされているかどうかを評価しますので、単なる研修計画表は評価の対象となりません。組織が求める職員の専門性（知識、技術、判断力等）について、具体的な目標が明記され、それとの整合性が確保された体系的な計画が必要になります。
- 法人が一括して所管している場合であっても、本評価基準の趣旨に照らして評価します。

評価の着眼点

- 施設が目指す支援を実施するために、基本方針や中・長期計画の中に、組織が職員に求める基本的姿勢や意識を明示している。
- 現在実施している支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や中・長期計画の中に、施設が職員に求める専門性や専門資格を明示している。

6-② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画を策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。(共通Ⅱ-2-(3)-②)

【判断基準】

- a) 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され、計画に基づいた具体的な取組が行われている。
- b) 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されているが、計画に基づいた具体的な取組が十分に行われていない。
- c) 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、個別の職員に対する教育・研修について、計画の策定と教育・研修の実施の視点から評価します。
- 組織は、基本姿勢に基づいてそれぞれの職員に求められる技術や知識等について、分析を行い教育・研修内容を決定していきます。さらに、実施された教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画を策定します。教育・研修計画についての中・長期的な視点も必要とされます。
- 基本姿勢を踏まえた教育・研修計画であるかどうか、一人一人の職員の持つ技量等を評価・分析し、その結果に基づいて計画が策定されているかどうか、その計画の策定の際に経験年数や将来への意向等を考慮しているかどうか、さらに実際に計画に従った教育・研修が実施されているかどうかを評価のポイントとなります。
- 職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や関係機関など様々な人とのかわりの中で共に学びあう環境を醸成することが大切です。
- 具体的には、相談員の面接技術向上のための国家資格の取得等が挙げられます。

評価の着眼点

- 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されている。
- 職員一人一人について、援助技術の水準、知識、専門資格の必要性などを把握している。
- 策定された教育・研修計画に基づき、実際に計画に従った教育・研修が実施されている。
- 施設内外の研修を体系的、計画的に実施するなど、職員の自己研鑽に必要な環境を確保している。
- 教育・研修計画には、新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されている。

6-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。(共通Ⅱ-2-(3)-③)

【判断基準】

- a) 研修成果の評価が定期的に行われるとともに、次の研修計画に反映されている。
- b) 研修成果の評価が定期的に行われているが、次の研修計画に反映されていない。
- c) 研修成果の評価が定期的に行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、研修成果の評価・分析が行われているかどうかを評価します。研修参加者の報告レポートや、評価・分析が記載された文書（職員別研修履歴等）で確認を行います。
- さらに、研修成果の評価・分析が、次の研修計画に反映されているかどうかを、継続した記録等の資料で確認します。

評価の着眼点

- 研修を終了した職員は、報告レポートを作成している。
- 研修を終了した職員が、研修内容を報告会などで発表し、共有化する機会を設けている。
- 報告レポートや発表、当該職員の研修後の業務等によって、研修成果に関する評価・分析を行っている。
- 評価・分析された結果を次の研修計画に反映している。
- 評価・分析された結果に基づいて、研修内容やカリキュラムの見直しを行っている。

6-④ スーパービジョンの体制をつくり、施設全体の支援の質を管理し、職員の援助技術の向上を図っている。

【判断基準】

- a) スーパービジョンの体制をつくり、施設全体の支援の質を管理し、職員の援助技術の向上を図っている。
- b) スーパービジョンの体制をつくり、施設全体の支援の質を管理し、職員の援助技術の向上を図っているが、十分ではない。
- c) スーパービジョンの体制をつくっていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- スーパービジョンは、職員の支援に関して管理的、支持的、教育的機能を果たす方法です。職員の資質の向上を促進し、利用者への支援の質や量の管理をし、また、職員を様々な面で支えることによってバーンアウト等を予防することができます。
- スーパービジョンを行っていくには、適切なスーパーバイザーの配置と、スーパービジョンの時間の確保や、カンファレンス等を活用したグループスーパービジョンの定期的な開催などの、スーパービジョンの体制をつくる必要があります。
- 困難な課題を抱える利用者への対応について、施設内の心理療法担当職員や外部の専門家による専門的な見地からのコンサルテーションを受けることで、支援の質や職員の資質の向上が期待できます。
- スーパービジョンを担当できる職員を養成し配置することも重要な課題です。

評価の着眼点

- 施設長、基幹的職員などのスーパーバイザーを適切に配置し、いつでも相談でき体制を整えている。
- スーパービジョンの時間の確保又は、カンファレンス等を活用したグループスーパービジョンの定期的な開催等が行われている。
- 職員がひとりで問題を抱え込むことがないように、スーパーバイザーが適切に職員を支援している。
- グループスーパービジョン等で職員相互が助言し合い、助け合うことを通じて、職員一人一人が援助技術を向上させ、施設全体の支援の質を向上させている。
- 施設の心理療法担当職員や外部の専門家による、専門的な見地からのコンサルテーションを受ける機会を設けている。
- スーパービジョン担当職員の養成や資質の向上のための研修参加の機会を設けている。

7 施設運営

7-（1）運営理念、基本方針の確立と周知

7-（1）-① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。（共通I-1-（1）-①）

【判断基準】

- a) 法人・施設の運営理念を明文化しており、法人と施設の使命・役割を反映している。
- b) 法人・施設の運営理念を明文化しているが、法人と施設の使命・役割の反映が十分ではない。
- c) 法人・施設の運営理念を明文化していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法では、利用者個人の尊重や地域福祉の推進、さらには社会的養護の質の向上に向けた取組等、これからの社会福祉の方向性が規定されています。
- 本評価基準では、実施する社会的養護の内容や特性を踏まえた法人・施設の運営理念が具体的に示されているかどうかを評価します。
- 理念は、法人の社会的存在理由や信条を明らかにしたものであり、職員の行動規範であることから法人経営や様々な事業を進める上での基本となるため、「経営者の頭の中にある」といったことではなく、職員や母親と子ども等への周知を前提として明文化されていることが必要となります。
- 本評価基準は、各評価基準に基づく評価を行っていく際、次項の評価基準の「基本方針」とあわせてその基礎となるものです。個々の評価基準はそれぞれの具体的な取組状況を評価するものとなっていますが、その行われている具体的な取組が法人・施設の運営理念や基本方針を達成するために適切であるのか、といった視点から評価される点に留意が必要となります。
- 一つの法人で介護や保育など多様な支援を提供している場合は、法人の理念に基づき各施設や事業所の実情に応じて施設や事業所ごとに運営理念を掲げていても構いません。
- 公立施設においては、施設長に与えられた職掌の範囲内を考慮した上で、本評価基準の基本的考え方に沿った具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

- 法人・施設の運営理念が文書（事業計画等の法人・施設内文書や広報誌、パンフレット等）に記載されている。
- 法人・施設の運営理念から、法人・施設が実施する社会的養護の内容や特性を踏まえた法人・施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- 法人・施設の運営理念には運営指針を踏まえ、子どもの権利擁護の推進の視点が盛り込まれ、施設の使命や方向、考え方が反映されている。

7- (1) -② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。
(共通 I-1-(1)-②)

【判断基準】

- a) 法人・施設の運営理念に基づく基本方針を明文化しており、その内容が適切である。
- b) 法人・施設の運営理念に基づく基本方針を明文化しているが、その内容が十分ではない。
- c) 法人・施設の運営理念に基づく基本方針を明文化していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 基本方針は、法人・施設の運営理念に基づいて当該施設の母親と子ども等に対する姿勢や地域とのかかわり方、あるいは施設が有する機能等を具体的に示す重要なものであり、年度ごとに作成する事業計画等の基本ともなります。
- 基本方針が明確にされていることによって、職員は自らの業務に対する意識付けや母親と子ども等への接し方、社会的養護への具体的な取組を合目的に行うことができるようになります。また、対外的にも、実施する社会的養護に対する基本的な考え方や姿勢を示すものとなり、当該施設に対する安心感や信頼を与えることにもつながります。
- 第三者評価では、法人・施設の理念とあわせて、施設が実施する社会的養護に関する基本方針が明文化されていることを基本的な事項として重要視しています。職員や母親と子ども等への周知を前提としていることも、法人・施設の運営理念と同様です。
- 施設によっては「基本方針」を年度ごとに作成する事業計画の「重点事項」としている場合もあるようですが、本評価基準では、「重点事項」の前提となる、より基本的な考え方や姿勢を明示したものとして「基本方針」を位置付けています。

評価の着眼点

- 基本方針には運営指針を踏まえ、母親と子どもの権利擁護の推進の視点が盛り込まれている。
- 基本方針には施設の役割や機能などが具体的に記載されている。
- 基本方針が文書（事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等）に記載されている。
- 基本方針は、法人・施設の運営理念との整合性が確保されている。
- 基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。

7- (1) -③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通I-1-(2)-①)

【判断基準】

- a) 法人・施設の運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 法人・施設の運営理念や基本方針を職員に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 法人・施設の運営理念や基本方針を職員に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 運営理念や基本方針は、社会的養護に対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となるものですから、職員には十分な周知と理解を促すことが重要となります。
- 本評価基準では、運営理念や基本方針を文書にして職員に配布することは基本的な取組と位置付け、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。
- 評価方法は、訪問調査において組織として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取した上で、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。
- 本評価基準にいう「職員」とは、常勤・非常勤、あるいは職種を問わず、組織に雇用される全ての職員を指しています。

評価の着眼点

- 運営理念や基本方針を会議や研修において説明している。
- 運営理念や基本方針の周知を目的とした実践テーマを設定して会議等で討議の上で実行している。
- 運営理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

7- (1) -④ 運営理念や基本方針を母親と子どもに配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通I-1-(2)-②)

【判断基準】

- a) 法人・施設の運営理念や基本方針を母親と子どもに配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 法人・施設の運営理念や基本方針を母親と子どもに配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 法人・施設の運営理念や基本方針を母親と子どもに配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○運営理念や基本方針は、社会的養護に対する考え方や姿勢を示すものですから、職員に限らず、母親や子どもにも広く周知することが必要となります。また、母親と子どもに対して運営理念や基本方針を周知することによって、実施する支援に対する安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められることとなります。

○母親と子どもに対する周知では、作成された印刷物等の内容がわかりやすいかどうか、周知の方法に配慮しているかどうかについても評価の対象となります。また、母親と子どもに対しては職員に対する方法とは違った工夫も求められます。

○評価方法は、前項の評価基準と同様、訪問調査において母親と子どもへの周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取することを基本とします。

評価の着眼点

運営理念や基本方針をわかりやすく説明した資料を作成する等、より理解しやすいような工夫を行っている。

母親と子どもや障害を持つ母親と子どもに対しての周知の方法に工夫や配慮をしている。

運営理念や基本方針を施設の母親と子どもの会等で資料をもとに説明している。

運営理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

7- (2) 中・長期的なビジョンと計画の策定

7- (2) -① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。(共通I-2-(1)-①)

【判断基準】

- a) 経営や、施設の支援に関する中・長期計画を策定している。
- b) 経営や、施設の支援に関する中・長期計画を策定しているが、課題や問題点を解決するための内容が十分でない。
- c) 経営や、施設の支援に関する中・長期計画を策定していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 「中・長期計画」とは、組織の理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものです。(本評価基準における「中・長期」とは3～10年を指すものとします。)
- 本評価基準では、社会的養護の更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズに基づいた新たな社会的養護の支援の実施といったことも含めた将来像や目標(ビジョン)を明確にし、その将来像や目標(ビジョン)を実現するために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画を評価します。なお、書類の体裁等を評価するものではありません。
- 本評価基準では、以下の順序で組織の現状が整理され、中・長期計画が策定されることを期待しています。
 - i) 運営理念や基本方針の実現に向けた将来像や目標(ビジョン)を明確にする。
 - ii) 明確にした将来像や目標(ビジョン)に対して、実施する社会的養護の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにする。
 - iii) 明らかになった課題や問題点を解決し、将来像や目標(ビジョン)を達成するための具体的な中・長期計画を策定する。
 - iv) 計画の実行と評価・見直しを行う。
- 本評価基準で対象としている課題や問題点とは、組織として取り組むべき体制や設備といった全体的な課題です。個々の利用者に関する課題は対象ではありません。

評価の着眼点

- 運営理念や基本方針あるいは質の高い支援の実現に向けた将来像や目標(ビジョン)を明確にしている。
- 実施する社会的養護の支援の内容や、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにしている。
- 中・長期計画は、課題や問題点の解決に向けた具体的な内容になっている。
- 中・長期計画に基づく取組を行っている。
- 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。
- 母親や子どもの支援を充実させ、地域の特性に応じた施設の役割・機能を明確にしている。
- 専門的支援や地域支援の拠点機能を強化し、地域のひとり親家庭支援を行う体制を充実させる内容になっている。

7- (2) -② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。
(共通I-2-(1)-②)

【判断基準】

- a) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。
- b) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されているが、事業内容が十分でない。
- c) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準における評価のポイントは、①中・長期計画の内容が、各年度の事業計画に反映されていること、②単年度における事業内容が具体的に示され、さらに実行可能な計画であること、の二点です。
- 単年度の事業計画は、年度の終了時に実施状況についての評価を行う必要があります。上記の評価ポイントの二点目は、実施状況の評価が可能となるような計画であることを求めています。数値化等できる限り定量的な分析が可能であることが求められます。
- 評価方法は、事業計画の内容を書面で確認するとともに、取組状況について施設長から聴取して確認します。

評価の着眼点

- 事業計画には、専門的支援、人材育成、地域支援等、中・長期計画の内容を反映した各年度における事業内容が具体的に示されている。
- 事業計画は、実行可能かどうか、具体的な活動や数値目標等を設定することによって実施状況の評価を行えるかどうかについて配慮がなされている。
- 事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- 事業計画は、前年度の実施状況の把握や評価を踏まえて策定している。

7- (2) -③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。(共通I-2-(2)-①)

【判断基準】

- a) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。
- b) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われていない。
- c) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準における評価のポイントは、中・長期計画や事業計画の策定に当たり、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが組織として定められており、機能しているかという点求められます。あわせて、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や母です。また、内容によっては母親と子ども等の意見を集約して各計画に反映していくことも親と子ども等の意見を取り込めるような手順が組織として定められ、実施されているかという点も重要です。

○中・長期計画の評価は、社会の動向、組織の状況、母親と子ども等や地域のニーズ等の変化に対応するために行います。単年度事業計画の評価は、次年度へのステップとなるだけではなく、中・長期計画の妥当性や有効性についての見直しの基本となります。

○評価方法は、計画策定過程の記録、計画の評価・見直しの記録、事業計画の評価結果が、次年度の事業計画に反映されているかについての継続した事業計画の比較等で確認します。

○なお、各計画の策定、評価、見直しにおいて、例えば、中・長期計画に関しては幹部職員等が参画し、単年度の事業計画に関しては幹部職員以外に中堅職員等が加わるなど、計画の性質や内容に応じて、参画する職員が違って構いません。

評価の着眼点

- 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
- 評価の結果に基づいて各計画の見直しを行っている。
- 一連の過程が一部の職員だけで行われていない。

7- (2) -④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通I-2-(2)-②)

【判断基準】

- a) 各計画を職員に配布して周知を図るとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 各計画を職員に配布して周知を図っているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 各計画を職員に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 各計画を職員がよく理解することは、計画達成のために欠かすことができない要件です。本評価基準では、職員に対する周知では各計画を文書にして配布することは基本的な取組と位置付け、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。
- 評価方法は、訪問調査において職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取した上で、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

評価の着眼点

- 各計画を会議や研修において説明している。
- 各計画をメールで配信したり、見やすい場所に掲示するなどの工夫を行っている。
- 各計画をわかりやすく説明した資料を作成する等によって、より理解しやすいような工夫を行っている。
- 各計画の進捗状況を確認し、継続的な取組を行っている。

7- (2) -⑤ 事業計画を母親と子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。(共通I-2-(2)-③)

【判断基準】

- a) 事業計画を母親と子ども等に配布して周知を図るとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を母親と子ども等に配布して周知を図っているが、理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を母親と子ども等に配布していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 母親と子ども等に対する周知では、作成された印刷物等がわかりやすいかどうか、その内容や方法への配慮についても本評価基準の評価の対象となります。必ずしも計画そのものを配布する必要はなく、簡潔にまとめたものでも構いません。意図が理解されることが大切です。
- 障害のある母親と子どもや乳幼児等に対しては、保護者に対して説明することも求められます。
- 評価方法は、訪問調査において母親と子ども等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取した上で、母親と子ども等に聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

評価の着眼点

- 母親と子ども等に各計画をわかりやすく説明した資料を作成する等によって、より理解しやすいような工夫を行っている。
- 各計画を子ども会や保護者等で資料をもとに説明している。

7- (3) 施設長の責任とリーダーシップ

7- (3) -① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮している。(共通 I-3-(1)-①)

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮している。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○施設長は、組織全体をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員からの信頼を得るために欠かすことができないものです。質の高い養育や支援の実施や、効率的な運営は、施設長だけの力で実現できるものではなく、組織内での信頼のもとにリーダーシップを発揮することが施設長の要件と言えます。

○本評価基準での「施設長」とは、施設を実質的に管理・運営する責任者を指します。

○具体的な取組については、施設長が社会的養護の使命を自覚し、文書化するとともに会議や研修において表明する等、組織内に十分に伝わるとともに、理解を得ることができる方法で行われていることが評価のポイントとなります。

評価の着眼点

□施設長は、自らの役割と責任について、文書化するとともに、会議や研修において表明している。

□施設長は、自らの役割と責任について、広報誌等に掲載して表明している。

□平常時のみならず、有事(災害・事故等)における施設長の役割と責任が明確になっている。

□施設長は、職員の模範となるよう自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。

7- (3) -② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。(共通I-3-(1)-②)

【判断基準】

- a) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設が社会的役割を果たしていくためには、基本的な関連法令や施設としての倫理を踏まえ、事業を進める必要があります。施設長自らがそれらの法令等（憲法、法律、政令、府・省令、告示、通達、局長通知、課長通知）や倫理を正しく理解し、組織全体をリードしていく責務を負っています。
- 組織として遵守しなければならない基本的な関連法令について、リスト化する等の方法で正しく認識されているかどうか、また最新の内容が把握されているかどうか等が評価のポイントとなります。
- 遵守の対象となる法令としては、福祉分野に限らず、雇用・労働や防災、環境への配慮に関するものについても含まれることが望まれます。
- 本評価基準では、施設長の、遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組と実際に遵守するための具体的な取組の双方を求めています。

評価の着眼点

- 施設長は、法令遵守の観点での施設経営に関する研修や勉強会等に参加している。
- 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、リスト化する等の取組を行っている。
- 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

7- (3) -③ 施設長は、支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。(共通 I-3-(2)-①)

【判断基準】

- a) 施設長は、支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、支援の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法第 78 条には、施設は「良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」とされています。施設ではその質を向上させることが重要な課題になっています。
- 施設長は、理念や基本方針に照らし合わせた支援の質に関する課題を把握し、その課題と改善に向けた取組を組織全体に明らかにして指導力を発揮することが重要です。
- 本評価基準では、施設長がこの課題を正しく理解した上で、組織に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

評価の着眼点

- 施設長は、実施する支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- 施設長は、支援の質の向上について、職員の意見を取り入れるための具体的な取組を行っている。
- 施設長は、支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- 施設長は、支援の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

7- (3) -④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。(共通I-3-(2)-②)

【判断基準】

- a) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組について指導力を発揮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設長は、施設運営の基本である経営や業務の効率化と改善という基本的な課題を常に視野に入れて組織を運営していくことが求められます。
- なお、この項目は、前項目の質の向上と相反するものであってはなりません。
- 経営状況やコストバランスの分析に基づいて、経営や業務の効率化を行うとともに、その効果をさらなる改善に向けていくといった継続的な取組が安定的かつ良質な支援の実施には不可欠となります。
- 施設長には、理念や基本方針の実現に向けて、人事、労務、財務等、それぞれの視点から常に検証を行い、経営や業務の効率化と改善に向けた具体的な取組が必要となります。
- 本評価基準では、施設長がこれらの取組を自ら実施するとともに、組織内に同様の意識を形成し、職員全体で合目的・効率的な事業運営を目指すための指導力を発揮することを期待しています。
- 取組は具体的でなければなりません。訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

評価の着眼点

- 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の面から分析を行っている。
- 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- 施設長は、上記について、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- 施設長は、経営や業務の効率化や改善のために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

7- (4) 経営状況の把握

7- (4) -① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。 (共通Ⅱ-1-(1)-①)

【判断基準】

- a) 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。
- b) 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設運営をとりまく環境を把握するための取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、施設運営の基本として、組織として外的な動向を的確に把握するための取組を行っているかどうかを評価します。
- 社会的養護の動向、施設が位置する地域での福祉に対する需要の動向、母親と子どもの数や母親と子どもの状況の変化、支援のニーズ、潜在的な保護を要する子どもに関するデータ等は、施設運営を長期的視野に立って進めていくためには欠かすことのできない情報です。
- さらに本評価基準は、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることを求めています。情報把握の目的は、環境変化に適切に対応した施設運営の維持にあり、各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されないからです。
- 評価方法は、訪問調査において外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況について、具体的な資料等を確認します。

評価の着眼点

- 社会的養護の動向について、具体的に把握するための方法を持っている。
- 母親と子どもの数や母親と子どもの状況等について、施設が位置する地域での特徴・変化等を把握している。
- 支援のニーズ、潜在的な保護を要する子どもに関するデータ等を収集している。
- 把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されている。

7- (4) -② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。(共通Ⅱ-1-(1)-②)

【判断基準】

- a) 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。
- b) 運営状況を分析して課題を発見する取組を行っているが、改善に向けた取組を行っていない。
- c) 運営状況を分析して課題を発見する取組を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、運営状況を具体的に把握・分析する取組が行われているかどうかを評価します。
- 評価のポイントは、運営状況の把握・分析のための方法が組織として確立された上でその取組が行われているかどうかという点です。法人や施設長が個人的に行っているだけでは、組織としての取組として位置付けることはできません。
- 運営上の課題を解決していくためには、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定したりする等、組織的な取組が必要であるという観点で評価を行います。
- 評価方法は、担当者や担当部署等の有無、把握・分析を実施する時期や頻度、職員への周知の方法、改善へ向けての仕組み等、具体的な内容について聴取を行います。

評価の着眼点

- 定期的に支援のコスト分析や母親と子どもの数の推移、入所率等の分析を行っている。
- 改善に向けた取組が、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されている。
- 運営状況や改善すべき課題について、職員に周知し、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定する等、施設全体で取組を行っている。

7- (4) -③ 外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。（共通Ⅱ-1-(1)-③）

【判断基準】

- a) 外部監査を実施しており、その結果に基づいた運営改善を実施している。
- b) 外部監査を実施しているが、その結果に基づいた運営改善が十分ではない。
- c) 外部監査を実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 社会福祉法人審査基準では、外部監査の頻度について「資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模に鑑み、2年に1度程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査を行うなど法人運営の透明性の確保のために取組を行うことが望ましい」としています。
- ここでいう外部監査とは法人等の財務管理、事業の経営管理、組織運営・事業等に関する外部の専門家の指導・助言を指します。なお、財務管理、経営管理等は「公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家」（以下「外部監査の考え方」3. 外部監査の実施者を参照）によることが求められます。
- 社会福祉法人審査基準では、「法人運営の透明性の確保」を求めているので、ここで求める外部監査には、下記「外部監査の考え方」の2. 外部監査の範囲のうちいずれかのみでも差し支えありません。
- 外部の専門家による指摘事項、アドバイス等は、経営上の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置付けることができます。
- 本評価基準では、外部の専門家による外部監査を実施しているかどうか、またその結果を経営改善に活用しているかどうかを評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、書面での確認と聴取により行います。なお、行政による監査は対象ではありません。
- 「外部監査の考え方」
 - 1. 外部監査の趣旨
広く法人の外部の専門家によるチェックを通じて法人運営の透明性の確保に資することを目的とするものであること。
 - 2. 外部監査の範囲
 - ①公認会計士法に基づき公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）が行う財務諸表の監査
 - ②公認会計士等、税理士その他会計に関する専門家が行う会計管理体制の整備状況の点検等
 - ③財務状況以外の事項（法人の組織運営・事業等）の監査
 - 3. 外部監査の実施者
外部監査は、法人の財務管理、事業の経営管理その他法人運営に関し優れた識見を有する者が行うこと。具体的には、公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家や社会福祉事業について学識経験を有する者等がこれに該当すること。
なお、当該法人の役職員等や、当該法人及びその役員等と親族等の特殊な関係がある者が外部監査を行うことは適当でないこと。

評価の着眼点

- 事業規模に応じ、定期的に（2年あるいは5年に1回程度）、外部監査を受けるよう努めている。
- 外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項に基づいて、運営改善を実施している。

7- (5) 人事管理の体制整備

7- (5) -① 施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。(共通Ⅱ-2-(1)-①)

【判断基準】

- a) 目標とする支援の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。
- b) 目標とする支援の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しているが、それに基づいた人事管理が十分ではない。
- c) 目標とする支援の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、基本方針や各計画を実現するために必要な人材や人員体制について、組織として具体的なプランを持っているかどうかを評価します。
- プランは、単に「質の高い人材の確保」という抽象的な表現にとどまるものではなく、組織の基本方針や各計画に沿って、組織を適切に機能させるために必要な人数や、体制、社会福祉士等の有資格職員や心理職等の専門職の配置といったことも含めて立案される必要があります。
- 本評価基準では、具体的な考え方・プランの有無とともに、プランどおりの人員体制が取られていない場合でも、その目標の実現に向かって計画的に人事管理が行われているかどうかを、具体的な経過等から評価します。
- 人事管理については、法人で一括して所管している場合もありますが、その場合にも本評価基準に照らし合わせて、当該施設に関する具体的な考え方を評価します。

評価の着眼点

- 必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人事管理に関する方針が確立している。
- 社会福祉士等の有資格職員や心理職等の専門職の配置等、必要な人材や人員体制について具体的なプランがある。
- プランに基づいた人事管理が実施されている。
- 各種加算職員の配置に積極的に取組、人員体制の充実に努めている。
- 職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して組織として支援に取り組む体制が確立している。
- 基幹的職員、心理療法担当職員等の機能を活かしている。

7-(5)-② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。(共通Ⅱ-2
-(1)-②)

【判断基準】

- a) 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課を実施している。
- b) 定期的な人事考課を実施しているが、客観的な基準に基づいて行われていない。
- c) 定期的な人事考課を実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 人事考課の持つ意味は、組織の事情によって多少の違いはあるものの、基本的には、職員の職務遂行に当たっての能力と行動及びその成果を評価者が、組織として定めた一定の基準と方法に従って評価してその結果を記録し活用することと言えます。
- 人事考課の目的と役割は、人材の能力開発、育成に活用されること、公正な職員処遇を実現すること、個々の意欲を喚起し、組織活性化に役立つことです。決して、賃金や処遇に格差をつけることを目的にしたものではありません。確かに人の評価にかかわる問題だけに慎重な対応が必要ですが、本来の目的を正しく認識し、適性に運用していくことは、健全な組織では当然のことと言えます。
- 人事考課は、「成績考課」(仕事量、仕事の完成度、業務の達成度など)、「情意考課」(規律性、協調性、積極性、責任制など)、「能力考課」(知識・技能、実行力、判断力など)の3点から行われるのが一般的です。
- 人事考課と人材育成を関連付けるとき、組織固有の評価すべき能力の具体的設定が重要であり、考課に当たっては、絶対評価の基準の明確化が求められます。そして何より、人を評価する評価者としての正しい評価眼を養うことが大切になります。人事考課の実施が、職員一人一人の資質や能力を活かした将来像を見据えながら、自己評価と関連づけて行われることが望まれます。
- 評価方法は、考課基準を職員に明示している書面によって確認するとともに、訪問調査によって客観性・公平性・透明性を確保するためにどのような取組を行っているかを具体的に聴取して確認します。
- なお、施設の規模や職員体制を十分に勘案してその実施状況を評価することが必要になります。したがって、上記判断基準における b) の客観的な基準とは、施設長等が職員の期待している仕事の内容を面接時に明確に示していることを指します。

評価の着眼点

- 人事考課の目的や効果を正しく理解している。
- 考課基準を職員に明確に示すことや、結果の職員へのフィードバック等の具体的な方策によって客観性や透明性の確保が図られている。

7- (5) -③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。(共通Ⅱ-2-(2)-①)

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善に取り組む仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 支援の内容を充実させるためには、組織として、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えることが求められます。職員の就業状況や意向・意見を把握、その結果を分析・検討し、改善に向けた取組を人材や人員体制に関する具体的なプランに反映した上で進めていくといった仕組みが必要となります。
- 職員の状態を把握する取組としては、有給休暇の消化率や時間外労働の定期的なチェック、疾病状況のチェックなど客観情報の把握のほか、次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画の策定や、改正育児休業法への適切な対応、定期的な個別面接や聴取等が制度として確立していることが望めます。
- また、把握された意向・意見について分析・検討する仕組みの有無、サポートする必要があると認められる職員に対しての対応等、把握した職員の状態に対して組織的にどのように取り組んでいるのかという点も評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において職員の就業状況や意向・意見等の記録、把握した結果についての対応の記録等の確認と聴取によって行います。

評価の着眼点

- 職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータ、疾病状況を定期的にチェックしている。
- 把握した職員の意向・意見や就業状況チェックの結果を、分析・検討する担当者や担当部署等を設置している。
- 分析した結果について、改善策を検討する仕組みがある。
- 改善策については、人材や人員体制に関する具体的なプランに反映し実行している。
- 定期的に職員との個別面接の機会を設ける等、職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。
- 希望があれば職員が相談できるように、カウンセラーや専門家と連携している。
- 困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などに取り組んでいる。

7-(5)-④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。(共通Ⅱ-2-(2)-②)

【判断基準】

- a) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施している。
- b) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施しているが、十分ではない。
- c) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、職員処遇の充実を図るという広い観点からの取組を評価の対象とします。
- 具体的には、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(平成19年厚生労働省告示第289号)第3に規定される人材確保の方策のうち、1.労働環境の整備の推進等にある「⑤健康管理対策等」及び「⑦福利厚生」に示されているものに対する取組等が挙げられます。
- 職員の健康維持の取組としては、例えば、より充実した健康診断を実施する、全職員に予防接種を励行する、健康上の相談窓口を設置する、悩み相談の窓口を設置するなどが挙げられます。
- 相談窓口の設置については、単に「困ったことがあれば施設長に相談する」といった運営ではなく、相談しやすい工夫を行っているか、相談を受け付けた後に解決を図る体制が整備されているかなど、組織的に取り組んでいるかどうかを評価します。相談窓口は組織内部のみならず、外部にも設置することが望ましいといえますが、組織内部に設置していれば評価の対象とします。
- 福利厚生の取組としては、職員の余暇活動や日常生活に対する支援を行うなど、福利厚生事業の推進を図っているかどうか確認します。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

評価の着眼点

- 職員の希望の聴取等をもとに、福利厚生センターへの加入等、総合的な福利厚生事業を実施している。
- 職員の悩み相談窓口を組織内に設置し、又は、関係機関と連携して、解決に向けた体制が整備されている。
- 職員の心身の健康に留意し、定期的に健康診断を行っている。
- 臨床心理士や精神科医などに職員が相談できる窓口を施設内外に確保するなど、職員のメンタルヘルスに留意している。

7- (6) 実習生の受入れ

- 7- (6) -① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。
(共通Ⅱ-2-(4)-①)

【判断基準】

- a) 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組を実施している。
- b) 実習生の受入れと育成について、体制を整備しているが、効果的なプログラムが用意されていない等積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生の受入れと育成について、体制を整備しておらず、実習生を受入れていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 福祉の人材を育成することは、施設の社会的責務の一つです。地域の特性や施設種別、規模等、状況によって異なりますが、組織としての姿勢が明確にされているとともに、その体制が整備されている必要があります。
- 要員の補充や学生の青田買いを目的とした取組では意味がありません。
- 本評価基準では、まず組織として実習生受入れの意義や方針が明確にされ全職員に理解されているかが評価の対象となり、受入れ体制を整備し、様々な工夫のもとで効果的な実習が行われているかどうかを評価します。
- 受入れ体制の整備については、担当者の設置と、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、母親と子どもや保護者等への事前説明、職員への受入れの意義・方針・日程等の事前説明、実習生に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されている必要があります。
- 実習生は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、より丁寧な利用者への配慮が求められます。本評価基準では、母親と子どもにとっても有益な体験となるよう、母親と子どもの意向を尊重した実習生の受入れについて、組織として具体的にどのような取組を行っているかについても評価します。事前説明の方法や、母親と子どもへの配慮の具体的な取組等について聴取します。
- 本評価基準では、社会福祉に関する資格取得のために受け入れる実習生が対象となります。

評価の着眼点

- 実習生受入れに関する意義・方針を明文化している。
- 実習生受入れに関する意義・方針を会議等で職員に説明し、全職員が理解している。
- 実習生の受入れについて、受入れについての連絡窓口、事前説明、オリエンテーションの実施方法等の項目が記載されたマニュアルが整備されている。
- 受入れに当たっては、学校等との覚書を取り交わす等によって、実習における責任体制を明確にしている。
- 実習指導者に対する研修を実施している。
- 実習内容全般を計画的に学べるようなプログラムを用意している。
- 学校等と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。
- 学校等と連携しながら、実習内容全般を計画的に学べるプログラムを策定している。
- 社会福祉士等の種別に配慮したプログラムを用意している。

7- (7) 標準的な実施方法の確立

7- (7) -① 支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って支援を行っている。(共通Ⅲ-2-(2)-①)

【判断基準】

- a) 支援について、標準的な実施方法が文書化され、それに基づいた支援が実施されている。
- b) 支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それに基づいた支援の実施が十分ではない。
- c) 支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 支援においては、個々の母親と子どもの状況に応じた支援を行う必要があります。しかし、安全性を含めて一定の水準以上の支援の提供を担保するためには、施設として実施しなければならない事項をもとめ、標準的な実施方法を定めることが必要です。(例えば、児童養護施設であれば、「入浴」「食事」「学習・進路」などの養育や支援の内容ごとに定めることを想定しています。
- 標準的な実施方法を定め、一定の支援の水準を保った上で、それぞれの母親と子どもの状態に応じて個別化を行うことが必要であり、これは事故防止の観点からも有効です。
- 本評価基準では、このような観点から、標準的な実施方法が文書化されているかどうかについて評価します。これは、全ての母親と子どもに対する画一的な支援の実施を目的としたマニュアル化を求めるものではありません。
- 標準的な実施方法には、基本的な技術に関するものだけでなく、支援を実施する時の留意点や母親と子どものプライバシーへの配慮、設備等事業所の状況に応じた業務手順等も含まれ、実施する支援全般にわたって文書化されていることが求められます。
- また、標準的な実施方法に基づいて実施されていることを組織として確認するための仕組みを整備し、標準的な実施方法に合わない支援が行われた場合の対応方法についてもあわせて評価を行います。
- 標準的な実施方法を記した文書は、いつでも閲覧でき、職員が日常的に活用している状態が求められます。
- 評価方法は、訪問調査において書面を確認するとともに、マニュアル等の活用状況について、自立支援計画との突合せや、実施状況を確認する仕組みの有無、関係職員への聴取等によって確認します。

評価の着眼点

- 標準的な実施方法を職員に周知し、共通の認識を持って一定の水準の支援を行っている。
- 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- 標準的な実施方法には、母親と子どもの尊重やプライバシー保護の姿勢が明示されている。
- 標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- マニュアルは、母親と子どもの状態に応じて職員が個別に柔軟に対応できるものとしている。

7- (7) -② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施
できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。
(共通Ⅲ-2-(2)-②)

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みに従って検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分でない。
- c) 標準的な実施方法について、検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 標準的な実施方法について、定期的に現状を検証し、必要な見直しを組織的に行うための仕組みが定められているか、仕組みに従って見直しを実施されているかどうかを確認します。
- 標準的な実施方法を定期的に見直すことは、支援の質に関する職員の共通意識を育てるとともに、PDCA のサイクルによって、質に関する検討が施設として継続的に行われているという意味をあわせ持っています。
- 標準的な実施方法の見直しは、職員や母親と子ども等からの意見や提案、母親と子どもの状況に基づいて支援の質の向上という観点から行われなければなりません。
- 評価方法は、訪問調査において、定期的な検証や見直しについて、マニュアルの改訂記録や検討会議の記録等、書面をもって確認します。

評価の着眼点

- 支援の標準的な実施方法の見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。
- 見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しを行う。
- 標準的な実施方法の見直しに当たり、職員や母親と子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

7- (8) 評価と改善の取組

7- (8) -① 施設運営や支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。(共通Ⅲ-2-(1)-①)

【判断基準】

- a) 施設運営や支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備され機能している。
- b) 施設運営や支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されているが、十分に機能していない。
- c) 施設運営や支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 施設運営や支援の質の向上は、P (Plan・計画策定) →D (Do・実行) →C (Check・評価) →A (Act・見直し) のサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組として機能していきます。
- これを具体的に示すと、改善計画策定→計画実施→実施状況の評価→改善計画の見直し→必要があれば計画変更、となります。
- 7- (8) の①～②では、この考え方に沿って質の向上に向けた組織的な取組を評価します。なお、ここでの「支援の内容」とは、個別の利用者に対するものではなく、組織的な対応を求められる全体としての改善課題の発見と対応を指しています。
- 本評価基準は、現在の支援の内容を正しく評価するための組織としての体制整備に焦点をあてています。「定期的に評価を行う体制が整備され機能している」とは、自己評価、第三者評価などの計画的な実施、評価を行った後の結果分析、分析内容についての検討までの仕組みが、組織として定められ実行されていることを指します。

評価の着眼点

- 評価に関する担当者・担当部署が設置されている。
- 職員の参画による評価結果を分析・検討する場が、施設として定められ実行されている。
- 3年に1回以上第三者評価を受けるとともに、定められた評価基準に基づいて、毎年自己評価を実施している。

7-(8)-② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。(共通Ⅲ-2-(1)-②)

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった組織として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでは至っていない。
- c) 評価結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 実施した自己評価、第三者評価などの結果を組織がどのように活用しているかを、改善課題の明確化という観点から評価するとともに、評価結果から明確になった課題に対して、改善策や改善実施計画を検討し決定しているか、また、決定された改善策・改善実施計画を実行しているかどうかを評価します。
- 改善課題の明確化についての評価方法は、訪問調査時に、評価結果の分析結果やそれに基づく課題等を、検討過程の記録等も含めて確認します。
- 課題の中には、設備の改善や人員配置、予算的な課題等、単年度では解決できないものも想定されます。これらについては、必要に応じて目標や中・長期計画の中で、段階的に解決へ向かって対応していくことが求められます。
- 課題の改善についての評価方法は、訪問調査において、改善課題についての評価結果に基づいた改善策、改善実施計画等の書面確認及び実施された改善策について聴取して行います。

評価の着眼点

- 職員の参画により評価結果の分析を行っている。
- 分析した結果やそれに基づく課題が文書化されている。
- 職員間で課題の共有化が図られている。
- 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善実施計画を策定する仕組みがある。
- 改善策や改善実施計画の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて計画の見直しを行っている。

利用者調査の実施方法

(児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設)

1. 趣旨

第三者評価事業の利用者調査は、子どもがどのように感じているかを把握することが目的であり、利用者満足度を評価するものではない。

提供される支援及びその結果に対して、子どもの声を把握し、その意向の尊重や反映を行うことは、支援の質を高めるものである。

なお、子どもの回答が、子どものこれまでの家族関係、生活習慣、生育歴などに影響されていることを考慮し、回答をそのまま受け止めるだけではなく、回答の意図するところなどもくみ取る必要がある。

利用者調査の結果は、第三者評価を取りまとめる上での参考情報となる。また、調査結果が施設へフィードバックされ、事業改善を図る上で参考となる。

2. 実施方式

実施方式は、原則として無記名アンケート方式とする。

3. 調査対象

調査対象は、小学生4年生以上の入所児童の全数とする。ただし、実態に即し、無理のない範囲で実施することとし、子どもが回答したくないなど回収できない場合は、差し支えない。

4. 調査内容、質問数

アンケートの表現は、文例のように、子どもにわかりやすいよう工夫するとともに、質問数が多くないものとする。

5. 利用者調査の実施方法

- ① 調査票の子どもへの配布、調査の目的や方法の子どもへの説明、記入された調査票の回収を、評価機関が施設に依頼して行う方法による。
- ② 評価機関は、調査票のほか、施設への依頼文、子どもへの説明文、回収用封筒、回収箱を用意して、あらかじめ施設に渡す。
- ③ 調査票は、無記名とし、記入した調査票は、回収用封筒に子ども自身が入れて、糊づけ等で封をして、子ども自身が回収箱に入れる方法による。
- ④ 回収箱に投函された回収用封筒は、施設がまとめて、評価機関へ送付する。

6. 利用者調査の結果

- ① 選択肢については、「はい」「いいえ」「どちらともいえない」「無回答」を集計する。自由記載については、主な事項を集約する。
- ② 調査結果については、個々の子どもの回答内容が施設にわからないように留意しつつ、集約したものを施設に示す。

利用者調査の実施方法（乳児院）

1. 趣旨

第三者評価事業の利用者調査は、保護者がどのように感じているかを把握することが目的であり、利用者満足度を評価するものではない。

提供される支援及びその結果に対して、保護者の声を把握し、その意向の尊重や反映を行うことは、支援の質を高めるものである。

なお、保護者の回答が、保護者のこれまでの家族関係、生活習慣、価値観などに影響されていることを考慮し、回答をそのまま受け止めるだけではなく、回答の意図するところなどもくみ取る必要がある。

利用者調査の結果は、第三者評価を取りまとめる上での参考情報となる。また、調査結果が施設へフィードバックされ、事業改善を図る上で参考となる。

2. 実施方式

実施方式は、原則として無記名アンケート方式とする。

3. 調査対象

調査対象は、入所児童の保護者の全数とする。ただし、実態に即し、無理のない範囲で実施することとし、回答したくないなど回収できない場合は、差し支えない。

4. 調査内容、質問数

アンケートの表現は、文例のように、保護者にわかりやすいよう工夫するとともに、質問数が多くないものとする。

5. 利用者調査の実施方法

- ① 調査票は、保護者への郵送等により配布する。保護者への配布は、評価機関は保護者の氏名、住所を知ることができないため、評価機関から施設に依頼する。
- ② 評価機関は、利用者調査票のほか、施設への依頼文、保護者への回答の締切等を記載した説明文、評価機関の住所を記載し、返信用切手を貼付した返信用封筒、及び回収箱を用意して、あらかじめ施設に渡す。
- ③ 調査票は、無記名とし、記入した調査票は、保護者が回収用封筒で評価機関に郵送する。保護者が面会時に回収箱に投函した回収用封筒は、施設がまとめて、評価機関へ送付する。

6. 利用者調査の結果

- ① 選択肢については、「はい」「いいえ」「どちらともない」「無回答」を集計する。自由記載については、主な事項を集約する。
- ② 調査結果については、個々の保護者の回答内容が施設にわからないように留意しつつ、集約したものを施設に示す。

利用者調査の実施方法（母子生活支援施設）

1. 趣旨

第三者評価事業の利用者調査は、母親及び子どもがどのように感じているかを把握することが目的であり、利用者満足度を評価するものではない。

提供される支援及びその結果に対して、母親及び子どもの声を把握し、その意向の尊重や反映を行うことは、支援の質を高めるものである。

なお、母親及び子どもの回答が、これまでの家族関係、生活習慣、価値観などに影響されていることを考慮し、回答をそのまま受け止めるだけではなく、その回答の意図するところなどもくみ取る必要がある。

利用者調査の結果は、第三者評価を取りまとめるうえでの参考情報となる。また、調査結果が施設へフィードバックされ、事業改善を図る上で参考となる。

2. 実施方式

実施方式は、原則として無記名アンケート方式とする。

3. 調査対象

調査対象は、母親及び小学生4年生以上の入所者の全数とする。ただし、実態に即し、無理のない範囲で実施することとし、回答したくないなど回収できない場合は、差し支えない。

4. 調査内容、質問数

アンケートの表現は文例のように、母親及び子どもにわかりやすいよう工夫するとともに、質問数が多くないものとする。

5. 利用者調査の実施方法

- ① 調査票の母親及び子どもへの配布、調査の目的や方法の母親及び子どもへの説明、記入された調査票の回収を、評価機関が施設に依頼して行う方法による。
- ② 評価機関は、利用者調査票のほか、施設への依頼文、母親及び子どもへの説明文、回収用封筒、回収箱を用意して、あらかじめ施設に渡す。
- ③ 調査票は、無記名とし、記入した調査票は、回収用封筒に母親及び子ども自身が入れて、糊づけ等で封をして、母親及び子ども自身が回収箱に入れる方法による。
- ④ 回収箱に投函された回収用封筒は、施設がまとめて、評価機関へ送付する。

6. 利用者調査の結果

- ① 選択肢については、「はい」「いいえ」「どちらともない」「無回答」を集計する。自由記載については、主な事項を集約する。
- ② 調査結果については、個々の母親及び子どもの回答内容が施設にわからないように留意しつつ、集約したものを施設に示す。

アンケートのお願い（子ども用）

（施設名）では、このたび、施設の生活をよりよいものにしていくため、施設以外のおとなの人から評価（第三者評価）を受けることになりました。

第三者評価は、（施設名）の職員がみなさんによりよい支援を行うため、課題を見つけることを目的としています。

そのときに、みなさんの意見も参考としたいので、アンケートに協力してください。

このアンケートに答えたことで、生活がしづらくなったり、損をしたりすることはありませんので、安心して答えてください。

次の方法でアンケートに答えてください。

- ① アンケートは全部で（ ）問です。アンケート用紙に記入してください。答えたくない質問には答えなくてもよいです。
- ② 書き終えたら、返信用封筒に入れ、封をして回収箱に入れてください。○月○日に評価機関に送ります。
- ③ わからないことはいつでも次に書いています。評価機関の連絡先まで連絡してください。そのとき自分の名前は言わなくてよいです。

（評価機関名）

（担当者名）

（住所、電話番号）

アンケートのお願い（保護者用）

（施設名）では、このたび、施設の生活をより良いものにしていくため、第三者評価を受けることになりました。

第三者評価は、（施設名）の職員がみなさんによりよい支援を行うため、課題を見つけることを目的としています。

みなさんの意見も参考としたいので、アンケートの記入についてご協力くださいますようお願いいたします。

このアンケートにお答えいただいたことで、生活がしづらくなったり、不利益が生じることはありませんので、安心してお答えください。

次の方法でアンケートに教えてください。

④ アンケートは全部で（ ）問です。アンケート用紙に記入してください。答えたくない質問にはお答えいただかなくてもよろしいです。

⑤ 書き終えたら、返信用封筒に入れ、封をして回収箱に入れてください。○月○日に評価機関に送ります。

⑥ わからないことはいつでも次に書いています評価機関の連絡先まで連絡してください。そのときご自分の名前はお答えいただかなくてもよろしいです。

（評価機関名）

（担当者名）

（住所、電話番号）

子どもへのアンケート（児童養護施設・小学校4年生以上）

- ・あなたは、この施設について、どのように感じていますか？あなたの気持ちに一番近いものに、○をしてください。
- ・各問にご意見がある場合、自由意見欄にあなたの考えを自由に書いてください。

問1 いま、あなたは？

- ① 小学生 ② 中学生 ③ 高校生・その他

問2 この施設は、くらしやすく、安心して生活できますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問3 食事の時間は楽しみですか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問4 施設の大人の人たちから、あなたはひとりの人間として大切にされていると感じますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

次のページにつづきます

問5 施設の大人の人たちはこの施設の決まりや約束ごとをわかりやすく教えてくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問6 施設の大人の人たちは、あなたがいやがるよび方をしたり、命令したり、乱暴な言葉を使ったりしないで接してくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問7 施設の大人の人たちは、あなたの良いところをほめてくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問8 施設の大人の人たちは、あなたが成長していくために取り組む目標、あなたの将来（学校や仕事）について話を聞いてくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問9 あなたには、自分の気持ちやあなたの考えを話しやすい施設の大人の人がいいますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

つぎ
次のページにつづきます

問10 ここでのくらしでは、あなたのプライバシー（人に知られたくないことや自分の居場所）は守られていますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問11 ここでのくらしで「いやだなあ」「こまったなあ」と思ったときに、施設の大人や親以外の大人にも話すことができることを知っていますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問11 この施設での生活について、他に意見や希望を何でも書いてください。

自由意見欄：

ご協力ありがとうございました

子どもへのアンケート（児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設）

- ・あなたは、この施設について、どのように感じていますか？あなたの気持ちに一番近いものに、1つだけ、○をしてください。
- ・各問にご意見がある場合、自由意見欄にあなたの考えを自由に書いてください。

問1 いま、あなたはこの施設にきてどれぐらいになりますか？

- ①半年以内 ②半年から1年以内 ③1年から2年以内 ④2年以上

問2 この施設は、くらしやすく、安心して生活できますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問3 食事の時間は楽しみですか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問4 職員から、あなたはひとりの人間として大切にされていると感じますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

次のページにつづきます

問5 職員はこの施設の決まりや約束ごとをわかりやすく教えてくださいませんか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問6 職員は、あなたが嫌がるよび方をしたり、命令したり、乱暴な言葉を使ったりしないで接してくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問7 職員は、あなたの良いところをほめてくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問8 職員は、あなたが成長していくために取り組む目標、あなたの将来（学校や仕事）について話を聞いてくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問8 あなたには、自分の気持ちやあなたの考えを話しやすい職員がいますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

次のページにつづきます

問9 ここでのくらしでは、あなたのプライバシー（人に知られたくないことや自分の居場所）は守られていますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問10 ここでのくらしで「いやだなあ」「こまったなあ」と思ったときに、職員や親以外の大人にも話すことができることを知っていますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問11 この施設での生活について、他に意見や希望を何でも書いてください。

自由意見欄：

ご協力ありがとうございました

ほごしゃ にゅうじいん ほごしゃよう
保護者アンケート（乳児院・保護者用）

- ・あなたは、この施設について、どのように感じていますか？あなたの気持ちに一番近いものに、1つだけ、○をしてください。
- ・各問にご意見がある場合、自由意見欄にあなたの考えを自由に書いてください。

問1 いま、この施設に子どもを預けてどれくらいになりますか？

- ①半年以内 ②半年から1年以内 ③1年から2年以内 ④2年以上

問2 この施設の雰囲気や生活環境は、子どもにとって暮らしやすいですか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問3 職員から、この施設の内容や決まりごとについて、わかりやすく説明をうけましたか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問4 職員は、あなたや子どもに対して大切に接してくれていると思いますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

つぎのページに続きます

問5 子どものこれからのことについて、職員しよくいんは相談そうだんにのってくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問6 この施設しせつでは、あなたやあなたお子こさんのプライバシーぷらいいばしーは守まもられていますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問7 この施設しせつのことについて「いやだなあ」「こまったなあ」と思おもったときに、職員しよくいんに話はなすことができますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問8 この施設しせつのことについて「いやだなあ」「こまったなあ」と思おもったときに、職員しよくいん以外の外部いがいの人ひとにも話はなすことができることを知しっていますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

つぎ
次のページに続きます

問9 この施設しせつのことについて、良かったよと思うことおもを書かいてください。

自由意見欄じゆういけんらん：

問10 この施設しせつのことについて、他に意見いけんや希望きぼうを何なんでも書かいてください。

自由意見欄じゆういけんらん：

ご協力きょうりょくありがとうございました

子どもへのアンケート（母子生活支援施設・小学校4年生以上）

- ・あなたは、この施設について、どのように感じていますか？あなたの気持ちに一番近いものに、1つだけ、○をしてください。
- ・各問にご意見がある場合、自由意見欄にあなたの考えを自由に書いてください。

問1 いま、あなたは？

- ① 小学生 ② 中学生 ③ 高校生・その他

問2 この施設は、くらしやすく、安心して生活できますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問3 施設の大人の人たちから、あなたはひとり人間として大切にされていると感じますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問4 施設の大人の人たちはこの施設の決まりや約束ごとをわかりやすく教えてくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

次のページにつづきます

問5 施設の大人の人たちは、あなたがいやがるよび方をしたり、命令したり、乱暴な言葉を使ったりしないで接してくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問6 施設の大人の人たちは、あなたの良いところをほめてくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問7 施設の大人の人たちは、あなたが成長していくために取り組む目標、あなたの将来（学校や仕事）について話を聞いてくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問8 あなたには、自分の気持ちやあなたの考えを話しやすい施設の大人の人がありますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問9 ここでのくらしでは、あなたのプライバシー（人に知られたくないことや自分の居場所）は守られていますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

次のページにつづきます

問10 このでのくらしで「いやだなあ」「こまったなあ」と思ったときに、施設の大人
や親以外の大人にも話すことができることを知っていますか？

①はい

②いいえ

③どちらともいえない

自由意見欄：

問11 この施設での生活について、他に意見や希望を何でも書いてください。

自由意見欄：

ご協力ありがとうございました

利用者アンケート（母子生活支援施設・母親用）

- ・あなたは、この施設について、どのように感じていますか？あなたの気持ちに一番近いものに、1つだけ、○をしてください。
- ・各問にご意見がある場合、自由意見欄にあなたの考えを自由に書いてください。

問1 いま、あなたはこの施設にきてどれくらいになりますか？

- ①半年以内 ②半年から1年以内 ③1年から3年以内 ④3年以上

問2 この施設の雰囲気や生活環境は暮らしやすいですか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問3 この施設は安全だと思えますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問4 職員から、この施設の考え方や内容について、わかりやすく説明をうけましたか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

次のページに続きます

問5 職員は、あなたや子どもに対して大切に接してくれていると思いますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問6 日常生活、子育て、家族関係、友人関係や仕事関係で困ったとき、職員は相談にのってくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問7 あなたのこれからの生活に向けての目標について、職員は相談にのってくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問8 子どもやあなたのプライバシーは守られていると思いますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問9 職員による言葉の暴力、無視はありませんか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

次のページに続きます

問10 ここでの暮らしで「いやだなあ」「こまったなあ」と思ったときに、職員に話することができますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問11 ここでの暮らしで「いやだなあ」「こまったなあ」と思ったときに、職員以外の外部の人にも話することができることを知っていますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問12 ここでの暮らしで良かったと思うこと、書いてください。

自由意見欄：

問13 この施設での生活について、他の意見や希望を何でも書いてください。

自由意見欄：

〈このアンケートについてお伺いします〉

○このアンケートにどのように答えましたか？

- ①あなたが読んで、あなたが記入 ②職員が読んで、あなたが記入
③職員が読んで、職員が記入

ご協力ありがとうございました

第三者評価結果の公表事項

① 第三者評価機関名

--

② 施設名等

名称：	種別：
施設長氏名：	定員： 名
所在地：	TEL

③ 実施調査日

平成 年 月 日 () ~ 月 日 ()

④ 総評

◇特に評価が高い点
◇改善が求められる点

⑤ 第三者評価結果に対する施設のコメント

--

⑥ 第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

1 養育・支援

(1) 養育・支援の基本	第三者評価結果
① 子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解している。	a・b・c
② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a・b・c
③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a・b・c
④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a・b・c
⑤ 秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a・b・c
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	

(2) 食生活	第三者評価結果
① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a・b・c
② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a・b・c
③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a・b・c
(3) 衣生活	
① 衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものを提供している。	a・b・c
② 子どもの衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a・b・c
(4) 住生活	
① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a・b・c
② 子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a・b・c
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	

(5) 健康と安全	第三者評価結果
① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a・b・c
② 医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a・b・c

(6) 性に関する教育	
① 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・b・c
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	

(7) 自己領域の確保	第三者評価結果
① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a・b・c
② 成長の記録(アルバム)が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a・b・c
(8) 主体性、自律性を尊重した日常生活	
① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している	a・b・c
② 主体的に余暇を過ごすことができるよう支援している。	a・b・c
③ 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a・b・c
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	

(9) 学習・進学支援、進路支援等	第三者評価結果
① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a・b・c
② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・b・c
③ 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・b・c
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	

(10) 行動上の問題及び問題状況への対応	第三者評価結果
① 子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。	a・b・c
② 施設内で子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a・b・c
③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	a・b・c
(11) 心理的ケア	
① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・b・c
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	

--

(12) 養育の継続性とアフターケア	第三者評価結果
① 措置変更または受入れにあたり継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
② 家庭引き取りにあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。	a・b・c
③ できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a・b・c
④ 子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	

2 家族への支援

(1) 家族とのつながり	第三者評価結果
① 児童相談所や家族の住む市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。	a・b・c
② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。	a・b・c
(2) 家族に対する支援	
① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	

3 自立支援計画、記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定	第三者評価結果
① 子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。	a・b・c
② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。	a・b・c
③ 自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。	a・b・c
(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録	
① 子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。	a・b・c
② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。	a・b・c
③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための	a・b・c

具体的な取組を行っている。	
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	

4 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	第三者評価結果
① 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。	a・b・c
② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a・b・c
③ 子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a・b・c
④ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	a・b・c
⑤ 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。	a・c
(2) 子どもの意向への配慮	
① 子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。	a・b・c
② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。	a・b・c
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	

(3) 入所時の説明等	第三者評価結果
① 子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるように工夫を行い、情報の提供を行っている。	a・b・c
② 入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
③ 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されるに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a・b・c
(4) 権利についての説明	
① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a・b・c
(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境	
① 子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。	a・b・c
② 苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。	a・b・c
③ 子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。	a・b・c
(6) 被措置児童等虐待対応	
① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為	a・c

を行わないよう徹底している。	
② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	a・b・c
(7) 他者の尊重	
① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a・b・c
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	

5 事故防止と安全対策

	第三者評価結果
① 事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	a・b・c
② 災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	a・b・c
③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	a・b・c
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	

6 関係機関連携・地域支援

(1) 関係機関等の連携	第三者評価結果
① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。	a・b・c
② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	a・b・c
③ 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしている。	a・b・c
(2) 地域との交流	
① 子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。	a・b・c
② 施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	a・b・c
③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	a・b・c
(3) 地域支援	
① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	a・b・c
② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。	a・b・c

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

7 職員の資質向上

	第三者評価結果
① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a・b・c
② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a・b・c
③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。	a・b・c
④ スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上に努めている。	a・b・c
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	

8 施設の運営

	第三者評価結果
(1) 運営理念、基本方針の確立と周知	
① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	a・b・c
② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	a・b・c
③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組が行っている。	a・b・c
④ 運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	a・b・c
(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定	
① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	a・b・c
② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	a・b・c
③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	a・b・c
④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	a・b・c
⑤ 事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	a・b・c
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	

(3) 施設長の責任とリーダーシップ	第三者評価結果
① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。	a・b・c
② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	a・b・c
③ 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	a・b・c
④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	a・b・c
(4) 経営状況の把握	
① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。	a・b・c
② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	a・b・c
③ 外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	a・b・c
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	

(5) 人事管理の体制整備	第三者評価結果
① 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。	a・b・c
② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。	a・b・c
③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。	a・b・c
④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。	a・b・c
(6) 実習生の受入れ	
① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。	a・b・c
(特に評価が高い点、改善が求められる点)	

(7) 標準的な実施方法の確立	第三者評価結果
① 養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。	a・b・c
② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを施設全体で実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。	a・b・c
(8) 評価と改善の取組	
① 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。	a・b・c

	② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。	a・b・c
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		

里親支援の体制の充実方策について

(1) 里親委託推進の方策

- ・ 良いマッチングのためには、多数の候補が必要。
- ・ 里親委託率を大幅に伸ばしている自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力を行い成果を上げている。

(2) 里親支援の重要性

- ・ 里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験などにより、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。また、社会的養護の担い手であることや、中途からの養育であることの理解も重要である。
- ・ そのため、養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流などの里親支援が重要であり、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ支援が重要である。



里親支援の体制整備

(1) 里親支援の取り組み内容を、児童相談所運営指針、里親委託ガイドラインで定める。

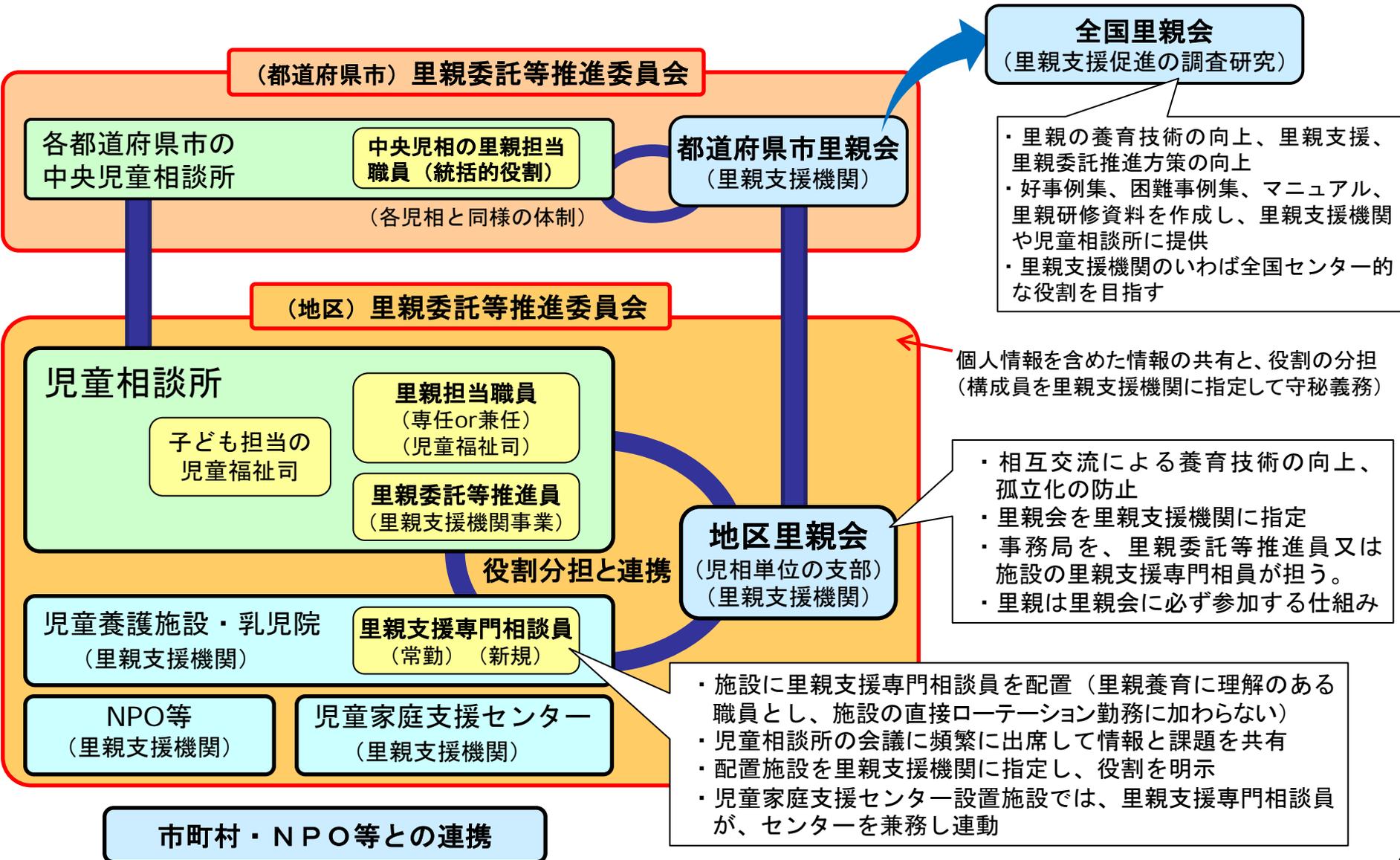
- ・ 委託里親への定期的な訪問の訪問回数を、委託後の経過年数等に応じて設定
(委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度、そのほか、里親による養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問。)
- ・ 委託里親には、複数の相談窓口を示す。
- ・ 里親サロン、里親研修・里親セミナーの開催、テキストの配布など
- ・ レスパイト（里親の休養のための一時預かり）

(2) (1) を実行するための体制整備

- ・ 児童相談所が取り組みの中心。里親担当者の配置（専任又は兼任。できるだけ専任が望ましい。）
- ・ 里親支援機関事業の里親委託等推進員（23年度：206児相中117か所）
- ・ 児童養護施設及び乳児院に置く里親支援専門相談員（平成24年度新規）
→ 定期的訪問を含めた里親支援を、児童相談所の里親担当者等と、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担連携して行う。このため、定期的に会議を行うなど、ケースの情報の共有に努める。
- ・ 里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設などを、里親支援機関に指定し、里親名簿その他の必要な情報を共有する。（児童福祉法上、里親支援の業務の委託先には守秘義務が設けられている）

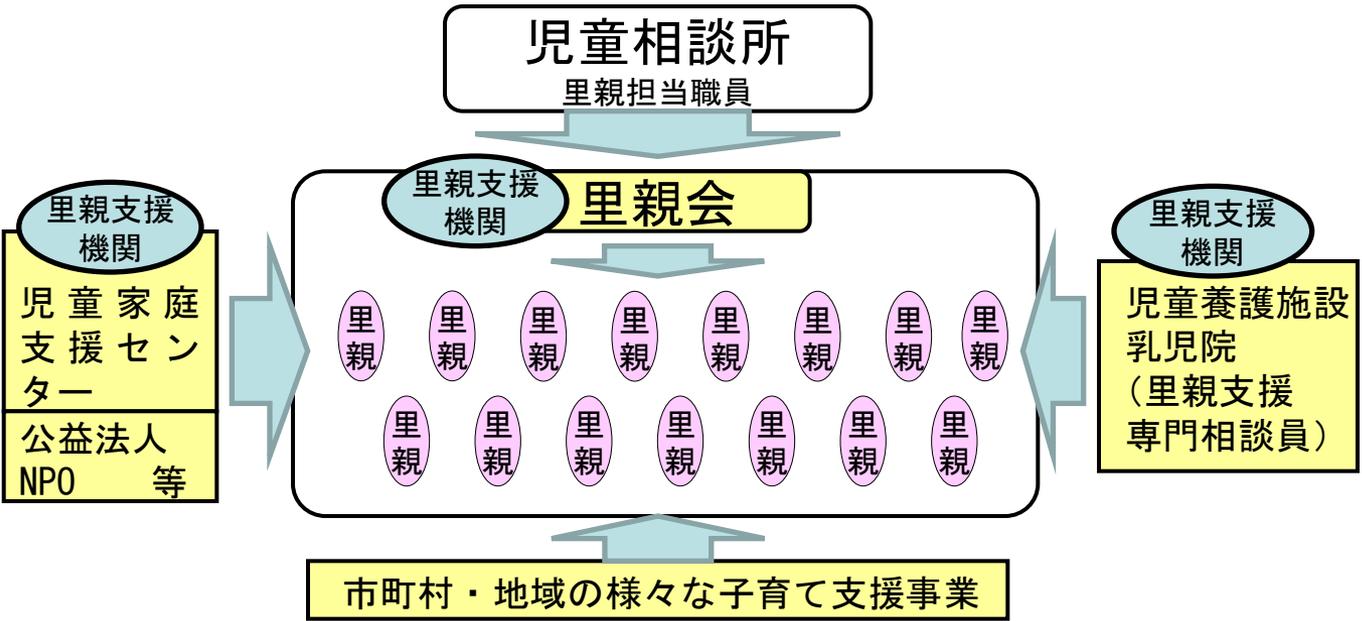
里親支援の体制整備のイメージ

○各児童相談所単位で、児相の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会の里親支援担当者、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センターの職員等が、チームとして、里親委託推進・里親支援の活動を行う



里親支援機関の役割分担について

- 里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く児童養護施設や乳児院、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、それぞれの特色に応じて、分担・連携し、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行う。
- 里親支援については、複数の相談窓口があることが重要。
 - ・里親会は、主に、里親サロンなどの相互交流や、里親経験を生かした訪問支援、里親によるレスパイトなど
 - ・児童家庭支援センターは、主に、専門職員による養育相談、電話相談など
 - ・児童養護施設、乳児院は、主に、施設から里親への移行支援、里親への訪問相談、電話相談、レスパイトなど
- 里親支援機関は、都道府県市の里親支援の業務を委託するもの。委託を受けて里親支援の業務に従事する者には、児童福祉法上、守秘義務が設定されており、里親名簿やケースの必要な情報を共有し、連携して対応。
- ファミリーホームに対する支援も、里親支援機関で一体的に行う（平成23年4月に実施要綱改正済）
また、平成23年4月の実施要綱改正で、里親支援の業務を、児童家庭支援センターの業務に位置づけた。



里親支援機関事業	
実施主体 ・都道府県・指定都市・児相設置市 ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能	
里親制度普及促進事業	普及啓発 養育里親研修 専門里親研修
里親委託推進・支援等事業	里親委託支援等 里親家庭への訪問支援 里親による相互交流

里親支援機関と児童相談所の役割について

都道府県市(児童相談所)の里親委託・里親支援についての業務

都道府県市・児童相談所が 直接行う必要がある業務

- ・里親支援機関の協力を得ながら、児童相談所が中心となるで行う。

里親支援機関に行わせることが可能な業務

- ・児童相談所の職員が直接行ったり、児童相談所に里親委託等推進員を配置して行うほか、里親支援機関（児童養護施設・乳児院(里親支援専門相談員)、児童家庭支援センター、里親会、公益法人、NPO等）へ委託等して積極的に推進する。

※地域の実情に応じ、各機関の特徴を生かして分担・連携
 ※里親委託等推進員や里親支援専門相談員は、全てにかかわる

里親制度普及



里親の認定
・登録



里親委託



里親支援
・指導



委託解除

○認定、登録に関する事務

- ・申請の受理
- ・里親認定の決定、通知
- ・里親の登録、更新、取消申請の受理等

○委託に関する事務

- ・里親委託の対象となる子どもの特定
- ・子どものアセスメント
- ・委託する里親の選定
- ・里親委託の措置の決定
- ・措置に当たっての里親や子どもへの説明
- ・自立支援計画の策定、里親への説明

○里親指導・連絡調整

- ・養育上の指導、養育状況の把握
- ・実親（保護者）との関係調整
- ・レスパイトケアの利用決定
- ・自立支援計画の見直し

○里親委託の解除

- ・委託解除の決定
- ・解除に当たっての里親や子どもへの対応

●新規里親の開拓

- ・里親制度の広報啓発
- ・講演会、説明会、体験発表会等の開催

●里親候補者の週末里親等の調整

●里親への研修

- ・登録前研修の実施
- ・更新研修の実施
- ・その他の研修

●里親委託の推進

- ・未委託里親の状況や意向の把握
- ・子どもに適合する里親を選定するための事前調整
- ・里親委託の対象となる子どもの特定のための事前調整

●里親家庭への訪問、電話相談

●レスパイトケアの調整

●里親サロンの運営(里親の相互交流)

●里親会活動への参加勧奨、活動支援

●アフターケアとしての相談

里親会の役割と活動の充実

○里親会活動の役割

- ・里親会は、里親の相互交流や経験豊富な里親の相談による養育技術の向上、里親の孤立化の防止のために重要な役割を持つ。このため、会員相互の交流が目的の私的な団体ではなく、公益的な団体である。

○里親支援機関への指定

- ・このような役割から、都道府県市や地区の里親会は、委託費の有無にかかわらず、里親支援機関に指定することが望ましい。

○里親会への加入

- ・このような役割から、里親は里親会の活動に参画するものとし、その旨を「里親及びファミリーホーム養育指針」で定める。

○里親会の事務局体制

- ・里親会の活動の充実のためには、事務局体制の充実が必要であることから、里親支援機関事業の里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センターの職員は、里親会の事務局を担当することができる。

○全国里親会の里親支援促進調査研究事業

- ・里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託推進方策の向上のため、厚生労働省からの補助金により全国里親会で実施(平成24年度新規事業)
- ・全国の里親会や里親支援機関等を対象に調査を行い、里親からの相談事例、里子からの意見、児童相談所、里親支援機関等関係者からの情報等を基に、好事例集、困難事例集、マニュアル、里親研修資料を作成し、里親支援機関や児童相談所に提供
- ・「里親委託等推進委員会」(学識経験者、里親会、関係機関等)を置く。
- ・里親支援機関のいわば全国センター的な役割を目指す

全国里親会

(全国センター的な役割)

- ・全国を単位とする財団法人
- ・個人会員、団体会員(地方里親会)、施設会員、賛助会員を持つ。

都道府県市里親会

(里親支援機関)

- ・都道府県、指定都市、児童相談所設置市を単位(地方里親会)
- ・地区里親会の連合会の形式の里親会も有る。また、県・指定都市で合同の場合も有る。
- ・財団、社団、NPOもあるが、多くは任意団体。

地区里親会

(里親支援機関又はその支部)

- ・児童相談所の単位(都道府県市里親会の支部、又は地区単位里親会)

(参考 1) 里親支援機関事業の概要

里親支援機関事業

里親制度普及促進事業（都道府県・指定都市・児相設置市単位）
補助基準額：1 都道府縣市当たり 3,993 千円（×国1/2）（平成24年度）

- ①普及促進
 - ・里親制度の広報活動を行い、新たな養育里親等を開拓する
- ②養育里親研修
 - ・養育里親として必要な基礎的知識や技術を習得する
（養子縁組里親、親族里親にも必要に応じた研修を実施）
- ③専門里親研修
 - ・被虐待児等を受け入れる専門里親の養成等を行う

里親委託推進・支援等事業（児童相談所単位）
補助基準額：1 か所当たり 7,395 千円（×国1/2）（平成24年度）

- 「里親委託等推進員」「里親委託等推進委員会」を置き、次の事業を行う
- ①里親委託支援等
 - ・児童と養育里親との調整等を行い、委託を総合的に推進
 - ②訪問支援
 - ・里親家庭に訪問し、児童の状態把握、里親への相談、援助等を行う
 - ③相互交流
 - ・里親、里親希望者等が集い、情報交換、養育技術の向上等を図る

実施主体

- ・都道府県・指定都市・児相設置市
- ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能

※児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）の施行により、

- ・都道府県が行わなければならない業務として、児童福祉法第11条第1項第2号へに、「里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」が規定され、
- ・同条第4項及び児童福祉法施行規則第1条の38で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事が当該業務を適切に行うことができる者と認めた者に委託することができることとされ、
- ・児童福祉法第11条第5項に、委託を受けた者の守秘義務が規定された。同法61条の3に違反した者への罰則も規定

(参考2) 里親支援の体制

児童相談所の体制 (23.4.1)

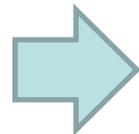
児童相談所	206か所
児童福祉司	2606人
児童心理司	1162人



- ・これまで、10年で約2倍に増加
(平成11年度児童福祉司1230名)
- ・この間、虐待相談件数は5倍に増えており、増員が必要。

児童相談所の里親担当職員

専任	52人
兼任	273人
計	325人

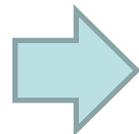


- ・できるだけ専任の里親担当職員の配置が望ましい

+

里親支援機関事業における里親委託等推進員の体制

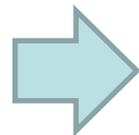
自治体が雇用し児相に配置	87人
委託法人が雇用し児相に配置	4人
委託法人が雇用し委託先に配置	6人
計97人(児童福祉司兼務を除く)	
うち常勤14, 非常勤83	



- ・里親支援機関の仕組みの効果的な実施

+

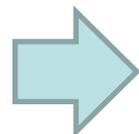
児童家庭支援センター 86か所 (H23.9)



- ・平成26年度120か所目標
- ・将来は、児童養護施設・乳児院の標準装備化する。

+

施設の里親支援専門相談員 (新規)
児童養護施設及び乳児院に設置



- ・平成24年度新規(1児童相談所の管内に少なくとも1か所。複数も可。)
- ・将来は、全ての児童養護施設(587か所)、乳児院(129か所)に配置(約700人)

里親委託ガイドラインの見直しについて

「里親委託ガイドライン」（平成23年3月30日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）について、里親支援の充実、里親支援体制の整備などを中心に、見直しを行う。
（下線が改正部分）

里親委託ガイドライン

1. 里親委託の意義

里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。

近年、虐待を受けた子どもが増えている。社会的養護を必要とする子どもの多くは、保護者との愛着関係はもとより、他者との関係が適切に築けない、学校等への集団にうまく適応できない、自尊心を持っていないなどの様々な課題を抱えている。また、望まない妊娠で生まれて親が養育できない子どもの養育が課題である。子どもを養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護である里親委託が、これまでよりさらに積極的に活用されるべきである。

しかし、現実的には地域社会の変化や核家族化により、社会的養護を必要とする子どもが増加する中、虐待による影響など、様々な課題を抱えた子どもが多くなっている。一方このような子どもに対応できる里親が少ないこと、里親家庭においても家庭環境が変化していたり、里親制度への社会の理解不足から、里親委託が進まない事情がある。多様な子どもに対応できる様々な里親家庭、例えば、乳幼児、中・高校等高年齢児、障害のある子どもや非行児童などそれぞれに養育支援が可能な里親を開拓し、社会的養護の担い手としての里親の集団を形成することが望まれる。

現状においては、社会的養護を必要とする子どもの9割は施設養護となっており、里親等委託率（社会的養護を受ける子どものうち、里親及びファミリーホームへの委託の割合）の引上げが必要である。

併せて、児童養護施設等においてもできるだけ家庭的な養育を目指して養育単位の小規模化を推進していくことが必要である。

2. 里親委託優先の原則

家族は、社会の基本的集団であり、家族を基本とした家庭は子どもの成長、福祉及

び保護にとって自然な環境である。このため、保護者による養育が不十分又は養育を受けることが望めない社会的養護のすべての子どもの代替的養護は、家庭的養護が望ましく、里親委託を優先して検討することを原則とするべきである。特に、乳幼児は安定した家族の関係の中で、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが大切である。

社会的養護が必要な子どもを里親家庭に委託することにより、子どもの成長や発達にとって、

- ① 特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、自己の存在を受け入れられているという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な、基本的信頼感を獲得することができる、
- ② 里親家庭において、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることが期待できる、
- ③ 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得することができる、

というような効果が期待できることから、社会的養護においては里親委託を優先して検討するべきである。

もともと、社会的養護を必要とする子どもの数に対して、必要な里親の数の確保は不十分であり、また、様々な課題を抱える子どもに対して、対応できる里親も少ない現状から、施設養護の役割も大きいものがあり、里親の充実に努めるとともに、施設養護の質の充実に努めていく必要がある。

3. 里親委託する子ども

里親に養育を委託する子どもは、新生児から高年齢児まですべての子どもが検討の対象とされるべきであり、多くの課題を持ち、社会的養護を必要としている子どもの多様さを重視し、子どもと最も適合した里親へ委託する。

(1) 保護者による養育の可能性の有無

- ① 棄児、保護者が死亡し又は養育を望めず、他に養育できる親族等がない子ども

長期的な安定した養育環境が必要であり、養育里親への委託と併せて、養子縁組を希望する里親を検討する。特に、特別養子縁組や普通養子縁組により法的にも安定した親子関係を築くことが望ましい。

- ② 将来は、家庭引き取りが見込めるが、当面保護者による養育が望めない子ども
家庭において、特定の大人との愛着関係の下で養育される中で、健全な心身の成長や発達を促すことが必要なことから、積極的に養育里親への委託を検討する。また、家庭復帰に向けて、保護者と子どもの関係調整のために、引き取り後の家

庭生活を想定し、必要な支援を行う。

(2) 子どもの年齢

① 新生児

特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、今後の人格形成に多大な影響を与える時期でもあることから、長期的に実親の養育が望めない場合は、子どもにとって安定し継続した家庭的な養育環境を提供することが必要である。

また、委託の期間が限定されている場合も、特定の大人との関係を築くことは、健全な心身の成長や発達を促すことから、里親委託は有用である。

新生児については、障害の有無が明らかになる年齢を待ってから、里親委託を検討する考え方もあるが、心身の発達にとって大切な新生児の時期から里親委託を検討することが重要である。

また、望まない妊娠や若年の妊娠などハイリスクといわれる要支援家庭については、地域の保健機関や医療機関、子育て支援機関等と協力し、児童相談所が出産前から早期の相談支援に努める。

② 中学生や高校年齢の子ども

地域での生活や家庭生活の知識や技術を獲得するなどを通じ、今後の自立に向けた支援が可能である。また、子どもの状況に応じて、子どもが居住していた地域の里親に委託することにより、学校への通学や家庭での生活スタイルを大きく変えないで支援をすることができる。

高年齢児を希望する里親が少ないという実情もあるが、年齢の高い里親など、中学生や高校生に対応できる里親を開拓し積極的に活用する。

なお、子ども本人に里親家庭で生活する意義を説明し、動機付けを十分に行う必要がある。

(3) 施設入所が長期化している子どもの措置変更

施設に長期間入所している子どもについては、施設が策定する毎年度の自立支援計画の見直しの際などには、児童相談所は適切な総合判断を行い、定期的に里親への委託を検討することが必要である。また、施設に配置されている家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員等と連携し、里親委託の推進を行う。

① 乳児院から措置変更する子ども

できるだけ早い時期に家庭的な環境で、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、積極的に活用する。

現状では、乳児院から里親への措置変更よりも、児童養護施設への措置変更が多いが、乳児院入所児童の措置変更を行う場合には、原則として、里親委託への措置変更を検討する。

② 施設入所が長期化している子ども

施設入所検討時、里親委託を検討したがうまく里親と適合せず施設に入所措置

している場合を含め、施設での生活を継続しているすべての児童について、常に里親委託の検討を積極的に行う。

③ 1年以上（乳幼児は6か月）面会等保護者との交流がない子ども

保護者の生活状況等を調査し、家庭引き取りが難しい場合は、保護者に対し、子どもの成長・発達における家庭養護の必要性について十分説明を行い、里親制度についての理解を得る。

④ 保護者の面会はあるが、家庭引き取りが難しい子ども

里親委託においても、面会や外泊等の交流ができることを丁寧に説明し、子どもの成長・発達における家庭養護の必要性について理解を得る。

⑤ 法第28条措置の更新により長期化している子ども

保護者が引き続き虐待のおそれがあるとして法第28条措置の更新が継続している場合においても、子どもの成長や発達には家庭的な養護は必要であり、里親委託の可能性を検討する。

(4) 短期委託が必要な子ども

保護者の傷病や出産等委託の期間が明確な子どもについては、短期での受け入れであれば受託可能な里親は比較的多いこともあり、積極的に里親委託を活用する。特に幼稚園等に通う幼児や学齢児、高年齢児は子どもが元々住んでいた地域での里親委託が可能であれば、引き続き通園や通学が可能となり、子どもにとっても大きく生活が変わらず、保護者との距離が近いことにより、子どもの情緒の安定や親子関係の安定が図られることもある。

(5) 個別的な支援を必要とする子ども

① 虐待を受けた子どもや障害等があり、特別な支援を必要とする子ども

集団での対人関係や施設での生活になじめず、施設等では不調になるおそれがある場合、又は不調になった場合には、子どもの状態に適合した専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。

また、保護者がいない、又は養育できないなどの子どものうち、虚弱、疾病、障害を有する子どもについては、最も適合する里親との調整を十分に行い、適切に養育できると認められる専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。

② 非行の問題を有する子ども

家庭復帰が困難で、かつ、施設の集団では対応が難しい場合は、子どもの状態に適合した専門里親等が確保できる場合には、委託を検討する。

(6) 里親へ委託することが難しい子ども

すべての子どもは里親委託を優先して検討するが、次のような場合は当面、施設措置を検討する。

① 情緒行動上の問題が大きく、施設での専門的なケアが望ましい場合

② 保護者が里親委託に明確に反対している場合（法第28条措置を除く）

- ③ 不当な要求を行うなど対応が難しい保護者である場合
- ④ 子どもが里親委託に対して明確に反対の意向を示している場合
- ⑤ 里親と子どもが不調になり、施設でのケアが必要と判断された場合

4. 保護者の理解

(1) 保護者への説明

保護者が養育できない場合、児童相談所が子どもの最善の利益となるよう里親や施設を選択を行うが、保護者へは十分説明を行い、里親委託について理解を求める。

特に、養育里親に委託することについて、保護者にとっては、「子どもを取られてしまうのではないか」「子どもが里親になつてしまうのではないか」「面会がしづらくなるのではないか」など里親委託へ不安を抱くことがあるので、以下の点を十分に説明する。

- ① 保護者へは里親制度、特に、養育里親と養子縁組を希望する里親との区別を説明し、里親は社会的養護の重要な担い手であり、児童相談所が引き続き支援を行う中で、保護者と協力し、子どもの養育を行うものであることを説明する。
- ② 養育里親による家庭的環境が子どもの健全な心身の発達や成長を促すものであることを説明し、社会的養護については、里親委託が原則であることを説明する。
- ③ 保護者との調整は基本的には児童相談所が行うが、対応困難な保護者等を除き、保護者と子どもとの面会や外泊、通信等については原則可能であることを説明し、その方法等については十分に保護者や里親と調整しておく。子どもや保護者の状況により、直接里親と保護者が連絡を取ることが不適切と判断した場合は、児童相談所が必要な調整等を行う。ただし、法第28条措置の場合や通信面会制限や接近禁止命令を受けた場合、対応が難しい保護者である場合、面会等が子どもの福祉を害する恐れがある場合は、児童相談所が面会等を適切と判断するまでは制限等することもできる。

(2) 保護者の承諾

保護者の承諾については、児童福祉法第27条第4項で「親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これをとることができない」と定められている。これは、これらの者が反対の意思を表明している場合には措置の決定を強行できないという意味であり、積極的な承諾がなくても、反対の意思表示がなければ、児童福祉法上、里親委託の措置を行うことは可能である。ただし、できる限り承諾が得られるよう努めることは必要である。

① 保護者の行方不明や意向が確認できない場合

保護者の行方不明や意向が確認できない場合も、児童福祉法第27条第4項の保護者の意に反することは確認できないこととし、措置をとることは可能である。

なお、都道府県が客観性を必要と認めるときは、児童福祉法第27条第6項(児童福祉法施行令第32条)により、里親委託の援助方針を児童福祉審議会に

諮り、意見を聴取することは有用である。

里親委託後、行方不明等の保護者が現れた場合は、里親制度の意義を説明し、理解を求める。

保護者と連絡がとれなくなる場合を想定し、事前に里親委託への措置変更について了承することが明文化されている場合は、その承諾の撤回が明示的にされるまでは、その意思表示は有効であり、保護者の意に反する場合に当たらない。

② 施設入所は承諾するが、里親委託に反対の意向が明確な場合

本来、子どもの最善の利益を優先し、児童相談所が措置先を決定する仕組みであり、里親か施設かを保護者が選ぶ仕組みになっていないことについて説明する。里親委託に難色を示す保護者には、(1) ①②③について十分に説明し、里親委託が原則であることを説明して、理解を求める。

なお、最終的に理解が得られない場合は、家庭裁判所の承認を得て行う法第28条措置を除き、児童福祉法第27条第4項により、親権者の意に反しては同条第1項第3号の措置をとることはできないので、結果として里親委託はできないことになる。

③ 児童福祉法第28条による措置の場合

法第28条措置においても、里親委託を行うことは可能である。この場合、子どもの安全の確保や保護者とのトラブルを回避するために、委託先を明らかにしないことも可能である。また、保護者と十分に話し合い、子どもの養育方法について児童相談所の指導に従う意向が示された場合は、委託先を伝えることも可能である。

ただし、家庭裁判所への法第28条申立時に、里親委託することを明記しておくことが必要である。また、保護者に子どもの措置先を伝えない必要がある場合には、家庭裁判所に提出する資料のうち措置先に関する記載のある部分については非開示を希望する旨を明示するとともに、審判書に里親名等を記載しないよう希望を述べておく必要がある。

④ 里親委託後、保護者が反対の意向に変化した場合等

里親委託後、保護者が反対の意向に変化した場合や行方不明の保護者が現れて保護者の意に反することが判明した場合は、(1) ①②③について丁寧に説明し、理解を求める。

児童虐待等不適切な養育により家庭引き取りが困難で、かつ、保護者と児童相談所の意見が対立している場合は、一時保護や委託一時保護にするなど、子どもの安全確保を優先した上で、児童福祉審議会の意見の聴取や法第28条の申立等の法的対応などを検討する。

また、子どもが里親家庭での生活を希望し、委託の継続を希望する場合は、子どもの意向を十分に聴いた上で、子どもの最善の利益を検討する。

5. 里親への委託

(1) 里親委託の共通事項

① 里親家庭の選定（マッチング）

里親に子どもを委託する場合は、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行った上で委託の適否を含め判断を行うことが必要であるため、一定の期間が必要である。また、その子どもがこれまで育んできた人間関係や育った環境との連続性を大切に、可能な限り、環境の変化を少なくするなどその連続性をできるだけ保てる里親に委託するよう努めることが望ましい。

子どもに関しては子どもの発達や特性、保護者との関係などアセスメントを行い、保護者との交流の有無や方法、委託の期間や保護者への対応方法などについて検討する。

里親に関しては、委託する子どもとの適合を重視し、里親の年齢、実子の養育経験、これまでの受託経験、幼児への養育が適した里親であるか、発達の遅れや障害等に対応できる里親であるか、また、保護者との対応が可能な里親であるかなど、里親の持つ特性や力量について考慮した上でマッチングを行う。特に、障害を有する子ども等で里親委託が望ましい場合は、経験豊富な里親を活用する。また、子どもの成長と養育者としての里親の体力を鑑み、里親委託を検討する。

なお、子どものアセスメントや里親と子どもの調整には、里親支援機関と連携することも有用である。

② 委託の打診と説明

里親委託を行う場合、里親に委託したい子どもの年齢、性別、発達の状況、委託期間の予定、保護者との交流等について伝え、里親家庭の状況や、実子や受託児童がいればその子どもの様子を確認した上で、受託可能かどうかについて打診する。受託可能という里親の意向が得られれば、具体的なケース説明を行う。なお、里親宅の家庭訪問を行うことは、里親家庭の直近の現状を改めて直接把握できることになり、有効である。

また、里親に対し、受託を断ることができることを伝え、受託できるかどうか、家族とも話し合い家族にも同意を得た上で受託の決定をするなど十分に考えてもらうことが大切である。

新生児委託や養子を前提にする場合は、保護者の意向が変わったり、子どもに障害や疾病が見つかることもあるので、里親には将来起こりうる変化について、十分に説明する。なお、説明の内容は記録することが望ましい。

③ 子どもと里親の面会等

子どもと里親の面会では、児童相談所の子ども担当と里親担当が分かれる場合は、その役割を明確にする。子ども担当は、子どもに対し、面会についての事前説明や、里親や里親家庭についての紹介をした上で、里親との面会がうまく進むよう支援する。一方、子どもが里親委託を断ることができることも説明する。里親担当は、里親に対し、子どもについての情報や留意点を伝えた上で、面会がうまく進むよう支援する。

施設に入所している子どもの場合は、当該施設との調整を行い、子どもと里親

の関係づくりを協力してもらうよう依頼する。受託する里親の不安を軽減するために初回の面会までに子どもの日常の様子や子どもの反応などを施設から伝えてもらうことも必要である。

家庭から里親委託する場合は、必要に応じて里親と子どもとの面会を実施する。

このように里親委託までには、面会や外出、外泊など行い、また、外泊中に児童相談所が家庭訪問などを行い、里親と子どもの状況等の把握に努める。子どもの気持ちを大切にしながら、子どもが安心できるよう支援し、里親と委託する児童との適合を調整することが重要であり、丁寧に準備を進めることが大切である。

里親委託にかかる調整の期間については、施設での面会や外出・外泊などの交流は里親側の負担等に配慮し、できるだけ長期にならないよう努め、長い場合でも概ね2、3か月程度を目安とする。子どもの不安感等にも配慮し、里親と子どもの両方の気持ちや状況を十分に把握し、交流を進める。委託開始は学齢児であれば学期の区切りに合わせるなど考慮することを踏まえ、里親と子どもの関係性を見極めた上で決定する。

なお、里親と児童相談所の子ども担当者、里親担当者、可能であれば保護者と、子どもの養育についての情報を共有し、常に連携できる体制を作っておくことも有用である。

また、里親には、委託の理由や経緯、子どもの発達や行動、保護者等家族の状況、養育の留意点や今後の見通しを説明するとともに、養育を適切に行うための必要な書類を交付し、里親など関係者と一緒に自立支援計画を立てることも必要である。

(2) 養育里親へ委託する場合

保護者へは養育里親と養子縁組を希望する里親との違いを丁寧に説明し、長期に委託する場合や数週間や1年以内など短期間委託するなど、ニーズに応じた多様な里親委託ができることを説明し、理解を得ることが大切である。

また、家庭引き取りが可能な子どもだけでなく、何らかの形で保護者との関係を継続する場合は、定期的な面会や外出等の工夫や親子関係の再構築の支援を行うなど、親子関係が永続的なものになるよう配慮することが必要である。また、現実的には親子関係を結ぶことが困難な子どもの場合も、子どもの保護者への気持ちをくみ取り、配慮することが必要である。

短期委託する場合、子どもの生活の変化を最小限に抑える観点から、児童相談所は市町村等の協力を得て、必要な調査をし、できるだけ居住する地域の近くの里親に委託することが望ましい。

その場合において、緊急を要するケースの場合は、児童委員や社会福祉主事等からあらかじめ児童相談所長に電話等による連絡で了解を得ることによって仮委託とするなど、弾力的な運用に配慮する。なお、仮委託を行った場合は、速やかに子どもの状況や保護者の状況等を調査し、養育里親への正式な委託に切り替える。

なお、仮委託のみで終了した場合は、緊急の保護を必要とした事例とみなして、

委託一時保護として処理することとする。

委託の措置理由が消滅したと考えられる時期には、児童相談所が保護者の状況を確認し、委託の解除等措置の円滑な実施に努める。

また、家庭生活を体験することが望ましい児童福祉施設に入所している子どもについて、里親支援機関と協力する等により、夏休みや週末を利用して、養育里親へ委託を行う等積極的な運用をする。

(3) 専門里親へ委託する場合

虐待等で深く傷ついている子ども、障害のある子どもや非行傾向のある子どもについては、アセスメントを丁寧に行い、慎重に委託を検討する。

専門里親に委託する子どもは、様々な行動上の問題を起こすことがある場合があり、児童相談所、施設や関係機関等と連携し、療育機関でのケアや治療を取り入れながら、委託された子どもと専門里親の調整を行い、きめ細やかな支援が必要である。特に、施設から措置変更で委託された場合は、必要に応じて、施設の指導員等子どもの担当職員やファミリーソーシャルワーカーに委託後の里親への助言や養育相談の支援を依頼する。

また、専門里親への委託期間は2年以内（必要と認めるときは、期間を超えて養育を継続することはできる）としているところであり、2年を経過した後の対応については、関係機関等で協議し、子どもへの説明等の時期を含め、速やかに対応する。

(4) 養子縁組を希望する里親の場合

児童福祉における養子制度の意義は、保護者のない子ども又は家庭での養育が望めない子どもに温かい家庭を与え、かつその子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図るものであることから、要保護児童対策の一環として、子どもと適合する養親と適正な養子縁組を結べるよう制度を活用する。

養子縁組を希望する里親の場合、子どもとの適合を見るために面会や外出等交流を重ね、里親の家族を含め、新しい家族となることの意志を確認する。

子どもとの面会等に際して、里親の呼び方など子どもへの紹介の方法はそれぞれの状況に応じて対応する。

また、養子里親の年齢は、子どもが成人したときに概ね65歳以下となるような年齢が望ましい。子どもの障害や病気は受け止めること、養子縁組の手続き中に保護者の意向が変わることがあることなどの理解を確認する。

養子縁組には、普通養子縁組と特別養子縁組があり、特別養子縁組は実親との親子関係が切れ、戸籍上は長男・長女等と記載される。しかし、裁判所での審判決定によることは記載され、実親をたどることはできることを説明する。

また、特別養子縁組の手続きは、養親となる者が居住地の家庭裁判所に申し立てを行い、6か月以上の養育状況を踏まえ、審判により成立する。6か月の期間は申立時点から起算されるが、申し立てる前に、児童相談所から里親委託され、養育の

状況が明らかな場合は、この限りではない。特別養子縁組は、父母による監護が著しく困難又は不相当である等特別な事情がある場合において、子どもの利益のために特に必要があると認められるときに成立するものであり、そのような場合には積極的に活用する。

なお、特別養子縁組の成立には、父母の同意が原則として必要とされるが、父母において子どもの利益を著しく害する事由がある等の場合には、父母の同意がなくても、家庭裁判所は特別養子縁組を成立させることができる（民法（明治29年法律第89号）第817条の6ただし書）。

（5）親族里親へ委託する場合等

親族里親は、両親等子どもを現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できず、結果として施設への入所措置が余儀なくされる場合において、積極的に活用する。その子どもの福祉の観点から保護が必要な子どもを施設に入所させるよりも家庭的な環境の中で養育することが適当と決定した場合、扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。）及びその配偶者である親族に子どもの養育を委託する制度である。なお、次の点に留意する。

- ① 委託について、「両親等子どもを現に監護している者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できない場合」には、精神疾患により養育できない場合なども含まれる。なお、実親がある場合は、実親による養育の可能性を十分に検討する。
- ② 本来親族は、民法第730条に「直系血族及び同居の親族は、互いに助け合わなければならない」とあり、民法第877条第1項により、直系血族等には、子どもを扶養する義務がある。しかしながら、扶養義務がある場合であっても、親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設への入所措置を余儀なくされる場合には、親族里親の制度を活用することにより、一般生活費等を支給し、親族により養育できるようにすることができる。
- ③ 親族里親は、保護者等がいる場合でも委託が可能となっているが、この場合、実親と親族の中で子どもの養育を行うのではなく、子どもを児童相談所が保護し、児童相談所が親族里親に委託するものであることを、実親及び親族に説明し、了解を得ることが必要である。
- ④ 扶養義務のない親族に対する里親委託については、養育里親が適用される。
- ⑤ 親族里親及び親族による養育里親の制度については、制度の内容や趣旨があまり知られていないことから、児童相談所において、相談者が制度を利用することが可能と見込まれるときは、制度について適切に説明を行うことが必要である。

（6）ファミリーホームへの委託

ファミリーホームは、里親や児童養護施設等の経験がある者が養育者となり、養育者の住居において、5、6人の子どもを養育する制度であり、里親と同様の家庭

養護の担い手である。

ファミリーホームは、養育里親と同様の子どもが対象となるものであるが、子ども同士の相互作用を活かしつつ、複数の子どもがいる環境の方がより適合しやすい子どもや、個人の里親には不安感を持つ保護者に対しても有用であることから、子どもの状況に応じてファミリーホームへの委託を検討する。

(7) 特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託の留意点

未婚、若年出産など望まない妊娠による出産で養育できない・養育しないという保護者の意向が明確な場合には、妊娠中からの相談や出産直後の相談に応じ、出産した病院から直接里親の家庭へ委託する特別養子縁組を前提とした委託の方法が有用である。特別養子縁組は原則として6か月以上の養育状況を踏まえ、審判により成立するものであり、新生児を委託され、6か月を経過して裁判所に申し立てているので、1歳頃には子どもの権利関係の安定を図ることができる。

まず、当該保護者から相談を受け、養育を支援する制度の紹介や親族による養育が可能かなどを調査し、養育の意向の有無について丁寧に確認する。一方、特別養子縁組を前提とした新生児委託を希望する里親には、子どもの性別や親の事情を問わない、子どもの障害や病気は受け止める、保護者の意向が変わることがあることなどを説明し、理解が得られたかどうか確認することが必要である。なお、特別養子縁組が成立するまでは、実親も里親も立ち止まって考えることができる。

実親の妊娠中から里親委託まで切れ目のない支援で実親が安心して出産を迎え、里親と自然に親子関係をつくることができるのが、特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託の特徴である。

(8) 措置延長についての留意点

里親や関係機関の意見を聞き、あらかじめ保護者や児童の意向を確認し、児童相談所長が必要と認めるときは、児童福祉法第31条により満20歳に達するまでの間、委託を継続することができる。特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合は積極的に措置延長を行うこととされており、具体的には

- ① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育が必要な子ども
- ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育が必要な子ども
- ③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童で継続的な養育が必要な子ども

などの場合、里親の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合には活用する。

(9) 里親と子どもが不調になった場合

里親と子どもの調整を十分に行ってから、里親委託し、委託後も児童相談所や里親支援機関等が援助を行った場合においても、里親と子どもが不調になることがある。子どもが里親と共に生活する中で、子どものそれまでの養育環境の影響や子ど

もの成長・発達に伴い、里親にとって子どもの養育に対する負担が高くなり、子どもとの関係がうまくいかなくなるといった様々な状況が起こりうる。また、不適切な養育が行われることも起こりうる。

不調の兆しをできるだけ早く把握するよう定期的な支援を行い、関係機関の協力も得ながら里親と子どもとの関係を見守り、必要な場合には適切に介入していくことが大切である。

① 情報の共有・協議・支援

不調の兆しがある場合は、速やかに児童相談所の里親担当と子ども担当の双方が里親家庭の状況を共有し、協議する。家庭訪問や相談支援を行い、里親に対して必要な助言を継続的に実施することやレスパイトの利用を勧めるなど里親に休息をしてもらうこと、また、里親の相互交流の場であるサロンへの参加や里親支援機関等の相談支援の活用、さらには、子どもに対して児童相談所への通所指導を行うなど、できるだけ委託継続が図ることができるよう支援を行う。

② 委託解除

やむを得ない場合は、委託解除を検討する。里親支援で解決が見込まれず、委託継続が適切でないと判断される場合は、無理を重ねては、子どもにも里親にも不幸であり、委託解除による傷つきをおそれて委託や委託解除が過度に慎重になることのないように、適切に判断する。

委託解除を行う場合は、子どもへの必要な支援を検討するとともに、委託解除に至る過程での混乱や分離による傷つきへの対応として、児童相談所の児童心理司による支援も含め、委託解除の理由や今後の生活について丁寧に説明し、子どものケアを行う。それと同時に、里親に対し、委託解除の理由等について丁寧に説明するなど里親が持つ養育がうまくいかなかったことへの傷つきや、喪失感等里親のケアが重要である。不調の原因が里親自身にある場合、子どもにある場合、双方に原因がある場合、双方とも努力したけれど合わない場合もあることから、子どもや里親とそれぞれに対して一緒に振りかえり、前向きに今後につなげていくことが重要である。

6. 里親の認定・登録について

里親制度は家庭での養育が欠ける子どもに温かい愛情と正しい理解をもって家庭に迎え入れて養育を行うものである。このため、里親は子どもの養育についての理解及び熱意並びに子どもに対する豊かな愛情を有していることなどが求められる。

また、里親には、子どもの福祉を理解し、社会的養護の担い手として関係機関等と協力し、子どもを養育することが求められ、その担い手としてふさわしい者が認定される。

従って、里親を希望する理由や動機が社会的養護の担い手としての責任の上にあるか、家族の理解や協力はあるのか、また、委託される子どもへの理解があるかなどを面談や家庭訪問等で調査し、認定する。しかし、社会的養護の制度の理解が低い場合、

児童相談所など関係機関と協力することが難しい場合、希望理由が跡継ぎがほしい、老後の介護をしてほしい、夫婦関係を見直したいなどの里親希望者自身のためだけの場合は、認定が難しい。

(1) 電話相談や問い合わせ時の留意点

里親希望者から最初に電話等で問い合わせを受けたときには、里親制度の目的や手続き、研修受講、里親認定申請後は都道府県の児童福祉審議会で審議されることなど丁寧な説明を行う。

また、里親制度を正しく理解してもらうために、里親に関する講演会や講座への参加を勧奨することも有用である。

(2) 里親が認定申請を判断するインテーク面接の留意点

再度里親制度の趣旨や公の責任であることを丁寧に説明する。また、委託される子どもの状況で委託後に子どもの発達の遅れや障害が見つかること、受託後に里親の家族関係が揺れることがあることなど具体的に説明する。

養子縁組を希望する里親には、普通養子縁組と特別養子縁組の違い、子どもが持つ背景や実親への思いなどすべてを引き受ける必要があること、適切な時期の真実告知が必要であることなどを説明する。

(3) 要件審査に当たっての留意点

申請書を受理したときは、里親希望者が適当かどうか調査し、速やかに認定の可否を決定しなければならない。

養育里親については、児童福祉法第34条の20第1項に定める欠格の事由に該当しないことのほか、児童福祉法施行規則第1条の35の要件を満たしていることが必要である。また、親がない又は親に適切に育てられない子どもを養育することについての理解及び熱意、並びに子どもに対する豊かな愛情を有していることなどに加え、以下の点にも留意して調査を行う。

① 里親の年齢

養育里親、専門里親は、養育可能な年齢であるかどうかを判断し、年齢の一律の上限は設けない。年齢の高い養育者であっても、中学生など高年齢の子どもを新規や短期で委託を検討するなど、子どもの多様なニーズに応えられる里親を認定、登録することは有意義である。

なお、養子縁組を前提とする里親の場合は、子どもが20歳に達した時、里親の年齢が概ね65歳以下であることが望ましい。また、特別養子縁組を希望する里親の場合は、25歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が25歳に達していない場合においても、その者が20歳に達しているときは、この限りでない。

② 里親を希望する者が単身である場合

知識や経験を有する等子どもを適切に養育できると認められる者は認定して差

し支えないが、養育する経済的な保証や養育を支援する環境等があるかなど確認する。

7. 里親家庭への支援

里親への委託を推進するために、里親の居住する市区町村や里親支援機関、児童家庭支援センター等と連携し、里親の資質の向上を図るための研修や、里親への相談支援、里親の相互交流等の里親支援を行う。

里親に委託される子どもは、様々な背景を持つとともに、「中途からの養育」であることに伴う配慮を要することを理解する必要がある。

里親は社会的養護の担い手であり、養育に悩んだときに、一人で抱え込むのではなく、子育ての悩みを相談しながら、社会的につながりを持ち、孤立しないことが重要である。また、独自の子育て観を優先せず、自らの養育を振り返るために、他者からの助言に耳を傾ける謙虚さも必要である。

里親支援は、養育のチームを作っていく意識で、各種の取組を行う。

(1) 委託前の支援

円滑な里親委託を進めるため、一時保護所や施設等の職員の協力を得て、子どもとの交流や宿泊の体験などを通して、子どもと里親との関係づくりや子どもを迎える準備を支援する。また、子どもにとっても生活環境の変化を受け入れ、安心して里親家庭で生活できるよう、子どもに応じた支援を行う。緊急の委託の場合もあるが、子どもと里親の不安な気持ちを受け止め、また、関係機関等と連携しながら子どもと里親の相性等の確認を行うなど最適な里親委託等となるよう支援する。

(2) 定期的な家庭訪問

委託後は、里親と子どもの関係は日々の生活のなかで、様々な状況に直面するので、児童相談所の担当者や里親支援機関の担当者が定期的に訪問し、里親と子どもの状況を確認し、相談支援を行う。

委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度訪問する。そのほか、里親による養育が不安定になった場合などには、これに加えて必要に応じて訪問する。

委託直後は、不安になりやすい里親を支えるために、家庭訪問は特に重要であるが、その後においても、児童相談所や里親支援機関の担当者が、日頃から里親と顔なじみになり、養育の状況を共有していることが重要である。

定期的な家庭訪問は、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員が分担・連携して行う。例えば、委託直後は児童相談所の里親担当職員が重点的に訪問し、その後の定期的訪問は、施設の里親支援専門相談員が行うなど、役割を分担するとともに、情報の共有を頻繁かつ密接に行う。

里親委託等推進員や里親支援専門相談員が家庭訪問を行う場合は、初回は児童相

談所の里親担当職員と同行しその後は単独で訪問することとしたり、児童相談所からの紹介文書をもって訪問するなど、役割や児童相談所との関係を説明するとともに、事前に里親の状況や委託児童のケース概要について、児童相談所の持つ情報を共有した上で、訪問することが必要である。

里親支援の家庭訪問は、里親家庭を支援するものであり、里親に子どもの養育状況について聞き、相談に応じ、必要な情報提供をするとともに、できる限り、子どもにも面会し、暮らしの状況や希望などについて聞き、相談に応じ、子どもの成長の状況を把握する。

また、訪問時には、自立支援計画に基づいた養育がなされているか、養育状況の報告を受けたり、養育に関する記録を里親から見せてもらうなどして確認する。特に中長期間の委託においては、適時自立支援計画を見直すことが必要であるが、この場合、里親や子どもの意見を十分に聞き、里親と共同して作成することも検討する。

(3) 里親の相互交流

児童相談所は、里親支援機関等と連携し、里親と一緒に、里親による相互交流（里親サロン等）を定期的に企画する。情報交換や養育技術の向上を図るとともに、里親の孤立化を防止するため、参加を勧奨する。

(4) 里親の研修

養育里親及び専門里親には、里親登録時の研修とともに、登録更新時の研修の制度がある。養子縁組里親及び親族里親にも、必要に応じ、養育里親の研修を活用する等により、適宜行う。このほか、里親の養育技術の向上のため、随時、研修の機会を提供する。

(5) 地域の子育て情報の提供

- ① 保健センターや保育所、地域子育て支援拠点事業の活用など地域の社会資源を適宜情報提供する。併せて、市区町村の関係機関と連携し、里親の支援の協力を得ることも検討する。また、市役所等の手続きが円滑に進むよう、必要に応じ同行する。
- ② 里親に対し、子どもが通う幼稚園や学校等を訪問し、里親制度の理解を求め、協力を依頼するように指導する。必要な場合には、児童相談所の担当者は関係機関等を訪問し、調整を行う。

(6) 里親の一時的な休息のための支援（レスパイト・ケア）

里親のレスパイト・ケアは里親が一時的な休息を必要としている場合には、次に留意しながら、積極的に活用する。

- ① レスパイト・ケアのため、児童養護施設や乳児院、他の里親等を利用する際は、子どもには事前に十分説明し、子どもが不安にならないよう配慮する。

- ② レスパイト・ケアは、個々のケースに応じて、必要と認められる日数の利用ができる。
- ③ レスパイト・ケアを円滑に実施するためには、里親に事前に制度の説明や手続きの方法と併せて、受け入れの施設や里親等を紹介しておく。また、児童相談所や里親支援機関等は、子どもの状況や里親の意見等を参考にして、実施する施設や里親等を選択する。

(7) 相談

里親支援機関等と連携し、里親からの相談に応じるとともに、子どもの状態の把握や里親の気持ちを十分に聴くことが重要である。

里親には、複数の相談窓口を用意する。児童相談所の里親担当職員とその他の相談先について、連絡先と担当者名を記載した紙を渡し、担当者が交代したときは、新たに渡すようにする。

複数の窓口を用意する利点は、養育上の悩みに対して里親が複数の意見を聞きたい場合があることや、担当者との相性により相談しづらかったり、相談内容によっては、児童相談所には相談しづらいが、民間の相談先には相談しやすいこともあるからである。

(8) 社会的養護を必要とする障害のある子どもの支援

里親に委託されている子どもが障害を有している場合に、その保護がより適切に行われると認められる場合は、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に通所させ、又は障害児通所支援を受けさせることができることとされている。

この場合、児童相談所において十分検討し、また、市区町村、特別支援学校等との間で十分に連携を図ることが必要である。

(9) 養子縁組の支援

養子縁組里親については、養子縁組の支援を行う。

特別養子縁組予定の場合は、6か月間の養育期間で問題が認められなければ、里親担当職員は、里親が家庭裁判所への特別養子縁組の申し立ての手続きをすることを支援する。子ども担当者は、保護者に家庭裁判所へ申し立ての手続きが開始したことを伝え、併せて、保護者に家庭裁判所による調査があることを伝える。

また、必要に応じて、養子縁組が成立した里親に対しても相談等の支援を行う。

(10) ファミリーホームへの支援

ファミリーホームは、里親と同様、養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う家庭養護であり、里親支援に準じて、研修や相互交流など、里親支援のネットワークの中で、必要な支援を行う。

8. 子どもの権利擁護

里親は子どもの最善の利益を実現する社会的養護の担い手であり、子どもにとって、最も近くで子どもの権利擁護を実践するものである。子どもが里親家庭のもとで安全で安心して生活するとともに、子どもが自分の意見を述べることを保障することは、子どもの成長にとって重要である。里親に委託された子どもには「子どもの権利ノート」を配布し、これからの生活が安全で安心できるものであること、子どもが自分の意見を述べることができ、里親等大人と一緒に考えることができることなどを伝える。また、子どもが権利侵害にあった場合の届出の仕組みとして、児童相談所や都道府県等やその他相談機関の電話番号等を伝える。

里親には、里子同士のいじめや実子との衝突等、児童間暴力がある場合、里親だけで対応が困難なとき、早い段階で児童相談所に対応方法について相談する。併せて、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」について、里親に対し、研修や講座等で周知する。

また、子ども同士が交流する里子の会等を行うことは、子どもの声を聞く権利の擁護とともに、子どもへの適切な援助を行うため役立つものである。

9. 里親制度の普及と理解の促進

里親制度の普及促進については、市区町村や里親会と連携するなどして、市区町村等の広報への掲載や、パンフレットの作成・配布、里親経験者による講演や体験発表会などを行い、制度の普及に努め、新たな里親を開拓する。

その際、子育て支援や教育関係その他の市民活動と連携し、里親について知ってもらう勉強会を開催するなど、市民活動の地域への浸透力を活かして、社会的養護の担い手である里親の開拓に取り組むことが効果的である。

里親になろうとする動機は、子育てが好きとか、社会貢献をしたいとか、子どもがいないので子育てをしてみたいとか、自分の子育てに目途が立って余裕があるなど、様々であり、それぞれの動機を活かしながら、里親の開拓に取り組む。

また、里親制度について広く理解を広めることは、様々な場面で家庭養育を円滑に進めるために必要であり、社会全体で協力し、社会的養護を進めるための理解を促進する。

10. 里親委託及び里親支援の体制整備

里親委託及び里親支援の体制整備については、次の事項に留意しながら、地域の実情に応じて推進する。

(1) 担当職員の充実

① 児童相談所の里親担当職員

里親委託及び里親支援については、措置の実施主体である都道府県市（児童相談所）が中心を担うものであり、児童相談所では、専任又は兼任の里親担当職員

を置かれているが、できる限り専任であることが望ましい。

里親担当職員は、児童のケースを担当するケース担当職員と密接に連携しつつ、児童相談所管内の登録里親及び委託里親とのコミュニケーションを良くし、里親委託等推進員や里親支援専門相談員とチームを組み合わせながら、里親支援機関の協力を得て、里親委託及び里親支援の推進を図る。

② 里親委託等推進員

里親委託等推進員は、里親支援機関事業により置かれる職員であり、多くは非常勤職員で、児童相談所に置かれることが多いが、里親支援機関事業を委託された法人に置かれることもある。

里親委託等推進員は、児童相談所の里親担当職員を補助して、地域の里親委託及び里親支援を推進する。

③ 里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）

児童養護施設又は乳児院に置かれる里親支援専門相談員の趣旨は、児童相談所の機能を補完する役割を持つだけでなく、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、施設と里親との新たなパートナーシップを構築するためのものである。

里親支援専門相談員に充てられる人材は、社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉司となる資格のある者又は施設（里親を含む。）において児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するものでなければならない。里親支援ソーシャルワークは、確立した業務方法があるものではなく、実践を積み重ねながら、その在り方を見いだし、里親支援ソーシャルワークの専門性を高めていく。

里親支援専門相談員の役割は、(a)所属施設の入所児童の里親委託の推進、(b)退所児童のアフターケアとしての里親支援、(c)所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援の3つの役割を持つ。児童福祉法上、施設はアフターケアの機能を持つとともに、地域住民の相談に応じる機能を持つからである。

里親支援専門相談員は、子どもと里親の側に立って里親委託の推進と里親支援を行う専任の職員とし、施設の直接処遇の勤務ローテーションに入らないものとする。児童相談所の里親担当職員や里親委託等推進員と分担連携して、定期的な家庭訪問を行うほか、施設機能を活かした支援を含め、里親支援を行う。また、児童相談所の会議に出席して情報と課題を共有する。

里親支援専門相談員を配置する施設は、里親支援機関に指定し、都道府県市が行う里親支援の業務を委託して行わせるという役割を明示することが望ましい。

また、児童家庭支援センターを附置する施設では、里親支援専門相談員は、センターを兼務し連動することが望ましい。

里親支援専門相談員は、新規里親開拓の活動や、里親サロンへの出席、未委託里親への訪問等も行い、日頃から地域の里親と顔なじみになり、施設に措置されている児童にふさわしい里親を探して、児童相談所が行う里親委託の事前調整を行う。また、里親支援専門相談員は、退所児童のアフターケアや、退所児童以外

の地域支援として、里親家庭の定期的訪問、相談等、地域のソーシャルワーク活動を行う。その際、児童相談所との密接な連携が前提となる。

(2) 里親支援機関

里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、それぞれの特色に応じて、役割分担と連携を図り、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行う。

① 里親会

里親会は、里親の相互交流や経験豊富な里親の相談による養育技術の向上、里親の孤立化の防止のために重要な役割を持つ。このため、会員相互の交流のみが目的の私的な団体ではなく、公益的な団体である。

このような役割を明示するため、都道府県市や地区の里親会は、委託費の有無にかかわらず、里親支援機関に指定することが望ましい。

また、このような役割から、「里親及びファミリーホーム養育指針」にも記載されているとおり、里親は里親会の活動に必ず参画するものとする。このため、都道府県市は、登録里親の氏名、住所、委託の有無などの基本情報を里親会に提供して、参加勧奨を行うことが必要である。

里親会の活動の充実のためには、事務局体制の充実が必要であることから、里親支援機関事業の里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センターの職員は、里親会の事務局を担当することができる。

里親会の役員は、子どもの最善の利益のために、多様な考え方や事情を持つ里親相互のまとまりを良く保ち、里親の相互交流を通じた養育力の向上を図る。

② 児童家庭支援センター

児童家庭支援センターは、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、要保護児童やその保護者に対する指導を行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的としている。

児童家庭支援センターは、里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行うこともその業務に位置づけられているが、里親支援機関として指定し、意識的に里親支援の業務の分担と連携の関係を明確にすることが望ましい。

③ 里親支援専門相談員を置く施設

里親支援専門相談員を配置する児童養護施設又は乳児院については、地域でその活動を行いやすくするために、里親支援機関に指定し、都道府県市が行う里親支援の業務を委託して行わせるという役割を明示することが望ましい。

④ 公益法人、NPO等

里親委託の推進や里親支援のために高い実力の発揮を期待できる公益法人やNPO等がある場合には、これを里親支援機関に定めることが効果的である。なお、補助制度としては、里親支援を中心とする児童家庭支援センターとすることも可

能である。

(3) 役割分担と連携

児童相談所の里親担当職員と、里親委託等推進員、里親支援専門相談員との間での役割分担や、児童相談所と里親支援機関との役割分担、里親支援機関の間での役割分担は、地域の実情に応じて、効果的に行えるよう、適切に工夫する。

行政事務や措置に直接係る業務、すなわち、

- ① 認定・登録に関する事務（里親の申請の受理、里親認定の決定・通知、里親の登録、更新等の受理等）、
- ② 委託に関する事務（里親委託の対象となる子どもの特定、子どものアセスメント、委託する里親の選定、里親委託の措置の決定、措置に当たっての里親や子どもへの説明、自立支援計画の策定等）、
- ③ 里親指導・連絡調整（養育上の指導、養育状況の把握、実親(保護者)との関係調整、レスパイト・ケアの利用決定、自立支援計画の見直し等）、
- ④ 里親委託の解除（委託解除の決定、解除に当たっての里親や子どもへの対応）などは、児童相談所が直接に行う必要がある。

一方、それ以外の業務、すなわち、

- ① 新規里親の開拓（広報啓発、講演会、説明会、体験発表会等の開催等）
- ② 里親候補者の週末里親等の調整（子どもと里親候補者の交流機会等）
- ③ 里親への研修（登録時の研修、更新研修、その他の研修）
- ④ 里親委託の推進（未委託里親の状況や意向の把握、子どもに適合する里親を選定するための事前調整、里親委託の対象となる子どもの特定のための事前調整等）
- ⑤ 里親家庭への訪問相談、電話相談
- ⑥ レスパイト・ケアの調整
- ⑦ 里親サロンの運営（里親相互の交流）
- ⑧ 里親会活動への参加勧奨、活動支援
- ⑨ アフターケアとしての相談

などは、児童相談所の職員が直接行ったり、児童相談所に里親委託等推進員を配置して行うほか、里親支援機関（児童養護施設・乳児院（里親支援専門相談員）、児童家庭支援センター、里親会、公益法人、NPO等）への委託を活用して積極的に推進する。

その際、地域の実情に応じ、各機関の特徴や得意分野を活かして、分担・連携する。なお、里親委託等推進員や里親支援専門相談員は、上記の全てにかかわることができる。

(4) 里親支援機関と守秘義務

都道府県市の業務として、児童福祉法第11条第1項第2号へに「里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」が規定されており、これが里親支援の業務を規定したものである。

また、同条第4項及び児童福祉法施行規則第1条の38で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事（市長）が当該業務を適切に行うことができる者と認められた者に委託することができることとされており、里親支援機関は、都道府県市が行う里親支援の業務を委託して行わせるものであり、この規定に該当するものである。

また、同法第11条第5項に、委託を受けた者の守秘義務が規定されており、里親支援機関には、守秘義務が課されることから、児童相談所が必要な範囲での個人情報共有を行うことが可能である。

なお、里親支援機関は、その性質に応じ、共有する個人情報の範囲に留意が必要であり、里親支援機関の里親委託等推進員や里親支援専門相談員には、登録里親や委託児童のケースの情報も十分に共有し、児童相談所の里親担当職員とチームで活動を行うことが望ましい。また、里親会には、登録里親の氏名、住所、委託の有無などの基本的な情報を共有することが必要である。

(5) 市町村や子育て支援事業、各種の市民団体との連携

里親制度の普及や里親支援の充実のためには、市町村や各種の子育て支援事業、各種の市民団体との連携が重要であることから、関係者に里親制度についての理解を促進し、協力関係を構築する。

(6) 里親委託等推進委員会

① 都道府県市の里親委託等推進委員会

都道府県市の里親委託等推進委員会は、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、施設の里親支援専門相談員、里親会の役員のほか、必要に応じ学識経験者等に参加を依頼して行う。都道府県市の単位で設けるほか、児童相談所の単位でも設ける。年2～3回以上の開催が望ましい。

里親委託等推進委員会は、各都道府県又は各児童相談所管内における里親委託等に関する目標を設定し、効果的な里親委託の推進及び里親支援の充実の方策について検討する。また、日頃から情報交換を密接に行い、困難事例への適切な対応方法について協議する。

里親委託等推進委員会の構成員は、事業の実施上知り得た子どもや里親等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

② 全国の里親委託等推進委員会

里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託推進方策の向上のため、全国里親会において、里親関係者、学識経験者、施設関係者、行政関係者の参加により、全国里親委託等推進委員会を設ける。

全国の里親会や里親支援機関、児童相談所等を対象に調査を行い、里親からの相談事例、里子からの意見、児童相談所、里親支援機関等関係者からの情報等を基に、好事例集、困難事例集、マニュアル、里親研修資料を作成し、里親支援機関や児童相談所に提供する。里親支援機関のいわば全国センター的な役割を目指

す。

里親等委託率を大きく増加させた自治体における里親推進の取組事例

(1) 里親等委託率の最近6年間の増加幅の大きい自治体

		増加幅 (16→22比較)	里親等委託率	
			平成16年度末	平成22年度末
1	福岡市	17.9%増加	6.9%	24.8%
2	大分県	15.3%増加	7.4%	22.7%
3	宮城県	10.5%増加	8.0%	18.5%
4	福岡県	10.3%増加	4.0%	14.3%
5	滋賀県	10.2%増加	20.3%	30.5%
6	香川県	9.7%増加	6.5%	16.2%
7	静岡県	9.0%増加	10.6%	19.6% (静岡市・浜松市分を含む)
8	栃木県	8.3%増加	7.9%	16.2%
9	山梨県	8.2%増加	17.8%	26.0%
10	佐賀県	8.0%増加	1.2%	9.2%

(2) 里親等委託率の最近6年間の増加幅の大きい自治体における取組の概要

	①方針・目標	②推進した取組	③効果的であった取組方法・体制整備	④里親委託率を伸ばした要因
福岡市	<p>○平成21年度までに里親委託率13%。現在、目標を新たにし平成26年度末までに里親委託率を25%にする。</p>	<p>○市政だより等による広報啓発、研修、レスパイトケア等の里親支援事業 ○NPO法人と共働で里親の支援体制の整備等を行い、里子の一時預かりや送迎のサポート等をするボランティアを派遣、出前講座等を実施 ○児童相談所に係長1名、係員1名、里親対応専門員（嘱託）2名を配置</p>	<p>○児童相談所に係長1名、係員1名、里親対応専門員（嘱託）2名を配置 ○NPO法人と協働で行った出前講座、フォーラム等の普及啓発事業及びサロンやボランティア派遣等の里親支援。</p>	<p>○児童相談所の体制強化と職員の里親委託有効性の理解 ○里親同士の交流を促し、相互支援できる里親サロンの充実 ○NPOとの共働による効果的な制度の普及啓発</p>
大分県	<p>○里親委託率：H26年度末19.0% ○里親委託の有効性として、①乳幼児期の愛着形成が図られる、②子どもと養育者で1対1の関係がとれる、③健全な家庭モデルを知ることができる、④子どもの生活の連続性を確保できる、という4点を挙げ、里親委託を推進</p>	<p>○里親制度説明会の開催、講演活動、チラシ配布等による開拓・普及啓発・広報活動 ○里親認定前研修、スキルアップ研修、里親事務説明会等を実施 ○レスパイト事業、ヘルパーを派遣する里親養育援助事業、里親サロン、県負担の賠償責任保険加入、措置費補助等による里親支援 ○里親対応協力員や里親委託推進員を配置、児童相談所の人員増、里親専任職員の配置等 ○トライアル里親事業 ○里親委託推進委員会の設置(年1回) ○H23～専門学校、短大での講義（4校） ○H23～里親認定式開催（新規登録時に部長から認定通知を授与する） ○H24～里親支援ボランティア制度の創設 ○H24～里親の研修を強化（里親のニーズに応じたテーマ別研修追加） ○H24～里子キャンプの開催 ○H24～施設の里親支援専門相談員とともにチームでの里親支援を予定 ○H24～里親支援の非常勤職員を+1名配置 ※H24～の取組みは現在予算要求中のため未定。</p>	<p>○里親制度説明会(全市町村)の継続的な開催 ○研修会や里親サロンを通じた里親と施設職員の交流機会の確保 ○トライアル里親事業活用による施設入所児童の家庭生活体験 ○児童相談所の体制強化、里親担当職員の配置(常勤・非常勤) ○里親登録証の交付（名刺サイズの身分証明）</p>	<p>○里親と施設を繋ぐ取組として、トライアル里親事業、里親サロン、研修会等を実施。施設OBが里親であること ○施設から児童相談所に、出身家庭との交流がない子ども等について、里親委託の検討を依頼。また施設が里親と積極的に協働 ○熱意ある里親の存在や相互の交流 ○児童相談所の体制強化と所員の里親委託有効性の理解</p>

	①方針・目標	②推進した取組	③効果的であった取組方法・体制整備	④里親委託率を伸ばした要因
宮城県	○新みやぎ子どもの幸福計画（後期計画）の中で、「保護を要する子どもが家庭的な雰囲気の中で養育されるよう、里親の下での養育を推進していく」方針を示し、平成26年度までに里親委託率を20.1%とする目標を掲げている。	○ファミリーグループホーム事業（平成17年度から平成20年度まで、県単独事業として実施） ○児童相談所への里親委託推進員の配置 ○ラジオ、新聞、電車中吊り広告等による広報活動	○現在のファミリーホームの前身であるベテラン里親によるファミリーグループホーム事業の実施 ○各児相の里親担当者及び里親委託推進を中心とした里親委託推進体制 ○様々な媒体による県民への里親制度周知活動	○ファミリーグループホームを礎とした、ファミリーホームの運営の開始 ○里親委託推進員による里親家庭及び委託可能性のある施設入所児童への積極的な関わり
福岡県	○H17の行動計画において、里親制度の積極的活用及び里親への支援について取り組むことを明記	○里親シンポジウムの開催 ○里親養育相談対応専門員を任用 ○登録里親への研修 ○地区里親会の事務局を児童相談所が務め、里親サロンを開催	○左記②の取組を継続して行ったこと ○市町村が里親措置費の請求事務を代行	○里親への継続的な支援や研修の実施、里親サロンの実施などを積み重ねたこと
滋賀県	○養育里親登録数：H21年度97家庭、H26年度131家庭（全ての中学校区に1家庭以上） ○子どもの愛着関係の形成に有効と評価して推進	○里親制度のパンフレット作成、施設入所児童週末ホームステイ事業の実施等による広報啓発 ○里親研修やピアカウンセリングの実施による養育技術の向上 ○里親家庭に心理的ケア指導員、家事支援員の派遣、里親指導員の設置	○里親制度の周知 ○里親指導員の設置による里親家庭・里親会との連携強化 ○心理的ケア指導員の派遣による養育里親支援 ○施設入所児童週末ホームステイ事業による新規里親開拓	○里親会の活動が活発で、状況に応じ他の里親に措置変更できる ○障害福祉関係者が里親になり、養育が困難な児童を受け入れ ○施設の小規模化の結果、里親委託が進展
香川県	○里親委託率：H22年度15%、H23年度19% ○里親登録者を増やすとともに、いつでも利用できる里親を把握	○里親制度説明会、里親相談会を計画的に連動して開催 ○施設で里親委託が望ましい児童のリストを作成、登録里親に意向アンケートを実施、週末ホームステイ事業の実施等	○里親開拓（説明会、相談会）について市町に協力依頼 ○口コミによる案内 ○住民利用の多い福祉センター等で里親を含めた具体的な話し合い	○専任の里親委託推進員の配置及び里親委託等推進委員会の設置 ○リーフレット作成、DVD作成上映等による普及啓発 ○説明会等で里親の体験談を講演 ○児童相談所が里親委託推進を方針に

	①方針・目標	②推進した取組	③効果的であった取組方法・体制整備	④里親委託率を伸ばした要因
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ○まずは里親への委託を検討 ○全児相の里親委託率：H26年度16%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○ショート・ルフラン事業（週末・夏休みの体験的受入れ）の実施 ○施設での里親と児童の交流会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○現況調査により里親の希望や現状を把握 ○里親担当者会議等により、各児童相談所間で里親に関する情報を共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○里親委託をまずは検討 ○ショートルフラン事業や施設での交流会を通しての相性確認等
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> ○制度の普及、研修の実施、マッチング、家庭訪問等を効果的に実施する ○里親委託率：H21年度末15%以上、H26年度末18%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○県民の日のイベント等で普及啓発 ○各児童相談所に里親委託推進員を配置 ○里親連合会等への研修委託 ○ファミリーホーム開設 ○専門里親への委託拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ○里親委託推進員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ○里親委託推進員による積極的な活動
山梨県	<ul style="list-style-type: none"> ○里親委託率：H21年度23%、H26年度26% 	<ul style="list-style-type: none"> ○里親経験者による講演会や里親制度の説明会等による里親制度の周知 ○里親委託等推進委員会の開催(年3回) 	<ul style="list-style-type: none"> ○里親委託等推進委員会の設置(H21年度～) ○里親制度のリーフレットの作成、配布 ○未受託里親と施設入所児童に対するマッチングの場の提供(推進委員が事務局を兼ねる里親会主催のバス旅行) 	<ul style="list-style-type: none"> ○里親委託ガイドライン策定前から、まず「家庭的な環境で養育できないか」を考慮するスタンスで処遇検討 ○里親委託等推進委員が里親登録者に1日最低7件コンタクト ○乳児について、乳児院の入所状況に係わらず、里親へ積極的に委託 ○里親委託等推進委員が里親会の事務局を兼任し、里親会会員と人間関係を作りやすい ○里親委託等推進員がコーディネーターとなり、新規の里親に対し、ベテランの里親が相談・助言を行い、精神面・養育技術面でのサポートを行う
佐賀県	<ul style="list-style-type: none"> ○「佐賀県総合計画2011」（平成23年度）において、子どもの状況に応じた適切な養育先の選択肢を広げるために里親の拡充を明記 	<ul style="list-style-type: none"> ○H19に里親会を再結成し、里親サロンや研修会等を実施 ○児童相談所において、児童の処遇方針を検討する際、施設とともに里親委託も検討 ○児童養護施設、里親会や児童相談所等で構成する里親委託推進委員会の設置、児童相談所に里親委託推進員を配置 ○施設入所児童家庭生活体験事業（ホームステイ事業）の実施 ○H22に九州地区里親研修大会を開催 ○H23から毎月里親サロンを開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○里親会の事務局を児童相談所が担当したことによる、里親と児童相談所の情報共有と連携強化 ○児童の処遇に際しては、施設委託と併せて里親委託も必ず検討することとする方針の徹底 ○里親委託推進員の配置による、里親と児童相談所との連携強化 ○里親サロンや宿泊キャンプ事業等による里親会活動の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ○里親に関する事業の実施を通じて養育里親が増加したこと ○里親の資質向上と委託後の支援体制の充実 ○児童相談所において、児童の処遇方針を検討する際、施設委託とともに里親委託も検討するようになったこと。

里親委託推進の取組事例①【福岡市】

増加幅 (16→22 比較)	里親委託率 (平成16年度末)	里親等委託率 (平成22年度末)
17.9%	6.9%	24.8%

里親登録数 :	85組	
受託里親数 :	46組	
里親委託児童数 :	78名	(平成22年度末現在)

<取組の概要>

①方針・目標

平成21年度までに里親委託率13%。現在、目標を新たにし平成26年度末までに里親委託率を25%にする。

②推進した取組

- 市政だより等による広報啓発、研修、レスパイトケア等の里親支援事業
- NPO 法人と共働した里親制度の推進
- 児童相談所に係長1名、係員1名、里親対応専門員（嘱託）2名を配置

③効果的であった取組方法・体制整備

- 児童相談所に係長1名、係員1名、里親対応専門員（嘱託）2名を配置
- NPO 法人と協働で行った出前講座、フォーラム等の普及啓発事業及びサロンやボランティア派遣等の里親支援。

④里親委託率を伸ばした要因

- 児童相談所の体制強化と職員の里親委託有効性の理解
- 里親同士の交流を促し、相互支援できる里親サロンの充実
- NPOとの共働による効果的な制度の普及啓発

1 どのような方針や目標を挙げて推進してきたか

平成17年3月に公表した福岡市子ども総合計画において、数値目標として里親委託率を平成21年度までに平成16年度の2倍である13%にあげることを掲げた。現在は、新・福岡市子ども総合計画（平成22年度～26年度）において平成26年度末までに里親委託率25%を目標に掲げている。

2 どのような取組をしてきたか

里親制度の普及・推進については、市政だよりや市民フォーラムなどによる里親制度の広報啓発、里親研修、里親の一時的休息（レスパイト・ケア）などの里親支援事業を実施している。

平成17年度から3か年、地域において子育て支援などの活動に取り組んでいるNPOと共働で「市民参加型里親普及事業」を実施し、里親制度の普及啓発を推進。平成20年度からは「里親養育支援事業」を同じくNPOと共働で開始し、里親の新規開拓、里親・里子への支援体制の整備を行い、さらなる里親制度の充実を図った。

事業名	内容・項目	実施体制・H23実績等
里親制度 普及啓発 事業	制度の普及啓発等	NPOと共働 里親フォーラム(2回)・出前講座(7回)
	里親認定前研修	直営(4回)
	里親基礎研修	NPO・里親会と共働 里親講座(6回)・施設見学(NPO2回・里親会1回)
	養育里親への研修	直営(2回)
	専門里親研修	委託 母子愛育会
里親委託 推進・支 援等事業	里親委託推進員配置	嘱託職員2名(H24年度:嘱託職員1名増員予定)
	お盆ふれあい行事	年1回お盆の8/12~8/15に実施「お盆ふれあい行事」
	レスパイト事業	9件(H23はH24年3月1日現在)
	里親サロン	NPOと共働 年10回実施(内、4回は登録里親のみ)
	里親委託推進委員会	NPOが事務局となり年3回実施
	里親訪問支援事業	直営(ケースワーカー、心理士、里親担当が3人一組で通所、家庭訪問などの支援にあたる)

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

児童相談所の体制として、平成15年度から里親担当主査が1名配置、平成17年度からは、養育相談などを実施して、里親の養育技術の向上と精神的負担の軽減を図る目的から里親対応専門員(嘱託)が1名配置。平成18年度には係員1名配置された。また里親、里子数の増加に伴って、平成22年度に里親対応専門員(嘱託)が1名増員され、現在、係長1名、係員1名、里親対応専門員(嘱託)2名の4名体制となっている。

NPOの地域浸透力を活用し、出前講座などを実施し、地域に根ざした啓発活動を推し進め、里親子と地域のつながりを深めている。そのほかにも、NPOの具体的な取り組みとして、夫妻共に稼働する里親が増えていることから、急な残業や早朝夜間勤務、また、急病や休日勤務があった場合に、里子の一時預かりや送迎のサポートをしてくれる支援者や、里子が里親に言いにくいことを相談できたり、学習面のサポートや社会に適応し、自立していけるよう対人関係や社会性の習得できるよう援助してもらえる人材をボランティアとして登録してもらい、派遣の調整を委託し実施している。

4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

市民の間に里親制度のことを知らせていくと同時に、一時保護所から里親委託された子どもの変化を経験することにより、児童相談所職員の意識が変化し、委託できる里親が増えると共に、援助方針会議において積極的に里親委託の意見が出るようになった。

増加していく里親数とその支援に対応するための里親担当職員及び里親対応専門員（嘱託）の職員の配置。

キャンプや定例会などの里親会の活動や1～2ヶ月に1度開催する里親サロンで相互の意見交換が活発となり、より里親同士の絆が深まってお互いに支えあう関係が作られている。

里親委託推進の取組事例②【大分県】

増加幅 (16→22比較)	里親委託率 (平成16年度末)	里親等委託率 (平成22年度末)
15.3%	7.4%	22.7%

里親登録数： 115組
 受託里親数： 66組
 里親委託児童数： 90名 (平成22年度末現在)

<取組の概要>

①方針・目標

- 里親委託率目標：H26年度末19%(H22年度末実績23%達成済)
- 「子どもの最善の利益を確保する」という視点から、里親委託の有効性として、下記4点を挙げて里親委託を推進
 - ①乳幼児期の愛着形成が図られる
 - ②子どもと養育者で1対1の関係がとれる
 - ③健全な家庭モデルを知ることができる
 - ④子どもの生活の連続性を確保できる

②推進した取組

- 里親制度説明会の開催、講演活動、チラシ配布等による開拓・普及啓発・広報活動
- スキルアップ研修、里親事務説明会等の実施
- レスパイト事業、里親養育援助(ヘルパー派遣)事業、里親サロン、措置費補助等による里親支援
- トライアル里親事業、里親委託推進委員会の設置(年1回)
- 里親対応協力員や里親委託推進員の配置、児童相談所の体制強化(人員増)、里親専任職員の配置等

③効果的であった取組方法・体制整備

- 里親制度説明会(全市町村)の継続的な開催
- 研修会や里親サロンを通じた里親と施設職員の交流機会の確保
- トライアル里親事業活用による施設入所児童の家庭生活体験
- 児童相談所の体制強化、里親担当職員の配置(常勤・非常勤)

④里親委託率を伸ばした要因

- 里親委託を推進する理由が、「子どもの最善の利益を確保する」という子ども中心の視点であったこと。
- 里親と施設の相互理解・連携は、里親委託推進に係る事業展開の大きな柱であったこと。
- 施設入所児のうち、里親委託が適当な児の選定や措置変更が、施設と里親の理解・協力のもと円滑に行われたこと。
- 児童相談所の体制強化、職員の里親委託の有効性理解が進んだこと。

1 どのような方針や目標を挙げて推進してきたか

- 里親委託率目標：H26 年度末 19.0%（大分県次世代育成支援後期行動計画）
実績：H22 年度末 23.0%（達成済）
- 「子どもの最善の利益を確保する」という視点から、里親委託の有効性として、下記 4 点を挙げて里親委託を推進
 - ①乳幼児期の愛着形成が図られる ②子どもと養育者で 1 対 1 の関係がとれる
 - ③健全な家庭モデルを知ることができる ④子どもの生活の連続性を確保できる

2 どのような取組をしてきたか

(1) 里親支援機関事業

事業名	内容・項目	実施状況、H22実績等
里親制度普及 啓発事業	制度の普及啓発等	県直営。里親制度説明会、各種広報。
	認定前研修	県直営。年 3 回実施。
	スキルアップ研修	県直営。年 1 回実施。
	専門里親研修	母子愛育会委託。新規・継続研修。
里親委託推進 ・支援等	里親委託推進員等	県下の児童相談所に計 3 名配置。
	トライアル里親事業	県直営。年間利用児童延数 79 人
	レスパイト事業	県直営。年間 21 回延日数 56 日
	ヘルパー事業	県直営。年間 104 回（4H/回）
	里親サロン	委託。（県里親協議会）
	里親委託推進委員会 里親訪問支援	県直営。事務局は中央児童相談所。 県直営。児童福祉司、里親担当訪問。

(2) 開拓・普及啓発・広報活動

「一中学校区に一組の里親家庭」を目指して、里親開拓を進めてきた。

- ①里親制度説明会の開催（H17～）
 - ・県内 18 市町村で開催（一部、夜間開催）
 - ・里親月間等における臨時開催（休日開催） 年間 18 回開催・参加人数 97 人
- ②講演活動
 - ・福祉関係研修会での講師（里親・行政職員）

- ③チラシ配布
 - ・地域福祉大会、保育所・幼稚園関係の研修会、主任児童員研修会、県職員・教職員退職者説明会等での配布。
- ④広報誌掲載
 - ・ボランティア広報誌、県広報誌等
- ⑤イベントでのブース出展
 - ・人権関係フェスティバル
 - ・商工労働部関係の説明会
- ⑥マスコミ活用
 - ・TV放送への働きかけ（H22：民放で年2回出演）
 - ・地元新聞での連載（地元新聞社の理解あり）
- ⑦その他
 - ・里親登録証（名刺サイズ）の交付（H22～）

（3）研修等

- ①里親認定前研修
 - 〈集合研修〉
 - ・2日間の日程。両日共にグループワーク・討議の時間を導入。
 - ・新規里親の不安軽減、登録後の交流を目的に、先輩里親に参加を募り、体験談披露や意見交換時の助言を依頼。
 - 〈施設実習〉
 - ・施設長、主任指導員、主任保育士、FSW等による、懇切丁寧な対応。施設は委託後の支援にも協力的。
- ②スキルアップ研修（H15～）
 - ・すべての里親（ファミリーホーム）が集う集合研修（年1回1日）。児童養護施設職員・市町村関係職員の参加も募る。
 - ・委託年齢に応じたテーマ別研修（半日程度）を2回程度実施予定（H23～）
- ③里親事務説明会（H18～）
 - ・里親が作成する各種書類（児童措置費請求書）の作成方法や、里親支援制度の利用方法等について説明。年1回開催。
- ④その他
 - ・児童養護施設職員の自主研修会に里親・ファミリーホームも参加。研修機会を有効に活用し、相互理解を深めている。

（4）里親への支援

- ①レスパイト事業（H16～）
 - 委託児童を施設や他の里親宅で預かり、里親に一時的な休息を確保。養育負担の軽減を図る。年7日間まで利用可能。
- ②里親養育援助事業（H18～）
 - 委託後、里親の申し出により、里親養育援助者（ヘルパー）を派遣。養育援助者に、謝金と旅費を支払う。
- ③里親サロン（H18～）
 - 大分県里親協議会に委託。県内を5地区に分け、各地区で毎月～3、4ヶ月に1回程度開催。
 - 一部の地区では、児童養護施設でサロンを実施。施設職員も参加して交流を深めている。

④措置費の補助（県単事業）

ア 中学・高校入学費用、高校通学費用の補助（H18～）

現在の児童措置費の交付基準では、義務教育まではある程度カバーできるが、高校生になると不足を生じ、里親が負担している現状にあるため、その不足分を補助している。

- ・ 中学入学費用：措置費と実費の差額が対象、上限 5 万円
- ・ 高校入学費用：措置費と実費の差額が対象、上限 10 万円
- ・ 高校通学費用：措置費と実費の差額 1 / 2 額が対象、上限 1 万円 / 月

イ 資格免許取得費用・住居費の補助（H22～）

高校卒業後、進学や就職にあたり、自動車運転免許や各種資格取得、家具・什器準備費用として、10 万円を補助。

（5）児童相談所の体制整備

①里親対応協力員の配置（H16～）

- ・ 中央児童相談所に非常勤職員（1 名）を配置。

②里親委託推進員の配置（H18～）

- ・ 各児童相談所に非常勤職員を各 1 名配置。

※ 里親対応協力員、里親対応協力員の業務内容は、里親訪問や電話相談、トライアル里親の調整、児童措置費のとりまとめ、台帳管理、各種事務など里親支援全般。

※ 非常勤職員採用にあたり、経験者を優先。教師、保育士、幼稚園教諭、元児童養護施設職員など児童福祉に深い理解と愛情を有している者を配置。

③児童相談所の人員増

- ・ 虐待対応件数が増加する中、H14 以降、児童福祉司・一時保護所職員を中心に人員増が行われ、徐々に児童相談所の体制強化が図られてきた。

④里親専任職員の配置（H22～）

- ・ 平成 22 年度に組織改編と併せて、里親専任職員（常勤・1 名）を配置。
- ・ 以前は、地区担当児童福祉司が里親業務を兼務していたため、里親支援は主に非常勤職員が行っていた。このため、開拓・普及啓発・広報活動や研修対応などが十分に行われていたとは言えず、また、里親事業の全体調整も不足していた。
- ・ 里親専任職員（常勤）配置後は、里親関係事業を総括し、開拓・普及啓発・広報活動や研修はもとより、里親委託に係る指導・助言、里親支援や里親会対応等を行っている。この結果、里親委託の大幅な伸びに繋がった。

⑤その他

ア 里親個別ファイルの作成（H17～）

- ・ 過去の委託状況、里親の意向・家庭状況の把握や、委託可能な子どもの年齢幅、逆に不調の恐れがある子どものタイプ等を把握する目的で作成・管理。

イ 里親情報の全体共有（H22～）

- ・ 児童相談所の定例会議で、直近の里親情報を里親担当から全職員に提供（1 回 / 月）。里親の近況や委託可能な里親、新規登録里親等の動向を報告。児童福祉司等がケースワークを行う際の参考になっている。

(6) その他

① トライアル里親事業 (H18～)

施設入所児童の家庭生活体験機会の提供、委託前のマッチング、一般県民に里親体験機会を提供する目的で実施。

② 里親委託推進委員会 (H18～)

里親、児童養護施設、児童相談所の相互理解、里親委託に関して共通理解を持つために設置。

当初は対象となる子どもの掘り起こし等を行っていたが、現在は意見交換、委託状況の報告などを行っている。

年1回開催。事務局は中央児童相談所。

③ 児童相談所の方針

・「こどもの最善の利益確保」の観点から里親委託の有効性として下記4点を挙げ、里親委託を推進。

- 1 子どもの発達に不可欠な乳幼児期の愛着形成が図られること
- 2 子どもと養育者の間で一对一の関係がとれること
- 3 健全な家庭モデルを知ることができること
- 4 子どもの生活の連続性を確保できること

・児童相談所の家庭分離時の選択肢として施設のほかに、多様な里親家庭があることで、処遇選択の幅が広がった。

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

- 里親制度説明会(全市町村)の継続的な開催
- 研修会や里親サロンを通じた里親と施設職員の交流機会の確保
- トライアル里親事業活用による施設入所児童の家庭生活体験
- 児童相談所の体制強化、里親担当職員の配置(常勤・非常勤)

4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

① 里親委託を推進する理由が、「子どもの最善の利益を確保する」という子ども中心の視点であったこと。

※里親・施設の共通理解が容易。

② 里親と施設の相互理解・連携は、里親委託推進に係る事業展開の大きな柱であったこと。

③ 施設入所児のうち、里親委託が適当な児の選定や措置変更が、施設と里親の理解・協力のもと円滑に行われたこと。

※里親委託推進の取組開始直後から、連携・相互理解が事業展開の大きな柱であり、研修、サロン、トライアル里親事業等の実施に反映させてきた。

※児童養護施設職員OBの里親等の存在(複数)。

里親・施設、各々の立場でできることや限界を、経験上理解しているため、社会的養護の垣根を取り除くことに繋がりが、一層の相互理解につながった。

※大分県児童養護施設協議会：『施設と里親、どちらが良いとか悪いとかではなく、社会的養護の関係者全てが協働、コラボレーションして、子どもを守り、支えていくことが大切』という児童福祉に対しての広い視野と高い志、子どもに対する愛情と熱意を持っている。

※現在、施設から児童相談所に、出身家庭との交流がない子ども等については、積極的に里親委託を検討してもらいたいと依頼がある。

※施設は、認定前研修における実習受入れ、トライアル里親事業での関わり、里親サロンにおける会場提供、施設から里親に措置変更後のアフターフォロー等、里親と積極的に協働する姿勢があり、児童福祉の専門家集団として、里親から信頼される存在である。

④ □ 児童相談所の体制強化、職員の里親委託の有効性理解が進んだこと。

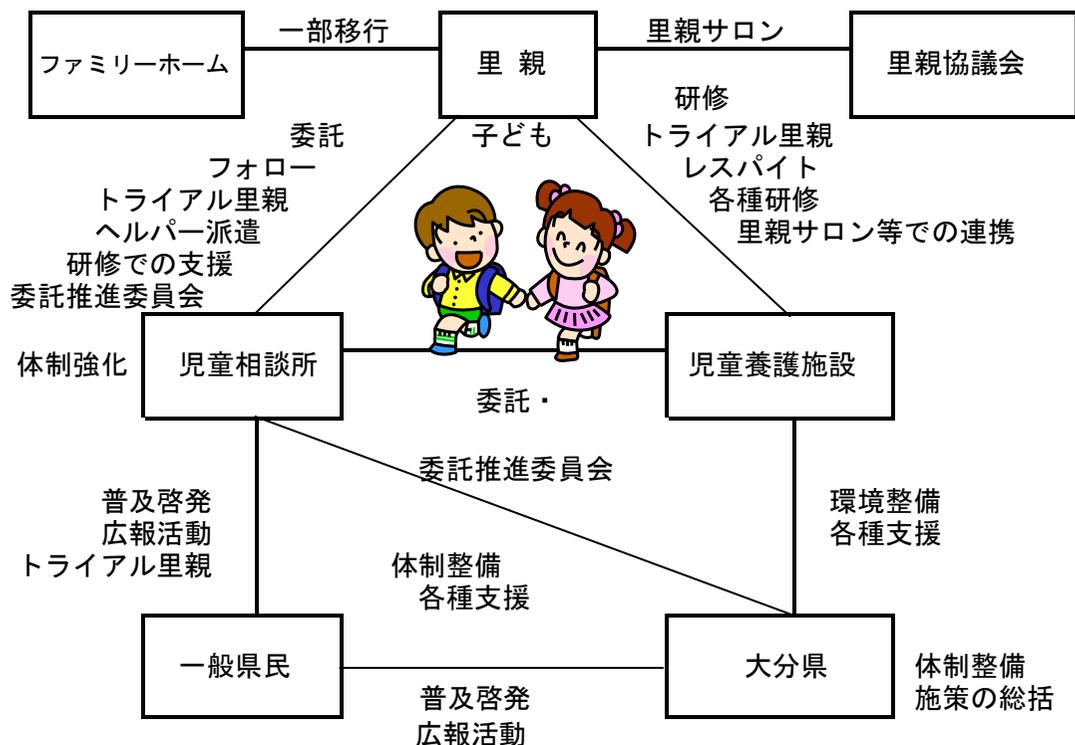
※施設措置に比べて里親委託は、委託後の支援まで含めると、施設措置の何倍もの時間と労力を要することは否めない。人員増は必要不可欠。

※施設措置と比較して、時間と労力のかかる里親委託ではあるが、児童相談所では所員一丸となって里親委託の有効性を共有し、意欲的に委託を推進してきた。

※児童相談所の援助方針決定において、里親委託の有効性を熟知したS Vの存在は、里親委託推進の大きな原動力。

(図①)

里親委託推進の全体図



●新規の取組み内容（予定を含む）

- ・ H23～専門学校、短大等での講義（4校）：普及啓発の一環として、保育士、幼稚園教諭、社会福祉士養成校等で社会的養護の講義を実施。
- ・ H23～里親認定式の開催：里親新規登録時に部長から認定通知を授与し、その後、里親協議会会員等との交流会を行う。
- ・ H24～里親支援ボランティア制度の創設：大学生、短大生を中心に学習ボランティアや遊び相手のボランティアを募集し、里親宅に派遣する。里親支援への直接支援と将来の里親育成、制度の理解を深める普及啓発の2つの目的がある。
- ・ H24～里親の研修を強化（里親のニーズに応じたテーマ別研修を追加）：従来、里親の研修機会が少なかったため、里親のニーズに応じたテーマを選択し、複数回開催予定。
- ・ H24～里子キャンプの開催：里子同士で集い、里子の抱える悩みや葛藤を分かち合うピアカウンセリングの機会として開催。
- ・ H24～施設の里親支援専門相談員とともにチームでの里親支援予定。
- ・ H24～里親支援の非常勤職員を＋1名配置

里親委託推進の取組事例③【宮城県】

増加幅 (16→22比較)	里親委託率 (平成16年度末)	里親等委託率 (平成22年度末)
10.5%	8.0%	18.5%

里親登録数：	84組	
受託里親数：	36組	
里親委託児童数：	43名	(平成22年度末現在)

<取組の概要>

①方針・目標

新みやぎ子どもの幸福計画（後期計画）の中で、「保護を要する子どもが、家庭的な雰囲気の中で養育されるよう、里親の下での養育を推進していく」方針を示し、平成26年度までに里親委託率を20.1%とする目標を掲げている。

②推進した取組

- ファミリーグループホーム事業（平成17年度から平成20年度まで、県単独事業として実施）
- 児童相談所への里親委託推進員の配置
- ラジオ、新聞、電車中づくり広告等による広報活動

③効果的であった取組方法・体制整備

- 現在のファミリーホームの前身である、ベテラン里親によるファミリーグループホーム事業の実施
- 各児相の里親担当者及び里親委託推進を中心とした里親委託推進体制
- 様々な媒体による県民への里親制度周知活動

④里親委託率を伸ばした要因

- ファミリーグループホームを礎とした、ファミリーホームの運営の開始
- 里親委託推進員による里親家庭及び委託可能性のある施設入所児童への積極的な関わり

1 どのような方針や目標を挙げて推進してきたか

(1) 平成17年3月に策定した新みやぎ子どもの幸福計画（次世代育成支援行動計画）

○保護を要する子どもへの支援（里親関係抜粋）

（方向性）里親制度と児童養護施設の間を埋める対策として、新しく「ファミリーグループホーム事業」を実施し、より家庭的な雰囲気の中で子どもたちの養育を目指す。

(2) 平成22年3月に策定した新みやぎ子どもの幸福計画（後期計画）

○社会的養護体制の充実～家庭的養護の推進～

（方向性）保護を要する子どもが、家庭的な雰囲気の中で養育されるよう、里親及びファミリーホームの下での養育を推進。

（目標）里親委託率…平成26年度までに20.1% ファミリーホーム箇所数…平成26年度までに3箇所

2 どのような取組をしてきたか

(1) ファミリーグループホーム事業

要保護児童へより家庭的な環境を提供し、児童の社会的自立の促進に寄与することを目的として里親が運営し、複数の要保護児童を養育する「里親ファミリーグループホーム」に対して、平成17年度から平成20年度まで、県単独事業としてホーム運営費の補助を行う事により（運営箇所数1）、平成21年度からは国の制度に移行され、平成23年10月1日現在、3つのホームが運営されている。

(2) 児童相談所への里親委託推進員の配置

平成20年度から、中央児童相談所に里親委託推進員を配置し、里親支援機関事業を下記のとおり展開。

事業名	内容・項目	実施体制	平成22年度実績
里親制度 普及促進事業	普及啓発	県直営	里親制度説明会1回、ポスター・リーフレット配布
	養育里親研修	県直営	基礎研修・認定前研修を年2回開催、延べ参加者数33名
	専門里親研修	委託先：母子愛育会	更新研修に2名が参加
里親委託推進 支援等事業	里親委託推進員の配置	県直営	非常勤職員1名を中央児相に配置 ※H23年度から東部児相にも1名配置
	里親委託推進検討会の設置	県直営	年2回開催
	里親委託支援等	県直営	委託里親に係る養育技術向上のための研修、未委託里親への意向調査、施設入所児童のうち里親委託を要する対象児童の掘り起こし等
	里親家庭への訪問支援	県直営	家庭訪問による相談、養育指導（平均3～4回） レスパイト・ケア（H22年度実績なし）
	里親による相互交流	県直営	里親サロンの開催（10回）

(3) 広報活動

- ポスター・リーフレット 各市町村，不妊治療を取り扱う産科医療機関等に配布，掲示
- ラジオ・新聞での普及啓発 年2回実施の養育里親研修の周知と合わせた制度の広報（県政だより含む）
ラジオにて里親月間を中心に，普及啓発メッセージを通年放送（H22年度10回）
- 電車中吊り広告 子ども人権対策事業の一環として実施。1週間程度掲示。

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

(1) ファミリーグループホーム事業の実施

児童養護施設と里親の中間的形態である同事業を実施することで，下記のようなメリットがあった。

- ①施設と違い，1組の夫婦による養育となることから，子どもとの間で安定した関係が築きやすくなった。
- ②複数の子どもが暮らすことによって，新たに措置された子どもの適応状態が良好となった。
- ③ベテラン里親を指定することによって，親権者の拒否感の軽減が図られ，措置の同意が得られやすくなった。

(2) 里親委託推進員の配置等

児相の里親担当者（正職員）は，他業務と兼務の状態であることから，非常勤である里親委託推進員の配置により，未委託里親への意向調査や各施設に入所中で里親委託が望まれる児童の掘り起こしなどに，きめ細かな対応が可能となった。

(3) ラジオ・新聞による普及啓発

放送・掲載後に問い合わせをいただき，養育里親研修の受講や里親登録の検討に繋がるケースも多く，里親の新規開拓の手段として有効であった。

4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

- ベテラン里親によるファミリーグループホームの運営開始により，家庭的養護という里親制度の利点はそのままに，親権者の同意を得やすくなったこと。
- 補助者も配置されることから複数人の委託が可能となったこと。（各ホームは常に満床である。）
- 次世代育成支援行動計画の中でも里親委託推進の方針を掲げて里親委託推進員を配置するなど，保護を要する児童について，出来る限り家庭的養護の下で養育することを検討するようになったこと。

里親委託推進の取組事例④【福岡県】

増加幅 (16→22比較)	里親委託率 (平成16年度末)	里親等委託率 (平成22年度末)
10.3%	4.0%	14.3%

里親登録数： 114組
 受託里親数： 64組
 里親委託児童数： 102名 (平成22年度末現在)

<取組の概要>

①方針・目標

○H17の行動計画において、里親制度の積極的活用及び里親への支援について取り組むことを明記

②推進した取組

- 里親シンポジウムの開催
- 里親養育相談対応専門員を任用
- 登録里親への研修
- 地区里親会の事務局を児童相談所が務め、里親サロンを開催

③効果的であった取組方法・体制整備

- 左記②の取組を継続して行ったこと
- 市町村が里親措置費の請求事務を代行

④里親委託率を伸ばした要因

- 里親への継続的な支援や研修の実施、里親サロンの実施などを積み重ねたこと

1 どのような方針や目標を掲げて推進してきたか

H17年に策定した『福岡県次世代育成支援行動計画』において、里親制度の積極的活用及び里親への支援について取り組むことを明記している。

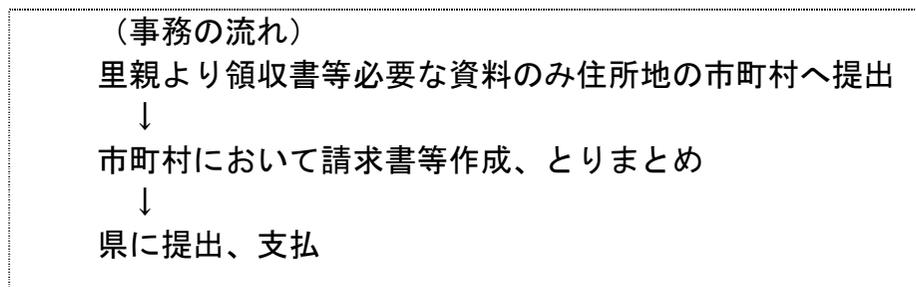
2 どのような取組を推進してきたか

- ・ 広く里親制度をアピールするため、H19～22年度にかけて、「里親シンポジウム」を開催
- ・ 里親からの相談に応じ、適切な指導や助言を実施することを目的に、H17年度から児童相談所において、非常勤の「里親養育相談対応専門員」を任用
- ・ 各児童相談所において、管内の登録里親を対象とした研修の実施（養育里親研修が義務化された後も継続して実施）
- ・ 地区の里親会の事務局を児童相談所が務め、里親サロンを開催

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

個々の取組の効果は明確ではないが、こうした取組を継続して行ったことで相乗的に効果が現れたものと思われる。

また、市町村の理解と協力を得て、里親措置費の請求事務を里親に代わって行っていただいていることも、里親の負担軽減となり、委託の促進につながっているものと思われる。



4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

各児童相談所における里親への継続した支援や、管内里親を対象とした研修の実施、里親サロンの実施など、地道な取組を積み重ねた結果と思われる。

里親委託推進の取組事例⑦【滋賀県】

増加幅 (16→22比較)	里親委託率 (平成16年度末)	里親等委託率 (平成22年度末)
10.2%	20.3%	30.5%

里親登録数： 138組
 受託里親数： 45組
 里親委託児童数： 71名 (平成22年度末現在)

<取組の概要>

①方針・目標

- 養育里親登録数：H21年度97家庭、H26年度131家庭（全ての中学校区に1家庭以上）
- 子どもの愛着関係の形成に有効と評価して推進

②推進した取組

- 里親制度のパンフレット作成、施設入所児童週末ホームステイ事業の実施等による広報啓発
- 里親研修やピアカウンセリングの実施による養育技術の向上
- 里親家庭に里親委託児童心理的ケア指導員、家事支援員の派遣、里親指導員（里親委託等推進員）の設置

③効果的であった取組方法・体制整備

- 里親制度の周知
- 里親指導員の設置による里親家庭・里親会との連携強化
- 心理的ケア指導員の派遣による養育里親支援
- 施設入所児童週末ホームステイ事業による新規里親開拓

④里親委託率を伸ばした要因

- 里親家庭相互の交流が深く、状況に応じ他の里親に措置変更できる安心感
- 地域で障害福祉を実践する土壌において、障害福祉関係者が里親になり養育が困難な児童を受け入れ
- 施設の小規模化の結果、里親委託が進展

1 どのような方針や目標を掲げて推進してきたか

(1) 淡海子ども・若者プラン等における位置付け等

県の次世代育成支援行動計画である「子どもの世紀しがプラン」（前期計画）、「淡海子ども・若者プラン」（後期計画）において、養育里親登録数について数値目標を定め、里親制度の広報啓発、里親の養育技術の向上、里親に対する援助者の派遣を実施。

	平成 15 年度 登録数	平成 21 年度 数値目標	平成 21 年度 登録数（実績）	平成 26 年度 数値目標	平成 23 年度 登録数（見込）
養育里親登録数	68 組	97 組	96 組	131 組	143 組

（２）滋賀県児童虐待防止計画における位置付け等

平成 17、18 年度における児童虐待死亡事例の発生および児童虐待相談件数の増加に伴い平成 19 年 6 月に策定した「滋賀県児童虐待防止計画」（最終改訂平成 22 年 3 月）において、「保護が必要となった子どもを、温かな家庭的な雰囲気のもとで養育する里親制度は、傷ついた子どもの心をいやし、子どもの愛着関係の形成に有効」と評価し、養育里親登録数の数値目標を設定したうえ、制度の広報啓発を図り、里親登録を促進して、虐待を受けた子どもの受け入れを推進することとした。（数値目標は、「淡海子ども・若者プラン」等における数値目標を準用）

2 どのような取組を推進してきたか

（１）広報啓発

- ・ 滋賀県里親大会（主催：滋賀県里親会）運営費の助成および運営の協力
- ・ 民生委員児童委員への里親制度の周知（滋賀県里親大会への参加など）
- ・ 県広報誌による啓発
- ・ 里親制度パンフレットの作成（平成 16 年～）
- ・ 施設入所児童週末ホームステイ事業の実施（平成 17 年～）
 - － 制度運用を通じて里親制度の普及を図る。
 - － 県の制度化以前から施設入所児童が里親家庭と交流する関係あり。

（２）養育技術の向上

- ・ 里親研修の実施（一部を滋賀県里親会に委託）
- ・ ピアカウンセリングの実施（平成 16 年～）

（３）里親に対する援助者の派遣

- ① 里親委託児童心理的ケア指導員の派遣（平成 14 年～）
 - ・ 虐待を受けたことのある子どもを養育する里親家庭に里親委託児童心理的ケア指導員を派遣し、子どもの自立を支援
- ② 里親指導員の設置（平成 15 年～）
 - ・ 非常勤嘱託員を 1 名設置し各里親支援事業の運営や滋賀県里親会事務を処理

③ 里親家事支援（平成19年～）

- ・子どもを養育する里親家庭に家事支援員を派遣し、子どもの遊び相手、通園・通学・通院の付添、学習などを支援

④ 里親委託等推進委員会の設置（平成23年～）

- ・里親支援事業を関係機関と連携し効果的かつ円滑に進めることなどにより、里親への委託や支援を推進

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

(1) 里親制度の周知

里親会と県が一体となってパンフレットの作成や民生委員への啓発等里親制度の周知を行い、これまで親族またはボランティアとして子どもの養育を行っていた者の里親登録を促進

(2) 里親指導員の設置

里親指導員の設置により、委託里親および未委託里親の家庭の状況を把握して委託につなげるとともに、里親会事務処理体制を強化することで里親会活動を活性化

(3) 里親委託児童心理的ケア指導員の派遣

被虐待児の委託を受けている養育里親家庭に心理療法の技術を有する里親委託児童心理的ケア指導員を派遣し、委託児童の自立を支援するとともに、里親へ養育技術を助言することにより養育する里親の負担を軽減

(4) 施設入所児童週末ホームステイ事業による新規里親開拓

ホームステイ事業の受け入れ先は登録里親に限定しているが、受け入れている里親の働きかけなどにより、ホームステイ事業の受入を申し出る家庭は多く、これが里親登録につながり新規里親の開拓に効果

4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

(1) 里親間の交流や支え合い

- ・認定登録された全ての里親が加入する滋賀県里親会および各市郡の地域里親会の活動（里親サロン、交流会など）が活発であり、里親相互の交流が深い。
- ・上記による交流などを基に、委託里親家庭を他の里親が日常的に支える関係があり、養育継続が困難となった場合や子どもの成長に応じ、関係のある別の里親家庭に措置変更できる環境がある。

(2) 里親の資質

- ・障害者福祉分野で入所施設よりも在宅（地域）での生活を重視してきた中で、通所授産施設やグループホームなど地域で障害のある方の生活支援を行っている、あるいは行っていた障害福祉関係者が里親になる事例も多く、このような里親では、ある程度養育が困難な子どもの受け入れも可能であり、委託が進んで行われてきた。

(3) 施設の規模、入所率の高さ

- ・ 児童養護施設では、従前より小規模での養育が進められており、児童虐待相談件数の増加に伴い施設入所率が高い状況が続く中でも、地域小規模児童養護施設の設置など養育の小規模化によるケアの充実が優先されてきた結果として、施設の大規模化ではなく、里親への委託が進んだ。

	平成16年度	平成22年度
乳児院・児童養護施設入所率	86.3%	87.9%
乳児院・児童養護施設の定員	227人	224人

里親委託推進の取組事例⑥【香川県】

増加幅 (16→22 比較)	里親委託率 (平成16年度末)	里親等委託率 (平成22年度末)
9.7%	6.5%	16.2%

里親登録数： 49組
 受託里親数： 18組
 里親委託児童数： 25名 (平成22年度末現在)

<取組の概要>

①方針・目標

- 里親委託率：H22年度15%、H23年度19%(香川県としてではなく、里親委託等推進委員会独自で目標値を掲げている)
- 里親登録者を増やすとともに、いつでも利用できる里親を把握

②推進した取組

- 里親制度説明会、里親相談会を計画的に連動して開催
- 施設で里親委託が望ましい児童のリストを作成、登録里親に意向アンケートを実施、週末ホームステイ事業の実施等

③効果的であった取組方法・体制整備

- 里親開拓(説明会、相談会)について市町に協力依頼
- 口コミによる案内
- 住民利用の多い福祉センター等で里親を含めた具体的な話し合い

④里親委託率を伸ばした要因

- 専任の里親委託推進員の配置及び里親委託等推進委員会の設置
- リーフレット作成、DVD作成上映等による普及啓発
- 説明会等で里親の体験談を講演
- 児童相談所が里親委託推進の方針に

1 どのような方針や目標を掲げて推進してきたか

平成19年4月、里親委託等推進員を専任配置し、香川県里親委託等推進委員会を設置。

里親委託等推進委員会のメンバーが関係者で構成されて、里親委託の推進の目標設定や方針の策定が協議されて必要な事業がスタートした。

(1) 目標設定

香川県次世代育成支援行動計画(H21年度末)の目標達成に向けて、里親の開拓及び里親委託の推進(H22年度目標を委託率

15%)を決定した。H23年度の目標は19%に掲げている。(香川県としてではなく、里親委託等推進委員会で独自に目標値を掲げている)

① 方針

- ・里親委託率を数字で19%と掲げただけでは、目標の達成はできない。児童相談所として、具体的に何人を里親委託するという目標が必要となる。その目標を達成するには、分母となる里親登録者を増やすことが、車の両輪である。地域ごとに何人の里親を配置していくことが、求められる。
- ・いつでも利用できる里親がいるということが保障できなければ、里親委託は進められない。里親に関する情報の把握(いつでも児童の委託が可能な状態にあるかどうか)に努める。

2 どのような取組を推進してきたか

(1) 里親制度普及啓発、里親開拓の促進

① 里親制度説明会・里親相談会を市町単位で年次的に計画的に開催。

里親制度説明会・里親についての相談会の開催案内を、市町の広報誌(全戸配布)に掲載依頼。

② 里親制度説明会と相談会を連動して開催し、里親制度説明会は、従来のように関係機関に周知して動員して参加者を募る方法を改め、関心のある市町民が参加する方向に取り組む。里親制度説明会や相談会に委託中里親の体験談を入れている。

(2) 里親委託の推進

① 里親委託の推進に向けて、児童福祉施設に入所している児童で、里親委託が望ましい児童のリストを掲げてもらい、児童相談所と委託の可能性や方針について協議した。また、児童相談所と施設の連絡会で、里親制度や里親委託を議題として理解を深めている。

② 登録里親に対して、「里親委託の意向アンケート」を実施して里親に関する情報を的確に把握し、マッチングに生かせるようにしている。

③ 県の単独事業の週末ホームステイ事業を積極的に実施して、養育里親登録につながるよう取り組んでいる。

④ 里親委託を推進するには、委託里親への支援が欠かせない。里親同士の交流や支え合いが大きな力になる。里親会や里親を支えるよう取り組んでいる。

(3) その他の取り組み

子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)における児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業により、施設等(里親宅を含む)の改修等を実施した。

① 平成21年度は3世帯の里親家庭と1つの里親ファミリーホームの改修について、合計530万ほどの補助金を助成した。

② 平成22年度は3世帯の里親家庭に合計230万ほどの補助金を助成した。

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

- (1) 地域で、里親開拓（制度説明会・相談会等）推進する考え方を、児童相談所として市町に発信し、児童相談所が里親開拓について積極的に市町への協力依頼を得る取り組みをしていること。
- (2) 大きな会場に大勢の参加者を対象に事務的に説明する方法は、有効でない。
- (3) 児童相談所をはじめ身近な人へ口コミで案内する方が参加者の動機付けが高い。
- (4) 地元の住民が日常的によく利用する福祉センターやコミュニティセンターを会場に、里親を含めて具体的な話しあいが、有効であった。

4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

- (1) 専任の里親委託推進員の配置及び里親委託等推進委員会の設置
各機関・団体の委員が協議する場ができて、里親に関する情報や取組みが共有できた。
- (2) 国の助成を受けて3年間、里親制度普及啓発の特別事業を実施したこと。
国の助成を受けて、県として集中的に具体的な事業計画を推進することができた。
広報のリーフレット作成・DVD作成上映・ホームページ作成・講演会やシンポジウムの開催・里親制度説明会や相談会の開催。
- (3) 「里親制度普及啓発イベント」「里親制度説明会」「里親についての相談会」や「養育里親研修」の講師として里親会の協力を得ていること。里親の体験談は、参加者に好評で里親申請に繋がっている。
- (4) 里親制度の改正に伴う「養育里親研修」の実施
「里親制度説明会」「里親についての相談会」「養育里親研修」の一連の流れの中、児童相談所と里親の距離が身近になり、里親委託につながりやすくなってきた。
- (5) 児童相談所が、里親委託推進を方針としていること。
児童相談所の職員研修で、「里親制度」がテーマとなっている。
職員から、登録里親に関する質問が増えて、里親に関する情報を求めている。

里親委託推進の取組事例⑦【静岡県】

増加幅 (16→22比較)	里親委託率 (平成16年度末)	里親等委託率 (平成22年度末)
9.0%	10.6%	19.6%

里親登録数：	325組	（平成22年度末現在）
受託里親数：	112組	
里親委託児童数：	141名	

※平成22年度末の里親等委託率、里親登録数等は静岡市・浜松市分を含む

<取組の概要>

①方針・目標

- まずは里親への委託を検討
- 全児相の里親委託率：H26年度16%以上

②推進した取組

- ショート・ルフラン事業（週末・夏休みの体験的受入れ）の実施
- 施設での里親と児童の交流会開催

③効果的であった取組方法・体制整備

- 現況調査により里親の希望や現状を把握
- 里親担当者会議等により、各児童相談所間で里親に関する情報を共有
- 里親対応専門員（1名）、里親委託推進員（2名）の設置

④里親委託率を伸ばした要因

- 里親委託をまずは検討
- ショートルフラン事業や施設での交流会を通しての相性確認等

1 どのような方針や目標を掲げて推進してきたか

各児童相談所において、まずは里親への委託を検討するようにしている。
平成26年度里親等委託率16%以上の児童相談所数を全児童相談所とすることを目標としている。

2 どのような取組を推進してきたか

ショート・ルフラン事業を実施し、週末や夏休み等に児童に家庭を体験させることにより、里親が養育体験を積んだり、相性確認がなされて委託に進むケースもある。

児童養護施設の行事への里親の参加や、施設での交流会開催により児童と里親の交流の機会を設けている。

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

里親委託の推進については、現況調査により里親の希望や現状を把握し、最適な里親を選定している。

また、里親担当者会議等により取組状況の情報交換や意見交換を行い、各児童相談所の里親に関する情報を共有することにより、マッチング等に役立てている。

里親対応専門員を1児童相談所に1名、里親委託推進員を2児童相談所に各1名配置し、里親の家庭訪問や相談対応等を行った。

4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

各児童相談所において、里親委託をまず検討するようにしていること。

なお、その際に、ショートルフラン事業や施設での交流会を通しての相性確認等が役立っている。

里親委託推進の取組事例⑧【 栃木県 】

増加幅 (16→22 比較)	里親委託率 (平成 1 6 年度末)	里親等委託率 (平成 2 2 年度末)
8.3%	7.9%	16.2%

里親登録数： 193組
 受託里親数： 77組
 里親委託児童数： 91名 (平成 22 年度末現在)

<取組の概要>

①方針・目標

- 制度の普及、研修の実施、マッチング、家庭訪問等を効果的に実施する
- 里親委託率：H21 年度末 15%以上、H26 年度末 18%以上

②推進した取組

- 県民の日のイベント等で普及啓発
- 各児童相談所に里親委託推進員を配置
- 里親連合会等への研修委託
- ファミリーホーム開設
- 専門里親への委託拡充

③効果的であった取組方法・体制整備

- 里親委託推進員の配置

④里親委託率を伸ばした要因

- 里親委託推進員による積極的な活動

1 どのような方針や目標を挙げて推進してきたか

(1) 方針

より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることのできる里親委託を推進するため、里親制度の普及促進、里親研修の実施、子ども委託までのマッチングの調整、里親家庭への訪問等による相談支援業務を効果的に実施する。

(2) 里親委託率の目標値を設定

- ・とちぎ子育て支援プラン（栃木県次世代育成支援対策行動計画・後期 H22～）の目標値
平成 26 年度末目標値：18%以上（前期計画：平成 21 年度末目標値：15%以上）
- ・新とちぎ元気プラン：19%以上

参考 里親委託率 16.1%（平成 23 年 1 月 1 日）
国の平成 26 年度末の目標値：16%

2 どのような取組をしてきたか

（1）里親制度普及啓発

- ① 県民の日のイベント等において、里親制度に関する普及啓発活動
- ② 「里親を求める運動（月間：10 月）」の期間中における普及啓発活動
- ③ 全戸配布の県広報誌により里親制度に関する広報活動の実施
- ④ 児童虐待防止推進のオレンジリボンキャンペーンとの共同による広報活動
- ⑤ 地域での広報活動による里親登録者の増加推進

（2）里親への委託促進

- ① 里親研修（養育里親研修）及び専門里親研修の実施（里親の養成）
- ② 各児童相談所に里親委託推進員の配置（月額非常勤嘱託員各 1 名）
- ③ ふれあい里親（マッチング活性化）事業の実施
- ④ 乳児院退所児童調査を実施し「乳児院からの里親委託の手引き」を作成（平成 22 年度）

（3）里親支援機関事業の充実

- ① 里親連合会への事業委託
 - ・養育里親研修、新規委託里親研修、未委託里親研修、里親全体研修、地区別里親研修の実施
 - ・里親登録推進事業の実施
 - ・ふれあい里親（マッチング活性化）事業（里親委託促進事業）の実施
- ② 恩賜財団母子愛育会への事業委託
 - ・専門里親研修の実施

（4）小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の実施

平成 22 年度に「虹の家」が開設された。（有）三陽：日光市

（5）専門里親への委託の拡充

専門里親認定研修、専門里親継続研修の実施

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

里親委託推進員の設置

平成 15 年度から里親対応専門員として中央児童相談所に 1 名を配置

平成 18 年度には里親委託推進員として各児童相談所に 1 名配置

【業務内容】

- ・ 里親からの委託児童の養育等に関する相談への対応
- ・ 里親家庭への訪問による委託児童等の養育状況の把握
- ・ 里親研修の企画・運営
- ・ 施設等へ措置した児童のうち、里親委託を目指すべき児童の特定
- ・ 未委託里親の受託意向の確認及び里親になるための動機付け
- ・ 児童と里親との相性の確認（マッチング）の活性化
- ・ 新規里親の開拓
- ・ 里親制度の普及啓発
- ・ 里親サロンの企画・運営など

4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

2 の取組の中でも、里親委託推進員による積極的な活動によるものが大きいと思われる。

里親委託推進の取組事例⑨【山梨県】

増加幅 (16→22比較)	里親委託率 (平成16年度末)	里親等委託率 (平成22年度末)
8.2%	17.8%	26.0%

里親登録数： 121組
 受託里親数： 58組
 里親委託児童数： 76名 (平成22年度末現在)

<取組の概要>

①方針・目標

- 家庭的な養護ができる里親の登録を促進し、円滑な保護の実現を図り、併せて里親への研修を実施し、養育技術の向上を目指す
- 里親委託率：H21年度23%、H26年度26%の数値目標を設定（やまなし子育て支援プラン）

②推進した取組

- 里親経験者による講演会や里親制度の説明会等による里親制度の周知・広報
- 里親委託等推進委員会の開催(年3回)

③効果的であった取組方法・体制整備

- 里親委託等推進委員会の設置（H21年度～）
- 里親制度のリーフレットの作成、配布（各市町村、民生・児童委員等）
- 未受託里親と施設入所児童に対するマッチングの場の提供（推進委員が事務局を兼ねる里親会主催のバス旅行）

④里親委託率を伸ばした要因

- 里親委託ガイドライン策定前から「家庭的な環境で養育できないか」を考慮するスタンスで処遇検討
- 里親委託等推進委員が里親登録者（世帯）に月2回は電話連絡し、里親家庭の状況把握をしている
- 乳児について、乳児院の入所状況に係わらず、里親へ積極的に委託
- 里親委託等推進委員が里親会の事務局を兼任し、里親会会員と人間関係を作りやすい
- 里親委託等推進員がコーディネーターとなり、新規の里親に対し、ベテランの里親が相談・助言を行い精神面・養育技術面でのサポートを行う

1 どのような方針や目標を掲げて推進してきたか

H17年度からの「やまなし子育て支援プラン（前期計画）」にて、家庭的な養護ができる里親の登録を促進し、円滑な保護の実現を図り、併せて里親への研修を実施し、養育技術の向上を目指すことを施策の方向として定めた。

※H17年度からH21年度までのやまなし子育て支援プラン（前期計画）にて数値目標を設定

- ・里親登録者数 H16年度94人 → H21年度115人
- ・里親委託率 H16年度19% → H21年度23%

※H22年度からH26年度までのやまなし子育て支援プラン（後期計画）にて数値目標を設定

- ・里親登録者数 H22年度115人 → H26年度145人
- ・里親委託率 H22年度24% → H26年度26%

2 どのような取組を推進してきたか

里親経験者による講演会や里親制度の説明会、リーフレットの作成などを行い里親制度の周知を図る。また、里親委託等推進委員会の設置、開催（年3回）を通して里親委託を推進するとともに、最適な里親への委託に務めてきた。

また、H17年度から里親や里親希望者に対する研修を実施し、養育技術の向上、里親委託の促進及び里親の開拓を図ってきた。

※研修内容

- ・里親希望者に対する研修：基礎研修年2回（講義及び施設実習）、認定前研修年2回（講義及び施設実習）
- ・既登録里親に対する研修：課題別研修1回 学識経験者等による課題別の講義
- ・里親交流事業として、里親相互間での事例検討を行い、大学教授等のスーパビジョンを受ける場を設け、資質の向上を図る

3 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

- ・ 里親委託ガイドライン策定前から、児童相談所において、子どもの処遇を検討する中で、まず、「家庭的な環境で養育できないか」を考慮するスタンスで処遇検討を実施している。
- ・ 里親委託等推進委員が里親登録者（受託者、未受託者）に対して、1日最低7件（ケースによっては月に2回以上）は、特別な用事が無くとも電話連絡、又はメールでコンタクトを取る（家庭訪問は、じっくりはなしを聞くときには良いが、数多くコンタクトが取れない）。コンタクトを取るにより、里親家庭の現在の状況（受託が可能な状況かどうか、家族の健康状態、家庭の行事等）の把握に務め、円滑な委託が行われるよう取り組んでいる。
- ・ 乳児について、乳児院の入所状況に係わらず、新規ケースは里親へ積極的に依頼、委託している。
- ・ 里親委託等推進員がコーディネーターとなり、受託に自信がない新規の里親に対し、ベテランの里親が相談・助言を行い、精神面・養育技術面でのサポートを行う。その際には、ベテラン里親の自宅に訪問し、養育の現状を実際に目で見てもらい、受託の後押し、受託後の精神的なサポート等ができるよう取り組んでいる。

4 その他（推進委員と里親会について）

- ・ 児童相談所に置かれた里親委託等推進委員が、里親会の事務局を兼任しているため、里親会の活動と児童相談所の活動をリンクさせ、効果的な研修等を実施することができる。また事務局として里親会の活動を通じて、里親会会員と人間関係を作りやすく、里親会会員からも親しみやすい。
- ・ 里親会事務局員（推進委員）が里親会への加入を促し、里親会行事への参加を勧める。会員相互の親睦と交流の場としての交流会やクリスマス会を実施しており、未委託里親、委託里親のつながりを深める。
- ・ 里親会主催のバス旅行から中央児童相談所主催の施設入所児童里親体験事業への発展に繋げる。バス旅行を里親と施設入所児童のマッチングの場の一つと捉え、里親さんに担当児童を決め、一日外出しお互いを知る機会をつくる。また施設入所児童里親体験事業を通じて、関係ができつつある家族と施設入所児童と一緒にバス旅行へ参加するケースもある（H22 3組成立）。

里親委託推進の取組事例⑩【佐賀県】

増加幅 (16→22 比較)	里親委託率 (平成16年度末)	里親等委託率 (平成22年度末)
8.0%	1.2%	9.2%

里親登録数： 53組
 受託里親数： 19組
 里親委託児童数： 25名 (平成22年度末現在)

<取組の概要>

①方針・目標

- 「佐賀県総合計画 2011」（平成23年10月策定）において、平成26年度までに73人の里親登録数を確保することを目標値としている。

②推進した取組

- 里親会の活性化
- 要保護児童の処遇に際しては、里親委託を検討することを原則とする方針を徹底
- 里親委託推進委員会の設置
- 里親委託推進員の配置
- 施設入所児童家庭生活体験事業（ホームステイ事業）の実施
- 広報・啓発活動の実施

③効果的であった取組方法・体制整備

- 里親会の事務局を児童相談所が担当したことによる、里親と児童相談所の情報共有と連携強化
- 児童の処遇に際しては、施設委託と併せて里親委託も必ず検討することとする方針の徹底
- 里親委託推進員の配置による、里親と児童相談所との連携強化

④里親委託率を伸ばした要因

- 里親に関する事業の実施を通じて養育里親が増加したこと
- 里親の資質向上と委託後の支援体制の充実
- 児童相談所において、児童の処遇方針を検討する際、施設委託とともに里親委託も検討するようになったこと。

1 どのような方針や目標を掲げて推進してきたか

- 「佐賀県総合計画 2011」（平成 23 年 10 月策定）において、平成 26 年度までに 73 人の里親登録数を確保することを目標値としている。

指標名	単位	現状	目標			
		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
里親登録数	人	53	58	63	68	73

2 どのような取組を推進してきたか

- 里親会の再生と活性化（H19～）
里親会の事務局を児童相談所が引き受けることにより、休止状態にあった里親会の再結成を主導。
里親相互及び里親希望者との交流を促進するため、里親サロンの開催や里親促進事業（宿泊キャンプ事業）を実施し、平成 22 年 7 月には里親会の事業として九州地区里親研修大会を開催するまでの力を蓄えるに至った。
里親サロン事業については、平成 23 年度から拡充し、県内を 2 ブロックに分けて毎月開催している。
- 児童相談所が児童の処遇を検討する場合は、児童養護施設とともに里親制度を重要な選択肢とするよう方針を徹底。
- 「里親委託推進委員会」の設置（H18～）
児童養護施設、里親会や児童相談所等で構成する「里親委託推進委員会」を設置し、関係機関が情報交換しながら協力して里親委託を推進。
- 里親委託推進員の配置（H18～）
児童相談所に「里親委託推進員」1 名を配置し、里親候補の掘り起しや委託里親からの養育相談に当たるなど、里親に対する支援を強化。
- 施設入所児童家庭生活体験事業（ホームステイ事業）の実施（H17～）
児童養護施設等に入所している児童を対象に、夏休み等の期間を利用して里親やボランティア家庭に受け入れることにより、県民には里親体験、施設入所児童には家庭生活を体験させ、里親への理解と里親数の増加を企図。
- 広報・啓発活動の実施
出前講座や里親制度研修会の開催、市町村や関係機関の広報媒体等を利用して里親の募集や制度の周知を行い、里親への理解と里親数の増加を企図。

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

- 休止状態であった里親会を再生するため、児童相談所が事務局となって主導してきたが、児童相談所が事務局を担当することにより、児童を委託する場合に考慮しなければならない個々の里親のニーズや特性が把握でき、スムーズな委託につなげることができた。
- 里親会としても、面倒な事務を児童相談所が引き受けてくれることにより、里親会事業の実施を通じて、相互交流や情報交換が図られ、里親としての資質の向上や使命感・意欲の醸成につながっている。
- また、措置権者が里親の事務局であることから、児童の措置に当たっては、施設委託と同様、里親委託についても重要な選択肢の一つとして検討することとする方針の徹底が図られた。
- 里親委託推進員が配置され、随時、里親家庭や未委託家庭との訪問・相談・連絡に当たることにより、児童相談所と里親との連携が密になり、スムーズな委託につながった。

4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

- 里親サロンやホームステイ事業の実施、九州地区里親研修大会の開催、広報・啓発活動の実施等を通じて、県民に里親制度の重要性が認知されたことが、里親数の増加につながった。特に従来、少なかった養育里親が増加したため、保護児童の特徴に対応した里親の選定が可能となり、里親委託の伸びとなった。
- 研修会の開催や里親会活動の活発化により里親自体の資質の向上や意欲の向上が図られたこと。
また、里親委託推進員の配置により、委託後の支援体制が整備され、安心して里親委託を進めることができるようになったこと。
- 里親の重要性が叫ばれ、また、里親会の事務局を担うことになったことから、児童相談所が要保護児童の処遇を検討するに当たっては、施設委託と同様に里親委託についても検討するようになったこと。
- 里親サロンを平成23年度から毎月開催することとしたことや宿泊キャンプ事業を実施することで、里親相互の交流が深まり、里親会の活動が活発化した。これにより新たな里親の開拓にもつながっている。

人員配置基準の引上げに伴う児童福祉施設設備運営基準の改正について

平成24年度からの児童養護施設等における措置費の職員配置基準引上げを、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に従うべき基準として反映させる省令改正を行う予定（平成24年5月公布、平成25年4月1日施行予定）

改正案イメージ	現行
<p>第三章 乳児院 （職員）</p> <p>第二十一条 乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 看護師の数は、乳児及び満二歳に満たない幼児おおむね<u>一・六人</u>につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上（これらの合計数が七人未満であるときは、七人以上）とする。</p> <p>6～7 （略）</p> <p>第四章 母子生活支援施設 （職員）</p> <p>第二十七条 （略）</p>	<p>第三章 乳児院 （職員）</p> <p>第二十一条 乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、<u>乳幼児二十人以下を入所させる施設にあつては個別対応職員を</u>、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 看護師の数は、乳児及び満二歳に満たない幼児おおむね<u>一・七人</u>につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上（これらの合計数が七人未満であるときは、七人以上）とする。</p> <p>6～7 （略）</p> <p>第四章 母子生活支援施設 （職員）</p> <p>第二十七条 （略）</p>

2～3 (略)

4 母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設の母子支援員の数は三人以上、少年を指導する職員の数は二人以上とする。

5 母子十世帯以上二十世帯未満を入所させる母子生活支援施設の母子支援員の数は二人以上とする。

第七章 児童養護施設

(職員)

第四十二条 (略)

2～5 (略)

6 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五・五人につき一人以上とする。ただし、児童四十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

7 看護師の数は、乳児おおむね一・六人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。

第九章の五 情緒障害児短期治療施設

(職員)

第七十五条 (略)

2～5 (略)

6 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童四・五人につき一人以上とする。

2～3 (略)

4 母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設の母子支援員及び少年を指導する職員の数、それぞれ二人以上とする。

(新設)

第七章 児童養護施設

(職員)

第四十二条 (略)

2～5 (略)

6 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね六人につき一人以上とする。ただし、児童四十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

7 看護師の数は、乳児おおむね一・七人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。

第九章の五 情緒障害児短期治療施設

(職員)

第七十五条 (略)

2～5 (略)

6 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童五人につき一人以上とする。

<p>第十章 児童自立支援施設 (職員) 第八十条 (略) 2～5 (略) 6 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じてお おむね児童<u>四・五人</u>につき一人以上とする。</p>	<p>第十章 児童自立支援施設 (職員) 第八十条 (略) 2～5 (略) 6 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じてお おむね児童<u>五人</u>につき一人以上とする。</p>
--	--

※母子生活支援施設の個別対応職員については、措置費上は全施設に配置可能となっているが、未配置の施設も多いことから、
設備運営基準での取扱いは検討が必要。

社会的養護の充実のための平成24年度の主な取組について

1. 里親等委託の推進

- ・全国里親委託等推進委員会を設置して、全国の取組事例の収集、調査研究、情報提供を推進
- ・進んでいる地域の里親推進・里親支援の取組事例、好事例、困難事例を収集して全国に提供
- ・里親支援機関とともに、新たに設置する里親支援専門相談員の取組を推進

2. 施設における家庭的養護の推進のためのマニュアルの作成、計画的推進

- ・児童養護施設及び乳児院における家庭的養護の推進のため、施設の小規模化、地域分散化、養育単位の小規模化の推進のための具体例や工夫などを収集し、留意すべき点などを検討WGで整理し、マニュアルを作成
- ・施設の養育単位の状況や、今後に向けた検討状況等を調査集計
- ・これらを踏まえ、各施設における計画の策定など取組を推進

3. 施設による親子関係の再構築の支援についての調査研究

- ・施設が児童相談所との連携の下で行う親子関係の再構築の支援について、取組事例を収集し、留意すべき点などを検討WGで整理し、推進を図る。

4. 施設等種別ごとの指針の解説・手引書の作成

- ・5つの施設運営指針及び里親ファミリーホーム養育指針について、それぞれ編集WGを設け、指針の解説書（手引書）の作成を進める。（既存のもの手直しを含む）

5. 第三者評価及び自己評価の義務化の実施

- ・社会的養護関係施設での平成24年度からの義務化に伴い、評価調査者養成研修の実施や、評価機関の認証など、質の高い第三者評価の実施に努めるとともに、自己評価を推進し、運営の質を高める。

6. 平成24年度予算による改善事項の実施

- ・人員配置の引上げ、里親支援専門相談員の配置、グループホーム等の賃貸料の算定、就職・進学支度費の改善、資格取得等のための特別育成費の改善、その他

7. 施設最低基準の条例委任への移行

- ・平成24年度予算案による人員配置の引上げを反映した設備運営基準の改正を5月目途で公布予定。
- ・各都道府県市において、24年度中に最低基準の条例を制定

社会的養護の課題と将来像への取組

児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会
社会的養護専門委員会とりまとめ(平成23年7月)の概要とその取組の状況

平成24年3月

1. 社会的養護の基本理念と原理
2. 施設等種別ごとの課題と将来像
3. 社会的養護の共通事項の課題と将来像
 - (1) 施設の運営の質の向上
 - (2) 施設職員の専門性の向上
 - (3) 親子関係の再構築支援の充実
 - (4) 自立支援の充実
 - (5) 子どもの権利擁護
 - (6) 施設類型の在り方と相互連携
 - (7) 社会的養護の地域化と市町村との連携
4. 施設の人員配置の課題と将来像
5. 社会的養護の整備量の将来像

1. 社会的養護の基本理念と原理

～施設運営指針・里親等養育指針の総論より～

社会的養護の基本理念

- ① 子どもの最善の利益のために
 - ・ 児童福祉法第1条「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」
 - ・ 児童の権利に関する条約第3条「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」
- ② 社会全体で子どもを育む
 - ・ 社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもの。

社会的養護の原理

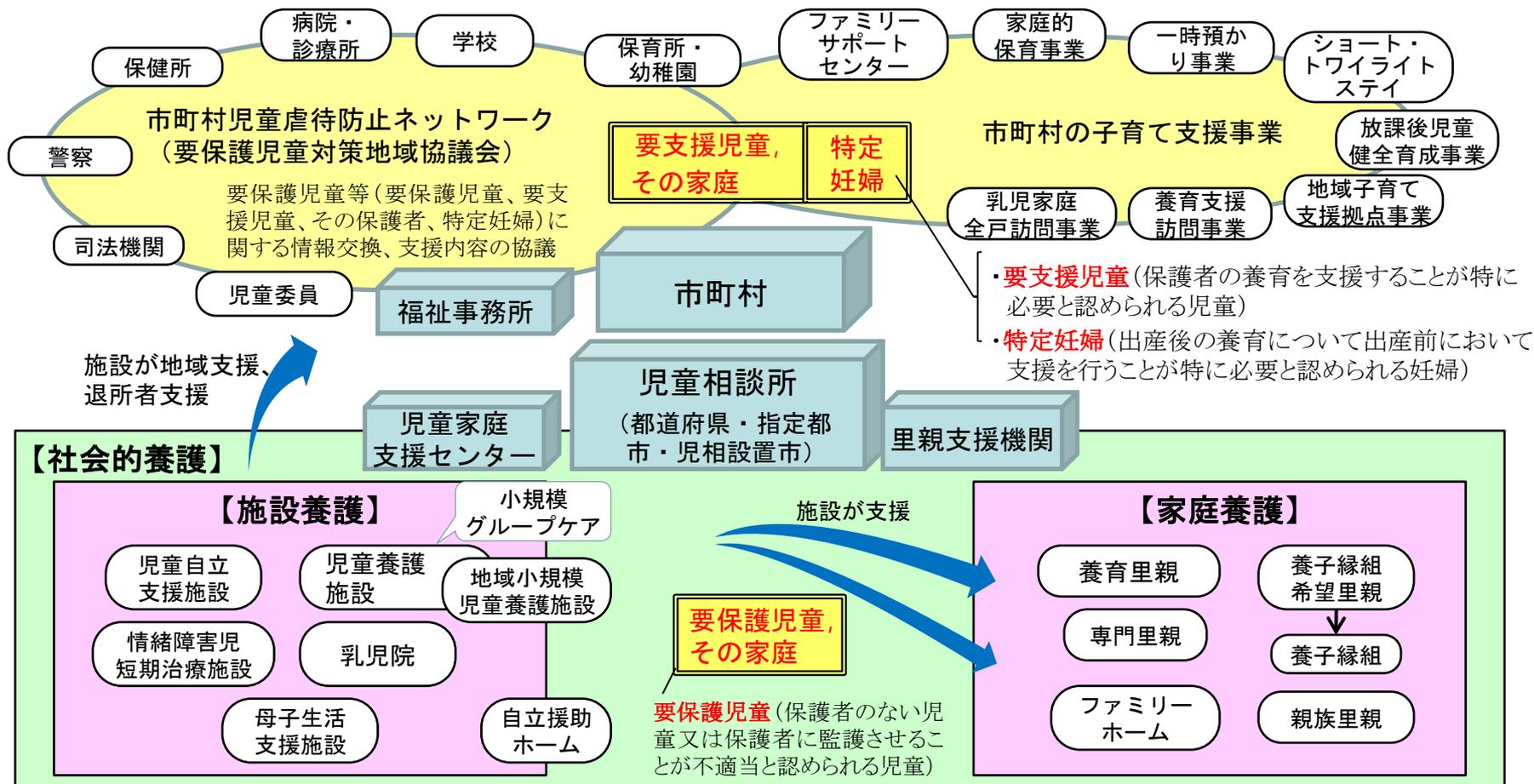
- ① 家庭的養護と個別化：
 - ・ すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって養育されるべき。「あたりまえの生活」を保障していくことが重要。
- ② 発達の保障と自立支援：
 - ・ 未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指す。愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要。自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成していく。
- ③ 回復をめざした支援：
 - ・ 虐待や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアが必要。安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感(自尊心)を取り戻す。
- ④ 家族との連携・協働：
 - ・ 親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく取り組み。
- ⑤ 継続的支援と連携アプローチ：
 - ・ アフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育。様々な社会的養護の担い手の連携により、トータルなプロセスを確保する。
- ⑥ ライフサイクルを見通した支援：
 - ・ 入所や委託を終えた後も長くかかわりを持ち続ける。虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援。

社会的養護の基盤づくり

- 大規模な施設養護を中心とした形態から、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるよう、ハード・ソフトともに変革していく。
- 家庭的養護を推進していくため、養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホームを優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設養護も、できる限り小規模で家庭的な養育環境の形態に変えていく。また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが重要。
- 施設は、社会的養護の地域の拠点として、家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化する。
- ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要。

社会的養護の充実と子育て支援施策との連携

- 社会的養護は、かつては、親が無い、親に育てられない子どもへの施策であったが、現在は、虐待を受けて心に傷をもつ子ども、障害のある子ども、DV被害の母子への支援へと役割が変化し、その役割・機能の変化に、ハード・ソフトの変革が遅れている。
- 子育て支援施策を充実させていく中で、社会的養護の対象となる子どもにこそ、特に支援の充実が必要。
- 社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことである。
- 社会的養護の基本的方向は、①家庭的養護の推進、②専門的ケアの充実、③自立支援の充実、④家族支援、地域支援の充実
- 児童相談所を中心とした社会的養護は、市町村の児童家庭相談や子育て支援と一連につながるものであり、密接に連携して推進



2. 社会的養護の施設等種別ごとの課題と将来像

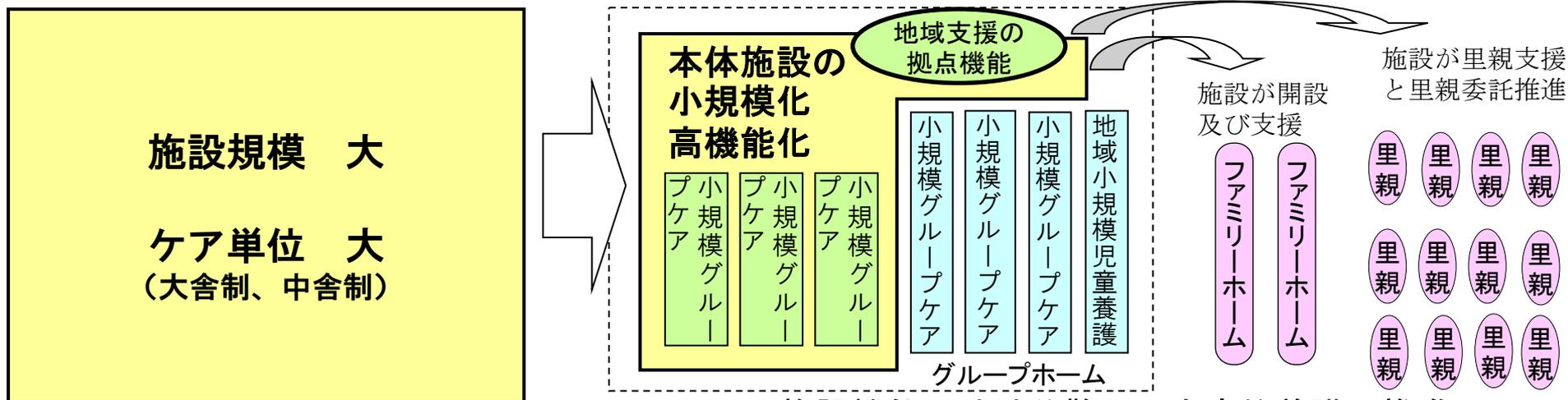
(1) 児童養護施設の課題と将来像

児童養護施設の7割が大舎制で、定員100人を超える大規模施設もある。社会的養護が必要な子どもを、できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係の下で育てることができるよう、家庭的養護を強力に推進。

①小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

- ケア単位の小規模化 → 将来は全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）
- 本体施設の小規模化 → 定員45人以下に
- グループホームの推進、ファミリーホームの設置、里親の支援 → 施設は地域の社会的養護の拠点に

②本体施設は、精神的不安定等が落ち着くまでの専門的ケアや、地域支援を行うセンター施設として、高機能化



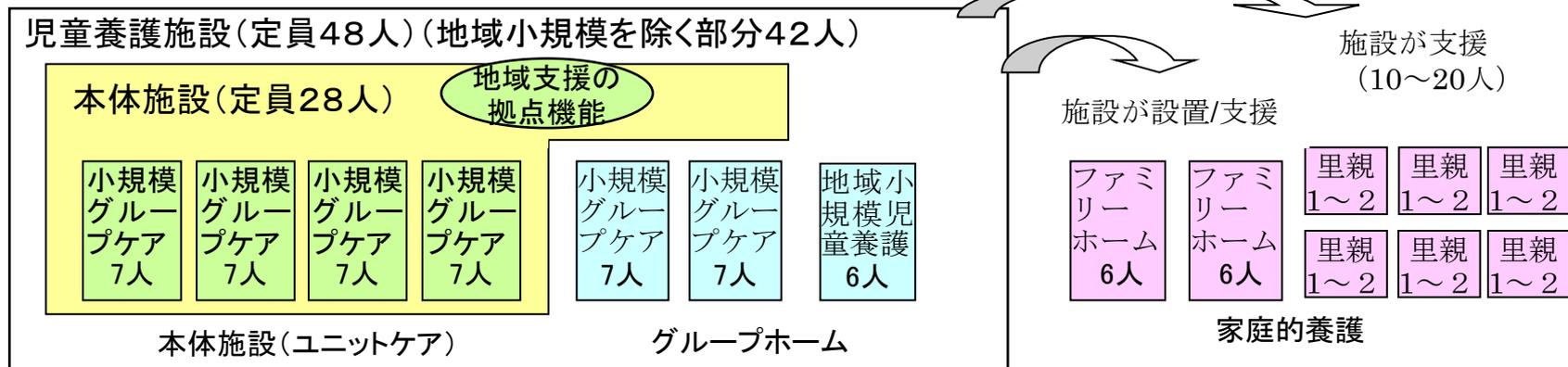
施設機能の地域分散化・家庭的養護の推進

- できる施設から順次進め、着実に推進。
→平成24年度から、小規模化を進めやすい措置費に改める（保護単価表を定員10人刻みから5人刻みとする等）
- 今後の施設の新築・改築に当たっては、本体施設の小規模化、地域分散化を条件に
- 小規模グループケアの普及のためには、基本の人員配置の引上げ、宿直加算の全グループ化が必要
→平成24年度から、基本配置を引上げ(6:1→5.5:1)、管理宿直等職員加算を全小規模グループごとに適用
- グループホームやファミリーホームは、住宅を賃借して行う場合も多く、賃借料の補助が必要
→平成24年度から、建物の賃借料を措置費に算定（月10万円）
- 個々のグループの孤立と密室化を防ぐため、研修の充実と施設全体の組織的運営体制が重要

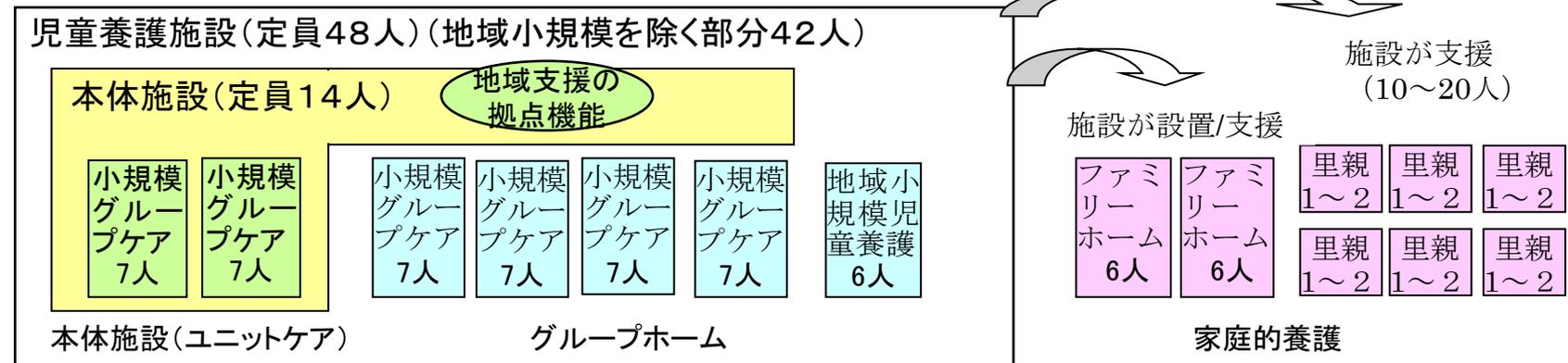
地域分散化を進める児童養護施設の姿

- 児童養護施設の姿は、1施設につき、小規模グループケア6か所までと小規模児童養護施設1か所を持ち、小規模グループケアは本体施設のユニットケア型のほか、できるだけグループホーム型を推進する。
- また、1施設につき概ね2か所以上のファミリーホームを持つとともに、地域に施設と連携する里親の集団を持ち、里親支援を行う。
- 児童養護施設の本体施設での長期入所を無くし、グループホーム、ファミリーホーム、里親へ、支援を継続しながら家庭的な養護を行える体制に、すべての施設を変革していく。

地域分散化した施設機能（70人～90人）

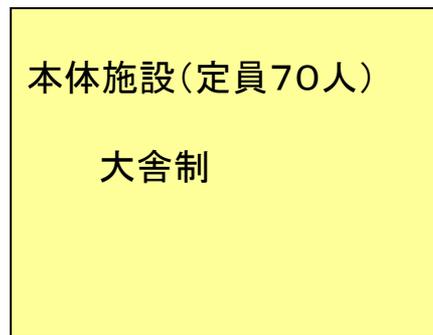


地域分散化した施設機能（70人～90人）

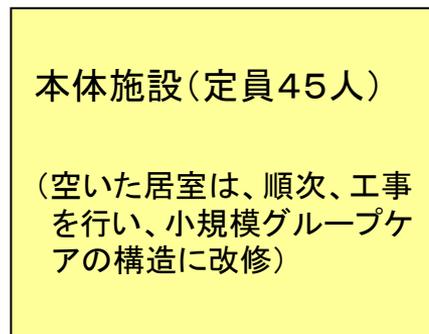


児童養護施設の小規模化・地域分散化のための計画のステップ（例）

①現状（定員70人大舎制の例）



③グループホームを増やす 里親支援をしながら里親委託を進める ⇒本体施設の定員を更に引下げ



小規模グループケア 6人

地域小規模児童養護 6人

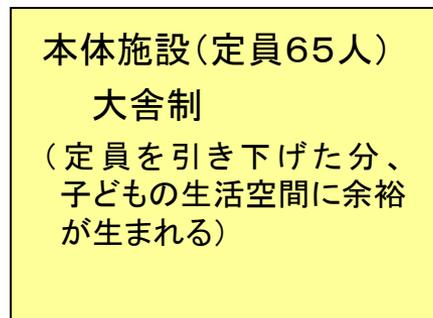
地域小規模児童養護 6人

ファミリーホーム 6人



②まず1か所グループホームを作る

- ⇒小規模養育のノウハウを習得
- ・本体施設の定員を5人程度引下げ



地域小規模児童養護 6人

④本体施設を全ユニット化する ファミリーホームや里親委託をさらに進める ⇒本体施設の定員をさらに引下げ



小規模グループケア 6人

小規模グループケア 6人

ファミリーホーム 6人



- ※定員規模の縮小は、施設の子どもの環境改善を図るものであり、過去に施設整備費の補助を受けた施設でも可能。
- ※本体施設の改築を行う場合は、改築時に小規模グループケアの構造とするか、あるいは容易に転換できる構造としておく。
- ※措置費上、定員（本体＋分園型小規模ケア）の定員が45人以下の場合が、手厚くなっている。

(参考1)施設の小規模化と家庭的養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進



児童養護施設

大舎(20人以上)
 中舎(13~19人)
 小舎(12人以下)

1歳~18歳未満(必要な場合0歳~20歳未満)

職員は施設長等のほか
 就学児童6:1
 3歳以上 4:1
 3歳未満2:1

585か所
 定員34,522人
 現員29,114人

小規模グループケア

(本園ユニットケア、グループホーム)

本体施設や地域で、小規模なグループで家庭的養護を行う

1グループ6~8人(乳児院は4~6人)

職員1人+管理宿直を加算

23年度650か所
 →26年度目標 800か所(乳児院等を含む)

地域小規模児童養護施設(グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員6人

職員2人+非常勤1人+管理宿直

23年度221か所
 →26年度目標 300か所

小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

養育者の住居で養育を行う家庭養護

定員5~6人

養育者及び補助者合わせて3人

23年度145か所
 →26年度目標 140か所達成済
 →将来像1000か所

里親

家庭における養育を里親に委託する家庭養護

児童4人まで

登録里親数	7,669世帯
うち養育里親	6,121世帯
専門里親	572世帯
養子縁組里親	1,840世帯
親族里親	367世帯

委託里親数 2,971世帯
 委託児童数 3,876人

→26年度目標
 養育里親登録8,000世帯
 専門里親登録 800世帯

乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

129か所
 定員3,778人、現員2,963人

里親等委託率

$$= \frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$$

23年3月末 12.0%
 →26年度目標 16%

→将来像は、本体施設、グループホーム、里親等を各概ね3分の1
 児童養護施設の本体施設は、全て小規模グループケアに

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)

養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

23年度82か所 →26年度目標 160か所

※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン
 施設数、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム、自立援助ホームの数は、平成23年10月1日家庭福祉課調べ。
 定員、現員、里親についての全国計は、平成23年3月末福祉行政報告例。

(参考2)児童養護施設の形態の現状

児童養護施設の7割が大舎制。また、定員100人を超えるような大規模施設もある。家庭的養護の推進のため、施設の小規模化の推進が必要。

① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状（平成20年3月）

		寮舎の形態			小規模ケアの形態		
		大舎	中舎	小舎	小規模グループケア	地域小規模児童養護施設	その他グループホーム
保有施設数 (N=489)	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8	19.5	23.4	43.4	22.7	11.3
舎数		476	220	444	212	116	98
一舎あたり定員数	平均	45.65	15.43	8.82	7.27	5.99	6.06
一舎あたり在籍児童数	平均	42.09	14.46	8.36	7.14	5.81	5.58
職員一人あたり児童数※	平均	4.43	3.91	3.39	3.08	2.75	2.59

※ 社会的養護施設に関する実態調査（平成20年3月1日現在）、調査回答施設数489

※ 「職員1人あたり児童数」は、週40時間に換算したもの。施設においては休日、夜間の対応も行われていることに留意する必要がある。

※ 「大舎」：1舎あたり定員数が20人以上、「中舎」：同13～19人、「小舎」：同12人以下

※ 例えば、大舎の寮の中に小規模グループケアのユニットがある場合、小規模グループケアによる定員や在籍児童数は、大舎の定員や在籍児童数から除かれている。

② 定員規模別施設数

定員	施設数
～ 20	4 (0.7%)
～ 30	61 (10.4%)
～ 40	92 (15.7%)
～ 50	124 (21.2%)
～ 60	97 (16.6%)
～ 70	71 (12.1%)
～ 80	47 (8.0%)
～ 90	35 (6.0%)
～ 100	24 (4.1%)
～ 110	13 (2.2%)
～ 120	5 (0.9%)
～ 150	7 (1.2%)
151～	5 (0.9%)
総数	585 (100%)

家庭福祉課調べ
(平成23年10月1日)

(2) 乳児院の課題と将来像

乳児院の役割

- 乳幼児の生命を守り、心身及び社会性の健全な発達を促進する**養育機能**
- 被虐待児・病児・障害児等への対応**ができる乳幼児の専門的養育機能
- 早期家庭復帰を視野に入れた**保護者支援とアフターケア機能**
(在所期間は1か月未満が26%、6か月未満を含めると48%。長期在所にはこれらの支援が必要)
- 児童相談所から乳児院に一時保護委託を受けることが多く、**乳児の一時保護機能**
- 子育て支援機能** (育児相談、ショートステイ等)

今後の課題

①専門的養育機能の充実

- ・被虐待児、低出生体重児、慢性疾患児、発達の遅れのある子ども、障害児など、医療・療育の必要な子どもに対し、リハビリ等の医療・療育と連携した専門的養育機能の充実
- ・個別対応職員や心理療法担当職員の全施設配置、経験豊富な看護職員の確保など
→平成24年度予算で、基本配置の引上げ(1.7:1→1.6:1)、個別対応職員の全施設配置化。また、民間施設給与等改善費の通算勤続年数の算入対象に、看護師については医療機関を追加。

②養育単位の小規模化

- ・乳幼児期の集団養育や交代制による養育は、心の発達への負の影響が大きいことから、養育単位の小規模化(4~6人の小規模グループケア)を推進。養育担当者との愛着関係が築かれ、乳児初期からの非言語的コミュニケーションにより、情緒、社会性、言語をはじめ、全面的な発達を支援。
- ・乳児院では夜勤が必要なため、例えば2グループを1人の夜勤者がみることができる構造等が必要

③保護者支援機能、地域支援機能の充実

- ・保護者の多くは、子育てに不安や負担感をもち、育児の知識や技術をもたず、家族関係が複雑な場合もあり、かかわりの難しい保護者も増加しており、保護者支援の充実が必要。
- ・不必要に施設入所の長期化や児童養護施設への措置変更にならぬよう、里親委託の推進が必要。
- ・新たに里親支援担当職員を設置し、家庭支援専門相談員、個別対応職員、心理療法担当職員を合わせ、直接ローテーションに加わらない職員のチームで、保護者支援、里親支援等の地域支援機能を推進
- ・ショートステイ等の子育て支援機能は、虐待予防にも役立つ重要な機能であり推進する。

(3) 情緒障害児短期治療施設の課題と将来像

情短施設の役割

- 心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、心理治療を行う。
- 施設内の分級など学校教育との密接な連携を図りながら、総合的な治療・支援を行う。
- 比較的短期間(現在の平均在園期間2年4ヶ月)で治療し、家庭復帰や、里親・児童養護施設での養育につなぐ役割。
- 入所児は、被虐待児が75%、広汎性発達障害の子どもが26%、軽度・中度の知的障害の子どもが12.8%、児童精神科を受診している子どもが40%、薬物治療を行っている児童が35%。

今後の課題

① 情短施設の設置推進

- ・情短施設が無い地域では、人員配置が十分でない児童養護施設で対応している現状にあり、各都道府県に最低1カ所(人口の多い地域では複数)の設置が必要。平成20年度32カ所であったが現在37カ所。平成26年度に47カ所目標。児童養護施設からの転換を含め、将来57カ所を目標。

② 専門的機能の充実

- ・かかわりの難しい児童や家庭が増えており、専門的能力の向上と人員配置の引上げが必要
→平成24年度から、基本配置の引上げ(5:1→4.5:1)

③ 一時的措置変更による短期入所機能の活用

- ・児童養護施設や里親で一時的に不適応を起こしている子どもを、短期間一時的に利用

④ 通所機能の活用

- ・地域の心理的問題の大きい子どもへの支援機能として重要。
→平成24年度から、児童養護施設の入所児童が必要な場合に情短施設への通所利用を可能に

⑤ 外来機能の設置

- ・入所前や退所後の支援、家族への支援のため、児童精神科の診療所を併設し、外来機能を充実

⑥ 名称の見直し問題

- ・情緒障害という言葉への子どもや保護者の気持ちを考慮し、変更を希望する意見もあり今後の検討課題
→情短施設運営指針で、当面、「児童心理治療施設」という通称を用いることができることを定める。

(4) 児童自立支援施設の課題と将来像

児童自立支援施設の役割

- 子どもの行動上の問題、特に非行問題を中心に対応する児童自立支援施設は、平成9年の児童福祉法改正により、教護院から名称を変更し、「家庭環境その他の環境上により生活指導等を要する児童」も対象に加え、非行ケースへの対応はもとより、他の施設では対応が難しいケースの受け皿としての役割を果たしている。
- 職員である実夫婦とその家族が小舎に住み込み、家庭的な生活の中で入所児童に一貫性・継続性のある支援を行うという伝統的な小舎夫婦制や、小舎交代制という支援形態で展開してきた。
- 「枠のある生活」を基盤とする中で、子どもの育ち直しや立ち直り、社会的自立に向けた支援を実施。
- 児童自立支援施設は、少年法に基づく家庭裁判所の保護処分等による入所もあり、これらの役割から、都道府県等に設置義務が課せられている。(現在、国立2、都道府県・指定都市立54、社福法人立2)

今後の課題

①専門的機能の充実等

- ・虐待を受けた経験をもつ子どもが66%、発達障害・行為障害等の障害をもつ子どもが35%であり、特別なケアが必要なケースが増加している。子どもの抱える問題の複雑さに対応し、個別支援や心理治療的なケアなど、より高度で専門的なケアを提供する機能強化が課題。
- ・このため、手厚い人員配置を行うとともに、職員の専門性の向上を図る養成研修を充実しながら、運営と支援の質の一層の向上が必要。
→平成24年度から、基本配置の引上げ(5:1→4.5:1)
- ・被虐待経験や発達障害等を有する子どもの支援のため、心理療法担当職員の複数配置が必要
- ・中卒・高校生に対応していない施設もあり、年長の対応の難しい児童の自立支援機能を充実する必要
- ・施設内の分校、分教室の設置等、学校教育への就学義務への対応

②相談、通所、アフターケア機能

- ・施設が蓄積してきた非行相談等の知見や経験を生かし、地域の子どもの非行や生活について相談援助を実施するため、相談、通所、アフターケア機能などの自立支援機能の充実
- ・子どもの立ち直りや社会的自立には、保護者や関係者・関係機関の理解と協力が不可欠であり、家族との交流・関係調整などの支援や、地域社会におけるネットワークなどの資源を活用したサポート体制の確立

(5) 母子生活支援施設の課題と将来像

母子生活支援施設の役割

- 母子生活支援施設は、当初は、生活に困窮する母子に住む場所を提供する施設であり、「母子寮」の名称であったが、平成9年の児童福祉法改正で、施設の目的に「入所者の生活支援」を追加し、名称も変更。
- 近年では、DV被害者や虐待を受けた児童の入所が半数以上を占め、「母子が一緒に生活しつつ、共に支援を受けることができる唯一の児童福祉施設」という特性を活かして、支援機能の充実が求められている。

今後の課題

①入所者支援の充実

- ・施設による取組みの差が大きく、住む場所の提供にとどまる施設も多い。すべての施設が、母に対する支援、子どもに対する支援、虐待の防止、母子再統合の支援、アフターケア、地域支援等を充実する必要。

②職員配置の充実と支援技術の普及向上

- ・入所者支援の充実のため、母子支援員・少年指導員の基本の人員配置を引き上げる必要。
→平成24年度から、基本配置の引上げ（定員10世帯以上の施設の母子支援員を1名増員）
- ・個別対応職員の配置推進と20世帯以上施設での早期の義務化、保育設備を有する場合の保育士の配置を保育所並に引上げ、特に対応が困難な母子の人数に応じた加算職員の複数配置を検討。
- ・支援技術や支援事例を広く伝え、全体の力量を高める必要。夜間宿直体制による安全管理も重要。

③広域利用の確保

- ・DV被害者は、加害夫から逃れるために遠隔地の施設を利用するが多い。
- ・広域利用に積極的な自治体とそうでない自治体があることから、円滑な広域利用を推進。

④子どもの学習支援の充実

- ・貧困の連鎖を断ち切るためには、母子生活支援施設の子どもへの学習支援が重要。
- ・児童養護施設にあるような入学時の支度費を設けたり、学習ボランティアなどを含めた支援が必要。
→平成24年度から、母子生活支援施設にも児童養護施設等と同様の入進学支度金等を支給

⑤児童相談所・婦人相談所との連携

- ・母子福祉施策や生活保護の専門的ケースワークと連携するため、福祉事務所で実施しているが、児童虐待の防止等の側面があることから、児童相談所や婦人相談所との連携も重要。

⑥公立施設の課題

- ・公立施設での加算職員の配置推進。指定管理者制度による公設民営施設での長期的視野での取組み。

(6) 里親委託の推進

里親委託の役割

- 里親委託は、次のような効果が期待できることから、社会的養護では里親委託を優先して検討。
 - (a) 特定の大人との愛着関係の下で養育され、安心感の中で自己肯定感を育み、基本的信頼感を獲得できる
 - (b) 適切な家庭生活を体験する中で、家族のありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルにできる
 - (c) 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、地域社会の中で社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得できる
- 里親は、委託解除後も関係を持ち、いわば実家的な役割を持つことができる。
- 養育里親、専門里親、養子縁組希望里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら推進。

里親委託の推進

①里親委託率の引上げ

- ・日本の社会的養護は、施設が9割で里親は1割。欧米諸国と比べて、施設養護に偏っている。
- ・しかし、日本でも、新潟県で33.6%など、里親委託率が3割を超えている県もあり、最近6年間で、福岡市が6.9%から24.8%へ増加するなど、大幅に伸ばした県・市もある。
- ・これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力をしており、日本でも里親委託率を3割以上に引き上げることは十分可能。
- ・平成23年4月に「里親委託ガイドライン」を策定。伸ばした県市の取組事例を普及させるなど、取組を推進。
→平成24年3月に里親委託ガイドラインを改正し、里親支援の充実、体制整備を促進

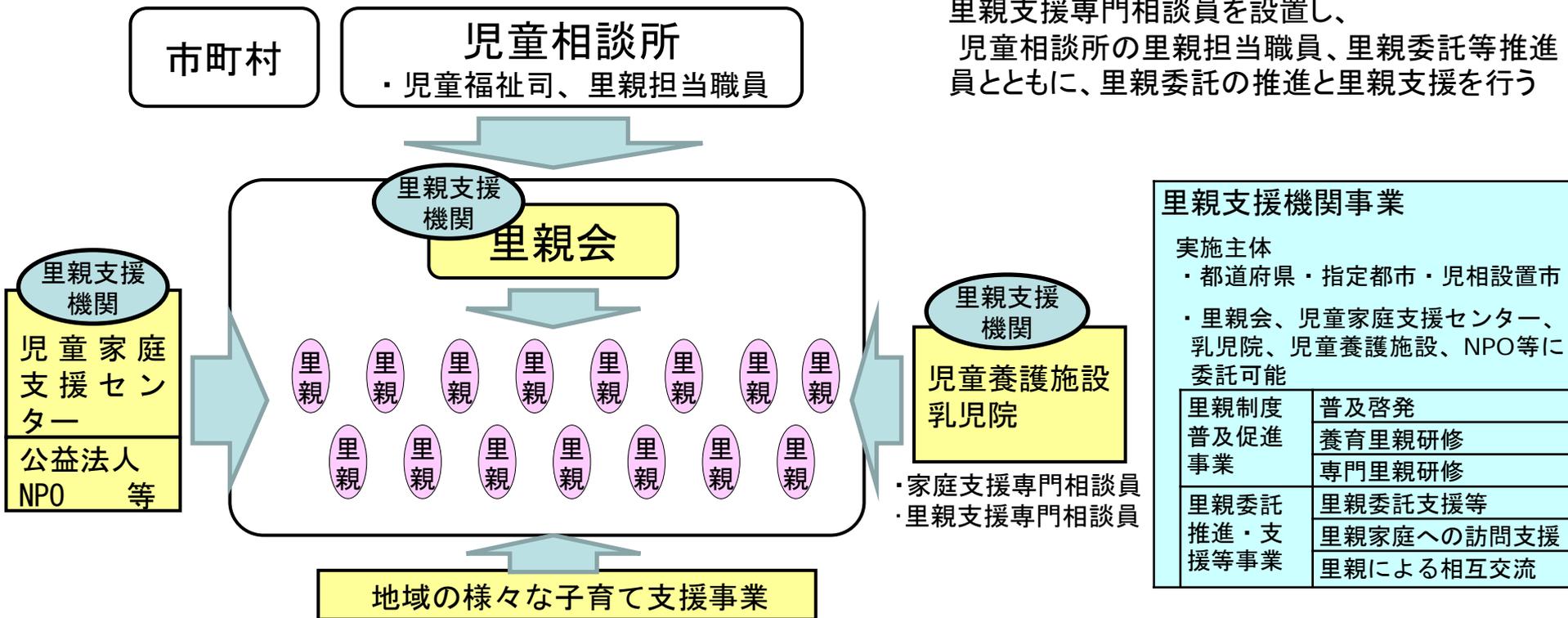
②新生児里親、親族里親、週末里親等の活用

- ・望まない妊娠による出産で養育できない保護者の意向が明確な場合は、妊娠中からの相談に応じ、「特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託」の方法が有用。新生児の遺棄・死亡事例等の防止のためにも、関係機関の連携と社会的養護の制度の周知が重要。
- ・親族里親の活用により経済的支援を行わなければ、親族による養育が期待できず施設措置を余儀なくされる場合には、親族里親を積極的に活用。扶養義務のない親族には、養育里親制度を適用する見直し。
→平成23年9月の省令改正で、扶養義務のないおじ、おばには養育里親を適用して里親手当を支給できるように改正
- ・家庭的生活を体験することが望ましい児童養護施設の入所児童に対し、週末や夏休みを利用して養育里親への養育委託を行う「週末里親」「季節里親」を活用。

里親委託の推進と里親支援機関

- 里親に委託される社会的養護の子どもは、虐待を受けた経験があり、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流、レスパイト（里親の休養）など、里親支援を行い、里親の孤立化の防止が重要。
- 里親支援機関は、里親会や、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPOなど、それぞれの特徴に応じて、多方面から支援することが重要であり、里親支援機関の好取組事例の普及を図る。
- 市町村と連携し、地域の子育て支援事業も活用。

→平成24年度から、児童養護施設と乳児院に、里親支援専門相談員を設置し、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員とともに、里親委託の推進と里親支援を行う



(7) ファミリーホームの課題と将来像

ファミリーホームの役割

- ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）は、平成21年度に創設された制度で、家庭的養護を促進するため、保護者のない児童又は保護者に監護させることが適当でない児童に対し、養育者の住居（ファミリーホーム）において、児童の養育を行うもの。

今後の課題

①大幅な整備促進

- ・ 子ども子育てビジョンでは、平成26年度までに140か所を整備（平成23年10月現在145か所）となっているが、家庭的養護の促進のため、今後、更に大幅な整備が必要であり、将来は1000か所程度を見込む。
- ・ これまでは、里親の中で大きいものからの移行が中心であるが、今後は、児童養護施設等の職員が独立して開設したり、児童養護施設等を行う法人が開設するタイプが増えることが期待される。
- ・ 整備促進のためには、借家によりホームを運営する場合に家賃を補助することが必要。
→平成24年度から、建物の賃借料を措置費に算定（月10万円）

②専門性の向上と支援体制の構築

- ・ 養育者の研修の充実や、訪問や相互交流などの孤立化させない取り組みなど、里親支援と同様の支援体制の中で、支援を推進。
→ ・ 平成23年3月末の実施要綱改正で、里親支援機関や児童家庭支援センターの里親支援にファミリーホームを加え、ファミリーホームに里親研修を受講するよう努めることと規定
- ・ 児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護であることを明確化するよう、平成24年3月末に規定を改正。

(8) 自立援助ホームの課題と将来像

自立援助ホームの役割

○自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）は、義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う。

今後の課題

①整備推進

・子ども子育てビジョンで、平成26年度までに160か所を整備（平成23年10月現在82か所）

②対応の難しい児童等への対応

- ・自立援助ホームは、本来は、児童養護施設よりも、自立度の高い利用対象を想定しているが、被虐待、発達障害、精神科通院、高校中退、家庭裁判所の補導委託や少年院からの身元引き受けなど、様々な困難を抱えている児童等を引き受けている実態がある。
- ・本来、対応が難しい児童は、児童養護施設や児童自立支援施設等で引き受けるべきであるが、自立援助ホームの特色を生かし、多様な利用者を支援
- ・虐待を受けた児童等の緊急の避難先として民間で運営されている「子どもシェルター」については、自立援助ホームの制度を適用し、取り組みを支援する。

→平成23年7月に実施要綱を改正し適用

③運営費の充実

- ・平成23年度から、措置費の定員払化を行い、ホームの運営を安定化。
- ・借家によりホームを運営する場合の家賃補助や、収入のない児童の医療費の補助が必要。
→平成24年度から、建物の賃借料を措置費に算定（月10万円）。また、児童等に収入がない場合には、健康保険・国民健康保険等による給付を除いた医療費自己負担分を支給。

④20歳以降のアフターケア

- ・20歳以降の延長も可能とする改正については、将来の検討課題。
- ・一方、20歳までに一定の力をつけて自立する努力。ホーム近隣のアパートで自活し、ホームがアフターケアとして相談支援していく取り組みが重要。

(9) 児童家庭支援センターの課題と将来像

児童家庭支援センターの役割

○児童家庭支援センターは、平成9年の児童福祉法改正で制度化。専門的な知識技術を必要とする相談に応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた児童及びその家庭への指導、その他の援助を総合的に行う。平成20年の児童福祉法改正で、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うことも業務に加えられた。

今後の課題

①児童家庭支援センターの整備推進

- ・平成23年10月末現在87か所。子ども子育てビジョンでは、平成26年度までに120か所を整備する目標。児童家庭支援センターは、施設と地域をつなぐ機関として増やし、将来は、児童養護施設や乳児院の標準装備としていく。施設と離れた利用しやすい場所に設けることも考えられる。

②市町村との連携及び役割分担の明確化

- ・児童家庭支援センターは、虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割の拠点として制度化された。その後、市町村が虐待対応の第一次的な相談窓口となり、要保護児童対策地域協議会なども設けられ、市町村の役割も大きくなり、地域子育て支援拠点事業などにおける子育て相談の実施など市町村事業も充実している。
- ・このため、一般的な子育て相談に近い部分は、市町村や様々な子育て拠点事業に委ねつつ、専門性の高い部分を受け持つ役割を高めていくことが必要。
- ・具体的には、施設入所には至らない前段階で、家庭に対する専門性の高い支援が必要な場合や、施設退所後の家族再統合への支援や見守り、アフターケアをその施設に代わって行う必要がある場合など、継続的な支援が必要な児童と家庭について、児童相談所や市町村から委託を受けて支援を行う役割の充実が重要。

③里親支援機関としての役割分担の明確化

- ・各地域で、里親支援のうち児童家庭支援センターが受け持つ役割分担を協議し、明確化する必要。
- ・里親支援機関の中心を担う目的で新たな児童家庭支援センターの設置も考えられる。

3. 社会的養護の共通事項の課題と将来像

(1) 施設の運営の質の向上

▶施設の運営の質の差が大きいことから、

- ①各施設種別ごとに、運営理念等を示す「指針」と、具体的な「手引書」を作成し、
- ②社会的養護の専門性を踏まえた外部の目を入れる「第三者評価」を義務づける。

平成23年度に指針を作成し、平成24年度から手引書の作成。順次改定して高めていく。

施設種別毎の「施設運営指針」、及び「里親等養育指針」の作成

- ・保育所保育指針に相当するものが、社会的養護の施設には無いことから、施設種別ごとの検討チームを設置して、作成
→平成24年3月に指針を策定

種別毎の「手引書(指針の解説書)」の作成

- ・従来、施設ごとの経験の積み重ねで、ノウハウが蓄積されてきたが、施設により取り組みの質の差が大きい。
- ・このため、施設種別毎に、実践的な技術や知恵を言語化した手引書(指針の解説書)を作成。

指針等を踏まえ、自己点検と第三者評価を推進し、質を高めていく。

「自己点検」(自己評価)

- ・各施設で、施設長や基幹的職員(スーパーバイザー)を中心に、全職員が参加して自己点検を行う。

「第三者評価」の義務づけ

- ・社会福祉共通で任意の第三者評価が行われているが、子どもが施設を選べない措置施設で、施設長の親権代行もある社会的養護の施設では、質の向上の取り組みとして、3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表を義務づける。
→平成23年9月に省令を改正
→平成24年3月に全国共通の評価基準を策定

(2) 施設職員の専門性の向上

① 施設長の資格要件及び研修の義務化

- ・ 本年の民法等改正で、施設長の役割が強化された。また、施設運営の質は、施設長による部分が多い。
- ・ このため、施設長の研修を義務化するとともに、資格要件を最低基準で定める
- ・ 施設長研修は、施設団体が実施する研修を指定。2年に1回以上の受講を義務づけ
→平成23年9月の省令改正で、施設長の資格要件を定め、研修を義務づけ
平成24年2月に、第1回の施設長研修会を開催

② 施設の組織力の向上

- ・ 平成21年度より、自立支援計画の作成・進行管理、職員の指導等を行う「基幹的職員（スーパーバイザー）」の配置と専門性の向上を推進
- ・ 今後の課題として、直接ケアに当たる職員のチーム単位で、ケア方針の調整や、ケアチームをまとめる「チーム責任者」といったものを配置し、措置費の俸給格付けを検討
- ・ 「施設長→基幹的職員→チーム責任者→一般職員」という形で、組織として一体的な力を発揮。また、キャリアアップの仕組みともなり、職員の質の向上を図る。

※基幹的職員の配置(平成21年度～)

- ・ 平成21年度より、一定の施設経験を有し、一定の研修を修了した者について基幹的職員として位置付け、人件費の改善を図るとともに、都道府県が行う基幹的職員研修事業を創設。
- ・ 基幹的職員研修の研修講師等を務める研修指導者の養成研修を、平成21年度から国立武蔵野学院において実施。

③ 職員研修の充実

- ・ 社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。
- ・ 各施設種別団体において、職員研修システムの構築と実施を推進
- ・ 人材確保のため、就職前の学生に体験してもらおうインターンシップも重要

(3) 親子関係の再構築支援の充実

- 虐待を受けた児童の早期の家庭復帰や、家庭復帰後の虐待の再発防止、親子関係の回復のため、親子分離に至らない段階での親支援のため、親子関係の再構築支援が重要。
- 例えば、施設からの家庭復帰に向けて、親との面会や、宿泊、一時的帰宅などの段階的な支援を行う、
- また、暴力以外の方法を知らずにしつけと称して虐待をしてしまう親に対し、子どもの問題行動に教育的に対処できるスキルを指導するコモンセンス・ペアレンティング（CSP）など、様々なペアレントトレーニングの技術開発が行われている。
- 子どもにとって、その生き立ちや親との関係について、自分の心の中で整理をつけられるよう、親子関係の再構築について、子どもに対する支援も必要。
- 親子関係の再構築等の家庭環境の調整は、措置の決定・解除を行う児童相談所の役割であるとともに、児童福祉施設最低基準に定められた施設の役割でもあり、施設は、児童相談所と連携しながら行う必要。

<家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の設置>

- ・平成11年から乳児院、平成16年から児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に配置

<心理療法担当職員の設置>

- ・平成11年から児童養護施設、平成13年から乳児院、母子生活支援施設、平成18年から児童自立支援施設に配置

<家族療法事業>

- ・平成6年から情緒障害児短期治療施設、平成18年から乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設に拡充。措置費の施設機能強化推進費により行われており、平成22年度は121施設で実施。
- ・対象となる子ども等に数か月の治療計画を立て、面接、宿泊、親子レクリエーション、家庭訪問等により、心理療法担当職員による心理的な関わりと、児童指導員による生活指導的な関わりの両面から家族全体を支援

<今後の課題>

- ①保護者支援プログラムの開発・普及、支援者のスキルの向上
- ②施設による親子関係再構築支援の体制（直接ローテーションに加わらない専門職員のチーム）
- ③児童相談所、施設、児童家庭支援センターの関係機関の連携

(4) 自立支援の充実

① 自立生活能力を高める養育

- ・ 安心感ある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行う必要がある。

② 特別育成費、大学等進学支度費、就職支度費の増額

- ・ 就職に役立つ資格の取得や、進学希望の場合の学習塾の利用もできるよう、高校生の特別育成費の充実が必要
- ・ 大学等進学支度費、就職支度費は、大幅に増額する必要がある。
 - 平成24年度から、就職や進学に役立つ資格取得や講習等の経費を支給（55,000円）。
 - また、就職支度費と大学進学等自立生活支度費を改善（216,510円→268,510円）

③ 措置延長や、自立援助ホームの活用

- ・ 生活が不安定な場合は、18歳以降も、20歳に達するまでの措置延長を活用
- ・ 児童養護施設の中には、高校に進学しなかったり、高校を中退すると、18歳前でも退所させる施設もあるが、自立生活能力がないまま退所させることのないようにすべき。
 - 平成23年12月に、措置延長、措置継続、再措置等の積極的な実施について自治体に通知
- ・ 自立援助ホームは、児童の自立した生活を支援する場として、整備推進を図る。

④ アフターケアの推進

- ・ 平成16年の児童福祉法改正で、各施設の業務に、退所者への相談支援を規定。
- ・ 児童養護施設に、今後、自立支援担当職員を置き、施設入所中からの自立支援や、退所後の相談支援などのアフターケアを担当させる体制を整備。
- ・ 退所児童等アフターケア事業を推進。退所者等の自助グループを、施設単位や広域単位で育成
- ・ 身元保証人確保対策事業は、保証の申込み期間（現在は施設退所後半年以内）の延長や、連帯保証期間（現在は保証開始後原則最長3年）の延長を検討。
 - 平成24年度から、申込期間を1年に延長し、就職時の身元保証の期間を最長5年、賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間を最長4年までに延長可能とする。
- ・ 奨学金の情報を施設団体に整理し、各施設へ提供

(5) 子どもの権利擁護

①子どもの権利擁護の推進

- ・子どもの権利擁護は、子どもの基本的人権を護ること。子どもの権利条約では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利が定められているとされる。
- ・本年の児童福祉施設最低基準改正で、「児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない」と規定。

②子どもの意見をくみ上げる仕組み

- ・社会的養護の施設等では、子どもの気持ちを受け入れつつ、子どもの置かれた状況や今後の支援について説明、
- ・「子どもの権利ノート」を活用し、意見箱や、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会等を活用する。
- ・当事者（社会的養護の下で育った元子どもを含む。）の声を聞き、施設等の運営の改善や施策の推進に反映させていく取組も重要。

③被措置児童等虐待の防止

- ・平成20年の児童福祉法改正による被措置児童虐待の通報制度や、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき、施設職員や里親による虐待の防止を徹底。
（平成22年度の届出・通告受理件数は176件、うち都道府県等が虐待と認めた件数は39件）
- ・職員の意識の向上や、風通しのよい組織運営、開かれた組織運営、子どもの意見をくみ上げる仕組みの推進により、防止を徹底。

④子どもの養育の記録

- ・社会的養護による主たる養育者が途中で変わる場合の記録やその引き継ぎの在り方について検討する必要。
→平成23年4月に「育てノート」(第1版)を作成。
- ・複数の養育者や支援者が関わる場合に、情報共有の在り方も、子どものプライバシーにも配慮しながら、実践の中で、取り組みの在り方を検討していく必要。

(6) 施設類型の在り方と相互連携

- 施設類型の在り方については、これまで、平成9年、16年、20年の改正が行われた。
- 現行施設の地域での相互連携によるネットワーク化が今後の課題。

<施設類型の見直しの経緯>

- 平成9年改正で、
 - ・養護施設、教護院、母子寮の名称・機能の見直しや、
 - ・虚弱児施設の児童養護施設への類型統合が行われ、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の5類型となった。児童家庭支援センターと自立援助ホームも法定化
- 平成16年改正で、乳児院と児童養護施設の年齢要件を弾力化
 - ・乳児院： 2歳未満 → 必要な場合は幼児（小学校就学前）を含む
 - ・児童養護施設： 乳児（0歳）を除く児童 → 必要な場合は乳児を含む
- 平成20年改正で、
 - ・ファミリーホームが法定化
 - ・自立援助ホームについて、都道府県に対する申し込み制、対象年齢の20歳未満までの引上げの改正

<相互連携の例>

- ①児童自立支援施設・情緒障害児短期施設
 - ・児童養護施設で一時的に不安定となっている子どもで、短期間、場所を変えてケアすることが有効な場合に、児童自立支援施設や情緒障害児短期治療施設で一時的にケアする、あるいは通所利用
- ②児童養護施設
 - ・児童自立支援施設や情緒障害児短期施設で対応した子どもが、落ち着きがみられるようになった場合に、より家庭的な環境を持つ児童養護施設で養護する
- ③母子生活施設と他の施設
 - ・他の施設から退所した後、母子生活支援施設における母子双方の支援を通じ、親子再統合を図る

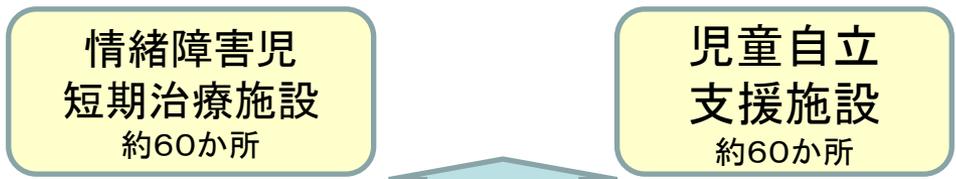
地域における総合的な社会資源の整備

○地域での総合的な整備の視点も課題であり、3つの段階により、重層的で体系的な社会的養護の体制整備を進めていくことが必要。

短期の治療的施設

情緒行動上の問題や、非行問題など、特別のケアが必要な児童を入所させ、比較的短期間で、心理治療や生活指導を行う

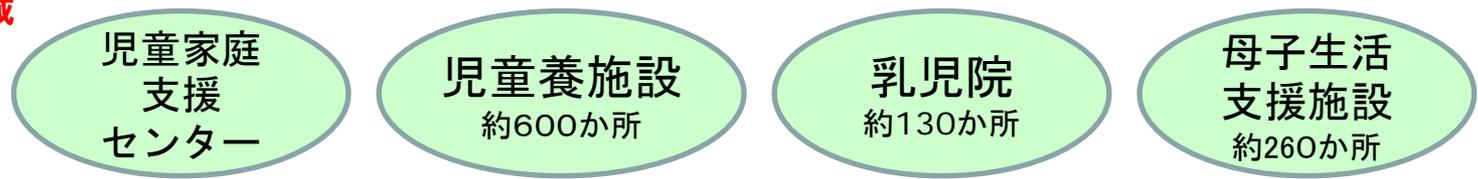
都道府県・指定都市を単位



施設養護の拠点施設

家庭的養護で対応できない部分を担うとともに、地域の拠点として、家庭的養護の支援や地域の親子等の支援を推進

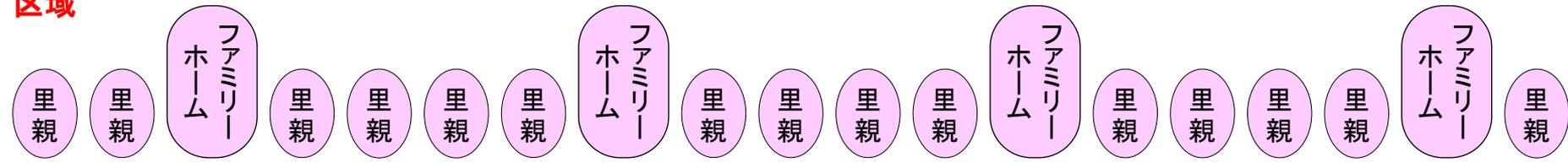
広域の地域を単位



家庭的養護

里親、ファミリーホームを、市区町村の区域を単位に確保し、社会的養護を必要とする児童が、できるだけ連続性をもった環境の中で養育されるようにする

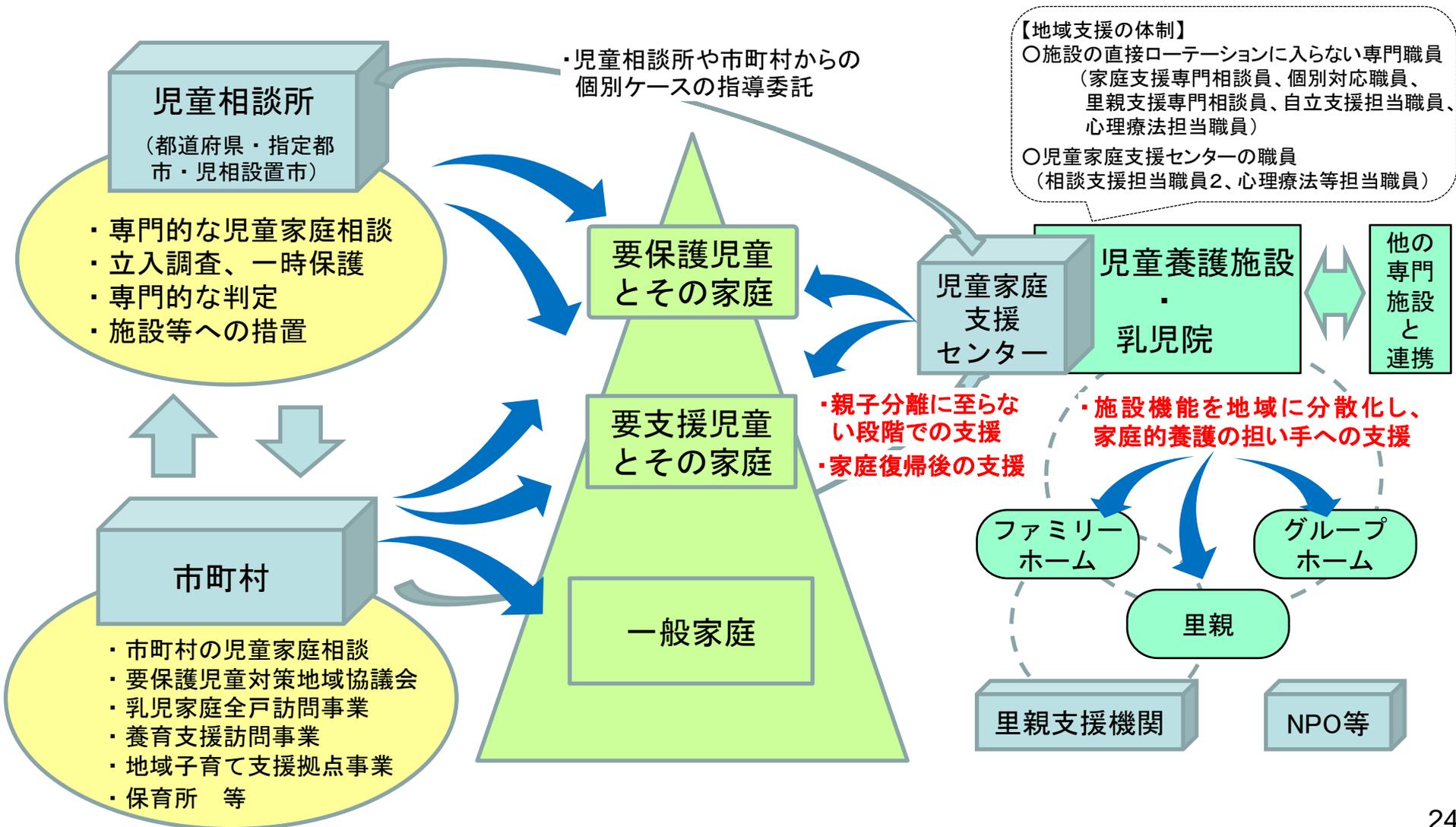
各市区町村の区域



(7) 社会的養護の地域化と市町村との連携

○施設機能を地域分散化し、施設を地域における社会的養護の拠点とし、里親をはじめ、地域における社会的養護の担い手などが、つながりをもって、トータルなプロセスを保障。

○また、市町村の児童家庭相談や、養育支援訪問事業等の子育て支援施策との連携を推進。



4. 施設の人員配置の課題と将来像

(1) 直接職員の基本配置の引上げ

児童の抱える問題の複雑・多様化を踏まえて、ケアの質を高めるため、直接養育にあたる職員の配置基準の引上げが必要である。以下のような目標水準を念頭に置きながら、段階的な取り組みを含めて、引上げを検討

施設種別	現状	目標水準	考え方
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児： 1.7 : 1 1・2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児 4 : 1 小学校以上 6 : 1	0・1歳児： 1.3 : 1 2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児： 3 : 1 小学生以上： 4 : 1 ※小規模ケア加算等とあわせて概ね3:1ないし2:1相当	<ul style="list-style-type: none"> ・6 : 1は、交代勤務のため1人の職員が18人の子どもを見る体制であり、心に傷ついた子どもに十分なケアは困難。地域分散化の推進で、本体施設には一層難しい子どもが増える。 ・小規模グループケア化しても勤務ローテーションが確保できる水準に引上げ
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： 1.7 : 1 2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児： 4 : 1	0・1歳児： 1.3 : 1 2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児： 3 : 1 ※小規模ケア加算等とあわせて概ね1:1相当	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院は、虐待、病児、障害等の医学的・発達の課題がある乳幼児が中心。夜勤体制（SIDS対応の15分毎視診）も必要。現行の集団的養育の人員配置は、心身の発達に重要な時期に不十分。 ・小規模グループケア化しても勤務ローテーションが確保できる水準に引上げ
情緒障害児短期治療施設	児童指導員・保育士 5 : 1 心理療法担当職員 10 : 1	児童指導員・保育士 3 : 1 心理療法担当職員 7 : 1	<ul style="list-style-type: none"> ・情緒障害、精神疾患や発達障害等の対応の難しい子どもが増加 ・児童養護施設よりも手厚い体制
児童自立支援施設	児童自立支援専門員・児童生活支援員 5 : 1	児童自立支援専門員・児童生活支援員 3 : 1 心理療法担当職員 10 : 1	<ul style="list-style-type: none"> ・非行、暴力のほか発達障害、行為障害等最も対応が難しい子どもへの対応や心理的ケアが必要 ・心理的ケアが必要な子どもの増加に対応
母子生活支援施設	母子支援員、少年指導員：それぞれにつき 20世帯未満1人、 20世帯以上2人	母子支援員、少年指導員：それぞれにつき 10世帯未満1人 10世帯以上2人 20世帯以上3人 30世帯以上4人	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者や虐待を受けた児童への個別支援が必要。 ・現状では、20世帯で母子支援員・少年指導員合計4名の体制は、交代勤務のため常時1人しか配置できず、母子の様々な課題に、個別対応や、関係機関調整の外出など、必要な支援が困難。 ・常時複数配置して役割分担できる体制。

(2) 加算職員の配置の充実

施設機能の強化を図るため、次のような加算職員の配置が必要

<p>①里親支援担当職員の配置 (乳児院、児童養護施設)</p>	<p>・日本の社会的養護は、施設が9割、里親等が1割であり、欧米主要国と比べ、施設養護に過度に依存している。里親等の家庭的養護の比率を大幅に引き上げるためには、新規里親開拓や、里親への相談支援を行う体制の充実が必要であり、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの支援を行えるよう、施設に里親支援担当職員を置く必要がある。</p>
<p>②自立支援担当職員の配置 (児童養護施設)</p>	<p>・新設高校卒業後の進路は、児童養護施設の児童は、大学や専門学校等への進学は23%にとどまり、一般の高卒の77%よりも大幅に低い。また、退所後の生活も不安定な者が多い。社会的養護の子どもたちが、平等に社会のスタートラインに立てるよう、就職・自立の支援や、退所後のアフターケアの充実のための自立支援の体制整備が必要であり、施設に自立支援の担当職員を置く必要がある。</p>
<p>③心理療法担当職員の全施設配置</p>	<p>・虐待を受け心に傷を負った児童等に対する心理的ケアの充実する必要がある、このため、心理療法担当職員の配置を全施設化する必要がある。</p>

<基本配置以外の専門職員> ※このほか、小規模グループケア加算は、1グループにつき1名を加算

<p>児童養護施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援専門相談員(必置) ・個別対応職員(必置) ・心理療法担当職員(対象10人以上→全施設) ・里親支援担当職員(新) ・自立支援担当職員(新) ・看護師(対象15人以上) ・職業指導員(設備を置いて職業指導をする場合) ・小規模施設加算(定員45人以下) ・指導員特別加算(非常勤)(定員35人以下) 	<p>情緒障害児短期治療施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援専門相談員(必置) ・個別対応職員(必置) ・医師(必置) ・看護師(必置)
<p>乳児院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援専門相談員(必置) ・同(非常勤)(定員40人以上) ・個別対応職員(対象8人以上→全施設) ・心理療法担当職員(対象10人以上→全施設) ・里親支援担当職員(新) ・小規模施設加算(定員20人以下) ・指導員特別加算(非常勤)(定員35人以下) 	<p>児童自立支援施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援専門相談員(必置) ・個別対応職員(必置) ・心理療法担当職員(対象10人以上→心理10:1へ) ・職業指導員(設備を置いて職業指導をする場合) <p>母子生活支援施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別対応職員(→20世帯以上は早期に必置に) ・心理療法担当職員(対象10人以上→全施設) ・保育士(保育設備がある場合30:1(最低1)→保育所並びに) ・指導員加算(非常勤)(定員40世帯以上→基本配置に含む) ・特別生活指導費加算(非常勤)(対象4人以上→対象数に応じ複数) ・夜間警備体制強化加算(体制をとる場合)

(3) 平成24年度予算案による人員配置の引上げ (平成24年4月～)

①基本配置の引上げ (標準的な定員の施設で1名程度の増)

※平成24年4月は措置費の配置基準を引上げ、最低基準(従うべき基準)の改正は25年4月までに施行予定

施設種別	現 行	平成24年度予算案	「社会的養護の課題と将来像」の目標水準	直近の改正時期 (措置費)
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児: <u>1.7:1</u> 1・2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1 小学校以上: <u>6:1</u>	児童指導員・保育士 0・1歳児: <u>1.6:1</u> 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1 小学生以上: <u>5.5:1</u>	児童指導員・保育士 0・1歳児: 1.3:1 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 3:1 小学生以上: 4:1 ※小規模ケア加算等とあわせて概ね3:1ないし2:1相当	昭和51年
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: <u>1.7:1</u> 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: <u>1.6:1</u> 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1	児童指導員・保育士 0・1歳児: 1.3:1 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 3:1 ※小規模ケア加算等とあわせて概ね1:1相当	昭和51年
情緒障害児短期治療施設	児童指導員・保育士 <u>5:1</u> 心理療法担当職員 10:1	児童指導員・保育士 <u>4.5:1</u> 心理療法担当職員 10:1	児童指導員・保育士 3:1 心理療法担当職員 7:1	昭和51年
児童自立支援施設	児童自立支援専門員・児童生活支援員 <u>5:1</u>	児童自立支援専門員・児童生活支援員 <u>4.5:1</u>	児童自立支援専門員・児童生活支援員 3:1 心理療法担当職員 10:1	昭和55年
母子生活支援施設	母子支援員 <u>20世帯未満 1人</u> <u>20世帯以上 2人</u> 少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員 10世帯未満 1人 <u>10世帯以上 2人</u> <u>20世帯以上 3人</u> 少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員、少年指導員: それぞれにつき 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 30世帯以上 4人	昭和57年

②加算職員の充実

- ・児童養護施設と乳児院に、新たに、里親支援専門相談員を配置
- ・乳児院の個別対応職員を、全施設化

(参考1) 児童養護施設の人員配置の引上げの目標水準について

目標水準の考え方・小規模ケアの勤務ローテーションが成り立つ人員配置

○小規模グループケアでは、1ユニットに3.6人以上の配置が必要

- ・6:00~22:00の16時間を、早番、遅番で分担し、かつ、年間所定内勤務日数を243日としてローテーションを組むと、 $365日 \times 2人 \div 243日 = 3人$ となり、1人配置をするために約3人が必要。
- ・毎日3時間の2名配置を確保するには、 $365日 \times 3時間 \div 8時間 \div 243人 = 0.56人$ が必要
- ・ $3人 + 0.56人 = 3.56人$ が必要 (単純化した試算)

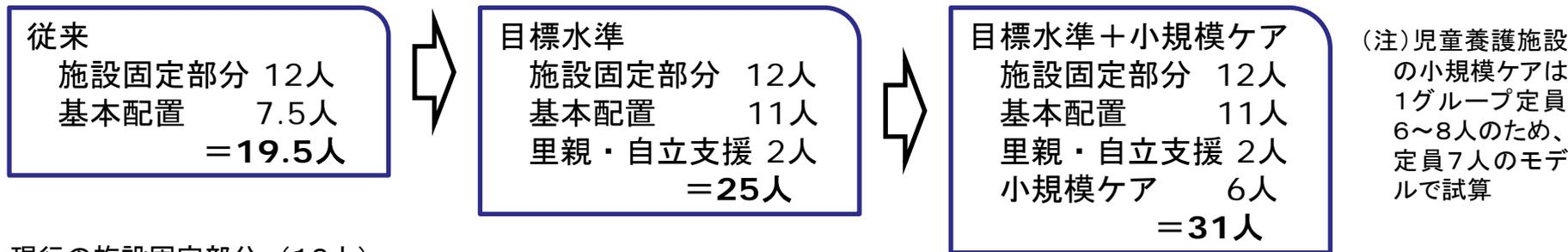
※二人目の配置は、非常勤の家事支援員として必要な時間帯に置くことも有効

※宿直を1週1回程度という労働基準法を遵守するため、週4日分を管理宿直等職員の加算で対応

○小規模ケア加算1人に加え、オールユニット化施設では調理員等をユニット担当に算入できることから、基本配置を6:1から4:1に引き上げれば、1ユニットに3.8人の配置となり、上記の勤務ローテーションが可能な配置となる。

	配置基準		7人ユニットで、小学生以上6人、年少児1人の場合の職員数	小規模ケア加算 +1	調理員1人をユニット担当に算入 +1 (A)	実質の配置 (A/7)
	小学生以上	年少児				
現行	6 : 1	4 : 1	$6 \div 6 + 1 \div 4 = 1.25人$	2.25人	3.25人	2.15:1
目標水準	4 : 1	3 : 1	$6 \div 4 + 1 \div 3 = 1.83人$	2.83人	3.83人	1.83:1

児童養護施設のモデル施設 (児童定員42人=小規模ケア6グループ×7人)の人員配置のイメージ



現行の施設固定部分 (12人)

- 施設長1、事務員1、心理療法担当職員1、
家庭支援専門相談員1、個別対応職員1、看護師1、
栄養士1、調理員等4、小規模施設加算1、

今後新設が必要な加算職員 (2人)

- 里親担当職員1、自立支援担当職員1

	基本配置		定員42人中、小学生以上36人、年少児6人の場合の児童指導員・保育士数
	小学生以上	年少児	
現行	6 : 1	4 : 1	$36 \div 6 + 6 \div 4 = 7.5人$
目標水準	4 : 1	3 : 1	$36 \div 4 + 6 \div 3 = 11人$

(参考2) 乳児院の人員配置の引き上げの目標水準について

目標水準の考え方・小規模ケアの勤務ローテーションが成り立つ人員配置

○小規模ケアで昼間1ユニットに1.5名、夜間2ユニットに1名配置の場合、1ユニットに4.7人以上の配置が必要

- ・8:00~21:00の13時間を、1日8時間勤務で分担し、かつ、年間所定内勤務日数を243日としてローテーションを組むと、
 $13時間 \div 8時間 \times 365日 \div 243日 = 2.44人$ となり、1人配置では約2.44人、1.5人配置で $2.44 \times 1.5 = 3.66人$ が必要
- ・2ユニットで1人の夜勤を置くこととし、 $11時間 \div 8時間 \times 365日 \div 243日 \div 2ユニット = 1.03人$ が必要
- ・ $3.66人 + 1.03人 = 4.69人$ が必要 (単純化した試算)

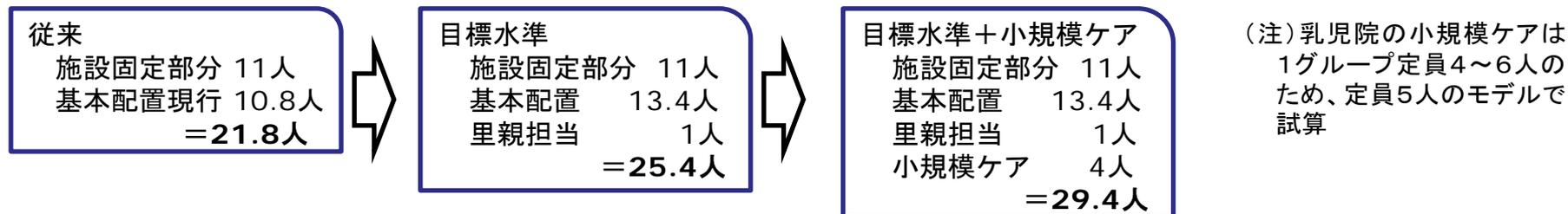
○小規模ケア加算1名に加え、乳児院では宿直管理加算が非常勤0.4人分に充てられ、計1.4人の加算になることから、基本配置を1.7:1から1.3:1に引き上げれば、上記の勤務ローテーションが可能な配置となる。

	配置基準			5人ユニットで、0・1歳3.4人、2歳1.1人、3歳0.5人の場合の職員数	小規模ケア+1.4 (A)	実質の配置 (A/5)
	0・1歳児	2歳児	3歳以上			
現行	1.7:1	2:1	4:1	$3.4 \div 1.7 + 1.1 \div 4 + 0.5 \div 4 = 2.68人$	4.08人	1.23:1
目標水準	1.3:1	2:1	3:1	$3.4 \div 1.3 + 1.1 \div 2 + 0.5 \div 3 = 3.33人$	4.73人	1.05:1

(注1) さらに、定員20人以下施設については、保育士1名が加算され、1名を4ユニットで分けると、1ユニット0.25人であり、
2.6時間を1.5人配置から2人配置に引き上げ可能($0.25人 \times 8時間 \div 365日 \times 243日 \div 0.5人 = 2.66時間$)

(注2) このほか、調理員4名中2名は、ユニット担当に組み込むことも可能と見込まれ、2名を4ユニットに分けると、1ユニット0.5人であり、
5.3時間を1.5人配置から2人配置に引き上げ可能($0.5人 \times 8時間 \div 365日 \times 243日 \div 0.5人 = 5.33時間$)

乳児院のモデル施設(児童定員20人=小規模ケア4グループ×5人)の人員配置のイメージ



現行の施設固定部分 (11人)

施設長1、事務員1、心理療法担当職員1、
 家庭支援専門相談員1、個別対応職員1、
 栄養士1、調理員等4、小規模施設加算1

今後新設予定 (1人)

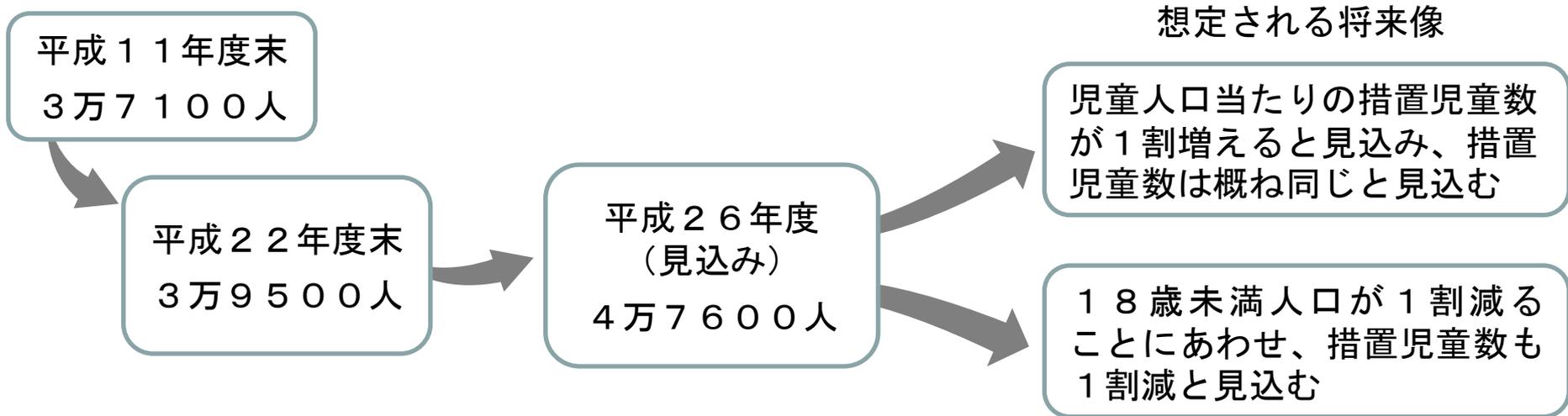
里親担当職員1

	配置基準			定員20人中、0・1歳13.6人、2歳4.6人、3歳1.8人の場合の職員数
	0・1歳児	2歳児	3歳以上	
現行	1.7:1	2:1	4:1	$13.6 \div 1.7 + 4.6 \div 4 + 1.8 \div 4 = 10.8人$
目標水準	1.3:1	2:1	3:1	$13.6 \div 1.3 + 4.6 \div 2 + 1.8 \div 3 = 13.4人$

5. 社会的養護の整備量の将来像

(1) 社会的養護の児童の全体数

- 社会的養護の児童数は、この10年間で1割増加している。子ども・子育てビジョンでは、被虐待児童の相談の増加等にかんがみ、平成20年度から平成26年度までに1割以上の増となると見込んでいる。
- その後の見通しについては、被虐待児童の発生率が更に増える可能性もあるが、家族再構築支援や、子育て支援の施策の進展により、伸びを抑制できる可能性もあり、見通しは難しい。
- 当面、児童人口の推移と同じと仮置きして考えるとすれば、将来人口推計（高位推計）では、その後の10年間で、18歳未満人口の1割縮小が見込まれており、これと同様の推移を見込むか、あるいは、人口の縮小にかかわらず、少なくとも対象児童は減少しないと見込むことが考えられる。



※措置児童数は、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、里親、ファミリーホーム、自立援助ホームに措置等した児童数

※平成26年度の見込みは、子ども・子育てビジョンの児童養護施設610カ所、里親等委託率16%等の目標値と、現在の施設の平均定員等からの試算

増える要素

- ・潜在事例の掘り起こし
- ・家庭の複雑さの進展

抑制要素

- ・子育て支援施策や家族再構築支援の効果

(2) 施設数等

- 子ども・子育てビジョンにおいて、平成26年度までに、児童養護施設は610か所、情短施設は47か所に増やす目標を設定。
- その後は、施設を小規模化しつつ地域支援に力を入れるため、施設数は全体では現状維持が見込まれる。
- 情短施設は、複数設置の都道府県もあることから、更なる増設が必要。10施設程度が児童養護施設から転換すると見込むと、児童養護施設600か所、情短施設57か所となる。
- 乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設については、概ね現状維持を見込む。
- 地域小規模児童養護施設は、児童養護施設1施設に1か所、自立援助ホームは、児童養護施設2施設に1か所を見込む。ファミリーホームは、里親等委託率の引上げに伴い、5000人程度を見込んで1000か所程度を見込む。児童家庭支援センターは、児童養護施設や乳児院の標準装備としていく。

	平成23年4月	平成23年10月 (現状)	平成26年度 ※は子ども・子育てビ ジョンの目標値	想定される将来像
児童養護施設	585か所	585か所	610か所 ※	600か所程度
地域小規模児童養護施設	219か所	221か所	300か所 ※	600か所程度
乳児院	129か所	129か所	130か所	130か所程度
情緒障害児短期治療施設	37か所	37か所	47か所 ※	57か所程度
児童自立支援施設	58か所	58か所	58か所	59か所程度
母子生活支援施設	262か所	261か所	262か所	262か所程度
自立援助ホーム	76か所	82か所	160か所 ※	300か所程度
ファミリーホーム	126か所	145か所	140か所 ※	1000か所程度
児童家庭支援センター	82か所	87か所	120か所 ※	児童養護施設・乳児院 の標準装備としていく

(3) 里親等委託率

- 里親等委託率(乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホームへの措置児童合計に対する里親及びファミリーホーム措置児童数の割合)は、平成14年度末の7.4%から22年度末の12.0%まで、8年間で1.62倍に増加。子ども・子育てビジョンでは、平成26年度に16%とする目標を設定している。
- 欧米主要国で3割～7割であることを踏まえ、その後の十数年間で、里親等委託率を3割以上へ引き上げることを目標とする。
- そのためには、現在3万人の児童養護施設について、小規模化と施設機能の地域分散化により、2万人程度に抑え、里親やファミリーホームを大幅に増やして移行させることが必要

		平成22年度 (年度末実績)	平成26年度 (想定数)	想定される将来像
施設養護	①児童養護施設 (地域小規模を除く)	27,973人	31,900人程度	20,000人程度 うち半数はグループホームに
	②地域小規模児童養護施設	1,141人	1,600人程度	3,200人程度
	③乳児院	2,963人	3,300人程度	3,000人程度
養家庭的	④ファミリーホーム	497人	700人程度	5,000人程度
	⑤里親委託児童	3,876人	6,300人程度	7,100人程度 ～12,500人程度
合計数(①～⑤)		36,450人	43,800人程度	38,300人程度 ～43,700人程度
里親委託率(④+⑤)／(①～⑤)		12.0%	16%	31.6%～40.0%

(人数は一定の条件での試算)

(4) 施設機能の地域分散化の姿

- 日本の社会的養護は、現在、9割が乳児院や児童養護施設で、1割が里親やファミリーホームであるが、これを、今後、十数年をかけて、
- (a) 概ね3分の1が、里親及びファミリーホーム
 - (b) 概ね3分の1が、グループホーム
 - (c) 概ね3分の1が、本体施設（児童養護施設は全て小規模ケア）
- という姿に変えていく。

<現在>

施設9割、里親等1割



<想定される将来像>

本体施設・グループホーム・里親等をそれぞれ概ね3分の1に

本体施設 グループホーム 家庭的養護	本体施設	乳児院 3,000人程度 児童養護 11,000人程度 計 14,000人程度 (37%) ~ (32%)
	グループホーム	地域小規模児童養護 3,200人程度 小規模ケアのグループホーム型 9,000人程度 計 12,200人程度 (32%) ~ (28%)
	家庭的養護	里親 7,100人程度 ~ 12,500人程度 ファミリーホーム 5,000人程度 計 12,100人程度 ~ 17,500人程度 (32%) ~ (40%)
児童数合計		38,300人 ~ 43,700人 (人口比例で1割縮小の場合) (縮小しない場合)

(人数は一定の条件での試算)

(参考) 社会的養護の充実のためのステップ

平成23年度の取組

- ①実施要綱等の改正による運用改善（4月実施）
- ②里親委託ガイドラインの策定（4月実施）
- ③里親委託率の伸びの大きい自治体の取組事例集（5月）
- ④当面の最低基準改正（面積基準、人員配置など）（6月17日施行）
- ⑤省令改正（施設長研修、第三者評価義務化、親族里親要件等）（9月1日）
- ⑥施設運営指針・里親等養育指針の策定（6種別）（8月末～24年3月）
- ⑦第三者評価ガイドラインの見直し（8月末～24年3月）
- ⑧里親支援等に関し里親委託ガイドライン等改定（24年3月）
- ⑨施設長研修の実施（第1回、24年2月） 等

平成24年度の取組

- ①人員配置の引上げ（6:1→5.5:1等）、里親支援専門相談員の配置、グループホーム等の賃借料の措置費算定、個別対応職員の配置拡充、自立生活支度費の改善、資格取得等経費等の予算の充実
- ②第三者評価の義務実施（評価調査者養成研修等）
- ③施設運営の手引書等の作成（6種別）
- ④里親委託等の推進
- ⑤施設の小規模化・家庭的養護の推進
- ⑥親子関係の再構築支援の推進

人員配置の目標水準を
念頭に置いた引上げ

中長期的な取組 ～社会的養護のハード・ソフトの変革

家庭的養護の推進、施設機能の地域分散化、本体施設の小規模化・高機能化、専門的ケアの充実、自立支援の充実、家族支援・地域支援の充実 等

社会的養護の現状について(参考資料)

平成24年3月

1. 社会的養護の現状	・・・	1 ページ
2. 要保護児童数の増加	・・・	2
3. 虐待を受けた児童の増加	・・・	4
4. 障害等のある児童の増加	・・・	7
5. 児童養護施設の形態の現状と小規模化の必要性	・・・	8
6. 進学、就職の状況、自立支援の推進	・・・	10
7. 施設の人員配置と措置費について	・・・	13
8. 職員配置基準と居室面積基準等の改正経緯	・・・	15
9. 里親制度の概要	・・・	20
10. 里親等委託率について	・・・	25
11. 里親委託の推進、里親支援と里親支援機関	・・・	32
12. 市町村における要保護児童対策	・・・	38
13. 社会的養護の充実のためのこれまでの取組	・・・	40
14. 平成23年に実施した事項	・・・	42
15. 平成24年度社会的養護関係予算案の概要	・・・	75
(参考) 統計表等	・・・	80

1. 社会的養護の現状

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

里親 家庭における養育を 里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリー ホーム	養育者の住居において家庭 養護を行う(定員5～6名)	
			7,669世帯	2,971世帯		3,876人	ホーム数
区分 (里親は 重複登 録有り)	養育里親	6,121世帯	2,368世帯	2,993人		委託児童数	497人
	専門里親	572世帯	155世帯	172人			
	養子縁組里親	1,840世帯	201世帯	179人			
	親族里親	367世帯	359世帯	532人			

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	母子生活支援 施設	自立援助 ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	129か所	585か所	37か所	58か所	261か所	82か所
定員	3,778人	34,522人	1,664人	4,024人	5,404世帯	504人
現員	2,963人	29,114人	1,178人	1,548人	3,850世帯 児童6,015人	310人
職員総数	3,861人	14,892人	831人	1,894人	1,995人	329人

※定員、現員、里親数、委託児童数は福祉行政報告例(平成23年3月末現在)

(うち福島県分については家庭福祉課調べ)

※施設数、ホーム数、小規模グループケア等のか所数は家庭福祉課調べ(平成23年10月1日現在)

※自立援助ホームの定員等は、家庭福祉課調べ(平成23年3月1日現在)

※職員数は、社会福祉施設等調査報告(平成20年10月1日現在)

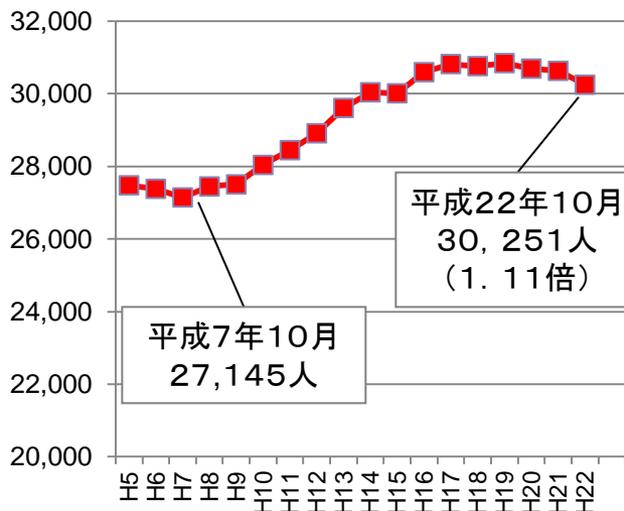
※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

小規模グループケア	650か所
地域小規模児童養護施設	221か所

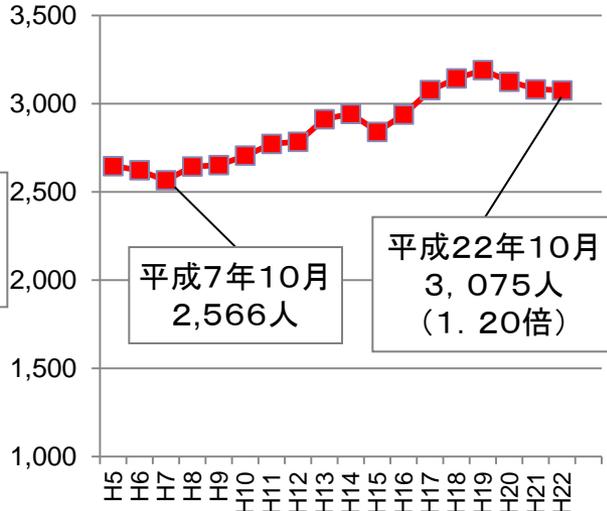
2. 要保護児童数の増加

要保護児童数の増加に伴い、ここ十数年で、児童養護施設の入所児童数は1.11倍、乳児院が1.20倍に増加。一方、里親等委託児童数は、2.06倍に増加。

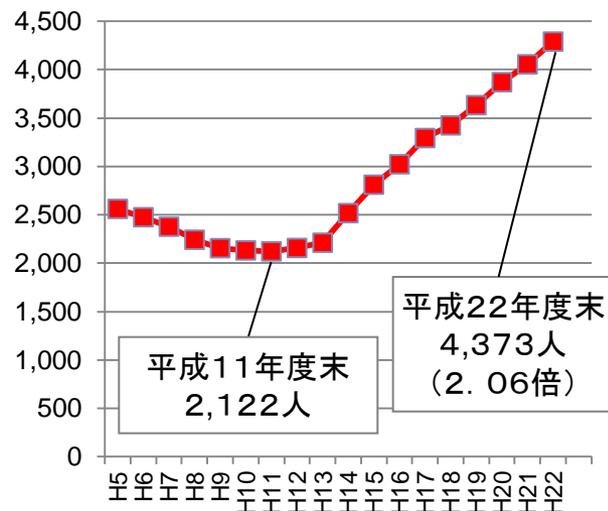
○ 児童養護施設の入所児童数



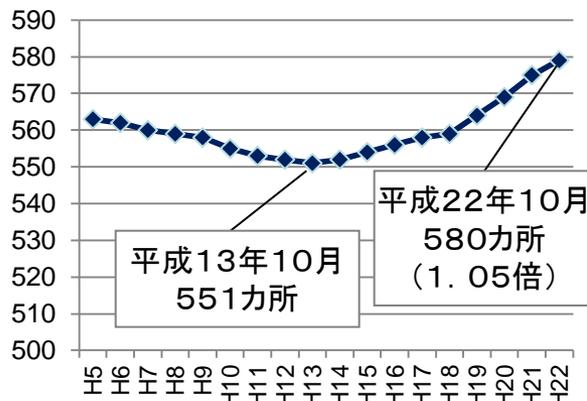
○ 乳児院の入所児童数



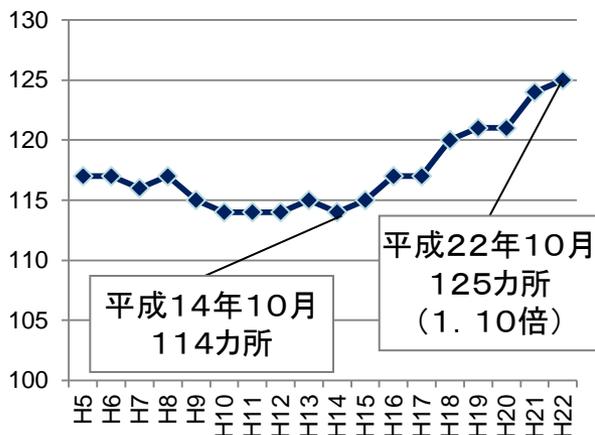
○ 里親・ファミリーホームへの委託児童数



○ 児童養護施設の設置数



○ 乳児院の設置数



(注) 児童養護施設・乳児院については各年度10月1日現在(社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ)
里親・ファミリーホームについては、各年度3月末日現在(福祉行政報告例)

(参考) 児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由

①児童養護施設の児童の年齢

	在籍児の年齢	入所時の年齢
0歳	6 (0.0%)	59 (0.2%)
1歳	34 (0.1%)	968 (3.1%)
2歳	454 (1.4%)	6,763 (21.4%)
3歳	1,120 (3.5%)	3,949 (12.5%)
4歳	1,520 (4.8%)	2,819 (8.9%)
5歳	1,711 (5.4%)	2,442 (7.7%)
6歳	1,858 (5.9%)	2,432 (7.7%)
7歳	1,860 (5.9%)	1,977 (6.3%)
8歳	1,973 (6.2%)	1,881 (6.0%)
9歳	2,095 (6.6%)	1,657 (5.2%)
10歳	2,300 (7.3%)	1,511 (4.8%)
11歳	2,389 (7.6%)	1,259 (4.0%)
12歳	2,486 (7.9%)	1,154 (3.7%)
13歳	2,466 (7.8%)	1,053 (3.3%)
14歳	2,349 (7.4%)	864 (2.7%)
15歳	2,356 (7.5%)	505 (1.6%)
16歳	1,745 (5.5%)	163 (0.5%)
17歳	1,581 (5.0%)	43 (0.1%)
18歳～	1,256 (4.0%)	9 (0.0%)
総数	31,593 (100%)	31,593 (100%)
平均	10.6歳	5.9歳

(注) 総数には期間不詳も含む。

②在籍児童の在籍期間

	在籍児童数
1年未満	5,410 (17.1%)
1年以上-2年未満	4,416 (14.0%)
2年以上-3年未満	3,621 (11.5%)
3年以上-4年未満	3,182 (10.1%)
4年以上-5年未満	2,582 (8.2%)
5年以上-6年未満	2,255 (7.1%)
6年以上-7年未満	2,160 (6.8%)
7年以上-8年未満	1,783 (5.6%)
8年以上-9年未満	1,475 (4.7%)
9年以上-10年未満	1,163 (3.7%)
10年以上-11年未満	959 (3.0%)
11年以上-12年未満	843 (2.7%)
12年以上	1,653 (5.2%)
総数	31,593 (100%)
平均期間	4.6年

(注) 総数には期間不詳も含む。

③児童の措置理由

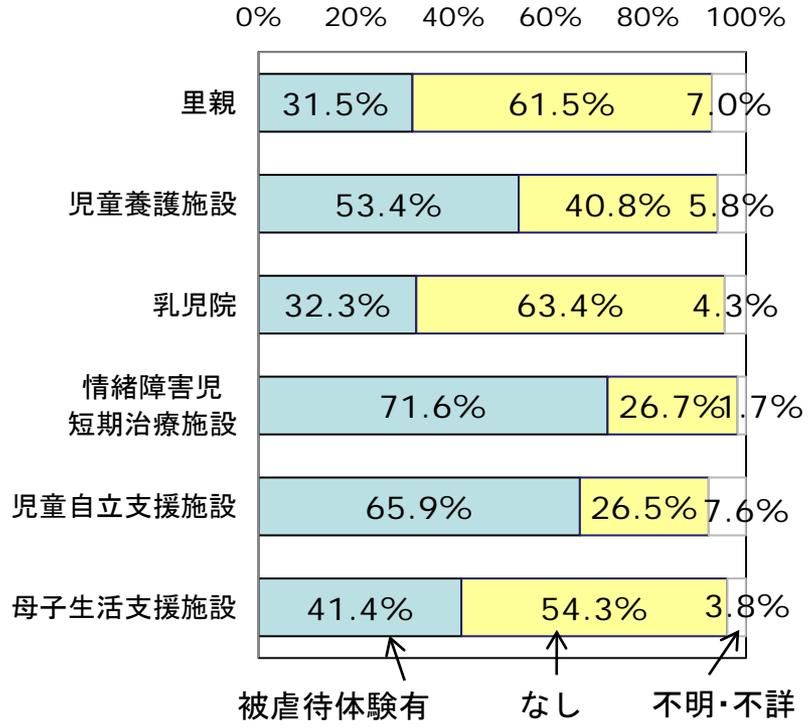
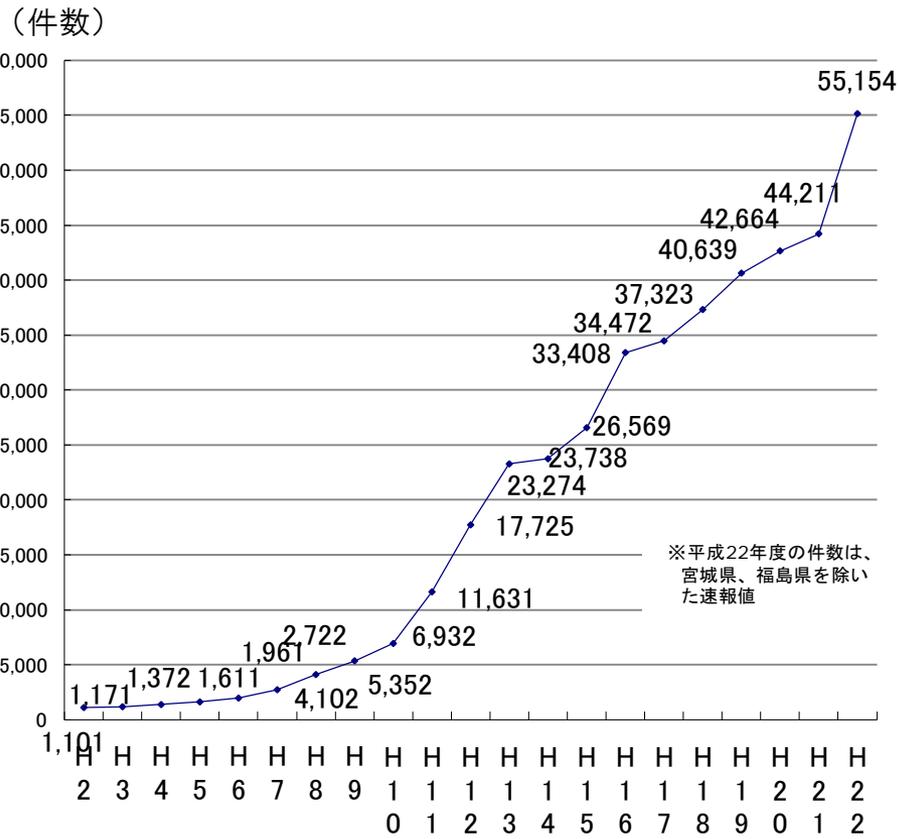
父の死亡	195 (0.6%)
母の死亡	580 (1.8%)
父の行方不明	328 (1.0%)
母の行方不明	1869 (5.9%)
父母の離婚	1304 (4.1%)
父母の不和	252 (0.8%)
父の拘禁	563 (1.8%)
母の拘禁	1048 (3.3%)
父の入院	327 (1.0%)
母の入院	1506 (4.8%)
父の就労	1762 (5.6%)
母の就労	1293 (4.1%)
父の精神疾患等	180 (0.6%)
母の精神疾患等	3197 (10.1%)
父の放任・怠惰	654 (2.1%)
母の放任・怠惰	3707 (11.7%)
父の虐待・酷使	1849 (5.9%)
母の虐待・酷使	2693 (8.5%)
棄 児	166 (0.5%)
養育拒否	1378 (4.4%)
破産等の経済的理由	2390 (7.6%)
児童の問題による 監護困難	1047 (3.3%)
その他	2674 (8.5%)
不 詳	631 (2.0%)
総 数	31,593 (100.0%)

3. 虐待を受けた児童の増加

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成22年度には約5倍に増加。

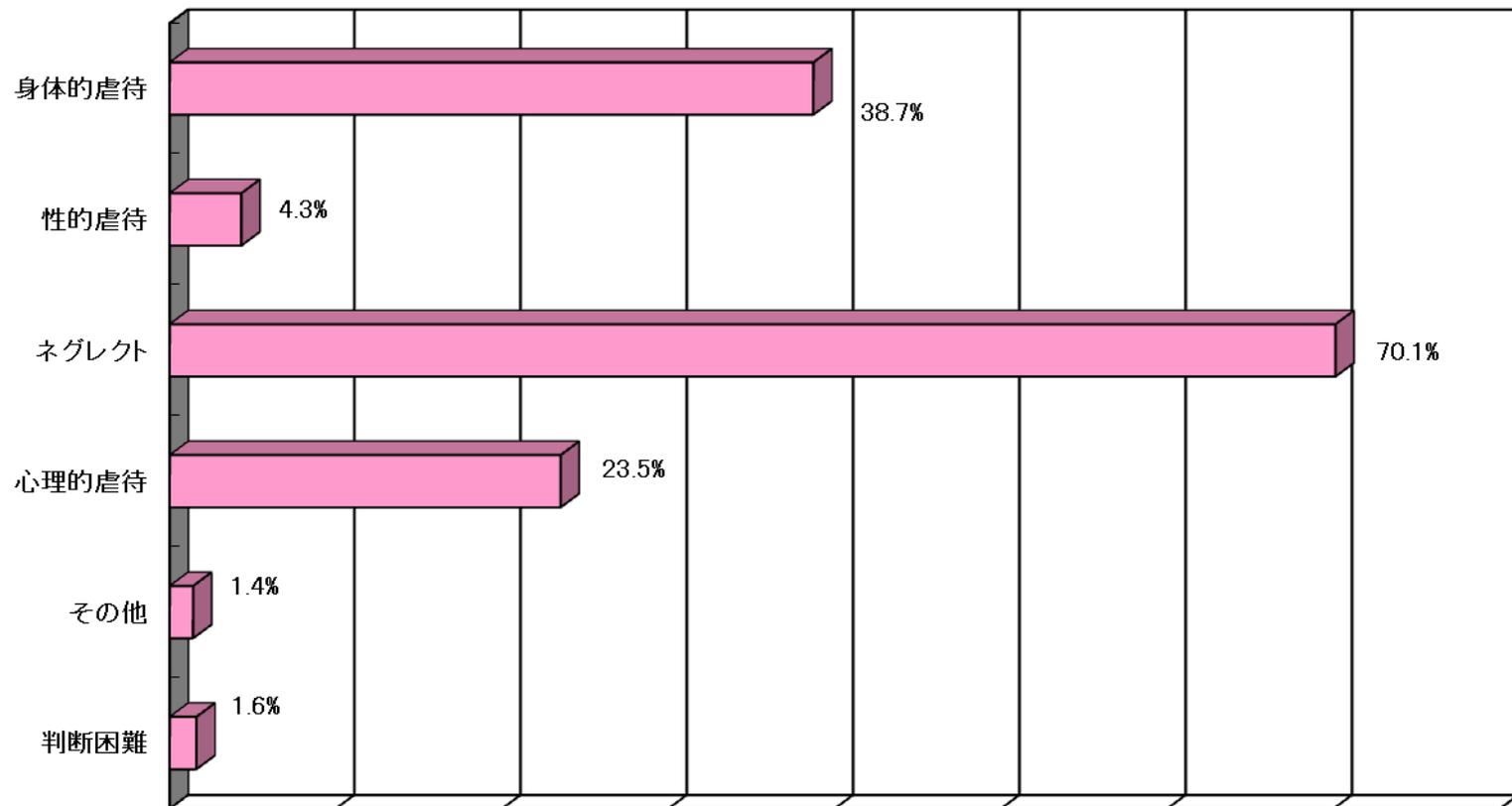
○ 児童養護施設に入所している子どものうち、半数以上は、虐待を受けている。



児童養護施設入所児童等調査結果(平成20年2月1日)

被虐待体験「有り」の場合の虐待の種類(複数回答)

【児童養護施設】N=15,748

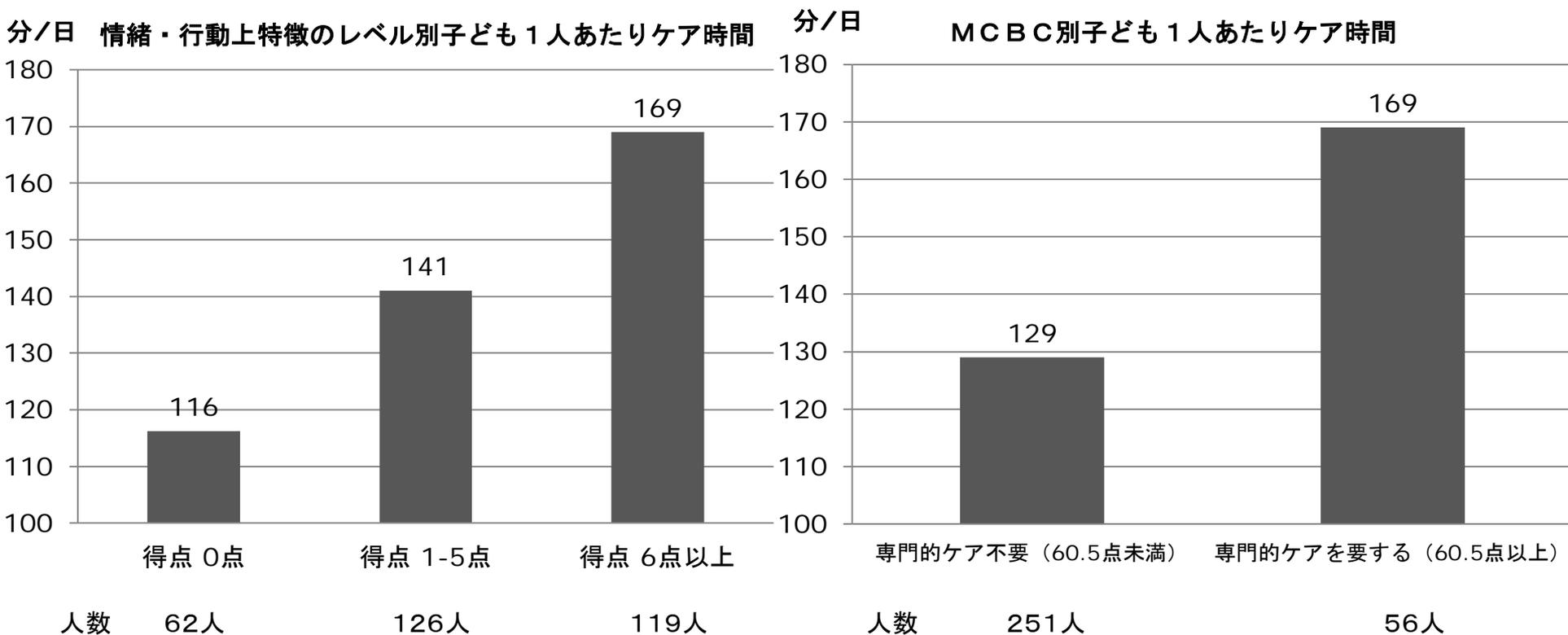


(参考)タイムスタディ調査による子ども1人あたりケア時間の比較

○ 児童養護施設でのタイムスタディ調査の結果から、子ども1人あたりケア時間を比較すると、情緒・行動上の問題の多い児童や不適切な養育を受けた児童など、専門的なケアを必要とする児童に対するケア時間は、大幅に長くなっている。

※1人1日あたりに投入されたケア時間は、おおむね30～40%長い。

○ この調査は、現行の職員配置基準の制約の下における実態を調べたものであり、十分なケアを行うためには、本来は、更に長いケア時間が必要。



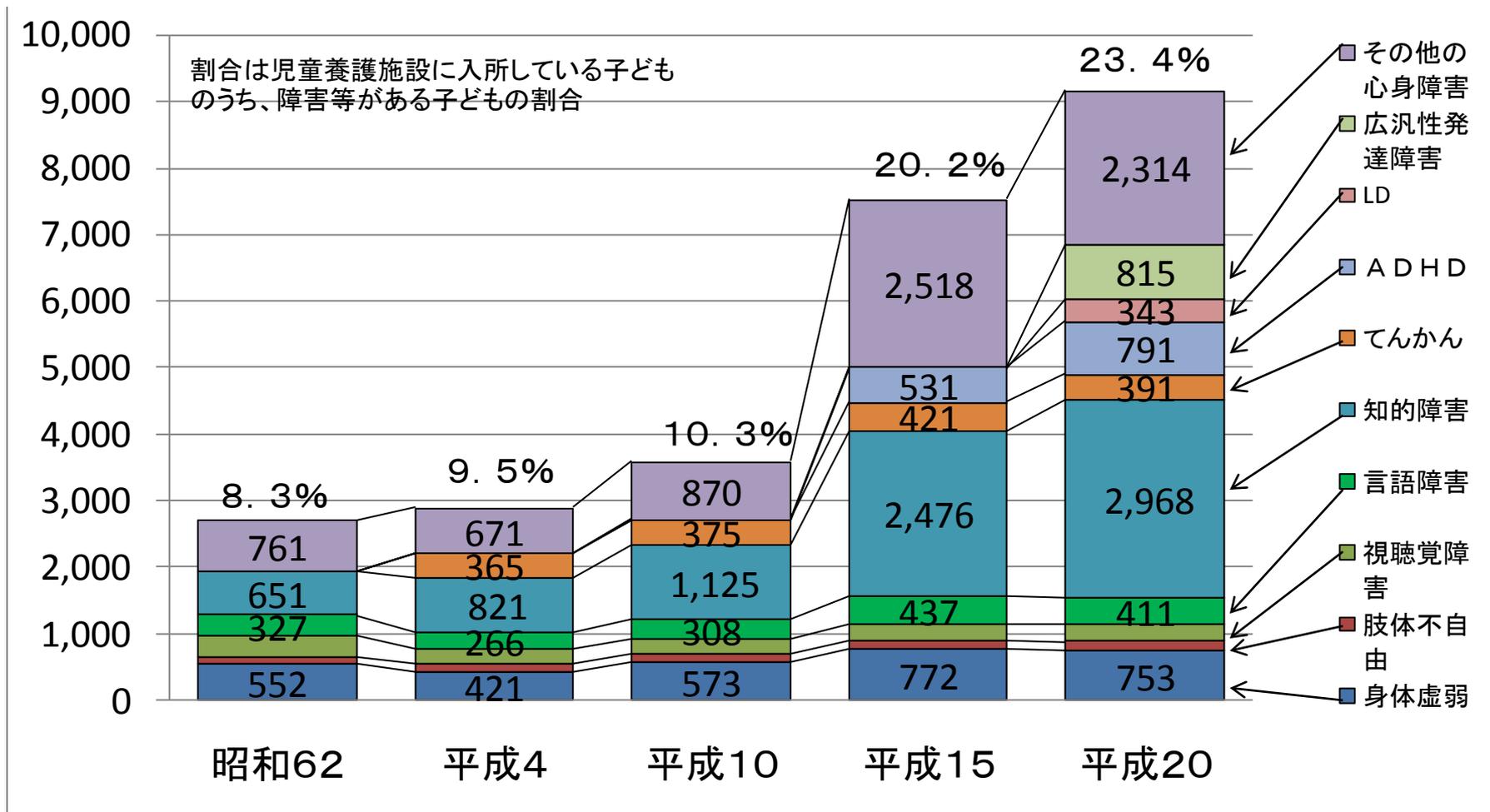
(注) 平成20年度社会的養護における施設ケアに関する実態調査 (タイムスタディ調査) による。

(注) MCBC(Maltreated Child's Behavior Checklist)は、不適切な養育を受けた子どもの行動チェックリスト

4. 障害等のある児童の増加

社会的養護を必要とする児童においては、障害等のある児童が増加しており、児童養護施設においては23.4%が、障害有りとなっている。

児童養護施設における障害等のある児童数と種別



ADHD(注意欠陥多動性障害)については、平成15年より、広汎性発達障害およびLD(学習障害)については、平成20年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

5. 児童養護施設の形態の現状と小規模化の必要性

児童養護施設の7割が大舎制。また、定員100人を超えるような大規模施設もある。家庭的養護の推進のため、施設の小規模化の推進が必要。

① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状

		寮舎の形態			小規模ケアの形態		
		大舎	中舎	小舎	小規模グループケア	地域小規模児童養護施設	その他グループホーム
保有施設数 (N=489)	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8	19.5	23.4	43.4	22.7	11.3
舎数		476	220	444	212	116	98
一舎あたり定員数	平均	45.65	15.43	8.82	7.27	5.99	6.06
一舎あたり在籍児童数	平均	42.09	14.46	8.36	7.14	5.81	5.58
職員一人あたり児童数※	平均	4.43	3.91	3.39	3.08	2.75	2.59

※ 社会的養護施設に関する実態調査（平成20年3月1日現在）、調査回答施設数489

※ 「職員1人あたり児童数」は、週40時間に換算したもの。施設においては休日、夜間の対応も行われていることに留意する必要がある。

※ 「大舎」：1舎あたり定員数が20人以上、「中舎」：同13~19人、「小舎」：同12人以下

※ 例えば、大舎の寮の中に小規模グループケアのユニットがある場合、小規模グループケアによる定員や在籍児童数は、大舎の定員や在籍児童数から除かれている。

② 定員規模別施設数

定員	施設数
～ 20	4 (0.7%)
～ 30	61 (10.4%)
～ 40	92 (15.7%)
～ 50	124 (21.2%)
～ 60	97 (16.6%)
～ 70	71 (12.1%)
～ 80	47 (8.0%)
～ 90	35 (6.0%)
～ 100	24 (4.1%)
～ 110	13 (2.2%)
～ 120	5 (0.9%)
～ 150	7 (1.2%)
151～	5 (0.9%)
総数	585 (100%)

家庭福祉課調べ
(平成23年10月1日)

施設の小規模化と家庭的な養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進



児童養護施設

大舎(20人以上)
 中舎(13~19人)
 小舎(12人以下)

1歳~18歳未満(必要な場合0歳~20歳未満)

職員は施設長等のほか
 就学児童6:1
 3歳以上 4:1
 3歳未満2:1

585か所
 定員34,522人
 現員29,114人

小規模グループケア

(本園ユニットケア、グループホーム)

本体施設や地域で、小規模なグループで家庭的養護を行う

1グループ6~8人(乳児院は4~6人)

職員1人+管理宿直を加算

23年度650か所
 →26年度目標800か所(乳児院等を含む)

地域小規模児童養護施設(グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員6人

職員2人+非常勤1人+管理宿直

23年度221か所
 →26年度目標300か所

小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

養育者の住居で養育を行う家庭養護

定員5~6人

養育者及び補助者合わせて3人

23年度145か所
 →26年度目標140か所達成済
 →将来像1000か所

里親

家庭における養育を里親に委託する家庭養護

児童4人まで

登録里親数	7,669世帯
うち養育里親	6,121世帯
専門里親	572世帯
養子縁組里親	1,840世帯
親族里親	367世帯

委託里親数 2,971世帯
 委託児童数 3,876人

→26年度目標
 養育里親登録8,000世帯
 専門里親登録 800世帯

乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

129か所
 定員3,778人、現員2,963人

里親等委託率

$$= \frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$$

23年3月末 12.0%
 →26年度目標 16%

→将来像は、本体施設、グループホーム、里親等を各概ね3分の1
 児童養護施設の本体施設は、全て小規模グループケアに

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)
 養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

23年度82か所 →26年度目標 160か所

※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン
 施設数、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム、自立援助ホームの数は、平成23年10月1日家庭福祉課調べ。
 定員、現員、里親についての全国計は、平成23年3月末福祉行政報告例。

6. 進学、就職の状況、自立支援の推進

高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

① 中学校卒業後の進路（平成22年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成23年5月1日現在の進路）

	進学				就職		その他	
	高校等		専修学校等					
児童養護施設児 2,538人	2,376人	93.6%	52人	2.1%	49人	1.9%	61人	2.4%
(参考) 全中卒者 1,228千人	1,203千人	98.0%	5千人	0.4%	5千人	0.4%	14千人	1.2%

② 高等学校等卒業後の進路（平成22年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成23年5月1日現在の進路）

	進学				就職		その他	
	大学等		専修学校等					
児童養護施設児 1,600人	191人	11.9%	177人	11.1%	1,112	69.5%	120人	7.5%
うち在籍児 153人	18人	11.8%	18人	11.8%	89人	58.1%	28人	18.3%
うち退所児 1,447人	173人	12.0%	159人	11.0%	1,023人	70.7%	92人	6.3%
(参考) 全高卒者 1,069千人	581千人	54.4%	246千人	23.0%	167千人	15.6%	75千人	7.0%

③ 措置延長の状況（予定を含む）

4月1日から6か月未満	20歳に到達するまで	その他
104人	34人	15人

児童養護施設児は家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全中卒者・全高卒者は平成22年度学校基本調査。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校（第82条の2）及び各種学校（第83条）、並びに職業能力開発促進法第16条に基づく公共職業訓練施設

(参考1) 措置費による教育等の経費

- 平成21年度に幼稚園費、学習塾費、部活動費を新設するなど、教育費の充実に努めている。
- 平成24年度には、資格取得等のための高校生の特別育成費の加算(55,000円)を新設するとともに、就職・大学進学等支度費の増額(特別基準を含めた場合 216,510円→268,510円)を行う。

		支弁される額 (H24年度案)	
幼稚園費	実費	※平成21年度～	
入進学支度費	小学校1年生: 39,500円(年額/1人) 中学校1年生: 46,100円(年額/1人)		
教育費	学用品費等	小学校: 2,110円(月額/1人) 中学校: 4,180円(月額/1人)	
	教材代	実費	
	通学費	実費	
	学習塾費	実費(中学生を対象)	※平成21年度～
	部活動費	実費(中学生を対象)	※平成21年度～
特別育成費	公立高校: 22,270円(月額/1人) 私立高校: 32,970円(月額/1人) 高等学校第1学年の入学時特別加算: 58,960円(年額/1人) 資格取得等のための特別加算(高校3年生): 55,000円(年額/1人) ※平成24年度～		
学校給食費	実費(小学生及び中学生を対象)		
見学旅行費	小学校6年生: 20,600円(年額/1人) 中学校3年生: 55,900円(年額/1人) 高等学校3年生: 108,200円(年額/1人)		
就職、大学進学等支度費	就職支度費・大学進学等自立生活支度費: 79,000円(1人1回) 特別基準(親の経済的援助が見込めない場合の加算): 189,510円	} 合計268,510円 ※平成24年度から特別基準の加算を52,000円増額	

(参考2) 18歳の措置延長制度について

- 児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できるとされている。
- 実際の運用は、18歳の年度末（高校卒業時点）で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。

児童福祉法 第31条(保護期間の延長等)

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

(注)知的障害児施設、肢体不自由児施設等については、障害の程度が重度である等の場合については20歳に達した後においても引き続き在所させることができる。

児童相談所運営指針（平成2. 3. 5 児発133）

(5) 在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで

(略)更に施設入所を継続させることができる。

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について（平成23. 12. 28 雇児発1228第2号）

1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。

具体的には、

① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

※児童養護施設の年齢別児童数で、17歳は1,581人（平成20年2月1日 児童養護施設入所児童等調査）

一方、児童養護施設を19歳以上で退所した児童数は108人(平成18年中。平成19年度社会的養護施設に関する実態調査)

7. 施設の人員配置と措置費について

施設の人員配置については、被虐待児の増加などを踏まえ、これまで、加算職員の配置の充実に努めており、平成24年度には、基本的人員配置の引上げ等を行う。今後とも、引き続き充実を図ることとしている。

児童養護施設の措置費の人員配置

- ・施設長1人
- ・家庭支援専門相談員 1人
- ・個別対応職員 1人
- ・小規模施設加算 1人(定員45人以下)
- ・栄養士 1人(定員41人以上)
- ・調理員等 4人(定員90人以上30人ごとに1人を加算)
- ・事務員 1人
- ・管理宿直専門員(非常勤、1人)
- ・医師1人(嘱託)

+

- ・児童指導員、保育士
- 0・1歳児 1.6:1
- 2歳児 2:1
- 年少児(3歳～) 4:1
- 少年(就学～) 5.5:1

+

- ・里親支援専門相談員加算 1人
- ・心理療法担当職員加算 1人
- ・看護師加算 1人
- ・職業指導員加算 1人
- ・小規模グループケア加算
グループ数×(常勤1人+宿直管理等職員(非常勤)1人)

措置費

(例)定員45人の児童養護施設の場合

- 事務費
- ・一般分保護単価 174,410円
 - ・里親支援、心理、基幹的職員加算を行った場合 20,860円
 - ・民間施設給与等改善費 3%～18%加算

+

- 事業費
- ・一般生活費 47,430円
 - ・その他(各種の教育費、支度費、医療費等) 予算額1人平均 11,500円



児童1人月額
約27万2千円

※このほかに、
小規模グループケア加算6グループ実施の施設の場合、
更に、児童1人月額 約8万1千円加算

(参考) 児童入所施設等措置費予算の改善経緯

	予算額 (対前年度増加額)	主な改善事項
平成18年度	72,501百万円 (1,240百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等への心理療法担当職員の常勤配置 ・小規模グループケアの推進 (527か所→549か所) ・就職支度費等の改善 (@67,000円→69,000円) ・里親手当の改善 (@32,000円→33,000円)
平成19年度	75,255百万円 (2,754百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等の被虐待児個別対応職員の常勤化 ・小規模グループケアの推進 (549か所→580か所) ・地域小規模児童養護施設の拡充 (100か所→200か所) ・就職支度費等の改善 (@69,000円→71,000円) ・里親手当の改善 (@33,000円→34,000円)
平成20年度	77,538百万円 (2,283百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設の看護師の常勤配置 (53か所) ・小規模グループケアの推進 (580か所→613か所) ・就職支度費等の改善 (@71,000円→73,000円) ・里親手当の改善 (@34,000円→72,000円 (21年1月～)) ・専門里親手当の改善 (@90,200円→123,000円 (21年1月～))
平成21年度	79,748百万円 (2,210百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院の被虐待児個別対応職員の常勤配置 (53か所) ・小規模グループケアの推進 (613か所→645か所) ・就職支度費等の改善 (@73,000円→75,000円) ・ファミリーホームの創設及び自立援助ホームの拡充 ・基幹的職員の格付け ・学習塾費、部活動費及び幼稚園費の創設
平成22年度	81,272百万円 (1,524百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院の家庭支援専門相談員の非常勤配置 ・児童養護施設の看護師の配置の拡充 ・小規模グループケアの推進 (645か所→703か所) ・就職支度費等の改善 (@75,000円→77,000円)
平成23年度	83,473百万円 (2,202百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模グループケアの推進 (703か所→713か所) ・地域小規模児童養護施設の拡充 (200か所→210か所) ・就職支度費等の改善 (@77,000円→79,000円) ・児童養護施設における定員規模の見直し (62人→58人)
平成24年度	89,281百万円 (5,808百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等の人員配置の引上げ (児童養護施設 6:1→5.5:1等) ・児童養護施設及び乳児院の里親支援専門相談員の配置 ・小規模グループケアの管理宿直等加算を全グループに配置 ・地域小規模児童養護施設等への賃借料の算定 (月額10万円) ・就職支度費や大学進学等自立生活支度費の改善 (216,510円→268,510円) 等

8. 職員配置基準と居室面積基準等の改正経緯

(1) 職員配置基準の改正経緯

①最低基準における直接処遇職員の定数改定の経緯

		S32~37	S39	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S51	S54	S55	S57	S62	H10	H16	H23	H24
乳児院 (10人以上)	(看護師) 3:1		2.5:1					2:1						1.7:1						0・1歳 同左 2歳 2:1 3歳以上4:1	
児童 養護 施設	3歳未満	10:1	9:1	8:1				3:1			3:1			2:1						0歳 1.7:1 1歳以上同左	
	3歳以上 少年							6:1 8:1			5:1 7:1			4:1 6:1							
情緒障害児 短期治療施設		10:1	9:1											5:1							
児童自立支援 施設		8:1	7:1		6:1												5:1				
母子生活支援 施設	寮母:1名 少年指導員:少年20人以上で1名							寮母:1名 少年指導員:1名						母子支援員・少年指導員 各 20世帯未満:1名 20世帯以上:2名							

※ H23年6月の改正は、現行の措置費の内容の最低基準への反映

②予算上の措置における直接処遇職員の定数改定の経緯

		S37	S39	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S51	S54	S55	S57	S62	H10	H16	H24
乳児院 (10人以上)	(看護師) 2.5:1							2:1					1.7:1					0・1歳 同左 2歳 2:1	同左 同左 3歳以上4:1	0・1歳 1.6:1 2歳 同左 3歳以上同左
児童 養護 施設	3歳未満	5:1						3:1					2:1						0歳 1.7:1 1・2歳 同左	0・1歳 1.6:1 2歳 同左
	3歳以上 少年							10:1					9:1							8:1
情緒障害児 短期治療施設		10:1	9:1						8:1	7:1	6:1		5:1							4.5:1
児童自立支援 施設		8:1	7:1		6:1										5:1					4.5:1
母子生活 支援 施設	母子 指導員	1名											20世帯未満:1名 20世帯以上:2名							10世帯未満:1名 10世帯以上:2名 20世帯以上:3名
	少年 指導員	50世帯未満:1名 50世帯以上:2名										40世帯未満:1名 40世帯以上:2名			20世帯未満:1名 20世帯以上:2名				同左	

※ H10 及び H16 の改正は、法律改正により乳児院への1歳以上児入所、児童養護施設への0歳児の入所が可能になったことに伴う形式的な改正

(2) 人員配置の引上げについて

児童の抱える問題の複雑・多様化を踏まえて、ケアの質を高めるため、平成24年4月から、直接養育・支援にあたる職員の配置基準の引上げを約30数年ぶりに実施（標準的な定員の施設で1名程度の増）

※24年4月は措置費の配置基準を引上げ、最低基準（従うべき基準）の改正は平成25年4月までに施行予定

施設種別	現 行	平成24年度予算案	「社会的養護の課題と将来像」の目標水準	直近の改正時期 (措置費)
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児： <u>1.7:1</u> 1・2歳児：2:1 3歳以上幼児：4:1 小学校以上： <u>6:1</u>	児童指導員・保育士 0・1歳児： <u>1.6:1</u> 2歳児：2:1 3歳以上幼児 4:1 小学生以上： <u>5.5:1</u>	児童指導員・保育士 0・1歳児：1.3:1 2歳児：2:1 3歳以上幼児：3:1 小学生以上：4:1 ※小規模ケア加算等とあわせて概ね3:1ないし2:1相当	昭和51年
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： <u>1.7:1</u> 2歳児：2:1 3歳以上幼児：4:1	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： <u>1.6:1</u> 2歳児：2:1 3歳以上幼児：4:1	児童指導員・保育士 0・1歳児：1.3:1 2歳児：2:1 3歳以上幼児：3:1 ※小規模ケア加算等とあわせて概ね1:1相当	昭和51年
情緒障害児 短期治療施設	児童指導員・保育士 <u>5:1</u> 心理療法担当職員 10:1	児童指導員・保育士 <u>4.5:1</u> 心理療法担当職員 10:1	児童指導員・保育士 3:1 心理療法担当職員 7:1	昭和51年
児童自立支援 施設	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 <u>5:1</u>	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 <u>4.5:1</u>	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 3:1 心理療法担当職員 10:1	昭和55年
母子生活支援 施設	母子支援員 <u>20世帯未満 1人</u> <u>20世帯以上 2人</u> 少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員 10世帯未満 1人 <u>10世帯以上 2人</u> <u>20世帯以上 3人</u> 少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員、少年指導員： それぞれにつき 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 30世帯以上 4人	昭和57年

(3) 最低基準における居室面積（1人当たり）の改正経緯

	昭和23年	昭和36年	平成10年	平成23年6月～
乳児院	1. 65㎡以上			2. 47㎡以上
児童養護施設	2. 47㎡以上		3. 3㎡以上	4. 95㎡以上 (乳幼児のみの居室は3. 3㎡以上)
情緒障害児短期治療施設		2. 47㎡以上	3. 3㎡以上	4. 95㎡以上
児童自立支援施設	2. 47㎡以上		3. 3㎡以上	4. 95㎡以上
母子生活支援施設	1人あたり 2. 47㎡以上		1人あたり 3. 3㎡以上	1室あたり 30㎡以上

(参考)

・平成10年度における居室面積の引上げは、大人の入所施設である養護老人ホーム、身体障害者更生施設の最低基準において、3. 3㎡/人以上とされていたこととの並びをとって行ったもの。(その後、養護老人ホームは10. 65㎡/人以上、障害者支援施設は9. 9㎡/人以上に引き上げられている)

(4) 最低基準における居室定員の上限の改正経緯

	昭和23年	昭和36年	平成23年6月～
児童養護施設	15人以下		4人以下 (乳幼児のみの居室は6人以下)
情緒障害児短期治療施設		5人以下	4人以下
児童自立支援施設	15人以下		4人以下

(5) 居室面積（1人当たり）の分布

	今回改正前基準	今回改正後基準	1人当たりの寝室・居室面積の分布 ※()内は建築年度が平成16年度以降の室についての分布						
			～2.5 ㎡	2.5～ 3.3㎡	3.3～ 4.95㎡	4.95～ 6.6㎡	6.6～ 8.25㎡	8.25～ 9.9㎡	9.9㎡ ～
乳児院	1.65㎡	2.47㎡	26% (14%)	14% (10%)	31% (43%)	19% (24%)	6% (5%)	2% (0%)	2% (5%)
児童養護施設	3.3㎡	4.95㎡	29% (13%)			31% (26%)	19% (36%)	11% (12%)	11% (14%)
0～6歳の居室	3.3㎡	3.3㎡	(47%)			(38%)	(10%)	(3%)	(2%)
0～6歳と 7歳以上混合	3.3㎡	4.95㎡	(47%)			(37%)	(11%)	(3%)	(3%)
7歳以上の居室	3.3㎡	4.95㎡	(10%)			(25%)	(37%)	(13%)	(15%)
情緒障害児 短期治療施設	3.3㎡	4.95㎡	8% (0%)			36% (45%)	26% (13%)	7% (1%)	24% (41%)
児童自立支援施設	3.3㎡	4.95㎡	28% (5%)			47% (74%)	16% (9%)	5% (7%)	4% (6%)
母子生活支援施設	3.3㎡／1 人当たり	30㎡／1 室当たり	母子生活支援施設は1室当たりの面積の分布						
			～30㎡	30～35㎡	35～40㎡		40㎡～		
			58% (11%)	20% (30%)	11% (26%)		10% (34%)		

(資料)平成20年度施設設備実態調査

(6) 居室定員の分布

	今回 改正 前基 準	今回 改正 後基 準	寝室・居室定員の分布										
			※()内は建築年度が平成16年度以降の室についての分布										
			～2人	3～ 4人	5～ 6人	7～ 8人	9～10 人	11～ 12人	13～ 14人	15～ 16人	17～18 人	19～ 20人	21人 ～
乳児院	—	—	4% (5%)	7% (14%)	17% (10%)	13% (0%)	21% (33%)	9% (14%)	4% (5%)	10% (5%)	3% (5%)	6% (0%)	6% (10%)
			1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人以上		
児童養護施設	15人 以下	4人 以下	23% (39%)	32% (39%)	13% (6%)	18% (12%)	5% (1%)	5% (2%)	1% (0%)	2% (0%)	2% (1%)		
0～6歳の 居室	15人 以下	6人 以下	(2%)	(18%)	(10%)	(23%)	(13%)	(15%)	(2%)	(5%)	(12%)		
0～6歳と7歳 以上混合	15人 以下	4人 以下	(0%)	(24%)	(8%)	(61%)	(0%)	(5%)	(0%)	(0%)	(3%)		
7歳以上の 居室	15人 以下	4人 以下	(41%)	(40%)	(6%)	(10%)	(0%)	(1%)	(0%)	(0%)	(0%)		
情緒障害児 短期治療施設	5人 以下	4人 以下	29% (41%)	31% (31%)	13% (13%)	26% (15%)	1% (0%)						
児童自立支援 施設	15人 以下	4人 以下	3% (13%)	31% (54%)	18% (6%)	30% (25%)	3% (0%)	0% (0%)	0% (0%)	1% (2%)	14% (0%)		
母子生活支援 施設	—	—	—	9% (19%)	31% (38%)	29% (21%)	22% (20%)	5% (3%)	4% (0%)	0% (0%)	0% (0%)	0% (0%)	

(資料)平成20年度施設設備実態調査

9. 里親制度の概要

- 里親は、要保護児童（保護者の無い児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
 - ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」を「養子縁組を希望する里親」等と法律上区分するとともに、
 - ・平成21年度から、養育里親・専門里親の里親手当を倍額に引き上げ
 - ・養育里親と専門里親について、里親研修を充実

種類	養育里親		養子縁組を希望する里親	親族里親
		専門里親		
対象児童	要保護児童 （保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童）	次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童 （保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童）	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと

里親に支給される手当等

里親手当 養育里親 72,000円(2人目以降36,000円加算)
(月額) 専門里親 123,000円(2人目以降87,000円加算)

※平成21年度に引き上げ(それ以前は、児童1人当たり、養育里親34,000円、専門里親90,200円)

一般生活費 乳児 54,980円、乳児以外47,680円
(食費、被服費等。1人月額)

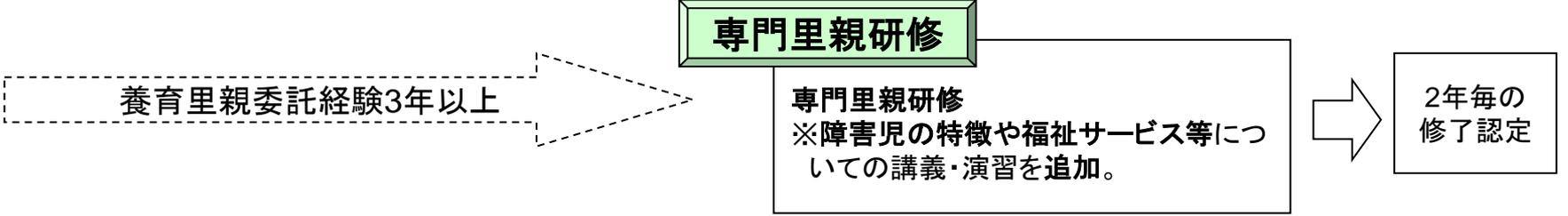
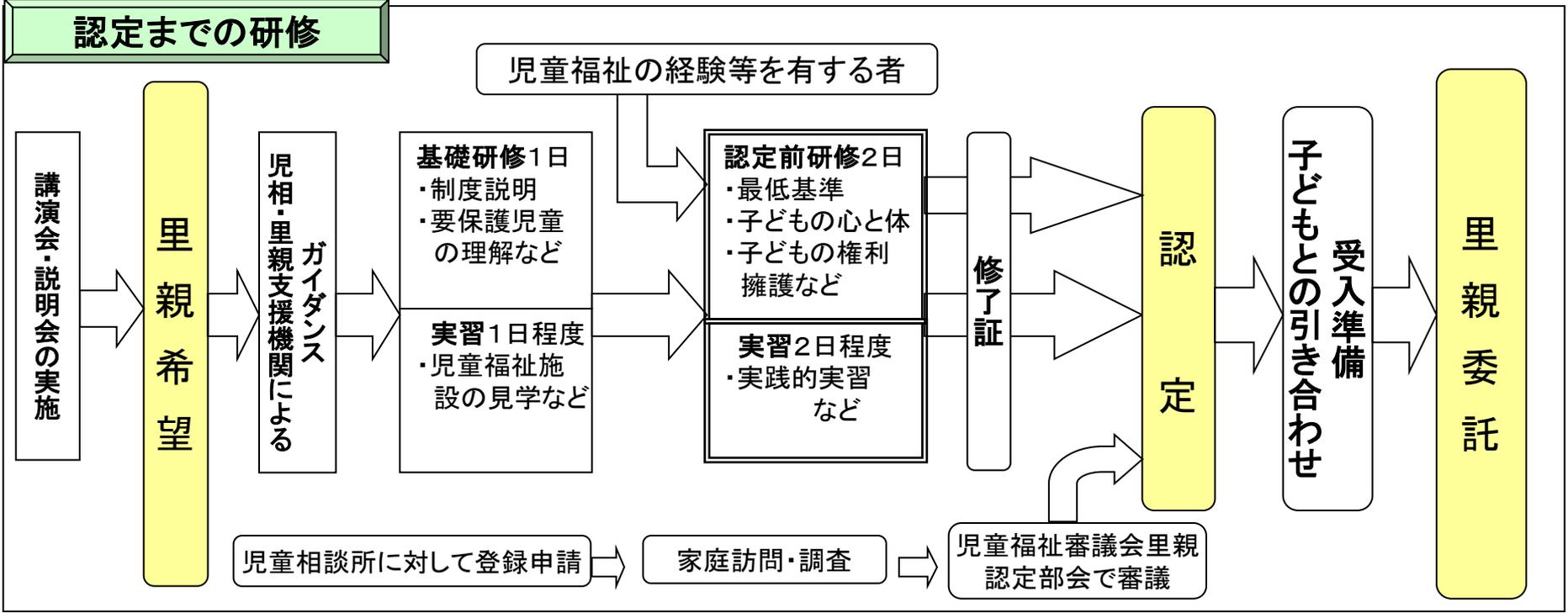
その他(幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職、大学進学等支度費、医療費等)

(参考1)里親委託の状況

		登録里親数	委託里親数	委託児童数
		7,669世帯	2,971世帯	3,876人
区分 (里親は 重複登録有り)	養育里親	6,121世帯	2,368世帯	2,993人
	専門里親	572世帯	155世帯	172人
	養子縁組里親	1,840世帯	201世帯	179人
	親族里親	367世帯	359世帯	532人

資料:福祉行政報告例(平成22年度末現在)
 ※ 福島県分の速報値を加えた数値

(参考2) 養育里親の研修と認定の流れ



(参考3) 里親研修カリキュラム(例)

・・・実施機関は、都道府県（法人、NPO等に委託可）

	目 的	期 間	内 容
(1) 基礎研修 ・ 養育里親を希望する者を対象とした基礎研修	①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する ②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等） ③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議）	1日 + 実習1日程度	①里親制度の基礎Ⅰ ②保護を要する子どもの理解について（ex保護を要する子どもの現状、児童虐待問題） ③地域における子育て支援サービス（ex地域における子育て相談・各種支援サービス等） ④先輩里親の体験談・グループ討議（ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの） ⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）
(2) 認定前研修 ・ 基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・ 本研修を修了、養育里親として認定される	社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける	2日 + 実習2日程度	①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基準） ②里親養育の基本（マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等） ③子どもの心（子どもの発達と委託後の適応） ④子どもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養） ⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関） ⑥里親養育上の様々な課題 ⑦児童の権利擁護と事故防止 ⑧里親会活動 ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 ⑩実習（児童福祉施設、里親）
(3) 更新研修 ・ 登録または更新後5年目の養育里親 ・ 登録有効期間内に受講し登録更新する	養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。	1日程度 ※未委託の里親の場合は、施設実習（1日）が必要	①社会情勢、改正法など（ex子どもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正） ②児童の発達と心理・行動上の理解など（ex子どもの心理や行動についての理解） ③養育上の課題に対応する研修（ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点） ④意見交換（ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換）

(参考4)里親制度等の改正の経緯

昭和23年1月 児童福祉法施行

- ・「里親家庭養育運営要綱」制定（昭和23年10月4日事務次官通知）

昭和63年1月 特別養子縁組制度施行

- ・民法等一部改正により特別養子縁組制度実施（昭和62年9月26日公布、昭和63年1月1日施行）
- ・「里親等家庭養育運営要綱」制定（昭和62年10月31日事務次官通知）
- ・養子縁組あっせん事業届出制度実施

平成14年10月 里親制度改正

- ・「里親の認定等に関する省令」及び「里親が行う養育に関する最低基準」を制定
- ・専門里親、親族里親の創設（養育里親、親族里親、短期里親、専門里親の4類型）
- ・「里親支援事業」実施（里親研修事業、里親養育相談事業）、「一時的休息のための援助（レスパイトケア）」実施

- ・平成16年児童福祉法改正で、里親による監護、教育、懲戒について児童福祉施設と同様の規定を追加
- ・子ども子育て応援プラン(平成16年12月)で、里親委託率を平成21年度に15%とする目標
- ・里親支援事業に、里親養育援助事業、里親養育相互援助事業を追加(平成16年4月～)
- ・里親委託推進事業実施(平成18年4月～)(児童相談所に「里親委託推進員」、「里親委託推進委員会」を設置)

平成20年児童福祉法改正と里親制度の充実

- ・里親制度の改正（養育里親と養子縁組希望里親を制度上区分。養育里親の研修の義務化。里親支援の法定化。養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4類型。里親認定省令に代わり、児童福祉法・施行令・施行規則に規定。）
- ・ファミリーホーム制度創設（平成21年4月～）
- ・里親支援機関事業実施（平成20年4月～）（「里親支援事業」及び「里親委託推進事業」を統合）
- ・里親手当の倍額への引上げ（平成21年4月～）

- ・子ども子育てビジョン(平成22年1月)で、ファミリーホームを含めた里親等委託率を平成26年度に16%の目標

平成23年度の取組み

- ・「里親委託ガイドライン」の策定（里親委託優先の原則など）（4月）
- ・ファミリーホームの措置費を新規開設半年間は、定員払いに（4月～）
- ・「社会的養護の課題と将来像」（7月）で、ファミリーホームを含めた里親等委託率を今後10数年で3割以上を目標に
- ・養育里親の欠格条項の改正（5月～、同居人が成年被後見人等となったときを欠格条項から外す改正）
- ・親族里親の定義変更（9月～、おじ・おばには、里親手当が支給される養育里親を適用）
- ・里親及びファミリーホーム指針等ワーキング（9月～）

10. 里親等委託率について

(1) 里親等委託率の状況

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成14年の7.4%から、平成23年3月末には12.0%に上昇
- 子ども・子育てビジョン（平成22年1月閣議決定）において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成26年度までに16%に引き上げる目標

(資料)福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ(各年度末現在数)

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※1		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成14年度末	28,903	84.7	2,689	7.9	2,517	7.4	34,109	100
平成15年度末	29,214	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,771	100
平成16年度末	29,750	83.3	2,942	8.2	3,022	8.5	35,714	100
平成17年度末	29,765	82.5	3,008	8.4	3,293	9.1	36,066	100
平成18年度末	29,808	82.2	3,013	8.3	3,424	9.5	36,245	100
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100

※1 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム(養育者の家庭で5~6人の児童を養育)を含む。ファミリーホームは、平成22年度末で113か所、委託児童497人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

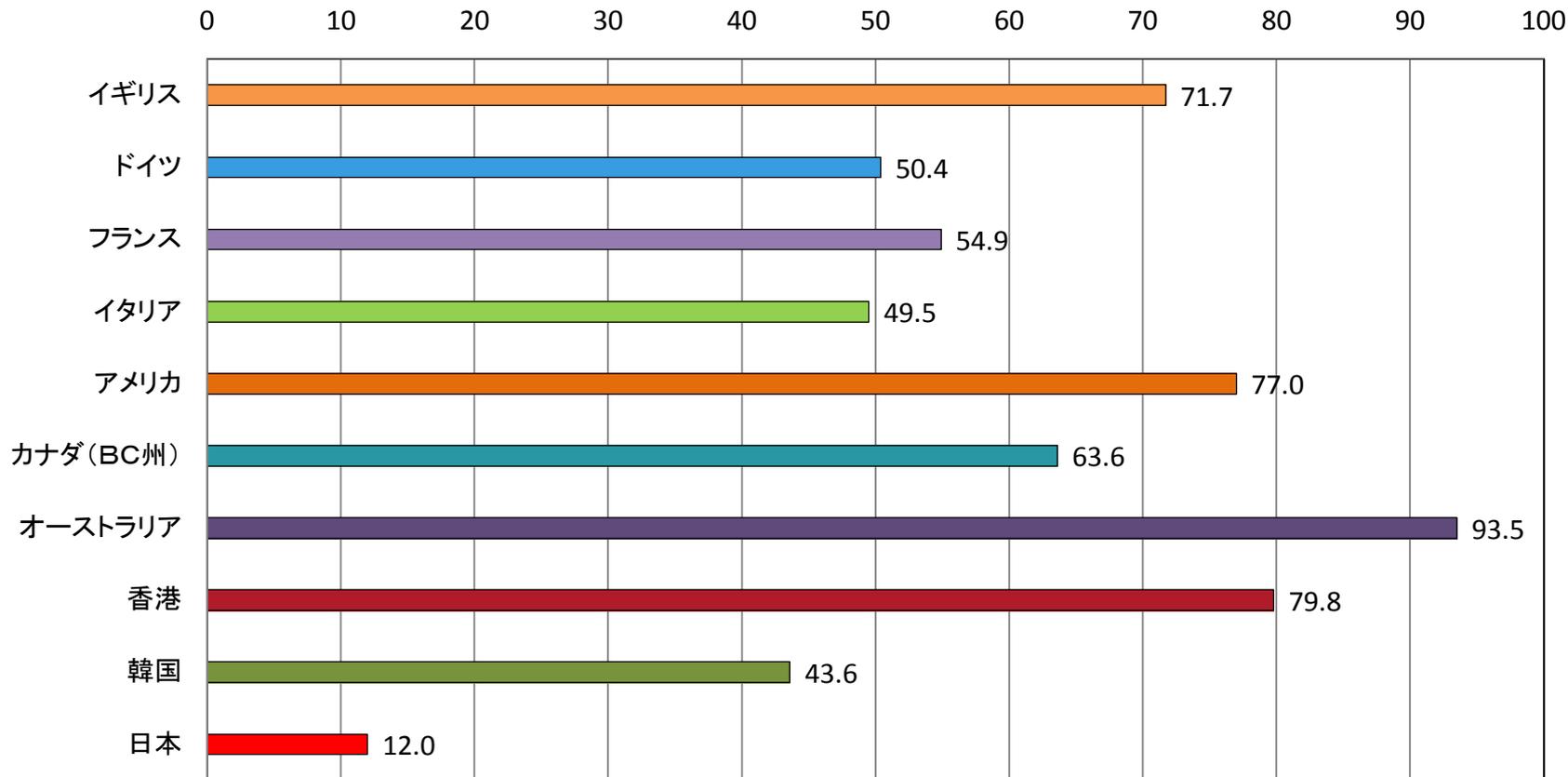
※2 平成22年度は福島県分の速報値を加えた数値。

里親等委託率

(参考) 諸外国における里親等委託率の状況

○制度が異なるため、単純な比較はできないが、欧米主要国では、概ね半数以上が里親委託であるのに対し、日本では、施設：里親の比率が9：1となっており、施設養護への依存が高い現状にある。

各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合(2010年前後の状況)(%)



※ 「家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究」主任研究者 開原久代(東京成徳大学子ども学部)(平成23年度厚生労働科学研究「社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ(被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究)」)

※ 日本の里親等委託率12.0%は、平成22年度末(2011年3月末)

※ 里親の概念は諸外国によって異なる。

(2) 都道府県別の里親等委託率の差

① 47都道府県別里親等委託率(平成23年3月末)

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

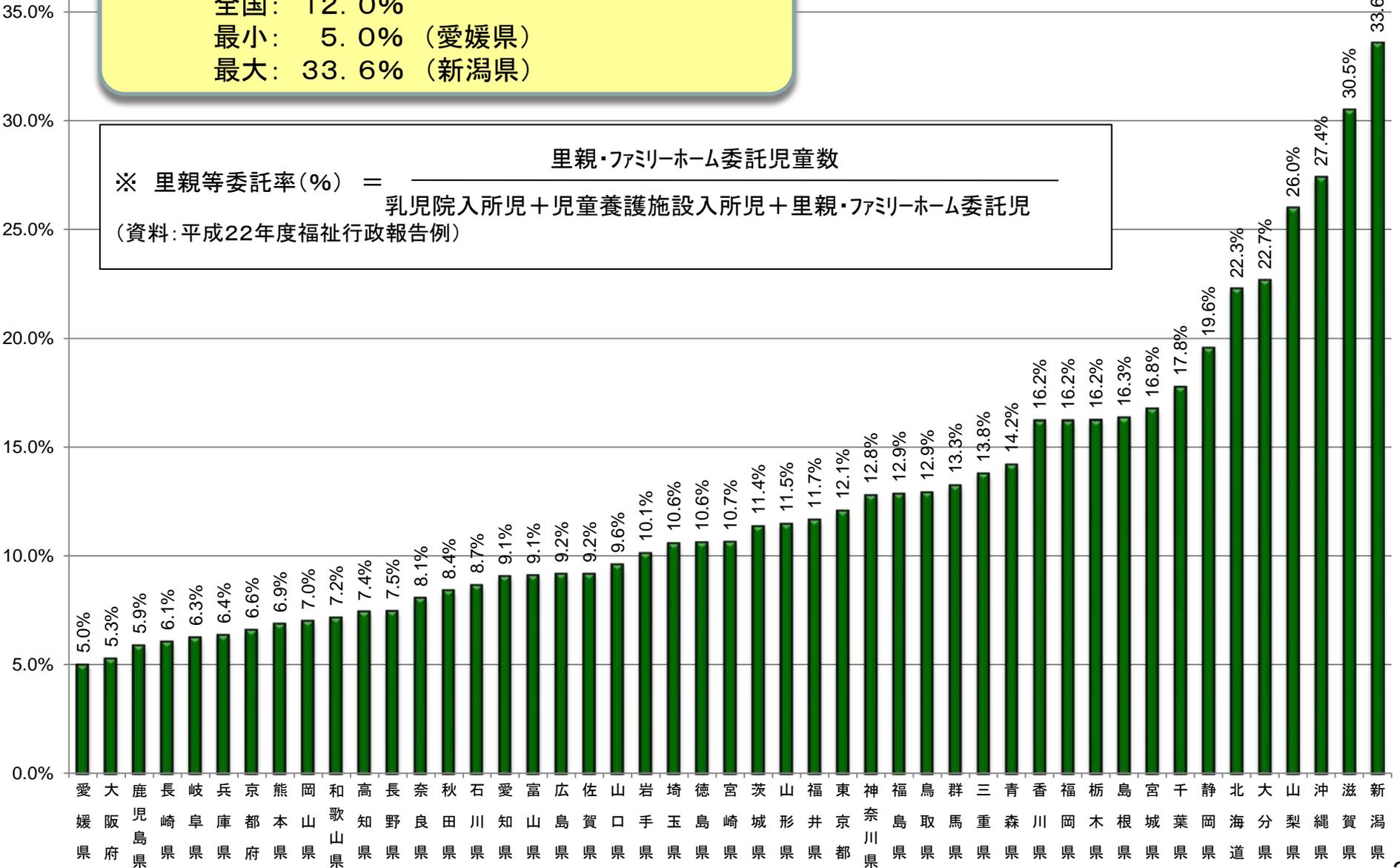
全国： 12.0%

最小： 5.0% (愛媛県)

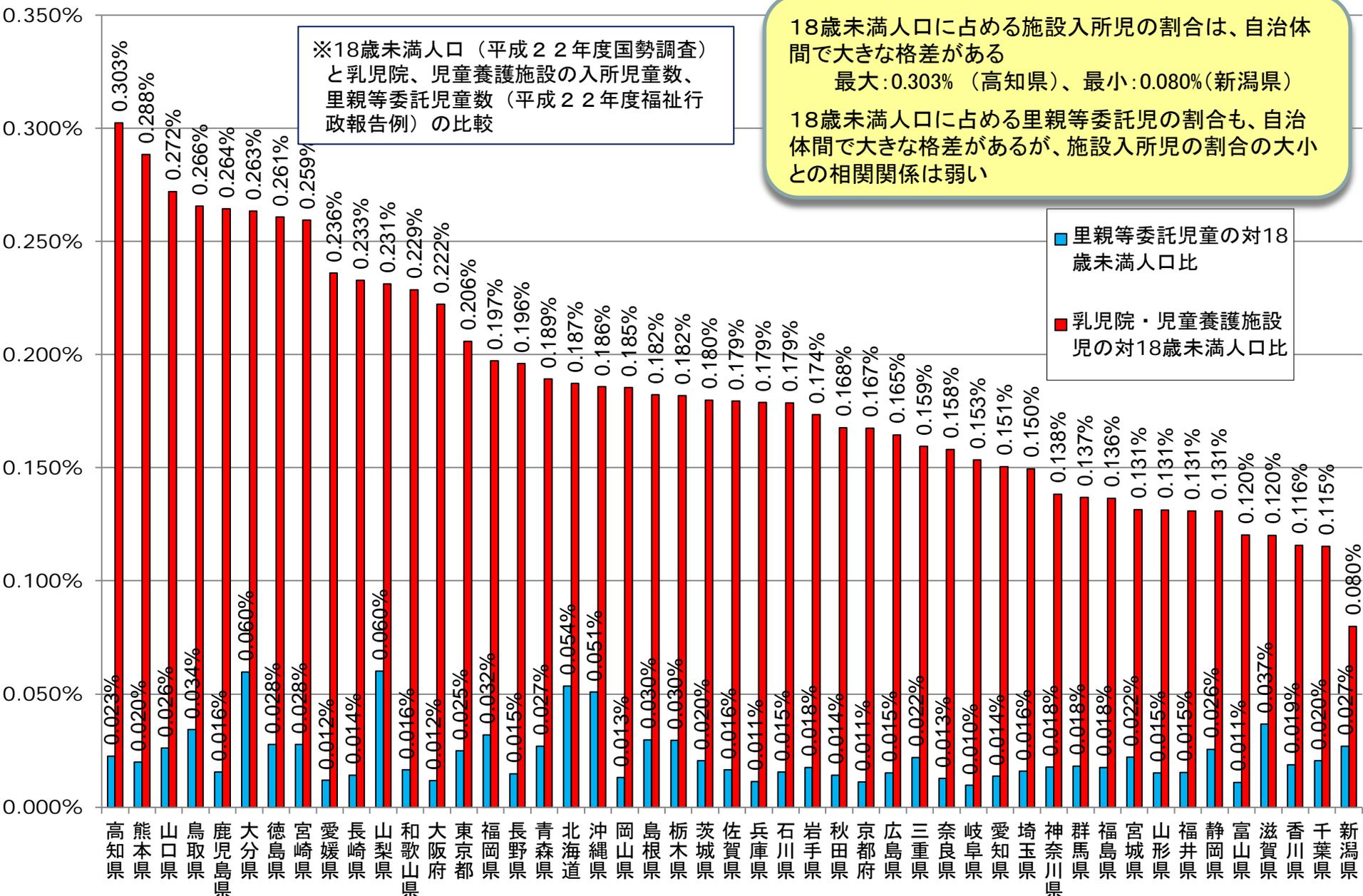
最大： 33.6% (新潟県)

$$\text{※ 里親等委託率(\%)} = \frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$$

(資料:平成22年度福祉行政報告例)



②各都道府県の18歳未満人口に占める里親等委託児童数及び乳児院・児童養護施設委託児童数の割合



(参考) 都道府県別の里親等委託、乳児院、児童養護施設の児童数と割合

(資料) 福祉行政報告例(平成23年3月末現在数)

		里親等		乳児院		児童養護施設		計
		数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	
		①	② (①/⑦)	③	④ (③/⑦)	⑤	⑥ (⑤/⑦)	⑦ (①+③+⑤)
1	北海道	435	22.3%	52	2.6%	1,467	75.1%	1,954
2	青森県	58	14.2%	27	6.6%	323	79.2%	408
3	岩手県	37	10.1%	28	7.7%	300	82.2%	365
4	宮城県	83	16.8%	68	13.7%	344	69.5%	495
5	秋田県	22	8.4%	22	8.4%	217	83.2%	261
6	山形県	28	11.5%	13	5.3%	203	83.2%	244
7	福島県	60	12.9%	20	4.3%	386	82.8%	466
8	茨城県	100	11.4%	61	6.9%	718	81.7%	879
9	栃木県	97	16.2%	74	12.4%	426	71.4%	597
10	群馬県	61	13.2%	38	8.3%	361	78.5%	460
11	埼玉県	184	10.6%	157	9.0%	1,396	80.4%	1,737
12	千葉県	198	17.8%	76	6.8%	841	75.4%	1,115
13	東京都	442	12.1%	418	11.4%	2,797	76.5%	3,657
14	神奈川県	253	12.8%	159	8.1%	1,563	79.1%	1,975
15	新潟県	100	33.6%	29	9.7%	169	56.7%	298
16	富山県	19	9.1%	21	10.1%	168	80.8%	208
17	石川県	30	8.7%	26	7.5%	290	83.8%	346
18	福井県	21	11.7%	14	7.8%	145	80.5%	180
19	山梨県	86	26.0%	22	6.6%	223	67.4%	331
20	長野県	53	7.5%	48	6.8%	607	85.7%	708
21	岐阜県	34	6.3%	33	6.1%	475	87.6%	542
22	静岡県	159	19.6%	66	8.1%	588	72.3%	813
23	愛知県	175	9.1%	195	10.1%	1,555	80.8%	1,925
24	三重県	68	13.8%	30	6.1%	395	80.1%	493

		里親等		乳児院		児童養護施設		計
		数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	
		①	② (①/⑦)	③	④ (③/⑦)	⑤	⑥ (⑤/⑦)	⑦ (①+③+⑤)
25	滋賀県	93	30.5%	34	11.1%	178	58.4%	305
26	京都府	45	6.6%	59	8.7%	576	84.7%	680
27	大阪府	166	5.3%	314	10.0%	2,649	84.7%	3,129
28	兵庫県	105	6.4%	145	8.8%	1,397	84.8%	1,647
29	奈良県	29	8.1%	31	8.6%	299	83.3%	359
30	和歌山県	26	7.2%	30	8.3%	306	84.5%	362
31	鳥取県	33	12.9%	32	12.6%	190	74.5%	255
32	島根県	34	16.3%	21	10.1%	153	73.6%	208
33	岡山県	42	7.0%	44	7.4%	511	85.6%	597
34	広島県	71	9.2%	43	5.6%	659	85.2%	773
35	山口県	59	9.6%	32	5.2%	522	85.2%	613
36	徳島県	33	10.6%	29	9.4%	248	80.0%	310
37	香川県	30	16.2%	16	8.7%	139	75.1%	185
38	愛媛県	27	5.0%	44	8.2%	467	86.8%	538
39	高知県	26	7.4%	25	7.2%	298	85.4%	349
40	福岡県	266	16.2%	143	8.7%	1,231	75.1%	1,640
41	佐賀県	25	9.2%	17	6.2%	230	84.6%	272
42	長崎県	34	6.1%	31	5.5%	494	88.4%	559
43	熊本県	61	6.9%	62	7.0%	761	86.1%	884
44	大分県	114	22.7%	15	3.0%	374	74.3%	503
45	宮崎県	54	10.7%	32	6.3%	421	83.0%	507
46	鹿児島県	45	5.9%	46	6.0%	672	88.1%	763
47	沖縄県	152	27.4%	21	3.8%	382	68.8%	555
	全国	4,373	12.0%	2,963	8.1%	29,114	79.9%	36,450

(注1) 「里親等」にはファミリーホームへの委託児童数を含む。

(注2) 各道府県の児童数と割合には、その区域内に所在する指定都市及び児童相談所設置市を含む。

(3) 里親等委託率の最近6年間の増加幅の大きい自治体

○最近6年間で、福岡市が6.9%から24.8%へ増加するなど、里親等委託率を大幅に伸ばした県・市も多い。

○これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

		増加幅 (16→22比較)	里親等委託率	
			平成16年度末	平成22年度末
1	福岡市	17.9%増加	6.9%	24.8%
2	大分県	15.3%増加	7.4%	22.7%
3	宮城県	10.5%増加	8.0%	18.5%
4	福岡県	10.3%増加	4.0%	14.3%
5	滋賀県	10.2%増加	20.3%	30.5%
6	香川県	9.7%増加	6.5%	16.2%
7	静岡県	9.0%増加	10.6%	19.6% (静岡市・浜松市分を含む)
8	栃木県	8.3%増加	7.9%	16.2%
9	山梨県	8.2%増加	17.8%	26.0%
10	佐賀県	8.0%増加	1.2%	9.2%

(4) 里親委託を推進する上での課題と取り組み

里親委託を進める上での課題

○ 登録里親確保の問題

- ・里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
- ・里親の希望する条件(性別、年齢、養子縁組可能性等)と合わない。
- ・信頼関係の構築が難しく、児童相談所として信頼できる里親に限られる。里親の養育技術向上。
- ・里子が万一のトラブルや事故に遭遇した時の里親としての責任が心配で、登録申請に至らない。 等

○ 実親の同意の問題

- ・里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい。(施設なら同意するが、里親の場合に同意しない) 等

○ 児童の問題の複雑化

- ・発達障害等児童の抱える問題等が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えてきている 等

○ 実施体制、実施方針の問題

- ・児童福祉司が虐待対応業務に追われていることから、里親委託への業務に十分に関わっていない。
- ・里親専任担当職員が配置されていないなど、里親を支援するための体制の整備が十分でない。
- ・未委託里親の状況や里親委託を検討できる児童の情報など、県内全児相での情報共有が必要
- ・職員の意識の問題として、失敗を恐れると委託に消極的になり、無難な施設を選択する等の問題 等

里親委託を推進する取り組み例

○ 広報・啓発

- ・区町村や里親会等との連携・協力
- ・里親子による体験発表会(里親の実情を知ってもらう)
- ・一日里親体験、里親希望者と施設児童との交流事業 等

○ 実親の理解

- ・養子縁組を希望する里親のイメージが強い中で、養育里親の普及を進める
- ・養育里親についての里親の意識
- ・実親の理解が得やすいファミリーホームへの委託 等

○ 里親の支援

- ・里親交流会で体験談を語り、コミュニケーションを深める
- ・里親の孤立化を防止、訪問支援
- ・里親研修、養育技術の向上
- ・地域との連携をつくり、里親によい養育環境をつくる 等

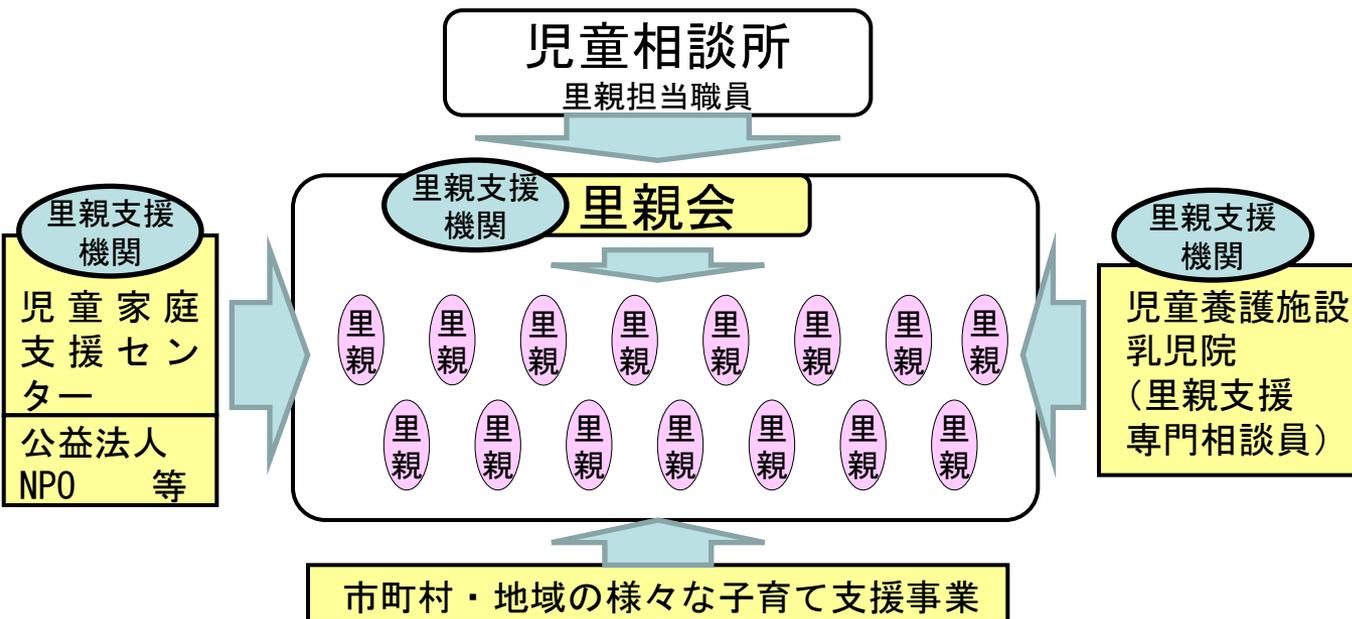
○ 実施体制、実施方針

- ・里親支援機関事業を外部に委託し、里親支援体制を充実
- ・里親会の強化
- ・里親担当職員の増員等
- ・里親委託のガイドラインの策定
- ・里親委託等推進委員会を設置し、関係機関・団体間で里親委託に対する共通認識を持ち、委託推進の機運を高める
- ・相談ケースごとに里親委託の検討。施設入所児童の中から、委託可能な児童を掘り起こし 等

(各都道府縣市へのアンケート結果より)

11. 里親委託の推進、里親支援と里親支援機関

- 里親支援機関は、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く児童養護施設や乳児院、公益法人やNPOなど、様々な主体が参加し、それぞれの特色に応じて、分担・連携し、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行う。
- 里親支援については、複数の相談窓口があることが重要。
 - ・里親会は、主に、里親サロンなどの相互交流や、里親経験を生かした訪問支援、里親によるレスパイトなど
 - ・児童家庭支援センターは、主に、専門職員による養育相談、電話相談など
 - ・児童養護施設、乳児院は、主に、施設から里親への移行支援、里親への訪問相談、電話相談、レスパイトなど
- 里親支援機関は、都道府県市の里親支援の業務を委託するもの。委託を受けて里親支援の業務に従事する者には、児童福祉法上、守秘義務が設定されており、里親名簿やケースの必要な情報を共有し、連携して対応。
- ファミリーホームに対する支援も、里親支援機関で一体的に行う（平成23年4月に実施要綱改正済）
また、平成23年4月の実施要綱改正で、里親支援の業務を、児童家庭支援センターの業務に位置づけた。



里親支援機関事業	
実施主体	
・都道府県・指定都市・児相設置市	
・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能	
里親制度普及促進事業	普及啓発 養育里親研修 専門里親研修
里親委託推進・支援等事業	里親委託支援等 里親家庭への訪問支援 里親による相互交流

里親支援機関と児童相談所の役割について

都道府県市(児童相談所)の里親委託・里親支援についての業務

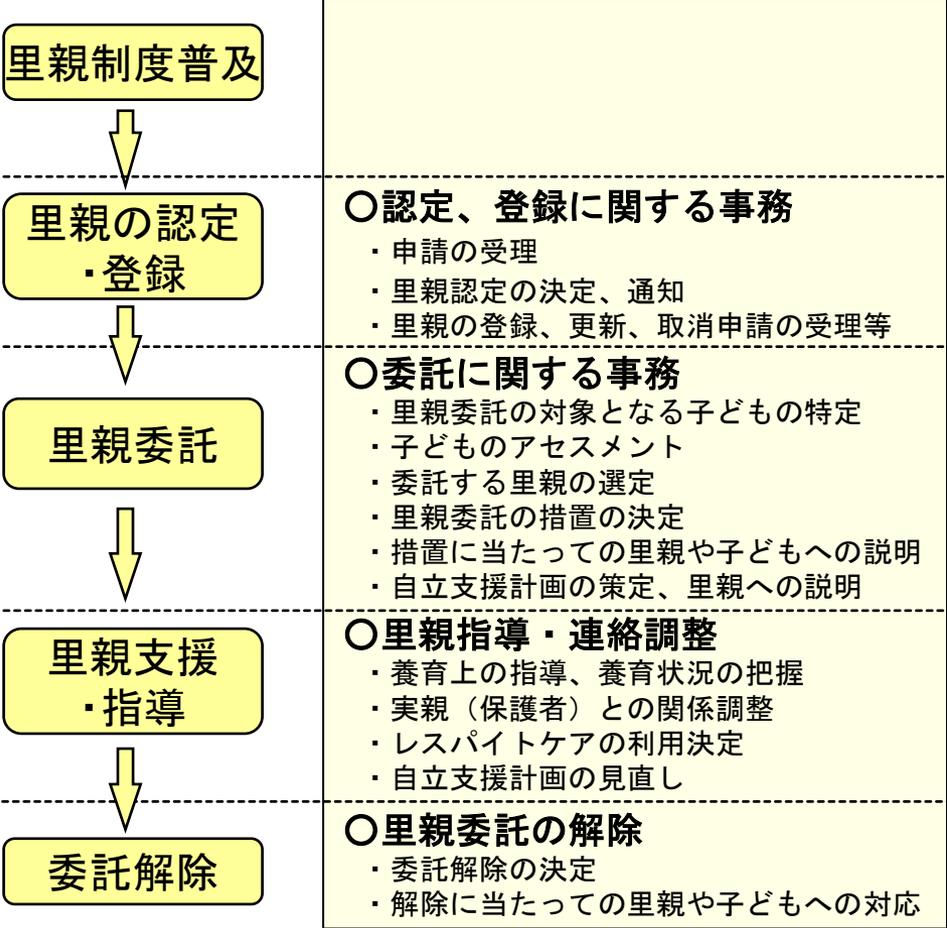
都道府県市・児童相談所が直接行う必要がある業務

・里親支援機関の協力を得ながら、児童相談所が中心となっていく。

里親支援機関に行わせること可能な業務

・児童相談所の職員が直接行ったり、児童相談所に里親委託等推進員を配置して行うほか、里親支援機関（児童養護施設・乳児院(里親支援専門相談員)、児童家庭支援センター、里親会、公益法人、NPO等）へ委託等して積極的に推進する。

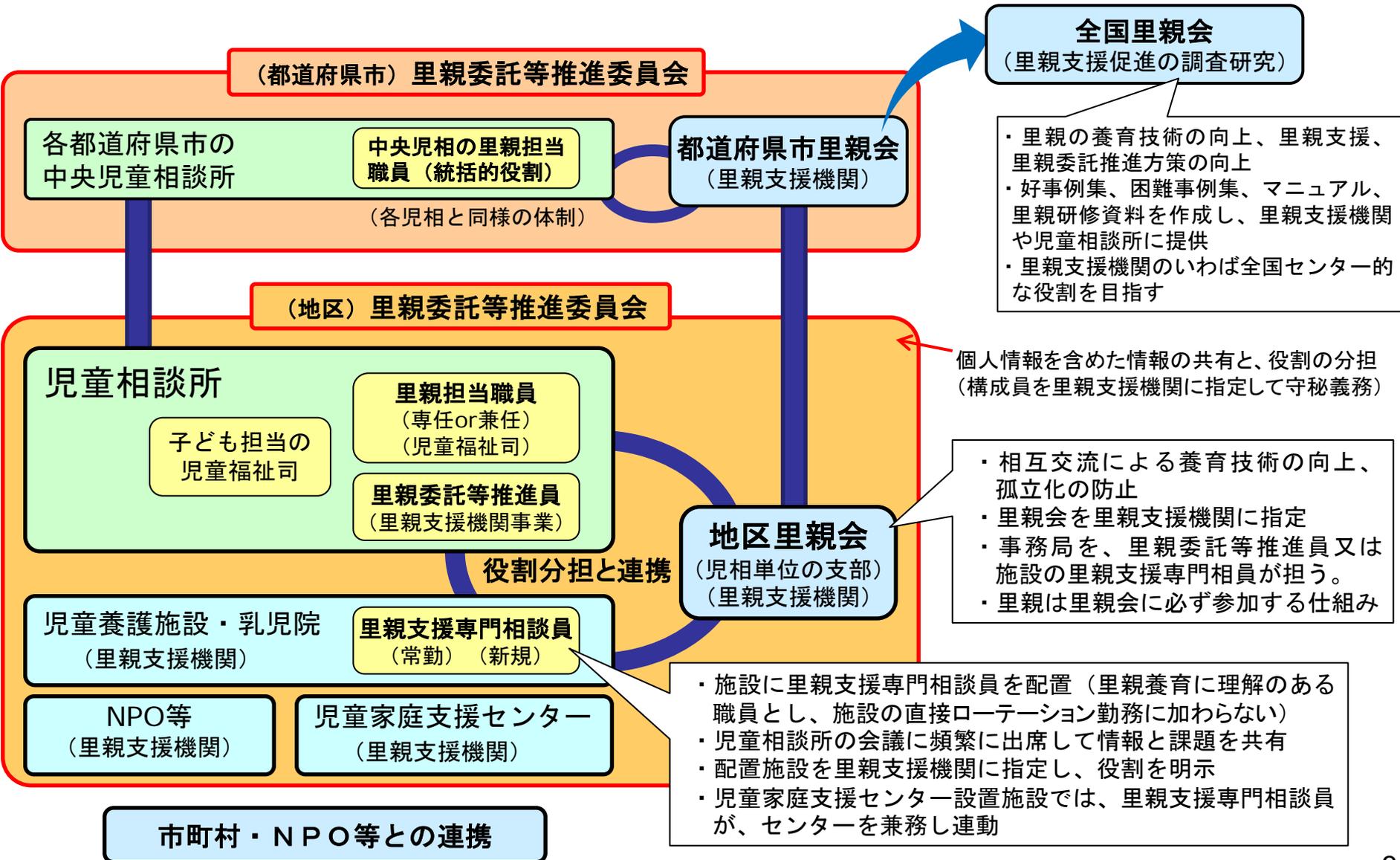
※地域の実情に応じ、各機関の特徴を生かして分担・連携
 ※里親委託等推進員や里親支援専門相談員は、全てにかかわる



- 新規里親の開拓
 - ・里親制度の広報啓発
 - ・講演会、説明会、体験発表会等の開催
- 里親候補者の週末里親等の調整
- 里親への研修
 - ・登録前研修の実施
 - ・更新研修の実施
 - ・その他の研修
- 里親委託の推進
 - ・未委託里親の状況や意向の把握
 - ・子どもに適合する里親を選定するための事前調整
 - ・里親委託の対象となる子どもの特定のための事前調整
- 里親家庭への訪問、電話相談
- レスパイトケアの調整
- 里親サロンの運営(里親の相互交流)
- 里親会活動への参加勧奨、活動支援
- アフターケアとしての相談

里親支援の体制整備

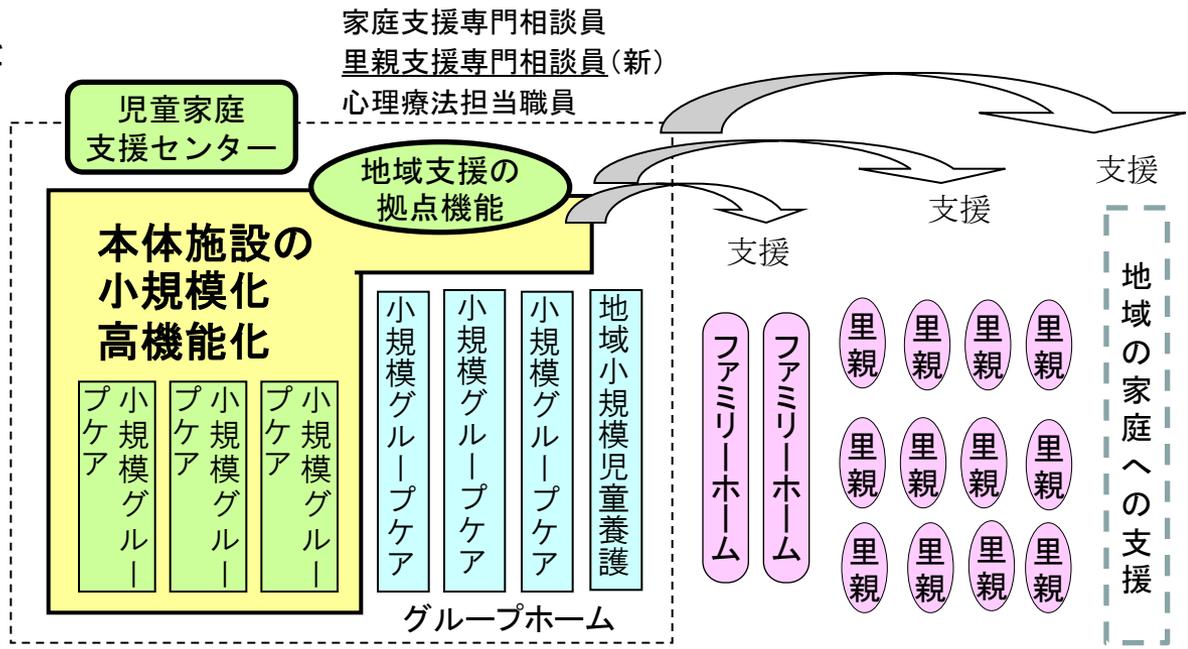
○各児童相談所単位で、児相の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会の里親支援担当者、施設の里親支援専門相談員、児童家庭支援センターの職員等が、チームとして、里親委託推進・里親支援の活動を行う



里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）について

- 〔趣 旨〕 ・ 施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの支援体制の充実を図るとともに、施設と里親との新たなパートナーシップを構築する。
- 〔人 材〕 ・ 社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉司資格のある者、又は施設や里親で5年以上児童の養育に従事した者であって、里親制度に理解があり、ソーシャルワークの視点を持てる人
・ 実践を積み重ねながら、里親支援の在り方を見だし、里親支援ソーシャルワークの専門性を高める。
- 〔役 割〕 ・ ①所属施設の児童の里親委託の推進、②退所児童のアフターケアとしての里親支援、③地域支援としての里親支援（児童福祉法上、施設はアフターケアの機能を持つとともに、地域住民の相談に応じる機能を持つ。）
- 〔活 動〕 ・ 里親と子どもの側に立つ専任の職員。施設の直接処遇の勤務ローテーションに入らない。
・ 児童相談所の里親担当職員や里親委託等推進員とともに、定期的な家庭訪問を行うほか、施設機能を活かした支援を含め、里親支援を行う。
・ 児童相談所の会議に出席して情報と課題を共有する。
- 〔位置付け〕 ・ 配置施設を里親支援機関に指定し、役割を明示する。
・ 児童家庭支援センターを附置する施設では、里親支援専門相談員は、センターを兼務し連動する。

施設の地域支援機能の充実と家庭的養護の推進



(参考1) 里親支援機関事業の概要

里親支援機関事業

里親制度普及促進事業 (都道府県・指定都市・児相設置市単位)

補助基準額：1 都道府県市当たり 3,993千円 (平成24年度)

- ①普及促進
 - ・里親制度の広報活動を行い、新たな養育里親等を開拓する
- ②養育里親研修
 - ・養育里親として必要な基礎的知識や技術を習得する
(養子縁組里親、親族里親にも必要に応じた研修を実施)
- ③専門里親研修
 - ・被虐待児等を受け入れる専門里親の養成等を行う

里親委託推進・支援等事業 (児童相談所単位)

補助基準額：1 か所当たり 7,395千円 (平成24年度)

- 「里親委託等推進員」「里親委託等推進委員会」を置き、次の事業を行う
- ①里親委託支援等
 - ・児童と養育里親との調整等を行い、委託を総合的に推進
 - ②訪問支援
 - ・里親家庭に訪問し、児童の状態把握、里親への相談、援助等を行う
 - ③相互交流
 - ・里親、里親希望者等が集い、情報交換、養育技術の向上等を図る

実施主体

- ・都道府県・指定都市・児相設置市
- ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能

※児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)の施行により、

- ・都道府県が行わなければならない業務として、児童福祉法第11条第1項第2号へに、「里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」が規定され、
- ・同条第4項及び児童福祉法施行規則第1条の38で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事が当該業務を適切に行うことができる者と認めた者に委託することができることとされ、
- ・児童福祉法第11条第5項に、委託を受けた者の守秘義務が規定された。同法61条の3に違反した者への罰則も規定

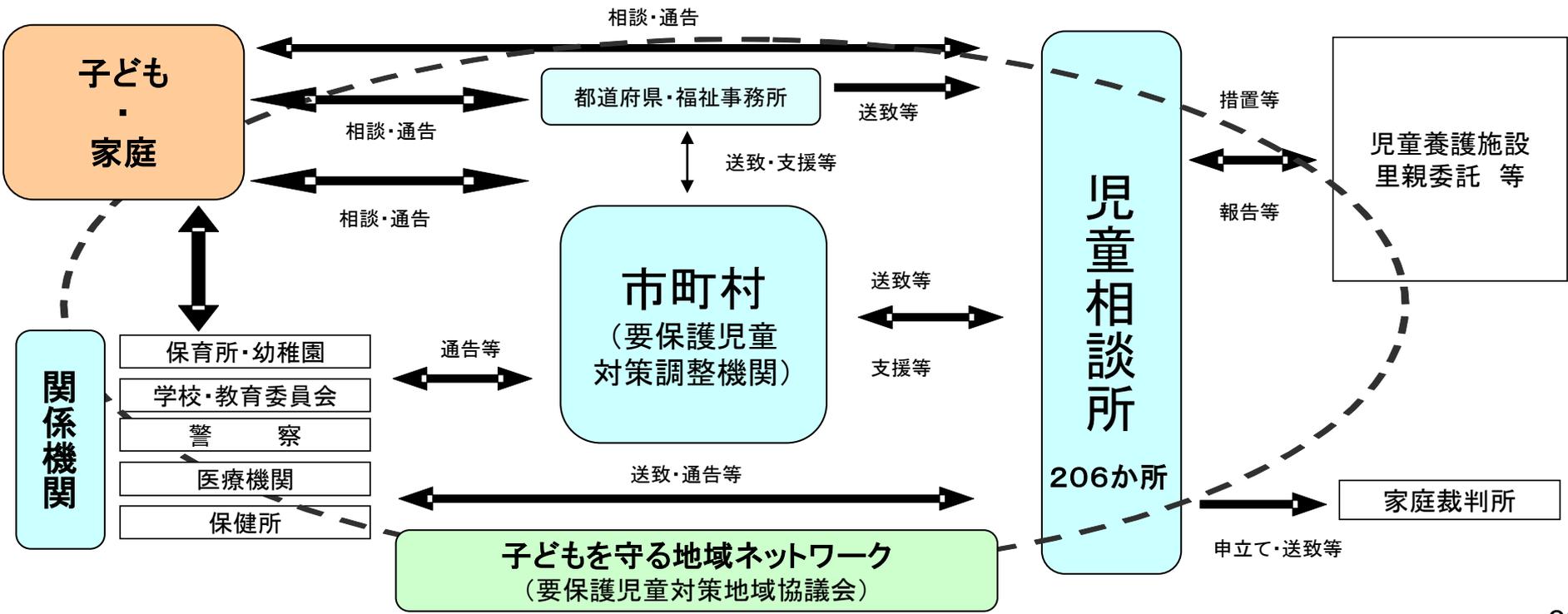
(参考2) 里親支援機関事業の実施状況 (平成23年度)

事業種別			直営	委託						
					里親会	児童家庭 支援 センター	乳児院	児童養 護施設	(社福) 母子 愛育会	公益法人 NPO法人 等
里親支援 機関事業 69自治体 (全都道 府県・指 定都市・ 児童相談 所設置 市)	里親制度 普及促進 事業	普及啓発	42	27	12	5	1	2	0	7
		養育里親研修	51	29	9	4	4	6	0	6
	68自治体	専門里親研修	12	71	3	1	1	3	59	4
	里親委託 推進・支 援等事業	里親委託支援等	50	13	5	2	1	2	0	3
		訪問支援	47	15	1	5	3	2	0	4
		60自治体	相互交流	31	37	23	5	1	2	0
実施自治体・受託機関数			62	154	30	9	12	33	59	11

家庭福祉課調べ (平成23年4月)

12. 市町村における要保護児童対策

- 平成16年の児童福祉法改正で、市町村による相談や、「要保護児童対策地域協議会」が法定化され、虐待を受けた児童、非行児童などの要保護児童対策について、地域の関係機関が連携する体制が設けられた。
 - ・児童福祉、保健医療、教育、警察、人権など関係機関の連携
 - ・虐待を受けた児童や非行児童などの対策
 - ・一時保護や施設入所等を要する場合は児童相談所へつなぐ
- 平成17年4月に、「市町村児童家庭相談援助指針」等の策定
- 平成20年の児童福祉法改正で、虐待予防に資する「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」等が法定化された。
- 社会的養護の施設が要保護児童対策地域協議会に参加して地域支援の連携を図ったり、養育支援訪問事業を市町村から受託するなどの取組が重要。



13. 社会的養護の充実のためのこれまでの取組

社会的養護の体制については、虐待を受けた児童や発達障害のある児童の増加などを受けて、充実のための取組が進められてきた。

平成9年児福法改正から平成16年児福法改正の頃までの主な取組

①施設類型・機能の見直し

- ・養護施設、教護院、母子寮等の名称・機能の見直し、虚弱児施設を児童養護施設に類型統合(平成9年改正)
- ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の創設(平成9年改正)
- ・児童養護施設と乳児院の年齢弾力化(平成16年改正)
 - 〔・乳児院: 2歳未満の乳児院 → 必要な場合は幼児(小学校就学前)を含む
 - ・養護施設: 乳児を除く児童 → 必要な場合は乳児を含む
- ・地域住民に対する児童の養育に関する相談助言を規定(平成15年改正)
- ・アフターケアを位置付け(平成16年改正)

②地域化、小規模化の推進

- ・児童家庭支援センターの創設(平成9年改正)
- ・里親の最低基準制定、専門里親・親族里親創設(H14)
- ・地域小規模児童養護施設(H12)、小規模グループケア(H16)

③措置費による加算職員の配置

- ・心理療法担当職員(H11)→児童自立支援施設にまで拡大・常勤化(H16)
- ・家庭支援専門相談員(H11)→児童養護施設等のうち全施設に拡大・常勤化(H16)
- ・個別対応職員(H13)→児童養護施設等のうち全施設に拡大(H16)・常勤化(H20))

④施設基準の充実

- ・施設整備費の基準面積の引上げ(居室7.1㎡→9.0㎡、全体23.5㎡→25.9㎡、H12)
- ・最低基準の居室面積の引上げ(2.47㎡→3.3㎡、H10)

⑤行政体制

- ・市町村の役割の明確化(相談対応を明確化)、要保護児童対策地域協議会の法定化(平成16年改正)
- ・児相設置市の創設(平成16年改正)





平成20年児福法改正時からの主な取組

- 里親制度等の推進
 - ・里親制度の改正(養育里親制度、里親支援機関の創設等)
 - ・里親手当の倍額への引上げ
 - ・ファミリーホーム創設
- アフターケア事業の充実
 - ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)について20歳未満に対象拡大し、予算措置も増額
 - ・地域生活・自立支援事業(モデル事業)の実施(平成20年度～)→平成22年度から、退所児童等アフターケア事業
- 施設の質の向上
 - ・基幹的職員(スーパーバイザー)の養成・配置
 - ・被措置児童等虐待防止
- 計画的整備
 - ・次世代法の都道府県行動計画における社会的養護の提供体制の計画的整備 等
 - ・平成22年1月に、子ども・子育てビジョンにおいて、整備目標を設定



今後の取組

- 被虐待児や障害のある子どもの増加に対応した、社会的養護の質・量の拡充
- より家庭的な養育環境を実現するための、施設の小規模化や里親委託の推進
- 社会的養護の児童の自立支援策の推進 等

14. 平成23年に実施した事項

- (1) 当面の各種実施要綱改正による運営の弾力化（3月30日）
- (2) 里親委託ガイドラインの策定、里親委託運営要綱の改正（3月30日）
- (3) 国連の児童の代替的養護に関する指針の仮約を作成して周知（3月30日）
- (4) 東日本大震災で両親を無くした児童について親族による里親制度を弾力適用（4月・5月～）
- (5) 児童虐待の防止等のための親権制度の見直し（民法及び児童福祉法の改正、6月3日公布）
- (6) 児童福祉施設最低基準の当面の見直し（6月17日公布施行）
- (7) 「社会的養護の課題と将来像」とりまとめ
 - ・ 児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会（6月30日）
 - ・ 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会（7月11日）
- (8) 子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ（7月29日少子化社会対策会議決定）
 - ※都道府県は、社会的養護等の専門性が高い施策を引き続き担うこととし、市町村と都道府県の連携を確保。
 - ※社会保障・税一体改革成案（6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定）でも、社会保障の主な改革項目の中で、子ども子育ての分野に、社会的養護の充実が記載
- (9) 子どもシェルターに自立援助ホームを適用して補助対象とする通知改正（7月19日）
- (10) 妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について通知（7月27日）
- (11) 社会的養護の課題と将来像」に基づく当面の省令改正（9月1日公布）
 - ・ 施設長の資格要件の最低基準への規定及び施設長研修の義務化
 - ・ 社会的養護の施設の第三者評価の義務化
 - ・ 親族里親の要件の見直し（おじ・おばに養育里親として里親手当を支給）
 - ・ 自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置情報の提供方法の見直し
- (12) 平成23年度子ども手当特別措置法（8月30日公布。10月施行）により、施設・里親措置の子どもについては、子ども手当を施設・里親に支給
- (13) 施設運営指針及び里親等養育指針等について6つのワーキングによる検討（8月30日～）
- (14) 児童福祉施設最低基準の条例委任化のための従うべき基準・参酌すべき基準の策定（10月7日公布）
- (15) 児童養護施設等及び里親等の措置延長、措置継続、再措置等について通知（12月28日）

(1) 当面の実施要綱改正等の概要(平成23年4月実施)

1. 小規模グループケアの実施要綱改正

①定員要件の弾力化

- ・ 児童養護： 「原則6人」→「原則6人～8人」
- ・ 情短、児童自立： 「原則5人」→「原則5人～7人」
- ・ 乳児院： 「原則4人」→「原則4人～6人」

②グループ数要件の緩和

- ・ 「1施設2グループまで。ただし、次の要件を満たす施設は、3グループまで指定可能
(要件)小規模グループケアを5年以上実施、研修の受入、各都道府県原則1施設」

→「1施設2グループまで。ただし、次の要件を満たす施設は、6グループまで指定可能。

(要件)施設の小規模化・地域分散化を推進する計画(本体施設を全て小規模グループケア化、ファミリーホームを2か所以上開設、本体施設定員を児童養護施設は45人以下、乳児院は35人以下としていく内容)を策定するとともに、里親支援を行う。」

③管理宿直等職員の配置の要件緩和

- ・ 3か所以上の小規模グループケアを行う施設を対象に追加

④居室面積の基準の引上げ

- ・ 児童養護施設1人3.3㎡以上 → 小学校以上は4.95㎡

⑤毎年度指定の不要化

- ・ 都道府県知事等が毎年度指定する方式から、一度指定されれば継続する方式に改め、事務を簡素化

2. 地域小規模児童養護施設の設置運営要綱改正

①設置要件の弾力化等

- ・ 本体施設の入所率90%を下回らないという要件の廃止。
- ・ 本体施設の定員の一部を地域小規模児童養護施設に振り替えることを可能とする。

②居室面積の基準の引上げ

- ・ 1人3.3㎡以上 → 小学校以上は4.95㎡

③毎年度指定の不要化

- ・ 都道府県知事等が毎年度指定する方式から、一度指定されれば継続する方式に改め、事務を簡素化

3. 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）実施要綱改正、措置費交付要綱等改正

①自立援助ホームの措置費の定員払い（運営の安定化）

- ・平成21年度より、児童の毎月の現員数に基づいて措置費（事務費）を計算しているが、自立援助ホームは、性質上、入所児童数の変動が大きいことから、児童養護施設と同様に、定員に基づく計算方法に改める。

4. 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施要綱改正、措置費交付要綱等改正

①ファミリーホームの新設後半年間の定員払い（新設時の運営の安定化）

- ・平成21年度の制度創設より、児童の毎月の現員数に基づいて措置費（事務費）を計算しているが、ファミリーホームは、新設当初は、措置児童数が少ない場合があることから、新設後6か月間に限り、定員に基づく計算方法に改める。

②ファミリーホームについて、①養育里親経験者が開設する場合、②施設職員経験者が開設する場合、③施設設置法人が開設する場合を明示

③ファミリーホームの養育者及び補助者は、里親に準じて養育里親研修又は専門里親研修の受講に努める旨を規定。

5. 児童家庭支援センター設置運営要綱の改正

- 児童家庭支援センターの業務に、里親及びファミリーホームに対する支援を加える。

6. 里親支援機関事業実施要綱の改正

- 里親支援機関事業を委託できる者として、里親会、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPO等を明示。
- 里親支援機関事業の委託先には、児童福祉法上、守秘義務がかかることを周知。
- 里親支援機関事業の内容に、ファミリーホームに対する支援を加える。

7. 里親制度運営要綱の改正

- 里親認定の要件、手続き等をわかりやすく整理。

8. 里親委託ガイドラインの策定

- 里親委託優先の原則を明示
- 里親委託を推進するため、里親委託の運営方法についての留意事項を整理。

(2) 里親委託ガイドラインの概要（平成23年3月30日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

1. 里親委託の意義

- 何らかの事情により家庭での養育が困難となった子ども等に、家庭環境の下で養育を提供する里親制度は、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。
- 社会的養護を必要とする子どもは、様々な課題を抱えており、多様な子どもに対応できる里親を開拓し、社会的養護の担い手としての里親の集団を形成する必要がある。

2. 里親委託優先の原則

- 家族を基本とした家庭は、子どもの成長、福祉及び保護にとって自然な環境である。里親家庭に委託することにより、
 - ①特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、安心感、自己肯定感、基本的信頼感を育むことができる、
 - ②家庭生活を体験し、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることができる、
 - ③家庭生活での人間関係を学び、地域社会での社会性を養い、生活技術を獲得できる、などが期待でき、社会的養護では、里親委託を優先して検討するべきである。
- もっとも、里親の数の確保が不十分であり、様々な課題を抱える子どもに対応できる里親も少ない現状から、施設養護の役割も大きく、その質の充実に努める必要がある。

3. 里親委託する子ども

- 里親委託する子どもは、保護者の養育の可能性の有無や、新生児から高年齢児まで子どもの年齢にかかわらず、また、施設入所が長期化している子どもや、短期委託が必要な子どもなど、すべての子どもが検討の対象とされるべきである。
- 障害等や非行の問題など個別的な支援を必要とする子どもも、適切に養育できる専門里親等が確保できる場合には検討する。
- 施設での専門的なケアが望ましい場合、保護者や子どもが明確に里親委託を反対している場合、対応の難しい保護者の場合、里親と子どもが不調となり施設ケアが必要な場合などは、当面は施設措置を検討する。

4. 保護者の理解

- 里親や施設の選択は、児童相談所が子どもの利益となるよう行うが、保護者へは十分説明し理解を得るよう努める。
- 里親委託へ不安を抱く保護者へは、養育里親と養子縁組希望里親との区別を説明し、養育里親による家庭的環境が子どもの成長を促すこと、社会的養護は里親委託が原則であること、保護者と子どもとの面会等は原則可能であること等を説明し、理解を得る。
- 家庭裁判所の承認を得て行う児童福祉法第28条措置を除き、親権者の意に反して措置を行うことはできないが、意向が確認できない場合は、可能である。

5. 里親への委託

- 里親に子どもを委託する場合は、子どもや保護者のアセスメントを行い、里親の特性や力量を考慮し、子どもに最も適合した里親の選定を行う。里親への打診と説明、子どもと里親との面会交流を行い。調整期間は、できるだけ長期にならないよう努める。
- 養育里親については、長期の里親委託、短期の里親委託を活用する。

- 専門里親については、虐待等で深く傷ついている子ども、障害のある子どもや非行傾向のある子どもについては、アセスメントを丁寧に行い、慎重に委託を検討する。
- 養子縁組希望里親については、児童に温かい家庭を与え、児童の養育に法的安定性を与えるものであり、適正な養子縁組を結べるよう制度を活用する。
- 親族里親については、保護者の死亡や行方不明、拘禁に加えて、入院や疾患により養育できない場合も対象に含まれ、親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設措置を余儀なくされる場合には、親族里親の制度を利用し、一般生活費等を支給して、親族により養育できるようにする。
- 特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託については、望まない妊娠による出産で養育できない、養育しないという保護者の意向が明確な場合には、妊娠中からの相談や、出産直後の相談に応じ、里親委託までの切れ目のない支援を検討する。
- 18歳以降、20歳に達するまでの措置延長については、子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に活用する。
- 里親と子どもの不調については、不調になる兆しをできるだけ早く把握し、里親支援機関等と協力し、家庭訪問、レスパイト、相互交流など、里親家庭の支援を行う。やむを得ない場合は、委託解除を検討するが、委託解除を行う場合は、子どもと里親の双方のケアを丁寧に行う。

6. 里親の認定・登録

- 里親には、児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する深い愛情を有していることなどが求められる。
- 養育里親、専門里親については、養育可能な年齢であるかどうかを判断し、年齢の上限については柔軟な対応をする。養子縁組を前提とする里親は、子どもが20歳に達した時に、里親の年齢が概ね65歳以下であることが望ましい。

7. 里親への支援

- 里親委託を推進するためには、里親の居住する市区町村や里親支援機関、児童家庭支援センター等と連携し、里親の資質向上を図る研修や、里親が孤立することのないよう、里親支援を行う。
- 里親委託後は定期的な家庭訪問を行い、里親や子どもの状況を把握する。また、里親の相互交流や、地域の子育て情報の提供、里親の一時的な休息のための支援（レスパイト）、相談など、里親支援を行う。

8. 子どもの権利擁護

- 里親は子どもの最善の利益を実現する社会的養護の担い手であり、子どもの権利擁護を実践する。里親に委託された子どもには、「子どもの権利ノート」を配布し、これからの生活が安全で安心できるものであること、子どもが自分の意見を述べることができ、大人と一緒に考えることができることなどを伝える。里親に対しては、被措置児童等虐待対応ガイドラインについて、研修等で周知する。

9. 里親制度の普及と支援の充実

- 市区町村や里親会と連携し、広報や、里親の体験発表会等を行い、里親制度の普及に努め、新たな里親を開拓する。
- 児童相談所に里親委託を推進する担当者を配置し、体制の整備や充実を図る。里親支援機関を、里親会や、児童家庭支援センター、施設、NPO法人等へ委託し、広く連携する。児童養護施設等は、施設機能を地域に分散させ、里親支援など、地域での社会的養護を支える役割を充実していく。

(3) 児童福祉施設最低基準の当面の見直しの概要 (平成23年6月17日公布施行)

1. 職員配置基準関係

(1) 加算職員の配置の義務化

① 家庭支援専門相談員

※ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で配置義務化

※ 家庭支援専門員の要件は、社会福祉士、精神保健福祉士、施設従事経験5年以上、児童福祉司の任用資格のある者

② 個別対応職員

※ 乳児院（定員20人以下を除く）、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で配置義務化

③ 心理療法担当職員（対象者10人以上に心理療法を行う場合）

※ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設で配置義務化

※ 心理療法担当職員の要件は、大学で心理学の課程を修めて卒業し心理療法の技術を有する者 等

(2) 現行の措置費に含まれている直接職員で最低基準に明記されていないものを明記

① 乳児院

- ・ 看護師・児童指導員・保育士：1歳児 1.7:1、2歳児 2:1、3歳以上児 4:1（現在は乳児1.7:1のみ規定）
- ・ 定員10人以上20人以下の施設に、保育士を1人加配

② 母子生活支援施設

- ・ 母子支援員（母子指導員を改称）及び少年指導員を、20世帯以上施設で各2人配置（現在は各1人のみ規定）
- ・ 保育所に準ずる設備がある場合に、保育士を30:1で配置（最低1人）

③ 児童養護施設

- ・ 定員45人以下の施設に、児童指導員又は保育士を1人加配
- ・ 乳児を入所させる場合に、看護師を乳児1.7:1で配置

※ (1)①②は、経過措置として、平成23年度末までは置かないこともできる。

※このほか、児童指導員の任用資格に社会福祉士・精神保健福祉士を追加する等の改正。

2. 設備基準関係

① 居室面積の下限の引上げ

- ・ 乳児院 1人1.65㎡以上 → 2.47㎡以上
- ・ 母子生活支援施設 1人概ね3.3㎡以上 → 1室30㎡以上
- ・ 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム
1人3.3㎡以上 → 4.95㎡以上(児童養護施設の乳幼児のみの居室は3.3㎡以上)

② 居室定員の上限の引下げ

- ・ 児童養護施設 15人以下 → 4人以下(乳幼児のみの居室は6人以下)
- ・ 情緒障害児短期治療施設 5人以下 → 4人以下
- ・ 児童自立支援施設 15人以下 → 4人以下

③ 相談室の設置の義務化

- ・ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設 (情短施設は規定済)

※①②は、改正施行後に新設、増築又は全面改築される居室に、③は改正施行後に新設又は全面改築される施設に適用

※このほか、小規模グループケアやグループホームの便所は、男女別の設置を要しないこととする改正

3. 各施設の運営理念等関係

① 乳児院における養育(第23条、第25条)

- ・ 「乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し」とする等、表現の見直し。
- ・ 家庭環境の調整、関係機関との連携について規定。

② 母子生活支援施設における生活支援(第29条)

- ・ 「生活指導」の規定を「生活支援」に変更するとともに、「母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう」の字句を追加する等の見直し。
- ・ 「授産場」の規定(第30条)を削除(現在は、設置されていないため)

③ 児童養護施設における養護（第44条、第45条）

- ・「養護」全体についての規定を設け、「児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない」旨を規定。
- ・「生活指導」について、「将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように」を追加。
- ・「学習指導」の規定を追加し、「適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう」支援する旨を規定。
- ・「職業指導」の規定を見直し、「適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう」支援する旨を規定。

④ 情緒障害児短期治療施設における心理療法、生活指導、家庭環境の調整（第76条）

- ・家庭環境の調整について、「保護者に児童の状態及び能力を説明」「親子関係の再構築等が図られるよう」等の表現の見直し。

4. 総則関係

① 運営の一般原則（第5条）

- ・人権と人格の尊重、地域との交流連携、保護者等への説明、自己評価等を規定

② 施設職員の一般要件の規定（第7条、第7条の2）

- ・人間性と倫理観、自己研鑽の文言を追加

③ 衛生管理の規定（第10条）

- ・入浴回数1週2回以上という規定を、希望等を勘案し に改める

④ 食事の規定（第11条）

- ・食を営む力の育成（食育）の文言を追加。
- ・小規模グループケアやグループホームで調理する場合は、あらかじめ作成した献立に従う旨の規定を弾力化。

(4)「社会的養護の課題と将来像」に基づく当面の省令改正の概要(平成23年9月1日公布)

1. 施設長の資格要件の最低基準への規定及び施設長研修の義務化(児童福祉施設最低基準の改正、公布日施行)

- 社会的養護の施設長の資格要件については、これまで、児童自立支援施設を除き、児童福祉施設最低基準に規定がない。社会的養護の施設には、施設長による親権代行等の規定があり、本年の民法等改正でもその役割が重くなるとともに、被虐待児の増加等により、施設運営の質の向上が求められており、施設長の役割は大きい。このため、社会的養護の施設について、施設長の資格要件を最低基準に規定するとともに、施設長研修を義務化する。

○施設長の資格要件

- ・乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び母子生活支援施設の施設長は、次のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、施設の運営能力を有するものでなければならない。

- (a) 精神保健又は小児保健に学識経験を有する医師(乳児院は、小児保健に学識経験を有する医師)
- (b) 社会福祉士
- (c) その施設と同じ種別の施設に3年以上勤務した者
- (d) 上記と同等以上の能力を有する者であると都道府県等が認める者で、次のイ～ハの期間の合計が3年以上のもの又は全国社会福祉協議会の施設長講習課程を修了したもの
 - イ 児童福祉司資格者にあつては、児童福祉事業(本庁児童担当課等を含む)の従事期間
 - ロ 社会福祉主事資格者にあつては、社会福祉事業の従事期間
 - ハ 社会福祉施設の勤務期間(イ又はロの期間を除く)

※施設長就任時の研修を行う「厚生労働大臣が指定する者」は、全国乳児福祉協議会、全国児童養護施設協議会、全国情緒障害児短期治療施設協議会、全国母子生活支援施設協議会を指定。

※施行の際現に施設長である者には、この資格要件の規定は適用しない。

※家庭裁判所からの送致があるなど特別の位置づけがある児童自立支援施設の施設長には、従来より規定があり、施設長研修は国立武蔵野学院が実施。上記(a)は、精神保健に学識経験のある医師。上記(c)(d)は5年以上(国立武蔵野学院講習修了者は3年以上)。(d)の全国社会福祉協議会の施設長講習課程修了は該当しない。

○2年に1回以上の施設長研修の受講の義務化

- ・乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の施設長は、2年に1回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。

※研修は、厚生労働大臣が指定する上記の施設種別団体が行う(児童自立支援施設は、全国児童自立支援施設協議会)

2. 社会的養護の施設の第三者評価の義務化（児童福祉施設最低基準の改正、平成24年4月1日施行）

- 第三者評価は、施設が任意で受ける仕組みであるが、社会的養護の施設は、子どもが施設を選べない措置制度であり、親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の実施を義務付ける。
- 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設は、定期的に外部の者による評価を受けるとともに、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならないことを最低基準に定める。
- 具体的には、3年に1回以上の受審を義務づけ、第三者評価を行わない年には自己評価を行うこととし、また、第三者評価が低かった施設が改善をして翌年再度第三者評価を受けることも望ましいこととする。
 - ※ 第三者評価基準については、種別の指針等ワーキングで検討の上で、年度内に全国のガイドラインの見直しを行い、その後、各都道府県で平成24年度前半に見直しを行い、実質的に、24年度後半に義務化後の第三者評価を行えるようにする予定。
 - ※ ファミリーホーム及び自立援助ホームは、小規模であること等から、現行の努力義務規定のとおりとする。

3. 親族里親の要件の見直し（児童福祉法施行規則の改正、公布日施行）

- これまで民法の扶養義務との関係を考慮し、3親等以内の親族による里親は親族里親とし、親族里親には、子どもの養育費用を支給しているが、里親手当は支給していない。
 - ※親族里親には、一般生活費（月額47,680円）や教育費等を支給しているが、里親手当（月額72,000円）は支給していない。これは、3親等内親族には、民法上、扶養義務があるか又は課されることがあることを踏まえ、養育の実費に限ったもの。
 - ※民法第877条第1項「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。」、同条第2項「家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。」
- しかし、3親等内の親族のうちでも、直系血族（祖父、祖母）や兄弟姉妹と異なり、おじ、おばには、特別な事情がある場合に家庭裁判所が審判で扶養義務者とする場合を除き、扶養義務はない。
 - このため、児童福祉法施行規則の親族里親の定義を変更し、扶養義務者でないおじ、おばについては、養育里親制度を適用し、里親研修の受講を要件とした上で里親手当を支給し、児童の引受けを促す。
 - ※ 施行の際現に受けている親族里親の認定については、なお従前の例による。（認定の変更は可能）
 - ※ 親族が養育里親となる場合は、養育里親研修は、親族が里親になる場合に必要性の高いものに限定できる。

4. 自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置情報の提供方法の見直し（児童福祉法施行規則の改正、公布日施行）

- 自立援助ホーム及び母子生活支援施設は、入所希望者が行政に入所を申し込む仕組みであり、その選択に資するため、児童福祉法施行規則で、施設の情報を自由に利用できるような方法で提供することとされている。しかし、今般、自立援助ホームの制度の適用を可能とした「子どもシェルター」のように、虐待を受けた児童等の緊急の避難先であるため、位置情報の自由な提供は適切ではない場合がある。母子生活支援施設も、DVを受けた母子が生活しており、同様である。
- このため、児童福祉法施行規則を改正し、自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置情報の提供は、入所者の安全確保のため必要があるときは、入所希望者等に直接提供する方法によることとする。

(5) 児童福祉施設最低基準の条例委任について

1. 改正の背景

- 地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月7日）で方針が示された3つの重点事項（（a）施設・公物設置管理の基準、（b）協議、同意、許可・認可・承認、（c）計画等の策定及びその手続）のうち、地方要望分に係る事項を中心に、地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）に基づき関連法律を改正。
- 地方分権改革推進計画において、施設等の基準を条例に委任する場合における国の基準の類型は、次のとおりとされた。
 - ① 従うべき基準： 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
 - ② 参酌すべき基準： 地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの
 - ③ 標準： 法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

2. 改正の概要

○ 児童福祉法の改正

- ・ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年5月2日公布）により、児童福祉法を改正。（平成24年4月1日施行）



- ・ 児童福祉施設の人員・設備・運営基準を、都道府県等の条例に委任
- ・ 人員、居室面積、人権侵害防止等の厚生労働省令で定める基準を「従うべき基準」とし、その他の基準を「参酌すべき基準」とする

※ただし、施行日から1年を超えない期間内、条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準を条例で定める基準とみなす旨の経過措置が設けられている。

○ この法改正を踏まえ、児童福祉施設最低基準を、次のとおり改正（平成23年厚生労働省令第127号、平成23年10月7日公布）



- ・ 省令の名称を「児童福祉施設の施設及び運営に関する基準」に改正。
- ・ 都道府県等が条例で定める基準を最低基準と称する。
- ・ 最低基準に規定されていた各基準を「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に区分。

※保育所の居室面積基準については、厚生労働大臣が指定する地域について、「従うべき基準」を「標準」とする。（平成24年4月1日から平成27年3月31日まで）

児童福祉施設最低基準「従うべき基準」一覧表

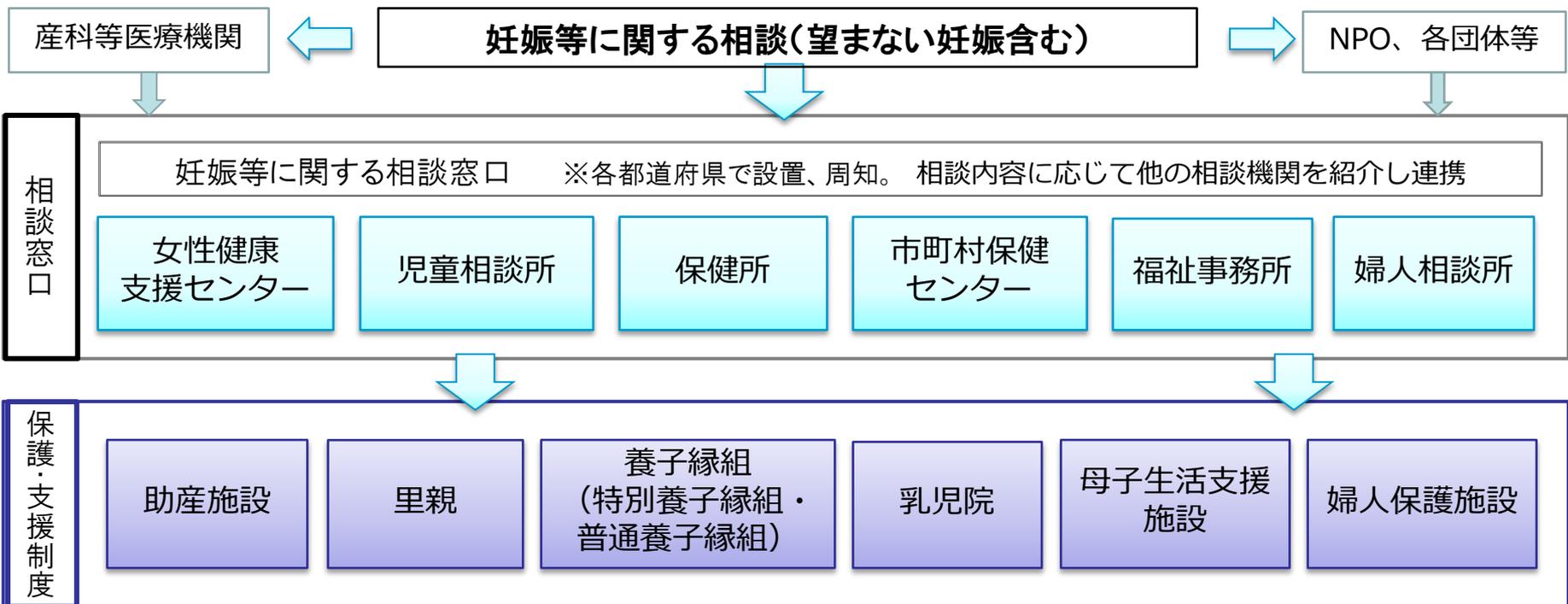
	条項	規定内容
① 人員 配置 基準	第8条ただし書(他の社会福祉施設を併置するときの設備及び職員の基準)	入所者の居室、各施設に特有の設備、入所者の保護に直接従事する職員については、併置している社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることはできない。
	第17条(第2種助産施設の職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・専任又は嘱託の助産師(医療法に配置が規定されている助産師とは別に最低1人配置) ・第2種助産施設の嘱託医の要件:産婦人科の診療に相当の経験を有する者。
	第21条(乳幼児10人以上を入所させる乳児院の職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員、(対象者10人以上に心理療法を行う場合は)心理療法担当職員 ※調理業務の全部を委託する施設は、調理員を置かないことができる。 ※乳幼児20人以下を入所させる施設は個別対応職員を置かないことができる。 ・家庭支援専門相談員、心理療法担当職員の資格要件 ・看護師の配置(最低7人配置) <ul style="list-style-type: none"> 2歳未満の乳幼児おおむね1.7人につき1人 2歳～3歳未満の幼児おおむね2人につき1人 3歳以上の幼児おおむね4人につき1人 ※看護師は、保育士又は児童指導員をもって代えることができる(ただし、乳幼児10人の乳児院には2人以上、乳幼児10人を超える場合は、おおむね10人増すごとに1人以上の看護師を配置)。 ※乳幼児20人以下を入所させる場合には、上述の保育士のほか、保育士を1人以上配置。
	第22条(乳幼児10人未満を入所させる乳児院の職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員、調理員又はこれに代わるべき者 ・看護師の配置(最低7人配置(1人を除き、保育士又は児童指導員で代替可能))
	第22条の2(乳児院の長の資格)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院の長の資格要件
	第27条、第30条(母子生活支援施設の職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・母子支援員、嘱託医、少年を指導する職員、調理員又はこれに代わるべき者、(対象者10人以上に心理療法を行う場合は)心理療法担当職員 ・母子20世帯以上を入所させる施設の場合は、母子支援員2人、少年を指導する職員2人 ・保育所に準ずる設備の保育士の配置(最低1人配置)乳幼児おおむね30人につき1人
	第27条の2(母子生活支援施設の長の資格)	<ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設の長の資格要件
	第28条(母子支援員の資格)	<ul style="list-style-type: none"> ・母子支援員の資格要件
	第33条(保育所の職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士、嘱託医、調理員 ※調理業務の全部を委託する施設は、調理員を置かないことができる。 ・保育士の配置(最低2人配置) <ul style="list-style-type: none"> 乳児おおむね3人につき1人 1歳～3歳未満の幼児おおむね6人につき1人、3歳～4歳未満の幼児おおむね20人につき1人、4歳以上の幼児おおむね30人につき1人 ※認定こども園である保育所の場合 <ul style="list-style-type: none"> 乳児おおむね3人につき1人 1歳～3歳未満の幼児おおむね6人につき1人 3歳～4歳未満の幼児:短時間利用児:おおむね35人につき1人 長時間利用児:おおむね20人につき1人 4歳以上の幼児:短時間利用児:おおむね35人につき1人 長時間利用児:おおむね30人につき1人

条項	規定内容
第38条(児童厚生施設の職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の遊びを指導する者の配置、資格要件
第42条(児童養護施設の職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員、(乳児が入所している施設の場合は)看護師、(対象者10人以上に心理療法を行う場合は)心理療法担当職員、(実習設備を設けて職業指導を行う場合は)職業指導員 ※児童40人以下を入所させる施設は栄養士を置かないことができる。 ※調理業務の全部を委託する施設は、調理員を置かないことができる。 ・家庭支援専門相談員、心理療法担当職員の資格要件 ・児童指導員及び保育士の配置(児童45人以下を入所させる施設にあつては、下記に更に1人以上を加える。) <ul style="list-style-type: none"> 3歳未満の幼児おおむね2人につき1人、3歳以上の幼児おおむね4人につき1人、少年おおむね6人につき1人 ・看護師の配置(最低1人以上配置) <ul style="list-style-type: none"> 乳児おおむね1.7人につき1人
第43条(児童指導員の資格)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童指導員の資格要件
第75条(情緒障害児短期治療施設の職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員 ※調理業務の全部を委託する施設は、調理員を置かないことができる。 ・心理療法担当職員、家庭支援専門相談員の資格要件 ・心理療法担当職員の配置:おおむね児童10人につき1人 ・児童指導員及び保育士の配置(総数):おおむね児童5人につき1人
第75条の2(情緒障害児短期治療施設の長の資格)	<ul style="list-style-type: none"> ・情緒障害児短期治療施設の長の資格要件
第80条(児童自立支援施設の職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童自立支援専門員、児童生活支援員、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員、(対象者10人以上に心理療法を行う場合は)心理療法担当職員、(実習設備を設けて職業指導を行う場合は)職業指導員 ※児童40人以下を入所させる施設は、栄養士を置かないことができる。 ※調理業務の全部を委託する施設は、調理員を置かないことができる。 ・家庭支援専門相談員、心理療法担当職員の資格要件 ・児童自立支援専門員及び児童生活支援員の配置(総数):おおむね児童5人につき1人
第81条(児童自立支援施設の長の資格)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童自立支援施設の長の資格要件
第82条(児童自立支援専門員の資格)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童自立支援専門員の資格要件
第83条(児童生活支援員の資格)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生活支援員の資格要件
第88条の3(児童家庭支援センターの職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・センター業務担当職員の配置、資格要件

	条項	規定内容
②居室面積基準	第8条ただし書(他の社会福祉施設を併置するときの設備及び職員の基準)	・入所者の居室、各施設に特有の設備、入所者の保護に直接従事する職員については、併置している社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることはできない。
	第19条(乳幼児10人以上を入所させる乳児院の設備の基準)	・寝室(2.47㎡/人)、観察室(1.65㎡/人)
	第20条(乳幼児10人未満を入所させる乳児院の設備の基準)	・乳幼児の養育のための専用の室(2.47㎡/人)
	第26条第1号～第3号、第30条第1項(母子生活支援施設の設備の基準)	・母子室(30.0㎡/室) ※保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所の居室に関する規定を準用
	第32条第1号～第3号・第5号・第6号(保育所の設備の基準) ※ 乳児室(第2号)、ほふく室(第3号)、保育室又は遊戯室(第6号)の面積基準は、待機児童が多く、地価の高い地域では「標準」とする。	・0、1歳児を入所させる保育所 乳児室(1.65㎡/人)又はほふく室(3.3㎡/人) ・2歳以上児を入所させる保育所 保育室(1.98㎡/人)又は遊戯室(1.98㎡/人)
	第41条第1号・第2号(児童養護施設の設備の基準)	・児童の居室(4.95㎡/人(乳幼児のみの居室は3.3㎡/人))
	第74条第1号・第2号(情緒障害児短期治療施設の設備の基準)	・児童の居室(4.95㎡/人)
	第79条第2項(児童自立支援施設の設備の基準)	・児童の居室(4.95㎡/人)
③人権に直結する運営基準等	第9条(入所した者を平等に取り扱う原則)	・入所した者を平等に取り扱う原則
	第9条の2(虐待等の禁止)	・法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為の禁止
	第9条の3(懲戒権限の濫用禁止)	・法第47条の規定により施設長が懲戒するとき等に関する権限の濫用禁止
	第11条(食事)	・児童福祉施設における自園調理の原則、及びその場合の留意事項
	第14条の2(秘密保持等)	・職員の守秘義務、施設が秘密保持のために必要な措置をとる義務
	第15条(助産施設の医療法上の位置づけ)	・第1種助産施設: 医療法の病院又は診療所である助産施設 ・第2種助産施設: 医療法の助産所である助産施設
	第19条第1号、第26条第2号、第30条第1項、第32条第1号・第5号、第41条第1号、第74条第1号、第79条第2項(設備の基準(乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設))	・調理室の設置(乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設)
	第32条の2(保育所での食事に関する外部搬入の特例)	・第11条第1項(自園調理の原則)に関わらず外部搬入を認める要件
第35条(保育指針)	・保育の内容を、厚生労働大臣が定めること。	

(6) 妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について

- 平成15年7月～平成22年3月までの児童虐待による死亡事例386人のうち77人(19.9%)が、日齢0日児(67人)又は日齢1日以上月齢0か月児(10人)であり、その大部分が関係機関が関与する機会がないか極めて少ないケースであることから、妊娠等について相談しやすい体制や、関わりのある機会を見逃さない体制の整備が必要。
- また、児童相談所における児童虐待相談対応件数のうち、平成21年度には、棄児が25人、3歳未満の置き去り児童が55人となっている。
- 平成23年7月27日付けで「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」(雇用均等・児童家庭局総務課長・家庭福祉課長・母子保健課長通知)を都道府県市に通知し、体制整備を推進
- 妊娠等に悩む人たちからの相談に対し、各相談機関が、相互に連携して適切な対応を行えるようにするとともに、社会的養護による支援制度について、各相談機関等に周知し、必要とする人への的確な情報提供と活用を促すを図り、児童虐待の防止を図ることが必要。



(7) 施設運営指針及び里親等養育指針の検討ワーキングにおける検討について

- 「社会的養護の課題と将来像」に基づき、種別ごとの指針の検討を行うため、平成23年8月末に、6つのワーキングを設置。各ワーキングで素案を作成し、平成24年1月と3月の社会的養護専門委員会で議論し、策定予定。
- 社会的養護の第三者評価の義務化に向けて、第三者評価ガイドラインの見直しを検討し、3月までに見直し予定。平成24年度前半に、各都道府県における第三者評価基準の見直し、評価者研修等を行い、実質的に平成24年度の後半から実施予定。
- 里親・ファミリーホームWGでは、併せて、里親支援のあり方について検討し、3月末に里親委託ガイドラインの改定を予定。

<施設運営指針等の策定>

社会保障審議会 児童部会
社会的養護専門委員会

施設運営指針等ワーキング全体会議
柏女霊峰委員長 + 6WG座長

<第三者評価基準ガイドラインの見直し>

福祉サービス第三者評価事業に関する
評価基準等委員会(全社協)

社会的養護施設関係分科会
分科会長:石井哲夫 児童部会長
+福田敬第三者評価基準部会長+5WG座長

施設運営指針等ワーキンググループ

◎は座長

- 児童養護施設WG (◎桑原教修、太田一平、菅原ますみ、伊達直利、福田雅章、村瀬嘉代子、渡井さゆり)
- 乳児院WG (◎平田ルリ子、青木紀久代、今田義夫、増沢高、山本朝美、横川哲)
- 情緒障害児短期治療施設WG (◎高田治、青木正博、滝川一廣、竹中哲夫、辻亨、平田美音)
- 児童自立支援施設WG (◎相澤仁、田中康雄、豊岡敬、野田正人、吉川正美)
- 母子生活支援施設WG (◎菅田賢治、青戸和喜、大澤正男、芹沢出、森脇晋、山辺朗子、湯澤直美)
- 里親・ファミリーホームWG (◎星野崇、木ノ内博道、長縄良樹、林浩康、卜蔵康行、宮島清、横堀昌子)

<p>児童養護施設WG</p>	<p>○桑原 教修 伊達 直利 太田 一平 福田 雅章 菅原 ますみ 村瀬 嘉代子 渡井 さゆり</p>	<p>全国児童養護施設協議会副会長、舞鶴学園施設長 全国児童養護施設協議会副会長、旭児童ホーム施設長 全国児童養護施設協議会研修部長、八楽児童寮施設長 養徳園施設長 お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科教授 北翔大学大学院教授 特定非営利活動法人日向ぼっこ理事長</p>
<p>乳児院WG</p>	<p>○平田 ルリ子 今田 義夫 横川 哲 山本 朝美 青木 紀久代 増沢 高</p>	<p>全国乳児福祉協議会副会長、清心乳児園施設長 全国乳児福祉協議会副会長、日本赤十字社医療センター附属乳児院施設長 全国乳児福祉協議会制度対策研究委員長、麦の穂乳幼児ホームかがやき施設長 全国乳児福祉協議会広報・研修委員会副委員長、小鳩乳児院施設長 お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科准教授 子どもの虹情報研修センター研修部長</p>
<p>情緒障害児短期治療施設WG</p>	<p>○高田 治 辻 亨 平田 美音 青木 正博 滝川 一廣 竹中 哲夫</p>	<p>全国情緒障害児短期治療施設協議会副会長、横浜いずみ学園施設長 全国情緒障害児短期治療施設協議会副会長、さざなみ学園施設長 名古屋市くすのき学園施設長 大阪市立児童院施設長 学習院大学文学部教授 日本福祉大学大学院名誉教授</p>
<p>児童自立支援施設WG</p>	<p>○相澤 仁 豊岡 敬 吉川 正美 野田 正人 田中 康雄</p>	<p>全国児童自立支援施設協議会顧問、国立武蔵野学院施設長 全国児童自立支援施設協議会副会長、東京都立荻山実務学校施設長 滋賀県立淡海学園 立命館大学産業社会学部教授 北海道大学大学院教育学研究所付属子ども発達臨床研究センター教授</p>
<p>里親・ファミリーホームWG</p>	<p>○星野 崇 木ノ内 博道 ト蔵 康行 長縄 良樹 林 浩康 宮島 清 横堀 昌子</p>	<p>全国里親会副会長 全国里親会理事 日本ファミリーホーム協議会会長 全国児童家庭支援センター協議会会長、子ども家庭支援センターぎふ・はこぶね施設長 日本女子大学人間社会学部教授 日本社会事業大学専門職大学院准教授 青山学院女子短期大学子ども学科准教授</p>
<p>母子生活支援施設WG</p>	<p>○菅田 賢治 大澤 正男 芹沢 出 青戸 和喜 森脇 晋 山辺 朗子 湯澤 直美</p>	<p>全国母子生活支援施設協議会副会長、仙台つばさ荘施設長 全国母子生活支援施設協議会副会長、葛飾区ふたば荘施設長 全国母子生活支援施設協議会制度政策委員長、野菊荘施設長 全国母子生活支援施設協議会研修広報委員長、岡崎市いちょうの家施設長 全国母子生活支援施設協議会総務委員長、白百合パークハイム施設長 龍谷大学社会学部教授 立教大学コミュニティ福祉学部教授</p>

全体会議座長： 柏女霊峰 淑徳大学総合福祉学部教授

施設運営指針、里親及びファミリーホーム養育指針案について

- 第Ⅰ部総論は、社会的養護の基本理念と原理、施設の役割、対象児童、養育等のあり方の基本、将来像など
※「社会的養護の基本理念と原理」の部分は、6つの指針に共通
- 第Ⅱ部各論は、施設の指針では、第三者評価のガイドラインの評価項目に対応させる構成。
- 各指針は、目指すべき方向であり、第三者評価のA評価の内容に対応。

<指針の基本構成>

第Ⅰ部 総論

1. 目的
2. 社会的養護の基本理念と原理
3. 施設の役割と理念
4. 対象児童等
5. 養育、支援等のあり方の基本
6. 施設の将来像

第Ⅱ部 各論

1. 養育、支援等
2. 家族への支援
3. 自立支援計画、記録
4. 権利擁護
5. 事故防止と安全対策
6. 関係機関連携・地域支援
7. 職員の資質向上
8. 施設の運営

○社会的養護の基本理念

- ①子どもの最善の利益、
- ②すべての子どもを社会全体で育む

○社会的養護の原理

- ①家庭的養護と個別化、
- ②発達の保障と自立支援、
- ③回復を目指した支援、
- ④家族との連携協働、
- ⑤継続的支援と連携アプローチ
- ⑥ライフサイクルを見通した支援

○各指針案の特徴

- ・児童養護施設： 養育論、関係性の回復、養育を担う人の原則
- ・乳児院： 乳幼児期の重要性、愛着関係、家族への支援
- ・情短施設： 心理治療、児童心理治療施設の通称
- ・児童自立支援施設： 生活環境づくり、生活の中の教育
- ・母子生活支援施設： 入所者支援の充実
- ・里親・ファミリーホーム： 養育者の家庭に迎え入れる家庭養護、地域とのつながり

○第Ⅱ部は、施設の指針では、第三者評価のガイドラインの評価項目に対応
各指針の第Ⅱ部の項目数は、80項目～100項目

○各指針は第Ⅰ部・第Ⅱ部全体で、2万字～2万5千字。

(8)ファミリーホームの要件の明確化について

- ファミリーホームは、平成20年の児童福祉法改正で「小規模住居型児童養育事業」として実施されたが、それ以前から里親型のグループホームとして自治体で行われていた事業を法定化したものであり、里親のうち多人数を養育するものを事業形態とし、相応の措置費を交付できる制度としたものである。
- しかし、実施後3年を経過し、里親から移行したファミリーホームのほかに、新たに開設したファミリーホームの中には、施設分園型グループホームとの相違があいまいな形態も生じ、本来の理念を明確化してほしいとの関係者の意見があることから、今回、「里親及びファミリーホーム養育指針」の策定に合わせ、理念と要件を明確化する。（児童福祉法施行規則と実施要綱の改正を予定）

<理念の明確化>

- 「里親及びファミリーホーム養育指針」という形で、指針を里親と一体のものとして示す。
- ファミリーホームは、児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護であるという理念を明確化する。
- ファミリーホームは、里親が大きくなったものであり、施設が小さくなったものではないという位置づけ。

<要件規定等の見直し>

- ①小規模住居型児童養育事業を行う住居を「小規模住居型児童養育事業所」と称しており、施設的な印象となっている。
- ②「三人以上の養育者を置かなければならない。ただし、その一人を除き、補助者をもつてこれに代えることができる」としており、3人の養育者の場合があるなど、家庭養護の特質が明確でない。
- ③「一人以上の生活の本拠を置く専任の養育者を置く」としており、生活の本拠を置かない養育者も認められており、家庭養護の特質が明確でない。
- ④「入居定員」「入居させる」など、施設的な印象となっている。
- ⑤養育者の要件として、養育里親の経験者のほか、児童福祉事業に従事した経験が有る者等となっており、要件が緩い。



- ①小規模住居型児童養育事業を行う住居を「ファミリーホーム」と称する。
- ②「夫婦である2名の養育者＋補助者1名以上」又は「養育者1名＋補助者2名以上」とし、家庭養護の特質を明確化する。
- ③「養育者は、ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならない」とし、家庭養護の特質を明確化する。
- ④「委託児童の定員」などの用語に改める。
- ⑤養育者の要件は、養育里親の経験者のほか、乳児院、児童養護施設等での養育の経験が有る者等に改める。

ファミリーホームの形態について

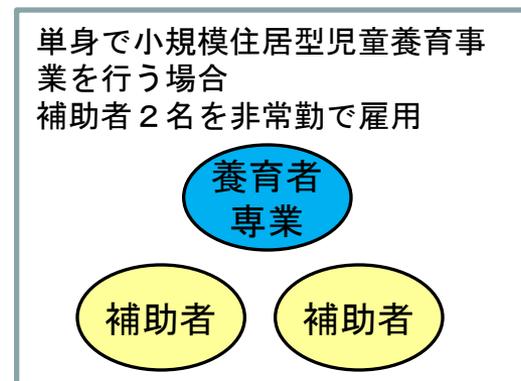
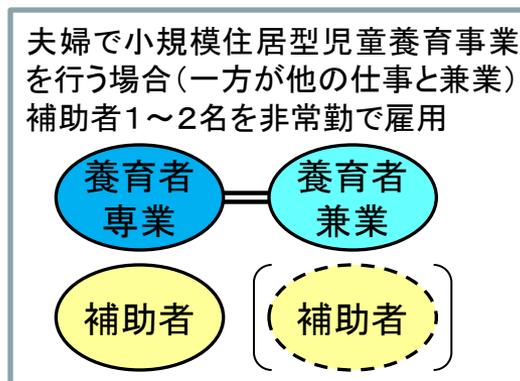
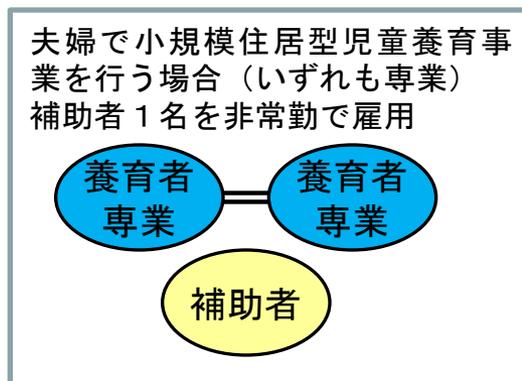
※養育者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居に生活の本拠を置く者に限る。（それ以外は補助者）

※養育者2名（配偶者）＋補助者1名、又は養育者1名＋補助者2名

※措置費は、常勤1名分＋非常勤2名分（児童6名定員の場合。また、非常勤分を短時間勤務で3名以上に充てても良い）

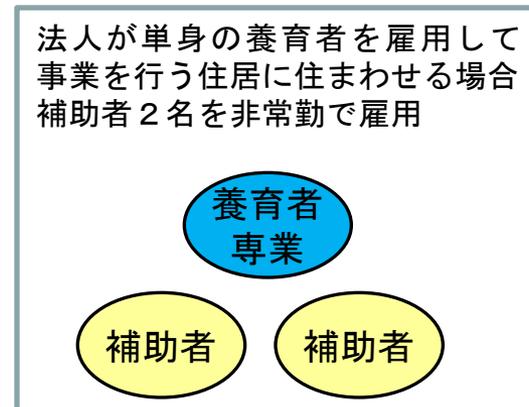
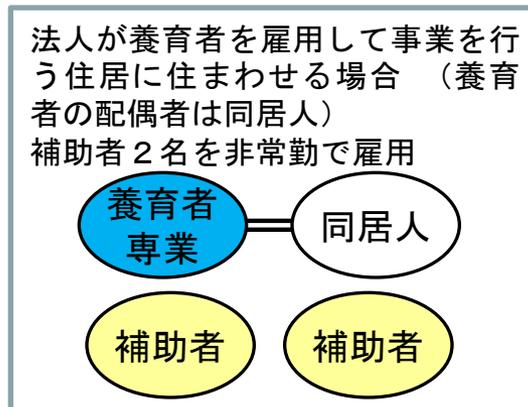
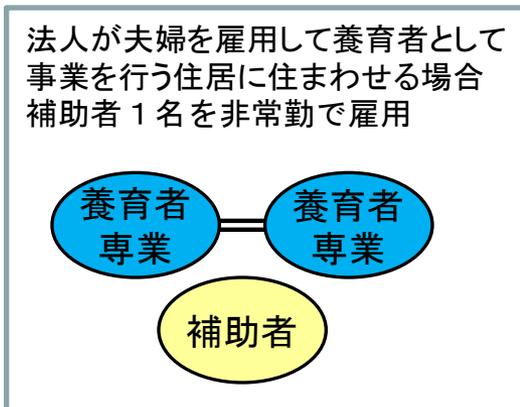
自営型

- ①養育里親の経験者が行うもの
- ②施設職員の経験者が施設から独立して行うもの



法人型

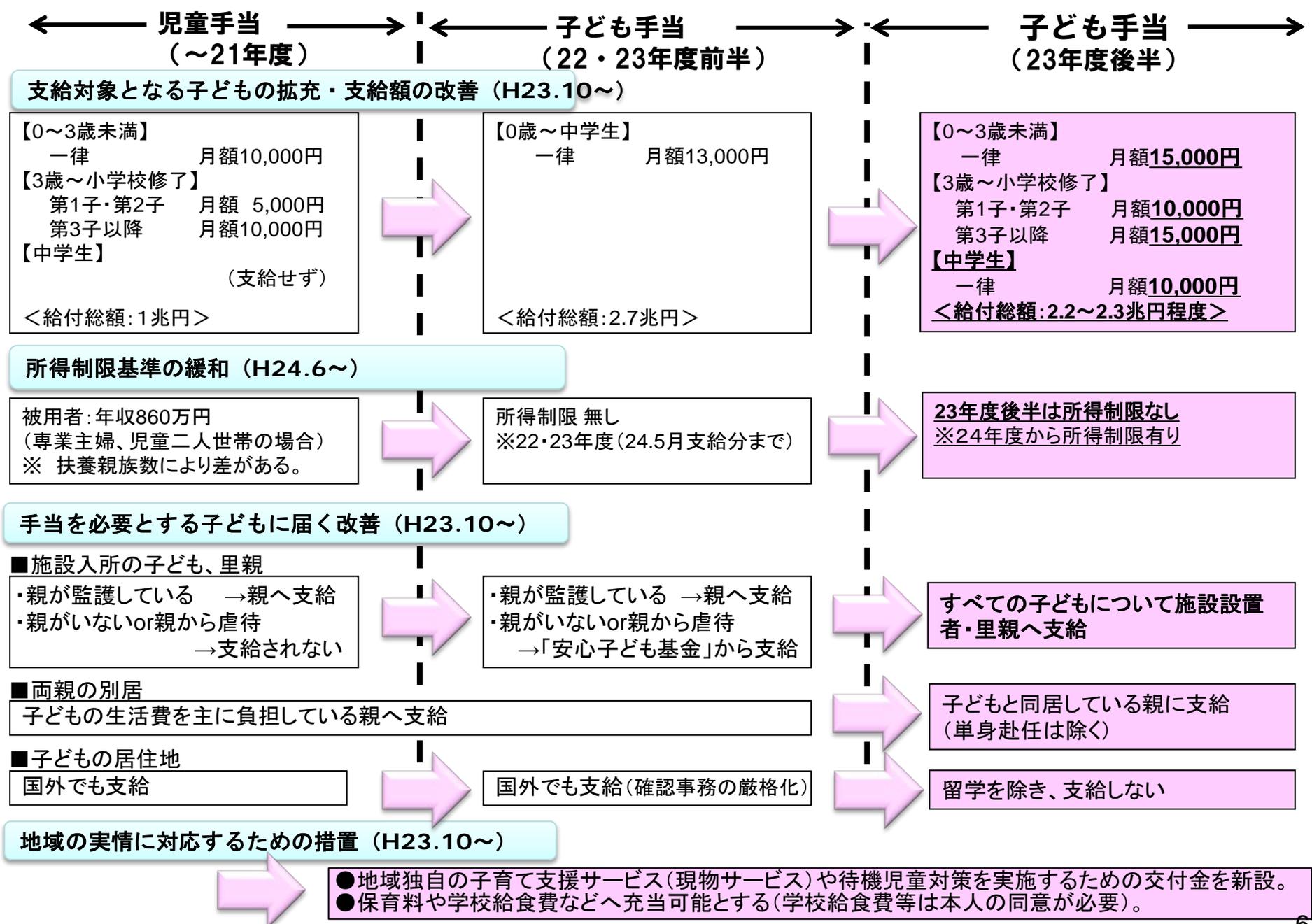
- ③施設を経営する法人が、その職員を養育者・補助者として行うもの



(参考) 里親、ファミリーホーム、グループホームの比較

	里親	ファミリーホーム	グループホーム	
			地域小規模児童養護施設	小規模グループケアの分園型
形態	家庭養護(養育者の家庭に迎え入れて養育を行う)		施設養護(施設を小規模化・地域分散化し、家庭的な養育環境とする)	
位置づけ	個人	第2種社会福祉事業 (多くは個人事業者。法人形態も可能)	第1種社会福祉事業である児童養護施設の一部(法人形態)	
措置児童数	1~4名	定員5~6名	定員6名	定員6~8名
養育の体制	里親 (夫婦又は単身)	養育者と補助者があわせて3名以上 (措置費上は、 児童6人の場合、 常勤1名+非常勤2名)	常勤2名+非常勤1名	児童数に応じた配置に加算職員 (5.5:1等の配置 +小規模ケア加算の 常勤1名 +管理宿直等加算の 非常勤1名分)
措置費	里親手当 養育里親 72,000円 (2人目以降は36,000円を 加算)	上記の人員費に基づく事務費を委託児童数に応じて算定(現員払い)	上記の人員費に基づく事務費を児童定員数に応じて算定(定員払い)	
		賃借による場合は1か月10万円を措置費で算定		
		児童の一般生活費(約4万7千円)、各種の教育費、支度費等は、共通		

(9) 平成23年度後半における子ども手当について



施設に入所等している子ども（施設入所等こども）の子ども手当について

○児童養護施設に入所している子ども等については、従来は、親による監護生計要件を満たす場合のみ、直接その親に対して支給していた。今般の法律では、子どもに着目して、国内に居住する子どもを極力制度の対象としていくという考えの下、全ての子を支給対象とする。

【支給対象者】 施設の設置者、里親、ファミリーホームを行う者
 ※施設やファミリーホームの所在地、里親の住所地の市町村が支給
 ※保護者の疾病等により2か月以内の期間を定めて行われる入所等の場合を除く。
 ※里親の場合、里子にかかる手当は施設等受給資格者として、実子にかかる手当は一般受給資格者として、別々に請求・認定

【支給額】 0歳～3歳未満 一人(一律) 15,000円
 3歳～中学校修了 一人(一律) 10,000円
 ※施設の設置者に、第何子という概念が存在しないことや、入所している子の間で支給額に差をつけることの公平性の観点等から、3歳～中学校修了までの子には一人一律10,000円を支給。

【対象施設等】 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、里親、ファミリーホーム、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、救護施設、更正施設、婦人保護施設 等

【適切な管理】 子ども手当の支給を受けた施設設置者・里親等は、子ども手当を、適切に管理しなければならない。（児童福祉施設最低基準・里親養育最低基準等に規定）
 ・他の財産と区分して管理すること。 ・收支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
 ・手当の支給の趣旨に従って用いること。 ・退所した場合には速やかに児童に取得させること。

	①親のいない子ども	②28条措置の場合等の親が監護生計要件を満たしていない子ども	③それ以外の子ども（親が監護生計要件を満たす場合のみ）
児童手当制度時	×	×	○（親へ支給）
平成22年度の対応	△（安心子ども基金で施設等へ支給）	△（安心子ども基金で施設等へ支給）	○（親へ支給）
23年度子ども手当特措法	○（施設等へ支給）	○（施設等へ支給）	○（施設等へ支給）

(10) 民法等の一部を改正する法律の概要

○児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに、関連する規定について所要の整備を行う。(平成23年6月3日公布。平成24年4月1日施行)

1 親権の喪失の制度等の見直し

○ 親権停止制度の創設

(現行)
あらかじめ期限を定めて親権を制限する制度はない。



(改正後)
家庭裁判所は、「父又は母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき」に2年以内の期間を定めて親権停止の審判をすることができる。

○ 親権喪失原因の見直し

(現行)
家庭裁判所は、「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるとき」に親権喪失の宣告をすることができる。



(改正後)
家庭裁判所は、「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不相当であることにより子の利益を著しく害するとき」に親権喪失の審判をすることができる。

○ 管理権喪失原因の見直し

(現行)
家庭裁判所は、「父又は母が、管理が失当であったことによりその子の財産を危うくしたとき」に管理権喪失の宣告をすることができる。



(改正後)
家庭裁判所は、「父又は母による管理権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき」に管理権喪失の審判をすることができる。

○ 親権の喪失等の請求権者の見直し

(現行)
・子の親族及び検察官が、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。



(改正後)
・子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

・児童相談所長は、親権喪失についてのみ、家庭裁判所への請求権を有する。

・児童相談所長は、親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判並びにこれらの審判の取消しについて、家庭裁判所への請求権を有する。

○ 施設長等の権限と親権との関係

(現行)
・施設長等は、児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる旨の規定があるのみ。
・児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる権限の明文規定がない。



(改正後)
・施設長等が児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者は不当な主張をしてはならないことなどを規定。
・児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる権限を規定。

2 未成年後見制度等の見直し

○ 法人の未成年後見人の許容

(現行)
家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができない。

(改正後)
家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができる。
(家庭裁判所が未成年後見人を選任するに際して考慮すべき事情を明確化)

○ 複数の未成年後見人の許容

(現行)
未成年後見人は、一人でなければならない。

(改正後)
未成年後見人は、複数でもよい。
(未成年後見人が複数いる場合、原則として、その権限を共同して行使)

○ 児童相談所長による親権代行

(現行)
施設入所中の児童に親権者等がない場合には、施設長が親権を代行するが、里親等委託中又は一時保護中の親権者等がない児童については、親権を代行する者がいない。

(改正後)
里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。

3 その他の改正

○ 子の利益の観点の明確化等

(現行)
・親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
・親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。
・親子の面会交流等についての明文規定がない。

(改正後)
・親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
・親権を行う者は、子の利益のために行われる子の監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。
(懲戒場に関する部分は削除)
・離婚後の子の監護に関する事項として親子の面会交流等を明示。

○ 一時保護の見直し

(現行)
一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、児童相談所長等において必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。

(改正後)
2か月を超える親権者等の同意のない一時保護については、その延長の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴く。

「民法等の一部を改正する法律」による改正後の児童福祉法（施設・里親関係）

- 里親等委託中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。（４７②）
- 施設長等が児童の監護等に関しその福祉のため必要な措置をとる場合には、親権者は不当な主張をしてはならないことなどを規定。（４７④⑤）

※公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行。下線が改正部分。

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。

④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六若しくは第二十七条第一項第三号の措置又は保育の実施等を行つた都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

- 養育里親の欠格要件の緩和（同居人が成年被後見人等の場合も養育里親となれることとする）

※公布日施行。下線が改正部分

第三十四条の十九 本人又はその同居人が次の各号（同居人にあつては、第一号を除く。）のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 児童虐待の防止等に関する法律第二条 に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

② （略）

15. 平成24年度社会的養護関係予算案の概要

社会的養護体制の充実

85,595百万円 → 91,449百万円
 (うち、児童入所施設措置費 83,473百万円 → 89,281百万円)

社会的養護の充実については、児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会等で検討を行い、平成23年7月に「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめ、施設の小規模化、施設機能の地域分散化、里親推進など家庭的養護の推進、虐待を受けた子どもやDV被害を受けた母子などに対する専門的ケアの充実、施設の運営の質と職員の専門性の向上、親子関係の再構築支援、自立支援、子どもの権利擁護、社会的養護の地域化、人員配置の見直しなどを推進していくこととしたところである。

社会的養護の対象となる子どもにこそ、特に支援の充実が必要であり、社会的養護を必要とする子どもたちが、健やかに育ち、社会に参加していけるよう、社会的養護の施策の充実を図る。

(1) 児童養護施設等の人員配置の引上げ

社会的養護の施設の児童指導員・保育士等の基本的人員配置は、昭和51年（児童自立支援施設は昭和55年、母子生活支援施設は昭和57年）に定められた水準であり、虐待を受けた子ども、障害児等やDV被害を受けた母子の増加に対応し、ケアの質を高めるため、30数年ぶりに児童指導員・保育士等の基本的人員配置を引き上げる。

児童養護施設	小学生以上	6	:	1	→	5.5	:	1
	1歳児	2	:	1	→	1.6	:	1
	0歳児	1.7	:	1	→	1.6	:	1
乳児院	0・1歳児	1.7	:	1	→	1.6	:	1
情緒障害児短期治療施設		5	:	1	→	4.5	:	1
児童自立支援施設		5	:	1	→	4.5	:	1
母子生活支援施設 (母子支援員)	20世帯未満	1人	→	10世帯未満	1人			
						10世帯以上	20世帯未満	2人
	20世帯以上	2人	→	20世帯以上	3人			

(2) 施設における家庭的養護の推進

○ 施設の小規模化の推進

施設の小規模化・地域分散化を図り、家庭的養護を推進するため、児童養護施設等で家庭的な環境のもと職員との個別的な関係を重視した小さなグループにより、きめ細やかなケアを提供する小規模グループケア（713か所（平成23年10月実績650か所）→743か所）や、本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う地域小規模児童養護施設（210か所→240か所）の増を図る。

また、全ての小規模グループケアに管理宿直等職員を配置できるよう配置数の増（160か所→743か所）を図る。

○ 地域小規模児童養護施設等への賃借料の算定

施設機能の地域分散化を推進するため、地域小規模児童養護施設、小規模グループケアのグループホーム型、自立援助ホーム、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設を賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃借料の一部を措置費算定（月額10万円）する。

(3) 里親支援等の推進

○ 里親支援専門相談員の配置

施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置する。

○ ファミリーホームへの賃借料の算定

里親委託を推進するため、ファミリーホームを賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃借料の一部を措置費算定（月額10万円）する。

○ 里親支援機関事業の推進

里親委託の推進、里親の質の確保、里親への支援の充実を図るため、里親制度の広報啓発、研修の実施、委託里親への訪問援助等を行う里親支援機関事業を推進する。

○ 調査研究事業の実施

里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託推進の取組の向上のため、公益財団法人全国里親会において、地域の里親会や里親支援機関等を対象に調査・研究を行う。

(4) 被虐待児童等への支援の充実

○ 受け入れ児童数の拡大

虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設等や里親について、受け入れ児童数の拡大を図る。

○ 乳児院の被虐待児個別対応職員の配置の拡充

虐待を受けた乳幼児に適切に対応するため、乳児院に配置する被虐待児個別対応職員を全施設に配置する。

○ 一時保護の充実

一時保護の充実を図るため、里親等へ一時保護委託した場合の委託費を改善し、これまでの一般生活費等相当分に加え、里親手当相当分の委託費（日額2,360円）を支給する。

○ 児童家庭支援センター運営等事業の推進

子どもや保護者への相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの設置推進を図るとともに、心理療法担当職員の配置を充実し、支援体制の充実を図る。

○ 民間施設給与等改善費の通算勤続年数の算入対象施設の拡大

民間施設給与等改善費の通算勤続年数の算入対象施設に児童家庭支援センターと児童厚生施設を追加する。また、看護師については、経験豊富な看護職員の確保のため、医療機関での勤務経験を算定できることにする。

○ 児童養護施設入所児童の情緒障害児短期治療施設等（通所部）利用

児童養護施設入所児童のうち、児童相談所が必要と認めた児童について、情緒障害児短期治療施設（通所部）や児童自立支援施設（通所部）の利用を可能とすることで、児童の支援の充実を図る。

(5) 要保護児童の自立支援の充実

○ 就職支度費や大学進学等自立生活支度費の改善

就職や大学進学等を契機として退所し、自立生活を始める児童の自立支援の充実を図るため、就職支度費や大学進学等自立生活支度費の改善（216,510円→268,510円）を図る。

○ 自立に役立つ資格取得等のための高校生の特別育成費の改善

児童養護施設等の入所児童や里親の委託児童の自立支援の充実を図るため、就職や進学に役立つ資格取得や講習等の受講の経費を支給（55,000円）する。

○ 母子生活支援施設の入所児童の入進学支度金等の創設

母子生活支援施設の入所児童に、児童養護施設の児童と同様、小学校、中学校又は高等学校に入進学した場合の入進学支度金等を支給（小学校39,500円、中学校46,100円、高校58,500円）することで、母子の自立支援を図る。

○ 自立援助ホームの設置推進等

自立援助ホームの設置推進（93か所→115か所）を図るとともに、自立援助ホームの利用児童等に収入がない場合には、健康保険・国民健康保険等による給付を除いた医療費自己負担分を支給する。

(6) 施設運営の質の向上

○ 第三者評価の義務化に伴う受審経費の算定

施設の一層の運営の質の向上と透明化を図る観点から、新たに児童福祉施設最低基準により義務付けた第三者評価の受審経費を措置費算定（1回30万円）する。

(参考) 児童入所施設措置費予算額の推移

年度(平成)	予算額	対前年度増減額
19年度	752.6億円	+27.5億円
20年度	775.4億円	+22.8億円
21年度	797.5億円	+22.1億円
22年度	812.7億円	+15.2億円
23年度	834.7億円	+22.0億円
24年度予算案	892.8億円	+58.1億円

(参考)措置費保護単価等の平成24年度の主な改正内容について

事務費

- 各施設の一般分保護単価の改定
 - ・ 基本的人員配置の引上げ
 - ・ 加算職員の最低基準化に伴い、家庭支援専門相談員加算、個別対応職員加算(母子生活支援施設、定員10人未満の乳児院を除く)、定員45人以下の児童養護施設の小規模施設加算を、一般分保護単価に合算
- 新たな加算の新設
 - ・ 里親支援専門相談員加算、第三者評価受審費加算、建物の賃借費加算
- すべての小規模グループケアごとに小規模グループケア管理宿直等職員加算を算定できるようにし、同加算を小規模グループケア加算に合算
- 定員規模別の保護単価表を、定員10人ごとの刻みから定員5人ごとに細分化し、定員規模による不利を解消。
 - ・ 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設。(乳児院は従来から5人刻み)
- 次の常勤の加算分保護単価を、月額保護単価の算定に加え、民間施設給与等改善費の加算対象に加える。
 - ・ 里親支援専門相談員加算、心理療法担当職員加算(常勤分のみ)、個別対応職員加算(母子生活支援施設、定員10人未満乳児院)、看護師加算(児童養護)、小規模グループケア加算
- 民間施設給与等改善費の通算勤続年数の算入対象施設の拡大
 - ・ 児童家庭支援センターと児童厚生施設を追加。さらに、看護師については医療機関を追加。

事業費

- 就職支度費、大学進学等自立生活支度費の改善
- 特別育成費に、資格取得等特別加算費を新設
- 入進学支度金、特別育成費の入学時特別加算費の対象に、母子生活支援施設を追加
- 医療費に、自立援助ホームを追加(就労し最初の賃金を得るまでの間)
- 一時保護委託費の新設

※このほか、児童養護施設入所児童が情緒障害児短期施設又は児童自立支援施設に通所できることとし、その際の通所部の徴収金を0円とする

措置費の構成

1. 事務費

- (1) 月額保護単価(定員規模別に設定された定員1人あたりの単価に施設の定員を乗じる)
 - ① 一般分保護単価
 - ② 加算分保護単価
 - ③ 民間施設給与等改善費(職員の平均勤続年数に応じ3%~16%加算)
- (2) その他の加算分保護単価
- (3) 施設機能強化推進費 等

+

2. 事業費

- (1) 一般生活費
- (2) その他(各種の教育費、支度費、医療費等)

(参考) 統計表等

(1) 在籍児童の年齢 (平成20年2月1日現在)

(単位: 人、%)

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立 支援施設		母子生活 支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
0歳	59	1.6%	790	23.9%	6	0.0%	—	—	—	—	167	2.5%
1歳	119	3.3%	1,222	37.0%	34	0.1%	—	—	—	—	352	5.4%
2歳	160	4.4%	931	28.2%	454	1.4%	—	—	—	—	456	7.0%
3歳	228	6.3%	276	8.4%	1,120	3.5%	—	—	—	—	453	6.9%
4歳	217	6.0%	62	1.9%	1,520	4.8%	1	0.1%	—	—	532	8.1%
5歳	249	6.9%	16	0.5%	1,711	5.4%	—	—	—	—	523	8.0%
6歳	220	6.1%	1	0.0%	1,858	5.9%	4	0.4%	—	—	491	7.5%
7歳	234	6.5%	—	—	1,860	5.9%	40	3.6%	—	—	441	6.7%
8歳	217	6.0%	—	—	1,973	6.2%	54	4.9%	4	0.2%	439	6.7%
9歳	196	5.4%	—	—	2,095	6.6%	70	6.3%	18	0.9%	439	6.7%
10歳	181	5.0%	—	—	2,300	7.3%	101	9.1%	36	1.8%	413	6.3%
11歳	196	5.4%	—	—	2,389	7.6%	140	12.7%	53	2.7%	364	5.6%
12歳	179	5.0%	—	—	2,486	7.9%	130	11.8%	116	5.8%	359	5.5%
13歳	183	5.1%	—	—	2,466	7.8%	142	12.9%	266	13.3%	291	4.4%
14歳	195	5.4%	—	—	2,349	7.4%	153	13.9%	563	28.2%	253	3.9%
15歳	216	6.0%	—	—	2,356	7.5%	129	11.7%	655	32.8%	222	3.4%
16歳	190	5.3%	—	—	1,745	5.5%	57	5.2%	171	8.6%	144	2.2%
17歳	192	5.3%	—	—	1,581	5.0%	45	4.1%	78	3.9%	131	2.0%
18歳以上	178	4.9%	—	—	1,256	4.0%	36	3.3%	33	1.7%	69	1.1%
総数※	3,611	100%	3,299	100.0%	31,593	100.0%	1,104	100.0%	1,995	100.0%	6,552	100.0%
平均年齢	9.3歳		1.2歳		10.6歳		12.4歳		14.2歳		7.3歳	

(2) 在籍児童の措置時の年齢 (平成20年2月1日現在在籍児童)

(単位: 人、%)

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立 支援施設		母子生活 支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
0歳	358	9.9%	2,543	77.1%	59	0.2%	—	—	—	—	756	11.5%
1歳	437	12.1%	597	18.1%	968	3.1%	—	—	—	—	682	10.4%
2歳	427	11.8%	134	4.1%	6,763	21.4%	—	—	—	—	646	9.9%
3歳	422	11.7%	16	0.5%	3,949	12.5%	1	0.1%	—	—	595	9.1%
4歳	266	7.4%	6	0.2%	2,819	8.9%	2	0.2%	—	—	603	9.2%
5歳	236	6.5%	—	—	2,442	7.7%	5	0.5%	—	—	506	7.7%
6歳	193	5.3%	—	—	2,432	7.7%	55	5.0%	3	0.2%	490	7.5%
7歳	201	5.6%	—	—	1,977	6.3%	95	8.6%	5	0.3%	385	5.9%
8歳	152	4.2%	—	—	1,881	6.0%	107	9.7%	15	0.8%	334	5.1%
9歳	114	3.2%	—	—	1,657	5.2%	131	11.9%	44	2.2%	326	5.0%
10歳	123	3.4%	—	—	1,511	4.8%	148	13.4%	53	2.7%	309	4.7%
11歳	101	2.8%	—	—	1,259	4.0%	120	10.9%	135	6.8%	245	3.7%
12歳	117	3.2%	—	—	1,154	3.7%	146	13.2%	239	12.0%	179	2.7%
13歳	116	3.2%	—	—	1,053	3.3%	141	12.8%	608	30.5%	153	2.3%
14歳	107	3.0%	—	—	864	2.7%	107	9.7%	606	30.4%	104	1.6%
15歳	86	2.4%	—	—	505	1.6%	35	3.2%	218	10.9%	72	1.1%
16歳	94	2.6%	—	—	163	0.5%	8	0.7%	49	2.5%	34	0.5%
17歳	28	0.8%	—	—	43	0.1%	3	0.3%	16	0.8%	16	0.2%
18歳以上	19	0.5%	—	—	9	0.0%	—	—	2	0.1%	4	0.1%
総数※	3,611	100.0%	3,299	100.0%	31,593	100.0%	1,104	100.0%	1,995	100.0%	6,552	100.0%
平均年齢	5.5歳		0.3歳		5.9歳		10.6歳		13.1歳		5.2歳	

※ 総数には年齢不詳も含む。

(1) (2) とともに児童養護施設入所児童等調査結果 (平成20年2月1日現在)

(3) 措置理由別児童数 (平成22年度中新規措置児童)

(単位:人、%)

区分	里親		乳児院		児童養護施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
父母の死亡	85	6.1%	16	0.7%	80	1.5%
父母の行方不明	59	4.2%	59	2.5%	114	2.1%
父母の離婚	18	1.3%	65	2.8%	144	2.6%
父母の不和	13	0.9%	39	1.7%	59	1.1%
父母の拘禁	75	5.4%	128	5.5%	328	6.0%
父母の入院	128	9.1%	272	11.7%	403	7.4%
父母の就労	41	2.9%	90	3.9%	218	4.0%
父母の精神障害	115	8.2%	465	19.9%	492	9.0%
父母の放任怠惰	101	7.2%	190	8.2%	641	11.7%
父母の虐待	208	14.8%	374	16.0%	1,793	32.7%
棄児	23	1.6%	12	0.5%	6	0.1%
父母の養育拒否	254	18.1%	158	6.8%	215	3.9%
破産等経済的理由	97	6.9%	148	6.3%	225	4.1%
児童の監護困難	73	5.2%	—	—	295	5.4%
その他	113	8.1%	315	13.5%	460	8.4%
合計	1,403	100.0%	2,331	100.0%	5,473	100.0%

(4) 母子生活支援施設の入所理由別入所世帯数等（平成22年度入所世帯）

区 分		管内入所		広域入所				合 計	
				県内		県外			
夫等の暴力	世帯数	405		450		408		1,263	
	母 児童	439	778	450	849	414	814	1,303	2,441
入所前の家庭環境の不適切	世帯数	112		31		16		159	
	母 児童	114	168	31	47	16	18	161	233
母親の心身の不安定	世帯数	65		9		5		79	
	母 児童	67	94	9	12	5	5	81	111
職業上の理由	世帯数	9		1		0		10	
	母 児童	9	12	1	1	0	0	10	13
住宅事情	世帯数	422		28		4		454	
	母 児童	431	607	28	35	4	7	463	649
経済的理由	世帯数	310		32		5		347	
	母 児童	312	486	32	55	5	9	349	550
その他	世帯数	26		11		4		41	
	母 児童	26	41	12	16	4	5	42	62
合 計	世帯数	1,349		562		442		2,353	
	母 児童	1,398	2,186	563	1,015	448	858	2,409	4,059

家庭福祉課調べ

※ 単位：世帯数は世帯、入所人員は人

※ 上段は世帯数、下段左は母親の入所延べ人員、下段右は児童の入所延べ人員

(5) 在所期間別在籍児童数 (平成23年3月1日現在在籍児童) (単位:人、%)

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立 支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
1年未満	975	24.7%	1,561	48.7%	4,806	15.8%	461	36.1%	1,083	56.8%
1年以上 2年未満	631	16.0%	999	31.2%	3,886	12.7%	291	22.8%	609	31.9%
2年以上 3年未満	477	12.1%	466	14.6%	3,612	11.8%	198	15.5%	141	7.4%
3年以上 4年未満	361	9.1%	141	4.4%	3,045	10.0%	122	9.5%	37	1.9%
4年以上 5年未満	274	6.9%	27	0.8%	2,491	8.2%	116	9.1%	25	1.3%
5年以上 6年未満	256	6.5%	7	0.2%	2,114	6.9%	41	3.2%	8	0.4%
6年以上 7年未満	206	5.2%	2	0.1%	1,955	6.4%	23	1.8%	3	0.2%
7年以上 8年未満	206	5.2%	-	-	1,671	5.5%	17	1.3%	1	0.1%
8年以上 9年未満	139	3.5%	-	-	1,466	4.8%	4	0.3%	-	-
9年以上 10年未満	103	2.6%	-	-	1,416	4.6%	2	0.2%	-	-
10年以上 11年未満	80	2.0%	-	-	1,118	3.7%	3	0.2%	-	-
11年以上 12年未満	65	1.7%	-	-	894	2.9%	-	-	-	-
12年以上 13年未満	50	1.3%	-	-	688	2.3%	-	-	-	-
13年以上 14年未満	33	0.8%	-	-	538	1.8%	-	-	-	-
14年以上 15年未満	33	0.8%	-	-	411	1.3%	-	-	-	-
15年以上 16年未満	33	0.8%	-	-	249	0.8%	-	-	-	-
16年以上 17年未満	18	0.5%	-	-	116	0.4%	-	-	-	-
17年以上 18年未満	7	0.2%	-	-	25	0.1%	-	-	-	-
18年以上	4	0.1%	-	-	13	0.0%	-	-	-	-
総数	3,951	100.0%	3,203	100.0%	30,514	100.0%	1,278	100.0%	1,907	100.0%
平均在所期間	4.0年間		1.3年間		5.0年間		2.1年間		1.1年間	

(6) 在所期間別退所児童数 (平成22年度中に退所した児童)

(単位:人、%)

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立 支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
1か月未満	182	14.0%	276	11.7%	169	2.9%	1	0.2%	5	0.4%
1か月以上2か月未満	76	5.9%	190	8.1%	180	3.1%	6	1.4%	13	1.0%
2か月以上6か月未満	150	11.6%	356	15.1%	398	6.8%	20	4.7%	80	6.5%
6か月以上1年未満	195	15.0%	323	13.7%	499	8.5%	54	12.8%	318	25.7%
1年以上2年未満	242	18.6%	576	24.5%	757	12.9%	117	27.8%	603	48.7%
2年以上3年未満	102	7.9%	442	18.8%	627	10.7%	87	20.7%	144	11.6%
3年以上4年未満	73	5.6%	137	5.8%	564	9.6%	60	14.3%	40	3.2%
4年以上5年未満	78	6.0%	42	1.8%	416	7.1%	43	10.2%	26	2.1%
5年以上6年未満	42	3.2%	7	0.3%	334	5.7%	10	2.4%	8	0.6%
6年以上7年未満	25	1.9%	5	0.2%	243	4.2%	10	2.4%	2	0.2%
7年以上8年未満	32	2.5%	-	-	231	3.9%	5	1.2%	-	-
8年以上9年未満	8	0.6%	-	-	202	3.5%	3	0.7%	-	-
9年以上10年未満	10	0.8%	-	-	208	3.6%	4	1.0%	-	-
10年以上11年未満	10	0.8%	-	-	184	3.1%	1	0.2%	-	-
11年以上12年未満	6	0.5%	-	-	166	2.8%	-	-	-	-
12年以上13年未満	10	0.8%	-	-	170	2.9%	-	-	-	-
13年以上14年未満	12	0.9%	-	-	123	2.1%	-	-	-	-
14年以上15年未満	14	1.1%	-	-	122	2.1%	-	-	-	-
15年以上16年未満	14	1.1%	-	-	142	2.4%	-	-	-	-
16年以上17年未満	10	0.8%	-	-	102	1.7%	-	-	-	-
17年以上18年未満	3	0.2%	-	-	15	0.3%	-	-	-	-
18年以上	3	0.2%	-	-	2	0.1%	-	-	-	-
総数	1,297	100.0%	2,354	100.0	5,854	100.0%	421	100.0%	1,239	100.0%
平均在所期間	2.6年間		1.4年間		5.1年間		2.6年間		1.5年間	

(7) 母子生活支援施設における年齢別在籍人員 (平成23年3月1日現在)

(単位: 人)

母等の年齢	20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳以上 55歳未満	55歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上 70歳未満	70歳以上	合計
人数	45	267	587	852	979	825	357	119	28	3	0	1	4,063

(8) 母子生活支援施設における在所期間別世帯数 (平成22年度)

(単位: 世帯)

在所期間	6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計
世帯数	337	282	436	321	135	101	160	40	1,812

(9) 母子生活支援施設退所世帯の退所後居住形態 (平成22年度)

(単位: 世帯)

区分	親・親戚との同居	成人した子との同居	復縁又は再婚	配偶者以外との結婚	単独の母子世帯				その他の社会福祉施設	不明・その他	合計	
					公営住宅	民間アパート	社宅	本人宅				
世帯数	137	4	96	35	1,363	433	891	8	31	70	74	1,779

(7) ~ (9) : 家庭福祉課調べ

(10) 児童養護施設の入退所の状況 (平成22年度中)

(単位:人)

平成22年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)				平成22年度退所児童数								
				解除						変更		
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計	家庭環境改善	養子縁組	自立就職	無断外出	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等	
1,160	4,248	65	5,473	3,390	25	1,275	25	5	393	5,113	741	

変更前の内訳							変更後の内訳						
乳児院	他の児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親	その他	他の児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	その他
700	197	69	70	22	83	19	187	51	154	159	30	4	156

(11) 乳児院の入退所の状況 (平成22年度中)

(単位:人)

平成22年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)				平成22年度退所児童数					
				解除					変更
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計	家庭環境改善	養子縁組	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等
104	1,989	238	2,331	1,209	45	2	46	1,302	1,052

変更前の内訳				変更後の内訳					
他の乳児院	母子生活支援施設	里親	その他	他の乳児院	母子生活支援施設	里親	ファミリーホーム	児童養護施設	その他
29	18	8	49	29	9	217	5	741	51

(12) 情緒障害児短期治療施設の入退所の状況 (平成22年度中)

(単位:人)

平成22年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)			
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計
74	392	20	486

平成22年度退所児童数							変更
解除							変更
家庭環境改善	児童の状況改善	養子縁組	自立自活	無断外出	その他	計	他の児童福祉施設等
87	134	1	16	9	42	289	132

↑

変更前の内訳						
乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親	その他
0	52	9	3	3	6	1

↓

変更後の内訳						
児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	その他
79	11	8	8	2	0	24

(13) 児童自立支援施設の入退所の状況 (平成22年度中)

(単位:人)

平成22年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)			
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計
225	939	40	1,204

平成22年度退所児童数							変更
解除							変更
家庭環境改善	児童の状況改善	養子縁組	自立自活	無断外出	その他	計	他の児童福祉施設等
127	713	0	67	26	136	1,069	170

↑

変更前の内訳					
児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	里親	その他
165	8	31	1	11	9

↓

変更後の内訳						
児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	その他
73	5	24	28	4	0	36

(14) 里親の委託・委託解除の状況 (平成22年度中)

(単位：人)

平成22年度新規委託児童数 (新規又は措置変更)			
他の児童 福祉施設	家庭 から	その他	計
582	771	50	1,403

平成22年度委託解除児童数							
解除							変更
家庭環 境改善	養子 縁組	自立 自活	無断 外出	死亡	その他	計	他の児 童福祉 施設等
389	239	151	9	3	130	921	376

変更前の内訳

乳児院	児童養 護施設	情緒障 害児短 期治療 施設	児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	他の 里親	ファミ リー ホーム	その他
273	177	6	29	1	76	5	15

変更後の内訳

乳児院	児童養 護施設	情緒障 害児短 期治療 施設	児童自 立支援 施設	母子生 活支援 施設	他の 里親	ファミ リー ホーム	その他
14	104	6	8	1	77	146	20

(15) 里親の一時的な休息のための援助 (レスパイト・ケア) の実施状況 (平成22年度実績)

受入先種別	受入施設等数	延利用回数	実施延日数
里親	183	335	817
児童養護施設	35	60	220
乳児院	9	14	49
その他	9	13	50
合計	236	422	1,136

※レスパイト・ケアを利用した
里親世帯数・・・238世帯

(14)(15): 家庭福祉課調べ

(16) 措置児童の保護者の状況

(人)

区分	乳児院児	養護施設児	里親委託児
父母有り（養父母含む）	1,590 (48.2%)	10,040 (31.8%)	645 (17.9%)
父のみ（養父含む）	85 (2.6%)	4,966 (15.7%)	351 (9.7%)
母のみ（養母含む）	1,253 (37.9%)	11,235 (35.6%)	1,445 (40.0%)
両親ともいない	68 (2.1%)	2,730 (8.6%)	769 (21.3%)
両親とも不明	65 (2.0%)	708 (2.2%)	243 (6.7%)
不詳	238 (7.2%)	1,914 (6.1%)	158 (4.4%)
総数	3,299 (100.0%)	31,593 (100.0%)	3,611 (100.0%)

児童養護施設入所児童等調査（平成20年2月1日）

(17) 里親の状況（平成23年3月1日現在）

(人)

委託里親数	里親の構成	里親の就業状況	
3,040	夫婦世帯 2,732	一方が働いている	1,477 (48.6%)
		共働き	1,067 (35.1%)
		どちらも働いていない	188 (6.2%)
	ひとり親世帯 308	働いている	174 (5.7%)
		働いていない	134 (4.4%)

(18) 新生児等の措置先（平成22年度中）

(人)

措置時の年齢	措置先		
	乳児院	里親	合計
0歳児（1か月未満）	408	41	449
0歳児（1か月以上）	944	105	1,049
1歳以上2歳未満	560	127	687
合計	1,912	273	2,185

(17) (18) : 家庭福祉課調べ

(19) 新生児等の新規措置の措置先 (都道府県市別)

(平成22年度)

(家庭福祉課 調べ)

	乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満
北海道	6	11	2	7	24	11
青森県	2	3	1	0	0	0
岩手県	5	8	3	0	1	0
宮城県	2	6	3	0	1	1
秋田県	2	4	3	0	0	0
山形県	2	9	1	0	0	0
福島県	5	6	3	1	3	7
茨城県	8	19	5	1	0	0
栃木県	8	11	5	0	2	2
群馬県	4	7	11	0	0	3
埼玉県	31	50	37	0	4	9
千葉県	12	25	6	0	6	14
東京都	70	172	122	0	0	13
神奈川県	2	8	12	0	5	4
新潟県	2	4	0	0	3	2
富山県	5	8	6	0	0	1
石川県	2	5	0	0	0	0
福井県	6	2	1	0	0	0
山梨県	0	1	1	0	3	8
長野県	5	16	5	1	1	2
岐阜県	5	9	0	1	0	2
静岡県	5	20	6	0	2	0
愛知県	10	18	25	9	5	2
三重県	5	17	5	0	0	0
滋賀県	2	5	5	0	0	3
京都府	0	1	3	0	1	0
大阪府	20	38	39	3	1	2
兵庫県	3	11	10	0	0	0
奈良県	3	9	8	0	0	0
和歌山県	0	0	0	0	0	0
鳥取県	1	9	2	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0
岡山県	6	22	16	0	1	0
広島県	1	3	0	0	0	0
山口県	5	6	6	0	3	2

	乳児院への措置			里親への措置		
	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月 未満)	0歳児 (1か月 以上)	1歳以上 2歳未満
徳島県	0	16	3	0	0	0
香川県	2	3	1	0	0	0
愛媛県	1	13	3	0	0	0
高知県	5	11	4	0	0	0
福岡県	14	28	19	0	1	1
佐賀県	5	4	3	0	0	0
長崎県	2	5	2	0	0	0
熊本県	1	8	3	0	0	3
大分県	5	16	5	5	10	4
宮崎県	4	12	4	0	0	0
鹿児島県	10	5	2	0	2	1
沖縄県	5	17	1	1	3	1
札幌市	8	14	3	7	5	6
仙台市	7	8	3	0	0	0
さいたま市	5	14	4	0	2	1
千葉市	1	5	1	0	0	1
横浜市	9	33	11	0	0	2
川崎市	3	11	13	0	0	2
相模原市	2	6	2	0	0	0
新潟市	0	1	0	1	2	0
静岡市	2	14	3	1	3	1
浜松市	5	0	2	1	3	1
名古屋市	10	20	15	1	1	3
京都市	6	8	10	0	1	0
大阪市	19	62	43	0	3	5
堺市	3	13	12	0	0	0
神戸市	6	3	4	0	0	0
岡山市	0	5	5	0	0	0
広島市	0	0	0	1	0	2
北九州市	3	12	9	0	0	1
福岡市	7	23	5	0	3	2
横須賀市	0	2	1	0	0	0
金沢市	4	2	3	0	0	0
熊本市	9	7	9	0	0	2
合計	408	944	560	41	105	127

(20) 乳児院退所後の措置変更先 (都道府県市別) (平成22年度) (単位:人、%) (家庭福祉課 調べ)

	乳児院からの措置解除児童数	乳児院からの措置変更児童数					
		里親へ		児童養護施設へ		その他へ	
		児童数	割合	児童数	割合		
北海道	7	5	0	0.0%	2	100.0%	3
青森県	11	8	2	25.0%	6	75.0%	0
岩手県	17	8	4	50.0%	4	50.0%	0
宮城県	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0
秋田県	10	10	5	55.6%	4	44.4%	1
山形県	2	9	4	50.0%	4	50.0%	1
福島県	5	9	6	66.7%	3	33.3%	0
茨城県	22	25	4	16.0%	21	84.0%	0
栃木県	14	16	6	37.5%	10	62.5%	0
群馬県	7	13	5	38.5%	8	61.5%	0
埼玉県	79	83	25	30.5%	57	69.5%	1
千葉県	27	18	9	52.9%	8	47.1%	1
東京都	302	128	23	20.5%	89	79.5%	16
神奈川県	26	33	7	22.6%	24	77.4%	2
新潟県	3	6	3	60.0%	2	40.0%	1
富山県	11	3	2	66.7%	1	33.3%	0
石川県	8	2	1	50.0%	1	50.0%	0
福井県	10	4	2	50.0%	2	50.0%	0
山梨県	0	8	2	25.0%	6	75.0%	0
長野県	12	28	4	20.0%	16	80.0%	8
岐阜県	8	10	0	0.0%	10	100.0%	0
静岡県	13	16	5	33.3%	10	66.7%	1
愛知県	46	40	11	30.6%	25	69.4%	4
三重県	16	10	0	0.0%	10	100.0%	0
滋賀県	8	6	1	16.7%	5	83.3%	0
京都府	9	10	2	20.0%	8	80.0%	0
大阪府	78	42	1	2.4%	40	97.6%	1
兵庫県	22	38	4	10.8%	33	89.2%	1
奈良県	12	14	0	0.0%	13	100.0%	1
和歌山県	11	1	1	100.0%	0	0.0%	0
鳥取県	6	9	1	12.5%	7	87.5%	1
島根県	39	8	0	0.0%	7	100.0%	1
岡山県	14	11	2	20.0%	8	80.0%	1
広島県	5	8	1	16.7%	5	83.3%	2
山口県	6	12	2	16.7%	10	83.3%	0

	乳児院からの措置解除児童数	乳児院からの措置変更児童数					
		里親へ		児童養護施設へ		その他へ	
		児童数	割合	児童数	割合		
徳島県	6	9	1	11.1%	8	88.9%	0
香川県	9	3	0	0.0%	2	100.0%	1
愛媛県	15	11	0	0.0%	11	100.0%	0
高知県	17	8	0	0.0%	8	100.0%	0
福岡県	23	23	4	21.1%	15	78.9%	4
佐賀県	4	9	3	37.5%	5	62.5%	1
長崎県	5	11	1	10.0%	9	90.0%	1
熊本県	3	5	2	66.7%	1	33.3%	2
大分県	12	12	4	33.3%	8	66.7%	0
宮崎県	4	7	1	14.3%	6	85.7%	0
鹿児島県	4	18	4	23.5%	13	76.5%	1
沖縄県	8	9	2	25.0%	6	75.0%	1
札幌市	10	19	11	57.9%	8	42.1%	0
仙台市	27	29	4	14.8%	23	85.2%	2
さいたま市	5	4	2	50.0%	2	50.0%	0
千葉市	4	6	1	25.0%	3	75.0%	2
横浜市	31	28	6	24.0%	19	76.0%	3
川崎市	24	9	1	11.1%	8	88.9%	0
相模原市	0	0	0	-	0	-	0
新潟市	0	0	0	-	0	-	0
静岡市	4	6	2	33.3%	4	66.7%	0
浜松市	5	9	1	20.0%	4	80.0%	4
名古屋市	22	22	4	23.5%	13	76.5%	5
京都市	12	17	0	0.0%	15	100.0%	2
大阪市	95	38	3	8.1%	34	91.9%	1
堺市	0	0	0	-	0	-	0
神戸市	16	12	6	50.0%	6	50.0%	0
岡山市	3	9	1	12.5%	7	87.5%	1
広島市	8	15	1	7.7%	12	92.3%	2
北九州市	10	14	2	18.2%	9	81.8%	3
福岡市	29	16	6	40.0%	9	60.0%	1
横須賀市	0	0	0	-	0	-	0
金沢市	4	2	0	0.0%	2	100.0%	0
熊本市	17	21	4	25.0%	12	75.0%	5
合計	1,302	1,052	222	23.1%	741	76.9%	89

(21) 里親申込の動機

総数	児童福祉への理解から	子どもを育てたいから	養子を得たいため	その他	不詳
2,626	974	825	572	224	31
100.0%	37.1%	31.4%	21.8%	8.5%	1.2%

(22) 委託児童数

総数	1人	2人	3人	4人	5人以上	不詳
2,626	1,360	657	292	149	130	38
100.0%	51.8%	25.0%	11.1%	5.7%	5.0%	1.4%

(23) 里親の年齢

	総数	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	いない	不詳
里父	2,626	12	148	599	1,024	621	219	3
	100.0%	0.5%	5.6%	22.8%	39.0%	23.7%	8.3%	0.1%
里母	2,626	26	195	828	999	538	-	40
	100.0%	1.0%	7.4%	31.5%	38.1%	20.5%	-	1.5%

(24) 里親の職業

総数	社会福祉事業従事者	教員	専門・技術	管理	事務	販売	農林・漁業	単純労働	サービス	宗教家	その他の就業	不詳
2,626	198	82	503	110	336	158	110	131	206	270	435	87
100.0%	7.5%	3.1%	19.2%	4.2%	12.8%	6.0%	4.2%	5.0%	7.8%	10.3%	16.6%	3.3%

(21)～(24) 児童養護施設入所児童等調査(平成20年2月1日)

(25) 家族との交流状況

(単位：人)

		養護施設児	乳児院児	里親委託児	情短施設児	自立施設児
総数		31,593 (100.0%)	3,299 (100.0%)	3,611 (100.0%)	1,104 (100.0%)	1,995 (100.0%)
交流あり	帰宅	16,657 (52.7%)	652 (19.8%)	327 (9.1%)	762 (69.0%)	904 (45.3%)
	面会	5,947 (18.8%)	1,693 (51.3%)	461 (12.8%)	180 (16.3%)	309 (15.5%)
	電話手紙 連絡	3,020 (9.6%)	237 (7.2%)	193 (5.3%)	55 (5.0%)	147 (7.4%)
交流なし		5,071 (16.1%)	667 (20.2%)	2,598 (71.9%)	99 (9.0%)	146 (7.3%)
不詳		898 (2.8%)	50 (1.5%)	32 (0.9%)	8 (0.7%)	489 (24.5%)

児童養護施設入所児童等調査（平成20年2月1日）

(26) 家族との交流の頻度 ((25) における「交流あり」の頻度別内訳)

(単位：人)

		総 数	月1回以上	年2回～11回	年1回ぐらい	不詳
乳児院児	帰 宅	652 (100.0%)	399 (61.2%)	230 (35.3%)	23 (3.5%)	0 (0.0%)
	面 会	1,693 (100.0%)	828 (48.9%)	737 (43.5%)	127 (7.5%)	1 (0.1%)
	電話手紙 連絡	237 (100.0%)	85 (35.9%)	113 (47.7%)	39 (16.4%)	0 (0.0%)
養護施設児	帰 宅	16,657 (100.0%)	4,025 (24.2%)	11,694 (70.2%)	924 (5.5%)	14 (0.1%)
	面 会	5,947 (100.0%)	1,162 (19.5%)	4,072 (68.5%)	704 (11.8%)	9 (0.2%)
	電話手紙 連絡	3,020 (100.0%)	590 (19.5%)	1,917 (63.5%)	501 (16.6%)	12 (0.4%)
里親委託児	帰 宅	327 (100.0%)	103 (31.5%)	178 (54.4%)	43 (13.2%)	3 (0.9%)
	面 会	461 (100.0%)	91 (19.7%)	287 (62.3%)	82 (17.8%)	1 (0.2%)
	電話手紙 連絡	193 (100.0%)	34 (17.6%)	102 (52.8%)	54 (28.0%)	3 (1.6%)

児童養護施設入所児童等調査 (平成20年2月1日)

(27) 定員規模別児童福祉施設数

(単位：か所)

種別 定員	乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立支援施設		母子生活支援施設	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
総数	129	100.0%	585	100.0%	37	100.0%	58	100.0%	261	100.0%
20人以下	52	40.3%	4	0.7%	1	2.7%	1	1.7%	215	82.4%
21～30	34	26.3%	61	10.4%	9	24.3%	4	6.9%	34	13.0%
31～40	21	16.3%	92	15.7%	14	37.9%	6	10.3%	6	2.3%
41～50	11	8.5%	124	21.2%	11	29.7%	14	24.3%	6	2.3%
51～60	5	3.9%	97	16.6%	2	5.4%	11	18.9%	-	-
61～70	2	1.6%	71	12.1%	-	-	5	8.6%	-	-
71～80	3	2.3%	47	8.0%	-	-	4	6.9%	-	-
81～90	1	0.8%	35	6.0%	-	-	3	5.2%	-	-
91～100	-	-	24	4.1%	-	-	4	6.9%	-	-
101～110	-	-	13	2.2%	-	-	-	-	-	-
111～120	-	-	5	0.9%	-	-	1	1.7%	-	-
121～150	-	-	7	1.2%	-	-	3	5.2%	-	-
151人以上	-	-	5	0.9%	-	-	2	3.4%	-	-

※ 母子生活支援施設の定員については世帯数

家庭福祉課調べ（平成23年10月1日現在）

(28) ファミリーホーム(①)、自立援助ホーム(②)、児童家庭支援センター(③)の実施状況

	①	②	③
北海道	7	2	8
青森県	3		1
岩手県		1	1
宮城県	3		1
秋田県		1	
山形県	2		2
福島県			
茨城県	4	2	2
栃木県	1	2	
群馬県	5	1	2
埼玉県	2	3	3
千葉県	3	4	4
東京都	13	18	
神奈川県		2	
新潟県			
富山県	1		
石川県			2
福井県			4

	①	②	③
山梨県	4	1	1
長野県			
岐阜県		1	3
静岡県	3	2	1
愛知県	4		
三重県	3	1	1
滋賀県	6	1	1
京都府			2
大阪府	1	2	1
兵庫県			6
奈良県	1		2
和歌山県		1	1
鳥取県	1	3	1
島根県		1	
岡山県	2	1	1
広島県	1		
山口県	2	1	4
徳島県	1		1

	①	②	③
香川県	1	1	1
愛媛県	2		1
高知県	3	1	3
福岡県	2		1
佐賀県			
長崎県	1	2	1
熊本県			1
大分県	9	1	2
宮崎県		1	
鹿児島県	1	2	
沖縄県	10	1	1
札幌市	4	3	5
仙台市		1	
さいたま市	1	2	
千葉市	1		3
横浜市	8	2	3
川崎市	3	1	2
相模原市	1		

	①	②	③
新潟市	1	1	
静岡市			
浜松市			
名古屋市	1	1	1
京都市	1	1	
大阪市	4	3	1
堺市			1
神戸市			2
岡山市	3	2	
広島市		1	
北九州市	4	2	1
福岡市	8	1	
横須賀市	2		
金沢市			1
熊本市	1	1	
合計	145	82	87

(平成23年10月1日現在家庭福祉課調べ)

(29) 児童相談所の里親担当職員と里親委託等推進員の配置状況(平成23年9月現在:家庭福祉課調べ)

		児童相談所の体制			里親支援機関事業における里親委託等推進員の体制							
		児相数	里親担当職員		里親委託等推進員			里親委託等推進員の配置状況				
			うち専任	うち他業兼務	常勤	非常勤	自治体が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して委託先に配置	児童福祉司が兼務して「里親委託等推進員」の名称で配置		
全	国	206	340	52	288	107	24	83	87	3	6	11
1	北海道	8	8	8		8	8					8
2	青森県	6	8		8	1		1	1			
3	岩手県	3	3		3	1		1	1			
4	宮城県	3	2		2	2		2	2			
5	秋田県	3	4	1	3							
6	山形県	2	2		2	1	1				1	
7	福島県	4	4		4	4		4	4			
8	茨城県	3	3		3	1		1	1			
9	栃木県	3	3		3	3		3	3			
10	群馬県	3	4		4	3	3		3			
11	埼玉県	6	11		11	6		6	6			
12	千葉県	6	12	6	6	1		1			1	
13	東京都	11	9	9		3	3			3		
14	神奈川県	5	5		5	5		5	5			
15	新潟県	5	19		19							
16	富山県	2	2		2	2		2			2	
17	石川県	2	3		3	2		2	2			
18	福井県	2	2		2							
19	山梨県	2	2		2	1		1	1			
20	長野県	5	9		9							
21	岐阜県	5	6	1	5	1		1	1			
22	静岡県	7	7		7	3		3	3			
23	愛知県	10	24		24	2		2	2			
24	三重県	6	14		14	1		1	1			
25	滋賀県	2	2		2	1		1	1			
26	京都府	3	3		3							
27	大阪府	6	8	1	7	5		5	5			
28	兵庫県	6	6	1	5							
29	奈良県	2	3		3	1		1	1			
30	和歌山県	2	3		3	1		1	1			
31	鳥取県	3	4		4	1	1		1			
32	島根県	4	8		8							

			児童相談所の体制				里親支援機関事業における里親委託等推進員の体制						
			児相数	里親担当職員		里親委託等推進員			里親委託等推進員の配置状況				
				うち専任	うち他業兼務		常勤	非常勤	自治体が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して児相に配置	委託法人が雇用して委託先に配置	児童福祉司が兼務して「里親委託等推進員」の名称で配置	
33	岡山県	3	3		3	2		2	2				
34	広島県	3	3	1	2	3	2	1	3				
35	山口県	5	5		5	1		1	1				
36	徳島県	3	4		4	1	1				1		
37	香川県	2	3	1	2	1	1		1				
38	愛媛県	3	3		3								
39	高知県	2	6	1	5								
40	福岡県	6	6		6	4		4	4				
41	佐賀県	1	2	1	1	1		1	1				
42	長崎県	2	2		2	2		2	2				
43	熊本県	2	2		2	1		1	1				
44	大分県	2	2	1	1	2		2	2				
45	宮崎県	3	18		18								
46	鹿児島県	3	3		3	1		1	1				
47	沖縄県	2	2	2		2	2		2				
48	札幌市	1	2	1	1	1		1	1				
49	仙台市	1	1		1	1		1	1				
50	さいたま市	1	5		5	1		1	1				
51	千葉市	1	1		1								
52	横浜市	4	8	4	4	4		4	4				
53	川崎市	3	3	1	2	1		1	1				
54	相模原市	1	2	1	1	1		1	1				
55	新潟市	1	2		2								
56	静岡市	1	1		1	1		1	1				
57	浜松市	1	3		3	1		1	1				
58	名古屋市	2	6		6	2		2	2				
59	京都市	1	2		2	2		2				2	
60	大阪市	1	6	6		1		1	1				
61	堺市	1	2	1	1	1		1			1		
62	神戸市	1	5		5	1	1		1				
63	岡山市	1	1		1	1		1	1				
64	広島市	1	1	1		1		1	1				
65	北九州市	1	1	1									
66	福岡市	1	2	2		2		2	2				
67	横須賀市	1	1		1	1		1	1				
68	金沢市	1	2		2	1	1					1	
69	熊本市	1	1		1	2		2	2				

1 ガイドラインの趣旨

- 親権者等(親権を行う者又は未成年後見人)が児童相談所長や児童福祉施設の施設長、里親等による監護措置を不当に妨げてはならないことが法律上、明確化されることから、児童相談所、施設、里親等での対応に資するよう、「不当に妨げる行為」の考え方、対応方法等について示すもの。
※以下「児童」には、18歳以上の未成年者を含む。

2 不当に妨げる行為の事例

- 「不当に妨げる行為」としては次のものが想定(詳細は別紙)。施設、里親等で該当性の判断に迷う場合には、児童相談所が相談、助言等の援助。

(1) 態様、手段が適切でない場合

- 親権者等が児童等に関してとる行為そのものの態様、手段が客観的に見て適切でない場合。具体的には、例えば、次のような事例が該当しうると考える。

- | | |
|--|---------------------|
| ア 親権者等がその児童や職員等に対して直接とる行為(実力行使)(暴行、脅迫、連れ去り、面会の強要等) | ウ その他(関係者へのア・イの行為等) |
| イ 親権者等が他の児童や児童相談所、施設等全体も含めて迷惑を及ぼす行為(騒音・振動、施設の汚損・破損等) | |

(2) 親権者等の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えられられる場合

- 親権者等の意向に沿った場合に、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えられられる場合。具体的には、例えば、次のような事例が該当しうると考える。
- 児童の真の意向を踏まえる必要。他方、児童に不利益を与えるおそれがあるときには、児童の意向に沿わない監護措置をとる必要。

- | | | |
|----------------------|-------------------------|------------------------------|
| ア 児童に経済的な損失を与える行為 | ウ 児童の健康や成長、発達に悪影響を及ぼす行為 | オ 児童や他の児童の監護に悪影響を及ぼすおそれのある行為 |
| イ 児童の社会生活に支障を生じさせる行為 | エ 児童の教育上支障を生じさせる行為 | |

(3) その他の場合

- その他、親権者等の主張に混乱が見られる場合、一貫性がない場合等には、監護に支障を生じるおそれがあり、該当する場合がある。

3 不当に妨げる行為があった場合の対応等

- 児童相談所は、一時保護・措置開始時に、保護者に対し、施設長等による監護措置、不当に妨げる行為の禁止、緊急時の対応等について説明。
- 不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、児童の利益を保護するために必要な監護措置が可能だが、できる限り親権者等の理解を得ることが望ましく、また、理解が得られず、児童の安定した監護に支障を及ぼす場合には、法的な解決等を図る必要がある。
- このため、事例に応じ、次の(1)~(4)の対応が考えられる。(※犯罪、危険行為等に対しては、警察へ通報する等の対応。)
- 施設長等が対応方針等について判断に迷う場合は、児童相談所に相談。児童相談所は、必要に応じ児童福祉審議会から意見聴取。

(1) 親権者等への説明

- 事例に応じ児童相談所や施設等から、児童の利益の観点から理解を求める。理解が得られない場合には、不当に妨げる行為に該当することを説明し、調整。
- 施設等が説得を試みたものの説得できない場合には、児童相談所から親権者等に対し監護措置について理解を求め、調整を図ることも考えられる。

(2) 面会・通信の制限、接近禁止命令

- 改善のない場合には、事例に応じ、児童虐待防止法上の面会・通信制限や、接近禁止命令(強制入所措置の場合)での対応が考えられる。
- 児童相談所から親権者等に対し、これらの対応がとられうることを説明し、監護措置への理解を求める。理解が得られない場合には、これらの対応を検討。

(3) 親権制限の審判等の請求

- 上記で対応できず、親権の制限が必要な場合には、事案に応じ、民法上の親権制限(親権喪失、親権停止又は管理権喪失)の審判請求が考えられる。
- 法令等で明確に親権者等の同意が必要とされている場合等には、問題解決のために親権制限の審判等が必要な場合がある。
- 児童相談所から親権者に対し、親権制限の審判を請求する必要があることになる旨説明し、理解を求める。改善が見込めない場合に審判請求を検討。

(4) 安全確保のため緊急の必要があると認められる場合の措置

- 児童の生命・身体の安全確保のため緊急の必要がある場合には、親権者等の意に反しても監護措置が可能。児童の利益を最優先に考え、適切な措置。
- 施設長、里親等が緊急の監護措置を行った場合には、都道府県等への報告義務あり。

「不当に妨げる行為の事例」の詳細

(1) 態様、手段が適切でない場合

- 親権者等が児童に関してとる行為そのものの態様、手段が客観的に見て適切でない場合。具体的には例えば次のような事例が該当しうると考える。

ア 親権者等がその児童や職員等に対して直接とる行為(実力行使)

- ✓ 暴行、脅迫等により児童や職員等に危害を加える行為
- ✓ 児童や職員等に暴言を吐くなど威圧的態度をとる行為
- ✓ 児童や職員等に恐怖や不安を感じさせる言動や行動をとる行為
- ✓ 児童を強引に連れ去る行為、外出・外泊から帰さない行為
- ✓ 無断で又は拒否するにもかかわらず敷地内に立ち入る行為、退去しない行為
- ✓ つきまとい、はいかい、交通の妨害等の行為
- ✓ 面会・通信の制限又は施設等の拒否にもかかわらず面会等を行う行為
- ✓ 拒否するにもかかわらず、繰り返しの電話、郵便、FAX、メール等をする行為
- ✓ 拒否するにもかかわらず児童の情報の提供を執拗に要求する行為
- ✓ 非行、犯罪等の不適切な行為をさせようとする(教唆する)行為
- ✓ 児童にたばこ、酒、危険物(火気、刃物等)等を渡す行為

イ 親権者等が他の児童や児童相談所、施設等全体も含めて迷惑を及ぼす行為

- ✓ 騒音、振動を立てる行為、関係施設等を汚損・破損する行為
- ✓ 施設、職員等の中傷する内容のビラの配布、掲示、ネット上への掲載等をする行為
- ✓ 拒否するにもかかわらず、撮影や録音を行う行為
- ✓ 酒に酔っているなど正常な意思疎通ができない状況での来訪、電話等の行為

ウ その他

- ✓ 児童の学校、職場、その他児童の関係者や他の入所児童等に対するア・イの行為
- ✓ 第三者にア・イの行為をさせる行為

(2) 親権者等の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えられられる場合

- 親権者等の意向に沿った場合に、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えられられる場合。具体的には例えば次のような事例が該当しうると考える。
- 児童の意向を踏まえる必要。その際、親権者等が児童に及ぼす影響を考慮し、真の児童の意向を見極める必要。
- 児童の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えるおそれがあるときには、児童の意向に沿わない監護措置をとる必要。

ア 児童に経済的な損失を与える行為

- ✓ 児童に金銭の提供等を要求する行為
- ✓ 施設等から自立する際、児童が借りる住宅への同居や生活の世話を強いる行為
- ✓ 児童の意思とは関係なく、児童の名義で売買契約等の契約を行い、不当な負債や義務を負わせる行為

ウ 児童の健康や成長、発達に悪影響を及ぼす行為

- ✓ 児童に必要な医療を正当な理由なく受けさせない行為(精神科医療を含む。)
- ✓ 児童に必要な保健サービスを正当な理由なく受けさせない行為(予防接種、健康診査等)
- ✓ 児童に必要な福祉サービスを正当な理由なく受けさせない行為(療育手帳等)
- ※ 医療保護入院、予防接種については、各法令に基づき、保護者の同意が必要。

イ 児童の社会生活に支障を生じさせる行為

- ✓ 正当な理由なく、児童が必要とする契約や申請に同意せず又は妨げる行為(携帯電話、奨学金、自立する際の賃貸住宅、旅券等)
- ✓ 学校・職場に正当な理由なく又は施設等との約束に反し無断で訪問・連絡する行為
- ✓ 児童が希望する適切な就職等に正当な理由なく同意せず又は妨げる行為
- ✓ 児童の意思に反して親権者等の希望する職場への就労を執拗に強要する行為
- ✓ 児童の就労先に対し、児童の賃金を親権者等に支払うよう求める行為
- ✓ 児童と親族等の第三者との面会や交流を正当な理由なく妨げる行為

エ 児童の教育上支障を生じさせる行為

- ✓ 学校の通常の授業や行事に、正当な理由なく、出席・参加させない行為
- ✓ 特別支援学校等を就学先とすることを不服として就学させない行為
- ※ 障害児については、障害の状況に照らし、専門家・保護者の意見聴取の上、就学先を決定。
- ✓ 児童の意思に反し、学力等に見合わない学校への進学を要求する行為
- ✓ 正当な理由なく、児童が希望する進路に同意しない行為
- ✓ 正当な理由なく、児童の意思に反し、児童が通う学校の退学・休学手続を行う行為
- ✓ 児童の望まない又は参加困難な部活動、習い事、学習塾等を要求する行為

オ 児童や他の児童の監護に悪影響を及ぼすおそれのある行為

- ✓ 一時保護所や施設内の規則に違反する行動をとることを児童に指示する行為
- ✓ 親権者等の好みの髪型、服装等を強いる行為
- ✓ 児童に過剰の金銭、物品等を与える行為

(3) その他の場合

- 上記のほか、次の場合などには、児童の監護に支障を生じるおそれがあり、「不当に妨げる行為」に該当する場合がある。

- ✓ 親権者等の主張の内容に明らかに論理的な混乱が見られ、児童の安定した監護に支障がある場合
- ✓ 親権者等の主張が合理的な事情がないのに短期間のうちに繰り返し変化するなど一貫性がなく、児童の安定した監護に支障がある場合

雇児総発0309第1号
平成24年3月9日

各 { 都道府県
指定都市 児童福祉主管部(局)長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

「児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関する
ガイドライン」について

「民法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第61号)については、平成24年4月1日から施行されるが、これにより、児童福祉法(昭和23年法律第164号)において、児童等の親権者等が、児童相談所長や児童福祉施設の長、里親等が行う監護、教育及び懲戒に関する措置を不当に妨げてはならないことが明確化されたことから、今後、児童相談所等では、これを根拠とした対応により、児童の安定した監護を図ることが望まれる。

については、児童相談所等における対応に資するよう、親権者等による「不当に妨げる行為」に関する考え方について別添「児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン」を策定したので通知する。

貴職におかれては、同ガイドラインの内容を御了知の上、管内の児童相談所並びに市町村及び児童福祉施設等の関係機関に周知いただくとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

(別添)

児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン

1 趣旨

「民法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2では、児童相談所長は、一時保護を加えた児童について、また、改正後の同法第47条では、児童福祉施設の施設長、小規模住居型児童養育事業における養育者又は里親（以下「施設長等」という。）は、入所中又は受託中の児童等について、親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」という。）のあるものであっても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置（以下「監護措置」という。）をとることができ、児童等の親権者等は、当該監護措置を不当に妨げてはならないと規定された。

これらの規定に基づき、児童相談所長又は施設長等は、自らがとる監護措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、児童の利益を保護するために必要な監護措置をとることができる。

これらを踏まえ、今後、児童相談所長又は施設長等による監護措置を親権者等が不当に妨げ、児童等の安定した監護に支障が生じる場合には、児童相談所長又は施設長等は、これらの規定を根拠として親権者等への対応に当たることにより、児童等の安定した監護を図ることが望まれる。

このため、児童相談所、児童福祉施設、里親等における対応に資するよう、親権者等による「不当に妨げる行為」に関する考え方、対応方法等について示すものである。

なお、以下では、措置延長されている18歳以上の未成年者を含めて単に「児童」という。

2 不当に妨げる行為の事例

「不当に妨げる行為」の事例としては次に掲げるものが想定される。児童福祉施設、里親等においてこれらへの該当性の判断に迷う場合には、児童相談所が相談、助言等の援助を行い、児童の福祉の観点から適切な対応をとる。

(1) 態様、手段が適切でない場合

親権者等が一時保護中、施設入所中又は里親等委託中の児童に関してとる行為そのものの態様、手段が客観的に見て適切でない場合には、「不当に妨げる行為」に該当する。

具体的には、例えば、次のような事例が「不当に妨げる行為」に該当しうると

考える。

ア 親権者等がその児童や職員等に対して直接とる行為（実力行使）

- ・ 暴行、脅迫等により児童や職員等に危害を加える行為
- ・ 児童や職員等に暴言を吐くなど威圧的態度をとる行為
- ・ 児童や職員等に恐怖や不安を感じさせる言動や行動をとる行為
- ・ 児童を強引に連れ去る行為
- ・ 児童相談所、施設等との同意の上で児童が外出・外泊したものの、約束に反して児童相談所、施設等に帰さない行為
- ・ 無断で又は児童相談所、施設等の拒否にもかかわらず敷地内に立ち入る行為
- ・ 敷地内に立ち入り、児童相談所、施設等が退去を求めたにもかかわらず退去しない行為
- ・ 児童や職員等に対するつきまとい、児童や職員等が日常的に生活する場所や行き来する場所付近のはいかい、交通の妨害等の行為
- ・ 面会・通信の制限又は児童相談所、施設等の拒否にもかかわらず児童と面会等を行う行為
- ・ 児童や職員等の拒否にもかかわらず、繰り返しの電話、無言電話をかける行為、繰り返し郵便やFAX、メールを送りつける行為
- ・ 児童や職員等の拒否にもかかわらず、児童に係る情報の提供を執拗に要求する行為
- ・ 児童に非行、犯罪等の不適切な行為をさせようとする行為（教唆する行為）
- ・ 児童にたばこ、酒、危険物（火気、刃物等）等を渡す行為

イ 親権者等が他の児童や児童相談所、施設等全体も含めて迷惑を及ぼす行為

- ・ 騒音、振動を立てる行為
- ・ 落書きや破壊行為により関係施設等を汚損・破損する行為
- ・ 施設、職員等を中傷する内容のビラの配布、掲示、インターネット上への掲載等をする行為
- ・ 児童や職員等の拒否にもかかわらず、撮影や録音を行う行為
- ・ 酒に酔っているなど正常な意思疎通ができない状況での来訪、電話等の行為

ウ その他

- ・ 児童の学校、職場、その他児童の関係者や他の入所児童等に対する上記ア及びイの行為
- ・ 第三者に上記ア及びイの行為をさせる行為

(2) 親権者等の意向に沿った場合に、児童に不利益を与えられられる場合

親権者等の意向に沿った場合に、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えると考えられる場合には、その意向に沿うことを要求する行為は、「不当に妨げる行為」に該当する。

ここには、親権者等が児童の利益を考慮せず、親権者等自身の利益のみを目的としている場合のほか、親権者等としては児童の利益を考慮していると主張するものの、客観的にみて明らかに児童に不利益を与えると考えられる場合も含まれる。

また、「不当に妨げる行為」への該当性を判断するに当たっては、児童の意向を踏まえる必要があるが、その場合、親権者等が児童に及ぼす影響を考慮し、真に児童の意向であるかを見極める必要がある。他方で、児童の意向に沿った場合に、客観的に見て明らかに児童に不利益を与えるおそれがあるときには、児童の意向に沿わない監護措置をとる必要がある。

具体的には、例えば、次のような事例が「不当に妨げる行為」に該当しうると考える。

ア 児童に経済的な損失を与える行為

- ・ 児童に金銭の提供等を要求する行為
- ・ 施設等から自立する際、児童が拒否するにもかかわらず、児童が賃貸する住宅への同居を要求する行為や生活の世話を要求する行為
- ・ 児童の意思とは関係なく、児童の名義で売買契約等の契約を行い、不当な負債や義務を負わせる行為

イ 児童の社会生活に支障を生じさせる行為

- ・ 正当な理由なく、児童が必要とする契約や申請に同意せず、又は妨げる行為（携帯電話、奨学金、自立する際の賃貸住宅、旅券等）
- ・ 児童の学校や職場に正当な理由なく、又は児童相談所、施設等との約束に反して無断で訪問、連絡をする行為
- ・ 児童が希望しており、適切と考えられる就職又はアルバイトについて、正当な理由なく、親権者等が同意せず、又は妨げる行為
- ・ 児童の意思に反して、親権者等が希望する職場への就労を執拗に強要する行為
- ・ 児童の就労先に対し、児童に支払うべき賃金を親権者等に支払うよう求める行為
- ・ 児童と親族等の第三者との面会や交流を正当な理由なく妨げる行為

ウ 児童の健康や成長、発達に悪影響を及ぼす行為

- ・ 児童に必要とされる医療（医療機関（精神科を含む。）での診察、検査、治療（薬物療法、処置、手術等）など。入院によるものを含む。）を正当な理由なく受けさせない行為（いわゆる医療ネグレクト。宗教的理由により受

診を拒否する場合、通常は治療を要する傷病であるにもかかわらず、放置しても治ると主張して受診を拒否する場合などを含む。）

児童に必要とされる精神科医療（心療内科を含む。）を正当な理由なく受けさせない場合も含まれる。ただし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく医療保護入院の場合には、保護者の同意が必要であることに留意すること。

- ・ 児童に必要とされる予防接種や健康診査等の保健サービスを正当な理由なく受けさせない行為。ただし、予防接種を行う場合には、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）に基づく保護者の同意が必要であることに留意すること。
- ・ 児童に必要とされる療育等の福祉サービスを正当な理由なく受けさせない行為（療育手帳の申請を妨げる行為を含む。）

なお、医薬品の副作用や予防接種の副反応、検査や治療による後遺症を心配して拒否する場合には、不当に妨げることにならない可能性もあることから、医師の意見等を踏まえて不当な主張であるか判断するよう留意すること。

エ 児童の教育上支障を生じさせる行為

- ・ 学校で通常行われている授業や行事について、正当な理由なく、出席や参加をさせない行為
- ・ 障害のある児童について、特別支援学校又は小中学校（特別支援学級を含む。）を就学先とすることを不服として、当該児童をいずれの学校にも就学させない行為

なお、障害のある児童については、障害の状態に照らし、教育学・医学・心理学等の専門家及び当該児童の保護者の意見を聴取した上で、特別支援学校又は小中学校を就学先とすることとされている。

- ・ 児童の意思に反し、学力等に見合わない学校への進学を要求する行為
- ・ 正当な理由なく、児童が希望する進路に同意しない行為
- ・ 正当な理由なく、児童の意思に反し、児童が通う学校の退学手続や休学手続を行う行為
- ・ 児童の望まない又は参加困難な部活動、習い事、学習塾等を要求する行為

オ 児童や他の児童の監護に悪影響を及ぼすおそれのある行為

- ・ 児童の安定した生活や健全な成長にとって必要と考えられる一時保護所や施設内の規則に違反する行動をとることを児童に指示する行為
- ・ 児童の安定した生活や健全な成長にとって必要と考えられる髪型、服装等とすることに対し、親権者等の好みのものとすることを強いる行為
- ・ 児童に過剰の金銭又は物品を与える行為

(3) その他の場合

上記のほか、次の場合などには、児童の監護に支障を生じるおそれがあり、「不当に妨げる行為」に該当する場合がある。

- ・ 親権者等の主張の内容に明らかに論理的な混乱が見られ、児童の安定した監護に支障がある場合
- ・ 親権者等の主張が合理的な事情がないのに短期間のうちに繰り返し変化するなど一貫性がなく、児童の安定した監護に支障がある場合

3 施設入所等の措置に際しての保護者等への説明

施設や里親等において児童の監護を円滑に行えるよう、児童相談所は、施設入所又は里親等委託の措置を行う際に、保護者や児童に対して次の事項について説明する。

また、児童相談所が一時保護を行う場合にも、これらのうち、必要な事項について説明する。

- (1) 措置をとることとした理由（家族再統合へ向けた指導の方針等）
- (2) 入所中又は委託中の生活に関する事項（施設生活、面会・外出の可否等）
- (3) 入所中又は委託中の監護措置に関する事項（施設長等による監護措置等、これを不当に妨げる行為の禁止、緊急時の施設長等による対応等）等

また、児童に対しては、児童が有する権利や権利擁護のための仕組み（児童から児童相談所への相談、施設における苦情解決の仕組み、社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会への苦情の申し出等）についても児童の年齢や態様等に応じ懇切に説明する。

4 「不当に妨げる行為」があった場合の対応

児童相談所長又は施設長等は、自らがとる監護措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、児童の利益を保護するために必要な監護措置をとることができる。

しかしながら、「不当に妨げる行為」があった場合でも、できる限り親権者等の理解を得て監護措置をとることが望ましい。また、親権者等の理解が得られず、親権者等による「不当に妨げる行為」に苦慮し、児童の安定した監護に支障を及ぼす場合には、法的な解決等を図る必要がある。

このため、「不当に妨げる行為」があった場合には、事例に応じ、次の(1)から(4)までの対応をとり、解決を図ることが考えられる。

その際、犯罪や危険行為など親権者等との調整を行う余地のない行為に対しては、速やかに警察へ通報するなど適切に対応する必要がある。

また、施設長等が「不当に妨げる行為」への該当性や対応方針について判断に迷

う場合には、施設長等は必要に応じて児童相談所に相談することとする。また、児童相談所は、事例の性質に鑑み専門的な判断が必要な場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴くことができる。

なお、親権者等の「不当に妨げる行為」が問題となる事例の多くは、医療機関、学校等の関係機関の協力を得て具体的な解決を図る必要があるものであることから、医療機関、学校等と連携し、規定の趣旨について認識を共有する必要がある。

また、いわゆる医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応については、平成24年3月9日雇児総発0309第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」を参照されたい。

(1) 親権者等への説明

事例に応じ、児童相談所や施設等から、「不当に妨げる行為」を行う親権者等に対して、当該行為が児童の利益の観点から適切ではないことを説明し、児童相談所や施設、里親等が行おうとする監護措置について理解を求める。

その際、親権者等が、法律に基づく親権の正当な行使であることを主張する場合には、必要に応じて、

- ① 親権が子の利益のために行使されるべきものであり、民法（明治29年法律第89号）上もその旨規定されていること
- ② 児童福祉法においては、児童相談所長又は施設長等が必要な監護措置をとることができる旨規定されていること

を説明し、理解を求める。

児童の利益の観点から説明しても理解が得られない場合には、児童福祉法上、親権者等は、児童相談所長又は施設長等による監護措置を不当に妨げてはならない旨規定されており、親権者等の行為がこの「不当に妨げる行為」に該当することについて説明し、調整を図る。

また、当初、施設や里親等が親権者等の説得を試みたものの説得できない場合には、児童相談所から親権者等に対し、施設や里親等の監護措置について理解を求め、調整を図ることも考えられる。

なお、里親の場合には、当初から児童相談所が親権者等への説明を行うことが望ましい。

(2) 面会・通信の制限、接近禁止命令

親権者等に説明を尽くした上でもなお改善が見られない場合には、事例に応じ、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）上の面会・通信の制限や、強制入所措置がとられている場合であれば接近禁止命令の措置で対応することが考えられる。

親権者等に対しては児童相談所からこれらの措置がとられうることを説明し、

監護措置への理解を求める。これによっても理解を得られない場合には、面会・通信の制限や接近禁止命令の措置を検討する。具体的な手続等については、児童相談所運営指針を参照されたい。

(3) 親権制限の審判等の請求

親権者の「不当に妨げる行為」が止まず、話し合いや面会・通信の制限等の措置で対応できないため、問題の解決のために親権者の親権を制限する必要がある場合には、事例に応じ、民法上の親権制限（親権喪失、親権停止又は管理権喪失）の審判を請求することが考えられる。

上述のとおり、児童相談所長又は施設長等は、自らがとる監護措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、児童の利益を保護するために必要な監護措置をとることができるが、法令において明確に親権者等の同意が必要とされている場合等には、問題解決のために親権制限の審判等が必要な場合がある。

そうした場合であってもまずは、児童相談所から親権者に対し、「不当に妨げる行為」が止まないときは親権制限の審判を請求する必要性が生ずることになる旨の説明をすることにより、再度、児童相談所長又は施設長等が行う監護措置について理解を求めることが重要である。

その上で、改善の見込みがないと判断される場合には、児童相談所長による親権制限の審判の請求を検討する。

当該請求の手続等については、児童相談所運営指針を参照されたい。

(4) 安全確保のため緊急の必要があると認められる場合の措置

医療ネグレクトの事案など児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認められる場合には、児童福祉法第33条の2第4項及び第47条第5項において親権者等の意に反しても監護措置をとることができると明記されている。このような緊急の必要がある場合には、上記の手順にかかわらず、児童の利益を最優先に考え、親権者等の意に反しても適切な措置をとることが重要である。

また、当該条項を根拠として施設長等が監護措置を行った場合には、当該児童の入所措置等を行った都道府県等に対し報告する義務があることに留意が必要である。報告の具体的な手続については、児童相談所運営指針を参照されたい。

平成22年度における民間養子縁組あっせん事業の状況について

1. 概要

- 養子縁組のあっせんについては、児童相談所において、要保護児童対策の一環として、保護に欠ける児童が適切な養子縁組を結べるよう、希望者の相談を受け、必要な調査を行い、養子縁組のあっせんを行っている。（平成14年9月5日雇児発第0905004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養子制度等の運用について」）
- 一方、民間事業者が行う養子縁組あっせん事業は、18歳未満の自己の子を他の者の養子とすることを希望する者及び養子の養育を希望する者の相談に応じ、その両者の間において、連絡、紹介等養子縁組の成立のために必要な媒介的活動を反復継続して行う行為をいう。

○養子縁組あっせん事業についての第2種社会福祉事業の届出制度

- ① 養子縁組あっせん事業は社会福祉法第2条第3項第2号に規定する「児童の福祉の増進について相談に応ずる事業」(第2種社会福祉事業)に当たり、実施するには開始届を都道府県知事等に提出しなければならない。
- ② 都道府県知事等は、事業者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は事業経営の状況を調査させることができる。
- ③ 都道府県知事等は、届出をした事業者が、虚偽の報告をし、調査を拒み、又は事業に関し不当に営利を図るなどした場合は、事業を営営することを制限し、又は停止を命じることができる。
- ④ 都道府県知事等は、届出をしない事業者が、事業に関し不当に営利を図るなどした場合には、事業を営営することを制限し、又は停止を命じることができる。
- ⑤ ③・④の制限・停止命令に従わず事業を続けた場合には6月以下の懲役又は50万円以下の罰金の罰則がある。また、営利を目的として養子縁組のあっせんを行う行為は児童福祉法において禁止されており、違反した場合は3年以下の懲役又は100万円以下の罰金の罰則がある。

○「養子縁組あっせん事業の指導について」（昭和62年10月31日雇児発第902号厚生省児童家庭局長通知）

- ・届出や調査、事業報告書・収支計算書等の手続、都道府県知事等による指導上の留意事項 など
- ・営利を目的として養子縁組のあっせんを行う行為は、児童福祉法第34条で禁止されている。ただし、交通、通信等に要する実費又はそれ以下の額を徴収することは差し支えない。

※国際養親縁組については、児童の権利に関する条約第21条（b）の規定により、出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合に限り、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することが認められるとされている。

○「養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者から受け取る金品に係る指導等について」

（平成18年8月28日雇児福発第0828001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）

- ・実費以外の金銭は受領できないこと、寄付金は任意に限り養子縁組手続完了前の寄付金の受領及び約束をしないこと、など

2. 平成22年度養子縁組あっせん事業者一覧（第2種社会福祉事業の届出のあるもの）

	所在地	事業者名	運営主体	事業開始	職員数(単位:人)					
					事務職	相談員	医師	弁護士	その他	合計
1	茨城県	アクロスジャパン	任意団体	平成21年度	2	3	1	1	2	9
2	埼玉県	大羽賀 秀夫	個人	平成18年度	0	0	0	0	2	2
3	埼玉県	鮫島 浩二	個人	平成元年度	2	0	2	0	4	8
4	千葉県	赤ちゃんの命を守る会	任意団体	平成22年度	2	8	1	1	2	14
5	東京都	社会福祉法人日本国際社会事業団	社会福祉法人	昭和27年度	5	15	0	0	0	20
6	東京都	宗教法人末日聖徒イエス・キリスト教会	宗教法人	平成3年度	1	1	1	1	2	6
7	東京都	インターナショナルファミリーサービス	任意団体	平成8年度	1	3	0	2	0	6
8	東京都	NPO ベビーライフ	任意団体	平成21年度	2	3	1	0	4	10
9	東京都	特定非営利活動法人環の会	特定非営利活動法人	平成3年度	4	1	1	0	2	8
10	仙台市	ジャパンアライヴアダプション	任意団体	平成20年度	1	2	0	0	0	3
11	静岡市	宗教法人世界青年宣教会 愛の決心	宗教法人	平成3年度	3	15	0	0	0	18
12	名古屋市	NPO Babyぽけっと	任意団体	平成22年度	4	4	0	0	0	8
13	大阪市	社団法人家庭養護促進協会[大阪事務所]	社団法人	昭和36年度	0	5	0	0	4	9
14	神戸市	社団法人家庭養護促進協会[神戸事務所]	社団法人	昭和36年度	0	4	0	0	1	5
15	岡山市	岡山県ベビー救済協会	任意団体	平成4年度	1	0	12	1	0	14

3. 平成22年度 養子縁組あっせん事業者に関する調査（相談の状況）

	所在地	事業者名	平成22年度新規に受け付けた相談の実件数					
			養親になることを希望する者からの相談			養子に出すことを希望する者からの相談		
			希望者が 国内に居住	希望者が 国外に居住	計	希望者が 国内に居住	希望者が 国外に居住	計
1	茨城県	アクロスジャパン	45	86	131	65	3	68
2	埼玉県	鮫島 浩二	60	5	65	16	0	16
3	埼玉県	大羽賀 秀夫	84	1	85	34	0	34
4	千葉県	赤ちゃんの命を守る会	0	7	7	4	0	4
5	東京都	特定非営利活動法人環の会	356	11	367	45	0	45
6	東京都	インターナショナルファミリーサービス	1	2	3	1	0	1
7	東京都	社会福祉法人日本国際社会事業団	312	109	421	111	1	112
8	東京都	宗教法人末日聖徒イエス・キリスト教会	0	0	0	0	0	0
9	東京都	NPOベビーライフ	160	32	192	123	0	123
10	仙台市	ジャパンアライヴアダプション	2	0	2	0	0	0
11	静岡市	宗教法人世界青年宣教会 愛の決心	16	5	21	11	0	11
12	名古屋市	NPOBabyぼけっと	84	1	85	38	0	38
13	大阪市	社団法人家庭養護促進協会 大阪事務所	50	0	50	50	0	50
14	神戸市	社団法人家庭養護促進協会 神戸事務所	29	1	30	8	0	8
15	岡山市	岡山県ベビー救済協会	42	1	43	18	0	18
合 計			1,241	261	1,502	524	4	528

4. 平成22年度 養子縁組あっせん事業者に関する調査（あっせんの成立状況）

	所在地	事業者名	養子縁組あっせんの成立状況					
			普通養子縁組			特別養子縁組		
			希望者が 国内に居住	希望者が 国外に居住	計	希望者が 国内に居住	希望者が 国外に居住	計
1	茨城県	アクロスジャパン	0	0	0	2	2	4
2	埼玉県	鮫島 浩二	0	0	0	5	0	5
3	埼玉県	大羽賀 秀夫	0	0	0	26	0	26
4	千葉県	赤ちゃんの命を守る会	0	0	0	0	2	2
5	東京都	特定非営利活動法人環の会	0	0	0	6	0	6
6	東京都	インターナショナルファミリーサービス	0	0	0	0	1	1
7	東京都	社会福祉法人日本国際社会事業団	0	0	0	6	3	9
8	東京都	宗教法人末日聖徒イエス・キリスト教会	0	0	0	0	0	0
9	東京都	NPOベビーライフ	0	0	0	0	5	5
10	仙台市	ジャパンアライヴアダプション	0	0	0	0	0	0
11	静岡市	宗教法人世界青年宣教会 愛の決心	0	0	0	2	0	2
12	名古屋市	NPOBabyぽけっと	0	0	0	2	0	2
13	大阪市	社団法人家庭養護促進協会 大阪事務所	0	0	0	0	0	0
14	神戸市	社団法人家庭養護促進協会 神戸事務所	0	0	0	4	0	4
15	岡山市	岡山県ベビー救済協会	0	0	0	1	0	1
合 計			0	0	0	54	13	67

5. 平成22年度 養子縁組あっせん事業者に関する調査（実費等の受領の状況）

【事業者ごと・成立ケースのみ】

	所在地	事業者名	成立件数	実費等の受領の有無(受領あり;○、受領なし;×)		
				実費	会費	寄附金
1	茨城県	アクロスジャパン	4	○	×	×
2	埼玉県	鮫島 浩二	5	○	×	×
3	埼玉県	大羽賀 秀夫	26	○	×	○
4	千葉県	赤ちゃんの命を守る会	2	○	×	○
5	東京都	特定非営利活動法人環の会	6	○	○	○
6	東京都	インターナショナルファミリーサービス	1	×	○	×
7	東京都	社会福祉法人日本国際社会事業団	9	○	×	×
8	東京都	宗教法人末日聖徒イエス・キリスト教会	0	×	×	×
9	東京都	NPOベビーライフ	5	○	×	○
10	仙台市	ジャパンアライヴアダプション	0	○	×	×
11	静岡市	宗教法人世界青年宣教会 愛の決心	2	○	×	×
12	名古屋市	NPOBabyぽけっと	2	○	×	○
13	大阪市	社団法人家庭養護促進協会 大阪事務所	0	×	○	○
14	神戸市	社団法人家庭養護促進協会 神戸事務所	4	×	○	○
15	岡山市	岡山県ベビー救済協会	1	○	×	○
成立件数の合計、受け取った金品の額の平均			67	平均：468千円 (0～1,990千円)	平均：134千円 (0～1,000千円)	平均：436千円 (0～1,800千円)

(参考1) 民間養子縁組あっせん事業の状況について (平成18年度～平成22年度)

① 相談の状況

(単位：件)

区分 年度	養親になることを希望する者からの相談			養子に出すことを希望する者からの相談		
	希望者が 国内居住	希望者が 国外居住	計	希望者が 国内居住	希望者が 国外居住	計
平成18年度	743	153	896	201	163	364
平成19年度	749	150	899	340	77	417
平成20年度	734	115	849	231	142	373
平成21年度	1,018	232	1,250	338	3	341
平成22年度	1,241	261	1,502	524	4	528

② あっせんの成立状況

(単位：人)

区分 年度	普通養子縁組			特別養子縁組		
	養親が国内 に居住	養親が国外 に居住	計	養親が国内 に居住	養親が国外 に居住	計
平成18年度	0	0	0	22	10	32
平成19年度	0	0	0	20	2	22
平成20年度	0	0	0	36	6	42
平成21年度	1	0	1	33	6	39
平成22年度	0	0	0	54	13	67

(参考2) 里親、乳児院及び児童養護施設の児童の養子縁組による措置解除数

区分 年度	里親	乳児院	児童養護施設	計
平成20年度	166	53	32	251
平成21年度	226	41	14	281
平成22年度	239	45	25	309

家庭福祉課調べ



IFCO2013 大阪 世界大会 の開催について

このたび、下記のとおりIFCO世界大会を2013年に大阪で開催することが決定いたしました。この大会の日本招致にご賛同いただいた各関係機関の皆様から心から御礼申し上げます。

<IFCO2013 大阪世界大会の開催について(一部予定)>

日程: 2013年9月14日(土)～16日(月・祝日) ※13日午後から受付開始予定

会場: 大阪国際交流センター

主催: 全国里親会、IFCO2013 大阪世界大会実行委員会、資生堂社会福祉事業財団

IFCO(イフコ)とは

IFCO(International Foster Care Organisation、国際フォスターケア機構)は、家庭養護の促進と支援を目的とした世界で唯一の国際的ネットワーク機構です。1981年に結成されて、現在ではその会員は世界60カ国以上に広がっています。

IFCOは、文化・宗教・地域を超えた活動のステージです。そこでは社会的養護を受ける全ての子どもたちの権利と福祉を保障するために、様々な立場や専門職がひとつになって経験や知識そして情報を分かち合い、支え合います。

IFCO世界大会

IFCOの世界大会は隔年で開催されます。前回2011年はカナダ・ビクトリアで、前々回2009年はアイルランド・ダブリンで開催されましたが、アジア招致は日本が初めてとなります。毎回数百人の参加者が世界中から集まり(2011年大会は700名以上の参加者がありました)日本からも、アイルランド大会に25名、カナダ大会には50名以上の方が参加されました。

世界大会の参加者は様々な立場や専門職で構成されます。主なものを挙げると、子ども、社会的養護経験者、里親、親族里親、ケアワーカー、里親の実子、ソーシャルワーカー、セラピスト、教育関係者、研究者、法律関係者、政治家、そして政策立案者などです。

大会の進行形式や内容は、一般的な国際学会よりもカジュアルなものです。基調講演などによる発表もありますが、大会内容の半分以上を占めるのはワークショップ形式の分科会です。世界的に著名な研究者によるものから、一般の里親や社会的養護経験者によるものまで、幅広い内容のワークショップがもたれます。